

日野市議会会議録

平成4年第2回定例会

第16号～第22号

6月11日 開会

6月25日 閉会

日野市議会

日野市立図書館 81-7354



1793817

平成4年 第2回定例会日程

- | | | |
|-------|-------|--------------------------------|
| 6月11日 | (木曜日) | 会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程、
請願上程 |
| 6月12日 | (金曜日) | 一般質問 |
| 6月15日 | (月曜日) | 一般質問 |
| 6月16日 | (火曜日) | 一般質問 |
| 6月17日 | (水曜日) | 一般質問 |
| 6月18日 | (木曜日) | 一般質問、議案上程 |
| 6月25日 | (木曜日) | 審査報告、議案上程 |

平成 4 年
第 2 回定例会 日野市議会会議録目次

○ 6 月 11 日 木曜日 (第 1 日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
行政報告	6
諸般の報告	7

(選挙)

日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	7
---------------------------	---

(議案上程)

議案 第 51 号	日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処 分の報告承認について	9
議案 第 52 号	平成 3 年度日野市一般会計補正予算 (第 6 号) の専 決処分の報告承認について	12
議案 第 53 号	豊田排水樋管新設工事委託契約の変更に関する専決 処分の報告承認について	19
議案 第 54 号	日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制 定について	22
議案 第 55 号	日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制 定について	23
議案 第 56 号	平成 4 年度日野市一般会計補正予算 (第 1 号)	43
議案 第 57 号	市道路線の一部廃止について	57
議案 第 58 号	市道路線の廃止について	57
議案 第 59 号	市道路線の認定について	57

議案	第 60 号	日野市役所電算室特殊附帯設備工事請負契約の締結 について	59
議案	第 61 号	(仮称)日野市栄町サービスセンター新築工事に関 する協定の締結について	62
議案	第 62 号	人権擁護委員の推薦について	63
(報告)			
報告	第 2 号	平成 3 年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	64
報告	第 3 号	平成 4 年度日野市土地開発公社事業計画の報告につ いて	65
報告	第 4 号	平成 4 年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の 報告について	66
報告	第 5 号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告に ついて	68
(請願上程)			
請願	第 4-9 号	旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願	70
請願	第 4-10 号	多摩川自治会の建築許可に関する請願	70
散	会		70
○ 6 月 12 日 金曜日 (第 2 日)			
出	席	議 員	71
欠	席	議 員	71
出	席	説 明 員	72
議	事	日 程	72
開		議	73
(一般質問)			
谷 長一議員			
1.	日野市財政その後について問う (2 回目)		73
2.	市民に親しまれる豊南橋を架橋せよ		81
旗野行雄議員			
1.	再び新生産緑地法に係る諸問題について		84

2.	憲法問題について (国際協力を中心として)		97
鈴木美奈子議員			
1.	日野市リサイクル都市条例の設置について		101
2.	車いすで安心して歩けるまちを		111
3.	憲法違反の自衛隊海外派兵と従軍慰安婦問題について		114
竹ノ上武俊議員			
1.	労働時間短縮に実効性のある労働基準法の抜本的改正のために		119
2.	農業助成金制度で農地を守ろうと問う		131
3.	市道の交通安全対策をと問う		138
散	会		142
○ 6 月 15 日 月曜日 (第 3 日)			
出	席	議 員	143
欠	席	議 員	143
出	席	説 明 員	144
議	事	日 程	144
開		議	145
(一般質問)			
古賀俊昭議員			
1.	日野台一丁目の公園 (モリタ興産移転跡地) の利用形態について今後 の市の方針を問う		145
2.	災害から市民生活を守るために——消防団の通信手段確保と防災情報 センターの充実に向けて——		148
3.	憲法記念行事に異議あり		159
馬場繁夫議員			
1.	「農」のある「アメニティ都市空間」の促進について		167
2.	安心できる「長寿社会」を築くために		177
宮沢清子議員			
1.	七生支所を高幡駅前に移設して七生公会堂の整備拡充を		190
2.	程久保、百草、三沢、南平地域等の道路を安全に安心して通行できる よう整備を		199

3. 日の出町谷戸沢処分場問題について（リサイクル化の更なる促進を）	204
一ノ瀬 隆議員	
1. 日本一の学校給食をめざして	213
福島敏雄議員	
1. 市民がもっと参加しやすいリサイクル運動を	226
散 会	234
○ 6月16日 火曜日（第4日）	
出 席 議 員	235
欠 席 議 員	235
出 席 説 明 員	236
議 事 日 程	236
開 議	237
（一般質問）	
佐藤洋二議員	
1. 万願寺歩道橋（ふれあい橋）の安全対策は何処へ行ってしまったのか	237
2. 特別展「太古の日野・アケボノゾウの時代」の成功に向けて	243
奥住日出男議員	
1. 「ゆとり社会」の実現と行政サービスについて	251
下村 功議員	
1. 本庁内の狭隘な職場環境の改善について	265
2. 支所の統廃合と今後の在り方について	273
沢田研二議員	
1. 学校5日制実施に向けての、その後の対応策を問う	273
2. 日野市の文化・スポーツ諸施設の有効活用について問う	282
小山良悟議員	
1. 市民が望む市立総合病院と医療行政の方向について問う	296
土方尚功議員	
1. 行政報告から問う	313
散 会	316

○ 6月17日 水曜日（第5日）	
出 席 議 員	317
欠 席 議 員	317
出 席 説 明 員	318
議 事 日 程	318
開 議	319
（一般質問）	
板垣正男議員	
1. 「広報ひの」の文字を大きくして読みやすくされたい	319
2. 乳幼児医療無料化を3歳まで引き上げられたい	322
3. 日野台一丁目広場（公園）計画の見通しについて	328
4. 革新市政の基本姿勢と日本共産党の立場について	332
天野輝男議員	
1. 7年間長期計画の後期事業計画につき問う	341
2. 各駅周辺の駐輪場につき問う	355
小川友一議員	
1. 道について	357
藤林理一郎議員	
1. 小中学校々庭に防犯灯の設置について問う	370
田原 茂議員	
1. 日野市住宅基本条例を早期に制定せよ！	379
散 会	389
○ 6月18日 木曜日（第6日）	
出 席 議 員	391
欠 席 議 員	391
出 席 説 明 員	392
議 事 日 程	392
開 議	395
（一般質問）	
執印真智子議員	

1. 市民参加の市立総合病院づくりをすすめよ	395
米沢照男議員	
1. 日本共産党の「納税者憲章」の提案について	417
2. 保育行政のいっそうの充実を	421
3. 中小企業の実態とその対策について	428
4. 平山1・2丁目の道路(日3・4・18)延長計画について	432
内田 勲議員	
1. 「多摩平処理場廃止に伴う跡地利用は地域住民のために」	435
(議案上程)	
議案 第63号 日野市の休日を守る条例の一部を改正する条例の制定について	443
議案 第64号 日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	443
議案 第65号 日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	443
議案 第66号 日野市職員の育児休業等に関する条例の制定について	443
議案 第67号 日野市立シルバー人材センター条例の一部を改正する条例の制定について	467
議案 第68号 日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	468
議案 第69号 日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-2)工事請負契約の締結について	470
議案 第70号 日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-3)工事請負契約の締結について	470
議案 第71号 日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-4)工事請負契約の締結について	470
議案 第72号 日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-5)工事請負契約の締結について	470
議案 第73号 日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-6)工事請負契約の締結について	470

議案 第74号 日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区(4-4)工事請負契約の締結について	474
散 会	476
○6月25日 木曜日(第7日)	
出席議員	477
欠席議員	477
出席説明員	478
議事日程	478
開 議	483
(訂正)	
議案第55号日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の訂正について	483
(議案審査報告) (総務委員会)	
議案 第63号 日野市の休日を守る条例の一部を改正する条例の制定について	484
議案 第64号 日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	493
議案 第65号 日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	499
議案 第66号 日野市職員の育児休業等に関する条例の制定について	499
(総務・厚生)	
議案 第56号 平成4年度日野市一般会計補正予算(第1号)	500
(厚生委員会)	
議案 第54号 日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について	502
議案 第67号 日野市立シルバー人材センター条例の一部を改正する条例の制定について	502
議案 第68号 日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	502

(建設委員会)

- 議案 第 55 号 日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定について 504
- 議案 第 57 号 市道路線の一部廃止について 507
- 議案 第 58 号 市道路線の廃止について 507
- 議案 第 59 号 市道路線の認定について 507

(請願審査報告)

(文教委員会)

- 請願 第 3-10 号 学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情 508
- 請願 第 3-23 号 「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情 512
- 請願 第 3-30 号 安心して飲める水道水の水質基準に関する請願 513
- 請願 第 3-36 号 日野市民葬斎場建設促進に関する請願 513
- 請願 第 4-4 号 乳幼児(3歳未満)医療費無料制度を求める陳情 513
- 請願 第 4-6 号 神明・大坂上地区に児童館(七小小学童クラブを含む)と図書館を設置することに関する請願 513

(継続審査)

(総務委員会)

- 請願 第 3-11 号 日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願 515
- 請願 第 3-12 号 拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情 515
- 請願 第 4-1 号 米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情 515
- 請願 第 4-2 号 横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情 515
- 請願 第 4-3 号 労働時間短縮についての陳情 515
- 請願 第 4-7 号 請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情 515
- 請願 第 4-9 号 旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願 515
- 請願 第 4-8 号 七ツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情 515

(厚生委員会)

- 請願 第 2-24 号 「(仮称)浅川公会堂建設」に関する請願 516
- 請願 第 2-25 号 中ホール建設に関する請願 516
- 請願 第 3-17 号 日野市市民多目的ホール新設に関する請願 516
- 請願 第 3-29 号 東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情 516
- 請願 第 4-5 号 日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情 516

(建設委員会)

- 請願 第 2-4 号 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 516
- 請願 第 2-28 号 大坂上二丁目の「(仮称)日野マンション」の建設計画に関する請願 516
- 請願 第 3-4 号 区画整理の諸点についてご配慮下さいの請願 516
- 請願 第 3-5 号 まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願 516
- 請願 第 3-19 号 高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願 516
- 請願 第 3-31 号 都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願 516
- 請願 第 3-33 号 山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願 516
- 請願 第 3-34 号 団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願 516
- 請願 第 4-10 号 多摩川自治会内の建築許可に関する請願 516

(継続審査議決)

- 議会運営委員会の継続審査議決に関する件 517
- 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 517
- スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 517
- 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 518
- 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 518
- 午後11時29分休憩後、再開に至らず閉会 518

6月11日 木曜日 (第1日)

平成4年 日野市議会会議録 (第16号)
第2回定例会

6月11日 木曜日 (第1日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 保木シゲル君

議事日程

平成4年6月11日(木)
午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 諸般の報告
(選挙)
- 日程第 5 日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

(議案上程)

- 日程第 6 議案 第 51 号 日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について
- 日程第 7 議案 第 52 号 平成3年度日野市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告承認について
- 日程第 8 議案 第 53 号 豊田排水樋管新設工事委託契約の変更に関する専決処分の報告承認について
- 日程第 9 議案 第 54 号 日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案 第 55 号 日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案 第 56 号 平成4年度日野市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 12 議案 第 57 号 市道路線の一部廃止について
- 日程第 13 議案 第 58 号 市道路線の廃止について
- 日程第 14 議案 第 59 号 市道路線の認定について
- 日程第 15 議案 第 60 号 日野市役所電算室特殊附帯設備工事請負契約の締結について
- 日程第 16 議案 第 61 号 (仮称)日野市栄町サービスセンター新築工事に関する協定の締結について
- 日程第 17 議案 第 62 号 人権擁護委員の推薦について
(報告)
- 日程第 18 報告 第 2 号 平成3年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 19 報告 第 3 号 平成4年度日野市土地開発公社事業計画の報告について
- 日程第 20 報告 第 4 号 平成4年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について
- 日程第 21 報告 第 5 号 議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について
- (請願上程)
- 日程第 22 請願 第 4-9 号 旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 23 まで

午前10時33分 開会

○議長（黒川重憲君） これより平成4年第2回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

28番 名 古 屋 史 郎 君

29番 竹 ノ 上 武 俊 君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（土方尚功君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

6月8日2時から議会運営委員会を開催いたしまして、協議の結果、会期は本日より6月25日まで15日間と決定をいたしました。

議案その他の状況については、お手元に配付した資料のとおりであります。

なお、今回から初回の会期の決定以降議案上程、請願上程まで1日の日程といたしました。今後ともひとつよろしくお願ひしたいとともに、理事者側からは追加議案の上程の予定の発言がありました。

以上、報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から6月25日まで期日15日間と決定いたしました。

次に、日程第3に入る前に理事者から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。市長。

○市長（森田喜美男君） 去る4月21日付で人事発令を行いました。次のとおり説明員の変更をいたしましたので御報告をいたします。

総務部長、小林 修。（理事者あいさつ）

生活文化部長、藤本享一。(理事者あいさつ)

建設部長、小俣雅義。(理事者あいさつ)

学校教育部長、糸川 滋。(理事者あいさつ)

以上のとおりでございます。よろしく御指導のほどお願いを申し上げまして報告させていただきます。

○議長(黒川重憲君) 次に日程第3、市長から行政報告を求めます。

〔市長 登壇〕

○市長(森田喜美男君) さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について私より報告を行い、他は提出資料をもって報告にかえさせていただきたいと思ます。

一つ、庁内プロジェクトチームの調査状況について。

昨年12月の定例会におきまして、当面する5件の行政課題、一つ、七生村土地改良区対策、2. リサイクル行政の推進、3. クリーンセンター業務用地の拡張と対策、4. 環境行政の推進、5. 平山京王緑地防災対策の5件について庁内チームを編成し、課題解決に向けて取り組んでいきたいと報告を申し上げます。

各チームは、関係組織の合議によって行政方向を決定し、また具体的な取り組みを進めているところであります。

1. 七生村土地改良区対策としては、理事長の高橋通夫さんに対し市長より、公益法人組合の権利と義務に属する事項を公共団体である市に移管されるよう促しましたところ、私法的なまだ見解を述べられまして合意に至りませんでした。今後、都に指導をお願いをするいきさつとなっております。

2. リサイクル行政の推進に関しては、クリーンセンターが所管をする清掃行政の一环に位置づけて組織することといたします。

3. クリーンセンター業務用地の拡張と対策につきましては、隣接の建設省京浜工事事務所が所管される国有地の一部、当面、2500平方メートルほどの土地の借用が具体化しつつあります。リサイクル業務を目的として、ストックヤード、作業施設、簡易倉庫等を設けてリサイクル機能に充てたい計画であります。

4. 環境行政の推進は、今後の施策をもって具体化する考えであります。

5. 平山京王緑地防災対策は、予備費充当で崩落箇所の立木伐採と、それからオーバーハングしております土砂を落として、その下に木柵を設け暫定措置を実施したところがあります。今後、境界を明らかにして公園化の工事を進める考えであります。

なお新たに、一つ、第三次基本構想、基本計画に関する事務、2. 市制30周年記念事業に関する事務、3. TAMAライフ21事業に関する事務、4. 公営斎場設立に関する事務について、同じく庁内チームの編成と調査を指示いたしております。

この際、報告を申し上げて議会の御理解をお願いしておきたいと思ます。以上です。

○議長(黒川重憲君) 収入役以下については、報告書のとおりですので報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。(「議事進行」と呼ぶ者あり)
古賀俊昭君。

○26番(古賀俊昭君) 今、市長から行政報告が行われたわけですが、収入役以下の行政報告については、細かい資料、数字等を含めたものが私どもの手元に来ております。せめて市長の行政報告、現在では質疑がなくなっておりますので、項目だけでも私どもに文書で配付すべきではないかというふうに思うんですね。できれば要点などとしたものが配付されていればそれにこしたことはないと思うんですが、その点、庁内検討チームの調査状況についてということだけでは、今お聞きただけで書きとめられなかったことについては、全く後日速記が起こされるまで私ども確認のしようがないということになってしまいますので、この点の工夫を求めたいと思ます。いかがでしょうか。議長の方にちょっと御見解を承りたいと思ます。

○議長(黒川重憲君) ただいま古賀議員からの議事進行のとおり、市長の方よろしくをお願いを申し上げます。

次に日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりです。事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般について質疑に入ります。なければ、これをもって諸般の報告を終わります。

これより日程第5、日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思ますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦に

よることに決しました。

お諮りいたします。選挙の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市選挙管理委員会委員に

守屋聰英、日野市三沢672番地、昭和4年3月7日生

同じく

井内清治、日野市百草999番地

百草団地275-106、昭和21年1月19日生

同じく

小町喜三、日野市東豊田四丁目19番地の4

昭和2年9月12日生

同じく

陶山三男、日野市多摩平四丁目10番地の1

多摩平団地28棟1号、大正11年8月6日生

同補充員順位第1、井上信衛

日野市日野本町四丁目11番地の12

大正12年12月7日生

同補充員順位第2、泉 良和

日野市程久保八丁目33番地の10

大正12年11月15日生

同補充員順位第3、中山剛司

日野市百草971番地の81

昭和11年1月8日生

同補充員順位第4、角田節子

日野市百草999番地

百草団地131-301

昭和5年3月2日生

の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が日野市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

これより議案第51号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第51号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法等の改正により日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成4年4月4日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたしますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） それでは議案第51号、日野市市税条例の改正、御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法並びに租税特別措置法など法令の一部改正がなされまして、平成4年3月31日交付をされました。この改正に伴いまして市税条例を改めるものでございます。条文につきましては、国で示しております条例準則に従って整備をしております。

なお、専決処分は4年4月4日にさせていただいております。改正の主な点につきましては、お手元に配付させていただきました説明書の1ページの中段に書きましたが、個人住民税の非課税範囲の引き上げ、みなし法人課税の特例措置の廃止、生産緑地地区の固定資産並びに都市計画税の徴収の方法、特別土地保有税の課税特例措置の1年延長、この4点が主なものでございます。そのほかの改正につきましては、法令等の改正に伴う条文の整理でございます。

それでは、主な点につきまして新旧対照表によって御説明申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。まず、24条の2でございますけれども、個人市民税の非課税の範囲を定めております。この24条の2は、均等割の規制でござい

ます。

なお、14ページの最下段に付則の第5条の5というのがございますが、こちらでは所得割の方の非課税を定めたものでございます。同一内容の改正でございますので一緒に御説明申し上げたいと思います。これら非課税の限度額の制度というものは、御存じのとおり低所得者層の負担の軽減、これを図るために設けられた制度でございます。その額は生活扶助費を目安にしまして、これを下回らないということで現在まで至っておるわけでございます。今回の改正もその趣旨に沿った改正でございます。

内容につきましては、控除対象配偶者、あるいは扶養親族をお持ちの場合の加算額が、均等割の方では従来は4万円でしたが、これを8万円に、付則の所得割の方では15万円を19万円に、それぞれ4万円ずつ引き上げる改正でございます。

なお、この改正によりまして標準家庭、夫婦、子供2人、4人家族の場合に給与収入で見ますと、均等割で229万2,000円、所得割におきましては245万円、以下につきましては、それぞれ非課税になるということになるわけでございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。18、19ページの中段に付則13条の4の2という条文がございます。これは新たに新設した条文でございます。生産緑地にかかわる4年度分の課税の方法を示したものでございます。これは地方税法の付則が改正されまして、市街化区域の農地の固定資産税、いわゆる生産緑地を含むものでございますが、平成4年度に限って、その土地が平成4年、ことしの12月31日までの間に生産緑地に指定されることが確実であると、このように市長が認めた場合には、年度当初から農地並み課税で仮算定して課税するという方法でございます。

したがって、ことしの4月から既に生産緑地に指定されるであろうという地区につきましては、宅地並み課税をせず農地並み課税を日野市でもしております。このような改正でございます。

次に22ページ、23ページでございます。中段に15条の4というのがございます。付則の15条の4でございます。これは適用期限を1年延期する内容でございますが、特別土地保有税、これのうち、いわゆるミニ保有税を規定したものでございます。三大都市圏の特定市に関する特例といたしまして本来の特別土地保有税、これにつきましては1000平米以上でございますが、この地域につきましては330平方メートル以上に課税できる、こういう規定を時限立法化されたわけでありまして、この適用期限を平成5年3月31日まで1年間延長するという改正内容でございます。

次に24ページ、25ページでございます。付則16条の3の改正でございます。

これは、みなし法人課税、これを選択した場合における特例を定めた条項でございます。これは廃止する、削除するというところでございます。今回、租税特別措置法が改正されまして、所得税は平成5年度から、住民税につきましては平成6年度から廃止されるということになりましたので、この条項を削除するものでございます。

このみなし法人の課税というのは、御存じかと思いますが、個人の事業主で経理区分が明確にされている事業者、これに対しては法人並み課税を受ける道を開いていた規定でございます。この優遇措置でございますね。例えば、事業所得の計算の過程で必要経費を引いておいて、さらに給与所得の控除を適用するというような優遇措置を講じておったわけでございますが、不公平税制の一つとして給与所得者との間に非常に不公平があるのではなかろうかということで、税制調査会で再三指摘をされておりましたが、今回この改正に至ったということで、市民税の場合には平成6年度から廃止されるという内容でございます。そのほかにつきましては条文整理でございます。

5ページの付則にお戻りいただきたいと思います。下段に付則として施行期日を定めております。平成4年4月1日から適用される改正でございます。ただし書きは、みなし法人の関係でございますので平成6年4月1日からの適用、このようになっております。2条以降につきましては、それぞれの改正規定の経過措置をうたったものでございます。

以上で御説明を終わりたいと思います。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第51号、日野市市税条

例の一部を改正する条例制定の専決処分報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第52号、平成3年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第52号、平成3年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成3年度日野市の一般会計補正予算第6号であります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成4年3月31日付で専決処分したものであります。補正額は歳入歳出それぞれ1億2,292万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を445億862万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、議案の第52号でございます。お手元にお配りしております平成3年度日野市一般会計補正予算第6号について御説明を申し上げたいと思います。

ただいま提案いたしましたように、第1条につきましては1億2,292万8,000円を歳入歳出減額するものでございます。なお第2条につきましては、第2表の地方債の補正をお願いするものでございます。なお、この専決につきましては、平成4年3月31日に専決処分したものでございます。

それでは、内容を御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入につきましては例年どおりでございますが、国庫あるいは都の支出金、あるいは最終の事業の決定したものによつての大きな相違部分につきまして専決を御承認いただくものでございます。

まず市税につきましては、特別土地保有税の歳入増でございます。細部にわたっては後ほど御説明を申し上げます。

なお、2の地方譲与税の中の1番目の消費譲与税でございます。減額でございますが、景気の影響による減額でございます。

なお3番目の利子割交付金につきましては、3月補正の第5号のときにも減額をお願いいたしました。なお、最終的には1,310万2,000円の減額でございます。

なお、4項以降10項までにつきましては確定による先ほど申し上げました国庫、あるいは都の支出金によるものでございます。なお、寄附金につきましては6件でございます。

16の市債につきましては、2億8,590万の減額でございます。自転車駐輪場用地の問題、乗鞍高原日野山荘の減額部分でございます。よつて歳入部分で減額、1億2,292万8,000円でございます。

なお、4ページ、5ページについてお願いしたいと思います。歳入に関連しての歳出部分でございます。市には対象減が大きな理由でございます。なお契約等の差金もございます。この二つが大きな歳出の減、あるいは増の理由でございます。

なお、5ページのところで第2表の地方債の補正でございます。歳入の中で大枠を説明申し上げましたが、（仮称）日野駅西第5自転車駐車場用地の取得でございます。限度額を3億円と定めて東京都、あるいは折衝をやつてきたわけでございますが、都制度の活用が無利子であるわけでございます。ただし、これは用地取得に対する問題でございます。各市の市債の関係が大幅に上回つたためにここに半額だけを限度額が認められたということでございます。なお、仮称、ここは青年の森あづみ荘の新築というふうに書いてございますが、当初予算の名称等の関連でここに整理させていただくものでございます。大蔵との基準、あるいは日野山荘における一定の特殊負債を除いて、すべてルールどおりには市債をいただいております。このような理由で地方債の補正をここにお願いするものでございます。

なお、細部にわたっては歳入部分から簡単に説明を申し上げます。

10ページ、11ページでございます。内容につきましては、1の特別土地保有税につきましては1件、12ページ、13ページにつきましては、先ほども申し上げました1目の消費譲与税でございます。消費税の収入額の減による理由でございます。なお、以下は省略をさせていただきたいと思います。

なお14ページ、15ページの利子割交付金でございます。先ほども申し上げましたが、最終の額の確定によるものでございます。

なお16ページ、17ページ、1目の地方交付税でございます。もちろん、これも額の確定でございますが、特別交付税としての決定でございます。特殊学級、あるいは文化財保護、中小企業等の対応の歳入でございます。

なお18ページ、19ページ、大きくは款の9、国庫支出金、1の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金でございますが、すべてが実績に基づく対象者減、あるいは確定によるものでございます。特に2節の老人福祉費の負担金の中で一番上段でございます。老人保護措置費が2,200万強の減額になっております。当初予算の中では193の見込みが、最終167名という対象減でございます。

なお20ページ、21ページをお開きいただきたいと思っております。1目の民生費の国庫補助金でございます。これも、もちろん対象減によるものとあわせて制度改正が伴っているものでございます。内容につきましては略させていただきますと思っております。

なお22ページ、23ページ、4目の教育費の国庫補助金の中で10節の体育費の補助金でございます。説明欄記載のとおり、これは新規に確定したものでございます。

なお24ページ、25ページでございます。1目の民生費の都の負担金でございます。国庫支出金の関連による都の単独制度等の問題もあるわけでございますが、その確定による額の決定を見ての補正でございます。

内容につきましては省略をさせていただきますが、特に26ページ、27ページ、1目の総務費の都の補助金でございます。3節の市町村振興交付金でございます。9,230万の増でございます。この交付金につきましては、当初6事業を予定したわけでございますが、最終的に9事業が交付対象になりましたので、ここに補正をお願いするものでございます。

なお、以下33ページまでは略させていただきますと思っております。

なお34ページ、35ページ、目の土木費の都の補助金でございます。2節の都市計画費の補助金、3,800万強の減額でございます。説明欄記載のとおり、一番下の部分が大きな理由でございます。国土利用計画法の委任事務、大変件数が減になっております。国土利用計画法の件数減による、これは事務費の補助金でございます。

なお、一番下欄部分の1の総務費の委託金でございます。これは御承知のとおり徴収枠による扱い部分でございます。よって、徴収額の増による徴収という理由でございます。

なお38ページ、39ページにつきましては、1目の一般寄附金の関係でございますが、6件でございます。

なお40ページ、41ページにつきましては、1の土木債につきまして、先ほど御説明申し上げました地方債の補正部分の内容でございます。あわせて2の教育債につきましても、この名称につきましては当初の名称を使わせてもらっております。減額理由として

は先ほど申し上げたとおりでございます。

それでは、42ページ以降歳出に入らせていただきます。もちろん歳出部分につきましても歳入との関係で減額が大きな理由でございます。2の総務費、1の総務管理費、6の財産管理費でございます。25節の積立金でございます。おのおの記載のとおりでございますが、公共施設建設基金につきまして、あるいは環境緑化につきましては、先ほど歳入で御説明申し上げましたとおり寄附金部分をおのおの振り分けて、ここに積み立てするものでございます。

なお44ページ以降、大幅に福祉関係が多いわけでございますが、特に4目の心身障害者福祉費、20節の扶助費、2,900万強でございます。対象人員の差が1,359人ほどの人員減によるものでございます。

なお46ページ、47ページ以降につきましては、国庫との関連もございまして先ほど国庫で説明を申し上げましたので、説明を略させていただきますと思っております。

なお、50ページ、51ページ、款の10の教育費でございます。4の幼稚園費、4目の幼児教育援助費でございます。おのおの私立無認可幼稚園等の説明欄記載のとおりでございますが、大幅に対象者の減によるものでございます。

なお52ページ、53ページでございますが、11款の公債費、1項の公債費、2目の利子でございます。おのおの説明欄記載のとおりでございます。土木債の償還利子でございます。当初の見込みより割合と低利で借用できた部分が大きな減額理由でございます。

なお、一番下欄部分の1目の開発公社助成費でございますが、これにつきましても減額でございます。これにつきましては、多少公社での先行の用地買収を時期を遅らせた経緯等も含んでの減額でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきますが、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） （仮称）青年の森あづみ荘の新築について、関連して1点だけお聞きしたいと思います。内容は、あの建物がああいう設計でよかったのかどうかという内容でございます。

実は、二、三の方から若干その建物の内容について指摘がありまして、私も先月1泊で利用させていただきまして現場を見たわけでございますけれども、我々が泊まらせていただく部屋は大変きれいで、料理も素晴らしくて何も言うことはないんですが、あそこで働いている方の施設でございます。

住み込みで働いている方が部屋で生活をしているわけですが、一言で言うとしたら部屋、こんな感じをいたします。3畳かその辺ぐらの部屋に2人の女性の方が寝泊まりをしているわけですが、床はコンクリ、そこに2段ベッドですね、ベッドを一つ、それからふとんは敷きっぱなし、スチールロッカーが3人用のが一つ、みかん箱みたいなのが一つ、まるで東南アジアから出稼ぎに来た方がそこで寝泊まりをしているような、こんな状況でございます。今どきこんな状況があつていいものかどうかということで、私も管理人の方といろいろ話をさせていただいたわけですが、市の方にいろいろと話をしても、なかなか変わりがないんだ、というようなお話でございました。

女性の方ですから、朝起きれば化粧もするだろうし、きちっとした支度もする。また仕事を終われば夜は憩いということでお茶も飲むだろうし、テレビの一つも見ながら一日の疲れを癒すという、こういうことが当然なんですけども、テレビなどももちろんありませんし、置く場所もない。ただ寝るだけ。化粧すらできない。顔も洗えない、外へ出なければ。こんな部屋なんです。

今、部長は、予定どおりこういうことに入ったというような説明だったんですけども、本当にあの建物が当初からそういうことを考えた上で設計されて完成されたものなのか、疑いたくなるような状況でございます。その後、関係者に聞きますと、いろいろと生活課の方でレクリエーション係ですか、行って現地も視察したい、というようなことも先月聞きました。さらに聞きますと、6月1日には市長も行くんだというような話も聞いておりますけれども、その辺の現状を担当部署としてどのように受けとめて、今後改善する考えがあるのかどうか、現状を見て余りにもひどい状況で私も啞然としたんですけども。繰り返しますけれども、私どもは大変素晴らしい部屋に泊まらせていただいでゆっくりできるし、お風呂も素晴らしい。また食べ物も相当気を使ってくれているんですね、あそこの方が。何も言うことはないんです。ただ、それらを用意して下さる方があんな状況でもって、我々が逆に恥ずかしい思いをする。これでいいのかなと。もう少し働く方の環境なりを整備していただくことによって、さらに我々が気持ちよく泊まれるんじゃないかなと、こんな思いをしながら帰ってきたわけでございます。

ただいま申し上げた内容について当然承知をしていると思っておりますので、経過等、御答弁をいただきたい。このように思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 去る6月1日、2日間の日程をもちまして、私と、それから

所管をいたします管理職を伴って、日野山荘の開設後の運営状況、それから大成荘の建築の進みぐあい、このことを視察してまいりました。

今御指摘のとおり、従業員の宿泊施設に対して設計上の配慮に欠けた。これは、従業員は大部分の方は通勤をするということを建前に運営を考えておりましたものですから、そのことに対しましての、今御指摘のあったような窮屈な状況で施設の中に居住をしているという状況があります。

今考えておりますことは、まず近隣の施設の一部を借りるというふうなことも考えて、つまり通勤の形に契約関係を持っていこうかと。なお設計上、今後、用地の確保でありますとか、その他条件が整えば従業員の宿泊施設も施設の中に設ける、こういうことで対応していきたいと思っております。早速には契約金額のこともあわせて、通勤のできる、つまり近隣の民宿等もあるいは借りて、関係の状況の改善を図ってきたい。このように感じてまいりましたことを、また内部でそういうことを検討しておりますことをお答えとしておきたいと思っております。

通勤という考え方が現地にうまく適合できなかったということが主な点でありますので、通勤を可能にする。大成荘の場合も同様だと思っております。従業員の施設の、ある宿直の範囲は設けておかなければなりません、従業員はできれば通勤を建前とするということで御指摘のことも解決を図っていききたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） 今、市長の答弁で、将来こんなふうを考えているということがよくわかりました。見通しですけども、聞きますと、あの辺にはそういったところがないような話も聞いております。関係部署とも討議しながら見つけたいということですけども、当面あそこで働いている従業員の方は、今のまま、あそこに寝泊まりをされるのかどうか、それがどのくらいの期間なのか、向こうの方はあそこで生活しているんですよ。それで研修室があるんですけども、あれも年に2回ぐらしか使っていない。できればあそこに寝泊まりぐらゐらせていただきたいというような、こんな話も聞いております。

ですから、ある程度期間を、どの辺に目安を立てているのか。いろいろ探したけれども、なかったよ、じゃ困るんで、精力的にももちろん探しているんでしょうけれども、その辺の見通しはどうか、そこの方々がそういうことについて御了解いただけたのかどうか。それまでは我慢しましょう、とか、あるいはどこか借りて通勤しましょう、とか、そんなような話が具体的にされているのかどうか、それだけちょっと……。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 管理責任者、現場の管理責任者からもそのことの陳情の話も聞いております。できるだけ早く状況を通勤という形で解決をしていきたい。期間は急いでそういう条件、そういう場所を探すということと、あわせて契約上の一部分の改定をすることが伴いますので、なるべく早くということで、ひとつ夏場の忙しいときには間に合うような、間に合わせる気持ちでやっていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 予算の関係で最終の補正予算ということでありまして、決算については、いずれ9月という時点になるわけですけれども、平成3年度の予算は年度当初から大変波瀾部分といえますか、理事者にとっては大変きつかった。各補正もいろいろ修正が加えられて、最終的には、年度の当初からすれば6.3%の伸びを見た予算でこれは落ち着くわけですけれども、今時点で、決算は別として、市長、年間を通じてどのようにお感じになった予算であったのか、その点をお伺いすることと、収入役の方になろうかと思うんですが、いつもこの時期に、一昨年ですか、いろいろ御配慮をいただいて決算見込みというような数字も出してもらっておりますが、今議会中にそこら辺のお考えを示していただければと思います。

2点です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私から総括を執行者の立場で申し上げるということは、多少僭越かもしれませんが、組織内職員の熱意と、それから管理職等の適切な指示、配慮によりまして、概ね順調に予定をした事業を消化し得た、ある一定の到達度には達し得たと、こんなふうに内輪の評価といえはそういう受けとめ方しております。

議会からもいろいろ御指導もいただきましたし、今後も市民要望に一番適切に対応できる努力を進めてまいりたい、こういう反省をいたしております。

○議長（黒川重憲君） 収入役。

○収入役（佐藤智春君） 決算の関係でございますけれども、出納閉鎖が終わりまして、私どもで出納簿におきましては決算の調整に今入っております。したがって、今回の事務報告に報告をいたしましたのは4月30日現在ということでございまして、最終補正の分が入っておりません。

したがって、前年もそのようにさせていただいたわけでございますけれども、今の御質問の関係でございますが、最終的に歳入歳出の数値を精査いたしまして、今会期

中に決算のかわる参考の資料を提出させていただきたい、このように考えております。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第52号、平成3年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第53号、豊田排水樋管新設工事委託契約の変更に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第53号、豊田排水樋管新設工事委託契約の変更に関する専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、建設省関東地方建設局長と締結しております豊田排水樋管新設工事委託契約の契約金額を変更したことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成4年5月25日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、議案第53号につきまして詳細な御説明を申し上げます。

2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。専決処分書でございます。地方自治法の第179条1項の規定によりまして、平成4年5月25日に専決処分をいたしましたものでございます。

豊田排水樋管新設工事委託契約の変更についてでございますが、平成3年12月25日に専決処分をいたしております。さらに平成4年3月12日に承認をされました議案第4号につきまして、ただいま提案の理由のとおり契約金額の変更をいたすものでございます。内容といたしましては、変更前1億1,952万4,000円でございますが金額を変更後1億2,478万1,000円というふうにするものでございます。

変更の理由でございますけれども、高水護岸ブロック張りの増工等建設省の当初設計数量と実施数量との間に差が生じたということでございます。

契約の内容につきましては、ここに記載のとおり以前と変化ございません。御承知のとおりこの豊田排水樋管の新設につきましては、多摩平地域、それから豊田の南、豊田南土地区画整理事業区域内の排水をすることで建設省に委託をし、実施しておりますものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○7番（小川友一君） この案件に対する内容についての質問ではないんですけれども、このような案件に対する処理の方法について、私個人の私見ではございますけれども、市長より答弁をいただきたいと思っております。

議会が終わると、大体、私どもも他市の議員との情報交換を必ずして勉強会をしているわけですが、その中に、このような案件は指定議決の報告事項の中に入れて処理をしているというふうな他市の議員からのお話もありましたので、ちょうどこれが当てはまりますので、ちょっと条項がどのような形で制定されているのかということで資料をとってみましたので、ちょっと読ませていただきたいと思っております。

「地方自治法第181条第1項の規定により次の事項は市長においてこれを専決処分することができる」ということで、「工事請負契約の変更でその変更が議会の議決を経た契約金額の100分の10以内の増額または減額で、かつその増減額が2,000万円を越えないものである」という形で条項がつくられているわけでありまして、まさにこれは私見ではありますけれども、今の行政のこれだけの事務の多様化の中で、簡素化できるものは少しでも簡素化していく。まして今回の相手方は建設省ということで、いろいろ成算上の都合等もあるというふうな話も聞いております。

できることであれば市長の方でこういうふうな条項を制定して、指定議決の報告事項のような形でこれから処理ができないかということで、市長の方から、お考えで結構ですので聞かせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御提言のことにつきまして今そういう条項があり、他市の議会でもそのような扱いをされておるということにつきましては、十分調査をし、参考にさせていただきたいと思っております。

たまたま私どもも議会の議決に付した工事等の契約議案、これのまた途中変更が起こります場合にその工事の進捗状況等で専決をせざるを得ない場合もあります。また専決ということは、本来はなるべく議会の審議にまずクリアをするということの大切さを日ごろ感じるものですから、少々煩雑になっているという言い方にもなるかもしれないと思っております。

検討をさせていただきまして、また議会にも十分御理解をいただきまして、なるべく能率的な事業の執行を行い、また議案も内容のあるものを御審議いただくということにしていきたいと、こう考えております。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第53号、豊田排水樋管新設工事委託契約の変更に関する専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第54号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第54号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、市立くまんどろ地区広場の廃止に伴い日野市地区広場設置条例の一部を改正する内容であります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 細部について御説明申し上げます。

本件については昭和57年8月1日より地区広場用地として借用してまいりましたが、この平成4年の3月31日をもって契約期限が切れるに当たりまして、地主より駐車場とするため契約更新できない旨のお申し出がありました。それで返還することとなりました。本地区広場の設置条例から削除するためにこの条例の改正をお願いするものでございます。面積は1322.42平米でございました。

よろしく御審議のほどをお願いします。この地域は、日野市南平八丁目12番地の10でございました。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第54号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第55号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第55号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、公共の場所等における自転車等の駐車秩序を確保することにより、市民の良好な生活環境の維持と安全を図るため、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 詳細について御説明申し上げます。

この条例は、昭和58年4月に制定された日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の全部を改正するものであります。

主な内容点について御説明申し上げます。従前のこの条例の第1条の条例の目的については、従前の条例と変更ございません。第2条の定義の部分でございすけれども、この中に名称としての「駐輪場」という名称を定義づけました。

2ページ、3ページになりますけれども、第2条から第7条にかけては、それぞれ市長の責務、利用者の責務、鉄道事業者の責務、そして設置者の責務、さらに小売業者の責務、こういような形に分けて整理をして表現しております。この中では、特に鉄道事業者に対して努力義務を明記いたしました。

第10条で、放置自転車等に対する措置の項目では、有料の市営駐輪場に保管した場合に自転車利用者に所定の料金負担を求めることを規定しております。

第11条の保管自転車等の処理の中で、従来、告示後2カ月の保管を定めておりましたが、移動後2カ月という形に規定して、処分できる期間を大幅に短縮させていただきました。

第12条の市営駐輪場の設置の項では、その名称、位置を従前条例別表にあらわされていたものを規則に委ねることを規定しております。これは借地等の駐輪場も多く移動も多いということを考慮したものでございます。

第13条につきましては、利用料金について定めております。この項は第16条と非常に

関連がありますけれども、第16条は管理の委託について規定しております。平成3年4月に地方自治法が改正されて、いわゆる公の管理委託制度の充実が図られたわけですが、その中で利用料金という形の位置づけがされて、管理受託者がみずからの収入としてこれを運用して管理の経営に充てるということが出来る道が開かれました。この項で利用料金を月額5,000円を限度にそれぞれ受託者との協議の中で、経営努力等も考慮した中で市と協議して決定する仕組みを設けました。

第17条、民営駐輪場の育成の項目でございます。これは従前の項目にもありましたけれども、内容は、駐輪場の設置についても予算の範囲内で補助をする道を開きました。具体的にまだこの民営駐輪場の設置についての話は、まだ持ち上がっておりませんけれども、そういう話が出た段階で予算を設け詳細を決めたいと思っております。

そのほかに従前の条文の大幅な整理を行って、ここに提案させていただきました。施行は、平成4年9月1日となっております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 今回の件で質問をしたいと思っておりますが、最初に、いろいろ今、部長の方からも詳細な説明がありました。まず1点、大きな項目としては、今まであったものを全部改正ということになりますから、私の方の視点からすれば新設と同じような考え方に立って当然この条例を見ておりますけれども、先ほど、借地の関係を考慮したので場所等については規則に委ねた、という点がございました。今その前に生活文化部関係も、要するに借地の問題でこういうふうに変化——借り主が返せというような状況のときにとり出すことであると思っておりますけれども、やはり市が設置する場所ですから借地であろうと何であろうと、やはり設置場所は条例の上で明らかにすべきだという観点に立つのが正しいというふうに私は思っています。

つまり、この規則に委ねるということ自体が問題であるという視点であります。そこら辺の考え方をもう一度、また市長にあればぜひお願いをしたいと思うことが1点。それから今回の大きな意味で、それぞれの責務という形がありますけれども、特段には利用者の責務の中にも自転車に乗ってはいけない、と言っているんだと思うんですが、第4条の3項あたりは、利用者は駅への利用、または駅からの利用を自粛するように努めなければいけない、つまりこれは自転車のことを言っているんだと思うんですが、タクシーとかいろいろな手立てがあるということと、どこからどこまでなんだというふうなことがちょっと不明確であるこれは条文だと思います。

ぜひ、そこら辺のことも考え方をひとつまとめておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、有料化と無料の問題であります。つまり、先ほど場所の関係はそういうことで設置した場所はありませんけれども、果たして、じゃあどれが有料でどれが無料なんだ、特に日野駅の西側の設置される部分がここで有料になるわけです。それは方向が出ているわけです。だからこそ、ここで条例を見直したんだとすれば、有料化はこうなんだということでも明らかにしておく必要が、今回の場合は当然あったと思うんです。そのことがまるきり今までの無料の問題を規則の一部にかえてしまっていますから、果たしてこれが有料なのか無料なのか、市の考え方は、今まで無料のものを全部有料にするのか、そういったことが全然今の時点で明らかではありません。そこら辺をひとつ明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、当然このことは秩序を守りましょうというのが目的でありますけれども、やはり現実には利用の、そこへとめてしまった車を撤去した部分の料金の関係、要するに有料で借りる料金と、たまたま市側の目的、要するに保管場所の定義もこの場合にはないんですけれども、初めて規則に、日野本町の今あるところが保管場所ですよということになりますけれども、そういったこともひとつ不明確な部分かなと思うとともに、所定の利用料金といいますか、市側の保管場所は無料なんでしょうけれども、これを見る限り……。有料駐輪場に置いた場合には、市側が勝手にそこへ持って行って置くことによって、要するに無料で保管する場所と有料で保管する場所の問題点というのがここに含まれているというふうに思うんですが、そこら辺の考え方。

それから、当然放置をしないということなんです。もしそういうことがあって処理をする場合の告示ですね、確かに行政とすればどこかへ——どこかへというのは失礼ですが、公示の場所に公示をすればそれで済んでしまうという考え方ですが、やはり、いかに所有をしていた人たちに注意をして、そういうことのないようにということがひとつと、それから、そこにあったものを引き取ってもらうという考え方に立てば、その一定期間という考え方はここでも明らかに、全然両方を見てもどの程度の範囲かなというのは私はわかりませんが、その1点と、あわせてその告示の仕方といいますか、これから順次やっていけば日野の広報の、例えば下欄に今まである規則なりで色だとか形だとか、そういったものはこういうところにありますよ、というようなことを提示してやることによって、ああ、うちのはあそこにあるんだな、というふうなことで、今までそれぞれなくなった人は、日野本町のその保管場所に来ているかと思うんですが、一

層そういう手立てをするということが、やっぱりなくなったり、その意識を持ってやろう、そういうことが一つあると思うんです。

そこら辺の考え方とあわせて、この全体の登録が駐車場の登録場所に、要するに有料で管理されたりなにかする場合には登録ということになりますし、市側もいろいろ調査をして、わからないものは登録をしてもらい、あるいは名前を書いてもらい、そういう責務を課していますけれども、市営の駐車場を使う人たちには、やはり自主的に登録をしておいてもらって、番号なりを記録することによって、それがたまたま駅の周辺に置いたのをほかの人が乗って行ってしまふ。ある場所に放置してある。それで番号がたまたまそのようにしてあれば、だれだれというのは一般市民に知らせることなく行政側とその本人との連携というのは容易にしやすいというふうに思うんですね。そこら辺のことが検討されているかどうか。

それから最後になりますけれども、民営駐車場の育成ということで出てきました。設置の道はこれから具体的に対応を考えていきます、というようなことがありましたけれども、予算についても対応していくんだと。少なくとも、やっていこうという意識のある人が、ある程度具体的に、例えば今ある駐車場にしてもいろんな体系の駐車場があって、その基準が、こうならばこういう範囲で補助金が出る。善意のそういう駐輪場をつくりましょうという人には、やっぱり一定の指名制度、我々としても、市側にその人が相談に行くというまでもなく我々にも相談に来るといったときには、この程度のものでこういうふうにつくれば、この程度の補助金は出ます、というような一定の方向づけが出てないと、なかなか話としては対応がしづらい部分があります。

そういったことで大分点数に及んでのあれですが、これは最後は建設委員会に付託ということは承知していますけれども、本会議場であえてそこら辺の考え方だけをまとめて出していただければと思います。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） ただいま何点かの御指摘についてお答え申し上げます。

私も、この条例をつくる段階で内部の職員との研究であるとか、あるいは情報交換等を行った中で、ある程度精査した形で作りました。それで、今まで条例の別表に名称が載っていた問題を規則に委ねるというような規定の御指摘がまずあったわけですが、非常に日野市の場合は、京王線あるいはJR両駅にまたがって、非常に狭い駐輪場が点在しているという特殊事情がございました。早急に借地、あるいは1カ月単位、

あるいは半年でもいいからというような、そういうような借り方もいたしております。

それで、この有料駐輪場、特に地方課等とも協議・相談をしてみたいんですけども、やはり個々のこういう細かい借地方式のものまで規定するという事は、いかがかなと、そのようなお話がありまして、今回の場合はともかくその趣旨を生かして、駐輪場の名称とあわせて参考資料として規則案を添付してごさいますけれども、その規則の別表にある駐輪場の名称、位置、そういうような形で規定をさせていただきたいということでごさいます。

それから、本格的な有料施設というのは日野駅西——添付資料の参考資料の「日野市駐輪場等の駐車秩序の確保に関する条例施行規則（案）」の中にも示してごさいますけれども、別表の中で、日野駅の上から4行目に「日野駅西駐輪場」という位置づけをさせていただきます。これがいわゆる仮称「日野駅西第5駐輪場」と今まで仮称で呼ばせていただいているものの名称でごさいます。本格的な有料駐輪場、市がみずから設置して運営をする——運営は委託になりますけれども、日野駅西駐輪場、番号を取った形になっております。これはあえて番号を取らせていただいたというのは、一部返還もありますし、そういうような形で名称に変更があるということを前提に、恒久的な施設としての駐輪場の名称として「日野駅西駐輪場」という形にいたしました。

それで、この規則、別表に定めてありますそれぞれの駐輪場の中の有料の部分と無料の部分、そのあたりにつきましては、今申し上げましたような日野駅西駐輪場が、いわゆる有料施設ということで、あとはいわゆる有料と一般的には言われるわけですが、財団法人自転車駐車場整備センターに設置をお願いしたり、運営をお願いしているわけですが、その施設が合計8カ所ごさいます。

名称につきましては高幡不動駅パーキングポストがあるわけですが、その駐輪場と、それから豊田駅北第3、第4、北第5等ごさいます。平山駅につきましても北第2、南第2、南第3、これらが有料の、いわゆる自転車整備センターに運営をお願いしている施設ごさいます。

それから有料という利用料金という部分で、いわゆる駐輪場の利用料金なのか、あるいは保管の有料利用料金なのかという、そういうことが明確ではないんじゃないかという御指摘だと思います。保管、いわゆる移動料、あるいは保管料については、はっきりした条文でこれは分けて規定する必要があるかと思っております。今回いわゆる自転車の撤去料、移動料につきましては、実費徴収というのを見合わせたわけでごさいます。これは今までのいろんな論議があったわけですが、日野市の場合は先ほど申し上げま

したように市内7駅、実際には6駅が大きな問題を抱えているわけですが、それぞれ駐輪場、非常に狭い駐輪場が多く点在している。それから、それぞれの駐輪場の扱いが相当違っている。特に豊田北口の駐輪場については、いわゆる臨時駐輪場という形で都道をお借りして、そこに単に移動している。そういうような状況もございます。

さらに、移動料なり利用料なりをある程度うまく回転させるには、やはりきちっとした、今現在1000台程度の保管場所しかありませんけれども、そのあたりの3倍ぐらいはやはり保管場所としてどうしても必要になってくる。そういうような状況がございます。

したがって、もちろん研究はしておるわけですが、条件整備をまだ終わっていないという考え方から移動料、または保管料の規定はいたしませんでした。

それから、自転車利用者の責務の欄で自肅という項目があるわけですが、これは自転車利用を否定するという意味ではございませんで、自宅から駅への通勤・通学、それから駅から学校、あるいは勤務場所への通勤・通学で、ある程度距離が近くであったり、あるいは公共交通機関があったところについては自肅をしていただきたい、そういうような項目で一つの精神規定をこの中に設けさせていただいたわけでございます。

それから、告示後、今まで2カ月という決め方があったんですが、今度移動から2カ月とあると、その件につきましても実情を申し上げますと、大体移動してから、従前はやはり四、五カ月は十分時間がかかったわけでございます。この移動から2カ月というのは、ある程度担当者間の研究会なんかでも、ある程度の容認できる期間じゃなかろうかということで、各市ともその方向で検討されているわけです。もちろん告示期間については、明確にいろんな方法で本人に通知したり、あるいは所有者を探したりしているわけですが、この期間については、やはり従前2週間程度は最低必要ではなかろうかなと考えております。

それから設置の補助金でございますけれども、これは正直言って、まだいろんな個人の方から直接お話が来ておりません。しかし、早急に各市の状況等とバランスをとりながら基準をつくってまいりたいと思っております。

以上、あるいはちょっと漏れがあるかもしれませんが、考え方だけ述べさせていただきました。以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 概略わかりまして、最初に申し上げましたとおり全部改正ということで、新しい条例というふうにとらえてみると今のような一定の指摘というか、そういうことがあります。ただ、系列委員会付託ということでありますし、特段に今の

回答の中にも告示の期間——私の方で申し上げたのは、規則で定める事項を一定期間告示とその方法、そういったあり方も検討する必要があるんじゃないかということで申し上げた部分であります。総体といたしましては、また委員会の状況を見まして御質問させていただくこととして、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 少し重複をするかも知れませんが、市営駐輪場の設置ということで、駐輪場の名称及び位置は規則で定めるということに本条例案ではなっているわけですが、今、土方議員の指摘のように、私は、これは規則に委ねるのは地方自治法との関係で問題が生じるのではないかというふうに思います。他の公の施設の設置条例等を見ますと、全部その設置されている施設の名称や、その場所、位置については、すべて条例で定めてあるわけですね。この点、規則に委ねるということは地方自治法の規定との矛盾をどうしても指摘せざるを得ないわけですが、地方自治法第244条の2項のこの規定と矛盾をしないのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

あとは建設委員会に譲りたいと思います。この点だけ、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 東京都との協議の中でも矛盾しないという理解をしております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 他の条例、例えば先ほどちょっと議論になりました日野市立乗鞍高原日野山荘設置条例というのがあります。それから青少年の林間施設の設置条例、いろいろ、その他いっぱいあるわけですね。とにかく市の施設、公の施設というのは条例でこれを管理や、それから設置については条例で定めなさいということで、この地方自治法に書かれているわけですが、地方課はいかなる解釈をもって規則にこれを委ねていいという見解を示したのか、その根拠、ただ結論だけ今部長の方からおっしゃったんですが、もう少し詳しく説明していただきたいと思うんです。「公の施設の設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならない」と地方自治法には書かれているわけです。この規定を素直に読めば、条例にこれを書くことが当たり前だというふうに思うんですが、これをはずしていいという根拠、理由を説明していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 条例の運用につきましては、いろいろやり方があるわけで

すけれども、この条項につきましては私ども再三検討したところでございます。

それで、あくまでも市の施設というものについて設置条例、例えば公園等については扱いが違ったりするわけですが、今回のこの条例については、先ほど説明申し上げましたような理由で規則委任で名称、あるいは運用を定めていくというような形で規定をさせていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 先ほどの理由というのは、民地借用のものもあるということが多分その内容だと思うんですが、別に民地借用でも、先ほど提案がありました地区広場、これはきちんと条例で定めているわけですね。ですから、これとの矛盾がそれぞれ生じてくるわけですが、もう少し、こういう理由でこの自転車駐輪場については条例で定めなくても問題がないというふうに、この地方自治法の例外規定として、例外的な解釈としてまかり通るのかどうか、その点の説明がちょっと十分でないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 施設について先ほどいろいろお話ししたわけですが、あくまでも条例事項については設置条例という形で設置する場合がありますし、この駐輪場の条例につきましても、同じような形でやっているケースもございます。今回は条例からの委任という形をとらせていただいて、規則規定にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） ですから、なぜ条例から規則に委任をする必要があるのかということなんですよね。条例にうたわれていても特段問題がないというふうに思うわけですが、もし民地であれば確かに契約期限が切れれば返還の義務を市が負うわけですから、そのときには今の地区広場と同様に削除の手続きを条例改正案ということで提案をすれば問題ないというふうに思うんですね。

つまり議会が公の施設については、どこに、いつ、どのようなものが設置されているかということ、絶えず私ども市議会が知り得る立場になくしてはならないということから、地方自治法では、これ定めがあるわけです。規則にこれが委ねられますと、いつ、どこに、どのようなものが公共施設として設けられたかということが、議会の手から離

れてしまうということから設置条例の制定を地方自治法では自治体に課しているわけですね。このことを私申し上げているので、なぜかということ、なぜ不都合なのかということをおっしゃっていただかないとわからないんですけど。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御指摘の趣旨もわかるわけですが、この自転車の駐輪場という考え方は、まだ法律的にも余り規定をされてない領域に属すると思うわけですが、名称をするという、つまり我々の考え方は一駅に東西南北と、東西南北、十字路に考えますと……。そういう配置でものを考えないと、朝の忙しい通勤・通学のときに駅を通過して置き場があるからそこに持って行ってください、というわけにはなかなかまいりません。したがって、不特定多数といってしまうには言い過ぎになるわけですが、先ほどお答えにも申しておりますとおり、都道を借りて指定をすれば臨時駐輪場が設けられる、これぐらい、つまり融通のきく事業でありまして、またそれぐらいの融通をきかせないと効果が期しがたいという一面があるわけでありまして、固有の施設であるべきではあります、必ずしもその位置を指定するほどの、また市民に位置を覚えていただくほどの根拠もないということですから、私は数は多いほどいいというぐらいに思っておりますので、そのあたりの見解でこういう条例に委ねてあるというふうに御理解をいただいております。

施設といいますが、建物でありますとか公有地にきちんとした施設をつくるには、特定の施設ということで使用料を定め位置の名称も上げるということですが、今回は特に使用という言葉を使わないで利用という言葉を用いております。それぐらい、つまり融通をきかせたい、また融通をきかせなければ実利が上がらない、そういう施策であるというふうに御理解をお願いしておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長のおっしゃっていることは、融通無碍に自治体はこの放置自転車対策に積極的に取り組みたいということで、その姿勢はわかるんですね。しかし、利用料金を取って、どこどこにこれだけ利用できる自転車駐輪場がありますよ、ということ、やはり場所を示して市民にPRしなければ利用されないわけですよ。一々市民にその施設があることを知らせる必要はないというのは、行政の姿勢としておかしいんじゃないでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 駅を中心として南口、北口という言い方もありますし、した

がって南口、北口にはまた東の方から西の方からと、こういうこともありますので、私は一つの駅には四つの方角から通勤・通学で駅に来る方に、ごく当たり前の行動をとっておればルールに従える、こういう状態をつくるのが一番望ましいという考え方でありますので、強いて名前をつければ駅の東、東西南北、それにまた一つ名をつければ第1、第2と、そういうことになってくるわけでありましたが、したがって指名で固有名を上げ得られないほど、そういう施策であるというふうにお考えをいただきたい。そういうことであります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 一々場所は特定できないということであれば放置自転車をむしろ推奨することになりますね。一々場所を決めないで臨時に、臨機応変に設けたところにとにかくとめてもらうというような発想ですと、まさに今とめてある自転車はそういうことですね。それは放置自転車推進論ということ、容認論ということになってしまうんですね。

市が少なくとも設置するものは、施設はやはり公共の施設なんです。建物だけじゃないんです、公の施設というのは。今後、駐車場がまた出てくると同様の問題がこれまた発生してくるんですが、自動車の場合も同じなんです、きちんと責任関係を明確にするために、そのために地方自治法の244条の2項があると私は思うんですね。条例で定めなさいと書いてあるんですよ、そういうものは。ほかの設置条例は全部そうなりますね。管理や設置に関する条例は全部そうになっている。どうしてこの自転車の駐輪場だけをこれからはずすのか、しかも自治法に抵触する疑いもある。入れても別に何ら支障はないというふうに思いますよ。今まで何かそういう不都合があったんですかね。

それから、私はこの条例の名称もおかしいと思うんですね。必ず市の運営をする、市が責任を持って設置をする施設については、設置条例、管理条例とか、そういう名称が必ずついているわけです。この条文を読みますと設置に関する条項もあり、しかもなおかつ自治法の改正に伴って管理が容易になりました。委託——これもきちんと管理委託ということで16条にうたわれているわけですね。だとすれば、この条例の趣旨は、もちろん放置自転車を一掃するための駐車秩序の確保ということもその精神であるわけですが、同時に管理、あるいは設置に関する条例という内容も含んでいるわけです。ですから、私は条例の名称も「駐車秩序の確保並びに駐輪場の設置に関する条例」というような文言もこの条例名称に入れるべきだというふうに思うんですね。

公の施設というのはそのくらいきちんと議会、あるいは行政の側が責任を持ってこれ

を見届けなきゃいけないわけです。地方自治法の規定からすれば当然条例の中にこの場所は別表を設けて所在地を明らかにして市民にも知り得る、知らせ得ることを市はそういう義務を負うということを私は当然のことだというふうに理解しているんですが、何か東西南北に置くとか、朝忙しいとかいうことは、これは条例制定の場での議論としては全然見当違いなお話だというふうに思うんですよ。

今までも含めてきて何か都合が悪かったのかどうか、都合が悪くても、これ、はずしちゃいけないんですよ、自治法では条例で定めなさいとなっているんですから。だから、なぜ、規則に委ねることで東京都地方課もいいと言ったのであれば、その解釈をきちんと述べてもらいたいということなんです。何か、どうしても規則に委ねなきゃいけないというその理由がわからないんですよ、法を犯してまでですね。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 法体系もまだ明確な指示がないぐらいな、まさに全国に及ぶ駐輪場の、つまり設置条例というよりも秩序を確保したいというところに眼目があるわけでありまして、設置だけが目的ではなくて、設置はそれに伴って必要なんです、秩序を確保するというところにこの条例の趣旨があるというふうに我々は考えておるということでございますので、そのような理解で御審議をいただき、不当であればそれは直さなければならんかもしれませんが、一応各市とも共通の、しかも東京都からも一応の検討を経たということでもありますので私も了承したということでありました。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） まだ必ずしも自転車駐輪場の法的な位置づけが明確でないとおっしゃるのは、例えば駐輪場を自治体がつくる場合に補助はどうあるべきか、国庫補助や都道府県補助はどうあるべきかとか、あるいは移動させた際の所有権の承諾をいかにスムーズに行うかとか、そういう点の法的な詰めがまだ今後課題として残されているということなんです。その条例に定めると、なにか運営が不都合が生じるというようなことで法体系がまだ整備されてないなんていうことは全然ないんですよ、そんなことは。担当者として、例えば総務部長とか企画財政部長等は——市長はアバウトにそういうことを、一般的なことをおっしゃっていただければそれで済むかもわかりませんが、自治法がちゃんとあるんですよ、地方自治法という法律が。そこに書いてあるんです、ちゃんと。じゃあ、なぜこの自治法の規定を——無視をしたわけじゃないでしょうが、その規定に沿わなくてもいいのかどうかということをやはり説明していただかないと、私たちは、はい、そうですか、ということになると、これほど無責任なことはいないですね。

定めなければならないと書いてあるんですよ、地方自治法には。

どなたか、もっとしっかりしたお答えをしていただきたいと思うんですけどもね。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 明らかな根拠については委員会の場で説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「おかしいよ、ここまで進めているんだから」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 今後、これは当然管理委託の問題が出てくるんですね。具体的に、どこにこれを管理をお願いするか、委託の件が出てきます。そうすると、やはりまたここで自治法がどうしても出てくるわけですね。そのためには設置条例、管理条例というものをきちっとつくっておかないとできませんよ、ということになっているんです。ですから設置条例の中に入らなくてはいけませんよ、今度は管理委託も問題が出てくるということになるわけです。その点、公共施設ですからあいまいなものがあるのはいけないわけです。私たち議会も常に、どういうものが新たに設置をされて、借用地であれば返還したことに伴ってこの駐輪場は使えなくなったということを絶えずやはり議会に報告してもらわなければ困るわけです。

ところが規則になりますと、規則にそれが盛り込まれると議会のチェックが及ばなくなる。だから、わざわざ地方自治法では条文を起こして「公の施設の設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならない」と書かれているわけです。つまり議会の目の届かないところに委ねてはいけませんよ、ということなんですよ、これは裏読みすれば。そう私は解釈しますよ。どなたでも、そうお考えになると思うんですね。（「基本的なことだよ、しっかりやれよ」と呼ぶ者あり）

今後の管理の委託のことも係わってくる問題ですので、条例の中にせめて駐輪場の各設置場所、施設については別表を設けて従来どおり規定するのが当たり前のことだと思うんですね。いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時18分 休憩

午後1時49分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。前田助役。

○助役（前田雅夫君） 議案第55号の審議につきましては、答弁が不十分で御審議に御迷惑をおかけいたしました。大変恐縮に存じております。

それでは、御質問の件につきましてお答えをいたしたいと思っております。

御承知のように駐輪場の確保等につきましては、国の法律はございますけれども、どちらかといいますと地方自治体が先行する形で整備対応をしていると、そういう状況でございます。これらの自転車の不法放置等についても、いろいろ調査会等の中で新たな提言がなされているというのが現状でございます。

御質問の、今回の条例の駐輪場の位置を規則で定めるという問題でございますが、理由は二つございまして、一つは各市の状況でございます。現在手元にあります資料によりますと、市で申し上げますと14市町でございますが、これらの市や町でどう規定をしているかと申し上げますと、6市が条例で規定をしております。それから残る8市町、町につきましては規則にも委任がしてない、条例にももちろんない、そういう状況であるということでございます。区につきましては17区でございますけれども、区につきましてもこのような傾向が出ているということございまして、どうもその条例、自転車に関する条例については、非常に各市、区も含めまして苦慮しているというところが伺えたということでございます。

それから第2点目でございますが、駅周辺の用地確保が非常に難しく借地に依存を多くをしているということでございます。御承知のように借地ということになりますと、1年あるいは3年ということで借りまして、それを更新をしたり、あるいは途中で解約をする、そういう事態になるわけでありまして、それらに対応するには一々条例で規定をするよりは規則に委任をさせていただいて、市長の権限の中で規則を変更するということが、対応しいんではないかということでございます。

主にはこの2点を中心に考えまして、今まで条例の中で直接別表で設けておりましたものを今回規則にお願いをしたということでございます。運用につきましては条例の趣旨をきちっと踏まえまして、条例の目的が十分果たせるような規則の運営にも努めてまいりたいと思っておりますので、ひとつ御理解のほどお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 助役は、先ほど市の市長並びに担当部長が今回規則に設置箇所

の委任を行ったということについての根拠を東京都の方の指導もあって、というようなことも言われたわけですが、今は一言もそのことはおっしゃらなかった。あくまで地方自治法の規定にそむく内容をもってこの条例を制定をしたいという趣旨であります、各市の状況というのは、これは柔軟ないろいろな解釈ができる場合には、それは構わないと思うんですね。地方自治法の趣旨がよく理解できずに法の定め反して規則等に設置箇所を委ねる、あるいはそれすら行っていない自治体がある。それを根拠に日野市も同様でいいという論理は全くおかしいんですね。正しくやっているところがあれば、むしろやっていなくても日野市はちゃんと法令に沿って設置をいたしますということが、自治体としての当然の選択の道であろうというふうに思います。

それから、駅周辺云々ということで借地であるということをおっしゃいましたが、であれば地区広場の場合でも同様のことが言える。条例をもって議会に提案をすれば、間は2カ月ですからね、定例議会は年4回行われるわけですから、その間に事務的な折衝並びに手続きを踏まえて次の議会に提出をすれば、1年も2年も先にならなければ法的な対応ができないということにはならないわけです。現にそうやっているわけです。今まででもそうやってきた。これは今回ここで議会がきちんと地方自治法の定めに沿って、規則ではなくて条例の中にこれを盛り込まなければ日野市議会自体が違法な、地方自治法に反する措置を黙認をしたということになってしまうわけです。

私は余り申し上げたくないんですが、東京都の地方課云々ということについては、市の方も問い合わせを先ほどされたようですし、私も問い合わせをいたしました。東京都の見解は聞いているわけです。そのことには全くお触れにならないんですが、この点について、やはりそこまでおっしゃるならば私も言わざるを得ないんですが、市長に、もうこれは明らかに地方自治法違反の提案の内容なんです。もうちゃんとタオルを投げるような形で議案の差し替えなり訂正を行われたらどうですか。

地方自治法では、公の施設は条例で定めなさいと書いてあるんですね。しかし、それが条例で定める必要がないという解釈をここで市がおとりになるということは、自転車駐輪場は公の施設でないという証明をしない限りはできないわけですよ。東京都も自転車駐輪場は間違いなく議論の余地がない公の施設です、と言っていますよ。

このまま、どうしても強行したいんですか。いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 前田助役。

○助役（前田雅夫君） ちょっと説明が不十分だったかと思いますが、条例で直接規定をするか条例の中で規則に委任をするかということをごさまして、規則に委任

をした場合にどうかということなんですが、これは規則に委任をした場合は、あくまでも議会のこの条例の承認の中で委任をするわけですから、条例に違反をする、法律に違反をするということではないというふうに考えております。

ですから、議会のいわゆる意思決定が、これは条例できちんとストレートで規定すべきだ、先ほど私が申し上げました理由の中で、これは規則で市長に委ねてもいいんじゃないか、そういう判断があればこの条例が地方自治法に違反をするというものでもないということをごさします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） そうじゃないんですよ。公の施設は、どこにどういうものが設置されているかは条例で決めなさい、と自治法に書いてあるんですね。だから、それは条例に規則に委ねることを委任するということで、条例の中にうたわなくても大丈夫だという解釈は、それは間違いなんです。そういう規定をしたら、今度は違反なんです。自治法に。自治法ではきちんと条例で書きなさいと、議会がちゃんとそれを知り得る立場に常にいることを担保しているわけですから。規則にそれが委ねられてしまうと、どこにいつどういうものができたかというのを我々は全く知ることができないわけです。つまり住民も知ることができないということになるわけですから、条例にそれを書いて常に議会のチェックが受けられるように、議会がそのことに承知をすることができるような状態に常に置いておくために、条例に書くことを義務づけているわけです。こんな明々白々なことが、どう理屈をこね回しても無理なんですよ。今まで条例に定めてやってきたわけです。だから公の施設については条例で定めることになっているけれども、しかし自転車駐輪場については、例えば運輸省の何々局長の通達によってこれをその例外とするとか、あるいはそれに類する行政実例などがあった場合には、それを論拠として、それを根拠に規則にもっていくということも可能かもわかりません。しかし、全くそういうことはないですよ、どこにも。

私は議長にもひとつお願いをしたいと思うんですが、ここは公の議論の場です。また聞きとか、いいかげんなことで私が申し上げているわけじゃないということは、よくわかりただけだと思いますが、東京都の地方課に聞きましても、これを規則に委ねて構わないという指導をしたことは間違ってもない、ということをはっきり言っているわけです。自転車駐輪場については、明らかにこれは公の施設です、条例に書くのが当然です、ということ東京都もそのように今説明をしているわけです。

一時的に今まで自転車駐輪場として使っていたところを、さらに施設が傷んだという

ことで舗装をし直すとか柵を設けるということで使えなくなる場合に、たまたま近くに民地が空いていて、工事期間中1月程度、今までの駐輪場が使えないということで一時別の場所を使うような場合には、そういうときにはあえて条例の中にその工事期間中だけとめる場所を、設置場所をうたう必要はない。これは当たり前のことですよ。民地であろうと何であろうと、市の施設として市民に提供する公の施設については条例に、それを設置条例をもって定める、ということになっておりますし、その設置条例どおりやっていただくのが妥当なことだというふうにちゃんと東京都の地方課もそう説明しているんです。これは委員会で議論する以前の問題だと思っております。

議長の方のお取り計らいか、市の方で何かそういう対応が示されれば別だと思えますが、私はこれから幾らでも議論をやるつもりでありますが、間違っただけはやはり議会もできないし、だれしも間違いや勘違いということはあるわけですから、その場合にはこれを訂正をしていくということで問題ないと思うわけです。議長の方に私はおあずけしてもいい問題かなという気もしておりますし、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 今ので答弁できますか。もしなければ古賀議員にお願いをしたいと思いますが、議運で一応建設委員会に付託ということで通ってきておりますので、いろいろ議論もあろうかと思いますが、建設委員会でどうするかを判断させていただいてよろしいでしょうか。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それでは、これは議案の訂正、差し替えで私は対応するのが一番いいと思うんですね。しかし、議長のそういうお話もあるんですが、もう一度だけ市の方に、最終的にこれでどうしてもいくのかどうか、その意思の確認をしたいと思えますし、私が申し上げた東京都地方課の考え方、見解を否定なさいますか。どうですか。公の施設でないという証明をしない限りは、自転車駐輪場は公の施設ではありませんという証明をしない限りは、条例に書かなければいけないんですよ。地方自治法の244条の2項にそう書いてあるんです。全く例外はないんです。いかがですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） この条例を設置条例、あるいは使用条例というふうにみなせば、まさに御指摘のとおりだと思います。しかし、我々がこの提案に力点を置いておりますのは、駅周辺の、あるいは公共施設周辺の自転車の、議案の題名のとおりであります。秩序をつくらうということでありまして、そのために不特定多数という大げさではありますけれど、いろいろな施策を講じて、そうして駐輪の秩序をつくっていくというふうに考えておりますので、反論ではありませんけれども、いわゆる他市の人も使

いますし、使用条例、設置条例という形で料金を定めたという性格のものでもありませんから、このような提案によって、いわゆる駐輪場の放置状態にある自転車の秩序を確保する。こういう意味で御理解をいただき、今議会におきましては、この提案を御審議いただくというふうにお願いをしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 到底納得できないですね。これほど明々白々なことがどうして通らないのか不思議ですね。メソツもあるかもわかりませんが、間違っているんですよ、これは。現に6市はちゃんと条例で定めているところもある、ということをお役もおっしゃるでしょう。それが当たり前なんです。まだ地方自治法の規定や趣旨がわからずに、議会もぼーっとしてわがままにやっていると確かにあるわけです。わかった以上は、これは直すのが当たり前でしょう、指摘をされたら……。道徳的なマナーの規定だということをおっしゃるならば、設置の第12条と、それから管理委託の16条はこれにあっちゃいけないんですよ。設置条例と管理条例というのは非常にやかましく書いてあるんです、地方自治法に。公の施設とはどういうものかということで行政事例も山ほど出ていますね、物の解説の本を読みますと。つまり、議会がきちんとそれを把握をして、公の施設を把握をして利用する人、あるいは使用料を取る場合どうすべきかということが全部書かれているわけですよ。

これだけはっきりしたことがどうして——市長の言う秩序を確保するための条例だから、これでいきたいなどという——それはアバウトにそういうお話は、専門の立場でなければそういうことで通用するかもわかりませんが、条例として我々議会がつくるわけですから、議会が勝手に決めましたからということじゃ済まないんですよ。ですから、244条2項の規定になぜ該当しないかということをおきちんと説明してくださいよ。公の施設でないということを何かの根拠をもって示さない限りは、この自治法の規定に違反をするんですよ。

我々が全く知らないところで駐輪場ができたり、なくなったりするわけです。それは公の施設としてそういうことが起きてはいけないから、自治法がわざわざ規定をしてくれているわけですよ。いろんな解説の本をお読みになったと思うんですけども、率直にこれを読んでくださいよ。公の施設の概念は、行政事例、解説本にはたくさんの方がいろいろ事例をとって書いてあります。条例にこれを載せればいいんですよ、今までどおりに。何を難しく考えるのかわからないですね。今まで載せていたとおりに別表をつくらばいいんですよ。規則にあります駐輪場の別表をそのまま条例に持ってくれば何

でもないことですよ。ちょっとまだ建設委員会に付託をするということでは、私はちょっと納得できないんです。私の疑問、指摘に対して答えてないと思うんですね。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一般の市民施設のように、設置あるいは使用ということを中心とする施設の場合は、当然設置条例、ないしは使用条例ということで料金も特定をして、また場所も特定をして条例化するというのが当然だろうと思っております。しかしながら、今回この議案につきましては、駐車秩序の確保ということを大前提の主眼にして、もちろん市の設ける施設もありますし、他の施設を使用することも解決のために可能にしていかなければなりません。特に我々は臨時駐車場ということ指定をして、これは警察当局とも了解のもとに都道ですら臨時駐車場に指定をすれば使える、こういう融通性をつくって、何とかこの問題の秩序に寄与していこう、こう努力してまいっております。

したがって、位置を特定をしたり料金を明示するというところに力点があるのではなくて、むしろ行政側に一つの義務を課し、あるいはまた使用される方にもそのことを理解をしていただく、こういう施策によって秩序の確保をしたい。これが主眼なものですから、設置条例、あるいは使用条例が最も違うというふうには考えていない。もっと融通性、弾力性のある方法で、いわゆる放置問題の解決に力を注ぎたい、こういう見解に基づいて提案をしているということで御理解をお願いしたいわけでありませぬ。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 見当違いも甚だしい。そうであれば、この中に設置の12条があっではおかしいんですよ。秩序のことだけに限定しなければだめなんです。設置をうたうからには条例の中にその場所を明記しなければだめなんですよ。イロハのイですよ、行政の、そんなことは。

特に管理委託というのは非常に重要なことですね。自治法がわざわざ改正をして、公の施設の管理についてはさらに融通性を持たせてやっっていこう、ということに自治法が改正されましたね。この公共の施設、公の施設の管理ということも非常に大事なことですよ。むしろ独立して条例をつくるほど大事なことなんです。設置と管理ということは。それをこの駐車秩序の条例の中に折り込んでおいて、それほど重要な条例の条項が入っていないながら、「いや、これはそうじゃないんだ」という言い方はどこをしたらそんな言葉が出てくるか、私は理解できないですね。だから名称も本当はおかしいんですよ、これは。

公の施設である以上は、必ず設置条例や管理に関する規定を設けなければいけないんですよ。条例によって、きちんとそれを定めなきゃいけないんです。しかし、それを駐車秩序の確保に関する条例の中にうたってあるから、条例の名称はそれでよしとするにしても、市の施設である以上は条例の中に書かなければいけない、という規定があるんですから、なぜそれができないのか不思議ですね。

じゃあ東京都と相談をしたとおっしゃるんですけど、東京都の見解を否定するひとつ論陣を張ってください。東京都の解釈は間違っていますということをご自分でその理由を述べてくださいよ。東京都は「自転車駐輪場は公の施設です。ですから、それを市が設置する場合には条例の中にその場所も規定をすべきです」とはっきり言っていますよ。それが間違いだということをおっしゃるならば、それを否定する論陣をひとつここで我々に披瀝してもらいたいんですね。もともと法律に沿った措置を今まで市はやってきたんですよ。今までどおりやれば何でもないことなんですよ、これは。民地だとか何だかんだ言うんだら地区広場のことだってここに引っかかってくるわけです。一旦借りている土地であろうが何であろうが、市の施設として公共サービスに供する施設の場合には条例にそれを定めなさい、と書いてあるんですから。東京都の見解が常識だと思うんですがね。東京都は間違っています、ということをごひとつ、じゃあやっってください。

○議長（黒川重憲君） 先ほど休憩後に理事者から、質問者の古賀議員と調整がついたと、こういうことで私は議会を再開いたしました。またこれほど質疑があったんでは調整ができておりませぬ。したがって休憩をいたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。前田助役。

○助役（前田雅夫君） お答えをいたします。

駐輪場の位置の委任の問題でございますけれども、庁内及び地方課とも十分協議をいたしまして結論を出していきたいというふうに考えますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があ

れば承ります。小山良悟君。

○24番（小山良悟君） 　ただいま条例のあり方について熱心に審議されたわけでありませけれども、条例の対応で全神経、全エネルギーを使い果たしたというのでは困るわけで、本質的なことで一言。私は建設委員でありますから、その審議に参加するわけでありませるので、その立場上からいけば意見も控えておくべきかなと思いましたが、市長、助役のいるこの場で一言指摘をしておきたいと思ひます。

条例の整備等によって駅前を確保するということは、大変大事であります。その前提での今条例のあり方について議論されたわけでありませますが、肝心な、もっと肝心なことは、この駐輪場を利用する市民の立場に立った対応、いわゆる使い勝手といひませるか、そういったようなことにも相当の配慮、神経を使ってもらいたいというふうに思ひわけでありませ。

例えば百草の駅前の駐輪場がありませけれども、朝の忙しいときの自転車で利用される人の心理を考えませると、駐輪場から駅に向かうのにその出口が駅から遠くなる。桜ヶ丘寄りの方に出口があつて、それから駅前の方に行くというふうな、駅の改札に向かうという形になるわけでありませけれども、そういったようなことも利用する側にしてみれば、心理的にもついつい駅前の方へそのまま行ってしまうということがあるわけでありませから、駅に近い方に通路を何とか確保するとか、あるいは駐輪場といふと、近隣の駐輪場近辺の住民にも迷惑施設というふうに思われる節もないわけではないわけでありませけれども、そういった意味では、イメージをやっぱりよくするということが大事だろうと思ひます。例えば駐輪場の舗装を味気のないアスファルト舗装だけで終わらせるというのではなくてカラー舗装とか、何か気持ちが明るくなるといひませるか、利用したくなるようなふんいきといひませるか、花壇を設置するとか、そういった、とにかく駐輪場のイメージというものも、ある意味では公園的な憩いの場になるぐらいのイメージを与えるような、そういう存在観のある駐輪場にすることが、より大事だろうというふうに思ひます。

どうか、ひとつ新任の建設部長、早々にこの条例の制定のあり方で大変神経もお疲れだと思ひませけれども、市長の方からもまた、そういった点をフォローしていただひて市民に歓迎される駐輪場、利用しやすい駐輪場というものをどうしたらいいかということ、そういった面での努力というものを最大限にしたい、ということ、意見をとして申し上げておきませ。

○議長（黒川重憲君） 　これをもつて意見を終結いたひませ。

お諮りいたひませ。これをもつて議案第55号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の件は建設委員会に付託いたひしたいと思ひませますが、これに御異議ありませせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたひませ。

これより議案第56号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件を議題いたひませ。

理事者から提案理由の説明を求めませ。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 　議案第56号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成4年度日野市一般会計の補正予算第1号でありませ。補正額は歳入歳出それぞれ2,756万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を449億933万3,000円とするものでありませ。

詳細につきましては担当部長に説明いたひさせませるので、よろしく御審議のほどお願いいたひませ。

○議長（黒川重憲君） 　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めませ。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 　それでは議案第56号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第1号）でござひませ。内容について説明を申し上げます。

ただいま提案したとおひ補正を追加をいたひませして、総額449億933万3,000円とするものでござひませ。なお第2条の中では、2表で債務負担行為の補正をお願いするものでござひませ。

内容的には2ページ、3ページをお願い申し上げます。まず歳入部分でござひませ。特にこの歳入部分につきましては国庫、都の支出金につきましては女子寮の関係の措置費でござひませ。その人数の増によつての歳入増ということにござひませ。なお款の15でござひませますが、繰越金につきましては、ここに補正額を記載したとおひ繰越予定額から取り崩しをするものでござひませ。補正額総額2,756万8,000円にござひませ。

なお、歳出部分につきませても同様、歳入に関連した部分とあわせて一部を御説明申し上げます。

2款の総務費につきましては、主に助役の就任に伴うその関連の経費でござひませ。なお3項の民生費につきましては、国庫の支出金、都の支出金に関連しての母子寮等の

支出増でございます。なお衛生費につきましては後ほど詳細に説明を申し上げますが、粗大施設の爆発防止対策ということで補正をお願いするものでございます。

なお、3ページの2表の債務負担行為の補正でございます。平成4年度の当初予算の中で4億1,893万3,000円の子算の御承認をいただきました。緊急通信システム工事につきましては、この平成4年度当初予算あわせて5年・6年ということで3カ年にわたっての計画を既にお話ししてあるとおりでございます。よって、5年・6年の経費がここに限度額を提示したとおり4億9,188万と、後半の5年・6年の合計額の方が多くなるわけでございます。よって平成4年度の当初予算は利率をいただいておりますが、この3カ年分の債務負担の補正を御承認いただきまして契約をする。その内容につきましては、債務全体の契約をすることによっての機器類の単価の変動は、まず1点抑えられるということでございます。

なお2点目としてはシステムの機能、全体的な計画の中での生産コストの問題、あるいは工期の短縮の問題等がありますので、当初予算を議決した第2回目の6月補正の中で債務をお願いするのは、非常に事務的にもいろいろ関係部とも検討した結果、このお願いをするものでございます。

なお詳細につきましては、8ページ、9ページでございます。既に歳入の中で申し上げましたので、簡単に申し上げます。

1目の民生費の国庫負担金でございます。当初予算の中では過去はこういうケースはないわけでございますが、母子寮の関係につきましては過去の予算の中では大体年間1世帯を見込んでおれば状況としては間に合ったわけでございますが、今日の状況としては既に4世帯ということでございます。どうしても先食いをしてここで補正をお願いしませんといけません。よって、ここに国の2分の1の歳入を見込むものでございます。

なお、1目の民生費の都の負担金でございます。これも同じ内容で4分の1の都の歳入を見込むものでございます。なお、2目の民生費の都の補助金につきましても記載のとおりで、これは母子寮の運営費に対する歳入部分でございます。

なお10ページ、11ページ、1目の繰越金でございます。平成3年度の一般会計の繰越予定約6億8,900万という数字でございます。端数がございますが、その中から2,301万3,000円を取り崩しをさせていただくものでございます。

なお、歳出に入らせてもらいますが、12ページ、13ページでございます。2の総務費でございます。1の総務管理費、1目の一般管理費でございます。説明欄記載のとおりでございます。助役就任に伴います備品、あるいは手当等に関する補正をお願いするも

のでございます。

なお、2目の児童措置費でございます。国庫あるいは都の歳入の中で御説明しました市の負担分、歳入部分あわせてここに補正を母子寮の措置経費としてお願いするものでございます。

なお14ページ、15ページでございます。衛生費でございます。2目のじん芥処理費、需用費でございますが、説明欄記載のとおりでございます。大変、最近の状況としてはガスボンベと一緒にゴミと混ざるといような中での破碎処理施設に送風機を取りつけて未然防止をするという緊急的な爆発防止対策としての予算をお願いするものでございます。

大変簡単でございますが、以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○7番（小川友一君） 前段で本件は分割して委員会に付託されるということは、うちの方の会派の報告の中で耳にしております。総務委員会で慎重審議をする前段で確認をしていきたい事項が何件かございますので、特段、市長の方から御答弁をいただきたいと思っております。

まず、3ページの緊急通信システム工事の債務負担行為の補正であります。今、企画財政部長の方から説明がなされた中で、まさに本年度3月の当初予算の中に4億1,893万3,000円という予算がつけられておりました。私は素人でございますので、さすがこういうふうな機器は大変高いものだな、という感を持って、今回この時期に6月に補正で債務負担という形で出てきてどういことなのかなと思ひまして、ひょっとしたらこの当初予算を8,000万プラスした形で5年・6年に分けて措置がされたのかなと思ひまして、補正が減額されているかということで、ちょっと見てみたんですけども、減額補正された経過もないという中で、今、部長のお話ですと総額で9億、およそ9億2,000万の費用がかかるというふうな説明で間違いがないのかどうか、まず前段でお答えいただきたいと思ひます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 防災情報センターの内部の施設につきまして、単年度計画で取り組むことになっておりましたが、2年がけで事業を進める。そしてまた、そういう考え方に立ちまして、今回、債務負担行為の予算支出の形式に置きかえて提案をさせていただいておると、こういう事情でございまして、当初の8,000万円にまた追加する額

ということになる。こういう債務負担の計画でございます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、単年度でやるというお話がありました。私は、先ほど古賀議員もおっしゃっていましたが、要するに債務負担行為というふうな行為がどういふふうなものかということは、行政サイドでは十分理解していると思うんですね。そうしますと、要するに9億2,000万程度の予算がなければこの事業ができない、ということはいいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしましたら、これはもう何年も長い間にいろいろな形で計画してきたんだと思いますけども、なぜ3月の当初予算の中で、9億2,000万なら総額9億2,000万の金額で債務負担行為ができなかったのか、説明していただきたい。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） ただいまの御質問につきましてお答えしたいと思います。

確かに当初から3カ年計画を持ってこの緊急通信システム、無線型あるいは映像型、あわせてこの緊急通信システムを予定して9億1,000万強でございます。そういう数字は決まっていたわけでございますが、当初予算の中で4億1,893万3,000円の議決をいただきました。本来なら今御指摘のように、単独で契約も可能だという前提で単年度予算を計上させていただきました。いろいろ関係部とも調整し精査してきますと、大変、5年・6年を別業者ということになりますと、生産上の問題、あるいは先ほど3点理由を申し上げましたが、非常に計画性が、また関連性が伴わないということで、ここに6月議会に大変私どもの事務的な検討経過を踏まえまして、ここに債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） そのことは、もうこれを見ればわかるんですね。なぜ、私が言っているのは、当初当然こういうふうな機能の、価格の変動とか、いろいろ器具ですから機能的にどうだと、単年度予算——道路の舗装と違うんですね、これ。道路舗装みたいなんですよ、何年度はこう、第1工区はここで第2工区はここで、総額で債務負担を組んでおいて業者を選定していく、これは可能である。しかし、こういうふうな機器の問題は、当然こういうふうなことは出てくることはわかっていると思うんですね。本当に初歩的なミスなんです。もう少し真面目にこの予算措置をしていただきたいんです。

今、あえて三つのこういうふうな問題が提示されたから、債務負担をこういうふうな

形で組むということに対して、もし、じゃあこれを認めないと言ったらどうするんですか。そういうことはないと思いますけれども、もし議会が認めなかったらどうするんですか。教えてください。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 現在では平成4年度の当初予算の中で予算計上しているわけでございますので御承認をいただきたいわけでございますが、大変、緊急通信システムの工事に、やはり5年・6年度の予算を改めて5年・6年に単年度予算で組むとなりますと、かなりの障害が出てくるというふうに現在予測しております。単独ではここで入札することを保留して、この債務を御承認いただいて、あわせて契約をやるというふうな打ち合わせで現在進んで、担当部からも改めてそういう財政当局に対しての債務負担行為の補正をお願いするという経過でございます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） あとは総務委員会の場でもう少し審議をしていきたいと思えますから、確認をさせていただいたことで、後日またその結果を出していきたいと思えます。

もう1点ですね、13ページ、一般管理費の中で今年の3月に市民要望、要するに市長の公約を果たすために、助役の2人制ということで前田助役が就任されたわけでありましてけれども、給料が補正で出されているわけでありまして、この種のものには補正で出すべきではないというふうに私はずっと考えていたんですね。それは、当然市長が市民の皆様から信託を得て公約を実行するために、要するに助役の2人制を敷かれるのであれば、当然当選なされたときに出すべき案件で、残存期間を1年間残した段階で市長が助役の2人制を出されたことに対して、私は理解できなかったんですね。それは市長の政策の中でどうしてもということであるということでも私も認めたわけでありましてけれども、この助役の給料が補正で出されたということに対して、何を市長はやっているのかな、当然こういうふうな予算を伴うものというのは、地方自治法の中で、「前段で予算措置をしてきなさい」ということは書かれていると思うんですね。その辺、知ってやっていたのかどうか、ちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御指摘は理由のある内容であると私どもももいたく感じておるところでございます。伴う給料のことでありますから、あわせて同時提案をするというのが本質的な措置でなければいけないわけでありまして、人事と給料とを別々に提

案をするような形になっておりまして、不適切といひましようか、不手際ということは何々反省もしておりますが、そういう事情でございますので御理解をお願いしたい。このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） これは今だれも、古賀さんもさっき言っていましたが、これはミスは仕方がないと思うんですね。しかし、こういうふうなものは予算をする場合、本当にまさに初歩的なイロハなんですね、イロハ、これはあんまり私もよく知らないけれども、私で気がつくくらいですから行政で何十年もやってきた人がわかっていながらこういうことをやっているんだとしたら、もう少し真面目に取り組んでいただきたいんですね。それと、まさに計画性がしっかりしていないからこういうふうな結果が出てくるんです。もう少し、ある程度、最低1年や2年、どういうふうな計画でいくかということがわかっているならば、さっきの債務負担だってこんなお粗末なことはいらないと思うんですね。

それで1点、市長、もう1点だけちょっと御説明願いたいんですが、要するに前田助役が就任されたときに、要するに基盤整備を主にやっていただくということでお話がありました。大変、私も結構なことだと思って期待をしていた。なにか3階を歩いていましたら一番奥の方に何か物をつくっていますので、ちょっと職員の人に聞いたら、助役さんの部屋をつくっているんだというふうなお話を聞いたんですけども、間違いはないですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 助役2人制の御承認をいただきまして、大変力強く感謝を感じておるところでございます。2人制の助役の分担、事務分担の範囲も、おおむねソフトな面、ハードな面、部になりますと総務、企画、市民、福祉、それらと、それから建設部、都市整備部、環境部、水道部と、そういうような分担で砂川並びに前田両助役が大まかな業務分担をするということで取り組んでおります。

それで、特に今日、区画整理事業あるいは下水道事業、いわゆる基盤整備の関係と、それから建設部の所管をする業務が非常に多端でもございますし、また職員も組織をふやすなど体制づくりに臨んでおるわけでありまして、この際なるべく身近で、助役がそのハードな面の事務分担に身近に部屋も設けて、そして陣頭指揮に当たらせる、こういうことを思い立っております。3階に前田助役の執務室を設けておると、これは事実でございます。そのとおりでございますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） これは市長、見解の相違というふうに思われるかもしれませんが、本来私たちが受けとめている助役という意味は、市長にとって片腕だと思っただけ、今まではこっちだけ、今度はこっちができたということで両輪を得た中ですね、今、市長のお話ですと、要するに基盤、ハードな部分の基盤整備の統括的なことをしていただくということで3階に持っていった。私は、まず間違っているのではないかなと思うんですね。もし市長がおっしゃるそういうふうな形で3階にああいうふうな部屋をつくるのであれば、助役という役職ではなくて、要するに基盤整備の統括の企画室なり総合何とか室というふうな形で新しい人を選任して、その部署をつくって、そこに統括部長として置くのが、これは普通は組織的にはそうだと思うんですよ。助役として自分の片腕として選任しておいて、それでハードをやらせるために3階に置くということは、私は理解できないですね。

私が今言っているみたいに、もし助役として2人制を敷くんであって、もしももう少しハードを進めたいということであれば、新しい課を新設して、そこでやっていただくというふうなのがごく自然ではないかというふうに私は思うんですが、その辺、見解どうですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いろいろ受け取られ方があるだろうと思っておりますけれど、4階に市長並びに両助役が部屋を持って、そして事務決裁にいたしましても、あるいは市を訪れる方をお迎えするにいたしましても、なるべく全体が見通せるようにしていきたい、そういう考え方と、それから毎日、今集まって協議をしながら指揮・監督に当たる。そして仕事の執行の先頭に立つというふうにお互いその気持ちでおりますので、何か外からごらんになられて統率が欠けるという意味ではなくて、むしろ仕事を積極果敢に展開をしていく、そういう意味で考えております、ということをお互い御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今現在、4階には助役室が二つあるわけでしょう。（「従来は応接室」と呼ぶ者あり）そこへつくろうと思えばつくれるわけですね。詳細なことは委員会の方でもう少し詰めてお話をしたいと思っておりますけれども、同じハード行政の今の停滞というんですか、余りにも計画がないという形でのハードに力を入れるのであれば違った形で、そういうふうな企画室を持つ。最初から私は市長にお願いしているわけ

ですから、やっていることはいいんですけれども、職務というものに対して、もう少ししっかりした形でつくってもらいたいんです。助役さんをそういうふうにしたから助役を統括的に下へ置くんじゃなくて、要するに助役さんは助役さんとしての立場で、そして基盤整備を統括的にやっていただく人であれば、その人が基盤整備を統括的に見ていただく人だという形であそこへ置くんであれば理解できるんですけども、そういうことも十分頭に置いて、これからいろいろな部分の執行部の体制を築いていただきたい。要望しておきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 1点ほど質問させていただきます。

先ほど小川議員より質問されました緊急通信システムに関連する内容であります。先ほどの答弁を見ましても納得しにくいわけですが、結局当初予算におきまして約4億2,000万円ほどの予算を組みまして議会で承諾された。次の議会の6月の議会におきまして、突然、緊急通信システムの債務負担行為という形で今回上程されているところでございますが、当然これは3カ年事業でありますから、当然債務負担行為になるのは当たり前な内容でございますが、先ほどの答弁は少しわかりにくいわけですので、もう少し具体的に経過について御説明していただきたいと思うんです。

特にどの辺の部分につきまして、この債務負担行為でやらなければいけないんだということが気がついたのか、その辺、もう少し追ってわかりやすく御説明のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

先ほど企画財政部長の方から3点ほどの理由といたしまして、お話を説明をさせていただきました。私ども本年度、確かに4億1,000万強の4年度の単年度予算をいただいております。これに伴いまして、今度は具体的に発注ということになるわけですが、この緊急通信システムでございますので、できることならば、この一つの機器類のこれらの均一性、均一化、このようなものも当初これだけの事業計画があるという中での契約でございますれば、受けるといいでしょうか、そのシステム発注先の方も計画的な受注ができるであろう、こういうことから、このシステムそのものが単年度で——当初、今後も、先ほどちょっと御質問がございましたけれども、単年度ごとでこれがもし否決されたらどうなのか、なんていうお話もございましたけれども、私ども

としては、単年度ごとでも可能であるというふうには理解をいたしましたけれども、ただ、よいシステムとして充実といえましょうか、いいのはそのものを一つのシステムの中でやらせていただければと、こういうふうに考えております。

それから次に私ども、「道路工事で違うんだから」と呼ぶ者あり）当初予算でもお話いたしましたけれども、平成4年度に、まず固定型につきましては42局を予定しております。それで平成5年に77局を予定する。合計119局になるわけですが、これも42局を当初設置いたしまして、残りの来年度の分もここで機器の均一化が図ればというふうなことで事務レベルでの内容検討の結果、事務面でのやはり発注といたしましては、債務負担行為をお願いをいたしまして、大変企画財政部長の方にも御迷惑といえましょうか、かけたわけですが、私どもとしては、できればこの発注方式を1本の契約の中でやらせていただければ、そういたしますればこのシステムそのものの今後の活用、それからアフター、これらにつきまして大変業務の遂行がしやすくなる。こんな理解のもとにあえて今回、この債務負担行為をお願いをするというものでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 今、部長の答弁をいただきましたけれども、非常によくわからないんですけれども、基本的なことなんですよね、債務負担行為というのは。先ほど小川議員も言っておりましたけれども、アスファルト舗装をここからここまでは今年度、来年度はその先だというふうな形の内容ではございませんよね。当然これは、すべてが総合システムですから、すべてが同じメーカーのもと、同じ機種、同一のもので始めませんと、ほかのメーカーのものが入ったりしますと今後大変な問題になりかねないというふうな今回の工事内容になるわけです。それを当初では単年度というような流れの中で予算の取り扱いを進めていた。そして作業を進めていく中で、どうもまずいんだということが気がついてきて、その上で緊急通信システムについての債務負担行為という形になったかと思うんですけれども、そうしますと、明らかにこれは行政的なミスであるということになりかねないと思うんですけれども、その辺について、ひとつ市長なりの見解なり、担当はどういうふうに考えているか御答弁をお願いいたします。

それと同時に当初予算で4億1,800万余に当たります予算を議会で可決された中で、具体的にこの当初は単年度予算ということで考えていらっしゃいましたから、これは具体的にどの程度までこの予算の執行という中で作業が煮詰まってきたのか、その辺についてもう少し、先ほど答弁がありませんでしたので、それについてもう少し具体的に教

えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 前田助役。

○助役（前田雅夫君） 私の方から、ちょっとお答えをいたします。

どうして、当初予算に単年度で組んで、ここで債務負担の予算を組まなきゃいけないか、当然当初予算を組んだ段階で債務負担行為を組まなければならないことがわかっているはずだ、勉強不足だろう、ということでございますけれども、確かにそう言われてしまえば返す言葉はないわけでございますけれども、事業の準備なり予算の準備、こういったものは日を積み重ねて、よりいいものに準備をしていくというものでございます。御指摘のように予算編成の段階で債務負担行為が一番いいということになればよかったですけれども、予算の議決をお願いをし、その後の検討を継続し、事業の失調をする段階まで至りまして、この事業の早期完成、それから事業をより安くいいものをつくるにはどうしたらいいか、それから事務手続きが、こういう単年度契約でいくことがどうだろうか、それから、あと一つは単年度でやった場合に受注した業者が仕事がやりやすいのかどうなのか、仕事の市の監督がどうかと、いろいろ多角的な面から検討をいたしまして、単年度で議会の議決を予算いただきましたけれども、これは勇気を出して債務負担行為の御承認をいただいて全体契約をした方がいいだろうということで今回お願いをしたというものでございます。

その辺のいろいろ指摘の向きは十分わかるわけでございますけれども、ひとつ、この予算につきまして、以上のような内容でございますので御理解を賜りたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 今、助役から答弁をいただきましたけれど、助役の答弁の内容は当然ですよ。当然の内容を初めのときにそういうような視点のもとで十分担当として調査をし、その上で予算化をしていく当然の行為を途中の段階というか、単年度予算で決めた後に気がついたという形になろうかと思えますけれど、そういう意味では、途中で気がついてこういうふうな議案提案をしたということは当然な措置ですから、言い得ても何もありませんから当然な措置ですから。

それと、そうしますと当初予算でいきますと、今年度の計画ということの中で一つの期間というのは明記されているわけですが、そうしますと当初よりも時期的に遅れていくということが出てくると思うんですけれども、こういう機種については特別ですから、当然注文を受けてから設計なり、また物をつくっていく、製品をつくっていく、

そしてそれを納めていくという形になりますから、今の時期から今年度の予定は十分対応ができるのか、それと同時に今後のこういう予定は当然業者を選定云々、検討委員会の中で運営の中で検討はされてきているんでしょうけれども、この辺について今後の見込みがどういう形になっているか、ちょっとそれについてまたお願いします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 当初予算に全体計画として計上するということが一番適切であったということは、重々反省はいたしておりますし、今回、単年度に分割するよりも債務負担行為という形で一事業として業者を決めるということの方が能率的であり、かつまた将来の事業の執行にも有益だということで、大変不手際というそしりは免れないわけでございますが、今後、選定する業者も、また事業の遂行もこの方が日野市としての事業として、より適切だという判断に立ったということでございますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） 少しさかのぼりまして思い出しますと、今回の防災緊急通信システム工事に関連しまして、当初、市長自身は同報無線にもなかなか御認識をいただかない中で、何度か一般質問等で取り上げてきましたけれども、新しいシステムということで、なにかポールを立てて従来どおりの同報無線等をつくることを随分きらっていたというか、懸念をしまして、声の通報とか、いろんな新しいニューメディアの対応をしていきたいということを主張されておりました。そして、そういう中で突然大雪等の関係もありまして、市内業者云々とか、いろんなわかりにくい過程を踏まえて今日に至っているものですから、また土地の取得につきましてもいろんなこともありましたし、また今回その防災センターの建物の名称でもいろんな指摘がありました。非常に最初の出だしから今回の予算に至るまで、すべていろんな問題が絡んできたわけですね。ですから、もう少し行政としてはしっかりと計画のもとに同じようなたび重なる諸問題が起こらないように対応していただきたい。

また、今後の契約等につきましても十分慎重に対応していただきたいと思えます。また契約案件等のときに、もう少し具体的な問題に触れさせていただきたいと思えます。今回はこれで終わります。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 1点だけ伺います。

直接この予算書の上に出てこない部分ではありますが、今後の重要なポイントかなと

いうことで、この際、確認をさせていただきますが、実は、今回行政報告に対する質問というのがなくなりましたので、いろいろ見ておられますと、この中に特段寄附関係で「全身用コンピューター断層撮影装置一式」ということで、4月17日に横河メディカルシステム株式会社、代表取締役、河瀬農一さんですか、大変日野市にとってはありがたいことだというふうに理解をしておりますし、感謝を申し上げるところであります、ここら辺の問題の中で果たして金額はどの程度のものなのかなということもわかりませんし、それから、これに向けた4月の17日に寄附を受けているという報告であります。つまり、それに伴っての運用にかかわる費用というのが今回特段に予算の中には出てきておりません。

そういったことで果たしてこれをどのように考えていらっしゃるのか、そこら辺について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市内に本社、また製造工場を持たれた横河メディカルシステムという企業であります、今回十周年の記念の年に当たるという御趣旨で、日野市にCTスキャナーを1セット寄贈したいという申し出がございました。今使用しているのもリースで5年間という契約の機器であります、ちょうど取りかえる時期であるということとあわせて、目録だけで今申し出を受領しております。後日、病院の設備の関係ともあわせて機器の置きかえをするということでございます、目録はちょうどはしておりますが、お礼には改めて市長がお伺いをいたします、こういうふうにお答えをさせていただいております。

金額につきましては、私も何とも正確には存じませんが、最優秀の機器であるというふうに関係者は喜んで待機をしておるといふ状況でございます。あとのことは病院の事務長の方からお答えをいたします。

○議長（黒川重憲君） 病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君） CT9000というのが現在あるわけでございますが、先ほど市長から御報告申し上げましたように、現在使っているCTスキャンは昭和60年に導入いたしまして、耐用年数を5年過ぎましてまだ使えるということで、2年間は現在使用しておるわけですが、平成5年において買い替え時期だというときに、こういう御寄附を仰いだわけでございます。

金額につきましては、こういう機器の定価はなかなか難しいわけですが、2億円前後に及ぶんですけれども、実際買う事例を見ますと1億1,000万で買えるんじゃない

かろうかというものでございます。

なお、これに伴いまして記憶装置だとか、あるいは撤去費、現在ございますCTスキャン9000を撤去する費用、あるいはいろいろなものにかかる費用につきましては横河さんで負担していただける。あわせて、現在CTスキャン9000の保守点検料も現状の予算の中で間に合う。ただし来年4月1日以降については、新しい名前はコンテックスプラスというんですけれども、CTスキャンの高性能というふうな代名詞で呼ぶわけでございますが、こうした保守点検についても来年4月1日以降については現状の予算で間に合うということになっておりますので、あえて、これに伴う予算化はしなかった。

なお、導入時期でございますけれども、7月の半ばごろ、20日前後に入るということで、内部的には導入に当たりましての関係2局等々の打ち合わせを始めております。ということは、この器械を導入するに当たりまして1週間はかかるわけでございます。その間、どのように対応するかということも含めて検討中でございます。

なお、この性能でございますけれども、現在のCTスキャン9000よりも非常にすぐれた器械でございます、1人の患者さんにかかる検査時間が非常に短くなった。ということは呼吸停止時間が短く済むということとあわせて、現在のCT9000はスライス、つまり輪切りするわけですが、350スライスができるわけですが、この器械を導入いたしますと1600のスライスができる。より高性能な判断ができるということで、あわせて高品質の画像が得られるということで、レントゲン技師、医局の方々も非常に喜ばれておるといふことを申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） ただいま私の方も寄附の関係のことに細かく書いてないこととございましたので、あえてこれからの様子を伺ったわけですが、今聞いている範囲では、大変、2億、本体も2億、営業のことを無視すれば1億1,000万程度ということですが、何と聞くとところによると、その付属の関係の機器開発、あるいは撤去の費用もすべて横河が持つという今発言で、平成4年度にかかる日野市の費用負担は、ほとんどない。今ある保守点検で足りてしまうと、こういう重大な発言がありました。

ということは、これほどのことは行政報告のプロジェクトをこれからつくります、なんていうことの以前に重要なことだと思ふんですね、内容的に。果たしてそこら辺の視点が——市長はいろんな物件についてはもらう、土地なんかについても提供してもらって道路を広げるんだという発想ですから、あちこちでもらっていますから、さほど感じ

ないのかもしれませんが、大変な金額の寄附なんですよ、このこと。たまたま行政質問のときはないから、こういう事態をとらえないと我々も——初めて出てくるわけですよ、これだけ大変なことをしてもらっているということがとうとう、我々がチェックしなかったらすーっと通ってしまう。さっきの事務的な小川君なりの指摘ではありませんけれども、本当に黙っていればすーっと行ってしまうことなんですよ。大変なことですよ、これだけのことを市民に対して寄附をしてもらおう、ということですね。

まだ病院には到達してないということですから、当然そのことはいいんですよ、まだこのことは病院の事務報告の中には受けたということはないわけです。問題は、この報告をしているのは管財課、要するに総務関係が報告しているんですよ、こういったことですよ。我々これを見ると、もらいました、ということでしょう。ただ目録だけですよということ。確かに機器の関係ですから、いろいろテクニック上の関係もありましょう、これからの問題が。

ただ言えることは、あえてこの際ですから今までのきょうの一連の流れから見て、やはり市側を責めるということの中では、公有財産の規則の中に、受け取ることは自由なんですけれども、特に寄附の受領にとっては一定の要件といますか、市長の決裁を当然経て、例えば一つ、土地または建物にあってはその所在地及び地番、その他財産にあっては物件の名称、これは一応こういうことで出ていますね。それから寄附の目的、または条件、これは今の話からすれば当然病院のものでしょう、物件によってわからなければ、どこで使うか我々わからないし。それから寄附の受領後の用途及び利用計画、それから寄附物件の明細及びその評価価格、それから寄附の申し込み書、これは一定の条件ということになりますけれども、それから当該財産の保管状況、その他参考となるべき事項ということで、当然、管財課長がそれを受けたときに市長にもこういうことであります、という決裁を取っている。つまりそのうちの、ここにも規則でも定めるような内容が報告にも載ってないということですね。現状、こういうことで今初めて質問すればそういう状況で、もう既に病院の方は検討をしている。その中間の省略はされてしまって、病院は7月にできるから、これから報告をするんだということであるかもしれませんが、これだけ重要なとらえ方をするものをこんな程度の報告でいいものかどうか、これについて市長、どのようにお考えですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 行政報告には、この件を報告しなかったわけでありまして、機会を見てぜひ議会にも感謝の意をあわせ報告したいと考えておりました。今のと

ころ目録をちょうだいしている段階でもございますので、もう少し具体化してからお伝えをするのが適当だろうと、このように思っておりました。これからも十分意を配って、感謝の意等に疎漏のないように努めていきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） わかりました。

いずれにいたしましても、予算の関係のところでこういったものを、物件を受領してその後の経費が載ってないという視点から今の質問をしたわけです。ぜひ——考えてみれば本当に重要なことなんですよ。行政報告に当然もう出てきていいというふうにするような物件であります。ぜひ、そこの御判断を間違えないように、ひとつお願いをしたいことと、それから表彰状の規定、かつては、ごく最近では一ノ瀬議員もしておりましたけれども、こういう寄附の受領に当たってはそれなりの、前項の部分に当たるかは別として、一定の行政側としてのお礼の意味をあらわしていただきたいとともに、規則の中に男女平等をはずした規則であります。つまり55歳と50歳という、ほかには考えられないような規則を市が持っておりますので、ぜひ、この立った機会でありますので一言申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を集結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を集結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第56号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費第2表債務負担行為補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費を厚生委員会へそれぞれ付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第57号、市道路線の一部廃止、議案第58号、市道路線の廃止、議案第59号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第57号、市道路線の一部廃止について。

本議案は、現況が廃滅して公共の用に供されていない市道C165-1号線の一部を道路法第10条第3項の規定に基づき一部廃止するものであります。

議案第58号、市道路線の廃止について。

本議案は、現況が廃滅して公共の用に供されていない市道P35-1号線を道路法第10条第3項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第59号、市道路線の認定。

本議案は、市道O2-7号線のほか11路線を道路法第8条第2項の規定に基づき新たに市道認定をするものであります。

以上、3議案の詳細につきまして担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 議案第57号について、以下58号及び59号について御説明申し上げます。

議案第57号、市道路線の一部廃止につきましては、理事者の説明がありましたように現況廃滅しております。道路としての機能が失われておりますので、民有地と道路用地の交換処理を行うため今回一部を廃止するものであります。

議案第58号、市道路線の廃止でございます。略図にございますように、この路線は既に現況が廃滅し道路としての機能が失われております。今回市道路線を廃止するものですが、なお廃道敷の処理については基本的に民有地との道路用地の交換による処理を考えております。

最後に59号、市道路線の認定について、これは三沢地区の梅ヶ丘団地内の道路でございます。1ページ、2ページに記載のとおり合計12路線を認定するものでございます。国土調査法に基づく地積調査が完了し、新たな道路となった部分を今回市道認定をするものでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を集結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を集結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第57号、市道路線の一部廃止、議案第58号、市

道路線の廃止、議案第59号、市道路線の認定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第60号、日野市役所電算室特殊附帯設備工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第60号、日野市役所電算室特殊附帯設備工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市役所電算室特殊附帯設備工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、落札者がいないため最低価格者である富士電機工事株式会社と随意交渉により3億2,342万円で見積もりを得ました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） 御説明申し上げます。議案第60号、日野市役所電算室特殊附帯設備工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

契約金額は3億2,342万でございます。契約の方法は随意契約でございます。工期は契約の翌日から平成5年2月26日まででございます。契約の相手方でございますが、神奈川県横浜市鶴見区平安町一丁目29番地の1、富士電機工事株式会社、代表取締役、子安英次でございます。

2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。入札の経過でございますが、現場説明を5月12日に行いまして、入札を5月25日に執行いたしました。入札の結果でございますが、指名競争入札を3回執行いたしましたが、いずれも予定価格に至らないため最低価格の入札者であります富士電機工事株式会社と随意交渉の結果、決定したものでございます。

次、工事概要でございますが、工事場所は日野市神明一丁目11番地の16でございます。工事内容でございますが、ここに記載のとおり3ページ、4ページにかけてござい

すけれども、6施設にシステムを内容とする工事でございます。

よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 些細なことになるかもわかりませんが、工事場所、これは防災情報センターの今建設が進められている場所だということです。神明一丁目11番地の16とおっしゃったんですが、防災情報センターの建設用地の取得、行政報告の中では、ほか1筆ということになっておりますが、この点は問題ないのかどうかですね。

それから、工事内容は自家発電設備ということでしたが、何時間の停電に耐えられる自家発電設備装置なのか、以上、二つの私の疑問にお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 工事場所は神明一丁目11番地の16となっております。私はそのように理解しておりますので、ひとつ御了承願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 自家発電設備の工事内容でございます。停電時の問題でございますが、72時間連続ということで、停電から始動までは40秒以内というような考え方で進めております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 自家発電の能力については、72時間停電が続いても、その間、電気を送り続けることができるということで性能はわかりました。

この工事場所の表記なんですが、移転登記されたときには神明一丁目11の16と20があったと思うんですね。その20を省いて、ほか1筆ということでこの用地を取得されたと思いますし、市長が行っております行政報告、先ほどの横河メディカルの隣にちゃんと用地は、ほか1筆、1筆ということを出ておるといふふうに書かれているわけですね。この工事は11の20については行われたいということになりますけれども、それでよろしいんですか。

○議長（黒川重憲君） 前田助役。

○助役（前田雅夫君） 前に関係しておりましたので、私からお答えをいたします。

確かに取得した土地は2筆でございます。2筆でございますけれども、今後、防災情報センターとか、あるいはその中にこの電子計算機を設けるわけでございますけれども、その設置場所ということになりますと、代表地番をとるといふことでこの11番地の16を使うというふうにご理解いただければよろしいのではないかと思います。

ちょっと角度をかえて申し上げますと、この庁舎も市民会館を含めまして筆数は幾つかあるわけでございますけれども、代表地番を使っているということでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 代表地番という考え方があるのは、今、初めて私はわかったんですが、それでは合筆はしないということですね。これはきちんと市のものになった時点で1筆にする方がより適切じゃないかと思うんですが、その代表地番というのは、なかなか言い得て妙な表現で、さすが助役だと思っておりますけれども、ほか1筆とあった方がいいんじゃないですか、これ。

○議長（黒川重憲君） 前田助役。

○助役（前田雅夫君） 確かに市有地になりますと合筆をいたしまして、その地域を代表する地番にまとめるというのが原則でございます。今後、今まで市が持っている公有財産についても順次、いろいろ測量等もいたしまして、その財産整理をしているわけでございます。関係の所属の方にそれなりの指示はいたしたいというふうにご考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） それでは、工事場所については契約書には神明一丁目11番地の16とだけしか書かないわけですね。工事場所の表記は、このまま通すわけですね。

○議長（黒川重憲君） 前田助役。

○助役（前田雅夫君） 通常そういう方法でやっております。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を集結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を集結いたします。

これより本件について採決をいたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第60号、日野市役所電

算室特殊附帯設備工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号、(仮称)日野市栄町サービスセンター新築工事に関する協定の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長(森田喜美男君) 議案第61号、(仮称)日野市栄町サービスセンター新築工事に関する協定の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、仮称日野市栄町サービスセンター新築工事について4億7,132万3,092円で東京都住宅局長と協定を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(黒川重憲君) 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長(坂口泰雄君) それでは、議案第61号、(仮称)日野市栄町サービスセンター新築工事に関する協定の締結についての御説明を申し上げます。

工事名は仮称でございますが、日野市栄町サービスセンター新築工事でございます。市の負担額につきましては、4億7,132万3,092円でございます。工期は協定の翌日から平成6年3月31日まででございます。協定の相手方でございますが、東京都新宿区西新宿二丁目8番1号、東京都、代表者、協定担当者、住宅局長、林育男でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。工事の概要でございます。工事場所は日野市栄町二丁目17番地の1でございます。工事の内容でございますが、鉄筋コンクリート造、地上3階建てのうちの1階の一部でございます。

内容につきましては、1階部分でございますが、活動室2室、食堂、調理室、機械浴室、介助浴室、ショートステイ居室、これにつきましては2人用の部屋を4部屋、個室を二つということでございます。

なお、1階の一部及び2階、3階は都営住宅の住宅部分でございます。詳しい内容につきましては4ページの平面図の方で御説明申し上げます。面積につきましては929.92平方メートルでございます。都営住宅部分を含めた面積につきましてはここに記載のとおりでございます。

3ページ、平面図でございます。ここは都営住宅の建設用地ということで東西南北、

四つのブロックに分けられております。そのうちの西ブロックでございます。全体では6棟、3階から4階建、153戸の都営住宅ができるわけでございます。この当該棟につきましては1棟3階建、32戸の建物でございます。その1階部分の一部をサービスセンターとするものでございます。

4ページでございます。平面図でございます。この斜線部分右側と、それから左上の斜線部分につきましては、これらは東京都のものでございます。それ以外はサービスセンターということでございます。

それから5ページ、6ページにつきましては、それぞれの立面図及び断面図でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(黒川重憲君) これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を集結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を集結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって議案第61号、(仮称)日野市栄町サービスセンター新築工事に関する協定の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号、人権擁護委員の推薦の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長(森田喜美男君) 議案第62号、人権擁護委員の推薦について提案理由を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の推薦の件について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基

づき議会の意見を求めるものであります。御検討の上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。本件については質疑・意見を省略し直ちに採決いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件について採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第62号、人権擁護委員の推薦の件は、これに同意することに決しました。

これより報告第2号、平成3年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第2号、平成3年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について。

本報告は、土地区画整理事業特別会計で設定した繰越明許費にかかわる繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、報告第2号につきまして詳細な説明を申し上げます。

2ページをお開き願ひしたいと思います。繰越明許費繰越計算書でございますが、これは豊田南口の駅前駐車場の整備の設計委託をいたしたものでございます。平成4年の1月でございますが、駐車場の基本構想、それから交通量、それから概略設計等を委託をいたしております。その後、国の方の補助金の増額がございました。そのために設計変更を行いましてボーリング調査、それから工事費の検討、それから施行期日等の検討を行ったわけでございます。これは、国の補助金は3年度の国庫補助対象ということになっておりますので、第1回の定例会におきまして繰越明許の御承認をいただいたという内容でございます。

それでは、この表の中の翌年度繰越額でございますけれども、8,717万1,000円ござ

います。このうち収入特定財源でございますが、5,817万1,000円、未収入特別財源といたしまして国庫支出金でございます。2,900万円ということになっておるものでございます。

よろしく御審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第2号、平成3年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

これより報告第3号、平成4年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第3号、平成4年度日野市土地開発公社事業計画の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき平成4年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） それでは報告第3号、平成4年度日野市土地開発公社事業計画の報告につきまして御説明申し上げます。

大変恐縮でございますが、2ページをお開き願ひしたいと思います。まず事業名でございますが、用地取得事業でございます。面積といたしまして3万751平方メートルでございます。金額にいたしまして68億8,862万1,000円でございます。この内訳でございますけれども、説明欄にございますように公共用地の取得、これが面積が1万4,751平方メートルでございます。事業費は27億435万円であります。この取得用地としては、道路、公園、緑地等の用地買収でございます。

次に、土地区画整理事業用地取得でございますが、面積は1万6,000平方メートルでございます。事業費が41億5,000万円あります。この取得内容としては豊田南、万願寺第2、西平山、東町の4事業区域内の減歩緩和及び公共用地施設用地の買収でございます。補償金につきましてはこれらの事業に伴うもので、3,427万1,000円を計上いたしました。

また、その他の事業といたしましては685万4,000円でございますが、説明欄にございますように用地取得に伴うところの測量設計等の委託料でございます。合計いたしまし

て3万751平方メートルの用地取得をいたしまして、金額につきましては68億9,547万5,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第3号、平成4年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第4号、平成4年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第4号、平成4年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき平成4年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 報告第4号について御説明申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと思ひます。日野市環境緑化協会も財団法人として発足以来3年を経過いたしました。市の緑化行政と連携して都市環境の向上のために都市づくりに寄与することを目的に事業の拡充を図るべく、平成4年度の事業計画を去る3月21日の理事会で決定いたしました。事業計画は四つの柱からなります。一つは緑化推進に関する普及啓発事業、第2は緑化推進に関する企業活動、第3は緑化推進に関する調査・研究、第4は菊花栽培、公園清掃等の受託事業等でございます。合計金額8,863万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○7番（小川友一君） 昨年度まで、平成3年度まで私も建設委員会ということで評議委員で1年間努めさせていただきました。財団法人ということで今建設部長の方から御説明をいただいた中で、常任理事に建設部長になって就任しているのではないかと思いますけども、市のいろいろ事業を進める中で、建設部長という役職を持っていて財団法人の常任理事になるということは摩訶不思議と思ひまして、危惧をしていましたところ、先般東京都の方へ別な関係で行きましたところ、財団法人の常任理事は市の職にある者

が兼務をしてはいけないという指導をしていた、というお話を聞いたわけでありましてけども、それは事実かどうか1点。

もう1点、常任理事として就任なされている方の報酬は、どういうふうになっているのか、2点お伺いいたします。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 東京都への連絡報告等いろいろあるわけですがけれども、その中で一つの指摘としてされております。

それから報酬については、なし、ゼロでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 報酬はなしということで、当初予算の中には常任理事の給与は計上されているんですか。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） されております。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） そうしますと、その計上されている金額は別としまして、その当初予算の中に計上されているものを建設部長はいただいてないということになりますと、そのお金を不用かなにかで戻しているという理解でよろしいんですか。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 失礼しました。当初予算に計上されておられません。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ちょっと、（笑い）計上されてないということですか。それは間違いはないですか。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） ちょっと調査したいと思いますので御容赦いただきたいと思ひます。

○議長（黒川重憲君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 調査して後ほど御報告いただきたいということが1点あります。

それと、せっかくこういうふうな財団法人で、日野の緑化をこれから考えようということで財団法人をつくっているわけですから、当然私は兼務ではなくて都の指導もあるわけですから、しっかりした形でこの緑化に邁進できるような人を選任して、この事業

を推進していただきたいですね。何となく兼務、兼務で大事な建設部長という職をどういうふうに考えているのか……。今多様化している事業の中で、あっちもこっちもという形ではなかなかいい事業ができないと思いますので、ぜひ検討していただきたい。

市長、どうですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今、日野市の行政の非常に近い外郭団体として環境緑化協会、それから日野市福祉事業団等があるわけでありまして、事業を行ってみますと、もうひとつ、福祉事業団の場合も現職の福祉部長がやはり理事、ないし常任理事として勤務をし決裁にも関与するということが、業務の執行並びに事務の適正化に現実には大変意味があったと思っております。

ただ、本来の財団法人、あるいは社会福祉法人でありますから、理事会の人事体制はなるべく兼務をしない、ということが都でも指導されている面はございます。また福祉事業団、日野市の福祉事業団につきましては、特に市長が理事長として就任をするということを条件に常任化されておる、こういったこともございますので、一番機能的に事業の遂行に役立つ人事配置によって取り組んでいきたい、このように考えております。

特に環境緑化協会は市民参加を大きな原則といたしておりますので、退職をした職員等に適材を求めて、御指摘のような配置等は十分今後考えていきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） これをもって報告第4号、平成4年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第5号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第5号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係わる相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） 報告第5号についてでございます。議会の指定議決に基づき専決処分した事項についてでございます。4件でございます。2ページ、3ページをお

開き願いたいと思います。

1点目は、日野市高幡3番3地先路上の市の義務に属する事故に係わる和解の締結及び損害賠償額の決定についてでございます。事故名は、日野市高幡3番3地先路上の事故でございます。和解の相手方、多摩市豊ヶ丘二丁目2番地2-501でございます。永吉陽子さんでございます。

事故の発生状況でございますけれども、平成3年11月22日午後4時30分ごろ、土木課職員が日野市高幡3番3地先路上において作業中、移動のため車両を後進させた際に駐車中の相手車両と接触、損傷を与えたものであります。損害賠償額は11万3,731円で和解が成立しましたので、平成4年2月26日専決処分をしたものでございます。

次に3ページでございます。

日野市神明一丁目12番1地先路上の市の義務に属する事故に係わる和解の締結及び損害賠償額の決定についてでございます。事故名は、日野市神明一丁目12番1地先路上の事故、和解の相手方、立川市曙町二丁目13番3号、立川三菱ビル7階、ダイヤモンドリース株式会社、立川支店長、内田正宏、千葉県市川市末広二丁目16番24-201号プレステージ行徳、西村栄一さんでございます。

事故発生状況でございますが、平成3年10月21日午後4時20分ごろ、保険年金課職員が庁用車を運転し帰庁途中、日野市神明一丁目12番1地先交差点におきまして一時停止をした際、左右の確認が不十分であったため、優先道路を進行してきた相手の車両と接触し、双方の車両に損傷を与えたものでございます。損害賠償額は2万600円で和解が成立し、平成4年4月16日専決処分したものでございます。

次に5ページでございます。

日野市平山六丁目43番13地先路上の市の義務に属する事故に係わる和解の締結及び損害賠償額の決定についてでございます。事故名、日野市平山六丁目43番13地先路上の事故、和解の相手方、日野市平山六丁目39番地の3、三浦多賀子さんです。

事故発生状況でございますが、平成4年3月25日午前10時ごろ、資産税課職員が家屋調査のため運転する庁用車が日野市平山六丁目43番13地先交差点において方向転換する際、進行してきた相手車両と接触し損傷を与えたものでございます。損害賠償額は3万2,486円で和解が成立し、平成4年4月21日専決処分したものでございます。

6ページをお開き願いたいと思います。

日野市大字日野531番地先路上の市の義務に属する事故に係わる和解の締結及び損害賠償額の決定についてでございます。事故名、日野市大字日野531番地先路上の事故、

和解の相手方でございますが、日野市百草135番地の6、高野梅子さんでございます。

事故発生状況でございますけれども、平成4年3月10日午前9時36分ごろ、企画課職員が庁用車を運転し日野市大字日野531番地先に駐車しようとした際、周田の確認が不十分であったため後方から進行してきた相手車両と接触し損傷を与えたものでございます。損害賠償額ですけれども、6万770円で和解が成立し、平成4年4月21日専決処分したものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第5号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第4-9号、旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第4-9号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第4-10号、多摩川自治会の建築許可に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第4-10号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時14分 散会

6月12日 金曜日 (第2日)

平成4年 日野市議会会議録 (第17号)
第2回定例会

6月12日 金曜日 (第2日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根福次
 速記者 本間ムツ子君

議事日程

平成4年6月12日(金)
 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時17分 開議

○議長(黒川重憲君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問1の1、日野市財政その後について問う(2回目)の通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔6番議員 登壇〕

○6番(谷長一君) それでは通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

前回も、この日野市の財政につきましてお伺いしたわけでございますけれども、非常に景気等がさらに深く落ち込んで、回復等は非常に遅くなるのではないかと、というようなことも言われているわけでございます。

そのような中で、やはり私が住んでいる日野市の財政ということを考えてみますと、どうしてもお伺いしまして、我々市民が、すべてよりよい快適な生活をしていかなければならないという観点に立ちまして、質問をさせていただくわけでございます。

今の企業やなにかの状態を見ますと、非常に企業収益が落ち込んできているわけでございます。特にこれは皆様も御存じのとおり、この3月期の決算、これを見ますと、経常利益等が前年と比較しまして、落ち込んでいるわけです。5%、6%、多いのは十何%というような形で落ちているところもあるわけでございます。特に、この3期連続の経常減益というのを見ますと、これは2期だった第1次、第2次のオイルショックや、円高不況時を上回る業績の低迷と言ってもよろしいのではないかと、というようなことも言われているわけでございます。

特に、5年振りの産業ベースの売上高というのを見ますと、本当に上場企業等の業績の動向、これを見ましても、ほとんどが減額と言ってもよろしいのではないかと、言われているわけでございます。特に全産業、これは、この92年の3月、これは1,403社の統計等見ましても、やはり14.8%も下がっているわけでございます。それで、これらをまた電力とかガスとか製造業、さらには非製造業、銀行、証券等を含む全産業を見ましても、落ち込んでいて、先ほど申しました産業回復というのが遅れているがために、日野市の財政も恐らくそのあおりを受けるのではないかと、ということが考えられるわけでございます。

そこで、この日野市には、いろいろな会社がございます。特に大きなウエートを占めている日野自動車とかコニカ、または富士電機製造、東芝、さらにそのほかございますけれども、これらに目をちょっと向けてみましても、それらに関連する企業が、すべて

下がっている。平均しますと、これは減益ということになっているわけでございます。がしかし、一部の社におきましては、前年と比べて減益ではありますけれども、利益はそんなに落ち込んでいないという所もあるわけでございます。全体から申しますと、特に鉄鋼等の場合は、これは基幹産業でございますけれども、工事の受注等が減っておりますので、やはり、いかに官公庁等におきましていろいろと前倒しだ何だと言っておりますけれども、減ってきてしまっているというのが実情でございます。

これらの調査結果等を見ましても、総額等におきまして、1兆4,045億円も減額しております、前年同月ということを対象にしてみますと、31.8%も下がっているということでございます。また、特に自動車の登録台数等を見ましても、5月期におきましては、12.3%も減少しているわけでございます。特に普通車の伸びというのが、減っているというのが大きなところではないかと思うわけでございます。

特に、また大手の海運会社等を見ましても、やはり鉄が不況なときには、海運等におきましても、採算の改善等を図って、増益を行うということをしておりますけれども、市況が悪化してきてしまいますと、減益というのは、これはやむを得ないわけでございます。なぜかと申しますと、国内需要というのが落ちてきますと、日本はすべてを輸入に頼っていると言っても過言ではございませんので、海運会社というのは、当然下がってきてしまうわけでございます。

このような状況から判断して、やはり日野市の財政にも影響はないようでございますけれども、徐々にその影響を受けてくる。これは、それらの各企業にお勤めになっていらっしゃる方が大勢いるわけでございます。そのことを考えましても、これは市税に及ぼす影響というのものではないかというわけでございます。特に先ほどは、自動車産業が旅客と乗用車が減ったと申しますけれども、本当に乗用車部門等を見ましても、減っているわけですね。これは国内販売と輸出というのを見ても、トヨタ、日産、三菱、それから本田、マツダ、ダイハツ、スズキ、日野自動車、富士重工等見ましても、この国内販売が7%は落ちているわけでございます。また、この輸出等におきましては、ここでちょっと申し上げますけれども、スズキ、富士重工、日野自動車等は、輸出は昨年度よりもふえているようです。ただし、このような中におきまして、やはり余り利益を出さないというような形をとると同時に、労働人口の減少等を考えてみますと、製造業でございますので、設備投資に相当力を入れているということが言えるわけでございます。

ここに手持ちで、設備投資はどのくらいしているかということを書いてありますけれ

ども、日野市に関係するものもあり、これは不況等を見ましても出ているわけでございますので、申し上げますと、設備投資におきましては、日野自動車は昨年よりも26.5%の減ということになっておりますね。それで、ですから、そのあたりがどのように調整の余地が残されているかというようなことも、また言えるわけではないだろうかということが考えられます。また、このように、各企業の収益が伸びない、これからもあんまり伸びないんじゃないか、ということも、どうして言うことができるかと申しますと、この工作機械の受注額というのが、やはり設備投資等が行われていないということになると、随分減ってきてしまうわけです。これは結局、通常、工作機械の主要メーカーといいますと、通常、主要8社と申し上げまして、それらを見ても、受注高は36.7%という形になっているわけでございます。

そこで、また今度さらに、今度は最も我々が日常生活を行う上におきまして、欠くべからざるもの、我々が身にまとっているもの、またはつけているもの等は何かと申しますと、石油なんですよ。この元売り各社というのを見ましますと、やはり収益が大きく伸び悩んでいるというわけでございます。これは北海の原油、またはドバイ、その他の原油等を見ましても、またここで上がっているわけですね。3カ月ぐらい前だと、ドバイの石油は大体17.5ドルぐらいを前後していたわけでありましてけれども、今では19ドルにもなっているわけでございます。このようなことを考えてみますと、当然、この今期の収益の伸びというのがなくなってくるということは、申すまでもないわけでございます。

このような関係をもちまして、今度また金融機関等を見ましますと、よもや我々は、銀行がつぶれるというようなことは考えていなかったんでございますけれども、やはり今は、日本の銀行も、つぶれるという時代が来ているわけでございます。特に、この最近の信金、信用組合等の救済例を見ましても、いろいろと株式投資の失敗で経営が悪化してしまった信用組合等もあるわけでございます。東京都におきましても、この信用組合が、もう本当につぶれてしまうということで、富士銀行が救済に乗り出した。これはバブルの崩壊によって、小規模の金融機関がつぶれてしまう。まあ、つぶれないけれども、その影響を受けて経営が悪化して、再建するにはどうしてもこのような大手金融機関が手を出さなければ、回復をすることができないというようなことで、これは銀行法等にもものっとなつて、銀行をつぶしちゃいけないというようなこともあり、また払い出しの制限、その他の制限等も、よく見ますとあるわけでございます。このような関係で、そのようなことも、この日野市の財政に影響があるということになるわけでございます。

また、企業の年金等におきましても、年金というのは、これは企業年金やなにかは、当然そこで温存しておかなければいけないんですけれども、結局、バブルというような形で、これが多分債券その他等に振りかえられたがために、含み損というのが出てきているわけでございます。これらにつきましては、影響は少ないけれども、その影響がないということは言えないわけでございます。

そこで、また今度の、ここでボーナス闘争等が始まると思えますけれども、ボーナス等を見ましても、やはり証券会社等は2けたの減ということが言えるわけでございます。そのような中におきまして、またデパート等へ行きまして、いわゆるこの支出の伸びと見ますと、デパート等においても景気というのに、多く左右されているということが非常によく判明する、というようなことが言われているわけでございます。

そこで、このデパートの売り上げというのはどのようになっているかということとをちょっと見てみますと、ファッション、いつまでも若く、美しく、ということが頭から離れない。これは男性もそうですけれども、女性は特にそれが強いわけでございます。そこで、婦人服とか化粧品などに陰りが出てきている、とこういふようなことも言われているわけでございます。そこで、三越とか高島屋とか伊勢丹または松坂屋等を見てみますと、今期は、93年の3月決算等を見ますと、これはある一つのデパートでございますけれども、これは大手でございます。この2期連続、去年、ことしと、連続で衣料品と食料品の売り上げ等は安定していたけれども、その他のものが落ちていくわけですね。やはり、こういうような大手デパートでも、バブルの影響、特に金融収支が悪化してきているということは申すまでもないわけでございます。また、内容等につきましては、私が申すまでもなく、大方の方々は御存じだと思うわけでございます。また、この5月期とか6月期の景気等を見てみますと、やはり世界の経済の中に立たされた日本であるけれども、百七十幾つですか、世界に国があるのはですね。おのおのが国連の傘下にあります、平和を保っていこうと。同じに、やはり経済も世界的規模に立っての経済ということが言えるようなわけでございます。

何日か前、アメリカの関係は、非常にアメリカは、秋にブッシュ大統領がまた再選するかしないかというようなことで、景気は幾分よくなっています。特に電気やなにか輸出も伸びたというようなことがけさの新聞にも出ていたと思うわけでございます。そうになると、やはり日本の景気も徐々によくなるであろう。秋口とか。初めは夏だとか秋だとか言っていましたけれども、そのずれはあるにしても、設備投資も着実に、しかも堅実になされて、投資をすれば必ず償却という重荷は負荷されるであろうけれども、日

本の経済の前途というのは、割合に明るく伸びていくという見通しを持ってもいいのではないかと、思うわけでございます。

そこで、今度は、日野市の予算について、今度は特に前期に触れた、1回の質問のときに触れたんですけれども、これらの影響を受けるのではないかとということで、市民税について、特に懸念があるわけでございます。それから個人については、13.6%の伸びになっているわけでございます。これは給与は着実に伸びるということになるわけで、観測してよろしいんですけれども、やはり残業やなにか、そういうのが減りますと、市民税の個人にもある程度の影響があるのではないかと同時に、最も大きく受けるのは、市税のうちの個人と法人に分けますと、法人ではないかと思うわけですね。法人は当初予算におきましては、15.55%の前年比でマイナスということで計上されているわけでございます。特に、前にもちょっと触れましたけれども、昭和61年、62年、これらを見ますと、61年は多かったですけれども、62年にファナックが移動したのために、非常に大きく前年と比較して下がった、減収になったということでございます。63年には、やはり回復はしましたけれども4.5%の増、元年には37億7,100万ですか、それですから、60%弱と、59.2%ということになっております。2年には、前年よりも7.6%増。3年度は、また今度は12.5%の減で、ことしは、法人税は先ほど申しましたように、15.5%ということで、減額されているわけでございます。

また、さらに、この中でちょっと市税の点で見ますと、いわゆる固定資産税につきましては、これは8.3%の増で、これは宅地並み課税等の関係でふえているわけでございます。

そこで、特に問題なのは、都市計画税は問題ではないですけれども、利子割交付金、これなんですよ。これは非常に、先ほども申しましたように、年金やなにかの方が、こういうように経済がちょっと上昇していきますと、食べてしまうわけです。利子割交付金が少なくなる。また金融機関等におきましても、または証券会社等におきましても、やはり扱い高が減ってくるということになると、これらにも大きな影響を及ぼすのではないかとということでございます。当初予算におきましては、都より見込み通知ということで、予算上は19.9%、約20%減ということになっていきますけれども、特にこれらの見通し等につきまして、私はよくわかりませんので、教えていただきたいということで、質問をするわけでございます。

大ざっぱに申し上げましたけれども、この点につきまして、答弁をお願いいたします。
○議長（黒川重憲君） 谷長一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、日野市の財政ということで御質問を幅広くいただいたわけでございます。特に市財政についての問題の点につきまして、私の方からお答えしたいと思います。

御承知のとおり、バブル経済の破壊による経済の拡大の減速化は、非常に進んでいるわけでございます。市内の企業経営にも大きな影響が出ていることにつきましては御指摘のとおりでございますが、多少の影響部分を考えながら予測できるわけでございます。もちろん、こうした経済の動向の中で、市税収入を通して市財政の運営に対しては、多少の影響も出てくる、というふうに現時点では考えております。平成3年度の決算においても、法人、市民税が当初予算を約5億円下回ったというような状況、あるいは前年決算比では、15.3%という減でございます。今御質問の利子割交付金につきましても、当初予算の見込みの中では、7億円以上下回ったというような状況でございます。確かに御指摘の中で、63年スタートしたこの利子割交付金の制度は、平成元年度には40%程度大幅にふえた経過がございます。その後平成2年、というような激しい推移をたどりながら、本年は19.9%というような減でございます。

そういった状況を勘案しますと、市内の企業の収益状況につきましても、予想以上悪化しているのではなかろうか、というふうに財政の分野ではとらえております。大手企業を中心とした経常利益が大幅に落ち込んでいる模様もあるわけでございますが、質問者の中にもありましたように、設備投資がかなり控えられているというような状況、よって当分、景気の停滞の影響は続くのではなかろうか、というふうに現在考えております。一方、個人の市民税につきましては、景気の停滞部門の影響も少し見られるわけでございますが、先ほど質問者の方からも内容の推移がございました。一定の増収が現在期待できる、というふうに市では考えております。なお、固定資産税については、比較的安定した財源であろうというふうに考え、引き続き伸びが期待できる、というふうに5年間の推移から見込んでいるわけでございます。

いずれにせよ、我が国の実質経済成長率は、かなり鈍化していることも事実でございます。従来のような税収の高い伸びは期待できないというふうに考えております。当然、個々の問題としては、市財政の健全な運営をするためには、簡素化と、当然効率化の問題に努めるということが第一だろうというふうに思っております。なお、税外収入の確保の中では、基金の問題、起債の活用の問題、当然必要な財源の確保を図りながら、行政水準の確保に努めるべきだ、というふうに現時点では考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○6番（谷 長一君） ただいま財政企画部長から答弁がありまして、ある程度はわかるわけでございますけれども、理解しなければならぬんですけれども、やはり財政運用ということが、口で言えば簡単なようでございますけれども、非常に難しいということが言えるわけでございます。いかに景気等をうまく掌握するか、これがやはり勘というものが非常に大きく作用するということが、企業間等では言われているわけでございます。そのようなことを適切に調整しながら行わないと、在庫調整等が到底できなくて、とんでもないことになるということでございます。

日野市の場合、このただいま企画財政部長の答弁にもありますように、一定の市民税は、景気は停滞しておるけれども、増収が期待できるんだ。また、固定資産税については、比較的安定した財源であるということですね。そうすると、一体これから今後、行政はどのようなことに努力していかなければならないかということが、当然気づくわけでございます。そのあたりにつきまして、私は、いわゆるいつも気になるのは、先ほどの答弁にもありましたけれども、人口の高齢化というのと、社会資本の充実、これが必要じゃないか、考えなければならぬ点である、ということをおっしゃれば、これはならないわけなんです。

なぜかと申しますと、やはり確かに、設備投資というのが大きな問題にもなっておりますけれども、設備投資は、当然企業にしてみれば、やっつけていかなければならない重要な大きな問題である、ということが言えるわけですね。なぜかと申しますと、この平成4年4月1日の厚生省の人口、これは15歳未満の人口ですね。これを見ますと、前年に比べまして、57万人も減っているわけでございます。これはなぜかと申しますと、女性の晩婚化と高学歴に伴う出生率の低下ということが言われているわけでございます。このような状態は、昭和55年以降、毎年毎年続いているわけでございます。

そこで、この一体今、よく高齢化社会というと、日野市の高齢化は約7%とかと言ったり、またその場所によりますと、約11%と言えますけれども、特に若い方が、15歳未満の方が日本では17.4%なんですよね。そうしますと、このいわゆる労働人口というのが、この方々が、年齢を増せば働かれるわけですから、その時代に労働人口の確保できる時代になりますと、当然人が減ってしまうわけですね。そこで社会はますます高齢化が進行してしまい、やがては12%、13%、14%というふうになってしまうわけです。特に結局、南北に線を引いてみますと、出生率の多いのが、一番多いのがインドなんです。それで15歳未満というのは、インドの人口の30%もいるわけです。中国の場合は

27.7%台、韓国が25%台、アメリカが21%台、フランスは20%、英国は18.9%、ドイツが15.6ということで、ドイツよりも日本の方が幾らか上ですけれども、やはり憂慮しなければ大きな問題である、ということが言えるわけです。そうなると、労働人口の確保というのを、それは国は国なりに、大きな団扇を使うことはできないけれども、少しずつ幾らかあおっているようなんですけれども、やはり自治体は自治体なりに、そのあたりを考えていくということが、私は大切ではないかと思うわけでございます。

そのような観点に立って、行政運営というのも考えていただき、どのようにこれから、大きな難問題は前途に山積はしていますけれども、市長が申されるような、行政の簡素化と効率化を図っていくかということにつきまして、ひとつ市長より、お考えがございましたら答弁をしていただきたい、と私は思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 自治体財政の仕組みが、いわゆる市民税、固定資産税、基礎的な税収によって、行政運営が成り立つ、こういう仕組みがあるわけでありまして、したがって、原則的には、入るを図って出るを制する、これが行財政政策の基本的な意識でなければならない、とこのようには言われておるわけでありまして、日野市はそういう意味では、都市近郊という地理的理由もありまして、また、過去、適切な企業の進出等もあった幸運な状況がありまして、いわゆる財政的には比較的恵まれておる自治体である、自他ともに認められておるところだと思っております。

近年、都市化の急速な行政需要がありますので、一層その財政需要が多端である、こういう状況下にもありますし、今、市民税の中の法人・市民税、いわゆる経済社会の動向によって、多少の変動が伴う、一喜一憂という一面もないわけではありませんけれど、恵まれた環境にあるということは、そう大きく変わってはいない、と言ってよろしいと思っております。

また、一番基本的な自治の行財政の運営という観点からも、市民税の中の特に個人市民税が常に人口の増加と合わせ、堅実に伸びを示して、それが一番財政の基盤になっておることであるので、今後の人口動向、高齢化社会のことも当然伴ってまいりますし、また、ハードなまちづくりの財政需要ということも、ますます需要が高まってくる、こういう時期に今遭遇しておりますので、いわゆる行財政運営に十分意を用いて、最も有効適切な、しかも能率の高い、そういう行政を組んでいくということが必要である、ということは我々の常に認識をしておるところであります。庁内に対しまして、能率のある、つまり市民要望にこたえられる、能率的にこたえられる、こういうこ

とを眼目にして、何か動いておれば仕事である、というようなことではなくて、効果があるということを絶えず具体的に確かめながら、こういう時期に生きた自治体行政をやっていくということではなければならないということは言うまでもありません。

私は、財政専門という能力はありませんけれど、そのあたりの運営配慮につきまして、全体の行政組織の中で十分健全性は守られているのではないかと、というふうに評価していただけるかと思っております。将来、高齢化社会を迎えまして、何か活力を失うまちであってはいけない。したがって、人口構造は絶えず一定の働き手が年齢層の大きな部分を占めておることが必要だと思しますので、そのためには、住宅政策、あるいは魅力のあるまちということで、企業活動も盛んであり、市民も生き生きとして日常生活を送っていただける、特にまた、余暇時代を迎えるわけでありまして、これらのことにも十分配慮を巡らせながら、新しい都市像に向かって邁進をすべきである、このようなことを日ごろ感じ、かつまた、庁内でも折に触れて、そういう指導精神で行きたいことだ、とこう考えておることを伝えておるわけでありまして、

以上であります。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○6番（谷 長一君） ただいま市長の答弁にもありましたように、やはり、確かにこの人口構造というのは、一定のバランスがとれていないと、沈滞化してしまうということと言うまでもないわけで、特に日野市の場合は、周辺に恵まれた企業があり、また自治体そのものも、割合に財政的には豊かであり、当初の議会のときに質問いたしましたときにも、その歳入の約65%を占める市税収入に市の財政を大きく左右されている。特にこの法人・市民税等につきましては、景気の動向や設備投資等の影響もあり、見通しがつかないということは確かでございますけれども、やはりこれから市行政は、市民の要望にただいま市長が申されたように、市民の要望にこたえ、しかもこれが能率的にこたえられる行財政運営をしていただきたいということを強く要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって1の1、日野市財政その後について問う（2回目）の質問を終わります。

一般質問1の2、市民に親しまれる豊南橋を架橋せよの通告質問者、谷長一君の質問を許します。

○6番（谷 長一君） それでは、ただいま議長が申し上げました、市民に親しまれる豊南橋ということで質問をさせていただきます。

実はこの5月の連休に、私はふれあい橋に、家を出かけまして、歩いて遊びに行ったわけでございます。それで私はびっくりしたのは、あれ、こんなに人が出ているのか。やはりここに人が集まったのも、この立派なふれあい橋ができたればこそ、ああ、ここに人が集まるんだなということ、堤防の上の遊歩道を歩きながら考えて、見ていたわけでございます。それで橋のたもとまで行きまして、階段を上がって、その橋のたもとにもいっぱいいる。今度、階段を上がって橋の上へ歩いていきますと、北から南に歩いていきますと、本当に橋の上にも、いやあ、大勢の若い方々、お年寄りに至るまで、いらっしゃるわけですね。それでまた、その河川敷を見ますと、本当にバーベキューやなにかを楽しんでおる方々で、人、人、人と言ってもいいくらい、大にぎわいなんですね。それで私は、こういうふうにずうっとふれあい橋を歩いていきますと、中ほど行きますと、確かに下側にせせらぎ、水が流れて、せせらぎの音が、瀬音が聞こえるわけですね。いやあ、こんなすばらしい所が日野市にあったのかな。ちょこちょここれは来てみたくなった。それから1週間に1回ぐらいずつは向こうまで歩いていくようになったわけでございます。

そのようなことを考えてみると、やはり本年度、比較設計費が予算として計上されました豊南橋、これをすぐ思い出しまして、ああ、このような橋ができれば、さらにこれを上回るような立派な、市民に親しまれるような橋をつくってもらえばいいんだというふうに思ったわけでございます。本当に水を見ていると、橋の上から鯉が泳いでいるのが見受けられました。本当に背びれ、尾びれを出しまして、鯉まで喜んでいられるわけですね。人はもちろん、飲んだり歌ったり踊ったりしましているわけですよ。橋の上で見て、私もいつもむっつりしているんですけども、笑い出しちゃったんですね。いやあ、すばらしい橋だ。本当に、また堤防やなにかを見ますと、ウォーキングをしている人——歩いている人もいますし、子供が遊んでいるわけですね。本当に堤防というのは、また河川敷というのは、子供の格好な遊び場だということも言えるわけですね。これらを考えると、橋というのには、ある程度のお金をかけてもいいんじゃないか、とこういうふうに感じたわけです。

そこで、前に出されました親水計画とか、または駒形公園の今度は整備の計画、これはプールやなにかとあわせての整備になると思いますけれども、さらに駒形の渡し、これらを考えても、おのずとそれらのことが快く吹く風とともに考えるようになって、やはりいいものをつくれ。とにかく市民に親しまれるようなものをつくる。もういかなることを言っても、市民に親しまれないような橋じゃだめなんですね。それで、その豊南

橋ができればどうなるかということを考えてみますと、やはりちょうど堤防の遊歩道が全部整備されますと、新井橋の方からぐるぐるっとずうっと上へ上がりまして平山橋、さらにはその上の、あれは長沼橋ですか（「滝合橋」と呼ぶ者あり）滝合橋ですか、そこがこういうふうに一回り回って堤防が川を挟んで歩けるわけですね。そうしますと、一大緑地公園だ。本当に緑と清流というのをおのずから楽しむことができる。特にこれからは、労働時間の短縮、そこで週休2日制というようなことも、もう目前に迫っているわけですね。そうすると、やはり整備というのが、いかに河川の周囲の整備というのが必要であるかということには言えるわけです。これは当然、多摩川の方も今、今年度の予算を見ましても、当初予算に計画されているわけですから、全部これはできるわけですが、さしあたり私は、浅川という所に架けられたふれあい橋に行きましたので、ここで質問をさせていただくわけでございます。

そのようなことを考えてみますと、我々市民が、いかに豊かな生活を、しかも安全にエンジョイするというのが、私は大きな問題ではないかと思うわけでございます。このようなときに、この（仮称）豊南橋の当初予算で比較設計費が計上されたということになるわけですね。そうしますと当然、実施設計にもあと間もなくして入れるわけですので、市民に親しまれる（仮称）豊南橋というのを設計していただきたいということで、質問をさせていただくわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 谷長一君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） ただいまの御質問にお答えいたします。

（仮称）豊南橋の仮設計画については、もう既に御承知のように、基本計画あるいは東河川整備構想の中にも位置づけられ、人道橋という形で位置づけられておるわけです。今谷議員さんのおっしゃられたとおり、南北を結ぶ橋でもあり、また、浅川遊歩道、あるいは緑と清流のネットワークというような中にも位置づけられ、非常に重要なポイントとなる施設ということになります。建設省の京浜工事事務所と現在協議に入った段階で、これからいよいよ動き出す段階になっております。議員のおっしゃるとおり、私どもには、万願寺歩道橋、ふれあい橋の経験がございます。これから周辺の景観とマッチしたよい橋をかけていく考えでおります。よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 谷長一君。

○6番（谷長一君） この橋といいますと、前にも質問したことがあるんです。そこで、やはり、ただいま部長が申されたように、確かに基本計画、整備構想にはあるわけでございますけれども、結局、つり橋は、ある程度の今までの橋というのをみますと、

今の時代にかけますと、設計が大体同じような形になってしまうんですね。人道橋である以上は、相当結局、設計を変更されてもいいんじゃないかというようなことが言えるわけでございます。そうしないと、おもしろ味、やはり景観にマッチした美的感覚を持ってこれを見ると、非常にこういうように様式が一元化してしまうとつまらなくなってしまうんですね。そのあたりも特にただいま建設省と協議に入ったというようなこともあり、ふれあい橋の経験もあるということ部長も申されましたが、そのようなことを特に留意して協議を重ねて、立派な橋を、しかも市民に親しまれるような橋をつくっていただきたいということを切にお願いするわけでございます。

そこで、私は、私の好きな橋というのを申し上げますと、近くは山梨県の猿橋なんです。それであと一つは、富山にもあるんですね、その橋。それから広島にもあるんですよ、錦帯橋。それから長崎へ行きますと、眼鏡みたいな橋があるんですね、眼鏡橋。そうなんです。それで……（「金門橋」と呼ぶ者あり）金門橋はまだまだ、向こうまでまだ行ってないですから。見たことはありますけれども、渡ったことはないんです。そこで、やはり私の渡った橋ということになると、特に前にも申し上げましたことがありますけれども、中国の蘆溝橋とか、それから頤和園のこれは十七孔橋というのがあるわけなんです。それが特に印象に残っているわけでございます。

そこで、やはり人間の歴史というのを考えてみますと、川の恩恵を受けない人々は一人もいないということでございます。川は、人々の生活や産業の発展を支える源泉でございます。川なくして、人々の生活、国の発展はなかったと言っても過言ではないと思いますので、やはり恩恵をもたらしてくれた橋でございますので、ぜひ、橋をかける、架橋するなら、本当にお母さんのように市民に親しまれる橋を設計していただき、架橋していただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって1の2、市民に親しまれる豊南橋を架橋せよの質問を終わります。

一般質問2の1、再び新生産緑地法に関する諸問題についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

〔5番議員 登壇〕

○5番（旗野行雄君） 再び新生産緑地法についてということで質問をさせていただきます。

実は、この問題については私、昨年12月議会で質問したことがあります。また、3月議会でも幾人かの方から一般質問が出されております。なるべく簡略に問題点だけを

とらえて質問したいと思っております。

ところで、生産緑地の申請、3月いっぱい受け付けを終わりました。現在集計しております、約310ヘクタールの市街化区域内の農地のうち、申請地が131ヘクタール、残りが179ヘクタールが宅地化すべき農地ということになります。ただし、申請地が全部認められたわけではなくて、適格要件を欠くということで、多少認められない申請地もありまして、最終的には42%という数字になったということ、一昨日の農業委員会で説明がありました。全国的にどういうことになっているかといいますと、首都圏が約30%の生産緑地だ、中部圏が20%、近畿圏が、これが約52%だということで、全国的には33%が生産緑地だ。宅地化すべき農地のうち、当面農地に利用するんだという、これは何かアンケートの結果でしょうが、農地がどのぐらいあるか、あるいは都市的利用をするのがどのぐらいあるか、という数字がある新聞に掲載されておりましたけれども、これが首都圏では約45%が当面農地として利用しているんだ、残りの25%が都市的利用に入るんだ、ということになっているようであります。

ところで、都下の26市の状況はどうかということですが、一番高いのは、高率の生産緑地の申請があったのが清瀬市です。約79%だそうです。一番低いのは福生市です。これは19%という数字になっております。見てみますと、もちろん、中央線沿線の23区に近い所ですね。例えば、武蔵野、三鷹等が割合多い、高率である。これは既にある程度都市化が進んでまして、残っている農地が少ない。残っている農地については、農業者が、もう少ない農地だから、農地として残そうよ、ということの結果だろうと思います。だということのようです。いま一つは北多摩の、清瀬市を含めまして東北部といいますが、その辺も割合、どういうわけか生産緑地の申請が多いわけですね。新聞によれば、清瀬が79%とか、東久留米という市がありますが、これが74%だそうです。それから狛江がこれは60%以上、それから東村山も60%オーバーしております。新聞によれば、まだあんまり都市整備が進んでなくて、宅地化したくてもできないという一つは事情がある。それから、これは熱心な農家が多い、ということのようであります。反対に、少ないところはさっき申し上げました福生、これは農地が比較的少ないようであります。ということと、農家の経営規模が随分小さいということが原因のようであります。秋川市が同じくワースト2の方で24%。これも市の説明によりますと、ここは市街化調整区域を抱えているんだそうです。そういう事情もあるし、仮に宅地化した場合の固定資産税、都市計画税についても、評価が低いから、そう高率に一挙にアップするわけでない、とこういう事情であろう、こういう説明のようであります。

ただ、当初建設省サイドで予想していたのが、大体3分の2は生産緑地を申請するのではないか、という予想だったわけですが、さっき申し上げましたように、全国的に約3割、半分ですね。ということになったということは、生産緑地に申請した場合の拘束が非常にきつい、とこういうことで、農家が生産緑地を選ばなかったということだろうと判断しても差し支えないと思います。日野市がこれは42%ですが、じゃあ果たして、この42%が生産緑地で30年なり農地の形をたどっていけるのかということになると、そうはいかないんです、実はですね。どうということかということ、今申請者は大体高齢者が多い。若い人は非常に少ないわけです。途中で30年を待たずに、大部分の人が相続を迎えなければならない。当面、相続時点で生産緑地は見直しできるわけですから、当面また相続のときに見直せばいいから、生産緑地の申請をしておこうよという方々が、聞いてみると、非常に多いわけです。だから、生産緑地は42%申請されているから、農地はこれだけは残るんだらうよということ、これは大きな間違いではないか。事実、そうだろうと思います。

この過去の議会内の生産緑地を巡る質疑の中で、市長からもいろいろ答弁が出たわけですが、どういふ新生産緑地法についての問題点があるかということですが、これは12月議会でも申し上げたんですけれども、要するにこの新生産緑地法の目的は、一つは、バブル経済のさなかで、地価狂乱の時代がありましたね。何とでもこの狂乱地価を抑えなければならない、とこれが一つの目標であったわけでありまして。いま一つは、もちろんそのためには、宅地の供給をふやさなければならないということ、いま一つは、いかにも課税が宅地と農地とでは公平さを欠くんではないだろうか、という見方もあったわけでありまして。いずれにしても、地価抑制というのが大きな最大の目標だったわけでありまして。この時代的背景に押されて、これは昭和46年以来、新都市計画法が制定されて、市街化調整区域と市街化区域に線引きがなされて以来の問題だったわけですが、今言った時代的背景の中で、やむを得ずこれが認められた、とこういふことだろうと思いますけれども、実は今になってみれば、この狂乱地価の原因は、農家が土地を売らないからということじゃないわけでありまして。原因はいろいろありますけれども、バブル経済の影響だ、不動産が、土地が投機の対象となった、それに金融業界が多額の融資をした、これが原因だということにははっきりしているわけでありまして。バブル経済が破綻した途端に地価は下落傾向をたどったという事実がはっきりこれを証明するわけで、結果的には、農家が犠牲になった、とこういふことだろうと思います。

基本的な問題として、実はせんだって、日野市にも都市農政推進協議会という組織が

あるわけでありましてけれども、そこで市長も出席してあいさつを求められて、市長はあいさつをされた。私も出席して聞いていたわけですが、祝辞を述べてくれと、こう司会者が出てきたわけですが、市長は、いや、私はちょっと、この席で祝辞を述べる心境にならない。まさにお通夜を迎えているような心境だ、都市農業でですね。こういふふうに言われたわけです。私も、市長うまいことを言うな、物の本質をよくとらえているな、と感心して聞いていたわけです。いろいろ質疑の中で私意見を求められて、この点に関して言えば、私、全く市長と同じ見解だ。ひとつこれからの運動方針というようなことで話が出ましたので、議会でも市長は、この問題について新生産緑地法は農家の追い出し策ではないか、悪法ではないか、とこういふ意見を述べられておりますけれども、私は全くそのとおりでと思っている。今後の運動方針としても、基本的には、これを是正すべきだという立場に立って運動してもらいたい、とこういふことを申し上げましたけれども、まさにそのとおりで思うわけでありまして。この機会に市長、改めて基本的な問題について後で答弁をまずお願いしたいと思います。

次に、こういふことがよく言われているわけですが、せんだって、今年度分の固定資産税の都市計画税の令書が送られてきましたね。これを見て、これはまあ、実を言えば前からわかっていることなんですけれども、固定資産税が宅地化を選んだら、こんなに上がっちゃったというんで、びっくりした。何とかひとつ、いま一回、これでは考え直さなきゃしょうがない、というような人がかなりいるようなんです。これから手続として、これも農業委員会で説明があったんですけれども、7月の早々、縦覧の手続を始めるんだということですが、それに限らず、今後、見直しの機会をつくってほしいか。これについては、東京都の農業会議でもこういふことが決議されております。十分な理解がないまま、生産緑地法と農地税制の改正が実施された。今後は、追加指定を積極的に行うべきだ。行ってほしい、とこういふ東京都の農業会議の最近決議をしているわけです。もちろん市独自でこれを行うわけにはいかないにしても、あらゆる機会をとらえて、市でできる範囲内でそういう要請をしてもらいたいということもまず申し上げ、これについての考え方を聞きたいと思います。

さらに、冒頭申し上げましたとおり、宅地化すべき農地を選んだ場合にも、当面農地として利用していくんだ、という意向の人も相当いるわけです。日野市においても、昨年の秋、これについてアンケート調査をしているわけです。この内容をできる範囲内で、農家は果たして宅地化すべき農地について当面農地を継続していくか、あるいは自分でアパートなりマンションを建てる、貸家を建てるのか、あるいはこれを売却するんだ、

どういう意向なんだろうか。これは将来の市の行政にも大きな影響を与えることですから、その辺の見通しがわかりましたら、示してもらいたいと思います。

さらに、これに関連しまして、農地の宅地並み課税の増収分は果たしてことしのぐらいになるのだろうか。よく3億円ぐらいたらうと言われてる人もいますが、これについて正確な数字がわかりましたら、ひとつ教えてもらいたいと思います。

次に、区画整理予定地の減税の問題についてですが、こういうことになっているわけです。平成3年から平成4年の12月31日、ことしいっぱいですが、に開発行為の許可申請をするか、あるいは区画整理の施行の認可申請をするか。農住組合についても同じですが、この手続をし、さらに5年いっばいで施行の認可なり設立の認可がとれた場合には10分の9減税、とこういう制度になっております。これが4年度から6年度まで3年間減税するんだということになっております。ただ、私、この趣旨が、これはもちろん宅地化を推進するために、良好なる住宅環境を、都市環境を整備するためにこういう処置がとられているんだろうと思いますけれども、例えば、この制度が今言ったようなやり方では、既に事業に入った区域ですね。例えば、豊田南口が一つの例です。高幡もそうと言えるかもしれません。この減税の適用がないわけです。区画整理に入って、当面供用開始になるまでは、これは利用できないわけですから、ひとつ何とかこの恩典に浴びさせることができないものかどうかということで、この処置をどうするのかということ、また、何かすべきだということで、質問をしたいと思います。これは、法的には、自動的にそうはならないはずですがけれども、何らかの措置が可能であるようなことも聞いておりますけれども、そういう措置がとられているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

さらに、3年経過後にじゃあどうするのかという問題も出てくるわけです。区画整理というのは、息の長い事業でして、完成までには最小限、市施行の場合には10年かかるわけです。せめて供用開始になるまでは、このような措置が続けられないのか。平成7年移行の対応は、どう考えているのかと、こういうことが質問の1点です。

さらに、よく新聞にこれも出ているわけですが、市民農園ですね。市民農園の影響ということが提言されております。これは日野市の例ですが、新聞に出ているところによりますと、市民農園は5カ所、総体で6,500平米あったんだそうです。そのうちの個人所有がたしか3カ所だと思いましたがけれども、約3,000平米が返してくれということで、ここで閉鎖されたそうです。これはどういうやり方をとっているかといいますと、平米50円を管理料として地主に支払いをしているんだそうです。平米50円というと、

大体計算してみると、反当たり4万5,000円ぐらいになるはずですよ。それではとても引き合わないということで、返還を求められて、市民農園を閉鎖せざるを得なくなった、とこういうことのようにあります。市民農園を持っている市というのは、26市の中でも15市あるんだそうです。

例えば、八王子、府中等、この辺でどういう取り扱いをしているかといいますと、八王子の場合には、固定資産税免除という措置をとっているようです。こういうやり方をとっている市が12市、15市のうち12市はこういう制度をとっているようです。こういう制度をとっていると、こういう税制になりますと、私のところも、ひとつ市民農園に提供しますよ、という人も、逆に非常に多くなったと、こういうことで、うれしい悲鳴を上げているということがあるようでもあります。あと、立川市でもことしから、同じようなやり方をとるんだ。多摩市でもそうなんだそうです。今非常に、市民農園については、市民要望が多いわけですから、ぜひ、再検討されて、他市と同様な制度をとれるはずですから、ひとつとって、市民農園が減るようなことがないように、ひとつ逆にふえるようにしてもらいたいということでもあります。基本的には、こういうことなんです。国サイドでは、できれば生産緑地で残してもらいたい。それを市民農園に振り向けてもらいたい。これは可能なわけですから。そういう要望なんですけれども、じゃあ、どうしてそういうふうにならないかという、生産緑地にはしますよ。ただし、相続税の場合には、宅地でひとつ相続税を納めてくださいよ、とこういうことですから、余りこの制度に、国の言うように乗ってこないわけです。こういう問題が基本的にはあるわけです。

きのうの夕刊でしたか、朝日新聞の一面に、あるいはごらんになった方もあるはずですよ。大きな写真入りで、世田谷区の今度は自転車置き場に、提供する人が非常に多くなってきた。これはどういうやり方をとっているかという、固定資産税の今度恐らくふえた固定資産税の2倍なり3倍の賃借料を払って、自転車置き場を確保する。写真が載ってましたけれども、約1,000台収容できるような場所を確保できた。これがあちこちに見られる。もちろん、ちょっと私、疑問に思うのは、放置自転車のあるいは置き場かもしれません、場所からいって。これは、民間にはちょっと幾らあれでも貸さないです。一たん貸すと、もう返ってこないという例がありますからね。ただ、相手が市ですからね、ここで正直なところ、いやあ、市ならば、一たん貸しても、きちんと返してくれというときには、返してくれる約束を守ってくれるだろう。安心感があるから、市には恐らく貸してくれると思います。きのうも自転車置き場の問題出てきまし

たけれども、日野市でも、これからそういう場所が相当出てくるはずですよ。ひとつそういう利用方法をこれからも考えるべきだ。これはついでの話ですけども、申し上げておきます。

いま一つは、今公社の保有している土地が相当あるはずですよ。よく公社で買うとそのままにして、草だらけになってしまう。周りで非常に迷惑しているんだというケースが多いですよ。ひとつこれの活用をできないか。今これが個人では、用地課に聞いてみると、無償で貸すわけにいかないけれども、何らかの組織をつくれれば、無償で貸しますよ、とこういうことを言っているわけですけども、それでなくても、これは市民農園なんていうのはそう長く貸してもらわなくてもいいわけですから、ひとつ何か活用の方法も考えるべきではないか。これはもし放置しておけば、これは草退治なりに相当の費用もかかるはずですよ。一挙両得になるはずですよ。その辺を検討してまいりたいと思います。

あと、これから先ほど申し上げましたように、生産緑地を選ばずに、農業を継続する。これは日野市のケースは私、どのぐらいのパーセンテージになるか聞いておりませんが、相当あるはずですよ。これについての対応をどうするかということですが、建設省では余りいい顔をしないようですけども、例えば、神奈川県藤沢市ですね、藤沢市ではこれは、こういことを考えているようです。10年以上継続して農業を続けるという約束してもらえれば、固定資産税の3分の1を当初貸し付けましょう、とこういことなんですよ。ただし、5年間農業を継続してもらえれば、返さなくてもいいですよ、とこうい制度を考えているようです。これはまだ最終的には、建設省あたりから異議が出て、どうなったかわかりませんが、こういことを実施する方針だ、とこういことがあります。いま一つは、大阪の豊中市という市がありますけれども、これは5年間やれば、同じく3分の1助成するんだ。固定資産税のですね。こうい制度をとるような方針のようですよ。

よく緑と清流と、これは日野市のスローガンなんですよ。緑は、これは樹林地はもちろんのことですが、農地が非常に多いということが、緑ということに大いに役に立っているはずですよ。なるべくこれは市としたら、市民のために農地を長く残してもらいたい。これは要望すべきところだと思うので、このためには、こうい措置もあるいは何らかの形で考えるべきではないかと私は思っているわけですけども、この辺についての見解はどうかということ、まず以上について……。

いま一つ、余りにも新生産緑地法が早急な立法であったために、いろいろの矛盾があ

るわけですよ。12月議会のときにもたしかこの点にも触れたと思いますけれども、先ほど、農業小作地についてですが、日野市でどのぐらい小作地が残っているんだらうということ、をちょっと聞いてきましたら、17.4ヘクタールということだらうですよ。大体そんなにないかと思ったら、300ヘクタールで17ですから、約5%以上まだ小作地で残っているんですよ。これに対する処置なんですよ。けれども、いかにも農地法との矛盾があるわけですよ。どういことかといえますと、これは今回、関係者といえますと地主と小作者ですよ。この2人が合意して生産緑地として残せば、これは何も問題は発生しないわけですよ。ところが、合意ができなかったとなると、これは宅地化を選ぶわけですけども、その場合に、依然として小作関係は残っていくわけですよ。仮に小作者が生産緑地を希望したが、地主が宅地を希望して、折り合いがつかなかったというケース、これは地主にある程度責任があるといえるわけですよ。高額な固定資産税を払うのもこれはある程度やむを得ないかもしれないけれども、逆の場合、地主は生産緑地を希望したけれども、小作者は、いや、だめだよ、ノーだということ、生産地にならずに、やむを得ず宅地化を選ぶ場合にはどういことになるかとい、これは高額な固定資産税を払いながら、小作料なんていうのは、これは雀の涙のような金額ですから、その差額を、値上げもできない。当面これは払い続けなければならない、こういことなんですよ。じゃあ、小作料を上げればいいかとい、これは農地法上不可能だ。租税その他の公課が高くなったために小作料を上げることは、これは農地法で認められていないんですよ。そうい矛盾があるわけですよ。ただ、今回、この約17ヘクタールだらうですけども、どのぐらい生産緑地に申請したのかといことは、ちょっとまだ農業委員会ではつかんでない。もしわかったらいいですよ、都市計画サイドで数字をつかんでおりましたら、ひとつお知らせ願いたいと思います。

いずれにしても、非常に問題点をこの点についてははらんでいるので、どうかということについて建設省サイドでは、農林省でもそうですけども、ひとつこの際、20条の解約をして、すっかり精算しちゃったらどうか。これが一番問題を残さない、こうい言っているわけですけども、恐らくそんなに、ここで20条の解約して精算するというケースは、そんなにはないかとも思っているわけですけども、その辺わかりましたら、お知らせ願いたいと思います。

以上について答弁をお願いします。

- 議長（黒川重憲君） 旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。
- 都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、都市整備部関係につきましてお答え申し上げ

げます。

まず、追加申請の関係でございます。ただいま議員さんがお話になられたとおり、この生産緑地の申請でございますけれども、最終的に市が決定した数値は、先ほど議員さんがお話の中にございましたとおりでございます。市街化区域面積が全体で310.5ヘクタールでございます。これに対しまして、最終の決定した数値が131.1ヘクタール。パーセンテージでいいますと、42.2%ということになっておるわけでございます。現在、これをもとにいたしまして、都市計画の原案を作成しております。7月上旬には公告縦覧する予定になっております。

続きまして、その追加申請関係でございますけれども、現在、この追加申請に関して、国並びに都の方から連絡が来ておる内容といたしましては、建設省の方から事務連絡という形で以前、連絡が来ております。これによりますと、農地が仮に公共または公益用地として一時的に使われている、とこういう場合、それからその権利関係が非常に複雑であるという場合に限っては、おおむね一、二年内にもとの農地に戻る、とこういうふうな状況のものについては、その時点で追加指定してよろしい、こういうふうな事務連絡というものが来ております。さらに、それ以外の申請にかかわるものにつきましては、各市もそうでございますが、今東京都にそういう申請ができるようお願いもして、協議もいたしておるところでございます。まだ、具体的なものは決まっております。

それから、2点目の、宅地化のすべき農地のアンケートの関係でございます。昨年10月に、農地所有者に対してアンケート調査を行っております。農地の全体に対しまして、そのお答えをいただいたのが、約84%の方がこのアンケートに御協力いただきました。その内容を見ますと、農地として継続していくというお答えになられた方が、この回答の中の78.4%が農地として継続すべきだ。さらに、この内訳といたしましては、生産緑地を指定していききたいという方が、43.2%ございます。それから、生産緑地の指定はしないが、当面農地としていききたいというのが、34.3%ございます。それから市民農園、それからレクリエーション農園、こういうものに使っていききたいというのが、0.9%でございます。それから宅地化する農地ということで、宅地化をするんだという回答をいただいたのが、21.6%ございます。それで、この内訳でございますけれども、アパートまたはマンション等にしていききたいというのが、7.3%でございます。それから駐車場として利用していききたいというのが、4.8%でございます。それから、もう農地を売っていききたいというふうなのが、1.5%。その他事務所、それから店舗、それから資材置き場等にしていききたいというのが、その他でございます。この数字でございますけれども

も、先ほどの申請の数字と多少全体が変わっております。これはアンケート調査のときの資料、これは平成3年の1月1日のときの資料でございますので、面積、それから権利者数が多少変わっておりますので、ひとつその点は御了承いただきたいと思っております。

それから一番最後に出ました、小作地の関係でございますけれども、ただいまちょっと資料を持ち合わせておりませんので、その具体的な数字はちょっとわかりません。改めて後ほど御報告申し上げたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） ただいまの質問の中で、生活文化部にかかわる部分の件についての、市民農園の影響または他市での固定資産の減免等の取り扱いを日野市でも、というような部分についての回答を申し上げます。

日野市の今までの消費農園は、昭和57年度から開設しておりますが、農園は市内の消費者の方が、土に親しむ余暇活動等の向上を主たる目的に始めてきております。最初は2園ございましたが、広さも3,500平方メートルを農家の方から提供していただいて、1区画を10平米程度で市民の方に入園利用していただいてきております。最盛時には7園もありまして、約8,000平米ございました。しかし、昨年10月の生産緑地法の改正に伴いまして、農地が減少する状況にありまして、農園の経営も大変難しい場面になっております。法の改正が影響していると思われまます返還が、今回も3園ございましたが、そのうちの2園につきましては、生産緑地の指定を申請されている方で、あと1園につきましては、アパートをつくるというような方ございました。この法の改正に伴いまして、減少傾向にある中で、農業政策全体の中で農園を位置づける必要があると思っております。それとともに、都市における緑地の計画的保全という観点から、また、今後消費者農園ということだけでなく、方針を変えまして、市民農園という規模で拡充する方向で今検討を始めております。近々に農家の方からの今後の土地の使い方等、いろいろについて調査を進める予定になっております。その中で、市民農園の貸していただける状況等についての調査を行いたいと思っております。

それからまた、他市での固定資産税の減免というようなことでございますが、今までの固定資産税の状況ですと、減免ということでも、そう差はないように感じておりますが、今回のこの固定資産税、宅地並みの課税をされる方とそうでない方というのは、相当の格差がございます。これらの問題につきまして、生産緑地の方を希望した方とそうでない方とのそのギャップの問題等もございまして、今後、検討課題としては借地料的な形で行ったらどうか、というようなことを今検討しておる状況でございます。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） それでは、税の区画整理地域内の減税の問題でございますけれども、これにつきましては、今回の改正によりまして、宅地化すべき農地の中で、計画的な宅地化を図った場合、平成4年から6年度までの3年間に限りまして、固定資産税並びに都市計画税の10分の9を軽減するという措置が講じられました。日野市の中でも、今後これらの宅地化が計画されております地域、11地域、360名から減額の申請が提出され、それによって、先ほど申し上げました減額の措置を講じたところでございます。それには期限がございます、平成3年4月1日以降計画したものであるという条件が法の上ではございますので、それ以前に計画して、既に区画整理事業を行っている所にはこの措置は該当できませんので、日野市独自でまだ仮換地のままで使用収益が開始されてないという所につきましては、同様の措置を講じたというところでございます。なお、平成7年以降の問題についてはどうなのかということでございますけれども、御質問者の質問内容はよく理解できます。しかしながら、この措置はことし初めてとられた措置でございます、まだまだ3年先のことについての見通しというのは、全く現在持っておりません。そういうことで、恐らく3年先にはまた税制等が改正されるということもあろうかと存じますので、それらに十分気をつけながら、動向を見ながら、また他市との均衡の中でひとつ検討をさせていただきたい、とこのように思っております。よろしくどうぞお願いします。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 日野市の土地開発公社の土地の利用について御提言ございました。開発公社も田畑を買収して、保有している部分がございます。それについての今議員さんがおっしゃった利用の仕方について、今後農園に活用できるかどうか、内部で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 生産緑地法の適用に伴いまして、都市農業が打撃を受けるといいますか、まさに息の根をとめられる、こういう認識で日ごろ感じておるわけがあります。機能優先、あるいは生産優先のこの経済成長政策によって、現実には、大量生産大量消費の方式が全国土を風靡したと言っていると思うんですが、特に地方に過疎をつくった、つまり生産性のない地域を国土の中に非常に広めてしまったということは、果たして政治のあり方として妥当であるかどうか、私は極めて疑問だと思います。一方、

都市はますます機能性を高めて、あらゆる情報、それから経済活動の成長があったわけでありまして、都市農業がつまりまたその犠牲にされた。土地の異常高騰のこともあって、一方にはつまりそれは、宅地の供給が不足だ。宅地の供給を住宅にする方向に改めるために、農業はなるべく早くやめなさい。これが現実の政治の求めている状況にある、こういうふうに認識をしております。

したがって、日野市内に都市化の中でも意欲を持って農地を守り、生業としての農業を有しておられる方々の力によって、当初農地、大まかに言って900ヘクタール、現在は都市化の結果は300ヘクタール少々になっておるわけですが、それは現実に今回の申告によりまして、130ヘクタールという数字になっておるわけでありまして、自治体が、あるいはひとつの社会の環境といたしまして、農業が存続できる都市環境、これはいろんな意味で高い意味を持つというふうに我々は考えておりますけれども、機能性からいうと確かに矛盾があるといえましょうか、存続することが不可能である。行政施策で何か方法があるかということをいろいろ考えつつあるわけでありまして、いろんな工夫をしながら、ちょうど時代の動向が市民生活にも余暇が生まれる、あるいは土に親しむというのが終局的な人生の何といえますか、豊かな人生といえましょうか、ライフスタイルの一つになるようにということはある程度得ると思っておりますから、そういう意味で政策、施策を加えてできるだけ農業を残したい。そしてその農業はやっぱり、子供の成長のためにも、目で見て、あるいは体で触れて、一番人間形成の基礎になる、そういう要素ではないかと考えますので、学校農園、あるいは市民農園とかいろいろな形で残していきたいものだ、とこう考えております。

たまたま旗野議員の出席しておられました農政推進協議会、これは過去日野市の農業団体の指導者的な地位におられる方々のまた会合の場でありまして、今の状況から言えば、私は何とか今まで存続し続けてこられた日野市の市内の農業がお通夜をやることになる、そういう雰囲気ではなからうか、こういうことで、我々の認識の一部分をお話をした、とこういうことでありまして、なかなかいい知恵は生まれませんが、あらゆる知恵とアイデアを集めさせていただいて、行政もできるだけのことを発揮するといえましょうか、都市の成長をそんなに大急ぎすることはないと思っておりますので、非生産的な部分も、それがつまりゆとりとも言える、こういう認識に立ちまして、日野の緑と清流にふさわしい、そういう都市環境を、特に農地にもしたいと依存をして、これから発展をさせるべきだろう、とこう考えておりますので、いろいろな意味でお知恵をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○5番（旗野行雄君） 今の説明で、10月時点のアンケートで、宅地化を選んで、しかも当分農業を続けるんだ、農地で行くんだというのが34%ですか、多少最終的には数字が違つかもしれませんが、三十数%確かにあるはずですよ。これについて今後どうするか。今市長もちょっと発言されましたけれども、私は神奈川県藤沢市なり、大阪府の豊中市の例を聞いたわけですけども、すぐこうしますということを書いてくれといっても無理な話ですから、それなりの今市長が基本的な考えを述べられましたけれども、それに沿った形で今後対応を考えてもらいたい、このことを要望しておきます。

さらに、区画整理の3年先のことはまだ、今の段階ではどう約束するわけにはいかない。これは確かにそのとおりだと思います。ひとつ理論的にいっても、こういう措置が3年後も必要だろうということは確かだと思いますので、その節にはできるだけ努力を払っていただきたい、このことを要望しておきます。

追加申請について、都なりに要請を今後続けていきたいということですから、これは了解しました。

さらに、公社の手持ちの土地の有効利用ということですけども、問題は、一たん貸したよ。いや、もう一たん貸したら、ちょっと返してくれというときに問題でも生じたら困ることが一つはあるかと思えますけれども、消費者農園というか、農園をつくるような人はそんな悪い人はいないですよ。今、私の地域でも民民といいますが、個人同士で貸し借りをしているケース相当あります。しかし、もう長いことそのために、返してくれと言ったときに返さなかったとか、そういう問題が起きた例は一件もありません。その辺はそんなに心配はないはずですから、ひとつできるだけ対応を考えていただきたい、このことを重ねて要請しておきます。

以上でこの質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって2の1、再び新生産緑地法に係る諸問題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時7分 休憩

午後1時19分 開議

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問2の2、憲法問題について（国際協力を中心として）の通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

○5番（旗野行雄君） 憲法問題についてということで、あと32分だそうですね。私も簡略にやりますから、なるべく答弁も簡略にお願いしたいと思います。本論に入る前に、せんだって新聞に出ておりましたが、東村山市で憲法記念講演として西部邁さんですか、という人に講演を依頼した。ところが、市民の一部の人からこれについて、西部さんという人は改憲論者ではないか、こういう講演を頼むのはおかしいじゃないかということで、方針を変えて、これを断るわけにもいかなないので、ある立場の変わる人を一緒に加えて記念講演をやった、とこういうような記事が出ておりました。こういう例は新聞によると、たしかことし、新潟市でもあったそうで、このケースではお断りした場合に、弁償金を50万円払った。講演者は、市の広報に自分の意見を載せろという要求をされたようでありますけれども、これは古賀議員が後、きょうになるかと思いますが、5番目に、「憲法記念行事に異議あり」ということで、この問題に関連したことを発言されるかと思えますけれども、この新聞に出ておりましたが、西部さんいわく、言論は自由である。これをどういふ言論であろうと発表する権利もあるし、いろいろな意見を聞くこともまた必要ではないか。別に憲法違反ではない。憲法にも憲法改定の規定があるではないか、とこういふ主張をされております。

日野市でも、毎年憲法記念行事として記念講演をされるわけですけども、やはり憲法をよく理解するためにも、いろいろな異なった立場の人に講演を依頼するなりするの、かえって憲法に対する理解を深めることになるのではないかと、というふうに私は考えますけれども、同じような立場の人を毎年毎年お願いするというのも、多少問題ではないか、とこのように考えます。まず、この点について市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市では、私が就任して以来、国民の祝日、いわゆる5月3日の憲法の日という日を使った形で憲法記念行事を行うことを慣例としております。これまでいろいろな学者の方や、それから評論家のお立場、あるいは記録を見ればわかるわけではありますが、いわゆる講演会を行う形で実施をしまっております。その講師の選び方に問題があるのではないかと指摘も伺ったこともありますし、私は一番憲法を条文の中にもありますとおり、護憲とか改憲とかいう、そういう政治的な言い方

あるいは政治運動もあるわけでありませうけれど、文字どおり正しく憲法を市民に理解をさせていただけると、こういう方を選んでおるつもりでありますので、特にそのことで、内容に異議があるというふうに感じたことはございません。従来どおりで、憲法記念日そのものを国民の祝日として、自治体が行事を組んでいくということは、むしろ大切なことではなからうか、とこんなふうに思っておりますので、また、市民の方から特に指摘をされたということもございませんので、つまり指摘の言葉にありますような、偏向という考えでなくて、憲法そのものを文字どおり市民にわかる言葉で講演の形を持って説明をしていただく、こういうことは自治体としてむしろ積極的に御理解がいただける、そういうことでなければいけないだろう、とこんなふうに思っております。したがって、異議ありという説も十分拝聴もさせていただきますけれども、特に異議があるというふうには考えてない、というふうにお答えをしておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○5番（旗野行雄君） この問題については、これ以上追及しても仕方がないことで、同じ答弁返ってくるに違いないので、ただ見解の相違というより仕方がないんで、次の質問に移ります。

よく市長は、施政方針なり所信表明なりで、憲法を市政に生かす、とこういう表現をされます。憲法は国の基本法である、ということとは言えると思っております。したがって、法律でやる以上、法治国家であり、これを守るのは当然な話で、あえて憲法を市政に生かす、とこういうふうな表現をされるのは、憲法の何を市政に生かす、とこういうことなのか。ということは、余りこういう憲法問題というのは、市の行政なり一般質問にはなじまない問題で、あえて私やる気もなかったんですが、常々市長はそういう主張をされるので、あえて全然関係のないことではないということで今回取り上げたわけでありませうが、そもそも今の日本国の憲法は、まず第一に、主権在民ということがうたってありますね。それから基本的人権、それから一つは9条の問題、平和憲法である、とこういうこと。加えればあと地方自治法、これが特徴と言えば特徴かと思っておりますが、その辺の何をとりえて、何を市政に生かす、とこういうことも考えられておられるのか、この辺を再度質問したいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） まさに基本法の憲法をどのように具体的に市政に生かすかということが、私は市政そのものである。市政の原理は、やはり憲法の民主主義、あるいは平和条項、そして基本的人権、このあたりを最も具体的に行政として展開をする場で

ありますから、憲法を積極的に遵守をし、そしてそれから発展をする施策を行う。とりわけ憲法25条は、一つの大きな特色をなすものだと思っておりますが、よく一つの言い方といたしまして、今日の長寿社会を迎え得たのは、憲法25条の条文を行政が国政あるいは地方自治体になるべく努力をしてきた、このことによって実現できたものだというふう考えるべきである、とこんなことを私自身も感じておりますので、憲法を市政に生かし、特に日野市と暮らしを守るという表現を持って行政の大きな政策、施策のよりどころとしておる、とこういうことを日野市の大きな行政スローガンとして、また市民におこたえをする約束ごととして衷心に預かってきた、とこういう意味で掲げた問題であるというふうに御理解をお願いしておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 旗野行雄君。

○5番（旗野行雄君） まさにそういう答弁返ってくることは理解できるわけでありませうけれども、とこういうことだと思うんです。憲法に限らず、国の法律というものは、これは国民の自由と平和と安全、あるいは暮らしを守るためのにある、とこう言えるかと思っております。初めに憲法ありき、とこういうことじゃないと思うんです。今の憲法は、これは最高の規範だ。旧憲法じゃないけれど、万古不磨の大典だ、とこういうわけではないはずであります。余り時間がないので、これ以上余り細かく触れることは避けませうけれども、日本の憲法が、さきの谷議員の質問の中にありました、今世界には170カ国だけあるそうですけれども、おのおのいろいろの形の憲法を持っているわけでありませうけれども、比較的憲法制定の歴史は新しい。日本の憲法ができたのが1946年ですから、これは世界で17番目に古い憲法だそうです。そしてまた、40年以上にわたって改憲が、憲法改正が行われなかったというのは、余り今まで世界に例がないということでありませう。昭和21年制定ですから、いろいろの点で一番問題になるのは、今国会で問題、PKO法案で国会で紛糾しておりますけれども、いわゆる9条の規定だと思っておりますけれども、これはあの昭和21年というときの時代の背景を反映した条文だ、とこのように言われております。

ただ、日本の憲法というのは、いわば硬質の憲法だ。硬質というところちょっと言葉がおかしいかもしれませんが、ハードな憲法だ。非常に改憲しにくい憲法だ、というふうに言われております。これは皆さん十分御承知かと思っておりますけれども、国会の3分の2の人の発議であとは国民投票にかけるんだ、とこういう規定でありますから、非常に改憲しにくいということは言えるかと思っております。それでいわゆる解釈、時代の変化に伴って、さっき言った憲法の目的を達するために、多少の許される範囲内の解釈を改める、とこ

うい必要が出てくるのかと思います。こういう例は、日本の憲法が英米法的な憲法だ。ドイツ的な厳密な条文解釈をとらないようにできているんだ。目的論的に解釈できるような憲法だ、とこういうことからこういうことになっていると言う人もあるわけでありませけれども、今、世界は、冷戦の終結とか、いろいろ大きく揺れ動いております。今まで確かに、非軍事、すなわち軍備を持たないことが平和である、というふうな解釈で通用してきたわけですが、これからはそうはいかないんじゃないか。もちろん、非軍事的な面、経済的な面、あるいはいろいろの面で平和維持に貢献することは、これはもちろんでありますけれども、それ以上に、PKO法案なりで言われているような人的貢献というの必要な時期に来ているのではないかと、こういことが言われております。私も、傾向としてはそういう傾向にあるのではないかと、というふうに考えるわけあります。

あと15分ということですから、十分申し上げられませんが、最近、自民党の国際社会における日本の役割を考える特別委員会というのから、その結論が公表されました、ある雑誌にその全文が掲載されておりました。きょうこれからそれに沿って質問を展開しようと思ったんですけど、あと14分ということですから到底時間がないので、結論だけ言っておきますけれども、まず、国際情勢、これから国際情勢どうなるであろうか。冷戦の終結に伴ってですね。そういうことから始まりまして、日本はその中でどうい立場をとるべきかということ、あるいは安全保障に関してこれからどんな理念のもとに日本は行くべきかということで、最後に安全保障に関する日本の果たすべき役割ということで、まず第一に軍縮ですね。武器輸出について日本は世界をリードすべき立場ではないかということですね。それから例のPKO法案ですが、平和維持活動にこの際踏み切るべきではないか。それから国連憲章の43条ありますね。これは国連軍のことをうたっているわけですが、最終的には、国連軍が、国連が正常に本来の姿で機能するような場合には、国連軍というのが組織されるわけですが、それへの参加も今から検討しておくべきではないか、というようなことがうたわれているわけです。さらに、これは日米関係をより以上に緊密にすべきだとか、これからの世界を考えたときに、第2次大戦直後のバックスアメリカナの時代は過ぎたんだ。これから世界をリードしていくのは、米・日・欧、このの三つのグループが中心になって世界をリードしていくべきだ。また、アジア地域の平和の寄与をあらゆる経済、文化、教育、あるいは人道的立場から、これからも強く行っていくべきだ、というようなことが書かれておるわけありますけれども、私も、結論については多少異論はありますけれども、これから

の国際情勢がどうなっていくか、また日本がどうい立場をとるべきかという分析については、ほぼ同感できる点が大部分であります。これについて、質問にもなりかねるんで、もし答えられたら結構ですから、市長の答弁をお願いして終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 崇高な憲法の理念につきまして、我々が余り論評する能力も持っていないわけですが、少なくともさかのぼって1945年のいわゆる太平洋戦争に敗北をしたという大きな被害とそれからの体験のもとに、今の憲法は再び戦力を保持して、国際間の紛争を解決する手段としては持ちいない、とこうい決意を示しておるわけでありまして、このことが被害を与えた海外に対して、一応日本の決意をあらわしたということで、信頼の一つの絆にもなっているというふうに考えていいと思います。ただし、世界はいろいろな変化を遂げながら、状況が動くわけありますので、ある意味での適応性ということ、憲法もまた解釈によって適正を保っていくということはあつていいと思いますが、一番根幹に触れるようなことにつきましては、これはまた憲法の改正でありますとか、国民に意見を問う、国民の意思を問うという形で判断をすることも可能な仕組みでありますので、そのような手だてをとりながら、世界に信頼をされ、前文に書いてありますような国際的な名誉ある地位を保っていくということは、極めて大切だ、とこのように国民自身が自覚すべきである、とこんなように思っております。

○議長（黒川重憲君） 篠野行雄君。

○5番（篠野行雄君） 9条に、「国際紛争解決のために」云々とありますが、これは必ずしも日本の憲法の専売特許じゃないわけですし、国連憲章の2条にもこれははっきり明記されております。もっとさかのぼって1928年でしたか、昭和3年に当たるわけですが、パリ不戦条約というものがあるわけで、日本もこれに参加しているわけですが、これにも「国際紛争の解決の手段として武力を使わない」と、こういことははっきりうたわれているわけでありませ。ただ、一国だけ平和であればいい、ほかの国は構わないんだ、とこういことは、これからの世界では通用しないんじゃないか。一番世界の平和の恩恵を受けているのは日本である。そのためには、世界の平和にも積極的に貢献すべきではないか、ということが、これからの日本のあり方ではないか、とこれだけを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって2の2、憲法問題について（国際協力を中心として）の質問を終わります。

一般質問3の1、日野市リサイクル都市条例の設置についての通告質問者、鈴木美奈

子君の質問を許します。

〔20番議員 登壇〕

○20番（鈴木美奈子君） それでは、日野市リサイクル都市条例の設置についての質問をただいまより行わせていただきます。

ただいま環境と開発に関する国連会議、地球サミットと言われておりますが、これがブラジルのリオデジャネイロで6月3日から14日まで開かれて、日本の代表も、政府の代表も行っておりますけれども、公害患者なども参加し、発言を求めて、ちょっとトラブルもあったりということがテレビで放映されておりました。

地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染、熱帯林破壊など、地球的な規模でこの問題が論じられ、そしてその対策が求められているというふうに思います。日本の大企業の中では、アジアの熱帯林で商業的に伐採、輸出される木材の6割以上が日本の商社だ、とこういふこともありますし、またオゾン層の破壊によりますフロンガスを製造しているのは、アメリカ、日本、ドイツの三つの国の大企業だということでございます。海洋汚染も、先進国企業の有害化学物資のたれ流しや、タンカー事故などが原因でございます。

それでは今、日本に目を移してまいりますと、ごみ問題に関しても、大企業が出すごみの量が家庭で出すごみの量よりも大変ふえているということが、統計上からも出されております。

そういう中で、三多摩のごみの現状が今どうなっているかということ調べてみますと、85年を境に、それまで前年度対比2%から3%の増加だったものが、今4%から9%へと増加をして、第2のごみ戦争と言われるような、こういう大きな社会問題にもなっているところでございます。

ごみ量の全体は、市町村の収集が約110万トン、事業系持ち込みのごみが15万3,000トンですが、90年度の前年度対比の伸びは、市町村の収集分が1.2%、それに対して事業系の持ち込みごみが12.2%と急増しております。こうした傾向は85年以降続いておまして、家庭ごみが住民参加によります資源回収やリサイクル運動などによってごみの増加を食いとめておりますけれども、その一方、事業系のごみへの対策が事実上野放しになっている、こういうことではないか、というふうに思います。このまま放置しておきますと、事業系のごみが家庭のごみを上回り、三多摩のごみ問題は一層深刻になることは明らかであります。そしその上さらに、プラスチック類やOA用紙などの急増がリサイクルやごみ処理面でも多くの問題をつくり出しているところでございます。

ごみの急増によって引き起こされております主な問題点としては、今限界に来ております最終処分地問題があります。74年の4月より埋め立てを開始いたしました日の出町の広域最終処分場は、建設計画当初は、97年の3月まで使えるということを想定しておりましたが、この間の急激な増加によって、あと3年が限界ではないかというふうに言われております。量的な限界に加えて、当初から大変懸念されておりました環境、安全対策上も重大な局面を迎えております。

私は今回初めて、三多摩の広域廃棄物処分地組合の議員にならせていただきまして、先日からこの日の出町のごみ問題についてはいろいろと知ることができたわけでございます。その前からも委員といたしましては、日野市でいろいろごみの廃棄物特別委員の一人として羽村であるとか、あるいはこの日の出町にも、できる前から視察に行ってきたことはございますけれども、今本当にごみの埋め立てが行われる中で、特にことになってから、厚さ1.5ミリの汚水遮断ゴムシートに100カ所以上も穴があいていたという、こういうことが発覚いたしまして、また、処分地付近の井戸水や調整池の水から、発がん性の疑いが持たれている物資や基準値を超える重金属が検出されたということが報道されまして、このいろいろ報道の仕方には問題がある、というふうに私も聞いておりますけれども、周辺の自治体からも、また三多摩の各地でこの原因究明、安全対策を強化するよという、こういう声も上がっていることは事実でございます。ぜひ、徹底的な原因究明をやっていただきたいと思っております。

また、リサイクルの問題では、資源の取り組みが大変進んできております。ごみ問題、しかし、その中で、ごみ問題解決にとって、発生抑制と資源化等によります減量化が決定的になるわけでございますけれども、今市民参加によります集団回収や自治体によります資源化の取り組みが大変大きな障害となっております。

これは、何回も森田喜美男市長もおっしゃっておりますように、鉄屑の価格の暴落に伴って、電気炉のメーカーが引き取りを抑制したために回収業者が営業困難になって、今まで有償に買い取ってもらっていた鉄屑が、逆に手数料を払わないと引き取ってもらえないという、こういう状況になって、自治体としても、27市の92年度予算だけでも4億5,000万円を超える予算が、全部の自治体で組まざるを得ない、こういう状況に今なっているところでございます。また、牛乳パックやアルミ缶、これも集団回収などによってせっかく集められても、これを再生利用への需要が少なくて行き詰まっており、回収業者が引き取ってくれない、こういう状況もあるところでございます。

こういう中で、どうやってごみ問題を解決していくのか。20年前は、第1次ごみ戦争

のとき、これは今まではただごみを燃やしていればよかったわけでございますけれども、今は埋めるという発想から、80年代に入ってからのごみを再資源化していく、リサイクルで資源化して回収していく、これが今広がっているところでございます。生産、流通、消費という経済の動脈の部分だけでなく、廃棄したものをさらに資源として回収して利用する。静脈部門の重要性が強調されているわけでございます。

そして生産と流通に関する大企業の責任、これは売ればいいというだけではなくて、最後まで責任を持ってこれに対する対応を立てていくことが必要ではないかというふうに思います。企業、行政、これは国も自治体、東京都も同じでございますけれども、それから消費者がそれぞれリサイクルの観点から役割を果たしていくことこそ、全体としてリサイクル社会に向けての政策転換を図っていく、このことが今求められているのではないかと私は思います。

日野市においても、ごみ問題に関するいろいろと住民の運動もございまして、またたくさんの方々の団体が活動を展開しております。6月1日の森田喜美男市長の「まちをつくる市長室から」という、「ごみ問題にリサイクル運動を」というこの広報、多くの方々にこれは読まれて、とても皆関心を持って見守っているところでございます。市民団体の中でリサイクル運動が子供会からPTAや幼稚園のその運動からさらに発展したものや、地域の団体、そういうのを合わせますと、資源ごみ回収団体の平成3年10月1日、102団体、その後多摩平団地の2,800も入りまして、そのほかでもたくさんの方々の団体が入っていると思いますので、もっと多くの団体がこうしてごみ問題には、自分たちで参加して、これを資源の回収をしていこう、地球にやさしいまちをつくらうということで、運動が展開されているわけです。

私はそういう中で、ぜひ今までの、ただごみを捨てればいいという、そういう発想から、リサイクル都市条例をつくり、本格的なリサイクル都市を目指して進んでいただきたいというふうに思います。

日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例がございまして。しかし、この条例は、本当に今まで、これはかなり昔の条例ですから、現在これほど住民運動が進んでいる中では、これを変えていかなければならないというふうに思います。

私は、この3月に本来ですと質問をするはずで通告をしていたわけですが、ちょっと家庭の事情によりまして通告どおりできなくなって、ちょっと御迷惑をおかけしたんですけれども、それでそのときに担当の方に、日野市リサイクル都市条例の試みの案、こういうもので担当にはお配りさせていただいて、ぜひ御検討を、ということで

お渡ししてございますので、多分、目を通していただいているのではないかと、というふうに思います。それで、この目的は、これからちょっと述べていきたいというふうに思いますけれども、「ごみの減量をして、そしてごみの減量、リサイクル都市づくりに取り組み、地球環境改善に寄与することを目的とする」ということで、これが目的です。

それから市の役割としては、「市は、地域社会に責任を負う基礎的自治体として、みずから率先してリサイクル都市づくりに取り組み、地球環境の改善に貢献しなければならない」。

そして市民の役割としては、「市民は、一人ひとりの環境への配慮や「地球にやさしい暮らし方」の実践が、地球環境の改善に大きな力となることを自覚し、行動するとともに、進んでリサイクル都市づくりの取り組みに協力し、地球環境の改善に貢献するように努めなければならない」。

そして事業者の役割です。「市内で活動を営む企業や事業者は、製品の製造、流通、販売、使用に当たって、その製品が不要になった場合において、廃棄物の減量及び製品等の再使用、資源の再生利用が困難になることのないように努めるとともに、事業活動に際して、再使用可能物及び再製品の使用を促進するなど、進んで廃棄物の減量を行い、また、リサイクル活動に取り組まなければならない」、こういうふうになっております。

そして第2章の中では、減量・リサイクル事業の推進計画の策定ということで、これに取り組むこと。

そして減量・リサイクル推進計画の中では、これは10ございまして。主なものを申し上げますと、市が行う清掃事業に係わる一般廃棄物の減量の目標数値並びに分別収集の方法及び再資源化を含む分別収集後の処理・処分計画。そして、市が市民とともに行う資源回収事業の方法、対象品目、対象品目ごとの目標数値並びに回収団体に対する援助と助成措置。不用品の交換に関する事業の実施主体並びに方法。また、廃棄物の再生事業者に対する補助・育成。さらには、リサイクルセンター、ストックヤード等リサイクル施設の設置計画及び市が事業者等の一人して行う減量・リサイクル推進事業の内容。こういうふうになっております。また、雨水の利用、余熱利用、その他の資源再利用、リサイクルに関する事項、となっております。そして最後は、やっぱり教育だと思います。学校教育、社会教育、公報活動などを通じて市が行うリサイクル型都市づくりに関する教育・啓発活動並びに減量・リサイクル事業推進のために必要なその他の事項ということで、教育から全部市民がやる問題について10項目示してございます。

第3章としては、減量・リサイクル推進審議会、ここで審議会をつくって、これから

リサイクル事業をやっていただきたいということで、市議員、学識経験者、また市内の資源回収団体や消費者団体を入れること、あるいは清掃労働者の代表、そして公募によります市民、こういうことでやっていただきたいということです。

また4章では、計画の推進ということで、具体的な財政の問題、やはり財政も必要でございますので、財政と人員の配置にぜひ取り組んでいただきたいということです。

それから第5章では、事業者の責務ということで、事業系一般廃棄物の分別ということで、やはりこの今大きなごみの問題は、企業の持ち込む問題が大きく今ごみをふやしているわけでございますので、ぜひ、事業者などが廃棄物に対して、もっと積極的にやっていただきたいということで、一定規模の事業者等は、減量・リサイクル事業推進で定められるガイドラインに従って、事業活動に伴って生ずる一般廃棄物の減量、資源の再生利用などを中心とした減量・リサイクル事業計画を作成し、毎年一回、市長に提出しなければならぬ、ということで、事業のところにこういうことが載っております。そして市長が立入検査を認めるということ、それから、市長が事業者がこの章に定める責務を履行しない場合には、その履行を文章によって勧告して、さらにはこれを、それによってもまだやらない場合には、交渉するという、こういう大変厳しいものですが、これくらいしないとだめだというふうに思います。

また、第25条では、回収資源の価格補償ということで、今紙の回収なども新聞紙などは回収に来なくなったのは、大変回収してもお金にならないということで来ないわけですが、こういう集団回収などによって回収した資源が、一時的な引取価格の下落などによって、廃棄物再生事業者に引取費用を払わなければならなくなった場合、規則で定めるところによって、回収団体等に対してその費用を補償することができる。そして小規模業者への援助、こういうことで、最後は第27条では、市長は、廃棄物の処理並びに減量、リサイクル事業の推進等に当たって、近隣の市区町村と相互に協力し、効果的、効率的に実施するように努めなければならないということで、本当に試みの案でございますので、私はぜひ、こういうことを庁内の検討委員会などでつくっていただいて、ぜひ、日野市の中でリサイクル都市条例をつくっていただきたいと思います。

今、もう私は、機は熟しているのではないかと思います。多くの市民の方が、特に女性が今中心でございますけれども、最近、このごみ問題の会合などを開きますと、男性たちもたくさん入っていらっしゃいます。そして多摩平団地でも回収をやっておりますが、仕事を定年で終わった方がごみの——ごみの言ったら失礼ですが、アルミ缶の回収をお手伝いして、1週間に一回自治会に来るとか、そういうことで、大変男性

も今関心が高まってきておりますので、今ここで本当に多くの皆さんと力を合わせてこのごみ問題の解決のためにやっていかないと、処分地問題も私どもは入れさせていただいているわけでございますので、本当に減量をしていかなければ、第2処分地場も満杯になるのではないかとというふうに思いますので、御答弁をぜひお願いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） ただいま大変具体的に試みの案といたしまして、御提言がございました。確かに御指摘にございますように、現在日野市で施行しております日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、これは処理、それからごみとして出す市民の清潔に出すというような、つまり処理処分の部分の規定が主な条例案になっております。ただいま御指摘にありましたように、ごみの減量・リサイクルの問題は、日野市にとりましても、大変重要で、かつ緊急な課題となっております。

この問題に関しましては、昨年中には国におきまして再生資源の利用促進に関する法律の制定、それから廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正という大きな動きがございました。それとあわせて、ことしに入りましてでございますが、今度は6月議会でも東京都が、東京都清掃条例を全面改正をしようとしております。この東京都の場合も、この条例名を全文改正でございますので、今度は「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」、このように変更しようとしております。それはこの改正の最大の目標をリサイクル型都市の実現においているところにあるようでございます。

御提案の条例試案につきましても、その視点は同じくするところだと思います。都条例の動静も見守り、また他の自治体との連動も考慮しながら、日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正問題とあわせて検討をさせていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） それでは、少し質問させていただきます。

東京都が11日に提案しております現行の清掃条例の全部を改正する条例案ということで、先ほども部長からお話ございましたが、これが実行されるのがまだ先9月ぐらいになるかと思っておりますけれども、これについても、日本共産党の都議団では、修正ということで、もっとよくしていこうということで、東京のごみ問題の根本にメスを入れるということで、ごみの減量、再利用の促進、ごみの発生抑制、減量の実効性を都民、世

論の力で確保するというので、修正案をかなりちょっと出しているんですけども、その中で私は、日野市においては、東京では東京のごみ問題の激化の一つの原因が、東京一極集中の進行で、廃棄物の増加などを顧みない乱開発が進められたということであるわけです。

日野市においては、これから多摩平団地の建てかえがどうなるか、本当に団地に住んでいる私どもも不安でならないんですけども、これと同じように、団地のもし建てかえなどが進みますと、ここにおきますごみのコンクリートから鉄から木材から、こういうことになるので、大変なことだなあとというふうに思うんですけども、私どもやっぱり、早くこれを進めていかなければいけませんので、部長は今、東京都の動向を見てということでございますけれども、東京都の方は、三多摩の方はあんまり視点においていないので、都議団の方では、多摩地域から都の役割発揮を期待する声が多いので、市町村の自治を尊重しつつ、協議を進め、条例の中で市町村から要請ある事項については対象地域を広げるか、また共同して実施するようにします、ということで修正案出しているんですけども、こういうことも含めて東京都の方に日野市としてもこういうことをやってほしいという意見も上げていただきたいですし、また、いつごろまでこの私が先ほどから言っておりますリサイクル都市条例をつくり上げていくのか、その具体的な日程などがもし検討されておりましたら、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 大変大きな問題でございます、私ども、東京都の市町村の清掃協議会、これがございました。そちらでもいろいろ、他市では直接請求で住民の方が条例制定案を出しておられる市もございますし、それらとの、先ほどもちょっとお答えで申し上げましたけれども、27市でございますが、それらの連動ということも大変大事なことでございます。現在、その清掃協議会の方でも条例案、あるいは今後のリサイクル行政、広域行政に絡みまして、十分な検討を進めているというところでございます。したがって、いつまでという明確な期限が、今現段階ではお答えすることが用意してございませんので、御了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

それでは、市長に見解をお伺いしたいと思います。ぜひ、積極的な取り組みをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 直面をしております、いわゆる生活廃棄物の処理、処分の問題、身近な出来事といたしましては、日の出の終末処分地が第2処分場ということで地元の詳細が得られようとしている矢先、現行の第1処分地に事故が起きた、あるいは近隣の水に汚染があるのではないか、こういう指摘が今上がっております。

それから、御提案のリサイクル条例という形の考え方を住民運動としていわゆる条例制定の直接請求の運動がある。鈴木議員さんの御提案も、同じ立場、同じ見解からの御提案だというふうに理解もいたしますし、それから案文そのものも見せていただいております。経済循環といえましょうか、公共のときにはリサイクルも一応機能した。屑鉄等も再利用されて建築資材になり、いわゆる鉄需要にこたえられたというところが、ここ一、二年の景気の低迷といえましょうか、そういう経済界の事情によって、つまり鉄需要が減った。建築も少なくなって、鉄需要が減った。たちまち電気のメーカーの製作しますいわゆる建築鉄資材が退化するようになった、そういうつまり資源循環の原理が停頓したということが今の状況の背景になっておる、こういうことのようにあります。

本来、いわゆる清掃条例というふうな考え方で事が足りた時代が過去のことになってしまっていて、リサイクルという要素をこの際政策的に取り入れないと、マクロの意味では地球環境そのものを保全をできなくさせ、また、資源そのものを非常にむだ遣いをしてしまう。そのことがまた、発展途上の地帯にはいろんな悪い影響もあるし、それから経済先進地帯が例えば熱帯雨林の乱開発と言われております材木需要を閉ざすと、地域の民政そのものか成り立たなくなる、こういうなかなか難しい、しかも積極的な解決を要する事態が今地球上に露呈をして、あらわになって、そのために地球サミットというふうな国際大会議が持たれて、何か解決の手がかりをつかもう、とこういう状況になっておるといふふうに承知をしているわけでありまして、ほんの先日も同じ市民運動の立場から私どもの手元にリサイクル構想、あるいはリサイクル基本計画、こういうことを定めて、市民参加の検討委員会等も設けて、そうして市民とともにリサイクル行政の展開をしてほしい、という提案もいただいております。同じ機を一にする運動だというふうに思っておりますし、何とかこれも積極的な解決をする必要がある。

理念の上でリサイクルは極めて見事に解決するやに考えられるわけですが、具体的にシステムとしてどういう手段が提供できるかということになりますと、全く行き詰まってしまうわけでありまして、需要があってリサイクルのいわゆる再資源化にルートがあって、そして早い遅いはともかくとして、循環をして初めて目的が具体化するわけであり

ますが、今の状況で考えて、一自治体で何ができるか。ストックすることまではできるわけですが、ストックしてそれから先をどこに仕向けるかということになると、やはりこれは経済界の循環原則が正常に機能して初めて成り立つことである、と言わざるを得ない感じがいたします。そのことはしかし、国や国際的な課題として解決をしてもらわなければなりませんから、自治体といたしましては、少なくとも終末処分場に困らない、あるいはむだな資源消費を反省をする、こういう立場で再資源化できるものは極力仕分けをして、そして資源化する仕組みをより具体的に、しかも綿密にシステム化しなければいけない、こういうことであります。精神条例の制定も大切でありますし、具体的なまた施策として展開を図る、こういう条件を整えていかなければならない。たまたま今若干の解決の見通しとして、ストック場を確保できそうだといいことでもあります。今のクリーンセンターの場内も余地があればもちろんでありますし、隣の京浜工事事務所が管理しておられますいわゆる国有地でありますけれど、幸いに、多摩川、浅川の合流点で、人家から遠い、とそういう状況もありますので、あの場所を幾らかでも使用させていただいて、作業とそれからストックヤードと簡易倉庫というふうなものを設けて、実施に当たっていききたい、とこういうことが日野市で考えられる一つの施策のように考えております。

それから、特にガラス、いわゆるカレット資源であります。これは相模原の村山硝子というところが、リサイクルシステムを一応持っておりますので、それに乗せた形で色分けのドラム缶セットを、容器としての色分けしたドラム缶を数十カ所に今配置するわけでありますけれども、なかなか市民の方もこれにはちょっとうまくまだ乗っていただけない、機能が弱いという状況でありますから、中間運搬システム、あるいはストック方式を具体化したしまして、もっとこれが機能化できれば、年間約5,000トンのカレット・空瓶容器の搬出がありますので、それらをひとつ大きく解決の手段として図っていききたい、このことを今具体化を考えつつありますので、そのうち、市民に一つのリサイクルシステムの一環として続けていくことが可能ではないか、このように考えております。

一つには、幸いにといいましょうか、多摩平の商店会、マーケットというんだそうですけれど、空き店舗を今2店舗借りることになりまして、そこにある意味でのストック場と、あるいはもう一つ、不用品交換所というふうな程度のリサイクルショップを開く、こういうことを消費者団体と協議をしながら進めておるとい状況があります。これはもう本当のモデルという程度かもしれませんが、できればあちこちの商店街にそう

いう方式を具体化することができれば、かなりの役立つことではなかろうか、とこんなふうに思っていたりしているわけでありまして、御提案の条例をつくりましてもこれは精神条例、つまり自治体の責任、あるいは市民の責任というような形で、理念をうたうことは可能でありますけれど、具体的なシステム展開ということは非常に難しい面もありますけれど、意識はここまで高まっておりますから、システムの提供によってだんだんと活動が可能になってくるのではなかろうかと思っております。また、関東市長会、あるいは全国市長会では、国の省庁に意見書を決議いたしまして、つまり経済界がリサイクルの流れをつくるように行政指導と経済界の活動を促進をするようにというふうな決議文を各省庁に提言として先般、市長会の一番大きな課題になった、こういう経過もございます。十分ではありませんが、以上のようなお答えを一応させていただきます。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） どうもありがとうございました。

やはりこの問題は、行政も市民も一緒になってやらなければならない問題でございますので、ぜひ住民のこの運動をバックアップして、いろいろと施策の前進もあるようでございますので、ぜひ早くリサイクル条例ができるように要望いたしまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって3の1、日野市リサイクル都市条例の設置についての質問を終わります。

一般質問3の2、車いすで安心して歩けるまちをの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君） 車いすで安心して歩けるまちをということで質問に入らせていただきます。あんまり時間がありませんので、この後もまた大事な質問がありますので。

私は三つの点で質問を出しているわけですが、一つは、日野市福祉のまちづくり整備基準というのがございまして、これに沿って日野市は障害者が安心して歩けるまちをつくるんだ、ということで、まちだけでなく、これから公共建築物をつくるときとか、いろいろのところであるわけですが、これも私、一般質問でも随分前ですけれども、障害者が本当に日野の中で安心して生きていくには、こういう指導要綱をつくった方がいいんじゃないですか、という御提案をして、そしてこれができたといういきさつがあるんですけれども、きょうはこの中の車いすで歩くということだけをちょっととらえて質問をさせていただきます。

この中で、障害を持っている方が——この要綱が大体、きちっと守られているところかということ、そのことをまず1点をお尋ねしたいと思うんです。これに沿って多分、いろいろと建物を建てたり、道路がつくられたりしているというふうに思うんですけれども、調査した中では、それがちょっと守られていないんじゃないかなというところから質問をするわけですが、この要綱がどれくらい守られているかということが1点と、もう一つは、こちらの方から行きますと、東部会館を通り過ぎて、橋を渡って左に曲がります。川沿いになりますが、今度新しく八小に抜ける新しい道ができました。私が持っている地図にはちょっと町名がなかったんで、よく説明できないんですけども、先日部長は、どの場所ですかというので、ちゃんとお示ししたんですけども、この新しい道路を、歩道ができたんですけども、100メートルくらいの間に、車が入るために段差が、それかなり極端な段差なんですね。それが7カ所あるんです。それから1本道路が、旧の道路を通り越して八小に行くんですけども、その八小に行く間も9カ所だったと思います。それで、車いすはともその道を歩けないんですね。長いスロープだったら歩けるんですけど、かなり短い段差ですぐ上がって、またそれが100メートルぐらいのところに7カ所なんです。で、毎週1回日野療護園から新井都営まで車いすで来るお嬢さんもいるんです。お嬢さんだか坊ちゃんだかちょっと——多分お嬢さんだと思うんです。行く新井の方はお嬢さんです。いらっしゃるんですね。それから日野療護園から百草駅とか、それからもう本当に車いすで自由に動ける方たちは、車いすで乗って出たいんですけども、大変あの辺の道は道路が狭いとか、そういうことで、この段差を何とか緩やかにできるのかどうか。私もいろいろお聞きした中では、地主さんとの関係で車がそこに入れるためにできたんだということなので、ちょっと難しいかもしれないんですけども、やはりその点について、車いすの方が通れませんか、その点をお尋ねしたいと思います。

それからもう1点は、安曇荘の日野山荘です。ここに障害を持っている方、車いすの方がいらって、とってもこれはよかったということで、もう本当にいいものをつくっていただいて、非常に障害者に対しても心遣いがあって、お風呂もよく入れたし、もう本当によかった。ただ、一つ残念なのは、玄関を車は駐車場があります。それから玄関までの入る間に、皆さんも行ってわかりだと思ってしまうんですけども、ブロックが敷き詰めてありましたね。あれがあるために車いすが入らないというところで、そのところを後でちょっとまたお尋ねしたいと思いますけれども、ぜひ車いすが、車いすの部分だけでいいんですけども、通れるような改善ができないかという、その3点について

お尋ねをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 福祉環境整備要綱、いわゆる福祉のまちづくり整備要綱のうち、道路の関係が多々ございますので、その部分から回答させていただきます。

既設の道路の、いわゆる段差解消というのはほぼ解消していると思われるわけですが、しかし、道路幅員その他の要件から、必ずしもこの整備基準を充足している、満身に充足しているとは思われない部分もあることは事実でございます。今後、既設道路の整備改善に当たっては、当然この整備基準を遵守しながら障害者や、あるいは高齢者に配慮した道づくりに努力いたしたいと思っております。

次に、新井、落川の道路段差の件でございます。これは市道のP35、P36号線、旧新井71号線の改良ということで、延長約390メートル、幅員8メートル、うち歩道部分が2メートルということで、三沢保育園北側から浅川堤防まで通ずる道路であります。この道路は、平成3年度に安全施設を設置して供用開始をした道路であります。先ほどお話ありましたように、用地買収の際の車の出入り、地主さんの車の出入りの確保ということで、相当頻繁に車の歩道の切り下げが行われているところでございます。これは現状、ごらんになりましたように、現在の勾配約20%ぐらいの段差、20%ちょっと超える段差があるわけですが、これは整備基準に満たしていないことは確かでございます。今後、改善について努力したいと思っております。

次に、乗鞍高原日野山荘入り口の部分でございます。日野山荘は中部山岳国立公園内ということで、自然とマッチした施設づくりを行ったわけでございます。施設内部は、ただいまの環境整備要綱を満たす内容になっておるわけです。御指摘の道路からの車寄せの部分、アプローチですが、考え方とすれば、有孔コンクリートブロックを敷いて、その部分に芝をはわせて、芝が生える状態になるのを待つ形になるわけです。今年度の育成状況を見極めながら、どどめ土を入れたりしながら芝が完全に成長すれば段差も解消され、車いすの通行もスムーズに行くものと思われまます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

車いすというのは、本当に障害を持っている方は、足であります。で、この要綱にもあるように、安全性、快適性の確保の中に、障害者や高齢者を含むすべての市民の歩行、車いすによる移動を基本的な交通手段として位置づけ、安全性、快適性を確保できるよ

う、道路、歩道の整備に努める、というふうになっておりますので、ぜひ、2番目の新井の1号線の問題は、私やっぱり地主さんとの問題がありますので、余り強いことも言えないのではないかと思いますけれども、もうでき上がった道路でございますので、改善できればいいですし、また、毎週そこを通して、そこをもう通れないということで、回り道をしていらっしゃる方もいるんですね。そういうことなので、ぜひ、地主さんの協力も得ながら、これをぜひ改善していただきたいと思います。

それから、乗鞍高原の日野山荘については、今は車いすが通れないけれども、これから通れるようになるということでございますので、これは了解いたしました。私は、2回ほど前の一般質問で、豊田駅のエレベーター、エスカレーターをとということで質問をいたしまして、まだそのままになっているんですけれども、そのお嬢さんが高校を終わらせて、今度ある施設に入って、そして自分で電動いすを動かしながら自由に施設から好きなところに行けるということで、やっぱり車いすというのは重要なんです。先日私、福祉祭りに行ってまいりまして、そのときも車いすの方に4人ほどお会いいたしまして、全部自分で電動車いすで指1本で動かして、それで福祉祭りにいらっしゃるんですよ。ですから、本当に私たち、私なども先日も転んでしまったんですけれども、健常者でさえ転ぶようなそういう道路のあれもありますけれども、ですからやっぱり、車いすというのはちょっとした段差でも上がれませんし、通れませんので、その辺もよく、この要綱があるわけですから、要綱に沿って障害者のためのまちづくりをしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これをもって3の2、車いすで安心して歩けるまちをの質問を終わります。

一般質問3の3、憲法違反の自衛隊海外派兵と従軍慰安婦問題についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君） それでは、最後の質問を行わせていただきます。

憲法違反の自衛隊海外派兵と従軍慰安婦問題についてということで質問をさせていただきます。

本当に私は、女性の立場でもPKO法案が強行採決されたことに、日野市の女性を代表して、心から怒りをもってこのことに発言をしたいと思います。本当にいろんな新聞にも報道されておりますけれども、私たち女性は、子供を戦争にとられたくないという、そういう思いでずっと過ごしてきたわけです。

6月2日の赤旗の主張では、やはり私の気持ちとぴったりの女性のことですのでちょっと読ませていただきますと、「母の名において海外派兵は許しません」ということで、自民党などが今週にもPKO法案、国連平和維持活動法案の採決を強行しようとしています。いてもたってもいられない思いで法案廃案に立ち上がっている女性たち。お母さんもその一人です。

PKOとは、PKF（国連平和維持軍）を含み、武装した軍人を中心に武力も使い紛争地域での兵力引き離し、停戦監視などに従事する活動で、任務中の犠牲者もこれまで700人を超えている、こういうことです。

この活動に自衛隊を部隊ごとに参加させるというPKO法案は、まぎれもない自衛隊海外派兵法です。これが「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という憲法第9条の平和条項からいってどうしても許されないことだと思います。

私は、すべての若者たちが一人たりとも戦争に送りたくない。「自衛隊には入らないから」という青年もおりますけれども、自衛隊の息子を持ったお母さんは、「『靖国の母』にはなりたくない」と涙ながらに訴えております。PKO法案反対の集会で知り合った女性は「戦争体験者。徴兵制、戦争への道はこういうことを許すことから始まるんです」と戦前の歴史と重ね合わせて、自衛隊海外派兵法に再び青年を戦場に送る道への危険な一歩を感じとっています。

今海外派兵法を通そうとしている自民党はかつての日本の戦争を「侵略戦争」と認めることすら拒み、過去の歴史への反省を欠いた人たちです。私たちのおばあさん、お母さんたちが学徒動員、そして戦争で多くの命を失ったように、国内とアジア諸国で無数に流された青年たちと、そしてまた女性たちの涙、その歴史の深い反省の上に戦後日本国民が勝ち取った憲法の平和原則を邪魔扱いにし、改憲と海外派兵に執念を燃やしてきた人たちです。

戦前は参政権もなく戦争ノーマーも言えない子や夫を殺された女性は、戦後、日本が平和と民主主義の国に変わり、戦争放棄を世界に誓った憲法がどんなにかうれしく深い感動で受けとめたことでしょう。こういうことで、私もはぜひ、この自衛隊の海外派兵を許せないという立場で、今全国でも多くの女性たちも立ち上がっておりますが、「徴兵は命かけても阻むべし 母、祖母、おみな牢に満つとも」。78年の「有事立法」の策動で一主婦の石井百代さんがつくった歌は、これはいつも、2回にわたってこの法案をつぶしてきたときにも、日野市のピラの中にもこれが書かれました。こうして多くの方

たちが今立ち上がっているわけです。

私がなぜこういう問題を取り上げたかということは、やっぱり自衛隊の海外派兵が戦争につながるからなんです。そして——皆さんがそういう不規則発言をするだろうというふうに思っておりました。私どもは其中で、本当に従軍慰安婦の問題が重なってくるわけです。今このPKO法案で外国の特派員たちがどういうふうに言っているかということが、いろいろと新聞にも報道されております。フランスのルモンド誌は、「軍隊の海外派兵を禁じている憲法の重要な変更をもたらす」、そういうふうに書きましたし、自民党とともに海外派兵の前面に立つ公明党に対してもシンガポールの連合草報紙はさきに、この党は表面上「平和」や「人権」を言っているが、重要な局面では自民党の懐に身を投ずるのが常だとし、「自民党と組み非民主的手段で派兵法案強行通過を図っている」と糾弾しております。

世界でもこの日本が今戦争協力への道を歩むことについて、大変心配なことを言っているわけです。そして、アジアの太平洋戦争の韓国人犠牲者補償請求裁判がこの間行われました。92年の6月の1日、太平洋戦争の犠牲者遺族会から36人が来日いたしまして、その中で集会を持ち、そして裁判が終わってから、従軍慰安婦の方たちの言った言葉は、本当にもう会場に多くの方たちがいたわけですけれども、しーんとなってこのことを聞かれたというふうに言っております。

弁護士の福島瑞穂さん、この方、今いろいろとこの活動を行っている方です。「日本の戦後責任をハッキリさせる会」の臼杵敬子さんの、この方も本を書いておりますが、こういう方たちの問いに答える形で、従軍慰安婦の方が、「日本から踏みにじられた私たちが、裁判所の門をくぐったときに、何十年胸につかえていたものが落ち、喜びを感じた。今こそ何十年の恨を解きあかしたい」、こういうふうにおっしゃっているんです。家庭もなく、母と呼ばれたこともなく、一人で生きてきた。結婚など考えたこともない。だれがこんな私をつくったのかということで、私は本当に一人の女性たちの人格も人権も無視をして、そして日本の戦争がこういう国家権力、こういう形で人間性も失わせるような、こういうことを言われてきたことに、本当に心からこれは、早く日本の政府の責任において謝るべきではないかというふうに思います。

新日本の婦人の会、日本婦人団体連合会、キリスト教婦人矯風会、日本キリスト教女子青年会、全国地域婦人団体連絡協議会など、さまざまな団体がこの問題に取り組んでおります。同じ同性として、今不規則発言をやっている方は、男性なんです。私たちは、同じ性を持つ女性として、絶対にこのことは許せないと思います。女性のこの従軍慰安

婦は、20万人とも言われているんです。これが国家権力の名によって、こういうものがつくられてきたわけです。これが今のこれからの自衛隊の海外派兵、再び同じような道を歩ませてはならない、というふうに思います。これからの自衛隊の海外派兵、このことが憲法に違反していることは、もう明らかです。そういう中で、日本共産党は、戦争に反対をし、私も学徒動員で授業もできないで、また女学校も焼かれて、そしてその中で敗戦を迎えたわけでございますけれども、こういう中で、日本共産党は、本当に命をかけて平和を守り、そして非合法の時代、虐殺されても、国賊と言われても、戦争に反対するために戦ってきたんです。なくなったという不規則発言がありましたけれども、これは治安維持法という法律によって、日本共産党員は多くとらえられ、そして7万5,000人、逮捕者も含めて十数万人にも上ったんです。命をかけて闘ってきた、こういうことであるわけです。ですから私どもは、大変今のPKO法案が、戦争につながるのではないかという、大変危険な、そしてまた憲法を変えていこうという、こういうことであるわけですから、本当にこれを私どもはよく見ていかなければならないというふうに思います。

今、PKO法案のこの自衛隊の海外派兵、これに道を開いたならば、これから来るものは、憲法を改悪していく、こういうことになるのではないのでしょうか。昨年9月10日の毎日の大阪の新聞の世論調査でも、毎日新聞の世論調査でも、憲法第9条を支持する方が77%です。そして、1月の朝日新聞で、「日本が正式に軍隊を持つように憲法を改正することには反対である」という方が81%、こういう方です。

今私どもは、そういう中で、本当に平和を守るために、皆様と御一緒に頑張っていきたいと思いますが、戦争の問題、そしてまた命をかけて多くの方たちが、従軍慰安婦の問題を人ごとでなくて、日本の国内においてもたくさん本を書き、そしてまた多くの方々が集会を持ち、このことを明らかにしております。それはやはり、戦争につながるからなんです。戦争の責任をはっきりと認めない今の自民党の政治に対して、何としても私どもは、その点で、戦争責任を追及するそういう意味で、多くの方々が立ち上がっているわけで、私はそういう意味で、市長にぜひお尋ねしたいことは、憲法違反の自衛隊の海外派兵、この問題についてどういうふうにお考えになっているか、そしてまた、女性たちが海外に20万人も、特に朝鮮の方たちです。日本の女性もおりましたけれども、本当に朝鮮の方たちが、男性は今そうやって不規則発言随分やっておりますけれども、私は本当に戦争を体験した一人として、自衛隊の海外派兵は許せませんし、市長が今どういうふうに思っているのか、そしてまた、従軍慰安婦の問題についてどうお

考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 日本国憲法が制定されて45年を経過したわけでありますが、一つには、一昨年来の湾岸戦争の発生、それからいま一つには、先ほど話題になっております地球環境の未来の問題、日本はこの立場に立って、どういう政策を国民は求めているか、ということが今日一番大きい関心事ではないか、とこんなふうに考えております。やはり憲法の理念に沿って、世界の平和に貢献をする。そしてまた、経済大国と言われるほどの能力を持つことになったわけでありますから、まだ開発途上国、あるいは地球上の多くの民族が、飢餓や食糧不足、それからまた疾病、いろんなことで人間としての尊厳を保ち得ていない、こういう状況がありますので、それらの医療やまた食糧や民政という手段で国際社会に貢献をし、名誉ある地位を保つということが、日本民族の一番将来の存続のためにも、また世界に一定の地位を保つためにも大切なことではないか、というふうに感じております。

PKO法案という具体的な法案審議のことで、きょうは国会でまた大きい論議の展開がある、ということが新聞報道にもされておるわけであります。国民の意思に従って、国会も役割を果たしていただきたい、とこのように考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございました。

日野市は、革新市政が20年続き、そして憲法を市政に生かそうということが、市の政治の中心であり、そして憲法集会も持たれたり、住民団体からの憲法集会も今も6月ですけれども、続いております。そういう中で、ぜひ私どもは、憲法第9条、この戦争の放棄、これをしっかりと守っていくという立場が必要ではないか、というふうに思います。アジアにおいて2,000万人、日本国内においては300万人、そういう方たちが戦争で命を失ったんです。このときに、侵略戦争に反対をしてきた日本共産党員がたくさんいました。いなかったじゃないかというのは、投獄されたり、地下に潜っていたりということで、表面的に活動したら捕まるからなんです。そして25歳という飯島きみさんという若い女性は、拷問の末に、たくさん拷問をかけられたけれども、でも日本共産党の輝かしい将来を見て、そして亡くなっていきました。たくさん共産党員亡くなったんですけれども、ソ連が崩壊したから日本共産党もなくなる、ということをよくおっしゃいます。そうではないです。ソ連は——人のことを言う前に、御自身のことをよく振り返りなさい。そういうことで、私どもは、ぜひ日本共産党も、世界一元気がいい共産党

というふうに言われております。皆さんと一緒に自衛隊の海外派兵を許さない。そしてまた、20万人と言われる従軍慰安婦の方たちのその悲しみを、日本国民として政府は最後までこの責任を追及をし、そしてまた補償をすべきだというふうに思います。二度と戦争を回避するために、私どもまた頑張ってまいりたいと思います。

いろいろと不規則発言、御協力いただきまして、ありがとうございました。これは皮肉でございます。どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって3の3、憲法違反の自衛隊海外派兵と従軍慰安婦問題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問4の1、労働時間短縮に実効性のある労働基準法の抜本的改正のための通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員 登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本題に入る前に、一言発言をしておきたいと思います。先ほどの同僚、鈴木議員の一般質問中に、不規則発言と思えるものが聞こえてまいりました。私の聞き違いであれば幸いですが、聞いたとおりであるとすれば、ゆゆしき問題でありますので、一言反論をしておきたいと思います。

傷害致死罪で懲役になったというような趣旨の不規則発言が聞こえたわけでございます。これが何を指すかを、大体皆さんも想像をされたと思いますので、そのことに該当すると思ひまして、私から申し上げておきます。（「通告しておかないとだめだよ」と呼ぶ者あり）なお、一般質問の通告にも、前もって日本共産党の政策展開についても問うということをご予告してありますので、ひとつ御心配なく私の発言を聞いていただきたいと存じます。

日本共産党の宮本顕治議長が、牢獄に入って、民主主義と平和のために闘っていた時代がございます。このことについては、戦後、一切なかったことにするという勅令と法

定の判定が出されたわけでございます。その証明書を読み上げたいと思います。証明書、本籍、山口県光市大字島田第174番の7号、宮本顕治。明治41年10月20日生まれ。昭和19年12月5日。東京刑事地方裁判所判決、治安維持法違反、不法監禁致傷、不法監禁致死、不法監禁、障害致死、死体遺棄、鉄砲火薬類取締法施行規則違反、懲役20年。その次が変わったんですね。これらのことがなかなか当時といえども押しつけられなくて、結局は治安維持法によりまして無期懲役言い渡しのところ、昭和20年勅令第580号減刑令により、懲役20年に変更せらる。右者に対する頭書の刑は、昭和20年12月29日、公布勅令第730号により、人の資格に関する法令の適用については、将来に向かってその刑の言い渡しを受けざりしものとみなすとの同令第1条にのっとり、資格を回復したることを証明す。昭和22年5月29日、東京地方検察庁検事正、木内曾益。こういうのが天下に公報されたわけであります。

したがって、このような裁判所において刑がなかったということが判定せられている事件について、公式の場でそういうことを言うことは、憲法違反であり、人権侵害に当たるもので、名誉棄損に当たるものであることを明らかにしておきたいと思います。

それから、戦争中は、日本共産党や反戦平和の運動がなかったかのごとき発言もありました。御承知のとおり宮本顕治氏ほか平和を愛する方々は、日本共産党員を含め、宗教家も含めまして主権在民の立場を日本の法廷において貫いていたわけであります。詳しいことは本題ではありませんので、るる申し上げませんが、日本共産党が書店に販売をしております日本共産党の歴史がございます。そこに詳しく書いてありますので、ひとつお読みをいただきたいと思います。また、法廷外にありまして、日本共産党は、あの残酷な拷問と弾圧の中でも活動をしていた事実もたくさんあります。一部だけ発表しておきたいと思います。

軍事的警察的天皇制と帝国主義戦争に反対する闘いは、次第に各階層の中に広がっていった。同時に党は——日本共産党のことです——敵の攻撃によって絶え間なく組織を破壊されながらも、工場や農村で新しい活動家を党に加え、党組織は全国的に拡大した。

赤旗は、1932年当時、「赤旗」と書いたわけですが、4月から地下印刷所がつくられて活版印刷になり、5日刊として定期的に発行され、時には3日刊、発行部数も7,000部に上った。「赤旗」は毎号具体的な事実をもって、日本帝国主義の中国侵略の足取りを一つひとつ暴露し、また、朝鮮、中国など、侵略に抵抗するアジア諸国人民との連帯に紙面の大きな部分を割き、勇敢に日本人民の反戦平和の闘争の先頭に立った。

「赤旗」は、さまざまな創意と工夫で弾圧網をくぐりながら発行を続けた。例えば印

刷部員がそれぞれ町の印刷屋を探し、1回分の「赤旗」各ページをばらばらにして分担、組版、製版とリレーしていくやり方で、印刷された。特高が印刷屋をしらみつぶしに調べるため、一つの印刷所を使える期間は平均3カ月程度で次々と新しい印刷所を探しながらの危険で困難な仕事であった。「赤旗」印刷部員の連絡には、新聞のことを「背広」、原稿を「注文伝票」と呼ぶなどの暗号が使われた。この時期には党は、東京、大阪の陸軍各連帯、呉、横須賀の軍港、戦艦長門、榛名、山城など、兵営や軍艦の中にも党組織をつくり、呉では「そびゆるマスト」32年2月創刊、全国的には「兵士の友」32年9月創刊などを発行して、兵士や水兵の中にも反戦闘争を広げた、ということで、その後も闘ったわけでありますので、日本共産党があのような中でも反戦平和、主権在民を貫いた事実が歴史として残っているということ、一言発言をしておきたいと思います。

それでは、労働時間短縮のことに関連しまして、この解決のためには、労働基準法の抜本改正以外にないという立場から、質問をいたします。質問の趣旨は簡潔でございます、2点に分かれるわけでございます。しかし、なぜそういうことを質問し、要望するかという背景がありますので、この点については若干説明をさせていただきたいと思います。

今申すまでもなく、時短という要求は、働く人のみならず、労使双方の重要なテーマになってまいりました。また、日本の長時間労働などについては、国際的にも問題として注目されている状況に今なっているわけでございます。質問はそういう中で、日野市という自治体が、政府に対して日野市民の実態をよく見ていただいた上で、労働基準法改正をするよう、何らかの世論の盛り上げの活動をしていただきたい、これが第1点でございます。

第2点は、日野市の中でも、日野市の労政の業務として何らかのできる時間短縮など、労働条件問題の解決のために、さらなる活動の強化をしていただきたい、以上の点から質問をいたすわけでございます。

社会主義がつぶれた、資本主義万歳ということを唱える方々も、日本の中では一部に見られます。しかし、働く人たちの実態はどうかということを見たいと思えます。労働時間、日本は平均で2,080時間、ドイツは1,642時間、旧西ドイツは、本年度、来年度あたりから1,500時間を目標に頑張るそうでございます。フランスが1,647時間、アメリカが1,962時間、英国が1,961時間、通勤時間を含む労働時間の比較となりますと、日本は12時間、ドイツが9.32時間、フランスは9.24時間、アメリカは10.22時間、英国は9.11時間。

このような中で過労死された広告代理店副部長、八木俊亜さんという43歳の方が生前、手帳にメモを残していらっしやっただけでございます。「人はただ奴隷的に存在すると、安逸さになれてしまう。かつての奴隷たちは奴隷船につながれて、新大陸へと運ばれた。しかし、超満員の通勤電車の方がもっと非人間的でないのか。現代の無数のサラリーマンたちはあらゆる意味で、奴隷的である。金に飼われている。時間で縛られている。上司に逆らえない。賃金も大体一方的に決められる。ほとんどわずかの金しかもらえない。それも欲望すらも広告によってコントロールされている。肉体労働の奴隷たちはそれでも家族と食事をする時間が持たはずなのに……」、こういうメモを副部長43歳の人も感じるような資本主義社会が万才というところか、大変な深刻な悪い状況になっているということが言えると思います。

残業の実態、あるいは残業手当の実態、あるいは有給休暇、こういうのは、例を挙げれば切りがございません。日本は諸外国に比べて、大変劣っております。また、男女の賃金格差も大変です。1990年の労働省の記録によりましても、1時間当たりの現金給与総額、30人以上の事業所で全産業、男性は2,507円です。女性は1,437円。男性を100とすれば、女性の比率は57.3。年間の女性、働いている人の合計を賃金で計算した人はおりますけれど、合計すれば男性に比べて30兆円の差別をされている、こういうことが言われているわけでございます。また、家族と毎日夕食をやっているという人は、働く人の中で大体10.8%という記録も出ております。

先ほどの過労死は、ある大企業の副社長の奥さんが裁判に訴えたほど、もちろん重役の中にも及んでいるわけでございます。過労死110番への相談者、去年の記録です。会社役員でも82件あったそうでございます。管理職が326件、現業労働者が450件、営業・事務職で390件、運転手で177件、技術職で137件、公務員が126件、こういうふうに過労死が相談があって、推計によれば、年間1万人ほどが過労死的な死も含めて過労死という状況で亡くなっていっている、こういう状況でございます。

通勤地獄も大変です。東京は1車両当たりの乗客数が、平均で290人から390人、ニューヨークは行ったことございませんけれど、記録によると140人から150人、ロンドンでは110人から120人、こういう状況でありますので、我々はこういう中で働く人たちの労働条件をあらゆる形で改善をしていくことが必要だと思います。私が申し上げておりますように、労働基準法を改正するということになりましたと、法律の問題でありますので、さまざまな形での世論の盛り上げが必要でございます。

今、サービス残業ということも問題になりまして、日本共産党の上田耕一郎参議院議

員が一貫してこのところ、数年間にわたりまして、取り上げてまいっております。それらの結果、銀行などが労働基準監督署の監査を受けまして、指導を受けたわけでございます。多くの銀行で残業代が後払いで支払われるというようなことが、次々と起こってきております。例えば、1973年から76年までに20の銀行で17億8,000万円。最近また国会で取り上げた後は、全国の10の銀行、この銀行だけでも約8億円のサービス残業代が後払いで払われたわけでございます。銀行の婦人の方の投書も出ております。私も日野市内の企業の方々にもいろいろ取材いたしましたが、大体似たようなところ、これほどひどくはないところ、いろいろございましたが、新聞紙上等に出ている例でお話をしているわけでございます。ある銀行の奥さんは、ある大新聞に投書されております。夫38歳、ある都市銀行の銀行員、勤続15年、1日平均就労時間14時間、通勤3時間余り、サービス残業月100時間以上、布団を暖めることなく、毎日が仮眠。土・日は乳児のように眠っている。夫を見ていると、壮年期の突然死や、過労死が他人ごととは思えない。妻は黙って見守るしかないのだろうか。こういうような投書が出るほど深刻な状態になっております。したがって、今労働基準法を抜本的に改正する時期が、潮時が来ているというふうに思います。

一つは、この過労死の問題でございます。経営者側があらゆる手段で生産の効率化、コストの引き下げを追求し、その要求にすべてを合わせていくというやり方を、激しく強行的に押し進めてきました。これが日本の過労死を生み出した大きな背景であります。過去の慣行もどんどん投げ捨てられる。労働時間の面でも、これは労働密度の面でもそうになっているわけでございます。

今、トヨタイズムというのが話題になっております。このトヨタイズムというのが日本の経済を支えたんだということで、それをまねたいというのも、資本家側には外国に出てきているようでございますが、これに対しては外国で大きな反撃が起こっているわけでございます。

例えば、昨年に労働組合の大きな会議が二つあったそうです。全労連系の国際シンポジウム「日本的労使関係と労働組合の権利」、もう一つは、ドイツと日本の金属関係の労働組合の第1回定期協議会、こういうものがありました。この中でのトヨタイズムに対する分析というのを見てみますと、なるほど日本では、労働基準法を改正しなければ、労働者の生活向上はないということがおわかりいただけると思いますので、この点について、若干の資料に基づいて説明をいたしたいと思います。

最初の方の会合におきまして、スペインの代表が、いろいろ「トヨタイズム」を分析

をしております。スペインの代表の報告は、効率的な生産の要求にすべてを合わせて、いかなる「ゆとり」をも残さない搾取の仕方、そのために労働者をチームに組織するか提案制度とかを使って労働者の知的能力まで吸い尽くす、労働者の頭脳の全面支配を目指すために、自主的な労働組合の存在を許さない、それから脅迫をもって労働者に対処する、こういう点を含めて「トヨタイズム」の支配がヨーロッパの労働者と労働組合運動にとって、いかに重大な挑戦であるかを詳しく分析をして、奇妙なことに日本企業の最大の輸出者は製品ではなく、新しい経営の手段なのです」と、この方は言っております。

「トヨタイズム」に対するスペイン代表の批判的分析というのがあります。「トヨタイズム」は、今世紀の初めの「フォード・システム」というものを継承して生まれたものではないか、ということで七つの点を挙げているわけです。

生産の完全な弾力化（市場への日々の適応、極めて多様なタイプやモデル、短い生産サイクル。同じく、総生産量や操業時間における弾力性）。

②前者との関係で、より柔軟で質の高い「ジャスト・イン・タイム」供給システムを導入し、その中では、生産継続のためあらゆる欠陥の原因を除くこと。

③労働力の最大限の弾力化。それぞれのメンバーが完全な弾力性をもってチームごとに働き、区分や等級を一掃する。操業時間や残業などの弾力化。部品下請業者など「外部労働力」の全面的な弾力化。

④「極限まで強化された」システムの中でもなお存在していた一切のゆとり時間を取り上げ、労働の強度を絶えず増大させる。

⑤「チーム会議」「部門間競争」などを通じて、労働者のアイデア、創造性、知識を吸い上げ、労働者の知的能力を「競争のためのたたかい」に利用する。

⑥前者との関係で、「純粹」な「トヨタイズム」は——純粹というのは括弧つきですけど、労働者の頭脳を全面的に支配することを目指す（それゆえに工場内での労働組合による重大な影響を許すことはできないのである）。トヨタを初めとする日本企業では1950年代に自主的な労働組合を完全に破壊し、それにかわって「御用組合」を設立することによってこれを達成した。

⑦最後に、「純粹」な「トヨタイズム」はこれまで、労働者に対する脅迫のもとでのみ機能してきたのであり、反対するものを容赦せず、協力しないものには断固として対処してきた」。

これはフォルクスワーゲン関係のヨーロッパ労働委員会代表のカルロス・ヴァイエホ

という人が報告したものだそうでございます。

そして結論は、「オリジナルな」「トヨタイズム」は、自主的な労働運動に一切の余地は与えません。多くの場合、労働組合運動と対決することなしに、「完全な」システムを導入することは不可能となっています。現在の経験は、ヨーロッパとアメリカの企業が「トヨタイズム」を導入するためにさまざまな手段を用いていることを示しています。「従属に陥ることなく、いかにトヨタイズムと対決するのかは、我が国の階級的で先頭的な労働組合運動の課題となっています」。

先ほどありましたもう一方の会議の代表者の報告、これはより簡単に申し上げます。西ドイツ金属労組の「トヨタイズム」批判というのが出たわけでございます。これはドイツ側の労働団体「IGメタル」——「イゲメタル」と発音するんでしょうかね、ドイツですから——ということと、こちら側はJ.C.の労働組合が参加をしたわけでございます。それで、結論的には、同じ分析をされているんです。似たような分析をされております。そういう中で、「（労働者）の自主的な要素が少ない」方式（日本）と、「（自主性）が多く、労働組合として決められた範囲がある」方式ドイツとの違いなどが具体的に指摘されまして、「トヨタイズム」による新しい生産状態が、ドイツのこういう状況を無視するのであれば、それは「IGメタルに対する挑戦」であると結論づけたわけでございます。「第1回日・独金属労組定期協議会報告書」からの資料でございます。

このようになっておりますが、さらに労働時間の問題はどういうふうになっているかというのは、皆さんも御承知のとおりでございます。労働基準法第36条によりまして、「三六協定」というのが労使間で結ばれているところが多いわけでございます。ところが、本来、1日8時間という基準が決められ、終戦直後は、これは拘束8時間でしたが、現在は実働8時間という考え方が強まってきておりますけれど、協定をしさえすれば、ある意味で残業の時間の上限はないというのが、日本の現状になっております。トヨタの例で見ますと、A部門（製造部門で直接製造作業に従事する技能員）1日4時間、月間50時間。B部門（製造部門で前記以外の技能員）1日5時間、月間65時間。C・D部門（製造部門以外の技能員、職員、技術員、特務員）1日8時間、月間65時間。この協定には、それに加えて、「万が一制限が守れないとき」の上限が130時間と決められているわけでございます。

ドイツではどうか。「旧西ドイツ自動車工業の労使関係」という資料によりますと、「残業の法的許容限界内において、フォルクスワーゲンでは、例えば次のような手続で残業が行われることになる。まず原価場所責任者、日本では課長さんぐらいを指すそう

ですが、残業の必要性を判断し、提案する。この提案を部門長が承認した後、人事部が吟味する。しかる後に会社側からの残業提案が経営評議会に提示され、経営評議会が同意した場合に残業が行われる。ここで注目すべきは残業が会社側から提案されてから残業を実際に行うまでの期間が日本に比べて著しく長いことである。例えば、来週月曜日に残業が必要だとすると、会社側は今週の火曜日に経営評議会に提案しなければならない。そして、経営評議会は金曜日までに残業を受け入れるか否かの返答をすることになる」。

トヨタ自動車では、残業はその日の定時間少し前になるとラインの横にある電光掲示板に「本日の残業は〇〇時H」と表示される、と言われており、①個々の残業について労働組合の同意を必要としない、②当日のしかも定時終了直前に残業の有無及び残業時間が決まるシステムが確立されている」。このように労働組合の許可なく残業ができないシステムが、経営者も含めて認めて協定化されているわけでございます。さらにこれが産業別に協定がされておりますので、労使間によっていろいろと条件を変えていくことができるわけでございます。

労働密度の問題につきましても、「標準作業時間」ということ決め方がやはり同じような状態で労使の協議によって決められている。この「インダストリアル・エンジニアリング」というような本が昔盛んに売られたわけですけど、そういう中で、標準作業時間を決めるに当たって、人的な余裕時間、トイレに行くとか水を飲む、汗をふく、暖房や照明の調節をする、こういうことまで外国では労使の協議で決められております。これが例えば、日本では認められていないところもありますけれど、外国ではこれを必ず認めている。また、人減らしの問題についても、欠勤率を日本の場合は大体5%しか見ていないところが多いそうですけれど、フォルクスワーゲンの場合は、15、17%の欠勤率を見込んで労働者の配置をする。こういう状況ですから、労働密度が低くなるわけでありまして。経営評議会というのがどこにもあって、共同決定権を持っていて、労働組合がサインをしないと、これらの時間の変更ができない。日本の1日間につきますと、2倍、3倍と外国ではこういう人的余裕時間、あるいは生産力の回復の時間、こういうものをつくっているわけでございます。

そういうことで、宮沢総理が国会などで、労使間で時間短縮をしてくれとか、いろいろなことを言うておりますけれど、それは口先だけであって、結局、日本のシステムでは、労使間で決めることができない。外国では、もし経営者が一方的なことをした場合、法的な罰則、あるいは労働者にストライキ権が、それらのことに対しても細かく保

障をされております。

以上のようなことから、私ども日本共産党は、先般、全国民に対して、労働基準法の抜本的改正についての提案というものを、2月28日に行いました。人間らしい労働と生活を取り戻すためにということでございます。これは男女格差の問題、そして労働基準監督署の体制の問題に至るまでの提案であり、ぜひ機会があれば、全文を市役所の皆さんも、できれば議会の皆さんも読んでいただければと思う次第でございます。

労働時間を直ちに短縮をする。1日の拘束時間を完全週休2日、週40時間労働制にして、これを法律に書き込む、こういうことでもあります。年次有給休暇を最低20日として、一定日数の連続取得と完全消化を保障する。深夜労働を厳しく制限し、徹夜労働を含む交代制労働の規制を強める。ベルトコンベア、コンピューター労働などを人間的労働にふさわしいものにするため、作業基準に余裕時間を組み込み、標準作業時間について職場の労働者の合意を義務づけます。これらのことについては、労働基準法ではほとんど職場に行っているいろいろと指導することが現在ではできない条文になっておりますので、こういうことは新たに書き加えていくことが必要になってくるわけでございます。

そして労災職業病を防止し、人間らしい職場環境を保障をする。労災補償を大幅に改善をする。全国一律最低賃金制を確立し、労働者全体の賃金水準の向上を図る。同一労働、同一賃金の原則を明記する。また、賃金を初め、採用、昇進、昇格における性別による差別の禁止を明記する。女性の深夜業を禁止し、看護婦など例外的な場合の深夜勤務は、月間所定労働日の3分の1以内、8時間につき2時間の仮眠時間の保障など、深夜勤務の労働条件を明記する。また、産前産後休暇、各8週間とし、妊娠中・産後1年間の女性の深夜業、残業・休日労働を禁止する。生理休暇は本人の届け出によるものとし、毎朝時2日間の有給休暇を保障します。育児時間は、1日60分を90分とし、有給とする。育児休業制度は有給、現職復帰、代替要員の確保を義務づけます。家族介護のために介護休業制度を確立する。パート、臨時、派遣労働者などに対する労働条件の不当な差別を禁止する。労働条件の明示義務を強化するとともに、就業規則の作成変更には、労働者の同意を義務づける。出向・配転、単身赴任を規制し、採用差別を禁止し、解雇制限を強化する。

労働基準監督署と労働基準監督官の大幅な充実を図ります。これが諸外国と比べても、10倍、100倍という職場を日本の監督官は持っているために、ほとんど実態としては労働条件を調査にいけない。日本の税務署の監督官の場合は、一人で持ち分の職場を一つずつ毎日回っていくと、16年間かかるような対象を持っている状況にあるそうです。こ

ういうところも解決をしなければなりませんので、これも監督行政を強化し、罰則を強化する。労基法違反の罰則を強化する。また、中小企業への助成を図って、時間短縮ができるようにする。できれば外国並みに経営者の権限、立場というものを大企業、元請と下請との関係を対等にして、大企業でこれだけ単価がかかるというのは、中小企業に出せば低いから出すというのが日本の現状ですけれど、同じ単価で見積もって商売を平等にやる。このようなところまで中小企業へも助成措置を高めていくということなどをする必要があるのでございます。

私どもは、簡単に内容は説明をいたしましたけれども、抜本的な労働基準法の改正、新しい労働基準法の法制化、このことを要求しているわけでございます。市内でも、サービス残業が一切ない大手企業も、調べましたらございました。いろいろとあるわけです。二交代制のところもあります。また、過労死と思われる死が発生した、というふうに職場で話されているところなどもあるわけでありませう。

そういう状況の中、私の友人なども、日野市ではありませんけれども、ちょうど50代にして亡くなった者が、もう既に数名出てきている現状でございます。一刻も早くこのテーマは国民の世論として強めていかなければならないと思っておりますので、市側の答弁をお願い申し上げたいと思っております。

第1点は、政府などに、何らかの働きかけをすべきではないか。第2点は、市の労政業務の中ではどんな努力をされているか、今後とする努力があるか、それをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

日本の労働時間につきましては、今議員さんが申されましたとおり、他の国に比べて多いというようなことを私どもも伺って、いろいろ資料で承知しているところでございます。労働時間の短縮の問題につきましては、国民的な課題になっているところでございます。日本の労働時間を欧米諸国並みに短縮していくために、労働基準法が抜本的に改正され、平成3年の4月から法定労働時間が週44時間制に移行したという経緯がございます。これに伴いまして、所定の労働時間の短縮は、完全週休2日制の導入など、休日数を増加する形で現在進みつつあります。東京都の総務局で出しております毎月勤労統計調査によりますと、平成3年度の東京の総労働時間数が、年々減っております。いろいろのデータからも労働時間の短縮も着実に進んでいるというふうに受けとめております。

また、週休2日制につきましても、中小の企業でも何らかの形で浸透してきておるところでございます。平成3年度の東京都の労働経済局発行の中小企業の賃金事情によりますと、100人から999人までの企業ですと、85.3%が実施している。それから30人から99人までの労働者数の企業では、63.6%の実施という、やや低い率でございますが、進んでおり、前年度と比べますと、11.3%と伸び率が高くなっているところでございます。

また、若年層におきましても、収入の増加よりも、労働時間の短縮を望むというような志向が広がっていると伺っております。企業としても、人材を確保する観点からも、時間短縮が迫られている現状ということが、調査の中でもわかっております。東京都におきましても、労働時間短縮を推進するためのゆとり創造宣言が採択されたというふうに伺っております。

また、都民の意識啓発を図るため、労働基準短縮シンポジウムとか、推進会議の開催も行っております。労働基準法に規定する労働時間に関することは、国の権限に属するものでありますが、日野市におきましても、中小企業の労働時間の短縮が進むように市としても側面から啓発を進めてまいりたい、というふうに考えております。

また、政府に働きかけということにつきましても、この啓発の中からそれを受けて今後の働きかけに協力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

今、国会を初め、労働運動、その他マスコミ等も含めて、時間短縮のことが大きく取り上げられております。外国からも厳しく批判もされているわけでありませう。そういう中で、統計の出し方ですけれど、ひどい例もありますので、市などでもいろいろ実態をつかむ際には、ぜひいろいろな職場の情報をあらゆる方面から取り寄せていただいて、つかんでいただきたいというふうに思うわけでございます。例えば岩手銀行金ヶ崎支店の支店次長が過労死された例が89年12月にありました。この方の場合、自宅が支店から車で20分程度であるにもかかわらず、社宅に単身赴任し、死亡直前まで深夜の帰宅、持ち帰り残業をして、自宅には2カ月半も戻っていなかった。それにもかかわらず出勤簿上の残業時間は9月14時間、10月29時間、11月14時間であった。組合の試算では、それぞれの月の残業時間は150時間、150時間、110時間で、死亡前1年間の総労働時間は3,089時間にもなっていたということでありませう。

こういうような実態を日本共産党は国会でも取り上げまして、労働基準監督行政に厳しく提起をいたしました。それらの結果、銀行へのいろいろの査察に入ったわけではす

れども、それでもさまざまな労務管理のやり方で、出勤簿に残業の予算内におさまるようによりまとめて判を押させるなどのことがありまして、こういう点の証拠も押さえながら、労働基準局や監督署が残業を摘発するというふうに国会で追い込みました。そして、それらの結果、先ほど言いましたように、サービス残業が発覚し、残業代を後払いをしたなどの実績を上げてきたわけです。あらゆるところでこの種の問題は世論を挙げ、国民が干渉をしていかなければいけない。そして、もちろん労働組合も熱心に運動されておりますが、さらにさらに自主的な運動を、また闘争活動を強化していくということが必要になっているわけでございます。

「赤旗」紙上等には、国会での取り上げたテレビを見まして、投書などが載っておりますが、いろいろな人が大変うれしかったと言っております。我々市議会でも、労働時間短縮に関する意見書などを論議したことがございます。しかし、労働基準法の抜本的改正ということが、今必要になってきたわけでありまして。いずれかの機会にこれらの意見書を市議会でも政府に向けて出すことが必要である、というふうに思いますし、私もその努力を、今議会も含めしていきたいと思っておりますので、議会内の御協力もまたいただきたいと思っております。

最後にこの点について、もし市長に発言があればひとつお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 労働行政につきましては、まだ日野市の行政の範疇では、まだ権限や能力の不足している立場から、多くの実績ということになると、まだまだ至らないわけでありまして、労働基準監督署という国の直接の労働行政と、それから東京都のある程度の労働行政に関する行政があるのではなかろうか、とこのように思っております。国民の、特に基本的人権ということの中から、本来ならば、いろいろ守られていなければならないわけでありまして、競争原理を優先をする企業間の合理化、あるいは企業内の労働に対する従業員の預かりの中には、まだまだ不十分なものがあると言えることではなかろうかと思っております。

今日、一般的な世論といたしましては、世論といたしますか、国民の常識といたしましては、特に政府は率先してその週休2日制、年間1,800時間制を基本原則として労働行政が行われ、展開をされておる状況でもありますし、特に新聞等で労働過剰、あるいは強制的な過労死と言われるような状況も、ケースによってはあるということが言われておりますので、日野市も特に企業も多い地域社会でもございますし、運動の正確な発展と、それから成果を支援をする立場から、特にきょう指摘をされております残り時間の

ことにつきましては、関心を払っていきたい、このようにお話を伺った次第でありました。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

最後に一言要望して、この件の質問を終わります。関心を持って見詰めていくということ。とともに、政府に対して、あるいは東京都政の段階になりますと、労政業務も一定の権限もありますので、東京都に対して発言もしていただくということ、市長には強く要望いたします。また、労政担当の市役所の職員の皆さん、また部長に対しては、望みたいことがあります。それは非常に小っちゃな体制であり、権限もありませんので、なかなかできないと思っておりますけれども、市内の大手企業、あるいは零細企業に至る実態を、ぜひ生々しくつかんでいただいて、市内の職場における労働環境の向上のため、労働条件向上のために、一步、二歩とひとつ働いていただきたい。そのために都の労政事務所、あるいは労働基準監督署、あるいは民主的な運動、こういうところとも手をつなげるところは手をつないで頑張ってくださいということをお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって4の1、労働時間短縮に実効性のある労働基準法の抜本的改正のための質問を終わります。

一般質問4の2、農業助成金制度で農地を守ろうと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 農業助成金制度について提案を含め質問をさせていただきます。

これは既に本日、同僚議員の質問の中に、私が質問したい点が含まれておりました。要望という点が強くなるかもしれませんが、タブる点も含めまして1点に絞ってお答えいただきたいと思います。

先ほどの市側の答弁で、去年の農業者に対するアンケート結果、この内容が発表になりました。何らかの形で農地を継続したい方が78.4%いらした。そのうち、生産緑地としては登録しないけれども、当面何らかの形で農業を続けたいというのが、市民農園も含めまして35.2%ということになるわけでございます。今回の生産緑地申請が一応終わったわけでありまして。この中で生産緑地の申請は131.1ヘクタールあったということでありまして。これは日野市の農業者の実態というのがいろいろあるわけですね。例えば八王子

の地主さんが日野市でやっている。中には埼玉県の地主さんが日野市で農業をやっている。また日野市の農業の人が八王子で農地を持っている、といろいろ入り組んでおります。そういう関係で、正確な統計を出すのは大変だと思いますけれども、市として生産緑地登録はしなかったけれども、農業をやりたいんだという人の実態をつかんでいるのか、もしつかんでいないとすれば、つかむ気持ちがあるのか。つかむ気持ちがあるとなれば、それをいつごろ実施しようとしてされているか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

そして、その見込みとしては、農業者世帯数としてはどんなものなのか、また、土地面積としては、農地面積としてはどんなものなのか、これを1点お答えをいただきたいわけでございます。

それから、2点目は、農業者の関係者の方から市長に、生産緑地法改正に伴って、都市農業の振興について陳情が行ってるといふふうに聞いております。その農業関係者からも直接私も願いを受けたわけでございますけれども、数百名の方が農業者、消費者、相携えて市長に要請書も送っているということでございます。その内容はいろいろございます。その中で、農業経営を何らかの形でする方々に対して、助成金等の措置を宅地並み課税に見合う形で施策として実行してくると、ここが第一の要望になっていると思います。午前中の同僚議員の質問に、他市の例などが挙げられました。各市で私ども日本共産党市議団も努力をいたしておりますが、まだ具体的な形でこれぞというのはなかなか実現を見ているところは少ない。今運動中であるということにございます。

そういう中で、条例案を見ますと、この生産緑地として登録をしていないところを、仮に特定農地と定めると、これを200平米以上の特定農地を複数以上有する人とか、300平米以上の人にも適用するとか、5年間営農継続の意思があれば、そして農業収入があれば、そういう人たちに助成金を支給をするとか、あるいはまた、特定農地の農業生産組合をつくれれば、その組合を通じて補助金を出すとか、さまざまなことが話し合われているわけでございます。そういう意味で、日野市も、何も周りの市町村を眺めているということではなく、たくさんの情報を取り寄せていただいて、早速にも農業者の実態をつかんでいただき、一定量のそういう農業者がいれば補助金制度というものを実施していただくということを望みたいわけでございます。我々も必要ならば、共産党単独でも結構ですし、賛成していただく方があれば、そういう助成金支給金条例を議会で提案してもいいわけでございます。しかし、聡明なる市長以下農業委員会担当、農政部局でございますので、そういうところで何らかの率先した姿というものを見せていた

だきたい。

以上申し上げまして、この件の質問としたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

日野市におきます生産緑地の指定申請状況を既にお聞き及びと思いますが、全体が市街化区域全農地の面積が310万5,400平方メートルということに対しまして、生産緑地の適合農地としては130万4,249平米、全体の42%でございます、それから非適合農地というのが7,289平米、約2%、それから宅地化する農地ということでのものが179万3,862平米の57.8%ということでございます。

そこで7月に入ります予定をしておりますが、農業委員さんを通しまして、緊急的に実施する農地の保全状況調査を予定しております。この調査の内容は、生産緑地の営農計画と将来的要望事項、それから生産緑地でない農業を継続する農地の土地利用予定及び将来的要望事項、それから3番目に、今後の生産緑地申請規模の有無などを中心として調査を行います。また、あわせて、先ほどの質問でもお答えしたように、市民農園の参考にするための条項を、また別の用紙に入れて調査をする、とこういう予定でございます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

今のこの調査項目ですね。これに基づいて、ぜひ親切に調査をしていただきたいというふうに思います。

最後には、市長に一言また答弁をいただきたいと思います。農業者の方がおっしゃるには、この陳情書とか請願を書くのも大変だというんですね。かねては肉体労働をしております、文章を書くのがもちろん好きなインテリも、そういうことがベテランの農業者の人もいますけれど、多くの方は、これを書くのに市長に陳情書が長くかかったとおっしゃるんですね。1日も2日もかかったというんですね。そしてまた、仕事が忙しいので、署名に歩くのも大変なんだそうですね。そういうことでありますので、集まって勉強するとか、こういうのも大変なんだそうですね。ということで、やはりこういうことに当たっては、農業委員会、あるいは事務局を持つ日野市、あるいは農政の担当を持つ市が積極的に音頭をとって、この農業者の人の心をつかみ、しかも日野市の緑と清流を守り抜くという観点からも、積極的な調査、対話などを重ねていただいて、1平米でも多く農地を残すという方向で頑張っていただきたいというふうに思います。

今、新農政プランというのを農林水産省がまとめて最近発表されました。これは大変なもので、やはり弱小農家切り捨てという形が強まって、本当に農業の再建になるのかどうか、ということが指摘をされております。ある大新聞にも、農業改革は今時間との競争でもある。しかし、大胆な具体的な改革策が盛り込まれていないため、農業再建への展望が、道筋がはっきりしない、とある新聞の社説に出ております。そしてまた、不採算農家にむちを与えるものである、というような書き方もあるわけでございます。リオ宣言を待つまでもなく、青い地球を守っていかなければなりません。そのためにも農業というのは、最も重要な役割を果たすものでございます。そういう立場から、私の今の質問提言に対して、市長の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問に対して整った回答ができるかどうか、ちょっと難しいと思っておりますが、都市農業が国の都市における宅地の潤沢な供給という政策によって、まさに瀕死の状態に追い詰められたというのが、今回のいわゆる生産緑地法の施行ということではなかったかと思えます。それに対応して、自治体としてどういうことが可能であるか。特に農業者の方々の意欲ということに依存をしなければ成り立たない性格のことです。たまたま社会環境がゆとりの時代を迎えておる。そして生涯学習でありますとか、いろいろないわゆる余暇をどのように消費するかという選択は、これは市民に適切な判断ができる能力を身につけていただかなければならない、こういう状況下にあると思うわけでありまして、農業助成金制度というふうないわゆる施策によりまして、都市農業の振興の余命をつなぐ政策が具体的にあるということであるならば、積極的に取り組まなければならない、とこのように思っておるところであります。今、生産緑地法の施行に伴って、申請期間が終えて都市計画法に基づいて、どのような状況にあるかというところにあるわけでありまして、たまたま市内の全域に及んで、いわゆる細かな点が図面の上に落とせるわけでありまして、これらをどのようにまた組織していくかということも、かなりの課題でありますので、ただ、時代の様相、それから地域社会の情勢、特に将来の都市の都市生活の展望という点からいまして、なるべく緑を残していく。将来に可能性を存続させる。あわせて、その条件をどのように整備、組織していくか、こういう政策を今検討するちょうど時期に当たっていると思っておりますので、なるべく早くできることから着手をして、御指摘のような、また御提言のような考えに即して、農政の都市計画並びに市民生活の中にこの制度を取り入れていくというふうに考えたいと考えております。

それから、新農政プランということは、ごく近日発表されました。つまり経営的農業という意味では、一つの意味を持つかわかりませんが、従業員の方も時間給、給料制に計算ができる。一定の規模の農業があれば、中堅サラリーマンと同等の所得が得られ、そういう計画があるということが発表されております。日本の農地の保有の姿、戦後農地改革ということを行なわれましたのは、一町歩規模の自作の農家を創設するということが主要な眼目でありまして、北海道だけは5ヘクタールというふうな規模が認められたわけでありまして、いわゆる手農業、手の農業ということであったわけでありまして、今果してそういうことが現実の問題として可能であるか。農地の編成が可能であるか。農業地帯の地方自治体でも、市長会の範囲に多くの自治体の意見も提言されておりました。そういう状況が即日野市にすぐ連動できる内容ではありませんが、日本固有の文化をつくってきた水田農業を、特に地球を守るという観点からも、他に存続のできる経営の主体である、というふうに位置づけることも意味はあることだと言っておくわけでありまして、生産性のみを追及してきたいわゆる工業手段と農業手段とは本質的に違う面がありますから、そのバランスは自主的に対応しなさいではなくて、やはり一定規模の助成制度、それによってバランスを保つ政治的努力が必要だというふうに感じております。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

今の市長の発言を積極的にひとつ、実際に手を打って、しかも時間的には急いで事を進めていただくことを要望しておきたいと思っております。

不規則発言で、この一般質問の時間短縮というのが聞こえたんですが、私はそれは、現状にも合わないと思うわけです。現在、いろいろ地方政治にも国際問題が直接絡むし、もちろん中央の政治が絡みます。必要にして十分な市会議員の意見を表明した上で、市当局に答弁を求めるといことになりまして、最低でも1時間半は必要である。そのほかにもまた不規則発言が入ってまいりますから、これにもですね、不規則発言とは言え、反論をしておかないと、やはり我々政治の小なりといえども世界におりますので、そういうことも市民に対する責任として必要だと思っております。だからといって、1時間半無理に時間をつぶすという気持ちもちろんありませんが、今回の通告についても、一言発言をしておきたいと思っております。

もちろん、今度の農政プラン、それなりの積極面はどこかにあるのかもしれませんが、しかし、今市長がおっしゃいましたように、以前は一町歩以上などということが一つの

基準になりました。今回の経営面積は、個別経営体では10、20ヘクタールということが新聞に書いてあるわけです。そして、1集落ないし数集落を統合してこの農業を営むというところまで規模が広がっておりますので、日野市のようなところ、大都市近辺の農業にあっては、実際的ではないと思いますので、重ねて市長のお気持ちを具体化していただきたいと思うわけです。しかし、この農村の方々、農業者の方々には、根強い古い考え方というんでしょうか、こういうものも残っております。現に日野市の農業者の方でも、もうどうせだめだ、農業はおれ一代で終わりさ、という方もいらっしゃいます。また、日本共産党がいろいろ詳しく農業政策を発表して、宣伝をいたしております。共産党の言うことは納得できるが、ソ連のようになってはね、ということでも、展望が見出せない、そういう方もいらっしゃるわけです。

そこで、日本共産党の政策を簡単に発言をして、この件の質問は終わりたいと思いません。一つは、農産物の無原則的な貿易自由化には反対であるという立場を基本に据えて、やはり農業政策は進めるべきではないか。第2番目は、価格保障と資材価格の引き下げ、この点に政策的メスをもっともっと入れる必要があると思います。それから第3には、農山村の維持と国土の荒廃防止、経済基盤の弱い地方自治体の維持のために、国が特別の財政援助を行うということも必要だと思えます。

きょう、きのうの新聞によりますと、純農家、兼業しないところの日本の平均収入が、年収で320万というのが統計で出されておりました。ECにおきましては、後継農業者に若い青年に年収400万から600万円、日本円にして。これを保障して農家を継がせる、とこういう制度を今確立しつつあるわけです。そのために、日本では1,000人とか2,000人しか後継者が毎年あらわれませんが、EC関係各国で1万人ぐらいつつ後継者が出ています。そういうことを、わずかな予算でできるわけですので、政府がやれば、日本の農業はもっともっと進んでいくというふうに思います。

また、日本共産党は、時代おくれという見方の人もあります。しかし、御承知のとおり、日本共産党は農民の土地を取り上げるという宣伝も戦争中はあったわけですが、逆でした。「共産党が天下をとると、農民の土地を取り上げる」という話も、例えば事実としてスターリンが行った、誤った農業の集団化政策というものがあったわけです。しかし、1917年の旧帝政ロシアにすぐ誕生したレーニンが生きていたころの革命政権では、直ちに土地に関する布告を発表して、すべての地主の所有地を国有化し、農民はこの土地を無料で使用できるようにしたわけです。

またそして、日本におきましても、どういうことかということをおいいますと、私はこ

れは自民党政治の方が土地を取り上げているのではないかと、とこういふふうに逆を言いたいわけでございます。農業近代化という美名のもとにやられてまいりました構造政策、過去30年間に、農業就業人口は6割以上減った。日野市でも900ヘクタールあったものが、130ヘクタールに農地は減ろうとしているわけでありますので、こういう政治こそ土地取り上げ、こういうことになるわけです。農民の人たちが不まじめだったかという、そうではありません。私は近所の農家を知っておりますけれども、朝早く私が、私どもの機関誌を配達したりするときがあります。5時には畑や田圃に入って仕事をされているんですから、こういう人たちが営々として農業を守ってきているわけで、この農業者から土地を取り上げる自民党政策こそ、私は国民の皆さんが徹底的に批判をして、そして農業を守る方向で頑張っていかなければいけないというふうに思います。

また、日本共産党は16年前に、自由と民主主義の宣言においても明確にいたしましたように、土地を農民へというこのスローガン、戦前も戦後も、日本共産党の綱領としてその筋を通してきております。そして、協業化に当たっても、自主的にこれを進める。また、農民の心を心として民主的に農業の発展を図るさまざまな政策を綱領にも書き、たびたび打ち出し、また実践をしてきているわけでありまして、こういう日本共産党とともに、今後も農業者の方々が進んでいくことが、私たちは、農業を守る道に合致するのではないかと思うわけであります。

もう、どうせだめだと言っている農業者の方々も、頑張りまして、この前の選挙のときは大変だったわけですね。自民党がほぼ独占していた1人区26のうち、23の選挙区で落選をしてしまったわけですからね。そして自民党は参議院で過半数を失ったわけです。私のふるさとの鹿児島県におきましても、農政通と言われた山中定則畜産振興議連会長も落選をしたわけですから、もう本当に農業者の方々の力というのは、私は大きいと思うわけでございます。江藤元総合農政調査会長、現職の農水大臣だった堀之内久男、農林部会長を3期もやった玉沢徳一郎、枕を並べて落選をしたわけですね。ですから私は、農業者の方々に、確信を持って進んでいただきたいというふうに思うわけでございます。さきの茨城県参議院補欠選挙では、農協の青年部長クラス、こういう方が日本共産党の宣伝広報車カーで応援演説をしていただくというふうに、農村地域においてもそういう変化が起こっております。私たちはそういうことに期待をして、今後の日本の農業を守っていくという気持ちも述べまして、この件の質問を終わりたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） これをもって4の2、農業助成金制度で農地を守ろうと問うの質問を終わります。

一般質問4の3、市道の交通安全対策をと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 市道についての交通安全対策ということで、若干の質問をさせていただきます。

今まで市道の安全対策について、市もかなり積極的な手だてを打ってきていただいております。先日も中島道路と呼ばれている市道、正式には最近、いろいろの呼び方がなされておりますので、あれはP35、P36という市の道路の名称に最近はなっているかと思いますが、そこの住民の方々が市にいろいろ要請をされましたところ、早速市の職員が行って、すぐ手が打てる場所は打ってくださっているということで、住民が感謝をしていたわけでございます。

私はいろいろのところについて、市に直接いろいろ要望をしまいましたが、最近私が住んでいる地域で、狭い中、いろいろ市道の拡幅なり、交通安全対策上手だてを打ったり、また不十分なところがあります。きょうは其中で、この住民の訴えがありました、通称中島道路について限って質問をしたいと思えます。その他につきましては要望をいたしておきます。

旧丸山線と言っておりましたが、現在のギリシャ文字2の13になりますか、0の2になりますか、そういうことを言っても市民はわかりませんので、場所の名前言いますと、百草台小学校の上の尾根を通る道路、それからまた、下程久保の交通上不便を来している地域の数本の道路、また、最近拡幅が計画をされまして、市の2の13、これがそうですね、2の13倉沢の通りです。こういう道路。例えばこの倉沢の道路につきましては、今地権者と話し合いなどが進んでおります。そういう中で、小学校のPTA、中学校のPTA関係者などが、道路標識をふやしてくれということなどを願っておりますけれど、いろんな事情で標識がつきにくい道路であるということで、父母の方が困っているところとか、さまざまなおところがあるわけでございます。これらのところについては、親切に市民にいろいろな手だてをして説明をして、そして積極的な解決策をしていただくことを私は要望をしておきたいわけです。

例えば丁字路になっている。そして丁字路のこの何と申しますか、ところからその大通りに出ていく場合、中側が私道であれば、その対面にカーブミラーがつきにくいとか、私立の駐車場であるとつけないから、自分の費用で地主さんの費用でつけるとか、いろいろな問題ありますよね。しかし、これからの日野市の状況を見ていきますと、私道といえども、あるいは駐車場といえども、今の自動車社会の中で、数十台規模の駐車場な

んかもあります。そういうところについては、もちろん地主さん等の責任はございますけれど、住民がさまざまな団体、自治会等で要望した場所については、やっぱり市の予算で、あるいは警察の予算で交通安全対策をする。また、中島道路でも都道との交差、都道に至る交差点その他が危険な箇所がございます。信号機の数、この予算の制限で日野市内で年間1本であるとか、遅々として進まないわけですけど、専門家から見て必要と思う所には、事故が起こる前にやっぱり設置するという方策をいろいろ研究をしていただきたい、このことを要望をしておきたいわけでございます。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） それでは具体的な質問第1点は、住宅地のスピード制限についてでございます。こういう要望が日野市内では最近市役所に寄せられている例はどんなものか、というのが第1点でございます。時間を見ましたらあと10分になっておりしたので、簡潔な答弁をお願いをいたしたいと思えます。

それから第2点は、中島道路というのがあります。これは請願が出されまして、市議会で可決を2年ほど前にいたしたわけでございます。そのときに数項目要望がありまして、その中の1項目、ガードレールについては解決をしたわけですよ。片側だけね。もう一方の住民さんの片側にはつけられないのかついていないんですが、つけない方がいいという感じも私はするんですけども、あんまり狭くなっちゃいますからね。いろいろそれは専門家でそういうのは見ていただきますけれど、最も重要であったスピード制限がされていないために、最近で小学生が20名ほど在宅である近所いらっしゃいますけれど、6名ほどがこの一、二年で交通事故に遭っているんですよ。猫などは何回も跳ねられている。私も二、三度立ってみました。朝夕のラッシュ時は相当な通過量であるし、スピードを出しています。立ち退き反対といいますが、いろんな事情があって、一見こう道に出ているところがありまして、そこだけ一時停止になっているので、不幸中の幸いというか、若干スピードは弱まるんですけど、そこを除きますと、スピードを上げて大型車も通るということで、もうその庭の垣根をすって通る状況でございます。そういう状況ですので、一刻も早くスピード制限、住民の方は20キロといいますが、最

低でも30キロのスピード制限ということで努力をしていただけないか。そしてその後の経過はどうなっているか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 交通規制の問題はいろいろ難しい問題もございまして、特に規制となりますと、地域の住民の方の利便であるとか、逆にそれを生活上も支障になる面も多々あるとか、あるいは各種の規制がなかなか守られない、実効性がなかなか上がらないという側面も確かにあると聞いております。交通管理者、日野警察の方へこの交通規制に対する要望というのは幾つか寄せられているということは聞いておりますけれども、具体的な数については、今数字をつかんでおりません。

中島道路の問題につきましては、以前の要望の中で、ガードレール、地域の方の望むようなガードレールが必ずしもできたかどうかわかりませんが、関係地主との調整もした中で、現在の状況ができております。その残りの問題としての速度制限の問題、これはやはり、新しい道路ができることによって、一つのまた車の流れも変わる。それで、いろいろ必要な規制をする、そういうような流れの中で、まず第一に、このスピード制限等をする場合には、事前に交通量調査だとか、車の流れだとか、そういうようなものをまず手をつけることになっております。そこで市として交通管理者に対して、まずこの交通量調査を早期着手するように要請してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

交通規制については、早速日野警察署にも市役所からお伺いをされたということを受けました。警察官も、あそこで事故が遭ったとき立ち会った警察官が、ここは非常に危険な通りだ、というふうに発言をしていたそうでございます。今の部長の答弁ですと、実効性がなかなかないんだ、ということをおっしゃっているわけです。私も時速30キロと書いてあるところを、もう後ろからスピードの早い大きな車が迫ってきますと、とっても30キロで走っているわけにいかないという状況なんかは何回もぶつかりまして、やはりなかなかこの法を守るのは大変だということを考えるんです。それで、30キロのところを60キロで走っていらっしゃるわけですね。そういうのが実態です。しかし、それをそのまま認めると、私は住宅地の安静というのは、守れないと思うんですね。だから、私の言わんとするところは、住民の力も借りて、ドライバーよりも住宅地、何千メートルも続いているところはまたいろいろ事情が違うわけです。数十戸しかないところ

ろで、その住宅の人はあんまり通らない所が通過道路になってしまいますと、確かに感情的にもこれは生活感覚が乱れるし、事故もちろん、今言いましたように事実発生しているわけです。

そういうことでありますので、その住民の方々がおっしゃるのは、例えば時速30キロという制限で黄色い字を書き添えていただく。そうすると、住民や自治会が「30キロを守ってください」という看板を出したり、アピールもするということですね。時には年に一回警察官を呼んで、スピード違反を取り締まることができる。そういうことによって、住民の力も加えて、住宅地の静かさというのは保てるわけです。ですから、そういうことも活用していかないと、ただ30キロと書いただけでは、現在の優秀なこのエンジンを持つ車をなかなか規制するというのは難しいという側面も確かに私も実感としてはわかります。そういうことで、そういう住民の運動といえますか、こういうことも見ていただきたい。

それから、もう一つは、この請願が通過した場合です。これは市議会の立場で言うんですけれど、やはり請願項目についてはすべて可決した場合は、その後実施されているかどうかを、担当の部の人には部長など次々おかわりですけれども、課長、係長も含めて事後のチェックもして、まだ解決してない点があれば、市役所が率先して住民が言わない先にいって、その事後の手当をしていくというようなことが必要であろうと思います。

それから、抜本的には、またこれによって完全解決するかどうかわかりませんが、緒所の信号機の設置とともに、この高幡東踏切の立体化を一刻も急いでもらいまして、この車が狭い住宅外に逃げてくるというようなことがないような交通体系というのをしていただきたい。そのことによって、抜本的な解決ができるんだと、かつて市が説明をしたそうです。その住民に。また市の人たちも、若干はそのことにも期待をしておりますので、あわせそういうこともしていただきたいと思います。もし部長なり、外もう一言答弁があればしていただきまして、この質問は終わります。（「答えることないぞ。ぜひ答弁してくれというなら話は別だ」と呼ぶ者あり）それでは、具体的に言いますが、東踏切の立体化が本格工事にだんだん入ってきたわけですが、これのじゃあ見通しだけ一言、担当から答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 時間があと2分ですので、お願いいたします。（「一言でお願いいたします」と呼ぶ者あり）都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） 高幡の立体の箇所でございますけれども、一応今年度実施設計に入るといって、できれば今年度から一部工事に着工していきたい、という

ふうな東京都の計画があります。ただ、問題は、京王の立体の箇所は、まだ具体的に煮詰まっていない。今京王との協議中ということで、その協議が整い次第、正式な完全な実施設計が終わる、とこういうふうな現在の状況でございます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

それでは、今の計画を少しでも短縮する方向で市の努力をしていただき、東京都にもそういう要請をしていただきたいと思います。

中島道路のことを言いましたけれど、その隣桜丘寄りのもう一本の踏切の道路も、やっぱり通り抜け道路になりまして、ここも大変なまた交通ラッシュになっておりますので、総合的な問題になってまいりますので、ぜひ積極的な対応をお願いいたします。

以上をもって終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって4の3、市道の交通安全対策をと問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は6月15日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時10分 散会

6月15日 月曜日 (第3日)

平成4年 日野市議会会議録 (第18号)
第2回定例会

6月15日 月曜日 (第3日)

出席議員 (29名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
24番	小山良悟君	25番	高橋徳次君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

23番 黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	環境部参事	小島久君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 本間ムツ子君

議事日程

平成4年6月15日(月)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時16分 開議

○副議長(高橋徳次君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員20名でございます。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めさせていただきます。特段の御協力をお願いします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問5の1、日野台一丁目の公園(モリタ興産移転跡地)の利用形態について今後の市の方針を問うの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

[26番議員 登壇]

○26番(古賀俊昭君) ことしの3月に行われました市長の平成4年度所信表明におきまして、市長は、「日野台一丁目の名鉄不動産所有地は、近く土地開発公社で取得する予定であります」と述べました。この市長発言を裏づける動きとして、去る5月28日、日野市土地開発公社と土地所有者、名鉄不動産株式会社との間で売買契約が成立し、今後、モリタ興産工場建物の解体撤去工事が終了次第、日野市土地開発公社が引き取ることになったのであります。公園かせめて広場を、と久しく待望し、日野台一丁目の住民が一丸となってその実現のために取り組んだ熱意と結束に市当局並びに関係者の理解が示されたものであります。

そこで早速、3日前になりますが、先週6月12日、金曜日、日野台一丁目地区センターにおきまして、名鉄不動産東京支店の担当者と解体業者の出席を得て、建物の解体撤去工場の説明会が開かれました。この説明会には、工場跡地に隣接する人、機械の搬入、それから建築廃材の搬出予定ルートに面する家の人たち、これらを初めとして日野台一丁目に広場、公園の設置に期待を寄せる多数の住民が出席をいたしました。私も日野台一丁目居住者の一人として、また市議会の場合を通して、公園あるいは広場の建設を市当局に求めてきた立場から出席をしたわけではありますが、説明会は極めて順調に進められ、解体工事の手順や工法、それに安全対策など、工事概要の説明を聞きました。さらに日野台一丁目自治会及び個人を対象とした工事協定書の内容について協議が行われました。

日野台一丁目自治会では、「私たちの要求であります公園設置に向けての工事でありますので、この解体工事に積極的に協力する立場で取り組みたい」として、事前に解体工事に当たってのアンケート調査用紙を配布するなど行っておりましたので、新たな問題提起は、当日ありませんでした。今後それぞれの立場での早期協定締結が待たれるところまでようやくこぎつけたのであります。

日野台一丁目は、面積11ヘクタール、そして平成4年1月1日現在、718世帯、1,781人の住民が日々の生活を送っております。今回、日野市土地開発公社が所有するモリタ興産跡地は、面積1,406平方メートル、坪でいいますと425坪であります。必ずしも十分な広さの公園、あるいは広場になるとは言いがたいわけではありますが、工業地域でもある日野台一丁目の住環境整備に向けて、まずは一步を踏み出すことができると言えることは確かであります。

振り返ってみますと、この運動の第1ラウンドは、もう8年前のことになるわけがあります。昭和59年2月の9日に、森田市長あて「日野台一丁目に所在する株式会社小笠原機械製作所の社有地取得に関する要望」というものを、日野台一丁目自治会、はたる自治会、あるいは若葉子供会の連名で、私が紹介をさせていただいて提出したこともあります。要望内容は、「私どもが住まいたいしております日野台一丁目地区には、現在公園はもちろんのこと、小さな広場、遊び場一つ設置されておられません。日野台一丁目に所在いたします株式会社小笠原機械製作所では、社有地の一部を売却する意向であります。公共用地取得が非常に難しい状況にある本地区にとりましては、これは公共施設をつくっていただくためには、まさに千載一遇の好機であります。市において至急用地の確保をお願いいたしたく、要望申し上げる次第であります」というものも提出をいたしました。

さらに、昭和59年の3月には、請願を提出をいたしました。「日野台一丁目に所在する株式会社小笠原機械製作所社有地取得に関する請願」、当時は石坂議長でありましたが、862名の地域の署名を集め、提出をいたしました。「万難を排しても当該敷地を公園、遊び場、あるいは地域を整備するための計画用地等として日野市が取得して下さるよう地域住民が連署して請願いたします」という内容であります。これは59年12月11日に採択をされました。

さらに、平成2年になるわけではありますが、モリタ興産跡地にマンション建設が計画をされましたので、これを受けて、平成2年12月6日に自治会を中心とする759名の署名を集め、「(仮称)メイツ日野台マンション建設については、周辺住民が同意するまで建築を認めない(事前協議申請書を受理しない)措置をとって下さいについての請願」という、少し長い請願名称ではありますが、これを提出をいたしました。これは平成3年12月20日に採択をされました。マンション建設の内容は、5階建て34戸の分譲住宅の計画でありました。これは先ほどの冒頭触れた土地所有者がここでの開発事業を断念をして、市の方に売却をするということで、この請願も一つの大きな役割を果たしたわ

けであります。

続いて市長あてに、同じく日野台一丁目の地域の皆さん等の署名2,127名の皆さんに御署名いただいて、「日野台一丁目に公園を造ってください」という市長あての陳情書を平成3年1月29日にも提出をいたしております。「モリタ興産工場跡地に日野台一丁目の住民の悲願であります公園をつくってくださるようお願いいたします」というものであります。

さらに、平成3年の6月の8日には、日野台一丁目公園を実現する連絡会ができて、そして、同月18日に市長に対し「日野台一丁目公園建設に関する要請書」を提出いたしました。こういう経緯が今日まであるわけであります。

そこで、質問をいたしますが、公園、これは広場でもいいわけではありますが、この公園建設に向けての今後の見通しと、用地取得後の利用形態について、現時点での市当局としての考え方を答えさせていただきたいと思っております。

○副議長(高橋徳次君) 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長(小林 修君) ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

市としてもいろいろ慎重に交渉を進めてまいりまして、先ほどもありましたように、5月28日、一定の条件のもとに、土地売買契約を締結させていただきました。今後は、この契約条項に基づきまして、敷地内に存在します6棟の工場用建物がございまして、この解体撤去を地元とそれから業者と進めていただいて、更地にして、その上で最終的に日野市土地開発公社に引き渡すことになっております。その間、解体撤去に要する日には約50日ぐらいの期間を見ております。

その後の土地の利用でございまして、当分の間は、公社所有のままこの地域の防災避難と災害の防止、またはレクリエーション用のために広場として市民へ開放することにしていただいております。その使用に当たっては、市が多少取りあえず砂をまいたり等して整地をし、そして皆さんに利用してもらいたいという予定でおります。現在のところは以上でございます。

○議長(黒川重憲君) 古賀俊昭君。

○26番(古賀俊昭君) 今総務部長の方からお答えがありまして、大体私予想してお話の内容であったわけではありますが、具体的に解体作業が完了して、土地開発公社の方へ引き渡されたとしますと、その後、開発公社所有のまま市民に開放していくというお話ではありますが、そのための例えば砂を入れるとか、多少手を加えるための予算も必要ではないかと思うんですが、そういった予算措置についてはどのように考えておられ

るのか。私は普通に考えますと、生活課の方ですか、例えば公園という性格を持たせる位置づけを行わないとすれば、地区広場のような考え方もあろうかと思いますが、その辺はどのようにお考えになっているか、2点再質問いたします。

○副議長（高橋徳次君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

予算の措置の関係でございますけれども、開発公社としては、更地になりまして受け取りましたら、今申し上げましたように、砂等でございますので、これは所管部局は建設部になると思いますけれども、現予算の中で取りあえず措置をしていただく、そして使っていただくということでございます。将来もしか地区広場とか、また公園となれば、その部局できちんとした予算を建てて、そしてきちんとした公園なり広場にするのが至当だろうと思っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 古賀俊昭君

○26番（古賀俊昭君） 当面更地にして市民に利用を認めるということになりますと、日野台一丁目の場合には今まで、夏のお祭りやその他の行事などで場所がなく非常に困っていたわけでありまして、その点だけでも非常な光明をもたらすわけでありまして、ただ、ことしにつきましては、解体工事が大体今お話のように、先日の説明会でも50日程度、また協定がいつ具体的に締結されるかということも関係をしてくるわけでありまして、夏休みに入りますと、子供たちが近所で遊んだりするというようなことで、作業の効率が落ちるのではないかというお話も多少出ておりました。そういうことで、ことしのお祭りやその他の夏の行事に使うのは多少無理かなあという懸念も持つわけでありまして、市の方から一定の今方向が示されましたので、その線で市当局としても早く公社の方で取得し、なおかつ市民に提供できるように努力をお願いして、この質問終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって5の1、日野台一丁目の公園（モリタ興産移転跡地）の利用形態について今後の市の方針を問うの質問を終わります。

一般質問5の2、災害から市民生活を守るために——消防団の通信手段確保と防災情報センターの充実に向けて——の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○26番（古賀俊昭君） それでは2番目の一般質問であります。

雲仙普賢岳の噴火に伴う大火砕流による惨たんたる被害は、自然大災害への備えがいかに大切であるか、貴重な警告として受けとめなければならないと思います。我々個人

が毎日毎日、もし災害が発生したらと、それだけを考えて生活することは不可能でありまして、万一に備えての心構えは決しておろそかにしてはならないのでありまして、これに地域社会の構成員である例えば学校や会社、事業所、商店街、自治会、さまざまな団体や組織あるいは地方自治体から国までの各機関が、その責任をきちんと果たしてこそ、災害時の体制は一応整った、ということになるろうかと思っております。それでも関東大震災規模の地震が南関東を襲ったと仮定いたしますと、昭和63年12月に国土庁が発表した最悪の場合の推定では、死者15万人、負傷者20万人の人的被害のほか、260万棟の家屋が焼失するというのであります。

そこで、日野市では、自治体として果たすべき責任の一つとして、今防災情報センターの建設、緊急通信システムの整備に着手をしている、と私は理解をしているところであります。きょうは、防災情報センターを中心とする緊急通信システムがいよいよ平成4年から発注、そして工事が始まり、この事業の全体像がかなり具体的にイメージできる段階になってまいりましたので、過去の私の質問を踏まえて仕上げの意味でこの質問をいたします。そして中でも、前回の議会で指摘をいたしました消防団の通信手段を整備するための方策につき、特に力点を置いて質問と要望を行いますので、十分に手ごたえのある答弁をお願いいたします。

先般、平山地区で続発した枯れ草火災では、昼夜を分かたず警戒、消火に当たる日野市消防団の活躍が、民放テレビに紹介され、市民生活の安全を守るための活動は、多くの市民に安心感を与えるとともに、一層消防団への理解が深まったものと思次第であります。

ところが、禍福は糾える縄の如し、凶らずも消防団活動に電波法で使用が禁止されているアマチュア無線の使用が行われていることが判明してしまいました。せっかくボランティアで自治体の防災、防火行政に協力する活動に挺身し、市民から多大な感謝を寄せられている行為が、違法行為によって台なしになることも予想され、団員の皆さんにとってはこれほど不本意なこともなからうと思うのであります。ある消防団員の話では、現場ではどうしても消防団活動に必要な通信手段として、やむを得ずアマチュア無線を使用しているということでありました。

私は前議会で、アマチュア無線にかわる合法的な無線機があれば、消防団にそれを配備すべきだ、とその対策を講ずることを求めております。その後、電気通信管理局でいろいろ調べましたら、ちゃんと消防団専用波、これが全国共通で決められているということがわかりました。なお、電気通信管理局では、日野市消防団のアマチュア無線の違

法使用については、既に情報を得ているようでありまして、今後頻繁に使用するようなことがあれば、やはり場合によっては、取り締まることもあり得るといってお話であります。この消防団専用波、これは市が電気通信管理局に申請を行えば許可されるものであります。要は日野市が早く予算措置をして、消防団にこの消防団専用の携帯無線機を配置すればよいわけでありまして、他市でも既に使用しているところがあるということも聞いております。

そこで、以下質問をいたします。

まず最初に、消防団活動をより充実させるために、消防団専用波を利用する無線機を日野市でも採用して、これを団員に配置すべきだと考えますが、市の方針はいかかお尋ねをいたします。

2番目に、三多摩地区で既にこの消防団専用チャンネルの使用例を御承知であれば、それを述べていただきたい。

3番目、前議会で指摘を受けたアマ無線の目的外使用については、市側の答弁では、違法行為のないよう指導していくということでありました。その後具体的にいかなる対策を実施されたのか、念のために伺っておきます。

次に、防災情報センターについてお尋ねをいたします。今回の定例会で先に上程された平成4年度一般会計補正予算の中に、緊急通信システム工事の債務負担補正4億9,188万円があります。当初予算4億1,893万円を組みながら、ここで平成5年度から6年度分までの提案でありますので、その理由、考え方を聞きたいということを思っておりましたが、これはこの議案提案時の質疑の中で大方納得することができました。私は、この事業がスタートした時点での調査、設計の発注方法に疑義のあることを指摘してきたところでありまして、システム工事については、「日野市が発注する工事の請負契約等の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について」の市告示に従って発注する、との答弁で、これを了としてまいりました。今回の債務負担の補正で、平成4年度、5年度、6年度、3年度分をあわせて発注することになるわけでありまして、工事発注のルールは従来の答弁どおりに行われるのかどうか、そう理解してもよいのかどうか、万が一にも疑念を惹き起さないためにお尋ねをいたします。

最後の質問であります。私は前定例会で、本年度日野市が購入をする起震車に、市民に親しまれる愛称をつけてはどうか。PRをかねて愛称を公募するのも一つの方法だと提案をいたしました。答弁は、検討するというものでありまして、検討結果を聞こうと予定をいたしておりましたが、きのう全戸に配布をされました広報「ひの」に、

「起震車にすてきな名前を！名称募集」と出ておりました。こうなりますと、愛称の件は当面聞くに及びませんので、それではいつごろこの起震車は市民の前に登場するのか。実際に運用を開始するのはいつごろになるのか、お答えをいただきたいと思っております。

以上5点についてお願いをいたします。

- 副議長（高橋徳次君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。環境部参事。
- 環境部参事（小島 久君） 幾つか御指摘でございますので、私の方からお答え申し上げます。

まず、第1点目、消防団の専用無線機の配置は可能か、こういうような御指摘でございます。これは御承知のように、今緊急通信システムとして、いわゆる地域防災系、同報系、それから映像系、この三つを柱に整備を進めているところであります。したがって、この中の地域防災系として消防団の位置づけがなされております。消防団は、今日野市の場合には、8分団24部、定員が490名ということになっております。

そこで、この無線機の配置につきましては、団長、これは1名、副団長が3名いらっしゃいます。それから本部付部長、これは4名いらっしゃいます。それから分団長8名、それから副分団長8名。部長24名、24部でございますから。それから消防車両24台、それと事務局用の車両がございます。これは1台でございます。合わせまして73台、この分にそれぞれ携帯用、あるいは車載、車にセットするものでございますが、そういうものを無線機としてセットいたします。したがって、この地域防災系が整備されることによりまして、いわゆる情報センターから各消防団のそれぞれの方々、さらにそのほかに警察、消防、東電、ガス、そういったところにも配備されるわけでありまして、これらの無線機につきましては、直接情報センターを通す場合と、通さないでそのまま相互通信ができる、こういうようなシステムになっております。したがって、今現在では、消防団の専用の無線機をセットするという考え方はございません。ただ、水防訓練とか防災訓練とか、こういうときに、いわゆる範囲が狭い範囲で使用するということが考えられますので、今の緊急通信システムの中では、10台ほど訓練用ということで考えております。

それから、2点目でございます。2点目の件につきましては、周辺の市町村で消防団の専用無線機がセットされているところがあるか、とこういう御指摘でございます。都下26市中調べました。さらに日野市の関係は、南多摩消防団連絡協議会、そういう範囲にありますので、特に南多摩関係の八王子、町田、多摩、稲城、こういうところを調査させていただきました。現在、消防団の無線機がセットされておるのは八王子市だけ

でございます。八王子市につきましては、先ほど私が申し上げました地域防災系の無線は、現段階では整備されておられません。したがって、消防団専用の無線機、これは各部2台ずつということで、現在その整備の最中にあります。聞くところによりますと、平成2年から平成5年の4カ年計画で各部に2台ずつ配置をするということで、団構成を申し上げますと、八王子市につきましては、12分団93部、団員1,535人ということになっておりますので、総台数にいたしますと220台の消防団専用無線機の整備だそうでございます。で、今平成4年度でございますが、平成3年度末までにそのうちの99台分が整備されておる。約半分弱でございますね。あとは4年、5年にわたりまして整備する、とこういうことであります。その無線波につきましては、大体交信範囲が1キロぐらいで、1ワットの携帯用である、とこういうことでございます。

3番目の、いわゆるアマチュア無線の違法で行っていた件についてはどうなったか、とこういう御指摘でございます。これにつきましては、環境防災課長名で各部長あてに文章により、そういう違法な無線を使わないように、とこういうことで指示をいたしました。そういうことで対応していただくということでございます。

4点目の件でございます。これは今議会に債務負担行為ということで補正予算計上してございますけれども、いわゆる従来どおりの方法で発注するのか、とこういう御指摘でございます。従来から申し上げておりますとおり、何ら変わるところはございません。そのように執行したいと考えております。

それから、5点目の起震車、愛称につきましては、本日の広報にその愛称の呼び名を募集しております。今月いっぱいということでございます。今、起案をしている最中でございますので、これが済みますれば、恐らく7月中には契約ができるだろう、このように思っております。納期の期限が大体発注して2カ月ないし3カ月ぐらい。これはできるだけ早く契約してから業者の方へお願いするということになろうと思っておりますけれども、何とかことしの防災訓練には間に合わせたい、とこのような方向で事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 最初の私が最も今回の質問で力点を置くということを申し上げてお聞きをした、その消防団専用の無線波を活用するという点については、今のところ考えてないということなんですよ。しかも、いつのことかわかりませんが、訓練用として10台程度は考えるというお話なんです。地域防災系という無線システムを入れ

ても、現場で使用するということには向かないんですね。災害現場と防災対策本部との連携、あるいは、例えば第2分団と第8分団が交信をすとか、警察と話をするとか、病院と連絡をとるとか、そういうものには地域防災系は話中ということは絶対あり得ないわけですね。自動的に選局してチャンネルを選んでいきますから、この地域防災系というのは抜群の効果を期待できるわけです。ただ、消防団活動の現場で使うということになりますと、これは全く用途が違うわけで、役に立たないんですね。消防団の訓練を見ますと、消防車からホースを持って最も火災現場の近い所まで行く。そうすると、消防車から筒を持っている方の所までかなりの距離がある。騒音はいろいろある、サイレンは鳴っている、野次馬はいる、そういう状況の中で連絡取り合うには、この無線機が必要なんですよ。そのためにわざわざ全国共通の無線波が認められているということでもあります。しかも、消防団は先ほど申し上げましたように、そういう用途に使うべくいろいろ探した結果、アマチュア無線機器しかなかったの、アマチュア無線を使った。CB無線だとかパーソナル無線というのは非常に性能が悪いですから、十分役に立たない。しかし、アマチュア無線は、それを利用すると電波法違反になる。そういうジレンマがあるわけですね。

ですから、私は、せっかくこの地域防災系、それから市内にノッポのポールを立てて、そこから直接音声で情報を市民に伝える同報系無線も一緒に整備されるわけですので、消防団活動に必要なこういった携帯無線機、ぜひこの機会にあわせて整備していく方向で私は市の方も考えていただきたいと思うんですが、どうしてもそれは今の段階では必要ないというお考えなのかどうか、もう一度お尋ねをしますし、なおかつ、10台を訓練用として考えるということになりますと、これは電波の専門書といいますか入門書に私書いてあるのを見つけたんですが、全国共通で決められている周波数153.35メガヘルツという波を出すわけです。これは使う際には、電波管理を行っている電気通信管理局に市長が申請をして、申請があれば許可をします、ということを書いてましたから、その手続をしなくてはならない。10台といえども訓練用なんです、使うとなりますと、きちんとその手続をする必要があると思うんですが、であれば、現場の交通整理、あるいは消防活動、火事だけに限らず水防の際のいろいろな活動にも現場で使えるわけです。お互いが連絡とれるわけです。地域防災系の場合は、一対一の通話ですけど、この1ワットの携帯無線機ですと、1カ所で話すとみんなで聞ける。現場に必要なものなんです。この際、アマチュア無線を使っちゃいけませんよということ今、課長名で消防団には注意したということでもありますので、とりあらずそういう通信手段を奪われたと

ということになっておりますので、その点再考していただけないのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、八王子の方でも地域防災系を入れていないという条件下でのこととおっしゃったんですが、現に各分団を単位として配置をする計画を今進めているということでありますので、これも参考にすべきだというふうに思います。

それから、他の2点については、通信システムの発注については、ここで債務負担行為を提案して、債務負担の補正を行うけれども、発注の方法は、従来答弁したとおりだということでありますので、この点も結構です。この消防団専用波の活用について、ぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（高橋徳次君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。環境部参事。

○環境部参事（小島 久君） お答え申し上げます。

先ほど答弁いたしましたように、緊急通信システム、いわゆる無線の整備については、段階的に整備をしていく。今の計画ですと、平成4年度から6年度までの3カ年、こういって計画を立てておるわけでありますが、その中で映像系、地域防災系、同報系、大変な費用がかかるわけであります。もちろん、この中に含めて消防団の専用波、いわゆる153.35メガヘルツ、これも同時に整備をすれば、それはそれに越したことはないと思います。ただ、施行の順序がございますので、今の時点ですと、防災センターをつくり、それからただいま申しあげました緊急システムを整備をして、その後いわゆる地域防災系の無線波が、団の活動の中にも応用できるかできないか、こういうようなことは、やはり訓練を積まなければなりませんので、そういうようなことを踏まえながら考えておる、とこういってあります。

それから、10台ほど購入をしたという点につきましては、もちろん緊急システムが整備をされたその後に、どういう運営の仕方ができるのか、ということで、実験的に10台ほどこの計画の中には入れてあるわけでありますが、ぜひひとつ、お時間をその辺はいただきたい、とこのように思っております。

それから、申請手続の関係等につきましては、消防団の無線波につきましては、第3級の陸上の無線技士が必要になってまいります。もちろん手続は、他の無線と同じように許可を得なければならない、こういう性格のものでございます。したがって、購入時点ではそのような手続をとる、とこういってあります。

○副議長（高橋徳次君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） これは常識的に考えて、私もいろいろなこの防災情報センター

の質問を何回となくやらせていただく過程で、資料をいろいろ見てみました。地域防災系は、この消防団の活動に伴って必要となる現場でのいろいろお互いの連絡、これには使えないんですね、用途は。無理なわけです。これはお互いが持っていることによって、初めて役割を果たすわけです。防災訓練、あるいは水防訓練などで消防署の人が胸のところに無線機を差している、あれなんですね。お互い同士の連絡に使うやつですから、地域防災系のように、局と局が主要拠点同士の通話ということには向いてないわけです。

ですから、先ほど申しましたように、自治体としてはできるだけ災害に対する万全の備えを行っていく。これで十分だというのはないわけですから、現在考え得るそういった方法があれば、ボランティアで消防団の皆さんは頑張っているいろんな活動に市の防災活動に協力していただいているわけですから、こういったものをアマチュア無線が使えないということがわかっていて、配備を躊躇するというのは、ちょっと私には理解できません。電気屋さんに行ってもどの程度予算が必要なのかということで、パンフレットも私もらってきたんですね。そんなに高いものじゃない。「雨にも負けず、現場の酷使にも負けないポケットサイズの働き者」ということで、この無線機あるわけです。そんなに高いものじゃない。買えないはずはない。（「幾らなの」と呼ぶ者あり）大体、今お話では、消防団24部あるということですので、それぞれの部に人数——全員に渡すというのはちょっと無理かもわかりませんが、3台か4台ずつは各部に配備していけば、100台要らないんですね。（「1,000万もあればいいだろう」と呼ぶ者あり）できますね。地域防災系の無線を整備した後ということになりますと、今から平成6年度ですから、そのあと試験的に10台ということになりますと、いつのことだかわからない。災害は忘れたころにやってくる、常に万全の体制を敷くことによって、行政としての責任を果たしていくということが必要だ、ということは最初に申しあげました。今のやりとりをお聞きになって、市長はどうお考えなんですか。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 大きな自然災害、これはあり得ないという断定もありませんし、できるだけ対応策を平常から体制づくりの形で整えるということも、自治体の大切な仕事だと思っております。

今、基本的な対応策といたしまして、緊急情報システムといいたしまししょうか、いろいろ具体的な勉強をしながら取り組みを進めておる状況であります。御指摘のいわゆる消防団の体制整備ということになるわけでありますが、消防団は、これはいわゆるボランティ

ア組織、地域の防災のために望ましい組織ではありますが、必ずしも専門家集団ではない。幸いに専門家集団としては、東京消防庁、日野消防署が日野市1市を管轄目的として設置されておりますし、東京都の防災体制あるいは体系も、だんだんと多摩地域に施策が進められておる、こういう状況下にあると思っております。いろいろ勉強もし、体験も経ながら整備を整えていくということは必要だとは思っておりますけれど、今の段階では、専門に担当いたしております小島参事の見解あるいはお答えの範囲で考えておる、という状況であります。

特に私も心配いたしますのは、災害時には防災会議を設け、それから防災対策本部を設置することになっております。これは大きな、つまり東京都から国の制度として出される情報、いわゆる災害情報に対して、一定の判断を持って市民に伝え、あるいは行政組織に対策に当たらせる、とこういう趣旨の防災対策本部になるはずであります。したがって、出した情報に対して、質問とか指示を求めるといふことは、私は成り立たないと思っております。つまりその際には、行政組織が対応するというのが当たり前の仕組みでありまして、いろいろな問い合わせなり指示の請求については、市の行政組織全体がそれに当たるということで対応するのが前提になるだろう、とこう考えております。

危機管理という状況は、幾ら対策を考え尽くしても、これで十分ということはないかな見通しがたいことでもありますし、いわゆるその場に応じて的確に判断ができる。そして一番市民個々の御判断は、発生時の瞬間には、市民自身でお考えいただく、これが日常の心構えだ、というふうに考えております。いわゆる機能の可能な整備は、だんだん充足すべきだと思っておりますけれど、余り専門的にわたる部分、あるいは個人判断による情報交換ということになりますと、後々責任問題も生じかねないということもあろうかと思っておりますので、その場その場で適切に応じるということこそ、災害に対する行政組織と、それから市民の心構えでなければならない、このように考えておるところでございます。

○副議長（高橋徳次君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市長は、消防団の実態というものをよくおわかりになってないんですね。私が今、導入を図るべきではないかということをお願いをしている無線機は、災害対策本部からの命令を受けたり、あるいはそれに対して問い合わせをしたり、そういうものに使うんでは全然ないんですよ、これは。指揮命令系統の中で活用される無線機ではないんですね、これは。例えば火災が起きる。消防団の方は、まあ市長は今、何

かアマチュアであって、本職じゃないみたいな言い方をされたんですが、火災現場をご覧になりますとおわかりのように、火を消す作業自体は直接消防署が来てやるケースはかなり多いと思います。しかし、その現場で交通整理をしたり、それから鎮火した後は消防署はもう引き上げますから、次にまた待機しなくちゃいけませんから、その後再燃しないように現場を整理したり片づけたり、それからその後また火が再び燃え出すことのないように監視をするのは皆消防団なんですよ。そういうときに、お互いに現地の指揮をする人とそれぞれ周辺に散っている人同士が連絡を取り合う、その無線機のことなんですね。一々走っていったり、それから大きな声を出したりするというようなことでは、非常に能率が悪いわけですよ。そのためにこれはわざわざ非常に電波の割当が今窮屈なときに認められている一つのチャンネルなんですね。市長は何か大きな、例えば学校だとか、それから公共機関同士や対策本部が何かやりとりするそういう無線機だというふうにお考えになっているかもわかりませんが、これはわずか出力は1ワットの小さな力しか持っていない、大体届いても1キロぐらいの範囲なんですね。これがあれば非常に便利だ、もうアマチュア無線機は使っちゃだめだと言われたんだから、消防団は、ぜひそういうものをそろえてもらいたい、団の人はみんなそう言ってますよ。

大体、先ほど言いましたように、一分団大体4部であつたり、3部のところもあると思いますが2部、一つの部に全員当たるというのはちょっとやっぱり、そう最初から無理かなという気もするんですね。主だった人が、それぞれの場所で消火活動、災害の救援救助活動に出動した場合に、持っていれば非常にこれは便利なんですね。重宝なんですね。今の答弁は、電話があるからインターホン要らないという発想と同じなんですね。玄関と家の中とのやりとりができる通信手段も、インターホンというのがあれば非常に便利ですよ。しかし、家の中に電話があるんだから、必要があったら電話をかけたらいいということでは、違うでしょう、全然役割が。それと同じだと私は思いますね。そんなに難しく考える必要ないと思いますし、予算もそれほど多額を要するものじゃないんですね。

ここでこれからも予算要求をしていくということをお願いをして終わればいいんですが、消防団の方ではかなり期待をしていますので、しかも今まで使っていた、違法と知りながらもしかし仕方なく、やむを得ずアマチュア無線機を使っていたわけですよ。それがだめですよということになりましたから、かなり大きな期待を持ってこの機種の導入を消防団の方は切望していると思うんですね。平成6年度には10台ぐらいは入れてもいいというお考えもあるのであれば、せめて10台ことしの補正予算を組んで導入すると

か、来年度当初予算で考えてみるとか、そういう考え方にはなりませんか。お金ほとんどかからないんですよ。どうでしょうか。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 決してしないというふうにお答えしているわけでありませんが、また我々も、知識、能力が十分に判断できるほどの段階になってないものですから、その効果をより機能化するために役立つということであれば、当然検討いたしまして対応する、というお答えになってくる、とこのように御理解をしておきたいと思えます。

○副議長（高橋徳次君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） これは別にけんかをするような一般質問じゃないんですよ。ごく当たり前の私は発想で、これだけのことを御説明すれば、それは検討しましょうというお話が当然返ってくるのではないかと思ったんですけど、市長はまあ、大まかに一般的に物事をとらえて、細かいことはおわかりにならないと思うんですね。部長いかがですか、担当部長。

○副議長（高橋徳次君） 環境部参事。

○環境部参事（小島 久君） 私の方から、もうちょっと説明をしたいと思えます。（「説明はいいですよ」と呼ぶ者あり）いや、説明というか、大切なことですから。先ほど、八王子のことを申し上げましたけれども、八王子の団で、消防団の専用波を使っているというのは、各部2台なんです、整備計画です。で、93部あると申しましたから、それで196台ですね。そのほかに消防団の幹部に入れますから、220台をセットする。そこで、私の日野市の方では、この消防団の専用波を使わなくても、それと同じような効果が出ないだろうか、とこのところなんです。で、先ほど指摘がありましたように、確かに地域防災系は、指揮命令系統の無線でございます、主力は。ただ、そうではありますけれども、いわゆる従来の無線機と違まして、情報センターに電波を送らなくても、無線機同士で交信ができる。しかも、10キロぐらい飛ぶわけです。かなり高級になっちゃうわけです。そうすると、その機械というのは、各部には消防車両に1台セットされますね。それから部長が持っているわけですね。ですから、部単位に考えますと、その車両にセットしてある無線機も、いわゆる車載携帯型ということで、非常時のときには、取り出しができるわけです。したがって、今八王子さんが整備されているということを考えると、その消防団の専用無線波を使わなくても、その効力ができるんじゃないだろうか。これをちょっと訓練をしてみて、それでもなおかつどうしても専用波が必要だということであれば、次の段階から整備をしていかなきゃならないだろう、

こういうふうに思っているわけです。

それからもう一つは、実験的に訓練用に10台ほど購入したい。これは、この4年度の一括発注ですから、できるだけ早い時期に処理をすると、そのことは可能でございます。そういうことでございます。先ほど、6年度以降というようなお話がございましたので。（「地域防災系が完成をして、平成6年度配備が終わった後、これも試験的に、とおっしゃったじゃありませんか」と呼ぶ者あり）いや、そうじゃありません。じゃあ、私の言い方が悪かったわけです。10台ほどは、この緊急通信システムの中で整備する、とこういう計画になっています。そうでございます。

○副議長（高橋徳次君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） ちょっとやりとりに行き違いがあったと思うんですが、であれば、これは本当に簡単な無線機なんですね。お互い同士が現場で連絡を取り合うだけの、それだけのものですから、大きな設備や、それから何か事前の大きな計画を練って取り組むというようなことで全くありませんので、早くまずこの10台は平成4年度の発注が行われれば、市の方に納入をしてもらって、その結果を、一定の結果を早く出していただくように取り組んでいただきたいというふうに思えます。

地域防災系の無線の役割とは私は全くこれは違うと思えますので、ポケットにちょっと差してお互いが連絡し合うこういう無線機というのは、非常に重宝だと思うんですね、現場で。そういうものはやっぱり活用する。今まで使わずに何とかやってこれたからそれでいいという発想ではなくて、積極的にそういうものを導入していく。防災というのは生産活動ではありませんから、これを導入したから幾らもうかったとか、そういうことにはならないわけで、こういう面で、新しい機器や、またそういったシステムがあれば、積極的に私は取り入れていっていただくことをお願いをしておきたいと思えます。もう少しその実態や、利用している八王子の実態、また、私も再び勉強しまして、全分団に、それから24の部に3台か4台程度は早く配備が完了するように、そういった立場からこれからもこの問題には関心を寄せていきたいと思えますので、市の方でも十分に検討していただきたい。

以上で終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって5の2、災害から市民生活を守るために——消防団の通信手段確保と防災情報センターの充実に向けて——の質問を終わります。

一般質問5の3、憲法記念行事に異議ありの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○26番（古賀俊昭君） 昨年、平成3年12月、これは大東亜戦争開戦50周年に当たり、奇くもその月に同じ12月にソ連が消滅をいたしました。ソ連の国家としての歩みは69年間であります。80歳を関する森田市長は、物心がついたところから以後、みずからの目でソ連の成立から自滅崩壊までの歳月を見届けた、ということになるわけであり、市長は3月議会で、ソ連邦消滅の感想を問われて、歴史的一つの帰結である、というふうに述べました。

本年平成4年は、サンフランシスコ平和条約によって我が国が独立を回復してちょうど40年という節目の年になります。また、沖縄県本土復帰20周年の年、さらに日本国憲法が施行されて45年目を迎えたということになるわけであり、4月28日がこの日本が独立を回復した記念日ということになります。ことしは40周年であったわけです。続いて5月3日が憲法記念日でありました。さまざまなニュースがこの憲法記念日に合わせて新聞などでもいろいろ報道されていたわけであり、私が最も笑わされたのは、いわゆる護憲を標榜している社会党、共産党の人たちが、一つは新潟市で行われるはずでありました「憲法記念市民の集い」、この行事は、評論家の上坂冬子さんを招いて開かれる予定でありましたが、社会党新潟総支部、共産党市議団、新潟県評センター、その他革新団体6団体ほどが、上坂さんの主張する考え方が気に入らないということで、講演の中止を申し入れて、革新市政の新潟市は、この講演を中止をしたということがありました。また、東村山市でも、西部邁さんという評論家を招いて、同じく憲法に関する講演会を開こうとしたわけであり、一度はこの人だけに講演をお願いすることに決まっているものに、同じように社会党、また共産党などの団体が、この人も改憲論者であるから、市当局は憲法を遵守する義務があるのだから、この行事は止めるべきだ、と、中止を申し入れた。結果的には、バランスをとるということで、もう一人の全く相反する考えの人を加えて講演会を行ったということ、幾つもの新聞がこれはかなり詳しく報道していたわけであり、

我が国の民主主義の成熟度、果たして民主主義ということをもどのように考えているのかというふうに、私はこれら社会党や共産党の陣営に属する人、こういう人に聞きたいわけであり、私は打打発止、いろんな議論をすることは、憲法も認めているところであり、これは「言論の自由」の封殺ではないか。しかも憲法の中には、きちんと改正条項もあるわけであり、憲法第96条には、憲法を変える手続が書かれている。つまり決められている法律を守るということは、当然当たり前のこととして受けとめるわけであり、よりよい法律、憲法を求めて発言をしたり、努力をする、いわ

ゆる立法論議というものを否定しているものではないわけであり、ところが、戦後、憲法のそういった議論を活発にしようとするに関しては、非常にかたくなにこれを排斥しようとする、そういう考え方が今日でも色濃く我が国の言論界、あるいは政界を支配しているというふうに思います。

日本国憲法がどういふいきさつで制定されたかということも、何回か私は申し上げてきたところですが、まず最初に我々がこの憲法を考えるに当たって、振り返って歴史の事実としてとらえなくてはならないことは、憲法が制定された当時の国内の情勢、あるいは国際情勢だということに思います。第90回の帝国議会は、大日本帝国憲法によって召集された最後の国会ということになるわけですが、昭和21年のこの国会で憲法制定のための議論が行われた。前にも申し上げましたとおり、今は護憲の政党だ、というふうに自称しております。日本共産党は、当時衆議院の所属議員全員がこの憲法の制定に反対をした。これを我々はとかく忘れがちでありますし、この点をしっかり踏まえておかなければなりません。

反対の理由はいろいろ挙げております。天皇制廃止は日本共産党の一つの綱領の中にも書かれている柱でありますから当然のことではあります、そのほかにも私有財産制の規定が強過ぎる。これは貧乏人には関係のない規定だとか、あるいは参議院は必要がない。参議院議員に立候補する人が、今ポスターたくさん共産党も張っているようですが、共産党はそもそも、日本国憲法が制定される当時、参議院は我が国民主主義発展の妨害物になるといって、反対の理由の中に挙げております。また、第9条にも反対をしている。戦争というものには、正しい戦争と正しくない戦争がある。わかりやすく言えば第9条で規定をして、正しい戦争まで放棄しては、自衛権を放棄して民族の独立を危くする危険がある、独立国家として間違っていると言って、この憲法の9条にも反対をしているんですね。こういったことをやはり正確に我々はまず、それぞれの政党が日本国憲法に対してどういう態度をとったのか、もう一度しっかりと知ることが必要であります。

社会党も共産党に同調して、2名の国会議員が反対に回ったということは、以前にも申し上げましたが、そもそも社会党も、この日本国憲法の内容が社会党の考え方とは違うとして修正案を、この国会に出しているんです。これは否決されております。ですから、社会党ももともと、この憲法が不十分なものであるから、今の憲法に対する修正案を国会で出した、ということもまず踏まえておくことが必要だということに思います。

それから、先ほど申し上げましたとおり、この憲法が制定された当時の国内の情勢、

あるいは国際的な環境というものも知ることが必要であります。昭和20年の8月の30日に厚木飛行場にダグラスマッカーサーが連合軍の最高司令官として第一歩をしるしたところから、我が国の占領行政が始まりました。昭和26年の9月にサンフランシスコの平和条約によって、我が国は、ソ連、ポーランド、チェコスロバキアは、そのとき署名をしなかったのでありますが、48カ国の国と平和条約を締結をして、翌年の昭和27年の4月の28日、先ほど申しましたこの日に、昭和27年この条約が発効して、我が国の独立を回復したわけであります。

御承知のとおり、憲法が制定をされたのは、今申し上げましたとおり、昭和21年の国会でありますので、当時は我が国の主権が著しく制限をされ、外国の軍隊の駐留下でこの憲法の制定が行われたというこの点も大変異常なことだ、というふうに、まず考えるわけであります。しかも憲法を我が国の政府に対して改める必要があるとってGHQの方から改憲を促される。我が国も独自でいろいろ改憲を模索をするわけですが、結局、マッカーサーが指示をした、いわゆる三原則というものに基づいて日本国憲法の原文が昭和21年の2月の4日から10日までの1週間間に、当時GHQは皇居の前の第一生命ビルの中にその本拠を置いており、その中に民政局という部署があったわけですが、その民政局のわずか21人のメンバーによって、この日本国憲法の原文がつくられた、ということも歴史の事実であります。日本人は一人も入っていませんでしたので、原文はもちろん英語で書かれているわけであります。メード・イン・USAと言われるゆえんは、そういうところにあるわけであります。そのことだけでも、そもそも日本語で書かれていない憲法を我々は今日本国憲法として押しいただいている、外国語が原文であったということも、これまた大変異常なことでもあります。

また、占領期間中に憲法を改めるということは、国際法にも違反をするということが指摘をされております。ちなみにドイツは日本と同じようにさきの大戦に破れましたが、外国の占領期間中に憲法を改めるということは、我々は認められないということで、当時西ドイツは、今でも「国家基本法」という名称で呼んでおりますが、外国の占領中に憲法は変えられないということで、これを拒否いたしました。今でも「国家基本法」という名称で、憲法という名称は使っていない。そういうことでもあります。

占領期間中になぜ外国の軍隊が銃剣のもとで、法律やその国の慣習などを変えてはいけなかつたかということ、陸戦の法規慣例に関する条約というものにちゃんと書かれております。これは1907年（明治40年）、オランダのハーグで結ばれた国際条約でありますので、別名ハーグ陸戦条約とも呼ばれております。日本は1911年（明治44年）1月の6

日に批准をしております。アメリカもちろんこの条約に加盟をしておりますし、日本も入っておりますし、当時のソ連もちろん入っているわけであります。この条約はもちろん現在でも有効であります。

この条約の43条には何と書かれているか。ちょっと難しい言葉になるわけですが、占領地の法律の尊重という項目があります。「国ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為 施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ」、こうなっております。つまりわかりやすく言えば、「一国の軍隊がその国を占領しているときに、その占領している国の法律や習慣を変えてはいけませんよ」ということが、この条約に書かれているわけです。アメリカもちろんこれに参加をしておりましたから、法律の中でも最も上級に位置するこの国家の基本法である憲法を変えるということは、明らかにこの条約に抵触をするということは、アメリカのGHQの内部でも問題になったというふうに言われております。こういったことを一つは踏まえて、憲法というものに視線を注いでいくということが必要だというふうに思います。

さらに、参考までに申し添えておきたいと思いますが、先ほど政党では、日本共産党はこの憲法に反対をした、ということも申し上げました。社会党も修正案を出した、ということも申し上げました。しかし、賛成多数でこれは可決をしたわけですが、当時のこの日本国憲法の制定を行うその過程ではいろいろな議論があったわけですが、実際には、芦田小委員会というところで議論が行われたということになっております。ところが、この会議録は、議事録は、今もって部外秘、私たちは見ることができない資料になっております。ちなみに当時の国会の議論は全部英訳をしてGHQに届けておりましたので、アメリカの公文書館には、当時のやりとりを英訳したものが保存されている。アメリカは、情報公開法によって、一定の年限がたちますと、秘密文書も公開いたしますので、今日では私たちは、アメリカの情報公開法によって公開される当時の小委員会の会議録を英語で読むしか方法がないのであります。なぜ今もってこの会議録が公開されないのか。この点も一つの国会の私は現在までの怠慢ではないか、というふうに思うわけであります。一国の憲法を審議をした最も細かい議論をした委員会の会議録は今もって日本国民は見ることができない。そういうことも大変これまた奇異な感じがするわけであります。

日本国憲法が成立をするときに、当時はまだ参議院は存在いたしておりませんので、貴族院がございました。ここで反対をした人がいます。反対投票をした佐々木惣一博士

がその人であります。また、当時は枢密院もございました。ここでもただ一人、反対をした人がいます。美濃部達吉博士であります。天皇機関説のゆえをもって戦前国賊視され、脅迫されてあれほど軍部からにらまれて圧迫をされた東大の美濃部氏、京都大学の佐々木氏が、くしくも二人ともこの憲法に反対をいたしました。その反対の理由は、一々ここで述べることはできませんが、従来の我が国の憲法をもって十分我が国は民主的な国家として歩み出すことは可能だという立場から、この日本国憲法の改正には反対をしたということであります。この点も最近学校でも、あるいは教科書でもこういったことは余り触れませんので、この際披露しておきたいと思えます。

私は、憲法についてざっくばらんないろいろな角度からの議論が行われて大いに結構だというふうに思っております。ちなみに諸外国の場合に、憲法についてどの程度見直しを行っているのか、私が昭和58年に調べた主要国家の憲法改正の回数があります。まず、日本のためと称して英語で日本国憲法をつくってくれたアメリカの場合には、アメリカの憲法は1788年に発効しましたが、この間、17回憲法改正を行っております。大体11年半ぐらいで一回、憲法改正するという割合になります。ちなみに戦後だけでも5回の憲法改正をアメリカは行っております。フランスの場合には9回、ベルギーが1回、カナダが7回、昨年私ども議会から視察にまいりましたオーストラリア3回、同様にニュージーランド29回、イタリア5回、スウェーデン37回、先ほど西ドイツのお話をいたしました、西ドイツは国家基本法、統一ドイツになるまでに34回改正を行っております。また、我々が世論調査などでは、大変好きな国として挙げることが多い永世中立国、アルプスと湖の大変きれいな国として有名であります。スイス、このスイスの場合には、何と33回、憲法改正を行っております。つまり、いろいろな世界の情勢、あるいは国内の情勢の変化に基づいて、柔軟に憲法に対応しているということが、このことからわかるのではないかと思います。

ちなみに憲法を一度も改正をしていない国というのを、人口1億人以上の国家で探してみますと、日本だけしかありません。台湾の場合には改正してはおりませんが、人口はまだ2,000万人にも達しないということで、私は今憲法を改正しろという立場でお話しているのではなくて、柔軟な議論を行うことをもっと我々は自由に考えるそういった風土をつくり上げていくことが大切だ、ということを申し上げているわけであります。

こういうことを資料をもって見ていると、新潟市で上坂冬子さんの講演会を開かせない。一度市で正式にお願いをしておいて、それを抗議を受けたからといって、取り消す。これは戦前、共産党に対して、アカだと言って決めつけて、これを排除した、こう

いうのと全く同じ発想なんですね。自由に法律についてよりよいものを求めて議論をしていく、そういった場というものを奪ってしまう、これが社会党や共産党の考える民主主義かということをおもいますと、実に慄然とするわけです。

日野市の場合にも、憲法記念行事、毎回やってまいりました。ことしの憲法記念行事の講師を見ましても、私はもう少し、いろいろな人を講師として選ぶことを考えなさい、ということをお前からお願いしているんですが、これまたひどい講師を呼んできてます。日本大学法学部教授北野弘久という人です。いろいろ経歴は書いてあるんですが、肝心なことは余り触れてない。税金を使って行うこの憲法記念行事が、とても一般の市民の方から理解を得られるような内容となっていない、というふうに私は思うんですね。

「マルクスレーニン主義的な古い形の社会主義国家には租税がありません」何か社会主義の国には税金がない、というようなことを言ってみて、税金というのは「私的財産権に対する公的侵奪にほかなりません」税金というのは侵し奪うものだ。こういう発想の大学の先生です。消費税についても、「消費税の税率は最終的には15%以上になります」「5%にしたとしても、福祉に回る税金は1円も出てきません」とか、「間接税を納める人は法律的にはいわば植物人間なのです」まともな大学の先生の言うことかと私は思うんですね。それから、「昨年の湾岸戦争で私たちが納めた税金の90億ドルで多くのミサイルが飛んでいきました」平和を回復するため国際社会の合意、国連決議に基づいて国際社会は行動したわけでありまして、これを何かミサイルを買うために我々は税金を取られて、全くむだ遣いであったような言い方で表現をしている。

そのほか、探せばもっとたくさんいろいろあるんですが、私はバランスをとりなさい、という言い方は余りしたくないんですね。もしバランスをとるといふことになりまして、これからは来年市長が変わったとすれば、これから20年間、今度は私たちが全くそりだと思ふ人を20年間続けてやらないとバランスとれないんですね。そんなことはやはり、おかしい。やっぱり税金を使って行う以上は、私はそういうことはやりたくない。少なくとも大方の市民の方が聞いて、なるほどなと思う、多少政治的な揺れはあっても、そういう人を私は選んでもらいたいと思ふんですね。

この北野弘久さんの経歴というものが、この広報にも出ておりますし、議会にも届けられたということで、そこを私も見ているんですが、例えば社会党総評がつくる国民税制調査会の代表委員をやったとか、こういうことは書いてないんです、どこにも。それから昭和58年6月の参議院選挙、61年の7月のダブル選挙で社会党を支持した、ということもどこにも書いてない。あるいはまた、「月刊社会党」「総評新聞」「法と民主主義」

「赤旗」「住民と自治」などに寄稿したということもどこにも書いてない。こういう人なんです。社会党や共産党の人たちが、上坂冬子さんや西部邁さんがだめだという論理からするならば、これはまたおかしいことになるんじゃないですか。もう少し自治体として私は公平な立場でこういった行事を行っていただきたいというふうに思うんですが、市長の考え方、幾ら言っても同じだと思うんですが、念のためお聞きをしておきたいというふうに思います。どうですか。

○副議長（高橋徳次君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。あと3分ですから。

○市長（森田喜美男君） 御指摘のとおり、日野市ではもう長い間、憲法記念日に憲法記念行事を行っているということは、市民皆さんが御承知のとおりであります。私もたまたま15年戦争をまともに経験をし、また戦後の平和憲法と言われる憲法の理念に心から賛意を表し、いわゆる革新市政という行政姿勢を行わせていただいております。憲法が万世に通じて金科玉条だということもまた、あり得ないでありましょうけれども、今の憲法は、私は日本の今置かれておる情勢に対して、将来相当長い間たえらるる憲法である、というふうに確信をいたしております。したがって、日野市の憲法行事にも、憲法の理念を市民に何とかわかっていただける、そういう立場からの講演をお願いしておるわけでございまして、特に何か偏向な選択をしているということではないんではないか、と思っております。

いろいろな憲法の条章の中にも、改憲の制度もございまして、また99条、我々はまさにその立場で憲法を擁護するという地方公務員の精神を地方自治体の日野市に大きく展開をしていきたい、こういうことを心から取り組んでおるつもりでありますので、御指摘のことは十分勉強もさせていただきますけれども、これからはひとつこの姿勢を日野市民に伝え続けていただきたい、このように願っておるという意味もお答えをしておきたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 古賀議員、簡潔に願います。

○26番（古賀俊昭君） 今国会では、PKO法案の審議が行われておりますが、国会では、頭が不自由だけな人だけではなくて、歩行困難な国会議員も随分いらっしゃる。数メートル歩くのに30分以上かかるような人たちが大勢、これが今の国会の姿です。憲法を何か一つの根拠にしているようでもありますし、こういう姿が憲法から生まれてくるというのもまた、異常なことだと思います。憲法第99条擁護義務ということをおっしゃったんですが、憲法を擁護する立場でも改正条項あるんですから、憲法擁護ということは、

改正も含むんですね。これは論理として当然のことです。だから改正反対というふうにおっしゃらなきゃいけないんですね、擁護派という方は。護憲派という方はね。私は、非常に偏った市政運営憲法の記念行事が行われている。自民党だけではなく、民社党を支持する方もいらっしゃるし、公明党を支持する方もいらっしゃる。日野市民は共産党、社会党支持だけの人じゃないということを念のため申し上げて、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって5の3、憲法記念行事に異議ありの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時5分 開議

○副議長（高橋徳次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問6の1、「農」のある「アメニティ都市空間」の促進についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員 登壇〕

○13番（馬場繁夫君） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今までアメニティのまちづくり、都市景観等につきましては、何回か一般質問をさせていただいているところであります。アメニティの都市景観を実現するためには、行政の意識改革が必要不可欠であると言われてます。その意味から「行政の文化化」や「箱」的な存在を超え、「文化」創造の発信基地の行政たれ、また、日野市の「市質」をハードからソフト型市政に転換を、等の一般質問も過去にさせていただいているところであります。

従来への価値判断に加えて、行政が「文化・美・デザイン」的な思考の価値観の上からも判断ができ、その上からまちづくりや各種政策、また施設整備等の行政運営ができる行政組織と市長中心主義から脱皮して、「市民のため」という基本目的の上からの職員自由、自発、能動の行政が「行政の文化化」や、「文化行政」の発信基地になっていくのではないかと考えているところであります。

市民意識も高揚して、その高揚した市民意識が行政意識を高め、その行政と市民がお互いに相乗効果を生みながら、都市景観やアメニティなまちづくりが創造できることに

なります。また、本当の市民参加、また市民自治が生まれてくるのではないかと考えているところであります。文化行政の総仕上げを目で見える形で創造していくということが「都市景観」であります。

都市環境の質につきましては、五つの視点があると言われております。第1段階としては、機能的な環境、フィジカルな視点。2段階目としては、目を見た景観的な、また美観的なビジュアルな視点。3段階目としましては、生態学的な環境のエコロジカルな視点。そして4点目としましては、地域性、個性的な環境のソシアル的な視点。そして最後の5点目につきましては、心に感じられる環境、ふるさとの志向、メンタルな視点、この五つがトータルとして備わっているのがアメニティのまちだ、というふうに言われているところであります。

今回は、第2段階の都市景観が人的景観と自然的な景観の大きく二つに分類することができますし、建築物や道路等における人口的な景観、また山並みや河川、緑地などの自然的な景観、この二つについては既に一般質問等でも取り上げておりますので、今回は農の風景を長く残して、また農地利用の門戸を広げまして、住む人々に喜びを与えていく視点より今回は何点か質問をさせていただきます。

第1点目の質問としましては、野菜などを収穫して、また市民等に供給していくという収穫第一とする農業と、その他の農業を含みまして、都市景観としての農の風景、またその維持のために、また継続していくために、今後総合的なビジョンなり計画についての行政のお考えをまずお聞きいたします。

それから2点目としまして、宅地化すべき農地57.7%、179万3,862平米が今後急速に宅地化及び駐車場化しないために、都市景観作物等の助成並びに農業継続の助成等々の新しい手法を持ちながら、急速に宅地化もしくは駐車場化しない方策について行政はどのお考えになっているか、行政のお考え方をお尋ねいたします。

3点目としましては、西平山五丁目の段丘崖の山林が、最近また開発されてきております。このようなかいざい山林の今後の対策につきまして、行政の考えをお伺いいたします。

4点目としまして、消費農園は、返還を求められ、閉鎖されているところであります。宅地化すべき農地では、宅地並み課税のため、採算が合わないと言われております。宅地並み課税に即した借地料としての見直し、また大規模な市民農園をガーデンパークというような事業としての今後取り組みということが非常に一つの方法かと思っておりますので、この辺についての考えをお伺いいたします。

5点目としまして、日野市の都市農業推進計画の今後の具体的な事業計画策定の方向性についてお伺いします。

以上5点につきまして、よろしくお祈りいたします。

○副議長（高橋徳次君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） ただいまの5点の質問のうち、ほぼ私どもの方とされますので、お答えをしてみたいと思います。

まず、第1点目でございますが、野菜の収穫等の関連でございます。当市の農業は都心に近いということで、都市化に伴う農地の減少が御存じのようにございまして、また、農業者経営者の不足や、高齢化の進行、さらには産業構造の変化等により、農業生産環境が悪化している状況であります。この問題と5点目とをあわせて最初にお答えしたいと思いますが、こうした中で、生産緑地法の改正によりまして、保全される農地の活性化を図る、市民生活に欠かせないこの生鮮食料、野菜の供給、それから緑地休閑の提供など、都市農業の持つ重要性を認識して、地域に支えられる農業の展開を目指すために、この日野市都市農業推進計画というものも先般作成されたわけでございます。東京都、また農業共同組合、それから農業者、それから消費者、そしてこの調整を担当します市とこの5社によりまして共有する農業振興の道しるべとしてこの平成4年度から平成8年度の5年間を対象機関としてこの農業推進計画が策定をされたものでございます。

内容でございますけれども、都市農業の育成、市民の豊かな生活と快適なまちづくりということを基本にいたしまして、地域に根ざした農業の確立ということで、有機農業の推進とか、また市場流通の推進とか、より身近な販売の拡大、こういうようなことが計画をされているところでございます。それから優良な都市農地の保全、とこういうようなことが内容にあるわけでございます。また、農業の担い手の確保と育成という問題、それから農業を通じた地域住民との交流、農業のコミュニティといいますか、体験農業とか、こういうものも含まれたものでございます。

消費者農園というものが今、先般の質問でも出たところですが、この消費者農園が今、実際には市民からお借りしている土地が一つもなくなって、残っている3件でございますけれども、土地開発公社が所有している土地を消費者農園としてこの3地区をやっているのが現状でございます。

で、今質問者がおっしゃられましたように、税の関係で宅地並み課税ということで、この借地料の見直しのこともあわせて考えなければならぬところでございますけれども、7月に調査を予定をしておりますが、その中で生産緑地の営業計画と将来的要望事

項とか、生産緑地でない農業を継続する農地の土地利用予定とか、将来的要望事項とか、今後の生産緑地の申請規模の有無とか、そのほか、市民農園として市がもしお借りするとしたらば、どのような条件、どのようなことを希望するか、そういうようなことを調査する予定になっております。こういうことの中で税の問題も生産緑地の方の税、または宅地並み課税の方の税、相当開きがございます。そこらのところをまた考えた中で、どのような借地料でお借りするかというようなことも、その結果によって、あわせて今後考えていきたい、というふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、3点目の介在山林につきまして御説明申し上げます。

現在、日野市の中でかいざい山林でございますけれども、約88ヘクタール存在するというふうに見ております。この保全につきましては、現在建設省の方で生産緑地の内容の検討を行っております。この検討の中にこのかいざい緑地、こういうものもその枠の中で入れることできないかどうか、とこういう問題について現在建設省で検討を進めておるといってございますので、これらの状況を見ながら、できるだけこの自然環境景観の上からも、保存するような方法を今後検討していきたい、というふうに考えております。（「1点目、都市景観。2点目の農業の継続助成ですか、その辺は」と呼ぶ者あり）

どうも失礼しました。都市景観につきまして、農のある都市景観ということでございます。私の都市整備サイドでちょっとお話を先に申し上げたいと思います。都市生活の中の一般にアメニティと言われますと、最も必要なのが緑であり、またそのオープンスペースであろう、というふうに考えております。しかし、急速な都市化によりまして、これら緑がまたオープンスペースが非常に減少してきておる。

そこで日野市の場合でございますけれども、残された緑を守り、また失われた緑地を保全しようということで、57年に緑のマスタープランというものを作成いたしております。このマスタープランによりまして、総合的な整備、保全を図るという形で現在努めておるところでございます。このマスタープランでは、目標年次を平成12年に置いておりますけれども、人口1人当たり30平方メートルの緑地公園を確保していきたいというふうに考えておるわけです。

平成3年度末でございますけれども、既に整備された、または整備可能な地域がござ

います。こういう地域を含めまして、またさらに河川が日野市の場合非常に多いわけでございますけれども、349ヘクタールございます。この河川を含めまして447ヘクタールが、もう既にそういう状況の土地にあるということでございます。人口1人当たり直しますと、約27.5平方メートルということになっております。さらに公園緑地、こういう整備とあわせまして、まちの景観、それから豊さを感じる緑の創出ということから、これらの緑をネットワーク化していく必要がある、というふうに考えておるところでございます。

街路樹、それから公共公益施設の植栽、さらには、市民と先ほどの御指摘もございましたように、市民の御協力のもとで、地区計画等を導入しながら、民有地の緑化、こういうものを、民有地の緑化の中でも特に生け垣等を協力いただきまして、ネットワーク化を図っていきたい。これが美しいまちの創出になるだろうというふうに考えておるところでございます。もう現実にその地区計画につきましては、基盤整備事業とあわせまして一部導入している地域もございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 宅地化する農地、全体の57.8%ということの件でございますが、この7月に私どもの方で予定しています、これは一部市単独の部分と、それから農業協同組合の方から出てきている調査のものもあるように聞いてますが、その中で、この宅地化する農地がどのような希望をもってどういうふうにあるかというようなことも、調査をすることになっております。私どもの方では、まちの中に農地が健全な形で保全され、緑の景観が都市生活の身近に存在することが大変これは重要なことであり、必要なことであると考えてますので、これを調査の内容をも考慮した中で、どういうふうに扱っていくか、また、助成というふうな話もございましたが、農業の生産緑地の方との関係のかかわりをあわせて考えた中で、そのことに臨みたいというふうに考えております。今現在では、そのまず調査をした後でこの一つの方策を出していこう、とこういうふうに考えているところでございます。

○副議長（高橋徳次君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

それぞれ答弁いただきまして、若干再質問をさせていただきます。

特に都市における農地というのは、非常に都市の活性化というか、都市の潤いを与える意味では非常に重要な当然こう働きをされているんですけど、一般的に言われてい

るのは、貴重な緑を保全をしていくという視点もありますし、避難的な、防災上の問題もありますし、また雨が降りましてそれが、農地に降りました雨が吸い込まれて、それが地下水の供給になっていくとか、また、子供たちの農に対しての教育の場でもあるんだ。また、心に対する安らぎも与えていくんだ。その他野菜の供給基地だとか、いろんな視点があるんですけど、今までは、特に大幅に農地が宅地化するということは、急速にはなっておりませんでした。今回の税法の改正、農地法の改正等によりまして、保存すべき農地と宅地化すべき農地と大きく二つに分けてきまして、問題は、保存すべき農地については、さほどは視点は問題ないんですけど、宅地化すべき農地が、全体の57.7%ある。そしてこの中で、当面農地として34.3%は残していきたいんだ。その他宅地化するという人は21.6%。いろんなケースもあるんですけど、この当面農地として34.3%が、これがやはり税制上宅地並み課税ということで税負担がいきますと、当分の間は農地として残していきたいという、そういう農家の方の願望がありまして、これは必然的に持ち切ることができなくなって、そして急速に宅地化が進行してしまう。

ですから、何とかこの方法を、何か新しい手法なりをしながら、もう少し長く段階的に宅地化を促進していくというか、少し農地として保全をしながら、都市農地の役割を果たしていく方法が必要なのかなと思うんですね。ですから、その辺の行政の一つの施策としての、市長自身も緑については深い理解があるところでもありますので、何か新しい手法なりを、日野市の独特の方法でも結構ですから、何か手法を持ちながら、その辺の対応策というのを今後早急な方向を見出していきたいと思うんです。また、宅地化すべきですね、農地の中でも宅地化する農地としては21.6%ある。これが急速に宅地化した中で、こう虫食い状態になったり、非常にミニ開発的になりますと、非常にまたいろんな懸念事項がふえてまいりますから、非常にこの辺も難しい部分ですけど、何か同じ開発するんでも、もう少し規模なりを含めまして、良好な住宅地域として開発が可能なようなまた指導なり、アドバイスなりしていただきながら、余りミニ開発が余りにもたくさん促進し過ぎて住環境を悪化してしまうということにならないように、今までない新たな視点を持ちながら、対応をあわせてお願いしたいところでございます。その点についても、いろいろお考えがあれば、またお伺いしたいと思っております。

それと、前後しますけれど、かいざい山林ということが先ほど、建設省の方でも生産緑地等で検討しているんだ、というふうな答弁もありましたが、問題は確かに、生産緑地というものを可能になった場合は、その生産緑地として保存すべき農地というふうに選ばれていた方は、そのまま山林として保存されてまいりますから非常にいいんですけ

れど、逆にですね、じゃあそれはもう宅地化していこうという選択をされた場合、じゃあ逆に言えば、緑をかえて逆に、こういう制度によって緑を逆に早急に壊してしまうという懸念事項が出てくる可能性が非常に高くなりますので、この辺はじゃあ具体的にどういふ対応をしていくのか、この対応策もまた今後考えていきませんと、結果的には緑を減らしてしまいますので、場合によれば市の方で積極的にそういう山林を買収するとか、そういう部分的には税金の補助をしながら、ある程度一定の時期に来たらこういうふうにするとか、何かこの辺の対策も、建設省の検討事項の進捗状況においては、今から準備をしていくということも大事でしょうから、その辺もあわせて今後の対応としてお考えをお伺いします。

それから市民農園につきましても、7月の調査を待った上で対応していきたい、ということですが、今までのような小規模的な、それほど大きくない市民農園をたくさんつくるということも、地域に均等に分散するというのも一つの方法ではありますが、やっぱり新しいこのような状況下の中では、もっと思い切ってガーデンハウスのな、ただ農地を家菜園的に利用するだけじゃなくて、もっとそれを一つのパーク的な、公園とか、何かもう少し位置づけを、一つの事業としての位置づけを明確にしながら、ある程度の規模が可能な場所については、そこをガーデンパーク事業として位置づけしまして、水道を引いたり、またいろんな、トイレを設けたり、いろんな施設を設けながら、市民の人が長くそこで一つの多くの人たちがコミュニケーションしながら野菜づくりをしたり、またそこにおきまして、いろんな農家の人に野菜づくりのマナー、基本的な、技術的に教えてもらったり、そこでいろんな農地に対する教育をしたり、新しい発想のガーデンパーク的な部分がいよいよそういう意味では可能になってくる時代背景になったのかなと思うんです。特にヨーロッパ等では、非常にガーデンパーク事業が盛んに行われているところでもありますので、規模的にヨーロッパ等には及びませんが、日野市としての市民農園をもう少し拡大したガーデンパーク事業というような位置づけも今後早急に一つの方向性を見出していきたいと思うんです。それに、規模的に及ばないところは市民農園というか、そういう従来の発想の中でもやるという、大きく二つの対応の中で緑を、農地を保存していくというか、そしてまた、こういうことに市民の方が接することによって、その農の大切さ、また食物に対する安全性とか、いろんな部分自分たちの接することによって学んでいただくということも非常に重要な部分になってまいりますので、この辺の一つの事業も積極的に続けていただきたいと思うんです。

それから、5点目の農業の推進計画につきましても、もう少しこれは、農業を継続し

ていく人もなかなか収入の面で種々な問題点もありますし、この人たちに対して具体的に農業を継続するということがやりやすいような情報なり、またいろんな施策もどこまでできるか、この推進計画をもとに具体的に実施的な方向をもっと具体的に進めていただければなと思います。そして、今度農業を生産として自分は継続しないけれど、市民農園なり、ガーデンパークなり、いろんな形の中で農地を宅地化、駐車場化しないで、そういうように活用していきたいという方は、何とか促進ができるような方向、ここではファミリー農園でしたか、変な言い方をされておりますけれど、その辺ももう少し具体的に、一般の市民の方と農家の方、また若い農業をしている方とどのような接点を設けながら、お互いがこの都市化した市内の中で共存共栄ができるような、お互いが助け合いながら、少しでも農地を保存するという視点の中でまた施策も早急に進めていただきたいと思います。

特に第1点目の質問についてであります都市景観ということも、非常にそれなりの行政においても努力はしているところでございますが、もう少し都市景観という非常に建物も、デザインとかなんかも含んでも当然のことなんですけれども、それと同時に、じゃあ日野市の農という視点から見た場合、どの程度の農地があり、緑があり、そうしてみますと、都市景観上から見ると、もちろんこれは地域的な差はあると思いますけれど、農がある都市景観なんだ。それにそこに視点があって、非常に自然感を心で感じ、アメニティを感じるんだという一つのガイドラインというか、ここまでは必要なんだという方向性というか、その辺をもう少し行政の基本的な考え方として見出していく必要があるんじゃないかな。そしてそのためには、もう少し都市景観という視点からも、どの程度農地を保存しなきゃいけないんだ。そのために都市景観という視点の中での農地を保存するかという別の見方、また別の考え方から農家の方に協力していただくという、一つの都市景観という新しい発想の中の物のとらえ方も考えていただきたいと思います。ただ農地を残せばいいんだとか、そういう視点じゃなく、その同じものをどう有効に我々市民に働きかけながら、市民にどういう、心に都市景観というものが身にしみてくるような、また、非常に安らぎを感じてくるよと、そういう考え方ですね。そういうようなこともこれからは一つの政策の中にまた行政としても考えていただければなと思います。まず、その辺についてまた答弁をお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 市民農園の関係等中心にしてお答えしたいと思います。高齢化が進み、余暇時間が同在する現在社会の傾向の中にあって、おっしゃられる

とおおり、農あるまちづくりが持つ意味は大きいものと思います。いろいろの近代的な産業で働く都市住民にとっては、ストレスの解消の場にもなると思います。子供たちにとっては貴重な体験ができる場でもあり、高齢者にとっては安らぎの場にもなるかと思えます。こうした農地の持つ役割の重要性があるわけですが、この生産緑地法の改正によりまして、この農地がどんどん減っていく傾向にあるわけでありまして、今後はこれらの農地が持つ農地自体のハード面と、それから心の豊さ、人と人との触れ合いといったソフトな役割を農地のかかわりの中で求めて、効果的に政策として取り組んでいくために、この今までの消費農園をさらに市民農園という形に変えて、農業政策の中に位置づけた方法で拡充をしていきたいというふうに考えているところでございます。

都市農業推進計画でございますが、既にこの計画書ができ上がっております。この5社の協力によって、この推進に努めていきたいというふうに私どもも感じているところでございます。細かい内容も個々に載っておるわけでございますが、それらの一つひとつに、この計画に沿った努力を産業経済課が中心として行っていきたい、とかように考えております。

○副議長（高橋徳次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それではまず、農を残した形での開発、それからそういう点でございますけれども、今、この最終の数値はまだ固まっておられませんけれども、ここで生産緑地の指定の前に、昨年意向調査を行った時点での数値でまいりますと、今宅地化すべき農地がそのうち区画整理、面的な整備の予定されている区域の地域が約45万平方メートル程度あるわけです。それから問題は、こういう農地をいかにどういう形で保存していくかということになるわけでございますけれども、この前段の宅地並み課税とのこれは絡みが出てくるわけでございます。基本的には、この面的な整備、区画整理等やる場合には、農地、こういうものは基本的には換地の中でそういう対応が十分できるような事業でございますので、現実に各地区で現在やっております区画整理事業等では、そういう方たちの意向調査を踏まえまして、農業、そういうものが永続的にできるような換地をしておるということでございます。したがって、この面的な整備の区域に入っておりますれば、地主さんの意向によりまして、基本的にそういう、すぐ宅地化しなくとも、農としての十分永続ができるような位置に換地ができるということでございます。

それから、御指摘のように確かに、農地が都市の中にあるということは、環境的にも、また心の安らぎ、こいう面からもオープンスペースとして、また緑地として非常に貴重

なものでございますので、今後こういうまち並みの中で、こういう農地、こういうものはできるだけ都市計画上からいいますと、一つの用途の関係があるわけでございますけれども、こういう用途を決める場合にでも、そういうものを、そういう地域の多い地域については、十分考慮して今後定めていく必要があるんじゃないだろうか。それよって、当然これは本人の意向に、所有者の意向によるわけですが、農業の継続は可能な方向になるんじゃないかというふうに考えております。

それと、今言ったかいざい山林でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、約88ヘクタール現在あるわけでございます。これを生産緑地の枠が仮に広げられたとしたしましても、では生産緑地に全部指定するかということは、これはなかなか考えにくいと思います。担当部局としてはできるだけそういう形で指定をするように指導はしていきたいというふうに思っております。ただ、これを保存するということになりますと、公共用地化する以外はなかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。ただ、こういう自然樹林地の開発につきましては、指導要綱の中でも相当厳しい基準を設けておりますので、開発指導要綱の中では、そういう指導もあわせてしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） どうもありがとうございました。

時間の関係で、市長に意見を伺いたいと思うんです。一つは、先ほど、かいざい山林の件で、生産緑地化しない場合の山林について出てきましたが、どういう対応をしてくか、この辺について考えをお伺いします。

それと、市民農園を規模に応じてガーデンパーク事業というような位置づけの中でさらに拡充していくという問題と、現在ある農地を急速な宅地化しないために、いろんな助成なり、いろんな政策の中で農地を少しでも長く農地として活用できるような助成策ですか、また都市景観等のそういう視点から市長の御意見をお伺いします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御提案の趣旨につきましては、私どもも全く同感ということで、今までまちづくりに努めてまいった、と言ってよろしいと思っております。第2次基本構想におきましては、目指す都市像として、「緑と文化の市民都市」というタイトルを掲げておるわけですが、地理的な条件に恵まれた事情と、川やそれから丘陵地のある事情と、それから社会地理的な意味でも、かつては農村地帯であったというこ

とでありますから、都市化の中でもなるべく自然の素材とそれから今までの蓄えてきた文化の手段を極力保存し拡大をしていくという考え方で、市民にも納得をされてきたんじゃないかと思っております。

今回の生産緑地法の施行に伴いまして、大変それらの原理に符合が困難になるという状況下にはありますけれども、それでもなお努力することによって、日野市のまちづくりに対します貴重な理念につきましては、できるだけ保存し、また拡大も図っていききたいということでありまして、今指摘をされておりますところのかいざい緑地、できれば一番公有化することが望ましいわけでありまして、これまでも開発に対しましては、そのときそのときでいろいろその関係の方をお願いをして、ある程度の成果を挙げてきたということはあるわけでありまして、積極的にどうしても守らなきゃならないケースにつきましては、今後とも公有化の努力をしていきたい、こういうふうに考えております。それから、特に助成農園という、つまり財政的な助成を行って農地を維持していくということが、特に必要だろうと思っております。私は農地を、今私有性ではありますけれども、これの公共度を、公共性をより高める手段によって、できるだけ農地の存続、あるいは農のある風景を維持していきたいと考えておりますが、法が施行された今直後なものですから、一応統計的な数字は出ておりますけれども、具体的な施策がまだまだ固め得ておりません。なるべく早く手を打って、大きく行いべきこと、また個々に行いべきこと、これらもあわせて、いわゆる施策というに値するものを今後打ち出していきたいと考えておりますので、またよろしく御指導をお願いしたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） ありがとうございました。

今後、都市景観という視点も含めながら農地を保存できますよう、ひとつお願いいたします。

これもちまして、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって6の1、「農」のある「アメニティ都市空間」の促進についての質問を終わります。

一般質問6の2、安心できる「長寿社会」を築くための通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○13番（馬場繁夫君） 我が国が平均寿命80年という世界最長寿国となり、さらに先進諸国と比較にならない急速なスピードで人口の高齢化が進んでおるところであります。65歳以上の人口が、平成12年には2,100万人、そのうち寝たきりなどの介護を必要とす

るお年寄り、100万人にも達すると予想されているところであります。21世紀には国民の4人に1人が65歳以上の高齢化社会を迎えようとしているわけであり、安心して生涯を過ごせる老人福祉社会を築くため、特別養護老人ホームなど、入所を中心とした施設福祉と、住みなれた地域社会の中で、家族や地域住民が、相互の助け合いを中心とする在宅福祉の両面での福祉サービスの大幅な拡充整備が急務とされているところであります。

それで、質問1点目としまして、在宅福祉3本柱でありますホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス及び地域在宅サービスの拠点となっております高齢者在宅サービスセンターにつきましては、浅川苑につきましては（仮称）栄町サービスセンターが今回の契約案件で提案されているところであります。また、当面の目標としまして4カ所、また中学校8カ所を最終的な目標としての計画を進めているところでございますが、この当面の4カ所の策定状況についてお伺いします。

2点目としまして、老人訪問看護制度、特に保健と医療と福祉が連携しまして、地域でのお年寄りを支援する体制を平成4年度から実施されているところもあるわけですが、今後の整備予定についてお伺いします。

3点目としまして、地域福祉活動を推進するため、今後重要な課題でもあります高齢化社会におきますコミュニティ活動は、従来のコミュニティ政策より一歩踏み込んだ地域福祉活動への積極的な対応が望まれるところであります。この地域福祉時代におけるコミュニティについてのお考えをお伺いいたします。

4点目としましては、日野市の老人福祉協議会より答申されております日野市の高齢者福祉施策の体系、また、この答申に基づきまして（仮称）日野市多摩川園福祉ゾーン計画の答申、さらには（仮称）日野市多摩川園福祉ゾーン計画の報告書に基づきます基本的な考えと、今後の自主的な行程等についてお伺いします。

以上4点についての答弁をお願いします。

○副議長（高橋徳次君） 馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 御質問に対しましてお答えいたします。

高齢化比率につきましては、年々上昇いたしまして、21世紀の初頭には20%を超えて本格的な高齢化社会の到来が予測されているところでございます。あわせて、寝たきり、痴呆、あるいは病弱なひとり暮らし老人等のいわゆる養護老人の増加も一途をたどります。

特に日本の高齢化の特徴を申し上げますと、ただいま質問者から御指摘ございました

とおおり、欧米にも例の見ない猛スピードでやってまいります。一方、高齢者の中でも後期高齢者、いわゆる75歳以上のお年寄りが過半数を占めるというようなことが、欧米に比較して例の見ない特徴ではないかというふうに考えております。

日野市の現状を見てみますと、寝たきりの老人の出現率は、約3%ということがございます。そのうちの約半数の方は、病院あるいは施設に入所している。残りの方は在宅ということがございます。このような老人は、いわゆる施設福祉サービス、あるいは在宅福祉サービスによりまして対応していくわけですが、多くの老人は、やはり住みなれた地域での生活をしていくということが、希望しているところでございます。したがって、在宅福祉サービスを基本に充実を図っていく必要があるのではないかというふうにも考えております。あわせて施設整備の充実もバランスのとれた連携した整備に努めていかなければならないというふうに考えております。

第1点目の在宅の3本柱でございます。これにつきましては、一つには在宅サービスセンターでございます。今議会におきましても、契約案件をお願いしたところでございます。この在宅サービス、いわゆる3本柱でございますが、平成2年の6月に老人福祉法、あるいは社会福祉事業法等の改正がなされたところでございます。この3本柱といたしましては、老人ホームヘルプサービス、それからデイサービス事業、あるいはショートステイ事業等でございます。社会福祉事業としてまたこれらのサービスの主体は市町村が一元化して実施するというに、その位置づけが明確にされているところでございます。特に在宅生活の支援の基本となりますホームヘルプサービスにつきましては、ますます増加することが見込まれているところでございます。国の高齢者保健福祉推進10年戦略、いわゆるゴールドプラン、これによりますと、ホームヘルパーの現在の人数は3万5,000人、これを平成11年度までには10万人を確保するという目標を掲げているところでございます。東京都におきましても、現在の6,000人から平成12年までに2万600人を確保するというで、地域推進計画の中に位置づけられているところでございます。特に社会福祉は人なりと言われてるように、これらマンパワーの確保対策が今後の重要課題となってまいります。確保のためには、社会的評価を高めるとともに、処遇の改善、就業環境の整備、研修制度の充実等が必要でございます。

日野市のホームヘルプ事業は、現在、職員6名、この派遣と、社会福祉事業団の在宅ケア事業、家政婦協会からの派遣という三つの制度で実施しております。これら多様化するニーズに対応しているところでございます。ちなみに平成3年度は、157世帯に対しまして1万4,337回の派遣でございます。前年対比で17.3%の増加でございます。ま

た、平成4年度からは市の単独事業といたしまして、ホームヘルパー派遣援助事業を実施し、さらに制度の充実を図っているところでございます。また、デイサービス、ショートステイ事業につきましては、特養老人ホーム、あるいは在宅サービスセンターの整備を促進いたしまして、介護者等の負担の軽減を図っていききたいというふうに考えております。

それで、在宅サービスセンターの設置の予定でございますが、現在では、ただいま御質問になったとおり、いわゆる大型のショートステイを兼ねた在宅サービスセンター、A型と申しておりますが、比較的規模の大きいサービスセンターを市内に4カ所つくりたい。現在浅川苑と今議会に提案いたしました栄町のサービスセンター、それから今後取り組んでまいりますところの多摩川苑福祉ゾーン、この中に、これは特養老人ホームとの併設でございますが、A型のサービスセンターを設置していききたい。その他につきましては、B型のサービスセンターということで市内に4カ所、合計いたしまして各中学校区に1施設設置していききたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、平成5年度中に策定いたします日野市の保健福祉推進計画の中に位置づけをしていききたいというふうに考えております。

それから、訪問看護制度の整備計画でございますが、訪問看護制度につきましては、昨年の3年の10月にいわゆる老人保健法の改正の中で新たに創設された事業でございます。施行は、平成4年4月1日からということでございます。この制度につきましては、介護を必要とするお年寄りが、安心して療養生活を送られるようにかかりつけのお医者さんの連携のもとに、訪問看護サービスを提供していくシステムでございます。この対象者といたしましては、老人医療受給対象者でございます。また、かかりつけの医師、主治医が訪問看護の必要と認めたときにサービスが受けられるということでございます。サービスの内容といたしましては、病状の観察、いわゆる褥瘡、いわゆる床ずれですね、この措置、あるいはリハビリ、それから清拭、いわゆる入浴できない人の体をふくこと、あるいは体位を変換など、こういうものを、いわゆる訪問看護ステーションというところから、看護婦、あるいは準看護婦、保健婦、いわゆる理学療法士、作業療法士、こういうものも含まれておりますが、こういうようなサービスをやっていくというふうなことでございます。実施主体といたしましては、当然地方公共団体、あるいは医療法人、社会福祉法人、それから厚生大臣が定めるいわゆる地域の医師会というふうなことでございます。まだ制度ができて時間もたっていないわけでございます。これから、この事業につきましては、現在所管としては生活文化部でございますが、当然福祉との連携

がございます。そういうようなことから、両部でもって連携し合って、また地元の医師会等とも協議をして、早く整備に取り組んでいききたいというふうに考えております。

それから、3点目の、高齢社会におけるコミュニティでございます。これにつきましては、大変必要なことと考えているところでございます。社会保障、あるいは医療保障等の制度が十分であれば、本来福祉でとらえる分野というのは、非常に狭い分野ではないかというふうに認識しております。まさに生きがい対策が福祉の重要な部分ではないかといっても過言ではないかと思っております。高齢になるとともに、だれしものが経験することでございますが、長年築いてきたいわゆる地位、あるいは所得、こういうものがまず喪失されているわけでございます。また、体力的にも機能が低下していく、あるいは友人、配偶者等の喪失。今までいわゆる組織の人間だったものが、全くの裸の人となってしまいうわけでございます。このようなことから、非常に孤独になり、また生きがいをも失うような結果になります。そういう意味で、高齢化社会の中での高齢者のコミュニティというのは非常に重要な部分ではないかというふうに考えております。したがって、高齢者は、これまでに蓄積されました経験と能力、これを有効に発揮できるような機会の確保を図っていききたい。高齢者の生きがいを積極的に整備していかなければならないと考えております。高齢者の方も、地域の老人クラブへの加入や、あるいは高齢者向けに開催しております趣味の教室、いわゆるかしの木学級や、寿大学、あるいは生き生き体操等、積極的に参加していただきまして、コミュニティの場として活用していただきたいというふうに考えております。いずれにしても、寝たきり等でこういうものに参加できない方には、友愛訪問や、あるいはデイホーム等の在宅サービスセンターを通じまして、それらをコミュニティの場の確保というふうにしていききたい、というふうに考えております。

それから、4点目の、高齢者のいわゆる多摩川苑福祉ゾーンの今後の取り組みでございます。多摩川苑の福祉ゾーンの計画につきましては、昨年度日野市の老人福祉協議会に諮問し、基本的な部分の答申を得たわけでございます。これに基づきまして、庁内検討資料といたしまして先般送付させていただきました「多摩川ゾーン福祉計画整備構想調査報告」でございますが、いわゆる庁内の検討資料としてのイメージづくり、こういうものを行ったわけでございます。4月に早速庁内の検討チームをつくりまして、検討に入っているところでございます。検討の内容といたしましては、一つにゾーン内の施設の整備計画、2番目には、ゾーン内外の環境整備計画、三つ目には、ゾーン外周の道路の整備計画、4には、用途地域計画等の変更でございます。施設計画の基本的な考え方

といたしましては、まず緊急課題であります介護施設としての特別養護老人ホーム、これは大体100床規模を現在予定しております。それからその中に、在宅サービスセンター、先ほど申し上げましたA型のサービスセンター、それから在宅介護支援センター、それからいわゆる職員の処遇の問題でございますが、パワーの確保という意味から、職員住宅等併設した施設を最優先に取り組んでいきたい、というふうに考えております。他の施設といたしましては、医療施設であります老人保健施設、あるいは総合福祉センター等、高齢者、障害者、児童、だれでもが利用できる施設と、余り閉鎖的にならない、そういうようなゾーンにならないように、いわゆるこういう方たちの世代間の交流も図れるようなそういう配慮をした中で、今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。まず、4番目にありました、その多摩川苑福祉ゾーン計画というんですか、この辺については非常にいろいろとわからない点が何点かありますので、御質問いたします。

まず1点は、最初に多摩川苑福祉ゾーン計画に当たりまして、この体系化についてですね、諮問されて答申が出ているんですけど、この中にあります、最初に「生き生きした老人」といった「高齢者ゾーンを創造することを基本的な目標とする」という一つの基本目標がここではうたわれているんですけども、この辺が具体的にその後の多摩川苑福祉ゾーン計画についても、具体性が欠けているように感じられます。また、これに基づいた整備構想調査におきましても、どうもこの多摩川苑福祉ゾーン計画というのは、今の時代には、こういう視点もいいのかという気がするんですけど、じゃあこれから21世紀、特に4人に1人が65歳以上の高齢者になった時点におきまして、こういうような多摩川苑福祉ゾーンという位置づけからして、本当にお年寄りしか来ないのかなという、非常に想像すると大変なことになるのかなという気がしてしょうがないんですね。この中に設けたそれらの施設を見ても、どうもお年寄りの施設が当然メインなんですけれど、そこに若い人も含んだ年齢層の幅の広い人たちが、皆さんがここへ来て、コミュニケーションなりなんかしていくというような配慮が必要だ、というような趣旨ではうたわれているんですけど、この具体的な計画を見ますと、なかなかこれが難しい気がしてしょうがないんです。ですからその辺もう少し、これは基本的に考え直さな

いと、せっかくこういう構想をつくって進めていっても、これは実際大変な事態になりそうな雰囲気がしてしょうがないんですけど、この辺について市長なりのお考えをお伺いしたいと思います。

それから、コミュニティにつきましても、再三コミュニティについては、いろんな角度から質問を何回もさせていただいているんですけど、結果的には日野市におけるコミュニティというのは、なかなか日野市としての明確な方向も出してはおりませんし、地域の皆さんのコミュニティが高揚していくような施策も残念ながら日野市としては用いてないわけですね。ですから、こういう高齢化社会になって、地域福祉というのが非常に重要な部分になってまいりますと、なかなか地域の中でコミュニティというのが今の段階を見ていると、なかなかうまくいなくなるのかなあ、と非常に厳しい予測はできるんですけど、これにつきまして、今から早急なコミュニティについての対応というか、行政の姿勢が変わらなきゃいけないんじゃないかと思っておりますので、その辺についての市長のお考えもお伺いしたいと思います。

それから、1点目、2点目につきましては、特に在宅福祉の中心になりますセンターですけど、今回もセンターが契約案件で計上されているんですけど、どうも感じられるのは、やはりすべて日野市の基本的な姿勢であります施設中心的な方向がまた一つふえるのかな、という気がするんですね。ですから、やはりこういう施設ができる場合については、地域とのコミュニケーションというか、地域の人を巻き込んでというか、そういう発想がほとんどない。特に今後高齢化社会の中では、いかに地域との接点というのが非常に大事になってくる。地域住民がどう自発的にいろんな応援をしていただけるか、その支援体制というか、その辺が非常にこれからの高齢化社会の中におけるいろんな施策が成功するかしないかの大きなかぎになっていくわけですね。施設をつくることは、ある程度の時間とお金があれば、ある程度対応は可能になってまいりますけれど、問題は、そこにおける人の触れ合いというか、ソフト的な部分が同時並行していかないと、結局は高齢化社会は、そうでなくても、非常に暗い状況になってまいりますし、そうしますと大変なことになるのかなという気がしてならないんですけど、その辺も含んで在宅福祉の拠点になりますセンターづくりについて、高齢者サービスセンターですけど、これについて市長の今回栄町が進んでまいりますけれど、これに並行して早く地域周辺とのコミュニケーションというか、平素地域からいろんな角度から応援体制できるような対応を、また今後、各中学校に1カ所ずつ設けていくんだという一つの大きな流れの中で、それで一つ一つに対しては、事前に地域との話し合いになり、また

地域の教育なり、地域にいろんな情報を提供し、その情報を、またその情報によりまして、地域の人たちはいろんな反応を示す。その反応もいろいろと要望を取り入れながら、地域と密着した福祉センターづくりというんですか、それが必要かと思うんですけれど、その辺の基本的な今後の対応を含んで市長のお考えをお聞きいたします。

まず、市長の方に御答弁をお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 大部分の点では、そう我々の考え方とそごするというふうには思わないわけでありまして、コミュニティに関しまして、よく馬場議員から指摘をされる、施設中心主義ではないか、とこういう御指摘であります。行政側から市民にいろいろな施策の仕掛けをつくり出す。その場合に、施設ということがかなり大きく役割を持つわけでありまして、その施設によって、その地域のコミュニティはおのずから市民自身の判断、あるいは意識によって形成されるものではないだろうか。つまりコミュニティそのものを、大枠は行政側がいわゆる施策とか施設とかいう形で打ち出すわけでありまして、それを応用される地域のコミュニティというのは、自然発生的という、ちょっと無責任すぎるかもしれませんが、行政が仕組むというよりも、やはり地域で、住民意識によって、住民自治の考え方によって組織されていくべきものではないだろうか、こういうふうに考えておりますものから、何か施設中心主義でコミュニティに対する施策やアイデアが欠けているのではないかと、このように指摘されるのではなかろうかと思っております。その点を私もいつもみずから顧みつつ、あるいは施策のあり方について振り返ってみてまいっております。

特に御指摘の、その高齢者在宅センターというのをたまたま今回具体的につくるわけでありまして、これはなるべく中学校区に1施設ぐらいは将来必要であろう、とこういうことでありまして、そこに必ずしも措置ではありませんけれど、拠点となって受け入れる施策、あるいは打ち出す施策、こういうことが機能化してまいるということを期待をしているわけでありまして、（仮称）多摩川苑福祉ゾーン計画が将来禍根を残すというふうな考え方は、どうも私どもにはまだ理解できないわけでありまして、専門家の御提案、それから体系化ということに伴って、将来の日野市にぜひ必要である、というふうな御提言をいただきながら、その具体化にだんだんと施策を進めていく、とこういうことですので、一遍よく議場のみならずその他の場でも御意見を拝聴してまいりたい、こんなふうに思っております。

特にこの高齢化社会に向かしまして、その医療と福祉の領域を明らかに仕分けるとい

うことは不可能でありますので、むしろ共通する領域を福祉部にまとめるというふうなことも、ぜひ考える必要があるのではなかろうかと思っております。そういう、答えになってないかもしれませんが、御提言を伺って、これからまた十分反省をし、一番市民に迎えられる、また地域社会に適合できるこういった新しい社会づくりこそこれからの課題であろうということを感じております、ということをお願いして、一応のお答えにさせていただきますと思います。

○副議長（高橋徳次君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） それでは、また市長にお尋ねしたいと思うんですけれど、一つは講談社が発行しております「高齢化社会」ということで、著者が吉田寿三郎氏という方なんですけれど、高齢化社会とはどんな社会か。その中に、ちょっとこれは部分的に読ませていただきますけれど、「早急に適切な対策が講じられない限り、国が面倒見てくれなどと楽観的に考えている人たちにとっては、恐らく想像もできないような長命地獄が実現するだろう。長命地獄とは、弱って死ねないという老残者が巷にあふれ、活力が全く失われてしまう、老衰し切った社会である。私はかつてこれを「日本老残」と表現した。我が国の高齢化社会の問題を考えるに当たって、まずこのことをしっかりと肝に命じていく必要がある」、こういうように言われているんですけれど、やはり本格的な高齢化社会が21世紀に到来しまして、4人のうちの1人が65歳以上のお年寄りになる。先ほど部長が言われました、後期高齢者もたくさんふえてくるわけですね。そうしますと、非常に社会の活性化というのは、当然失われてきますし、どこを見てもお年寄りばかりだという社会が現実化してまいります。

そういうことを踏まえますと、この浅川苑の計画は、福祉ゾーンというそういう名称で、福祉だけをそこに集めるという発想は果たして、現時点においてはこういう発想は問題ないと思っておりますけれども、じゃあ、21世紀の超高齢化社会になったときに、果たしてそれでもいいのかなという一つの将来的を考えますと、本当のお年寄りだけの特別な場所になってしまうおそれが十分あるわけです。ですから、そこを何とか回避していく対策が非常に必要じゃないのかな。特にこの中でも、その辺の懸念は一部指摘はされておりますけれど、それ以上にその分は深刻になるんじゃないかというような気がしてならないんです。

今、その対策的にはこの中で言われております、福祉センター施設という中で、地域の人々がお年寄りと一緒にレクリエーションしていくんだというような、そういう一つの対策はとっているんですね。ですけれど、4人に1人のお年寄りの時代になっ

たときには、そういうふうな対策だけでは十分対応できない。もっと思い切った、市民が中心となって集まってこれるような、場所的な、中心的な部分にしながら、そこにお年寄りの施設もあるんだという逆発想していかないと、なかなか難しいのかなという素朴な感じをいたしました。ですから、そういう意味で、将来的には福祉ゾーンというようなイメージじゃなく、もう少しイメージ自身も変えていく必要があるのかな、という気がするんですね。そういう意味で、質問をさせていただきました。

それと同時に、何か全体的に見えるのは、何かお年寄りを一つの福祉という福祉ゾーンという枠の中に押しはめていくんだ、そして行政が何かをしてあげるんだという、まあ日野市だけではないんですけど、どうしてもそういう発想的な位置づけの中からこの福祉ゾーンができたような感もするんですね。そうじゃなくて、もうこれからというのは、お年寄りだから何かというよりも、お年寄りも重要な社会の一員で、社会に大きく貢献していくんだという、お年寄りだからという受動的から、お年寄り自身が外へみずから出ていく、また、お年寄りだからという特別待遇しないような何か新しい発想を持っていかないと、21世紀はえらいことで、財政負担もそうだし、本当に暗い社会になっていきますから、その辺の位置づけの中でもう少しこういう対策も考えていく発想も大事なような気がしてならないわけですね。ですから、ここ四、五年はこういう発想でも何ら問題ないと思うんです。ただ、超高齢化社会の21世紀を踏まえますと、この施設ができますと、長くそういうような趣旨で使われてまいりますから、そのとき大変なことになってしまう懸念はありますから、その辺もう少し発想を転換した中で、よく詰めていただければなあ、という指摘をさせていただきたいと思います。

特にこの策定に当たって、日野市の老人福祉協議会に諮問しているんですね。これは7名の構成員がいるわけです。で、学識経験者ということで3名の大学の教授がいて、そのほかは市民4名がいるわけです。合計7名で構成されまして、いろいろ検討しているんですけど、この検討も昭和62年の10月から63年の2月まで、約4カ月間にわたって5回検討を重ねて一つの諮問ということになっているんですけど、この諮問のあり方も果たしてこれでいいのかな、という気がするんですね。特に大学教授が3名、そして一般市民は4名、この7名という構成のだけれどどうということじゃなくて、その検討する人たちがどういう人たちが必要なのか。その辺まで考えますと、ちょっと大学教授と一般市民だけというのは、少し偏っているのかな。やはりもう少し、こういうような検討をするのであれば、いろんな年齢層も必要だろうし、かなり先を見ていく、先を予測できるような立場の人もあるだろうし、また現実的な、いろいろな高齢者をお

世話しているいろんな問題点を身近で感じている人も必要だろうし、そういう多岐にわたった方がいろんな角度から論議をして、一つの日野市の福祉の大きな施策の体系ですから、それをつくり上げていかないと、確かに一部の人でつくることも必要な部分もありますけれど、その根本的な部分がどうも市長との食い違いがあるわけですね。私も過去に、こういう懇談会に何回か入らせていただいた経緯があるわけです。

まず初めは、文教の高橋議員が当時、委員長をやっておりました。私が副をやらせていただいた中で、文教の正副ということで懇談会に入らせていただきまして、当時、日野市の林間施設懇談会という中で、合計6回ほど会議がありまして、そこでは旧の名称で青年の森「安曇荘」、そして大成荘の改築工事、この二つのことを約7カ月間、6回で検討したんですけど、この検討の中でもなかなか厳しい、率直な感じを受けてまいりました。特に林間施設の当時安曇荘につきましては、当時、議会の中でも随分論議がありまして、特に敷地の区画の問題ですよ。区画の問題も、当時議会においては2区画だと。そして将来的には3区画確保できるというようなことが、実際は懇談会に入ったら1区画しかなかった。それもそういういきさつがまるっきり説明もなく、ただ初めから1区画あったような方向でどんどん進めています。もう非常に内容的にも本当に日野市の林間施設なり、いろんな施設をつくるために、しっかり審議してやっていくんだという、まあ姿勢はある程度あるんですけど、もう少しいろんな情報なり、市民ともフィードバックしながら、いろんなグループでやる姿勢がないわけです。だからそれだけで、果たしてそういう方式だけで日野市の大きな施設づくりに関与してもいいのかな、という気がしてならないわけですね。

で、今回、平山駅前市公共施設懇談会に今回また地域の議員ということで所属もさせていただいているんですけど、そこでいろんなことがありましたし、またいろんなことをお話ししても、なかなかいろいろ難しい部分が多いんです。この場では差し控えさせていただきますけれども、やはり行政が大きな仕事をしていく、また行政の一つ大きな方針を決めていくためには、どのようなプロセスを踏みながらその大きな方針を決めていくか。それがたったこの7名の5回だけの懇談会で決めていく姿勢が果たしていいのかなという、非常に素朴な疑問を持つんですね。ですからもう少しその過程においても、どンドンいろんな一般市民から議会も含んでいろんな意見をお伺いしながら施設をつくり上げていく、それが本当の市民の皆さんの参加、参画につながっていくと思うんです。ですから、その根本的な姿勢が市長にはなかなか御理解いただけないので、そのコミュニティということもなかなか御理解していかない。ですから、施設をつくれば、

ここでコミュニティができて上がるんだという考え方は、ちょっと違うような気がするんですね。逆に言えば、施設をつくるから、ここでコミュニティを高揚していくチャンスなんだ。その一つのコミュニティの施設をつくることにより、今まで希薄だったコミュニティを活性化していこう。そのためにそういうものを情報を提供して、皆さんに集まってもらって、いろんな声を聞いたり、いろんな意味で参画をしていく、そして施設をつくり上げていくんだ。そして施設ができ上がった後も、自分たちの施設なんだということで、その施設利用というのが非常に活性化していく。また、非常に施設を利用することも非常に大事に使っていく、これが大事なことだと思うんですね。その辺がなかなか今までも何度もお話をさせていただいているんですけど、御理解いただけないわけです。ですから、市民参加というのが、具体的には本当にこう、市民に還元していかない中で、すべてが進めてしまっている。ですからこれが、一つのいい例じゃないかなと思うんです。

ですから、これから特に超高齢化社会という大変な問題が来るわけですよ。ですから、行政が建物をつくれればいいんだとか、そういう発想は脱ぎ去りまして、いかに住民の持っているノウハウとか、いろんな活力をいかに行政が引っ張り出して、いかに活性をして、一緒になって高齢化社会を乗り切っていくんだという思い切った発想展開していかない限り、高齢化社会は難しいんじゃないかと思うんです。ですから、そういうふうな視点から考えますと、現在、日野市が多摩川ゾーンにつきましての対応の仕方がもう少し工夫が必要だな。これが、そういうものを建ててはいけません、という反対じゃなくて、より高齢化社会を迎えるために、もう少し方法を考えていかないと、大変じゃないかと思うんです。

で、市長は、非常に元気でありまして、幾ら元気でありましても、21世紀という先のことを確認できる年代ではありませんので、その範囲、我々の年代層が嫌でも現実に直面していかなくちゃいけない大きな問題なんですね。だからこそ、市長自身は、今その決断をしていく、非常に将来的に重要な今、市長がかぎを握っているわけですよ。ですから、市長の発想では、そのことが非常にいい方向になるのか、懸念される方向になるか、その市長のかぎの一つで変わってしまう、そういう意味では分岐点になってますね。ですからあえてこの多摩川苑福祉ゾーンについて御指摘をさせていただいたわけです。ですから、根本的な出だしからちょっとまずかったのかな、という気がするんですよ。ですから、より多くのそれぞれの分野の意見も聞いて、そしてより安心できる長寿市政というものをつくり上げるためには、市長自身の根本的な発想を転換していく、やはり市

民の活力、また担当者それぞれの、本当に一人ひとりの持っている力が十分こういうところに表現できていく、そしていろんな考えが入れられるような政策を進めていきませんと、これは後で大変なことになる。大変なことなんですよ。

ですから、そういう意味でもう少し、今市内の検討チームをくりまして検討しているようでありますけれど、ただ道路がどうだとかいうことと同時に、その内容についてももう少し、本当に職員の皆さんのいろんな意見が吸い上がっていく、また、市民の人のいろんな意見がまたフィードバックして吸い上げるような、そういうような流れをぜひとも市長につくっていただきたくお願いしたいと思うんですけど、市長、あと4分しかありませんけれど、何かあれば。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 意見は十分フィードバックして考えてまいりたいと思っております。何か市民の専門委員さんでは、欠けているという、そういった意味に近い御指摘があったようではありますが、これには東京都の当局も大変賛意を持って御指導していただいておりますという状況もございますし、数多くの市民の御意見を聞くという手順はもちろん大切ではありますが、いわゆる高齢化福祉の体系化ということについては、これはもう中央政府においても、また東京都においても、また日野市においても、原則は変わらない、そういう大きな構造的な内容があるものだ、というふうに理解をしております。

それから、いわゆる高齢化社会が何か大変暗い、しかも機能を喪失した人たちの集団社会である、というふうには私どもは考えたくないわけでありまして、むしろ健康でかくしゃくとした老人が大部分である。年をとりますと、機能障害は当然まいりますし、ひとり暮らしになるとか、場合によっては寝たきりになる、ということになってくるわけではありますが、それらを積極的に防止していくということこそ、老人福祉の行政だろうと考えておるわけでありまして、いろいろ御提言等もいただきながら、やるべきことはきちんとやるということで進みたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（高橋徳次君） 馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君） どうもありがとうございました。

高齢化社会が暗い社会にならないように我々が知恵を出し合い、いろんな人の意見を聞きながら、黙っておいてきますと、間違いなく暗い社会になってまいります。ですから、それをいかに我々の多くの知恵でそうならない市政をつくり上げることがこれから

の課題だと思いますので、結局その辺も踏まえて御理解していただきたいと思います。また、このシステムを高齢化社会の体系化のシステムをつくることにつきましても、やはり形としてのシステムだけじゃなくて、そこにいかに心を入れるか、また多くの知恵を出していけるか、それによってそのシステムが生きるようになるか、また生きることが非常に難しいシステムになるか、大きな瀬戸際になってまいりますので、その本質をよく理解をしていただきまして、今後の市政運営の中で、その趣旨に沿って少しでも前進していただけるよう、強く強くお願い申し上げて、以上をもちまして終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって6の2、安心できる「長寿社会」を築くための質問を終わります。

一般質問7の1、七生支所を高幡駅前に移設して七生公会堂の整備拡充をの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員 登壇〕

○12番（宮沢清子君） それでは通告に従いまして、七生支所を高幡駅前に移設して七生公会堂の整備拡充について質問ををさせていただきます。

現在の七生支所は、昭和54年に七生公会堂を併設して、現在地に移転をされております。主な業務内容としては、御存じのとおり①転入・転出・転居等の届け出②出生・死亡・婚姻・転籍等の届け出③住民票・戸籍謄抄本の発行④印鑑登録・印鑑証明書の発行⑤市税、国民年金等の収納等受け付けておりますことは周知のとおりです。

当市の支所は、今申し上げましたとおり、出張的機能しか持ち合わせていないのではないかと感ずる方々がたくさんいらっしゃいます。本庁の市民部の窓口も常時混雑をしている状況で、対応を待たれる方々もよくお見受けをいたします。特に乳幼児を連れのお母さん方が、授乳やおむつの交換を、ソファに寝かせて行っています。ぜひ、衛生上のことも配慮していただき、窓口のロビーにベビーベッド等を置いていただければと思いますが、先に要望させていただきますので、ぜひ御配慮くださるようお願いをいたします。

こうした背景を見ても、本庁内もかなり手狭ではないでしょうか。また、南部地域の皆様方は、支所から本庁へと行かれる交通網は、電車とバス、またはタクシーを利用していますので、自宅を出てから2カ所経由しないと用事が足せない状態も周知の事実でございます。公共機関をつなぐミニバス路線も時間的間隔も長く、往復回数も少ないので、なかなか思うように利用できない状況です。特に有効な交通手段を持ち得ない高齢者や婦人や障害者の方々にとっては、大きな負担となっていることも否めませ

ん。さらに、近年、ワークミセスも増加してまいりました。

第1点目の質問といたしましては、七生支所を高幡区画整理地内の駅前の適地に移設をし、ミニ本庁として充実をしていただきたく、そのことについてお伺いいたします。税を含めた市民部の業務はもとより、福祉関係の業務をぜひ支所で取り扱っていただけないでしょうか。さきにも申し上げましたが、特に有効な交通手段を持ち合わせない方々のために、市民生活に直結する業務の取り扱いができるよう考えていただきたいと思っております。支所には、各部門を経験された方々を配置していただき、気軽に何でも安心して身近に相談できる窓口が必要ではないかと痛感いたしますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

第2点目といたしまして、市役所1回のロビーで行っております市長相談を初め、市民相談室の業務であります。法律相談を初め、行政相談、人権身の上相談、サラ金専門相談、交通事故相談、登記や税務相談、一般相談、等々と市民が一番身近に抱える諸問題の相談等も支所で行われるようにしていただけたら、と感じます。ぜひ、御検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

第3点目といたしまして、七生公会堂の整備充実を図っていただきたくお伺いいたします。私は、一昨日も改めて七生公会堂を見てまいりました。御承知のとおり300席のホールで、主にピアノの発表会、講演会、映画会などに使用されております。整備としては、舞台前の衣装や、化粧等の準備室があり、8畳の和室が1部屋あるだけですので、七生支所を駅前に移設させて、あとの有効利用として、防音装置を備えた中で音楽の練習や、若者のバンドの練習等演奏練習ができるような部屋の設備の提供をしていただきたい旨の要望がたくさんございます。なお、視聴覚室や会議室の充実も図っていただきたく、市民に開放できるようなものを提案をさせていただきますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

第4点目といたしまして、今議会にも上程される予定になっております完全週休2日制の実施に向けて、日野市におかれましても正式にスタートすることになっておりますが、行政サービスを改善され、さらには向上させていかれるよう種々御検討されておることと思います。

そこで、茨城県の前橋市や土浦市、近隣の府中市で実施されているところの電話予約による戸籍謄抄本、住民票の交付請求等を行っておりますが、プライバシーのことも含めていろいろと問題点もおありかと思ひ、懸念をいたすところでございますが、このことについて、本市としてはどのような見解をお持ちでしょうか。法務局や東京都の見

解もあわせて教えていただきたいと思ひます。

第5点目といたしまして、住民票の自動交付機の設置についてお伺ひいたします。住民票交付機については、平成2年度に関係省令等の改正によりまして、制度的に道が開かれたところですが、このことは、週休2日制対策のみならず、時間外サービスや、窓口での混雑の解消等に役立つものではないかと考えます。このような行政サービスを市民のためによりよく向上させるため、施策として導入されるお考えがおありでしょうか、お伺ひをいたします。

第6点目といたしまして、早朝・夜間窓口の開設についてお伺ひいたします。日野、豊田、高幡の各駅前を中心にして、早朝と夜間窓口を開設して、早朝の出勤途上で申請書を窓口へ提出しておいて、夕方から夜間の帰宅途中、同じ窓口で住民票等を受け取るようにしていただけないでしょうか。近年、大変ワークミセスがふえておるところでございますので、実情に即した市民サービスの向上と効率的な行政を目指していただきたくお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

以上の点、御答弁のほどよろしくお伺ひいたします。

○副議長（高橋徳次君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、私の方の関係をお答えしたいと思います。

まず、大枠の中では、御質問者の方からお話ありますとおり、七生支所を高幡駅前に移設をというふうな関連の中での内容部分だというふうに理解しております。御承知のとおり、現在高幡土地区画整理事業の中で、駅前に七生支所を移転しようというふうな考え方では、既に区画整理の中でも検討し、いろいろ積み上げているところがございます。ただ、まだ具体的には、その検討段階までは至ってない。やはり市民サービスをやるには、現状の支所の場所から見れば、駅前が一番市民に利便であるということをお前提にしての考え方でございます。内容的には、今その中で企画財政部の関係では、相談室、相談の関係、そういった規模を含んでというふうな御要望だと思います。もちろん支所の規模、あるいは現状の業務の内容等で、どういふ状況で移設ができるかという部分が、これからの検討課題だと思います。十分今の御意見を尊重しながら、幾つかあるわけでございますが、またおのおの担当部長からその部分につきましては御説明あるかと思ひますが、施設に対する導入部分に対しましては、当然今後の施設の移設に伴っての内容の検討とあわせて、やはり市民サービスの向上というふうな目的に沿った状況の中で今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） それでは、市民部にかかわる問題についてお答え申し上げます。

今企画財政部長からお話ありました施設の問題を除きまして、所管する事項につきましてでございます。確かにおっしゃられますとおり、法で言う支所、出張所あるわけでございますが、これは大分最近よその市でも分掌事務が変わってきまして、いわゆる支所と出張所の中間的な施設に非常になってきておるのが現状でございます。日野市におきましても、支所というよりは、むしろ法で言う出張所という役割、性格になってきているというのが現状でございます。ただ、現在所管している仕事のほかに、最近非常に福祉の行政等いろいろ進んでまいりましたので、窓口で行う仕事というのは非常にふえてきているのは事実でございます。そういう意味で、現状の支所の中でできないものがありまして、地域の住民から非常に多くの要望があるということは私ども承知しております。今後、分掌の事務の見直しにつきましては、企画財政部を中心に関係する課と協議してまいりたい、とこのように思っております。

それとあと1点、週休制の問題に絡みまして、電話予約、交付機の導入、早朝・夜間のサービス、この3点につきまして御提言ございましたが、各市とも現在これらの問題については協議中でございます。住民票とか戸籍の場合、本来なら、かなり計画的にとつていただけるのがいいわけございまして、そういう意味で、日野市では郵便局16カ所による交付請求、あるいは一般の郵便、郵便局を通じなくても手紙による申し込み交付というのが、合わせまして年間約3万6,000件あるわけですね。月に3,000件ぐらいの手紙によるやりとりがあるわけです。こういうことで申し込んでいただいて、自宅に送るという確実な方法を今後さらにPRしてまいりたい、とこのように思っております。

そこで、電話予約の件でございますけれども、これについては、通常の時間外の中で電話予約によって交付していくということになりますと、非常に事務の方の混乱も来してまいりますので、もしできるならば、平常勤務じゃなく、土曜日しか市役所に来られない方について、特段にひとつ考えるという必要はあろうかなど。例えば金曜日の一定の時間まで申し込んでいただいた方について、土曜日の午前中だけに交付するという方法、これは各市は検討している中でございますが、とれるとしたら、その辺で日常電話予約で証明書をつくっておくということは、ちょっとなかなか難しいということになるかと思ひます。

それと法務局あるいは東京都等の考えでございますけれども、戸籍に関するものにつ

いては、法務局が全くこれは否定しております。電話ですと本人のまず確認ができない。したがって、これは重要な書類でございますので、仮に家族であっても間違った人に交付してしまって、大きな事件が起きた事例というのは非常にあるわけでございます。そういう意味で、電話でもって本人が確認できない中で予約をして、それを書類をつくって、職員以外の方がそれをどこか頼んで交付するというのをやっておるわけですが、これについては法務省からも通達が参っております。こういうことで、なかなか困難性はある。ただ、週休2日制を推進しております自治省の方では、比較的これについては、住民基本台帳、住民票については、本人の確認さえできれば電話予約も、消極的であるが差し支えないという見解を持っております。したがって、住民票については検討の余地があるけれども、戸籍については現在のところ検討の余地がない、こういうような見解でございます。そういうことで、これから市の方でもできるかどうか。できるとしたら、どの範囲にとどめるかというようなことを十分検討してまいりたい、このように思っております。

交付機でございますが、これにつきましては、東京23区27市の中でも——足立が一つ入ってますかね。入っておりますけれども、まだ現在の機というのは非常に開発途上でありまして、使う側、いわゆる市側の要望にこたえられるということは必ずしも言えない機械なんですよ。それと設置場所も、防犯の問題とか、あるいは取り扱い上の問題で、職員がいるところでなくてはだめだと、設置場所が。そういうことで、一般で希望しているようなところまでなかなかサービスが至っていないという状況でございます。なお、聞くところによりますと、機械も大分あちこち開発が進んでおりまして、印鑑証明等も一緒にできるような多動的な機械を今開発、手がけているというようなことを聞いておりますので、住民票だけで現状の制限の中でやっていくということは、余り今の導入を考えておりません。そういう形で新しいものが出た場合に、何とかしていかなきゃならないということで、少し将来的には検討したい、とこのように思っております。

それと早朝・夜間の窓口でございますが、これは非常に難しい問題があります。現在の本庁と七生支所、多摩平の支所で早朝・夜間を仮にやっただとしても、さほどこれは効果は上がらないのではなからうか。先ほど御提言のありました、例えば日野の駅前に行政サービスセンターでもできて、行き帰りのお客さんがそこで申し込んで、夜にたいていくというような施設にした場合に、ある程度これは実効が上がるのではなからうかということでございますので、そのような支所の今後のあり方、出張所の今後のあり方とあわせ検討させていただきたい、とこのように思っております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 七生支所に職員の配置の件についてでございますけれども、この件につきましても、今市民部長がお答え申し上げておりましたけれども、支所の窓口というのはいろいろな業種の仕事を受け付けたり処理したりしているところだということは承知しておりますので、今までもやってきていると思います。私たちの方も、今議員さんがおっしゃったようなことを配慮して配置をさせていただきたい、というふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 3番目に、七生公会堂の整備拡充をという件でございますが、七生公会堂、また支所と一緒に駅前の方に行くのか、またどういうふうにするのかという、よく私ども、初耳でございますがわかりませんが、いずれにしても、この公会堂と合わせて改築とか、何かそういうことが起こるとすれば、その時点では当然企画を中心にして要請があらうかと思えます。その場合には、今現在一つしかない控室を、今住民がもう少し欲しいということだとか、そのほか、会議室、また多目的室が欲しいとか、いろいろな声が上がっておりますが、そういうような意見を反映して、建てかえとかなかにか起こった場合には、できるだけ努力をしたいというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） ありがとうございます。

最初の時点で企画財政部長から、前向きな御答弁をいただきましたものですから、期待ができ、希望を持っていきたいというふうに思います。ぜひ、週休2日制に対しては、市民サービスの行政サービスの視点からいって、充実が図れるような施策を、また議案上程等の中でも審議をされていくと思いますので、そういった御意見等も慎重に承っていただき、そして配慮していただきたいと思えます。

七生支所が移設をいたしますと、七生公会堂自体を当然整備充実をしていくわけですが、特に現状の中でも、下に七生支所がありますし、上でいろんなことをやっておりますと、確かに音が響くんですよ。私も自分の住民票をいただきとか、印鑑証明を必要に応じてたまに伺うんですけど、上の音が何かふあっというふうなことを感じたことがございまして、利用されるまた市民の方にもお声をかけてみましたら、確かにそういうことを感じる、というふうにおっしゃってございましたし、そういった点では、

今後の検討となると思いますけれども、御配意をお願いしたいと思います。

1点だけ確認をさせていただきたいんですけど、今市民部長が、郵送による受け付けということで、郵便局と連携をとりながら、郵便による申請受け付けを制度的にできるようになっております、ひの広報等でも呼びかけをされて、かなりの利用率ということで、現状としても今利用率をおっしゃってくださったんですけども、1年に3万6,000件、月に3,000件というのは、すごい業務というか、受け付け内容だと思うんですけども、これは市民お一人おひとりの郵送によるものなのでしょうか。何らかの事情で来られない方が、こういった請求をされているのか、もしくはこういった中で、税理士だとか弁護士さんとか司法書士の方々が代行的手続を行っているということも考えられるんですけども、そういったものもこの中に含まれているのかどうか。余り市民お一人おひとりが利用しているんですと、数値的にかなり広がった数値でございますので、この辺がどうなのかな。また、金融会社なんかは債権の取り立てのために、住民票の、まあ情報公開制度の中でどのような請求をされているか、ちょっとあれですけども、そういった中で、そういった方々の利用も含まれているのかどうか確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（高橋徳次君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） お答え申し上げます。

3万6,000の年間にはすべての郵便の請求が入っています。おっしゃられますとおり、弁護士、あるいは司法書士、あるいは日野市外に住んでおまして、戸籍が日野にある人、これらの方は日野で要求しますからね。そういう住民の方を含めたものが入っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） ありがとうございます。

それでは、今回は3問質問させていただきまますので、時間等の配分も考えながら質問させていただいているわけなんでございますけれども、市長さんに最後お尋ねをしたいと思いますが、地方自治法第155条によりますと、「地方事務所また支所は、その区域内の住民の便宜のために、長の権限に属する事務を全般的に分掌させるため設ける総合的な出先機関である」とございます。「出張所は、市役所や町役場の窓口の延長とでも言うべきものである。いずれも本条の規定により、必要な地に条例で設けることができる」ということが掲げられておりますけれども、当市におかれましても、「日野

市役所支所の設置及び所管区域に関する条例」がございます。その中で設置といたしまして第1条に、地方自治法第155条第1項の規定により、「市長の権限に属する義務を分掌させるため支所を設ける」ということで掲げて、そして七生支所等が設置されていることは理解をするところでございますけれども、さらにこの地方自治法をもう少しよく見てみますと、実例が書いてございます。

この実例の中に、本条第1項に規定する支所とは、「市区町村の全部の事務を執行するものであって、その設置は交通不便の地、あるいは市町村の廃棄、分合等による」云々とございます。さらにはまた、実例として、「支所は、市町村の事務の全般にわたって事務に当たる事務所を意味するものに対して、出張所は住民の便宜のために、市役所または町役場まで出向かなくても済む程度の簡易な事務を処理するために設置する、いわゆる市役所のまたは町役場の窓口の延長という観念である」、とこのように書かれておりますけれども、この視点から考えてまいりますと、現在の七生支所は、出張所的規模がかなり大きくウエートを占めているのかな、というふうに感じます。そういった中で、現状といたしましては、南部地域の人口密度も他の地域よりも大変増加してまいりましたし、また、中央線は2駅なんですね。豊田と日野駅でございます。京王線の方というのは、5駅利用しております。百草園、高幡不動、多摩動物園、南平、平山城址公園等々でありますけれども、こういった中で、高幡不動駅というのは、乗降客数や商業業務機能の集積、また今後、多摩都市モノレール計画などにかんがみまして、日野市の中でターミナルとも言うべき性格を持っておりますし、また京王線の5駅を使って、さらにはバスやタクシーで本庁まで来る方たちの足取り、利便性ということを考えましたときには、今企画財政部長からの検討課題ということでの御答弁をいただいておりますけれども、市長といたしましても、七生支所をミニ本庁として駅前に進出させていただけるのかどうか、その点を確認をしておきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） かつて議場で、あるいは高幡区画整理区域が進んで、駅前整備の状況が整い、日野市内の一ターミナル駅として行政のサービス手段もそれに応じた考えが必要である、ということをお願いしたかもしらないと思っております。歴史的にもう30年もたつわけでありまして、いわゆる一町一村、当時の日野町と七生村が昭和33年に町村合併を行った。それによって今日の日野市の行政区域が定まっておりますということでありまして、その状況からして、日野町に本庁が所在をし、支所という名称で七生村に支所が設けられた、とこういいますと、思っております。

余り原則的にもし言うことをお許しいただけるならば、余り大きな、面積の広い自治体ということでもありませんので、本庁一本で全体の行政展開ができれば一番それに越したことはない、とこのように思うわけではありますけれど、特に高幡を拠点といたします七生支所の考え方は、将来ともそう早急には変えられないのではなかろうか、とこんなふうに思っております。つまり高幡の駅前整備を行いますので、ビル等が建ちます際に、一定のスペースを維持することができれば、駅前になるべく出ていくという方が、すべてについて利便性が高くなるということはもう言うまでもありません。

ただ、大分これは今後の成り行きにまつところが多いわけでありまして、支所用地として駅前に特に日野市の市有地を換地しているという状況ではございませんので、駅前の発展状況にあわせて、好都合にいい共同ビルができるということになれば、一定のスペースの確保について今から考えておいてもよろしいではないか、とこんなふうには言えると思っております。私が今、予約をする立場でもございませぬので、全体から考えてそういう方向は十分あり得ていいのではないかと、こういう意味でお答えをしておきたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） 高幡駅には地下駐車場もできるわけでございますし、今高幡図書館には駐車場がないわけなんですよね。かつてお願いしたことございますけれども、ぜひあそここのところに、「七生公会堂、七生支所、高幡図書館の方も駐車場を御利用ください」というふうに掲示をしていただきたいということをお願いをしたこともあるんですけども、それが出てないんですよね。ですから、芙蓉ハイツの方に路上駐車をするという方も何人かいらっしやまして、たまたまパトロールで駐車違反でつかまったというようなことも聞いておりますし、やっぱり今後の利便性の追求と、これから大きく発展をさせていくというまちづくりの中で、ぜひ位置づけをお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でこの質問を終わらせていただきます。

○副議長（高橋徳次君） これをもって7の1、七生支所を高幡駅前に移設して七生公会堂の整備拡充をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時6分 休憩

午後3時28分 再開

○副議長（高橋徳次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問7の2、程久保、百草、三沢、南平地域等の道路を安全に安心して通行できるよう整備をの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君） 続きまして、程久保、百草、三沢、南平地域等の道路を安全に安心して通行できるよう整備をについて質問をいたしたいと思ひます。

市民の日常生活の中で、道路は大切な生活環境として重要な位置を示しております。きょうは地域の中で、安全で安心して通行できるよう整備をしていただきたく数点にわたりお伺いをいたします。

第1点目といたしまして、今議会でも市道路線の認定を予定しております梅ヶ丘住宅の道路についてお伺ひいたします。

御承知のとおり、日野市の地勢は起伏が多く、そのために坂道やカーブが多くあります。ここ梅ヶ丘住宅も高台に位置をし、急斜面があるところです。去る3月25日、住宅の出入口の箇所では交通事故が発生いたしました。幸い人身事故でなく、大事に至らないで済みましたが、坂道を下ってきたところで左折をしようとしたら、ハンドルを切り間違え、歯医者さんの擁壁に激突をしてしまい、車が横転しました。K宅のフェンスの角に突き当たりました。最初に擁壁に強く当たったために、家屋の中までは入らず、車が横転したようです。市内で急カーブや急傾斜の多いところでは、近接する家屋と市民の財産に破損を及ぼす危険性があります。こうした高い箇所は、必要な交通安全対策を積極的に講じていかねばと感じますが、そこで市道路線の認定に伴い、①側溝の整備②頑丈な手すりの設置③滑りどめの施行④適地へのカーブミラーの設置等と交通標識の設置等、全体的な整備をお願いをしたいと思いますと思ひますが、今後ぜひ御検討をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

第2点目といたしまして、程久保20の2番地先、明星のB階段についてお伺ひいたします。程久保小学校の通学路として、また高幡台団地への買い物や、バス停を利用される人たちが多く利用しておりますが、この階段は真っすぐに上がるような階段になっておりますので、ショッピングカーや自転車などで徐行するのが大変に困難です。特に明星住宅は、消防車両等の進入も1カ所しかありませんし、避難通路もなく、袋小路となっております。A階段、B階段とも急な階段です。ぜひ、改良していただき、スロープをつけていただきたいと思ひます。また、将来的には、明星大学の裏門から多摩更生

園、八王子方面への避難路も考えていただけたらと思いますが、このことについてお伺いいたします。

第3点目といたしましては、南平3-22の番地先の道路についてお伺いいたします。この箇所は、市道に即して特に公共的な性格を持っている私道路ですが、現在地権者の方が、市道と私道との境界として立札を立て、ブロックを置かれております。このところは、鹿島台から高幡橋へと、また高幡不動駅と南平へと右左折する直前のところです。急カーブが多く、対向車で道路が道いっぱいになります。歩道もない状況です。特に自転車やバイク等が急カーブで下ってきますと、ちょうどこの境界線の設置されたところへ来ます。後ろ方向から車が来て、急にバイクや自転車が障害物をよけようとして右寄りに進行しますので、対向車も危険な状態です。特に公道に面している私道は、一般の人々の交通も多く、より公共性が強いのではと感じます。このような公共性格の強い私道の整備管理を地権者の方とお話し合ってください、善処していただき、人身事故等を未然に防いでいただけるよう御配慮いただきたいと思いますが、お伺いをいたします。

第4点目といたしまして、三沢の小沢緑地公園の脇ですが、通勤・通学のため、西武住宅から川崎街道へ出て百草園駅を利用される方と、三沢台小学校の通学路として利用されております。改良していただき、大変よくなってはきましたが、ぜひ拡幅をしていただきたい旨の要望が三沢台の方々から寄せられております。この点についてもお伺いいたします。

第5点目といたしまして、三沢612番地先、川崎街道、都道41号線の中島道路、新井の71号線へ通ずる箇所に信号機を設置していただきたく昨年の6月、一般質問をさせていただきましたが、その後の取り組みについてお伺いいたします。また、中島道路につきましては、速度規制をしていただけるような要望等も出ております。交通標識で具体的にわかるようお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

第6点目といたしまして、高幡台団地の運動公園について、住宅都市整備公団から市への移管についてをお伺いいたします。現在、排水管等の工事が進んでおるのではないかと思います。今後の見通し、予定について具体的に教えていただきたいと思いますが、

第7点目といたしまして、平成2年9月の第3回定例議会で一般質問をさせていただきましたが、「狭い道路をなくして、安全で快適なまちづくりの促進を」と題しまして、狭い道路解消への体制づくりといたしまして、(仮称)狭隘道路拡幅整備要綱を定めていただきたい旨の質問をさせていただきましたが、狭隘道路の問題等を解決するための

施策として、現在どのように検討されていらっしゃるのでしょうか、進捗状況をお伺いしておきたいと思っております。

以上、御答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○副議長(高橋徳次君) 宮沢清子君の質問について答弁を求めます。建設部長。

○建設部長(小俣雅義君) 御質問にお答えいたします。

梅ヶ丘団地内の道路につきましては、今議会で認定議案を提出しているところでございます。これが認定されるということで初めて市道としての位置づけが明確にされることとなります。この区域内の道路の現況等については、十分把握しているつもりでございますけれども、安全対策、そのほかに構造面、あるいは地形的な制約等も多々あるかと思っております。相当長期的な、あるいは総合的な整備計画を立てて対処しなければならぬのではないかと考えます。今後そのような方向で努力してまいりたいと思っております。

次に、程久保二丁目20番地の2先、明星B階段と呼ばれている階段にかかわるものがあります。御指摘の場所は、第2武蔵野台の東側から高幡団地、程久保531番地付近のグラウンドに通ずる幅員1メートル46、高低差5メートル12の階段でございます。この階段につきましては、既にショッピングカーが通れるようにということで、現況の中での応急措置という形では、市側の対応でやっておるわけですが、御承知のようにこの第2武蔵野台の団地の道路というのは、まだ市に移管されていない道路でございます。したがって、この移管問題が今住民の総意で具体的に手続が進んでおります。まだいろいろ抵当権の設定やらなにやらで、いろいろまだ移管し切れてない問題点もございます。これらの移管の問題とあわせてまた公団からの移管、これらをあわせ考えながら長期的な対策を立てる必要があるかと思っております。もしスロープにするということになりますと、相当の大規模事業になりますので、これらを踏まえて、今後課題として対処してまいりたいと思っております。

それから、3点目の、高幡橋から都道を通って鹿島台に抜ける幹線1-5号と呼ばれている市道でございます。ちょうどこのカーブ地点に議員さんが御指摘のさく、バリケード様のものが施されているわけですが、これは境界確定が終わっているわけですが、ちょうど民地に当たります。ちょうどカーブの地点ということで、非常にこの幅員を要するところでありまして、何とか確保したいということで、今後地権者と折衝してまいりたいと考えております。

次に、三沢台小の通学路になっております小沢緑地の脇を通り抜ける道であります。2メートル前後の通路で、通学路としても指定されており、狭い部分では1メートル20

程度のものしかない状況があります。以前御要望がありまして、一部フェンスを、緑地側にフェンスが張ってあったわけですが、このフェンスを撤去して、傘を差した際に交差できるように対応いたしましたけれども、前後が広く広まっている状況もあります。それで要望も強いのではないかと思います。建設部の内部でさらにこの件について調整した上で、対処してまいりたいと思います。

それから、都道に交差する区画整理区域から精進橋を渡って都道へ抜ける道路だと思えます。区画整理事業等によって、交通の流れというのは多く変わってまいるわけです。交通管理者の方でも、この交差点については、何らかの対応を施さなければならないのではないかと、という考え方でおるようです。私どもとしても、交通管理者に対して、この前提となる交通量調査等に早く着手するように要望をしておるところでございます。今後もお、その推移を見守りながら、要請を続けてまいりたいと思っております。

運動公園については、企画財政部の方からお答えになると思えます。

狹隘道路の整備要綱の検討ということでもありますけれども、現在内部の検討を組織、チームとして建設部の管理課長が座長という形で、リーダーという形で都市計画課、あるいは区画整理課、あるいは土木課、関係する課の課長補佐、または係長クラスでまず勉強会から始めまして、現在、各市の状況等ほぼ把握をいたしまして、市としてこの狹隘道路対策というものをどうしたらいいのか、これを最後の詰めを行っている段階でございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、高幡台団地の運動公園の問題でお答えしたいと思います。

御承知のとおり高幡台団地、百草台団地につきましては、都市整備公団が現在——まあ都市整備公団のすべてが用地なわけでございます。数年来、市と協議をした中で、道路整備、あるいは緑地の部分等の整備を各部局からの要望で都市整備公団に現在させているところでございます。今御質問の内容につきましては、昨年の台風によって、運動公園がかなり被害を受けました。その中で排水が全く機能していないというような問題、あわせて隣接に対する被害等もあります。また、運動公園としての機能もかなり低下しているということで、これを追加して都市整備公団と協議してきた経過でございます。具体的な日にちまでは明確に把握しておりませんが、ごく近い間にもう完成するというふうに聞いております。既に工事にかかって数カ月かかっているわけでございますので、

当然今利用が一番多いときでございますので、なお都市整備公団に対して、この公園についての完成を急がせるというふうに思っております。当然移管という問題もあるわけですが、すべての工事関係が完了しませんと、市は受け取らないということで、現在他の整備をさせておりますので、まだちょっと移管までは時間がかかるものというふうに思っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） どうもありがとうございました。

では1点だけ教えていただきたいんですけども、例えば、先ほどの南平のこと等を含めまして、道路事情によって当然公道として整備すべきじゃないかと考えた場合、もしそこで人身事故等が発生した場合には、行政責任というものがあるのでしょうか。また、地権者はどの程度問われていくのか。その辺をどのように判断していったいいのか。それから、そういった状態をいつまでも放置しておいて、事故が発生した場合の道義的責任ということはどのように判断していったらいいのか、その辺だけ教えていただきたいと思えます。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 公道に接する部分が民地であっても、その公道を管理するのは道路管理者ということになります。隣接地、あるいはそこに石垣等が存在して危険な状態ということになりますと、危険を除去する対応というのは、道路管理者側に求められる責任ではないかと思います。一方で、故意に通行の支障を来すような行為に出た場合には、道路法の中でもそれを除去する命令を下すことができることにはなっておりますけれども、市としての、市の道路管理者という立場から、今までそういうような命令を発することによってそれを除去させたというケースはございません。これにはやはりいろいろ認定の経過であるとか、道路区域の決定の経過であるとか、いろんな要素がありまして、道路の権限を取得している状況であるとか、そういうことも絡めながら考慮しなけりゃならない問題かと思えます。いずれにしても、危険防止のために対応をまず第一にするのは道路管理者だと思います。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） どうもありがとうございました。

それでは、先般、第2次日野市交通安全計画という計画書も私どもの手元に届けてい

ただきまして、見せていただきましたけれども、こういったことに沿って問題点とか、現状をしっかりと把握をしていただきまして、今の幾つかの問題に対しましては、近々というか、早目に解決の方向で、市民の皆さんが安心して生活環境として維持できるようなそんな施策の対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でこの質問を終わらせていただきます

○副議長（高橋徳次君） これをもって7の2、程久保、百草、三沢、南平地域等の道路を安全に安心して通行できるよう整備をの質問を終わります。

一般質問7の3、日の出町谷戸沢処分場問題について（リサイクル化の更なる促進を）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君） 通告に従いまして日の出町の谷戸沢処分場問題について（リサイクル化の更なる促進を）と題しまして、引き続きまして質問をさせていただきます。

6月3日、ブラジルのリオデジャネイロで開催されました国連開発会議は、1972年、ストックホルムで開かれた国連人間環境会議から20周年を期して国連が主催をし、地域的規模の環境問題について討議をされました。史上最大規模で、加盟各国の首相クラスが参加するため、地球サミットとも呼ばれております。今や地球環境をいかに守るかについて、世界が強い関心を寄せております。また、国内においても既に御存じのとおり、昨年10月には、再資源の利用の促進に関する法律であります「リサイクル法」が施行されるとともに、従来の廃棄物処理法についても、この7月をめどに改正が進められている状況です。こうした国内外の状況の中でありまして、多摩地区27市町で構成されておりますところの都三多摩地域廃棄物処分組合は、一般廃棄物の最終処分場として日の出町の谷戸沢処分場に埋め立てをしておりますが、内陸処分場として84年4月から稼働し、今日至っております。総面積45ヘクタールのうち、埋め立て部分は22ヘクタール、持ち込まれるのは焼却や破砕処理など中間処理されたものに限り、土と交互に埋めるサンドイッチ式となっており、廃棄物の埋め立て容量は260万平方メートルとなっております。1日の搬入量は10トン車で100台分だそうです。当初、96年度までが埋め立て予定をしておりましたが、近年のごみの増加で、95年度途中で満杯になるのではと予測されております。第2処分場の計画の中で、現在処分場の汚水漏れの問題等について、毎日のように新聞で報道されており、地元の方々を初め、周辺地域の皆さんの不安は隠し得ません。27市町の人たちも、東京都の環境保全局の独自の調査や、関係機関の調査が続行中で、その推移を見詰めているところではないでしょうか。人間の生命にかかわる最も大事な問題として、水質汚染などさまざまな環境問題が懸念されておるところであります。

今、私たちは、ごみをいかに減量して、ごみの持ち込みを最小限にとどめてあげられるかという施策をしっかりと考えていかなければならないと思います。そこで、今こそリサイクルに真剣に取り組むチャンスではないでしょうか。日の出町の皆さんや、秋川流域の皆さんの心痛を察し、日野市としてより大きな枠組みの中でリサイクル、ごみ減量化、破砕処理などの方策を検討していただきたく質問をさせていただきます。3月議会で既に質問させていただいておりますので、そのことも含めまして市側の対応と取り組み方についてもお尋ねをしたいと思っております。

第1点目の質問といたしまして、リサイクル基本構想と基本計画についてでございます。

2点目といたしまして、推進懇談会及び運営協議会等の設置についてお伺いいたします。現在、市としましては、策定及び設置の方向で検討しておりますでしょうか、お伺いをいたします。

第2点目といたしまして、5月の人事でごみ減量主幹からリサイクル担当と名称が改称されましたが、リサイクル化設置に向けての準備状況とその体制づくりは、いつごろ正式に発足されるのでしょうか、その見通しについてお伺いしたいと思います。

第3点目といたしまして、クリーンセンター東側に隣接しております建設省所管の隣接用地が借用できる見通しができたようで、大変うれしく思います。用地の交渉経過について御苦勞なされたことと思いますが、その経過について教えていただけないでしょうか。

6月1日の広報「ひの」の「まちをつくる市長室から」、市長さんは「ごみ問題にリサイクル運動を」と題しまして掲載しておりましたが、その中で、用地を借用して作業施設、屋外ストックヤード、倉庫等の整備を行う計画のようですが、将来的にはリサイクルの拠点として次の三つを兼ね備えたリサイクル総合センターの設置を提案をさせていただきますが、そのお考えをお尋ねいたします。

①リサイクルの中間施設としての機能②市民への啓発啓蒙のできるリサイクルプラザの建設です。イ. リサイクル用品の展示販売、ロ. 不用品の交換、ガレージセール、ハ. リサイクルの啓蒙展示、ニ. リサイクル教室——硝子工芸や牛乳パックリサイクルアート、石けんづくり等ができる教室です。ホ. 各種イベントの開催ができるリサイクルプラザの建設をぜひお願いしたいと思います。③太古からの自然の多摩川と浅川とリサイクル啓発機能のプラザが一体化した新しい発想の循環型都市公園（仮称）プラザ公園をつくっていただきたいと思っております。屋外には空間を利用した空き缶ハウスを建てて、廃

棄物を利用したものを展示します。内部の空間と外部の空間をうまく調和し、利用をしたプラザの建設です。自然とマッチしながら、下水処理汚泥や焼却灰を再利用したものを道にして散策路などをつくります。また、降った雨を浸透方式で地下水の水をくみ出して、噴水もつくります。さらには、再利用されたものがわかりやすいように看板なども掲示していただきます。モニュメントも建てたらいかがでしょうか。多摩川と浅川の合流地点の上流には、空飛ぶ宝石と呼ばれるカワセミが今も住んでいるようです。日野市の鳥としても愛鳥されておるところです。多摩川全域には亜種も含め約120種類の野鳥が住んでいると言われ、種類の多さでは全国トップクラスとのことのようです。自然と動植物に向ける眼の暖かさに、文化の質の高さが浮き出てくるような感じがいたします。ぜひ、自然と清流との調和を図り、循環都市公園もつくっていただきたく、施策の方向に向けて御検討していただきたくお願いをし、提案をさせていただきますが、いかがなものでしょうか。

以上、御答弁のほどよろしく願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

1点目の、リサイクル推進懇談会、あるいは基本構想、基本計画、こういうことでございますけれども、ただいま日の出の谷戸沢の処分場のいろいろな問題でお話をいただきましたとおり、現在公的機関で水質検査をいたしておりますので、それらについてはその発表をまってまたいろいろな協議がなされるものと思っております。

あわせて、第1処分場、現在使っております処分場が、お話のとおり私どもとしては平成8年まで持たせたいという考え方でございますが、現段階では、そのごみの持ち込み量が年々ふえておまして、その増加からいきますと、平成7年まで満杯になるのではなからうか、こんな推計がなされております。そこで、私ども考えておりますごみ問題の解決の問題の基本でございますけれども、この基本は、やはり生産・流通・消費の各段階でごみの発生を抑制する、あるいは資源のリサイクルを促進することにある、このように認識しているところでございます。また、リサイクルはごみ問題を解決し、そして地球環境を保全する視点から、積極的に推進すべきもの、とこのように考えているところでございます。

そこで、ただいま御質問ございましたリサイクルの懇談会、あるいは基本構想でございますけれども、これらにつきまして私どもといたしましては、今の視点は同じでございますので、そのことから鋭意今後検討を加えていきたい、このように思っているところ

でございます。

それから、リサイクル担当課でございますけれども、5月の21日付で私どもリサイクル担当が任命されまして、現在リサイクル担当といたしまして、今後のリサイクル行政、ごみ減量、どのように取り組むか検討に入るところでございます。それで、具体的にいつかということになりますと、これは事業の進捗に合わせてそれぞれ事業期、あるいは組織の改正、そのようなことを企画の方へ協議を申し入れていきたい、このように思っております。

それから、次に、建設省用地の経過でございます。この経過につきましては、もう広報にもございましたように、当初、建設省用地約全部で1万1,000平米と推測されるわけですが、全部を私どもクリーンセンター用地として借用したい、という申し入れを建設省の方にいたしました。建設省の方でも現在、国道工事事務所が所有しておりますものですから、一気にというわけにはまいりません。ただ、私どもとしては、ここで緊急に借用をし、ストックのできる、作業のできるストックヤードとしてぜひ使わせてほしい、このようなことの申し入れをいたしまして、現段階では、市長の報告にもございましたように、推測でございますけれども、大体約2,500平米程度を――2,700平米でございます。約でございます。お借りをしたいという申し入れをしております。現在、国道工事事務所の方ですね、つまり建設省の京浜工事事務所に申し入れをいたしまして、河川でございますから、京浜工事事務所と協議をいたしまして、現在は、現在利用していらっしゃる国道工事事務所、東京国道でございますが、そちらの方と折衝をしている、とこんな状況でございます。

それで、今御提言がございました循環型都市公園でございますでしょうか、リサイクルを中心とした都市公園づくり、もちろん施設のクリーンセンター用地の全体計画の中でそのようなことがまた論議されることになろうかと思っておりますが、ここで一つ申し上げたいのは、リサイクルプラザ、つまりリサイクルの運動の拠点となったり、あるいは今、現在私ども、リサイクルセンターを持ってございますけれども、それを発展させたもの、そのようなものは、私どもぜひ実現したいものの一つだというふうに思っておりますので、それらについての用地確保の問題もありますので、その辺を含めながら、今後の検討、建設への模索をしていきたい、このように思っております。それから、循環型都市公園づくりにつきましては大変大きなプロジェクトになろうかと思っておりますので、それらについても鋭意研究をしてみたい、かように思っております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） 第1点ですか、リサイクルの基本構想、基本計画とか、推進懇談会や運営協議会等設置ということでお伺いしているんですけど、その辺の取り組みはいかがでしょうか。

○副議長（高橋徳次君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） リサイクルの事業全体の計画をこれから立案するわけですが、そういう中で、この懇談会でしょうか、これら、それから基本構想、基本計画等について研究をしてみたい、このように先ほどお答えした、というふうに承知しておりますけれど。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） それでは、何点かさらに質問させていただきたいと思っておりますけれど、いろいろと今申し上げましたように、日の出町の終末処分場が3年後に満杯になるという、それから現状の今の抱えている大きな問題をどう解決していくのかということ考えたときには、今の御答弁がありましたように、5月21日付でリサイクル担当が誕生したわけですが、その期間というのはまだ短いわけなんですけれども、今の御答弁ですと、事業の進捗によって組織の改正を企画の方に申し入れていく、というふうにおっしゃられたと思いますが、事業の進捗というよりも、基本構想、基本計画を、リサイクル課を設置をしてそこでゆだねていくということ、その中からさらには推進懇談会とか、運営協議会の設置をして、そこから第一歩を踏み出すという施策の方が、より大事だと思うんですけども、その考え方についてはいかがでしょうか。それからまた、そういったことについてももう一度お伺いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 環境部長。

○環境部長（山口正夫君） 失礼いたしました。先ほど、5月21日と申しましたけれど、4月の21日の誤りでございます。失礼いたしました。訂正いたします。

組織の中でそのような事業を、ということでございますけれども、私どもとしては、当面緊急にごみの減量に取り組む状況が、先ほど、日の出の第1処分場の問題から出ております。そのことから、当面どのような形で減量をしていくのか、これが一つの足元から何をやるかということでございますが、これをひとつ検討していかなきゃならんことであろう、とこう思うように思います。

それからいま一つ、これは先ほど来お話をしております、今後のリサイクルのあるべ

き姿、どのような事業をしていくのか、これらについてはこれからいろんな角度から、また庁内でもいろんな方面から協議し、検討して決めていくものであろう、このように思っているところでございます。したがって、先ほど申し上げましたその組織の問題、それから時期の問題につきまして、私ども足元から今どのような事業を即、即効性のあると申しますか、これに取り組むということにつきまして、今具体的な作業といましようか、事務事業の計画を練っておりますものですから、そのことから、その進捗に合わせまして人員の要求なり、予算の要求、このようなものをしていくということになろうか、とこう思うように思っております。

したがって、この計画とか、懇談会、これらについては、今後の日野市のリサイクルのあり方、これらを総合的に研究する、検討する段階で出てくる問題であろう、このように思っております。したがって、この懇談会あるいは何と申しますか、リサイクル推進懇談会、それからその他のグループの方々からは、いろいろな形で住民参加というようなお声も出ております。したがって、今後どのような形で日野市のリサイクルを進めるのがベストであろうか、これらについての検討の課題の中でこのような組織を構成するのか、それらを検討させていただきたい、このようなお話をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君） それでは、市長さんにお尋ねをしていきたいと思っておりますけれど、いろいろと今何点かにわたって提案をさせていただいております、また3月議会でも、さらには平成2年度にも、ごみ問題について、リサイクルについて質問をさせていただいているんですけども、そういう中で、少しずつですけれども、前進をさせていっているんじゃないかな、ということは感じます。それと同時に、何回となくひの広報で呼びかけをしてくださっていますし、また提起をしてくださって、日野市のあるべき方向性というものを、掲載をひの広報にしてくださっているんですけども、そういった中で、もう一步深くお願いができないものかな。現状のそのごみ、実際出てくるその今やっただいている既設のごみ収集形態に対して、カレットだとか、また自治会だとか、諸団体への委託ですね、回収業者を通してのそういったやり方のシステムとか、方向は一つひとつ発展をさせてきているんですけども、一人ひとりが取り組む問題として今どうしたらいいのかな。実際こういろんなものを今マスコミや現状の中から、それぞれの市民の方が感じ取っていると思っておりますので、そういった中で、自分の持っている、出

していくごみを、ただダストボックスだけに捨てておいていいのかなというのは、一人ひとりが今ここで本当にこう感じているときだと思うんですね。ですから、そのごみの出し方をどうしたらいいのか、それから収集形態をもう少し具体的にさせていただけるのかどうかということが、今一番私たちが望んでいるところであると思うんですね。

で、リサイクル容器の確保についても、数回の御質問させていただいて、本当にここまで借用のめどもついてまいりましたし、1万1,000平米の中から考えますと、若干狭いのかな、もっともっと拡充していけないかな、というふうな感じもするんですけども、でも借用できる見通しがついたということは、すごい大きなごみ問題について前進させていくのには、大きな有益なことではないかと思えます。ただ、ひの広報を読ませていただきまして、この隣接地を借用して作業の施設とか、屋外のストックヤードとか、倉庫等の整備を行う計画ですということで、このことはわかるわけですが、これ以前の問題、私たち個々の問題としてどういうふうに取り組んでいっていいのかなということを知りたいわけなんです。そういった中で、具体的に基本構想とか、基本計画等をもたせていただきたい。

現状の中で、例えば第1次としては、空き缶とか金属類の回収をどうしようとか、また瓶やカレットですね、それから紙類とか布類とか、この四つに分けられる第1次的な、みんなが抱えているものをどうシステムに乗せていっていいのかということ、もう少し具体的に施策としてはっきりさせていただいた方がいいのではないかとこのように感じます。そういった次の段階からは、プラスチックとかその他の問題等に発展させていくと思えますけれども、まず生ごみの中に、グリーンボックスの中に捨てられている本当に有効利用できるもの、それからオレンジボックスの中に入っているさらに有効利用できるそのものを具体的にどうしていくのかということが一番、ごみ問題を減量していく問題としては大事なことはないかな。毎日毎日一度は出していくごみでありますし、だれでも出していくごみでありますので、そういったことを女性の立場というか、主婦であり母であり、またそういった立場で一つひとつ欠かせない問題として感じているわけなんです。

ですから、回収ステーションをどうしていただけるのかということ、私は一番今、一番この問題についてまず取り組むべきではないか。そのために3月には、リサイクル課の設置をお願いいたしまして、前向きに検討いたしまして、というふうにおっしゃっていただきました。そのときに要望しておけばよかったんですけども、リサイクル課の設置の中には、やはりその感覚を持った女性の職員の方も入れていただければという

ふうに思いますし、そのことはまたこの設置の中で導入していただきたいと思っておりますが、そういったこと一つひとつに対して市長さんは、今日の出町に対して、ごみの減量をどうやっていくのかという心情の中から、今後の対策として具体的にお考えになっていると思います。

また、6月15日にも、こういうふうにごみ減量と資源節約に向け進めようリサイクルということで呼びかけも市民にされておりますので、こういった中で、ここでもう私なんか素朴な疑問を感じるんですけども、空き缶回収機は、回収団体に貸し出すよ、と出ているんですけど、じゃあ隣近所二、三の方たちで例えばまとめたときなんかは、そういった個人への回収はどうなるかな。また、そのつぶした空き缶ですね、それをどこへ持っていったらいいんだろうかという、そういうまた集めた牛乳パックをどこへ持っていったらいいのかという、そういったことが私たちにってはかかわるものとしてどのようにそこを、システムの中があるのか、そこにのせていけるのか、ということを考えるわけなんです。ですから、そういったことを一つひとつ市民の皆さん、またこうして協力をしていただく方たちに明示をしていただきたいと思っておりますが、そういった点も含めまして、今市長さんの取り組み方をお伺いしていきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今までの清掃行政で、一応処理し得ていた状況が、このところにおかにごみの減量、あるいは資源の再利用の意識が高まったといえましょうか、行政が取り組む必要があるということもだんだんと内部検討を進めつつあるという状況であります。国では法律改正が考えられ、東京都では今までの清掃条例が、清掃とそれから資源の再利用という二系列に分けて、近ごろ新しい条例の制定を見ております。日野市では、今までのつまり燃やすごみ、燃やさないごみという二系列の収集容器によって一応対応して成果を、問題を少なくしてきておったわけでありまして。世論といえましょうか、要するに大量生産、大量消費の仕組みがごみ問題を都市問題として新しく提起されてきたということでもありますので、国を挙げてといえましょうか、全体の国民の意識によってこれを解決しなきゃならない、こういう状況には迫られてきておる、というふうに言えると思っております。

そこで、我々の今ようやく頭をめぐらす状況の中で、今クリーンセンターという清掃行政の施設名称をつけておりますけれども、我々の内部では、クリーンセンターはとりもなおさずリサイクルセンターという意識で、この新しい課題を評価していこうというこ

とを内部にも唱え、また支持もしたりしているところでもあります。一課を設けたから、何かこう大変前進したなんていうことにはとてもならないと思っております。全力を挙げて、全機能が取り組む、これぐらいの意識が必要だろうというふうに思っております。

そこで今思い立っておりますのは、幸いに日野市クリーンセンターの隣接市に国が管理をされる地積がある。一応の用途はあるわけでありまして、また当局にも河川管理の計画がありまして、日野市内になるべく多くスーパー堤防方式、つまり河川の河床を下げる、こういう治水の関係の大事業とともに、スーパー堤防をなるべくつくっていききたい、こういうお考えがあります。そこに我々も着目をいたしまして、スーパー堤防にはできるだけ協力をし、また、あの場所を買い取るという話をいきなり持ち出すわけにもまいりませんし、とりあず使える範囲を貸してください、こういうことをお願いをしている状況でありまして、ある程度理解が得られそうだという状況にはあるわけがあります。

つまり、今のリサイクル問題の生じたゆえんは、この経済の流通の中で資源が回収をされ、一応大きな資源の循環が成り立ったということであったわけでありまして、当分は、特に鉄屑が行き詰まってしまった。これに伴って紙資源の問題、あるいはガラスやその他のことも含めて、何とか一方には終末処分地の延命に寄与する。日野市が今やっていることですぐ役立つのは、ガラスをもっと徹底的に集荷することができれば、たちまち数千トンの日の出への持ち出しが抑制できるということにもなるわけでありまして、このこともひとつ具体的に考えてみたいと思っておるわけでありまして。理念やつまり基本構想、基本計画、あるいはリサイクル条例、これらのことも基本的には大切なことであるから、都条例と相まって我々の条例のまた改正にも意を注いでいかなければならない、こんなふうに考えておりますが、具体的な問題として何ができるか。とてもまだ市民の皆さんに一々大きなシステムの提供によってお答えができるという段階にはなり得ておりません。少しずつでも効果のあることを上げていきたい、こういうことに今日の状況がある、というふうに御理解をいただいております。

もちろん、この大きな意識転換といいますが、社会の流通関係を大きく転換をさせるぐらいの意欲こそ地球環境を守ることとつながってくるわけでありまして、国民にもあるいは生まれておる。したがって、国政段階、また都行政段階で大きな方向転換をしていただかなければ、一自治体で解決のできるという性質のものではないと思っております。

今御提案の循環型の都市公園でありますとか、これらのことには将来に向かって大変

有意義だというふうには思っておりますが、なかなか一気に計画をそこまで展開をするだけの条件は整っておりません。いろいろ具体的な可能性のある考え方を一つひとつ市民に御理解をいただいて、リサイクルの実を上げていく、とこういうことで当面いろいろな模索をしておるというふうにお考えをいただきたいと思っております。

市民の方々の御提言なり何なりを実現、具体化するという事は貴重なことであるので、そのために検討委員会、あるいは懇談会、これらのことも大切だろうというふうに思っております。

はっきり今申せますことは、今までリサイクルは、消費者運動としてある程度ひとつ参画、寄与していただきたいということも考えておりましたけれど、行政全体としては、環境行政として、つまり清掃の仕事に位置づけなければ、大きくは解決できない……

- 副議長（高橋徳次君） 市長に申し上げますけれど、残り時間あと2分です。
- 市長（森田喜美男君） ということに思いをいたしておりますので、用地の確保とあわせて積極的な取り組みを一步ずつ前進をさせたい、こういう事情でございます。
- 副議長（高橋徳次君） 宮沢清子君。
- 12番（宮沢清子君） それでは時間があれですので、今市長さんおっしゃっていましたが、クリーンセンター即リサイクルセンターだ、それから課を設置するよりもそれの方が大事だ、といふうにおっしゃられたんですけど、それを大局観と消極観と、部分観と全体観ということをしっかり考えていただいて、施策の前進をお願いしたいと思います。

環境と生命というものは、切っても切れない一つのものだと感じておりますし、私どもで協力できることは積極的に進めていきたいという思いもたくさん持っております。協力もしっかりしてまいりたいと思っておりますので、今日の出町の問題、心情を考えたときに、積極的な今チャンスであり、しっかり取り組むときではないかと思っておりますので、このことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

- 副議長（高橋徳次君） これをもって7の3、日の出町谷戸沢処分場問題について（リサイクル化の更なる促進を）の質問を終わります。

一般質問8の1、日本一の学校給食をめざしての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔18番議員 登壇〕

- 18番（一ノ瀬 隆君） 日本社会党の一ノ瀬です。日本一の学校給食をめざしてと題

しまして質問いたします。できるだけ短時間で終わらせたいと思います。

今、地球規模での環境破壊が深刻な問題になっています。先進工業国の生産活動や生活様式は、地球に住むあらゆる生物の存続を脅かし、発展途上国でも森林破壊や砂漠化がもたらされて、生物の存続を危うくしています。このままでは地球上の生物が破滅するのは必至だと言われています。生産力の増大と消費の拡大をひたすら追求した従来のやり方を変えて、環境の視点から生産や生活をコントロールしなければならないという「歴史の転換点」が今だということ認識したところです。

直前の質問で宮沢議員も発言なされましたように、けさ方まで12日間にわたってブラジルのリオデジャネイロで国連環境開発会議「地球サミット」の首脳会議が開かれ、この深刻かつ重大な問題が論議されていました。各国のトップが集まっている中で、けしからんことに宮沢総理大臣は欠席しています。この大切な地球よりも、PKOの方が大切だというのであります。

従来の自治体では、この環境問題については環境部局に任せておけばいいという考え方が支配的でしたが、現在ではあらゆる生産や生活が、したがって自治体のすべての仕事が環境とかかわっています。

自治体が望ましい環境事業体となって、従来より進んだ制度をつくり、従来より進んで行動する環境保全型まちづくりを推進する「環境自治体」を目指す声わき出ています。

これまで日野市は20年近くの間、「革新自治体」としてその名声を欲しいままにしてきました。「革新自治体」と同じように「環境自治体」としても名声を博してほしいと思っていますところでは。

解決してほしい環境、保全してほしい環境としてごみ、大気、水、緑など各分野での自治体としての取り組みが重要であります。今回はこれらの中から食物安全に注目し、学校給食を取り上げたいと思います。

このようなときに私も日本社会党は、この「環境」をテーマにした自治体政策研究全国集会を開催いたします。社会党では2年に一度、この自治体政策研究全国集会を開き、全国の自治体議員が一堂に会します。ことしは第23回で、9月3日から5日にかけて鳥取県米子市で開催します。メインテーマは「環境」「美しい地球を後世に残そうーまだ遅くない 自治体の力で」をスローガンとしています。

今、時の人となっている日本新党の細川護熙さんと出雲市長の岩国哲人さんの記念講演もあり、七つの分科会に分けて政策研究を行うことになっています。第1分科会はご

みと生活。主な内容は、リサイクル社会と行政・企業・市民の責任、処理施設の整備とごみの減量化と政策、廃掃法改正と条例の整備であります。第2分科会は森と水と土。主な内容は、閉鎖系水域の水質保全、治山治水の水系保全、水道水の水質基準、河川や地下水の水質汚濁、海洋汚染と漁業。第3分科会は食物安全。主な内容は、学校給食、規制緩和と食品添加物、輸入植物の安全性、残留農薬基準となっています。第4分科会は車社会の公害。内容は、排ガス規制、低公害車の開発促進、交通規制と大気汚染・騒音の防止、駐車場と駐輪場。第5分科会、リゾート開発と自然保護。内容は、リゾート開発・ゴルフ場建設と環境保全、開発規制と条例であります。第6分科会はまちづくりということで、内容は、都市計画と生活環境、福祉と環境のまちづくり、市民参加とボランティアとなっています。そして第7分科会は自治と地球環境ということで、自治体の国際交流と環境・公害、エネルギーと地域環境、環境保全と環日本海構想、自治体の環境条例の推進となっています。

この中の第3分科会、食物安全の学校給食について東京が報告を受け持つことになりました。そして東京の中の学校給食といえば日野市だ、ということになり、凶らずも私が全国集会の報告者に指名されてしまいました。

昨年11月20日、社会党三多摩議員団に所属する各市の議員が、学校給食を中心に日野市を視察しました。小山議長と議会事務局の皆さん、そして市長、助役、教育長初め関係職員の皆様方に大変お世話になったところでもあります。

ここでの高野学務課長の説明、三沢中での栄養士の話、食堂での中学生と同時の試食に、参加議員からの多くの称賛の声が上がりました。

この三多摩議員団の視察が、私をリポーターにして日野市の学校給食を全国に紹介する機会をつくることになったということです。

日野市の学校給食は、社会党三多摩議員団のみならず、近隣から高く評価されていますが、一層の努力を重ねて「日本一の学校給食」を目指してほしいと思います。

私は、日野市の学校給食のすぐれた現状をさらに把握し、さらに日本一を目指す気概を持っていただき、一層発展前進させる方針や考え方をお聞きして、日野市の学校給食は「日本一に近いんだ」「日本一なんだ」という自信を持って全国集会で報告したいと考え、今回の質問となったところでございます。

直接人体に影響する食物が安全であるという最も大切な環境をつくるためには、学校給食で洗剤、食品添加物の追放、吟味、野菜など材料の安全性などを確保する必要があります。これらについての現状、今後発展させ前進させる方針や考え方を質したいと思

います。さらに学校給食全般についてのこれから前進させたいものについてもお願いしたいと思っています。

以上申し上げましたが、まず次の2点について質問をいたしますので、お答えいただきたいと思います。

まず1点は、「環境自治体」を目指すことについてどう考えているかお答えください。

2点目は、学校給食のすぐれた現状と今後前進発展させる方針や考え方についてお答えいただきたいと思います。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○副議長（高橋徳次君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　1点目についてお答えいたします。

地球環境を保全するには、地球環境に対する負荷のなるべく小さいものに配慮していくことが求められております。これは生活様式も含めたあらゆる社会経済活動にかかわってくるものだと思います。また、このことにより、地方自治体におきましても、地球環境保全の視点に立った対応が必要であることは言うまでもありません。市民お一人おひとりとはもとより、国、都、市町村、それぞれが相応の立場で環境の取り組みを目指していかなければなりません。

そこで、この問題に対する市の取り組みでございますが、環境に関する正確な情報を収集するとともに、環境に配慮したまちづくりや省資源、あるいは省エネルギー、リサイクル、緑化推進など、まさに全庁的に取り組む必要があると認識しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君）　第2点目の御質問にお答え申し上げます。

当日野市では、先生方御存じのように、昭和38年に第一小学校に給食調理施設を設置いたしましての学校給食開始が初めてでございました。これ以来、全校にわたりまして単独校方式を採用して学校給食の充実を図ってまいってきております。

既に御存じのように、日野市の学校給食の特徴といたしましては、次の5点が挙げられるというふうに思います。すなわち第1点といたしまして、手づくりで安全な給食づくりを目指すため、合成洗剤は利用せず石けんを利用する。加工食品や添加物が含まれている食品は極力使用しないなど、こういった取り組みを進めております。また、自然保護の立場から、いわば割ばしの使用をやめまして、洗浄によりまして何度も使える、

通常家庭で用いますはしを使っておるということでございます。

第2点といたしましては、低農薬で有機栽培されました市内産の野菜を昭和58年から農家の御協力をいただきまして、学校給食に利用させていただいておるところでございます。現在では、利用校は18校に及んでおるところでございます。

第3点といたしましては、食事環境の改善を図るため、中学校の全校に食堂を設置いたしております。また、小学校には余裕教室を利用いたしましたランチルームの整備を進めております。既に10校に整備したところでございます。今年度につきましても、3校の整備を予定しておるところでございます。

第4点といたしまして、給食が開始されて以来使用してきておりますアルマイト食器にかわる食器といたしまして、家庭の食器と同じ材質で、割れにくい硬強の磁器食器の使用を試みておるところでございます。その状況といたしましては、全校が使用しております、試行しておりますのが、小学校で平山台小、それから学年使用ということで試行しております三沢中、ほかに26校は1クラス分ということで試行しておるのが現状でございます。

第5点といたしましては、全小中学校で週2回の米飯給食を実施いたしてございまして、献立に幅を持たせておるということでございます。

以上が日野市の特徴と言えるものでございます。

まだまだ学校給食に寄せられる期待は大きいものがございまして。これからも学校給食を核といたしまして、健康教育の推進を図り、諸教育を通しまして一人ひとりの心と体の健康づくりを目標に実践活動を進めていかなければならないと考え、各方面で鋭意検討を進めているところでございます。

その主なものといたしまして、これは栄養士会の方で進めておるわけでございますが、将来にバイキング方式に見られます選べる献立の普及を図りたいということで検討を進めている点が1点。

それに次に、これも栄養士会といたしましての今年度の重要課題として取り組んでおるところでございますが、アレルギー児童生徒らへの個別対応ということ。

第3点としまして、テーブルを囲んだ形での交流給食を強化していくための環境整備。

第4点といたしまして、磁器食器の全校使用など食べ物を味わうための環境づくり。

5点といたしまして、給食を通じての食文化の継承などが考えられるものでございます。今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） 最初の質問に環境部長からお答えをいただきました。環境自治体を目指しての「環境」と、日野市環境部すなわち山口環境部長の「環境」とは、字は同じですが、中身は違うのだと私は思っています。

先ほど申し上げたと思いますが、例えば「水道水の水質基準」「都市計画と生活環境」の環境は「環境自治体」の環境であって、日野水道部長、鈴木都市整備部長の守備範囲だと思います。市のすべての仕事は環境にかかわっているというのが前提の目指す「環境自治体」であります。

公害と消防とごみを主な対象とする環境部に限ったものではありません。それにもかかわらず「環境自治体」を目指すことについての難しい質問に答弁をいただきまして、ありがとうございます。このことについては、後ほど市長からお話いただきたいと思っています。

学校給食については、糸川学校教育部長から期待したとおりの答弁をいただきました。ありがとうございました。

私の一般質問は、今回が65回目であります。この間の3月定例会で件数は100件を超えましたが、このうち学校給食と食品安全に関するものを5回取り上げています。最初は1975年、昭和50年3月18日に、学校給食と食品公害について。次に1980年、昭和55年9月19日、合成洗剤の追放を目指して。1981年、昭和56年9月24日には、合成洗剤追放の取り組みを怠るな、という質問をしました。4回目は、1982年、昭和57年4月2日で、学校給食費の徴収について。5回目の質問は、1988年、昭和63年9月8日で、安全な食品を求めて、という件名でありました。

私は、議員にさせていただいてちょうど1年たったとき、1975年の質問で、学校給食での食品添加物と合成洗剤の使用について答えてくれた人は、今の企画財政部長である長谷川体育課長でした。無添加のハムソーセージを意識して使っている学校は16校中3校であり、洗剤には高級アルコール洗剤という合成洗剤が使用されていました。

このとき、私の質問を傍聴に来られたお母さん方の一人が、大多摩ハムという会社で

つくった無添加ハムを持ってきて、昼休み、議員の皆さんに試食してもらっていました。

1980年、学校給食についての2度目の質問のときも、十数名の女性の傍聴がありました。合成洗剤追放を目指して、1時間半いっぱいを使って質問し、最後に、新しく建設する平山中学には「石けん用の給食施設をつくるよう指示する」という市長答弁を得ました。

ところが、新築された平山中学校には合成洗剤用の給食施設がつけられました。怒りを込めての質問が1981年の「合成洗剤追放の取り組みを怠るな」でした。

先ほどの糸川学校教育部長の答弁にもありました。今は合成洗剤は学校給食から完全に追放され石けんが使用され、食品添加物も使用しない方針であると聞き、安堵するところです。

1982年に学校給食費の徴収について質問しましたが、これは給食費を銀行振り込みでなく、直接集める学校があって、給食費免除の保護世帯の児童があらわになってしまい問題なので、徴収方法を改善せよというものでした。

4年前、1988年の質問「安全な食品を求めて」は、この2年後、日野市議会議員になった下村功さんの仲立ちで、会津柳津町の無農薬生産地と交流した体験から、産地直送と無公害で安全な学校給食の提供の施策をただし、あわせて放射能汚染食品測定装置の市での購入を提起しました。

以上の質問について、今回が学校給食6回目の質問になります。先ほどの糸川学校教育部長の答弁を踏まえて、私の今までの一般質問とも関連を持ち、さらに最近の問題などを加えて質問をつけ足したいと思います。「学校給食」を少し広げて「食品安全」についてもお聞きすることを御容赦いただきたいと思います。

初めに、日野市の学校給食はすぐれているという評判は、社会党の三多摩議員団だけではないようです。日本一を目指すに相応して各地から視察が来ていると聞きます。その状況をお聞かせいただきたいと思います。これが質問1であります。

2番目の質問は、10年前に質問した給食費の徴収についてであります。学校給食日本一を願っているときに、給食のために不幸になる児童や家庭があったとしたら大変です。念のため学校給食費の徴収方法の現状についてお知らせください。

3番目の質問を申し上げます。4年前の質問での、放射能汚染食品測定装置はその後市で購入したと聞きましたが、購入後の使用状況、活用状況はどうなっているかお知らせいただきたいと思います。

次に、最近日野市食品安全研究グループの3冊目の報告書をいただきました。この研

究グループの研究は、市が委託したのですが、この3年間の研究を市はいかに評価しているか、これを生かしているか。特に学校給食について生かしているものがあるかどうかをお尋ねいたします。

さらに、食品への不安は今後もなくならないと考えられますが、3年間の食品安全研究グループへの研究委託のその後はどうなるのか、どう考えているのかこの際質問させていただきたいと思います。

最後に、一つ質問しておきたいものがあります。こんな意見があります。「学校の給食なんかいらぬ。母親のつくってくれた弁当の方がはるかにいい。母親の愛情がこもっている弁当を食べることこそ本来の姿だ。給食があって、母親弁当がないから非行に走るんだ。給食なんかいらぬ。おれたちが学校へ行っているときに、そんな弁当が楽しみでそこに母親の愛情を感じ素直に育ったのだ。学校給食は、弁当をつくることを嫌がる母親のためにあるのだ。そんな母親で立派な子供は育たない。給食がなければ母親は弁当をつくらざるを得ない。その弁当が母と子の絆を復活させる。給食はいらぬ」。

こんな意見を持っている人に会いました。これに対してどう考えているかをお聞かせいただければ幸いです。

私は弁当の効用も大きいと思いますが、母と子の絆を強めるためにも利点はあると思いますが、それ以上に給食の効用は大きいのだと思います。母と子の絆を重視し、非行をなくす手段は別に探せばいいと思っていますが、どうでしょうか。

以上6点になるとと思いますが、再び質問させていただきます。

○副議長（高橋徳次君） 一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） それでは、私の関係といたしましては、第1点、第2点、第4点の後半、それから第6点、これを続けてお答え申し上げたいと思います。

まず第1点の、学校給食の視察という状況でございます。現在、毎年多くの視察を受け入れておるわけでございます。今まで見渡しますと、遠いところでは高知県、滋賀県、大分県といったところから、小中学校の学校給食の現状視察といたしまして、平成元年度には18件、155名の方、また平成2年度では23件、326名の方、平成3年度で16件、142名の方々をお迎えしております。議会の方々、また教育委員会関係者、給食関係者、あるいはPTA関係者、市民団体等々の方々、これらの方々から御視察をいただいております。

で、その注目を集めておる点でございますが、それは全校、単独校方式という事柄、それから中学校の食堂方式、またランチルームという点でございます。また、添加物を

含む食品や、冷凍食品等は使用しないというこの安全性の追求という点、また地元野菜の使用、石けんの採用、強化磁器の使用などが、大変注目を集めたところでございます。

以上が視察の現状でございます。

第2点の、給食費の徴収方法でございます。現在一部を除きまして、指定金融機関への振り込みを利用しておるとというのが大筋でございます。小学校19校、中学校8校。ただ、小学校1校におきましては、学校が直接徴収しております。ただ、先ほど経過のお話の中で課題とされました、保護を要するお子さんの人権保護の立場からの点につきましては、一たんこれらの方々につきましても、父母の方々から代金を金融へ振り込んでいただく、あるいは直接徴収のところは直接お持ちいただくという形を踏みまして、当該児であるということが第三者にわからない方法をとっております。これらのお子さんにつきましては、後に再び精算をするという形をとっております。

次に、食品安全グループの研究結果の生かし方でございます。食品安全グループでは、研究結果を冊子にまとめて各方面へ配布しておりまして、また私も学校教育部としても、それをちょうだいしておるところでございます。これらの研究結果は、大変貴重な資料でございます。したがって、それを、内容を参考とさせていただきまして、現在添加物の使用されている食品、あるいは冷凍食品、照射食品、成分のわからない食品等の使用を避ける資料としておるところでございます。今後も安全な学校給食を目指して努力していきたいと考えておるところでございます。

最後に、第6点目の、学校給食是非に関してでございます。学校教育の立場からお答え申し上げたいと思います。

引用されました意見は、学校給食に対する批判的意見といたしましてよく取り上げられますが、現在の家庭での食生活の内容からいたしまして、バランスのとれた栄養価の問題、また食品添加物を伴った既製食品の販売等の現状から、食品の安全性を考える際、国民の食生活の改善をうたいました学校給食の内容を参考にさせていただきまして、圧倒的回数の多い家庭での食事に対します正しい理解と望ましい習慣を養う機会、また学校生活を豊かにし、明るい社交性を養う機会、さらには、栄養の改善及び健康の増進を図る機会といたしまして大切だと考えるものでございまして、ここにこそ学校給食の意義があると考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 残りの3点につきまして、生活文化部長の方からお答

えいたします。

まず3点目の、放射能汚染食品測定装置の購入後の使用状況、活用状況についてお答えいたします。

昭和61年のチェルノブイリ原発事故ですか、これが起こった直後、放射能汚染食品に対する市民の関心が高まっていた。先ほど議員さんも、質問でも御指摘もしたというようにいろいろな背景がある中で、日野市では早速、この正式名称といたしましては、ガンマー線用シンチレーション・サーベイメーターという器械でございますが、これは食品安全運動として、市民の放射線についての正しい知識と認識の向上に役立つものと着眼してもちろん買ったわけでございますが、平成元年の7月から貸し出しをいたしました。

一般市民の方で関心のある方は、輸入ワインを持ってきて測定をしたり、また中心となりましたのは、食品安全研究グループの中の一グループの輸入食品グループが主に使用しておりました。測定したものには、イタリア産のマカロニとか、中国産の塩、フランス産のプルーン等いろいろございました。

一品目を何回もはかって平均を出すというようなはかり方をしたというふうに聞いております。この空気中の中に放射能があるということで、場所を変えたりするとなかなか数値が一定でない、というようなことも聞いております。

その使用した回数につきましては、初年度におきましては16件ほどございまして、一般市民が4件ほど、それからこのグループの方で12件ほど使った。その後については、使用がないという状況でございます。

4点目の前半の部分でございます、日野市食品安全研究グループの研究を市はいかに評価しているかという件でございます。約市民の30名ほどでこの食品安全研究グループというものがあるわけですが、市から研究委託をお願いしていきまして。平成元年度のテーマとしては放射能汚染食品について、それから平成2年度につきましては食品における安全と不安の接点について、平成3年度につきましては食品における安全と不安の接点についてパート2ということで研究を続けてもらいました。過去3年間の食品の安全衛生に関する調査研究を報告書3部に、それから別冊2部ということでまとめたいただきました。各300部ずつ作成をしていただいたところで。

報告書につきましては、大変評価すべき内容というふうに存じております。他市の市民や、それから他の行政からも問い合わせが多く、関心の深さを痛感しているところで。庁内の関連部署からも要望がございましたので、参考として配布し、活用していたところがございます。

5点目の、3年間の食品安全研究グループへの研究委託その後はどうなるのでしょうかという件でございますけれども、この食品安全研究グループの3年間の成果を広い層の市民に提供すべきと考えておるところでございます。したがって、今後は生活課が中心に取り組んでまいります、まず1点としては、3年間の研究をわかりやすくまとめたパンフレットとして配布を考えております。今年度の予算で100万円を用意して印刷代を組んでおります。

2点目としましては、食品安全研究グループのメンバーが講師になって、自分たちが学んだことを情報提供したり、仲間づくりを支援できるような連続講座を市で予定しております。こういう講座を通しながら、市民への広がりをお願いしているところがございます。

3点目といたしましては、食の安全に関する専門書を購入し、情報コーナーを設置する予定でございます。これはただいま、展示広場の一角を準備しております。したがって、3年間の研究を自分たちの研究だけにすることなく、一般市民に反映していく方向を考えているところがございます。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） お答えありがとうございました。

日野市の学校給食、食品安全の施策の現状と今後を理解するのに参考になることと思います。全国集会の報告をより正確に行うものとして感謝申し上げたいと思います。

ここで長沢教育長に発言をお願いしたいと思います。日野市の学校給食は全国的に高い水準にあると考えます。さらに全国一、日本一を目指して一層の努力を重ねていただきたいと考えているところですが、これについて教育長はどうお考えになるか、その方向での決意を持っていただけたら幸いですし、決意表明をしていただけたら幸甚に存じます。お願いします。

○副議長（高橋徳次君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

大変高く日野市の学校給食を評価していただきましてありがとうございます。学校の給食現場の方にもよくお伝えして、さらに励みにしていくように努力していきたいと思っております。

日野市の学校給食につきましては、大変まじめに学校給食法の目的に沿って施策を繰り広げてきた、とそういうふうに自負しております。そのことが近隣市の市町村、ある

いは全国からの評価を受けまして、視察をする方々が後を絶たないということについては、大変光栄に思っております。ただ、この学校給食の内容につきましては、これからもさらに学校給食法の意義というものをきちっと踏まえた中で、調和のとれた施策を進めていきたい、そういうことでこれからも引き続き最善を尽くしていきたい、とこういうつもりでおりますので、ぜひ御協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） 最後に市長をお願いいたします。革新自治体のリーダーとして20年間君臨した森田市長の発言をお願いいたします。

二つあります。一つは、「環境自治体」を目指すことについて、二つ目は、日本一の学校給食を目指すことについて。時間はまだあと49分あります。市長の発言はいつでも時間がないようですけども、今回はゆっくりありますので、十分時間をかけてでも結構ですので、よろしくをお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 革新自治体に長く君臨をしたという御指摘でございますけれど、全く私どもの意識のないことでありまして、君臨などということは本当に思うだにあり得なかった、というふうにみずからを絶えず意識してまいったつもりでございまして、幸いに取り組みましたいろいろな行政課題、地方自治としての施策がおおむね市民の御理解が得られ、また自治体行政に取り組む議会の御意思と御意見等、また財政的にもかなり恵まれた状況下にあったということが、我々の日野市の自治体行政に非常にありがたく支えていただけた、というふうに感じておるところであります。

特に平和理念のこともありますし、それから環境につきまして、緑と清流を取り戻そうという非常に矛盾をした、しかも困難な政策課題を掲げまして、不十分ではあります。市民の御理解のもと、また職員の理解によりまして、市民にもどうにか浸透させていただいた。そのことが今日になってなお環境問題という形で取り組んできた課題が外れてなかったということは言えるのではなかろうかと思っております。

まさに市民生活を守る自治体といたしましては、いわゆる環境と言われる自然環境のことも社会環境のことも、いろいろな課題を通じまして、私は本来の視点のあるべき姿というものはおのずから存在しておるものだというふうに考えております。

特に自然環境の問題につきましては、これはまさに国連サミットでもテーマにされておりますとおり、開発と環境、全く相反する、二律背反の将来に対します期待をどのよ

うに整合させるか、それが可能であるかどうかということは、これからのまさに人類に課せられた課題ではなかろうかと思っております。

生産性を優先する開発をやりますと、資源を必要といたしますし、またその資源を消費することと、特にエネルギーの問題で、今のエネルギー消費は炭酸ガスをふやし、あるいは窒素酸化物を大気に放出する、水の汚染もするし、海洋の汚染もする、それから自然循環が壊れておるものですから、農業におきましても土壌が汚染をされたり、あるいは表土の傍流等もあって、何かこう今いい生活を求めると、ますます将来は短くなっていく、こういう状況下にあるのが、今日の環境問題ではなかろうかと思っております。いわゆる生態系に沿った、人類もその生態系の一生物であるという自覚に立って、小さくは地域の問題でもありますし、大きく言えば地球規模の問題が今提起されてきたという状況でありますので、謙虚にこの状況を受けとめて、生活スタイルを直す能力が人類に果たしてあるかないか、このことが問われている今日の環境問題ではなかろうか、と言えるように思います。

自治体でできる限度というのは極めて小さな力ではありますけれど、せめて日野市の持つております自然要件、これらを文字どおりに緑を守り、水をきれいにしようという努力こそ、環境問題そのものに取り組む姿勢ではなかろうか、このように思っておりますので、いろいろと御指導もお願いをし、市民にも生活スタイルを変えるぐらいな意欲でこの時代この時代を突破して、後の世代にきれいな地球環境を送るということに日々邁進すべきではなかろうか、というふうなことを日常の課題として、現実の問題として考えておる、というふうにお答えをさせていただきたいと思っております。（「学校給食について」と呼ぶ者あり）

学校給食に関しましては、教育委員会並びに教育委員会の事務担当の当局、それから給食現場の皆さんの大変な努力によって、今のいただいた評価がすべてではないというふうには思っておりますけれど、一定の外部からも関心を持っていただけるという段階になっておりますことは、本当にありがたいことだというふうに思っております。とりわけ日野市の農業が身近にある、あるいは都市化の進む中で、いろいろな環境問題に対する市民の意識と、それから運動があった。とりわけこの食品に関しましてのいわゆる添加物や有害物質の問題もありますので、先ほどありました安全と危険の接点、不安というものがやっぱりなかなか解消することが困難だ、とこういう状況だと思っております。

なお、今後も努力を注いで、そして特に次の世代を担う児童生徒たちの健康と、そ

れからたべものに対する認識のこと、あわせてマナーや人生観にかかわって給食を教育行政のすぐれた一環に位置づけて、その所期の目的を達していきたい、このようにお言葉の内容を伺ったところであります。これからもいろいろな御指摘をいただきながら、前進をできますことを切に願ってお答えといたします。

○副議長（高橋徳次君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） ありがとうございます。

日本一の学校給食を目指しての奮闘を強く期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（高橋徳次君） これをもって8の1、日本一の学校給食をめざしての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後5時19分 休憩

午後5時37分 再開

○副議長（高橋徳次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問9の1、市民がもっと参加しやすいリサイクル運動をの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔10番議員 登壇〕

○10番（福島敏雄君） それでは、市民がもっと参加しやすいリサイクル運動をということで質問をいたします。

これまでにごみ減量、あるいはリサイクル行政の推進につきまして、多くの議員から提言がありました。しかしながら、先ほど来の論議を聞いてみても、具体的なリサイクル行政に進展が見られていないというふうに感じておりますので、ごみ問題、リサイクル行政には勉強の浅い私ではありますが、ごみ減量、リサイクルの推進には一人でも多くの市民に参加してもらうことが基本である、そういうふうに信じておりますので、いかなる方法であれば市民が協力できるかという視点で市側の考えをお聞きし、私の意見も述べていきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

質問の1点目は、整理する意味で、現在の日野市のリサイクル運動についてお尋ねをいたします。現在日野市が行っておりますリサイクル運動について、紙とか金属類、ガ

ラス類、その他いろいろあるかと思えますけれども、そういったリサイクルについての実態をお聞きをしたいと思えます。特に、そのリサイクルすることによって、どの程度のごみ減量につながっているのかということについても、数字的な把握があれば示していただきたいと思えます。

それから、現在の中で、特に民間団体、市民団体、その他多くの任意的なサークルの方々がやっていると思えますけれども、それらの団体はどの程度の数になるのか、また、最近その数はどのように推移しているのか、この辺につきまして現状を1点お尋ねをしたいと思えます。

それから、質問の2点目は、これからのリサイクル行政の進め方についてお尋ねをしたいと思えます。

先ほども宮沢議員さんとの間でやりとりがありましたけれども、私もこの6月1日の市長の広報で、「資源の節用と地球環境保全のためにリサイクル社会の構築が緊急の課題である」したがって、日野市では「ごみ問題の解決はリサイクルから」を基本に据えております。こういう話の中で、そして具体的には、リサイクル用地の確保について、これはクリーンセンター隣接地にと、先ほどの議論であります。2点目が、空き瓶、カレット類の収集について、これは地区センターに加え、中継基地を設けていきたい。三つ目は、リサイクルショップの開設ということで、多摩平中央商店街の空き店舗二つに、家庭の不用品を対象にしていきたい。この三つを1面の市長の方針として書いてあるわけであります。

私は、市長がその役職柄、進むべき方向、あるいは方針を示す立場でありますので、市長の方針としては、この程度で十分かと判断をいたしますが、しかし、本気でリサイクルに協力しようと考えている市民から見れば、この市長の三つの方針に具体的にどう参加したらよいか皆目つかめないのではないかと、というふうに思うわけであります。

で、私はリサイクルには、製造という分野から始まりまして、輸送、販売、そしてそれを購入して使用して不用になって廃棄、そしてそれを廃棄するものを再生ルートに乗せる、これが一連のリサイクルだというふうに理解をしているところでございます。そして今私たちがリサイクルということの分野については、家庭で不用となったものをいかに再生ルートに乗せることができるかということが問われているんだろうと思えます。

製造者の責任と意識改革、あるいはスーパーなどでの包装方法の改善など、これは当然目を向けなければならないところでありますけれども、市民と行政は不用品をごみとしてでなく、再生ルートにできるだけ回す、このことがリサイクル行政の原点であると

いうことを私は確認する必要があるのではないか。そうしてそうした意味で、市民にどうして下さいというお願いをすることが行政の役割だ、というふうに思っているわけでありませう。

私なりに整理をいたしますと、役所が市民に示さなきゃいけない考え方としては、一つは、家庭での不用品は何種類に分けて集めるかということをしちっと市民にお知らせするということが一つだと思ひます。

それから、次の段階といたしましては、そうした市民が分類したものを、市民が出しやすい集積所をつくる。ストックヤードというんでしょうか。このことが大変重要なポイントだというふうに思ひます。何種類に分けるのか、そしてそれをどこに出せばいいのか、ということをして市民にお知らせすれば、大体リサイクルは終わったようなものじゃないか、というふうに私は簡単に考えております。

三つ目は、これは市民もそうですけれども、さらに行政として考えるのは大変だと思ひますけれども、そうした市民から出された不用品をどう回収するか、あるいはどう保管するか、あるいは再生にはどう方法をとるか、これをやはり行政としては考えなくちゃいけない、とこういうふうに思ひます。

それから、4番目のステップといたしましては、市民の人が不用品として思ひてそれを出したのにつきましたも、ほかの市民は必要だというふうに思ひるケースがかなりあるのではないかと。したがって、次のステップとしては、出された不用品というものを交換できるようなところが必要ではないかというふうに思ひます。私は、市長が6月1日号の1面で三つ挙げられた多摩平のリサイクルショップというのは、市民が不用品と思ひているようなものは、他に使えるのではないかという考え方で、それを交換する場所だというふうに思ひます。したがって、リサイクル運動の骨幹というよりは、手段の一つだというふうに思ひます。

それから、5番目は、不用品として出されたもので、少し手を入れれば使えるもの、このことについては、どう再生して使ってもらおうかということが一つ考えなくてはいいことだ。したがって、それが必要なのは、何というんですか、クリーンセンターのわきにつくろうとしております倉庫兼工場だと思ひます。要するに、再生工場ということだと思ひます。

そんなような手順で、もう一回繰り返しますと、何種類に分けるのか、市民はどこへ出せばいいのか、何種類に分けてどこへ出せばいいのか。それから、不用品を回す方は、市はどのような再生ルートでやるのか。週何回集めてもらえるのか。どう方法で再生

するのか。それから、事によると私が欲しいものが、ほかの人が必要ないと思ひているものがあるかもしれないけれど、どこへ行けばそれがあるか。そして、その修理したものを使えるというような工場というものはどこにあるか、というようなことで、そこいらを行政が順序立ててやれば、かなりのリサイクル行政——先ほど来難しくリサイクル条例だとかなんか言ってますけれども、要は何をするのか。順番を経て何をするのか。市民には何を願ひするのか、ということを決めればいい話で、宮沢議員さんの答弁に対して市長は、まだ市民に願ひするシステムは考えられていない。一自治体でできるものではない、という大変難しい答弁をされてましたけれども、これは製造者の責任とか、輸送における責任とか、いろんな分野がありますから、国あるいは東京都がやらなきゃいけない分野もありますけれども、地方自治体として何ができるか。地方自治体が受け持つ分野は何かということをはっきりさせれば、その範囲内でしちっとやるということが大変重要ではないかと思ひます。

そうした意味で、このリサイクルの広報などを読んでみましても、何を具体的にやればいいのかというのが全然出てこない。何回読んでも出てこないということで、大変浅はかな知識ではありますけれども、そういった整理の中でどんどんやってほしいというふうに思ひるわけでありませう。したがって、この2点目の質問としては、実効あるリサイクル行政を確立するために、この6月1日の市長方針の三つに加えて、今何をしようと思ひているのか、このことについてお尋ねをしたいと思います。

それから、質問の3点目は、幾つか提言をさせていただきますと思ひます。

一つは、市民なり、あるいは事業所、企業が参加しやすいリサイクルシステムを確立するということについてですけれども、その一つでありますけれども、ストックヤード、その不用品を出す場所、このことについていろいろ場所がないわけですので、一つはやっぱり小学校、中学校の敷地の片隅に物置をつくる。このことが一つの考え方として私は大変効果があるように思ひます。

先日、市長がある市民団体の皆さん方のお話の中で、リサイクル案を提案を受けたということで、50世帯に1カ所ぐらいストックヤードがなければだめだ、とこういう提言がありましたけれども、そのぐらいできれば私はすごく実効が上がるものになると思ひますけれども、とりあえず学校とか公共施設の敷地のあるところには、物置を置いてそこに持っていくということは、私は早くやらなきゃいけないんじゃないか。で、小学校20、中学校八つ、最低そういったところに集まれば、回収するのも大変道も広いですから、回収もしやすい、というようなことだと思ひます。このことがやはり、教育的な効

果ということについても、はかり知れない効果があると思いますし、子供を通じて家庭の家族に及ぼす波及効果も、私は大変大きくなるだろうと思います。そうした意味で、一石三鳥という気がいたしますので、このことについて、どう考えるかお尋ねをしたいと思います。

それから、2点目はやはり、市内企業、事業所との連携強化であります。御存じのように、OAが大変進んでおりまして、紙の使用が多いというようなことで、企業もその環境に協力するといえますか、資源の長続きというか、そういったものでもろに協力する。企業も優良な企業市民としてやっていきたいという気持ちは近来特に多いわけでありまして、これらについて、行政はどのようなかわりを持っていけるか、このことについてもやっぱり、実効あるリサイクルということでは大変必要ではないかと思えます。

私がよく読んでおります「職員研修」という雑誌があるんですけど、そこでは千葉県の袖ヶ浦市、あるいは千葉県我孫子市では、事業所に分別をして出していただいて、それを市の回収業者が回収する。今どうなっているのかわかりませんが、この記事によれば、収益金は福祉だとかそういったところにすべて回すという方式であります。要するにそういったような形で実効の上がるリサイクル行政というものを考えれば、個人、事業所、企業、こういったようなところにも目を向けなければいけないと思いますので、その辺の考え方も教えていただきたいと思えます。

それから、三つ目に、一番これをつくろうと思えば、リサイクル行政が進むんではないかなという面で、提案をしたいわけですが、この日野市のリサイクル行政の進め方、「市民の皆さんにはこういうことをお願いします」というパンフレットをつくるということでもあります。そのことをつくれれば、そういうつく経過の中で、庁内でのいろんな議論が進みますし、市民にどういう形で参加していただけるか、市民のいろんなリサイクルにかかわっていく皆さん方の意見を聞く場にもなると思えますので、そういった面で質問の3点目は、つたない発想でありますけれども、提言をさせていただきますので、見解をお尋ねしたいと思えます。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君） お答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、日野市内で行われているリサイクル運動の現状ということでございます。今市内で行われておりますのは、市民主体のリサイクルと、それから行政主体、つまり中間処理場である程度の資源を分けている、この二通りがご

ざいます。

まず、市民主体のリサイクルでございますけれども、現在201団体、ちなみに比較でございますが、前年度は、平成2年度でございますが、177団体、本年度は、ただいま申し上げました201団体でございます。この団体が本年度、つまり本年度と申しますか、平成3年度に資源としてリサイクルをしていただいた数量でございますが、2,805トンでございます。これは、私どもが紙、あるいはアルミ、それから布、それらを回収団体が集めましたものに対する育成、助成をしている数値から算出をしております。それから、行政主体のリサイクルでございますけれども、これは私どもの方の中間処理場、つまり破砕機の方で不燃ごみとして出されたものの中からスチール、あるいはアルミ、それからいま一方では、ドラム缶で41カ所の今回回収をしておりますけれども、このカレット、これの回収量、この数値がアルミ類、鉄類で2,769トン、それからカレットにつきましても56トン、これが平成3年度のごみの中から資源として活用したものでございます。したがって合計では、約5,500トンがごみの減量に貢献している、とこのような理解をしております。

それから、2点目でございますけれども、この2点目に、これからのリサイクル運動の取り組みについてということでございます。先ほど来、私どもは谷戸沢の処分場の延命化、これが緊急の課題でもございまして、とにかくごみの減量は急務でございます。そういう中で、当面これからどのような形でリサイクルをしていくかということになりますと、やはりそれにはストックヤードでございますね。一時的に集積する場所、これがどうしても必要でございます。そのことも含めた中で今後のリサイクルでございますけれども、現在やっておりますガラス類を中心とした行政による資源の回収、これは当然このまま引き続き実施いたしますけれども、さらにこれを充実したものとしていきたい、これが一つでございます。

それから、二つ目といたしましては、先ほど来、だれもが気軽にリサイクル運動に取り組むというようなことで、5点ほど順番に列挙していただきました。この1番目、分別収集の種類、何種類に分けてというような話がございました。これらにつきましては、やはり私どもとしては、このリサイクル運動は市民主体というのが、ごみを出す立場でということになりますので、ネットワークづくりを当面何とか手がけていきたい。それとリーダーの育成、これも必要になってこようかと思えます。

二つ目といたしましては、これから回収業者の育成、これが現在スチール缶がストップしております。これは逆有償という、一般的にバブルの崩壊の結果、鉄類が暴落して

いるというようなことでございますけれども、このスチール缶等に見られますように、これが流通の先でストップしますと、リサイクルの事業そのものもストップしてしまうわけでございますから、これらをストックヤードを活用しながら一時的にでも資源化、リサイクル化ができないのか。このこともこれから私ども当面検討していかなきやならない課題だと思っております。

それから、次に、ストックヤードの設置でございますけれども、先ほど御提言の中の三つ目に、小中学校に集積所をというような御提言がございました。私どもといたしましては、やはりストックヤードは、それぞれの地域にあればなお結構でございますが、当面クリーンセンターの中でまずストックをしたい。それとあわせて、各地域にストックヤードができれば、このような考えを持っております。したがって、ただいま申し上げました、だれもが気軽にリサイクル運動に取り組めるということのような集団回収体制づくりには、ただいま申し上げましたネットワーク、あるいは回収業者の育成、ストックヤードの確保、それにかわるもの、代替方式、このようなものの開発が必要ではないか、こんな当面の課題として持っております。

ただいま申し上げたこの3点が、今まで集団回収を皆さん各団体がやっていたらっしゃるわけですが、それらが抱えております一番大きな問題、課題となっているわけでございますので、これらの解決に取り組んでいきたい、このように思っております。

それから、さらに2点目の三つ目、細かい部分になりますけれども、企業系の持ち込みの急増はできるだけ抑制するように、またそれらについての対応も考えていきたい、こんなふうに思っています。

それから、最後になりますけれども、3点目、御提言いただきました市民、企業が参加しやすいリサイクルシステムの確立に向けてということでございました。まず1点目の、小中学校ごとに集積所を設置したらどうかという御提言でございます。最近小学校の3年ですか、4年生でしょうか、クリーンセンターに見学に参ります。これは社会科と申しましょるか、生活科と申しましょるか、授業中での見学で参ります。この際にもリサイクルの問題は、常に御説明をするようにしております。

その中で、最近でございますが、クリーンセンターを見学した後すぐに子供たちが、空き缶回収をやりたい、何とかならないのか、という御相談も先生から受けました。大変ありがたいことでございますので、そのようなことから、進んで各種中学校が一時的にでもストックヤードとしてある部分借用できれば、これは今後のネットワークの中での活用ということになろうかと思っておりますけれども、そのことも含めまして検討をさせて

いただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の、市内企業への協力要請でございますけれども、本年3月、大口の事務系の一般廃棄物、これを市町村で受け入れるということになっておりますので、産業廃棄物は受け入れられないんですが、事業系の一般廃棄物につきましては、市町村で処理をするということにしております。そういう中で、特に大量に搬出なさる事業所17カ所につきましてお願いをいたしました。さらに今後もリサイクルへの御理解、これも得ながら、御協力をお願いしていきたい、このように思っております。

最近特に、リサイクルの関心、これは大企業であればあるほど、大変強い関心をお持ちになっていらっしゃるようで、もう既に紙の流通経路など幾つかの問い合わせが来ておりますし、現にリサイクルをしていただいております事業所もございます。

それから、3点目でございますけれども、これはパンフレットの件ですが、これはあくまでもリサイクルの啓発ということになろうかと思っております。おっしゃるとおりでございます。現在私どもは、環境部と生活課が共同いたしまして「リサイクルハンドブック」をつくっております。これを配布しておるわけですが、あくまでもこれは入門書でございます。入門書として活用させていただいておりますけれども、最近では学校などで利用することも多くなってきております。さらに生活課では、リサイクルに関連した講座やリフォーム教室、これらも開催しておりますので、市民の関心はこれからもますます高くなりますので、行政もそれに引きずられるんでなくて、リードする立場で努力してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君） ありがとうございます。

実は、私の生活、うちの生活から考えてみますと、どうやっているかといいますと、新聞紙、仕事柄読売と朝日をとってますので、いっぱいたまりますね。これをたまったときにどうしたらいいか。私どもの東光寺自治会、子供会が年に2回ぐらいいかな、回収しておりますので、これを物置に積んで取っておくわけですね。で、それをそのときに出す、ということをやっております。それから、私もお酒が好きだから、ビールとか酒とかいっぱい空瓶がたまるわけですが、それも取っておいてそれに出しているということでございます。それから、こういう仕事をしていると、ボーナスもらえば背広の一着もつくりましますので、まあ10年ぐらいたったものはだんだん不用品として、タンスに入り切れなくなるから、それをどうしたらいいかなというようなことで考えて、あん

まりいいものじゃないから出せないの、これも子供会のところに出しているということですね。子供会の廃品回収に衣類ということで出している。それでよけりゃそれでいい、とこういうことなんです。リサイクル、リサイクルというものだから、もっといいことがあるのかと思って、私はそういうふうにやっている。

ですから、そういう何か難しいことじゃなくて、それはこうしてください、これはこうしてください、というふうなことをやればいいんで、余り難しく考えると、何も手がつかないと思うんですよ。で、ストックヤードがなんとかかんとか言ったってね、リサイクルセンター新井の方まで持ってきてくれと言ったって、そんな持っていきやつはないですよ、個人がね。だから学校の方へ持っていけば、曜日でも決めればいいや。来て持っていってもらえる。で、牛乳パックなんかは軽いから、子供に持っていってもらうというようなことでやっておけばよろしいんじゃないですか。そういう何ていうのかな、すごく俗っぽい言い方なただけれど、現実的に自分の生活の中でやればよろしいんじゃないか。それから、私はのど渇いてもあんまりジュース類は飲まないの、缶はないんですけれど、それはどうしたらいいとか、そういうことをやればいいんで、ぜひやってもらいたいと思うんですね。

私はそうした意味で、これからそのリサイクルを広報に記事を出すときには、余り難しいことを言わずに、こうしてください、市民の皆さんにはこういう協力をお願いします、というのを必ずどこかに入れてもらいたい。いうことを申し述べまして、一般質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって9の1、市民がもっと参加しやすいリサイクル運動をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時8分 散会

6月16日 火曜日 (第4日)

平成4年 日野市議会会議録 (第19号)
第2回定例会

6月16日 火曜日 (第4日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	企画財政部参事	大崎茂男君

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根福次
 速記者 小野口純子君

議事日程

平成4年6月16日(火)

午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時6分 開議

○議長(黒川重憲君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員18名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問10の1、万願寺歩道橋(ふれあい橋)の安全対策は何処へ行ってしまったのかの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔9番議員登壇〕

○9番(佐藤洋二君) 議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は、平成3年第3回の市議会におきまして「万願寺歩道橋の安全施策について」という表題で、要旨、以下の発言と質問をいたしました。——日野市に新しいシンボルとして、浅川の南北、万願寺と高幡両地区を結ぶ万願寺歩道橋ふれあい橋が誕生しました。まさに夢のかけ橋として、その名のとおりふれあいの場、ふれあいの広場としまして、その姿を長く後世に継承されていくものと信じています。この橋への熱の入れ方、期待も大きく、ネーミング一つとっても、行政側は二度にわたりネーミングの公募を取り入れ、広く市民の声に耳を傾けました。

また、地元の方々より請願が提出されまして、建設委員会を中心といたしまして、その審議を進めてまいりました。緑と清流、高幡のお不動様を中心とする周囲の景観に合わせた花鳥、昆虫などの敷石銘板の心にくい演出。何ととってもすばらしいのは、この敷石銘板がプロの作品ではなく、日野市清流展に出品されました子供たちの入選作品であることであります。しかも、自分の作品が永久に敷石に埋められ、後世に残されていくことに、彼らは一生の誇りとして人生を歩んでいくことなのでしょう。日暮れとともに、周囲の明るさとは逆に、徐々にライトがともし出し、ライトアップされていくつり橋、どこかの大橋のように壮大さや派手さはありませんが、その姿は、高幡のお不動様の緑を中心とした美しい景観とマッチし、心の安らぎと明日の夢を賑わせてくれます。

初めは単なるつり橋、人と自転車が行き交うための橋、そんなふうにしか思っていなかった万願寺歩道橋ふれあい橋、実際には中央テラス部分に配置されているベンチを中心に、人との出会いの場、語らいの場としまして、疎外されつつある人間関係を原点に戻す役割を果たしております。——以上のような意見を要旨として、申し述べた後、そんないいことづくめの万願寺歩道橋ふれあい橋の、利用する側のモラルの問題と、その対応策、そして安全上の問題で、行政側に考えていただかねばならないことがある。そ

ここで、具体的な3点の質問をいたしました。

今回は、そのうちの3点目について、私自身、また利用される方にとって納得のいかぬ、理解のできない約束事不履行の経過がありますので、再度「万願寺歩道橋（ふれあい橋）の安全対策は何処へ行ってしまったのか」の表題で、一般質問をするわけですが、3点目の質問についての経過をたどってみます。

質問は、高欄からの転落防止対策についてでありました。高欄とは、ちょっと耳なれぬ文言でありますので、注釈を加えますが、橋の欄干格子、こう御理解していただければ結構でございます。

万願寺歩道橋を利用しており、気になることがあります。それは、高欄と高欄の間隔が少し広いのではないかと、という心配でありました。私も実測してみました。高欄間隔は約15センチ。正確には、14.9センチでありました。小さな子供さんの頭は、スポッと中に入ってしまいそうな幅でした。そこで、危険を承知で、生後1年を経過した孫で試してみました。やはり入ってしまうんです。設計の上では、14.9センチの幅があれば、幼児の体は中に入らないことを基準につくったものでしょう。しかし、実際に高欄と高欄の間に頭が入ってしまったところを見たという話を耳にしましたし、孫で体験もしました。そういう状況でありますので、子供さんの体格にもよりますが、高欄の間に体が入ってしまい転落することは、想定がされます。ましてや横歩き、カニ歩きで行けば、容易に入れるのではないのでしょうか。ですから、よちよち歩きの子供さんが高欄の近くへ行きますと、ハッとします。保護者の方も、急いでそばにかけ寄ります。業界では、不測の事故が発生しますと「あり得ない事故である」、こんなコメントをよく発し、私たちは耳にします。しかし、事故が現実、起きてのコメントなのであります。起こり得ない事故が起こる。それを他山の石とし、安全対策を講じていただきたい。これが質問の趣旨でありました。

そこで、この質問に対しまして、市側より、子供が中央部分のテラスのところの高欄の間から首を突っ込んで危険でなからうか、何とかこの対策を考えていただけないかということで、子供さんの写真をつけますの投書が来ていること、また、橋梁の構造基準から言えば、15センチ以下と決められており、その基準はクリアーしているなどの説明を受ける中で、質問の中で指摘があったとおりのものについては「この対策としては暫定的に何か方法を早急に考える。また、設計業者の方にも検討をしてほしい旨を伝えてあり、業者が検討している段階であり、それら結果が出ましたならば、この安全対策を講じていきたい」——このような安全問題を直視した誠意ある前向きな御回答をいた

だき、私も理解をし、この質問を終えました。

その後の市の対応は、大変機敏でありました。高欄と高欄の間に、とりあえずビニールテープを結びつけ、安全に対する暫定的応急措置を図りました。そして、危険であることの呼びかけを図り、年明けには工事も行うという看板も出しました。安全上の問題で、危惧を抱いていた地元の皆さん、そして若いお母さんたちも、これで安心して子供たちを遊ばせることができると、ほっとしたことでしょう。

しかし、そのほっとした気持ちも少しの間で、また、もとの不安な気持ちへと戻っていくのであります。なぜなら、幾ら待っても、いつまでたっても、安全を配慮し事故が起きないための改良工事が始まらないからであります。始まらないばかりか、時がたったある日、市で掲示したはずの改良工を行うという看板が、何ら説明のない中、忽然と消えてしまっているのであります。このことが、だれかのいたずらで撤去されたものでないことは、施設管理者が騒ぎ立てずに静観しているところを見ますと、そのことが理解ができます。

ことし、平成4年、第1回市議会定例会を開催するに当たり、議案書をいただきました。万願寺歩道橋の改良工事がどんな形で行われていくのか、議案書と予算書を見ましたが、どこにも記載、説明されておられません。今議会での補正にも、そのことは記載されておられません。議会で約束し、地元の方々にも告示した万願寺歩道橋の安全対策は、一体どこへ行ってしまったのでしょうか。

この一般質問を行うに当たりまして、平成3年、第3回市議会定例会における私の発言した内容と、今述べました要旨に、いささかの事実との相違があってはなりません。したがって、市議会会議録を二度、三度と読み直しまして、経緯に相違のないことを確認しまして、この場におき、その立場に立って質問いたします。安全という二文字を何よりも大切に、安全は何事にもかえがたいものである、こんな回答をいただけることを期待をし、2点、質問をいたします。

質問の最初は、安全という文言に対しまして一般論としての考え方でありました。安全という事柄に対しましては、どんな施策よりも、何よりも優先して取り組まねばならない重大課題であります。安全が脅かされている場合は、その原因を速やかに除去し、必要によっては人的措置を講じたり、あるいは予算を充てることも必要であると思います。また、必要によっては労使が一体となって協議していくことも、大切かと思えます。安全に対する一般論としての考え方を、まずお示しをいただきたいと思えます。

2点目の質問です。議会での市側の答弁と約束、及び利用者などへの責任についてで

あります。議会での経緯に基づきまして、暫定的応急措置と安全対策案が示されました。機敏な対応で、的を射た措置と、高く評価できます。しかし、肝心な安全対策がここへ来て、とんざしてしまいました。安全対策を講じると明言しながら、一向にされない。されないというよりは、もとのスタートに戻ってしまった。このことは、議会軽視につながらないものでしょうか。また、安全問題に期待権を持たせた地元の方々には、どう説明をし、今後どう安全対策を対応していくのかを、お示し願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） お答えいたします。

一般論としての安全は、多くの場合、結果論と結びつけて語られる場合が多いわけです。物をつくる場合、特に公共物、必ず一定の基準や法律、法律の基準を守らなければならないことになっております。したがって、この基準内であれば、一応安全という定義はクリアしたことになるわけでございます。万一、事故が起きた場合等、基準を守っているかどうか、そのあたりが問われるわけでございます。管理者の責任が、この基準内を守っている限り、問われるということは、基本的にはないものと思われま。しかし、万願寺歩道橋については、防護柵設置に関する一つの基準内ということで、こういった意味での安全の範囲内であるということは、考えているわけです。しかし、実際面での検討は必要と考えます。

次に、安全対策、御指摘の部分でござい。橋梁本体における風圧であるとか、あるいは材料自体の風化の問題、景観上の配慮等も必要でござい。速急にこれらの検討の結論を出して、橋中央のテラス部分を中心に、安全と景観に配慮した対策を、なるべく早い時期に具体化したしたいと考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 安全に対します一般論を聞かせていただきました。

2点目には、これからどういうふうにするか、ということについてのお考え方を聞かせていただきました。

最初の安全に対する一般論でありますけれども、特に後段の方で、万願寺歩道橋については、防護柵設置要綱に定める高欄の基準以下であり、こういった意味での安全の範囲内にあることと考えますが、実際面での検討は必要と考える——この「実際面での検討は必要と考える」、ここに非常に安全に対する真面目な取り組みが示されていると思。この安全に対する一般論としては、私としては大変結構な回答だ、こういうふ

うに思っております。

二つ目の、いわゆる質問に対する回答でありますけれども、部長からは「橋梁本体に受ける風圧等の関係、材料自体の風化の問題、あるいは景観上の配慮も必要であり、早急に結論を出し、橋中央、テラス部分を中心に、安全と景観に配慮した対策をなるべく早い時期に具体化したしたいと考えている」という御回答をいただきました。いわゆる安全対策をやっていただけるということなので、私自身もほっとしましたし、安心もしました。地元の方々も、きっと同じ気持ちであると思。議会でのやりとりと確認、そして地元の皆様への説明をどうするかの市側のお答えをいただき、その回答を、そのことの解明をしなければならない点がありますが、あえてそこまでの回答は求めません。部長より、安全対策を講じるという確認を得ましたので、結構であります。

しかし、せっかくの機会でありますので、2点、再質問をさせていただきます。

都市計画道路3・4・14号線工事が間もなく完成します。中央線の堀之内踏切から一番橋へ抜ける道路であります。そして、この道路の両端に歩道が設置されております。道路全体はでき上がっていますが、歩道だけは暫定的に使用されております。橋脚を用いた道路ですので、万願寺歩道橋と同様、転落防止用のいわゆる高欄が設置されております。ただ、万願寺歩道橋と違うことは、高欄と高欄の間に、初めからアクリル板で安全対策が講じられているということでもあります。これはどういう意味合いで施されているのか、御説明をいただきたいと思。また、この高欄間隔、万願寺歩道橋が14.9センチでありますけれども、ここの高欄間隔、もし数値をつかんでおりましたならば、お示しを願いたいと思。また、この安全対策、あるいは上から下をのぞけないための目隠しかもしれませんが、この都市計画道路の計画当初から予定されていたものでしょうか。それとも、万願寺歩道橋の経緯を踏まえ、設計変更で施されたものでしょうか。

この2点、再質問をいたしたいと思。よろしくお願。また、この安全対策、あるいは上から下をのぞけないための目隠しかもしれませんが、この都市計画道路の計画当初から予定されていたものでしょうか。それとも、万願寺歩道橋の経緯を踏まえ、設計変更で施されたものでしょうか。

この2点、再質問をいたしたいと思。よろしくお願。また、この安全対策、あるいは上から下をのぞけないための目隠しかもしれませんが、この都市計画道路の計画当初から予定されていたものでしょうか。それとも、万願寺歩道橋の経緯を踏まえ、設計変更で施されたものでしょうか。

この2点、再質問をいたしたいと思。よろしくお願。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） お答えいたします。

都市計画道路3・4・14号の施工につきましては、今、お話しのとおりでござい。

この高欄の間隔の内のり寸法というのは、15.0センチということになります。確かに強化ガラスですけれども、施工されておりますけれども、これは当初の計画には、高欄設置のみであったわけですが、その後、地元説明会において、いろんな要望が出されております。その要望の趣旨というのは、やはり住宅街を通過する道路ということ

で、主に防音であるとか、目隠しであるとか、そのあたりが中心の要望でございました。この要望事項については、その後の詳細設計で採用できるということで、平成2年の詳細設計の場に反映をいたしたわけでございます。

したがって、当初、計画になかったけれども、地元住民の説明会等の中で、この対策が講じられたということで、説明させていただきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 御回答いただきまして、ありがとうございます。

地元からの要望ということもありますが、万願寺歩道橋の高欄間隔は14.9、そして3・4・14号線の高欄間隔は15.0、こちらの方が幅が広いわけで、当然、目隠しをするということは、アクリル板を設置するということについては、理解ができます。

しかし、地元要望があるか、ないかは別といたしましても、平山陸橋の場合は確かに中央線を越えるということで、道路の上に道路がつくられている。しかし、あそこには、そういう目隠しがされていないような気がするんです。なにか一貫性がないというか、方針に一貫性がない、こんなふうな感じがしてなりません。いずれにしましても、3・4・14号線の経緯については、わかりました。

最後に、最高責任者としての市長に、一步踏み込んだ見解をお伺いするわけでありませぬけれども、高欄のいわゆる15センチ限界設を、ある意味では、これまで一つの焦点として百家争鳴とでも申しましょか、いわゆる、やりとりをしまいいりました。しかし15センチというのは、建築とか安全の規定では、ないんです。あくまでも建築とか安全の指導要綱として出てきている数字なんです。要するに高欄間隔は15センチ以下が望ましいということなんです。ですから、この15センチは、14センチという数字にも置きかえることができるし、あるいは13センチという数字にも置きかえることができるんです。したがって、15センチという数字にこだわるのではなく、安全のためならば、その数値をできる限り低くしていく、このことが必要でないかと思いますが、最後に市長の方から、この安全問題に対する考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市民生活の立場から、工作物等に安全配慮を最優先するということは、もう基本的な原則だと言うべきことだと思っております。たまたま配慮の不足という御指摘に受け取っておるわけでございまして、配慮を密にして危険の懸念がない、こういう日常感覚を努めて達成をしなければならない、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 市民生活に安全を最優先することは当然のことである、こういう市長のコメントをいただきました。十分でございます。一日でも早く、あそこの万願寺歩道橋ふれあい橋に、事故が置かないための改良工事をしていただくことを最後に強くお願い申し上げまして、この一般質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって10の1、万願寺歩道橋（ふれあい橋）の安全対策は何処へ行ってしまったのかの質問を終わります。

一般質問10の2、特別展「太古の日野・アケボノゾウの時代」の成功に向けての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○9番（佐藤洋二君） 続きまして、一般質問をさせていただきます。

多様化する社会の中で、地域の博物館として持つ使命は何であろうと思うとき、一つの大きなポイントは、文化・自然の保存であり、その持つ意味を広く知らせることであると私は思います。特に歴史的なものは、この早いテンポの社会の中で、ともすれば風化していきかねません。記録し、保存することは、子孫への務めであろうと思います。

例えば、戦後四十数年を経過しようとしている今、戦争の傷跡も目立ちにくく、忘れ去られようとしています。PKO法案に見られる、憲法を無視した動きがある今、原爆について、戦争について、今こそ体験者の経験を記録し、後世に残す博物館が必要ではないでしょうか。

自然についても同様であると思います。狭い日本の国土の中で急速な開発が進み、既に多くのものが失われ、これからも失われようとしています。気がついたときには、もう遅いのです。自然保護の運動を進めるセンターとなるような博物館も欲しいし、そういうものを伝え、残し、進める特別展・企画展等の企画も、博物館が積極的に行っていくてほしいものと思います。

今、述べました私の博物館構想、構想とまでいかななくても、私の考えている博物館とは若干、異なりますが、日野市ふるさと博物館は、ことしの8月で開館5年目を迎えることとなります。小さく地味ながらも、地域の博物館としての役割と地位を確立するための活動を、これまで博物館関係者を中心に努力されてきていることは、皆様周知のとおりであります。今後の博物館運営の中で、ぜひ文化・自然の保存に、さらに力を傾注していただきたいと思います。

さて、7月1日より2カ月間、博物館運営の一環として、一昨年、多摩川の河床で発掘されました、おおよそ150万年前のアケボノゾウのゾウ化石を一般に公開する企画展

「太古からのメッセージ、多摩川から出たゾウ化石」を、予算約1,100万円をつけ開催することになっております。そしてアケボノゾウが生きていた時代の日野市周辺の歴史を明らかにし、また企画展期間中は、さまざまな企画、例えば象牙の発掘の現地指導、化石の出土した地層の鑑定に当たられた先生方の講演会の開催、化石の収集や、その収集した化石をもとにレプリカをつくる。あるいは大地の成り立ちや地層について、アンモナイトや三葉虫などの化石を展示し、現在に至るまでの地質時代を振り返り、200万年前から100万年前に生息していた植物や動物、当時の環境、そして人類の祖先について知らせる。あるいは、長尾類の系統におけるアケボノゾウの位置、化石で紹介するナウマンゾウやマンモスなどなど計画し、市民から親しまれる博物館として、努力をされております。

ところで、三多摩27市中、博物館、資料館を持っているのは11市でして、11市それぞれ独自の特別展や企画展を開催をしております。内容につきましては、さきの議会で説明をいたしておりますので省略しますが、その取り組みも積極的であります。ここで、何市かの企画展、特別展の取り組み、特にPRということを中心に紹介したいと思います。

まず、お隣の八王子市であります。特別展は、初年度のみ1回開催しましたが、あとは年2回、開催を堅持し、市民の間にしっかりと根づいたようであります。既に十何年の歴史を誇り、開催の都度、特別展ポスターを近隣の博物館、美術館、他公共施設に60枚ほど送付し、協力を求めています。内容により、市外からの参観者もあるようで、特に千人同心は人気があるようであります。

調布では、春・秋と二度にわたり特別展を開催し、今日までおつき合いのあった近隣公共施設に400枚程度のポスターを送付しております。また、駅にポスターをお願いしたり、調布駅広場電光掲示板、あるいは調布ケーブル、市民チャンネルの活用などなど、独自性のPRに力を注いでおります。もちろん小・中学校等にチラシを配布することも行っております。

町田では、雑誌ピアに無料掲載をしてもらっています。その宣伝効果は、かなり高いものがあるようです。三大新聞にも投稿し、しばしば新聞の文芸欄に載ることもあるそうです。また、駅にもポスターの掲示をお願いしており、自前のPRでは、ポスター送付とチラシ配布、また月に3回発行する広報を活用しまして、開会中は必ず10センチ四方のスペースをとり、毎号、宣伝をされているようであります。

続いて、清瀬であります。人口わずか6万5,000人ぐらいの小さな市であります。し

かし、博物館を利用する人口は、年間8万5,000人という、すばらしい市であります。ここも町田と似ておりまして、ほのぼのマイタウンという、日野で言うショッパー、こういったミニコミ紙に特別展情報を出しまして、無料での掲載をお願いしております。

最後は、青梅市であります。青梅の特色は、完全なマスコミを使うということであり、それも費用のかからない、市役所詰めの記者クラブを媒体としております。ただし、紙面の関係で、そのことが記載されないときもあるようであります。また、地区ごとに設置されています市民センター、ここも上手に利用しております。

以上、各市の特別展・企画展の取り組みにつきまして、述べさせていただきました。日野における第3回企画展が成功裡に閉じることを信じまして、以下の質問をいたします。

まず、企画展開催に向けてのPRについてであります。ポスター、チラシなど、企画展開催に向けての初歩的なPR、あるいは、町田、清瀬などに見られます、いわゆるマスコミを使っての高度のPR、企画展成功に向け、また教育普及活動、参加者数アップをねらったPRを積極的に行っているのが、各市の実情であります。日野におけるPRの方法について、既に行っている方法と、今後、PRを図っていく方法について、明らかにしていただきたいと思えます。

次に、入館料についてであります。基本的には、年間を通じ、だれもが他市並みの無料入館をお願いしているわけではありますが、現在、子供たちの入館については、開館当時と比較しますと、年間を通じ無料の範囲が拡大しておりますが、これをさらに一歩進め、期間中のみ成人も入館料無料の措置を講じていただきたいと思えますが、考え方をお示しく下さいませ。

3点目です。働く市民の勤務形態を十分理解をし、期間中は休館日を設定しないでいただきたい、ということでもあります。

第三次産業に従事されている方は、土曜日、日曜日の休日よりは、平日休日の多いことが常識となっております。店舗を一時的に閉じたり、あるいは年休など、休暇を取得せねば企画展を見ることのできない方も、多くおられます。したがって、期間中は休館日を設けず、いつでも参観のできる、そんな企画展としていただきたい。そのための市職との協議も考えていただきたいと思えます。

最後です。年1回の企画展を成功させるため、どのような考えをお持ちでしょうか。博物館の展示の柱は、特別展や企画展ではなく、常設展示であります。しかし、常設展示の参観者が1日35人前後という日野の場合、まず企画展を成功させ、ふるさと博物館

の存在価値を、当面、高める必要があります。そのためには、何としても企画展を成功させねばと思います。成功させるための取り組みについて、特に考えているものがあれば、お示しを願いたいと思っております。

以上、4点の質問をいたします。

○議長（黒川重憲君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） お答え申し上げます。

ふるさと博物館の企画展につきまして、4点の御質問をいただきました。順次、お答えを申し上げたいと思います。

まず第1点の御質問でございます。企画展に向けてのPRについてでございますが、市広報を通じまして、PRについては既に6月1日号、6月15日号に掲載しましたが、今後とも7月1日、7月15日号の各号に掲載し、PRをしてまいりたいというふうに考えております。

また、日刊紙等の新聞にも、情報や資料を提供してまいりますが、既に6月3日の読売新聞に記事が掲載されております。その他、アサヒタウンズやショッパー等のミニコミ紙にも情報を提供しておりますし、また、先方からも問い合わせもあるところでございます。

それから、小・中学生につきましては、校長会を通じまして、児童生徒全員にチラシを配布いたしますし、また、幼稚園、保育園に対しましても、お知らせをしてまいるところでございます。

さらに、ポスターを400枚、用意いたしまして、市内の掲示板や市の公共施設、また駅や郵便局等にも掲示したり、他市の関連施設等にも送付いたしまして、PRに努めたいというふうに考えております。

続きまして、2番目の御質問でございます入館料についてでございますが、御質問にもございましたとおり、入館料につきましては、規則に定める減免規程の範囲内で、小・中学生に対しましては無料化の範囲を拡大してきております。企画展開催中におきます成人の入館料の無料化につきましては、既に企画展の準備も進んでおるところでございますので、現時点におきましては困難である、というふうに考えております。この点につきましては、次回以降の企画展につきましての検討課題とさせていただきたいというふうに考えます。

3番目の御質問でございます。企画展中に休館日を設定しないように、との御質問でございます。企画展中にも平常どおり月曜日を休館日と定めてございます。これは週1

回の休館日に職員のローテーションの問題もございりますが、館内の清掃や複雑な機械設備の維持・点検、作業等のために、どうしても確保することが必要でございます。土曜日、日曜日以外が従業日の市民の利便も十分に考えなければならないところでございますが、現状では、週1回の休館日を必要としておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

4番目の御質問でございます。企画展を成功させるための取り組みについてでございますが、今回の企画展は、御質問にもございましたとおり、日野市の多摩川河床から発見されましたアケボノゾウの牙化石を中心に据えまして、アケボノゾウの姿、生息してきた時代の環境、また同時代に生息していた他の生物、それから象の系統と進化等を明らかにしていこうということが、主な目的でございます。企画展中は、2回の講演会や貝の化石収集、化石のレプリカづくり等、体験学習会等も数回予定しております。また、そのほかに市内小・中学生に対しまして、アケボノゾウや太古のイメージ等をテーマといたしまして、ポスターの募集を行い、館内に展示することも計画しております。多くの市民に参加していただけるような、親しみのある企画展といたしまして、ぜひ成功させて、これを常設展への発展へとつなげたい、このように考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 4点にわたります御回答をいただきました。ありがとうございました。

最初のPR、これにつきましては、市の広報を通じてのPR、あるいは日刊紙にお願いしたりしているということ、それから小・中学校の校長会を通して、児童生徒全員にチラシを配布する、あるいはポスターも400枚用意し、それぞれ送付している、こういったことで、万全なPR体制が他市並みにしかれていると思います。ぜひ、このPRをさらに進めていっていただき、会場が満員になれるような、そういった物づくりに一役かっただけでいい、こういうふうに思っております。

2点目、3点目は、後ほど再質問ということで発言させていただきます。

4点目の、特にこの企画展を成功させるための顕著な取り組み、これについて申し述べていただきたいということにつきましては、講演会や貝の化石採集、化石のレプリカづくりなどの、いわゆる体験学習会を予定しておる、あるいは、例の清流展に見られるように、今回は太古のイメージなどをテーマとしたポスターを市内の小・中学生に募集

を行っていく、こういったことで、非常にユニークな取り組みも考えられておられて、多分こういったものを大々的に宣伝していけば、この企画展は成功していくんじゃないか、こんなふうな予感がします。

そこで、3点の再質問をさせていただきたいと思えます。

1点目は、特別展と企画展の用語の使い分けの関係であります。日野市の場合、一昨年、昨年と、二度、常設展示以外の展示展を開催をしました。私の記憶だと、いずれも企画展と銘打って開催をしてきております。その企画展が、今年度は予算書あるいは予算の説明を受ける中では、特別展という名称に変更になっております。実は私も、これまでの規模では、特別展というよりは、企画展という感を強く受けていたのですが、今回、従来の企画展から特別展にと変更になった理由について、お示しを願いたいと思っております。

なお、今、部長から4点にわたります御回答をいただく中で、部長からは特別展という発言は一切なく、いわゆる企画展ということで説明がありました。その辺を含めて、よろしくお願ひしたいと思えます。

2点目は、やはり入館料の件であります。平成元年、2年、3年の、開館以降3年間の入館者の動向を見ますと、有料入館者は年々減る傾向にあります。そこで、開館以降の各展示別の有料来館者数を見ますと、平成元年は2,221人、平成2年度、3,719人、平成3年度は2,726人となっております。平成元年の2,221というデータは、開館したのが11月でありますので、11月から3月までの5カ月間だけの数字であります。この5カ月間だけの合計数字では不都合でありますので、そこで、単純計算ではあります、5カ月の月平均有料入館者数を割り出しまして、1年、12倍をしますと、平成元年は5,328人の有料入館者数が想定されます。平成元年度の5,328人を100としますと、2年度は、ほぼ70%で、△30%、3年度は51%で、△49%となります。大変な落ち込みであると思えます。

有料であった入館料が、市の御配慮によりまして減免規程による小・中学生の無料化が逐次、進められてきております。その分を考慮しまして差し引きますと、元年度は3,688人、2年度は2,398人、3年度、1,762人となりまして、やはり元年を100とした指数で比較をしますと、2年度は65%、35%の入館者減、3年度48%、実に52%減、元年から比較をしますと半数以下に有料入館者が減っていることとなります。このことは、すなわち市民あるいは近隣の方々、ふるさと博物館は有料より無料を求めているのではないのでしょうか。企画展の準備が進んでおり、現時点においては困難である、との判

断であります、無料を有料にするのではなく、参観に行き、窓口で入場券を求めたら無料であった、たとえ100円であっても、何か得をしたという、そういう思いが必ずあります。ぜひ、期間中、有料を無料にするという勇気ある御英断をお願いをしたいと思えます。

3点目です。週1回の休館日を持つ理由は、職員のローテーション、館内清掃、機械設備の保守・点検のため、物理的にもどうしても必要とのこと、それはそれなりに理解ができるところであります。また、そのような条件の中でも、土曜日、日曜日以外の休業日の市民の利便も十分、考慮しなければならないと考える、大変に温かい、御配慮のある御回答です。ありがとうございます。

そこで、再質問ですが、企画展の内容で、どうしても休館日を設けなければならないのであれば、例えば7月は月曜休館にし、8月は火曜休館にする、こういう形は、考えられないものでしょうか。あるいは、フレックスタイムのような形は、とれないものかどうか。

以上、3点の再質問をさせていただきました。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 再質問につきまして、お答えを申し上げたいと思えます。

まず、特別展から企画展に名称が変わった点というようなことですが、当初予算を計上する時点では、過去2回の企画展よりも若干、大きくということで、特別展という名称で計画をいたしました、展示の規模もまだ小さいことですが、また、過去2度、企画展ということで開催いたしましたので、名称の点で混乱を起こさないようにということで、今までどおり企画展として開催するように改めたものでございます。

それから、企画展中の大人の入館料の無料についての再質問でございますが、3年度に有料入館者数が減少いたしましたことは、全体の入場者数が約1,000名減少したこともございますが、昨年の企画展中に小・中学生を無料としたことが、大きな原因と考えられます。御質問の趣旨は十分、理解いたすところでございますが、企画展における大人の入場料無料の件につきましては、次回以降の課題とさせていただきたいと、再度、御理解をお願い申し上げます。

3番目の御質問でございます、企画展の休館日を7月と8月で異なった日に設定できないか、また、フレックスタイムの形はとれないか、との御質問でございます。想像す

るところ、いろいろな問題が生じるようにも考えられますが、新しい御提言でもございますので、可能かどうか、次回の企画展までに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） ありがとうございます。

最初の、特別展から企画展という、この変更につきましては、理解ができました。結構でございます。

二つ目の、入館料の関係であります。かつての一般質問でも、私は入館料を他市並みに無料にしてほしい、こういう要望を提出しました。基本は、やはり年間を通じて無料でふるさと博物館の参観をさせていただきたい、これでございます。次回以降の検討課題は、ぜひ年間を通してということの基本に、検討をしていただきたいというふうに思っています。それにたちまして、どうしても年間を通して無料でできない、この場合は、期間中のことも考えていただきたい、こういうふうに思います。

休館日の関係であります。これも、いろいろと問題が生ずる可能性があるのですが、来年度以降、検討させていただきたいということでもあります。確かに来月の7月1日までは、わずか半月しかございません。この時点で変更することは混乱が生ずる可能性も、十分に考えられます。このことだけは、ぜひ来年の検討事項ということで、真剣に考えていっていただきたい、このように思っております。

最後に市長の方から、この博物館、博物展成功に向けての決意のほどを述べていただきまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ふるさと博物館、開設5周年に当たるのではないかと思っておりますが、ことし、たまたま昨年の多摩川の洪水で出土いたしましたアケボノゾウの出土をきっかけといたしまして、子供に夢を持たせる企画といたしまして、企画展を催そうという状況であります。

私も数カ月前の広報で「ふるさと博物館の参観をPR」というふうな記事を書きまして、ふるさと博物館の存在の理由と、時々行っております企画展等に、ぜひもっと市民の目を向けていただく。とりわけ小・中学校の児童生徒は、全員、学校の先生の引率のもとに参観をしてほしい、このようなことを考えまして、記事を書いたことがあります。

日野市のふるさと博物館は、なにか学術的に非常に高度だという性格あるいは規模でもありませんし、ある専門家に聞きましたら「センターはそう大きい規模でなくてもいい。

全市域を博物館として、その集約をした形ができれば大きな意味がある」というふうな示唆をいただいたことがございますので、そんなつもりで博物館の運営ができれば幸い、というふうに考えております。

とりわけ集客能力は非常にまだ不十分だと。PRの不足もあるかもしれませんし、まだまだ市民御自身が博物館の存在も御承知ないかもしれない、というふうに思いますけれども、私はいつも、一番自治体として大きな課題は、次代を担う子供たちに夢を持たせる、夢を持つ拠点に博物館があれば、本来の趣旨はそれで大半の目的を達したことになるのではなからうか、というふうに担当者の方にもお願いをしておる状況でございます。そういうことを意図して、これからも自然科学的な、あるいは社会人文科学的な、こういう本来の博物館のあるべき姿と、それから特に子供に興味を集中させる、こういう企画でやっていけば、ちょうど日野のふるさと博物館にふさわしい意味があるのではなからうか、こんなふうに思っています。そういうつもりで、教育委員会当局にも特に日ごろお願いをしておる状況でございます。

○議長（黒川重憲君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） どうもありがとうございました。

子供に夢を持たせることを目的で企画した今回の企画展、ぜひ、この殺伐とした世相だけに、この企画展を成功させていただきたいと思っております。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって10の2、特別展「太古の日野・アケボノゾウの時代」の成功に向けての質問を終わります。

一般質問11の1、「ゆとり社会」の実現と行政サービスについての通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員登壇〕

○21番（奥住日出男君） 「ゆとり社会」の実現と行政サービスについて、一般質問をさせていただきます。

すべての市民が生活にゆとりを持って、充実した自由な時間と潤いのある生活をおくることができるようにすることは、人間性豊かな社会の形成にとって極めて重要である、これは言うまでもございません。この国民的課題を実現させるために、労働時間の短縮を共通課題として、政府、地方自治体、あるいは民間企業等がいろんな面で努力を重ねていることも、御承知のとおりでございます。

具体的には、政府が労働基準法の改正、さらには、今国会で審議されております時短促進法の制定、これは5カ年という時限立法でございますけれども、これが成立しますと、企業の中に時短推進委員会を設置しなければならないという、こんな義務づけもされるわけございまして、いかに労働時間の短縮が重要課題であるか、ということをお話しているのではないかと思います。

さらに、地方自治体におきましても、国の完全週休二日制の実施を見ながら、既に40都道府県で、この6月議会で議案が提案をされたという報道もされております。当市でも、7月から導入をしたいという記事が広報ひのにも載っておることも、御案内のとおりでございます。

さらに、民間企業でも、さまざまな形の勤務制度や、あるいは休暇制度の導入が試みられておまして、相当突っ込んだ検討も加えられているところでございます。

さらに、この時短促進法が制定されますと、きちっとした時短をどう進めるのかという、こういう提出も義務づけられてこられますので、急ピッチで、これから時短が進んでいくのではないかと、こんなふうに思います。

これらを踏まえまして、3点について質問をさせていただきます。

5月1日号の広報ひので、市長が「まちをつくる」という欄で、週休二日制について記事が書かれております。この中で、7月から日野市も完全週休二日制をとるといふ、こういう記事も載っております。この、7月から実施予定の4週8休制について、これまで施行されてきた各職場の問題点について、どんな問題点があったのか、まず1点、聞かせていただきたい。

2点目は、本庁だけは毎週土曜日が多分、閉庁になるのではないかと思いますけれども、市民の理解を得るためのPR策について、聞かせていただきたい。これは、公務部門を週休二日制にするには、三つの条件整備が必要であるということが、長い間、言われてきております。三つの条件整備というのは、一つは民間企業の推移、二つ目が市民の合意というんですか、同意というんですか、そういう理解を得るといふこと、3点目がサービスをされるという、こういうことですが、この2点目の、理解を得るためのPR策、どんなふうにやろうとしているのか。6月15日号には、ちょっとした記事も載せてございます。さらに、この中には、かなり強烈な記事も載っているんです。「女性問題セミナーを開催する」ということの中で、「大部分の男性は一日の大半を職場に捧げ、精根尽き果て家には寝に帰るだけだというのが現状です」こういう記事が載っているんです。ですから、いかにゆとりある時間をとるといふ、ゆとりというのはあれ

ですけれども、こういうことが重要であるかということでございますけれども、その辺をどうやっていくか、お聞きしたい。

3点目につきましては、自由時間が確保されることになりますと、その時間をどう活用していくか、ということになります。当然、施設の利用増が予測されるわけでございます。ただ、4週8休制というのは、私は、人ばかりではないと思います。施設も全く同じような状況で、4週8休制が施行されるのが、それがベターである。ですから全部4週8休、こうなるのが一番いいんじゃないか。基本的には、このとおりだと思います。

しかしながら、国民の祝祭日を除きますと、ただいまも佐藤議員の方から質問がありました、博物館の問題もありますけれども、博物館については4週4休、実態がですね、それから公民館も4週4休、東部会館も4週4休、図書館、これも中央図書館と高幡が大きいですから、ここも4週4休、さらにここは土曜の午後もやっていますから、かなりきつい。市民会館は4週5休、こういう実態があるわけです。しかしながら、こういった市の施設を、逆行するわけですが、開館日をふやすお考えはないかどうか、見解をお聞きしたいということでございます。

一つは、そういったゆとり社会を実現しよう、みんなで休みましょう。一方そうすると、行政サービスもいろんなふうで受けたいという、こんな形になりまして、相反する部分が出てくるわけでございますけれども、その辺の質問をしたいというふうに思います。

先ほども話が出ました。今、必ずしも週休二日というのが、土・日だけじゃない。日・月もあるし、月・火もあるし、金・土もある。言ってみれば、毎日休んでいる方もいるんです。どっかしらで、だれかが休んでいる。そうなりますと、定例の休館日だけだと、どうも語弊があるんじゃないか。こんなことから、私は、通年を通して全部オープンしていればいいんですけれども、そうはいかない。いろんな面で職員の御苦勞もあろうと思っておりますけれども、その辺の考えをお聞かせいただきたい。

3点について、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答え申し上げます。

1点目の、今までの試行の結果でございますけれども、日野市の場合、昨年からことしにかけて試行を進めてまいりました。この試行は、土曜日、開庁する職場について、週40時間の勤務で、業務に支障がないかテストすることが、主な目的であったわけでございます。試行の結果、現行の人員では対応が困難であるという職場が多少ございませ

た。具体的に申しますと、保育園、それからクリーンセンターの交代職場、これは24勤の関係でございます、それから本庁の当直員、市立病院の一部などが、現実にはちょっと、このままでは困難でないかということでございます。これらの対応には、現在、検討中でございますけれども、当面、現行の人員の中で事務の見直し等による調整、その他臨時職員とか再雇用などによる対応ができれば、それで努力していきたいと考えているところでございます。

御存じのように、まだ完全週休制の導入についての閣議決定では、行政サービスを極力下げない、現行予算で、また定員の範囲内でやりなさい、ということが言われております。基本的にこの原則は進めていかなければいけないわけでございますけれども、特に少人数の交代制職場等におきましては、現行の人員では多少、困難でないかと思っております。

市立病院の昨年9月からの試行形態は、事前のPRのほか、行いまして、月の第三土曜日を部分休診で実施いたしました。当初は、多少の苦情があったと聞いておりますけれども、本年4月から第一土曜日も部分休診いたしましたら、これについては特にトラブル等がなく、現在では定着していると報告されております。病院の試行は、多摩地区の他の公立病院と歩調を合わせて実施していくという意向でございます。こういうことからしまして、試行を実施してまいりました中では、特段、大きな問題はなかったと判断されるわけでございます。

2点目の、市民へのPRの件でございますけれども、先ほども質問者からお話がありましたけれども、5月1日号には、市長は「できれば7月からの実施を目途に準備を進めている」という記事を掲載しております。また、6月15日にも、その準備のための記事を掲載させていただきました。そういうわけで、当分の間、広報を中心にした形で、住民の皆様の理解を得ていきたいと考えておりますし、そのほか、報道機関へ積極的に情報を提供して、住民への周知を図らせていただきたいと思いますと思っております。

また、本庁、支所ほか土曜日が休みとなる窓口等には、お知らせの掲示とか立て看板の設置などをして、そういうことも今、考えているところでございます。

第3点目の、開館日の増加の件でございます。これは個々に社会教育また生活文化部、あるようでございますけれども、この部門については、日野市だけではなくて、ほかの市町村自治体も、土曜、日曜日の利用率は高いということは承知しておりますし、また、休日の増加等によりまして、積極的にこの利用を進めていくことは大変必要なことだということ、検討会の中でも言われているわけですが、開館日をふやしていくと

いうところまで、具体的に検討されておられませんので、今後の各自治体としての大きな課題になるのではないか、と受けとめているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 3点目の開館日の件で、市民会館等についてのお答えをいたします。

現在、市民会館と公会堂の開館日は、日曜、土曜日も、また祭日も開館しているわけですが、毎週月曜日を休館日とし、また、第二の火曜日も休館日というふうに行っている状況でございます。開館日をふやすということを考えますと、正直のところ、現在の職員の体制では実施が困難な状況でございます。

また、舞台装置とか照明、音響、その他の保守・点検とか清掃も行っているわけですが、休館日を利用して実施をしているところでございます。

東部会館等につきましても、休館日を月曜日に充てているというようなことで、また同じように設備の機能の状態を保つための整備、点検、清掃、こういうようなことがございまして、休館日によってそのことを重点的に充てている、こういうような状況でございます。

今後、週休二日制がさらに導入されますと、この現状を維持していくのが精いっぱいというのが実情でございますが、施設の管理・運営を根本的に変更するということを考えませんと、このことは実施できないのが状況でございます。当面は現状維持で実施していくという考えでおるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） それでは、社会教育部関係の公民館、図書館、ふるさと博物館につきまして、お答えを申し上げます。

現在、いずれの施設も、図書館の三つの分館を除きまして、毎週月曜日が休館日となっております。そのほか、条例規則で定めた年末年始、国民の祝日、特別休館日等がございます。御指摘の、月曜日を開館した場合、共通の問題点として、次のような点が挙げられると思います。

休館日の月曜日も職員が交代で勤務をしております、開館時には処理し切れない担当業務を行っておりますし、また、職務にかかわる打ち合わせ会議等にも、この月曜日を充てております。休館日がなくなりますと、これらの時間をどのように確保いたすか、検討が必要となってまいります。

それから、職員は4週8休体制に移行する予定でございますが、先ほども御質問の中にごございましたとおり、施設としては4週4休制でございます。現行では、土曜日、日曜日を交代勤務といたしまして、主に休館日の月曜日を振りかえ日に指定しているところでございますが、休館日がなくなりますと、月曜日から金曜日に振り分けて指定することになります。そうすることによりまして、平日のサービスに支障が生ずることも考えられるところでございます。

さらには、休館日には、先ほども答弁ございましたとおり、施設のメンテナンスの日に充てられておりますので、これらの施設の点検、安全確保という面からも、どうしても休館日がないと支障を来すというふうに考えられます。

しかしながら、今日の社会情勢から、市民のゆとりの時間に対応できる社会教育施設といたしまして、開館日の要求があることは、十分、承知しておるところでございます。したがって、それぞれの施設では業務全般の見直し、職員体制の検討が必要となっておりますが、現行のサービスを維持して開館日を増加することは、現時点では大変困難でございます。具体的には数字は挙げられませんが、相当の職員の増員をお願いしなければ対応は難しい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。

まだ、週休2日制について提案されておられませんので、多分そうなるだろう、提案されるだろうという前提で話をし、質問させてもらっているわけですが、再質問をさせていただきます。

まず1点目の、試行されてきた各職場の問題点、今、病院のことが部長から答弁があったんですけども、住民との接点が一番多い市民課の窓口、ここでは試行に反対ではなかったんですか。なにか聞きますと、短時間で、四、五分で出せる証明書が、これをやったために20分かかったという、こういう声も聞いておりますし、実際、サービスの低下につながることは目に見えているので反対だ、こんな声も聞いているわけでございます。そういった職場の声はどんなふうになってきているのか、もう少しその辺をお聞きしたいと思います。

それと、2点目のPRの問題、これは広報を中心にやるということですから、それは私も言っているのは、一方的に市民の立場で、何かを発行してもらいたい、利用したい、という立場で言っていますから、8時半から5時まで、月曜から金曜までしか開いてな

いよと。ですから、その間に行かなきゃいけないわけです。ですから、もうそれは、それでいいんですけども、その辺の徹底を広報中心にやるという。6月15日号がまだ準備ということですから、もうこれを読んで、かなりの「どうして」というような声も来ています。自分たちは5時で終わる。5時から行っても閉まっているし、土曜日は休みだし、これは勝手な言い分といえばそれまでですけども、そんな声が上がっていますので、2点目については、徹底したPRをお願いしたい。

3点目でございますけれども、施設の開館増、増加は検討していない、あるいは現状では難しい、休館日は設備点検に充てているんだ、こういうことですけども、例えば、これはわかるんです。よくわかるんですけども、それじゃどうしたら開館日をふやすことができるのか。今、社会教育部長の方からは、現状ではちょっと難しいと。であるならば、ざっくばらんに、では何名ぐらい職員がふえればいいのか、あるいはパートタイマーの採用とか、再雇用制度の確立とか、フレックスタイムの導入とか、いろんな民間でもいろいろやっています。そういうことも当然、検討されてしかるべきであると思うし、やっていると思うんです。そういう答弁が全然なかった。ですから、現状では無理ですよ、というのはわかるんです。当然、4週4休を、みんな4週8休になるんですから。ですから、ではどうしたら「こういうことをやればこういうふうにできます。こんな問題があります」という、もう少し具体的にお聞きをしたいと思うんです。

例えば、東部会館なんかの場合には、あそこへ行きますと、プール指導員がおります。切符を切るお年寄りの方もいます。職員が2人いるんです。あそこを、あの職員は2人でどんなことをやっているかという、いろんな受け付け、会議室もありますから、そういうのもやっている。利用者というのは勝手ですから「私は月曜日休みだから、この日に会議室を使いたい」と言っても、いや、休館日ですからだめですとなる。では、そういう声を、毎週月曜日が休館日だから、では一日ぐらいふやそうかなと。設備点検なんていうのは、毎週やらなくていいんです、あんなの。あんなものは半年に1回でもいいし、3カ月に1回でもいいんです。そんなにちょこちょこ設備が故障することは、まずないわけですから、それは、ちょっといただけない答弁と思います。

あそこの職員の方も市民ですから、土・月とか、日・月とか、こんな休み方をされている。家族があります。子供さんもいます。学校も週5日制になる。9月から5日制になるわけです。これからどんどんふえていくだろう。そういうことを考えますと、自分たちも少なくとも日曜日ぐらい休みたいよ、こんな声も当然出てくるわけです。ですから、ではどうやったらそういうみんなと同じように休めるのか。休めないまでも、サー

ビスという問題ですから、それはまあ日曜日が多い、土曜日多いから、それは出ましよう。でも、もう少し、これからどんどん自由時間がふえると、もっと開放してもいいかなという、では、こうやれば開放できますという、こういう前向きな御答弁をいただきたいというふうに思います。

4週8休の試行の中では、それぞれずっと休んできているわけです。4週8休をやってきたわけですから。今の答弁だと、ちょっと理解ができません。今すぐ開館日をふやせというんじゃないで、将来、こういうことになると、当然、開館日の増を考えていかなければならない。今から準備をして、検討して、さらにこういうことも市民の方にPRをしていくべきである、こんなふうに考えるわけでございます。その辺、もっとざくばらんに、具体的な、泥臭いお答えをちょうだいしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答え申し上げます。

今、議員さんがおっしゃいましたように、試行の中で、土曜日を休むことになるわけですから、確かに市民課の窓口、各支所の窓口は、2分の1ずつ休むとなれば、一番市民の皆さんが利用される土曜日が、半分の職員で、極端に言いますと、するわけですから、確かに試行について、入るまでには多少の紆余曲折があったと聞いております。そういうふうな現実の声を私たちはそれを聞いて、ではそれをどう対応するか、ということが試行の目的であったわけですが、一番、試行をして困ったのは窓口の職員だということは、認識しているわけでございます。

PRについては、住民の理解を得るために、できるだけPRをしていきたいと思っておりますし、多少、実施時期を7月1日からでなくて、日野市では今のところ7月18日の土曜日から実施していきたい、という考えを持って進めているところでございます。そうすることによって、7月15日号等の広報にも、その結果が載せられるのではないかと、ということで、今、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 開館時間に関する問題について、御質問がございました。

教育文化施設、それからコミュニティー施設等で、直接、市民サービスにかかわっております施設につきましては、市民生活の実態といいますか、市民ニーズに合わせて、休館日とか開館時間とか、そういったものは設定していくというのが、基本的な対応の仕方だろうというふうに考えております。このことは、4週8休制の問題とはまた別の

問題として、今までも存在した問題ですし、これからもそういう、特に社会的な変化に対応して、市民のニーズにこたえていくという立場から、この問題は一つの課題であるということは、事実でございます。

ただ、4週8休ということで、職員の勤務時間が従来よりは減る。そのこととの関係で、それと市民ニーズとの関係です、この辺の関係で、どういうふうに今後、考えていくかということが、当然、問題になってくるわけでございまして、今、御質問の中でもございましたように、いろいろ、それぞれの施設の提供しているサービスの性格なり質なり、いろいろ違いがございますので、そういったものを具体的に検討をして、どういう整備が可能か、あるいはどういう整備をすれば、そういうニーズにこたえられるかということ、きめ細かく検討を進めていって、基本的には市民ニーズにこたえられるようなサービス体制を確立をするということが、私どもの課せられている課題だろうというふうに思います。これには、もう少し時間をちょうだいしなければなりません、それで場合によって、例えば職員の増員が必要ということがあれば、しかるべきやはり手配するということは、考えなければならないというふうに思っております。

ただ、4週8休制というのは、一つの社会的制度にかかわる問題でございまして、これは政府も人事院も、この政府に勧告したときに、閉庁を原則とする週休2日制に入ると。ですから、閉庁を原則とする。もちろん開庁している職場については弾力的に対応しなさいということは、ついておりますけれども、原則は閉庁ということで、これは社会的な一つの制度として、それを常態にする、社会的な通常の状態にするという面も、一面ではあるわけでございまして、その辺のところも、私どもとしては十分配慮しながら、しかも市民ニーズにはできるだけこたえるという、この辺のところを、確かに難しい問題を持っているわけですが、我々としては重要な課題として、これから個別に研究をして、できるだけそういったものには、基本的には対応できるようなことをしていきたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。

今、砂川助役の方から、閉庁を原則とするという指導だという話がありまして、そうだと思うんです。それはそれでいいんです。ですから、ゆとり社会の実現というのは、やはりみんなと一緒に休んでということですから、それで、のんびりしようよというんですか、そういうことになるわけでございます。

ただ、ゆとりができて、必ずそれが豊かさに結びつくかということ、そうじゃないん

です。ですから、ゆとりができた、さあそれじゃ豊かさを実現するためにどうしようか、ということになると、今言った行政サービスの方に当然、需要がふえてくるという、こういうことになってくるはずですよ。ですから、例えば図書館の問題についても、先ほどの社会教育部長の御答弁のように、いろんな面で御苦勞は、よく私もわかっております。休日確保等のローテーション、いろんな面で御苦勞があると思うし、さらにはサービスを提供する上でも、いろんな面で御苦勞がある。ですから、こういう質問は私は酷だと思ふんです。ですけれども、さらに厳しくするわけですから、でも、将来的には、こういうことも考えていかなければならない大きな、私は課題だと思ふんです。ですから、今、助役の方で、市民ニーズにこたえるんだ、そのためにはどうしたらいいのか、個々に確立を考えていきたいという、これだと思ふんです。ですから、それをぜひやっていただきたい。そのためには、こんな問題点がありますということ、ざっくばらんに出していただいて、それが受け入れられるとか、受け入れられないとか、そういうことではなくて、あくまでも行政サービスの評価というのは市民の方がするわけですから、我々がするわけじゃないんですから、そういったことをどんどんPRすることも、私は大事なことじゃないかと思ふんです。限られた時間の中で、今のサービスを低下させないためにどうするのか。稼働日が少なくなるわけですから、大変な苦勞があるんです。

例えば、民間で今、時短を実施するというふうに、何をやるかという、企業の場合には生産部門というのと、事務部門、間接部門とあります。生産部門というのは、生産性の向上をやらなければいけない。そのために、人はふやせないです。人をふやせばいいんですよ、簡単に人をふやせば時短もできますけれども、そうするとコストの問題が出てくる。労務費が増大するというので、これは生産性の向上につながらない。したがって、いろんな面で検討されて、今は新聞でも、皆さん御承知のように、3組2交代という生産部門の形が、今、検討されているんです。今、私どもの産業では、2組2交代ということで、昼勤の人と夜勤の人がいて、それは交代制、交代制で、24時間ずっと稼働している。これを3組にするんです。3組というと8時間ずつ3組みですから、残業はやらない。人も時間的にも多少余裕ができる。ただ、人は二、三割アップしなければならない。今、人員不足であるということで、非常に悩みが大きい。でも何とかしなきゃ時短は実現できませんよということで、いろんな面で苦勞している。

事務とか間接、そういう部門は、この広報にも書いてありますように、効率化を図るということ。効率化というのは余り目に見えませんが、人が判断して「おう、よくやっているな」「ああ、遊んでいるんじゃないか」、こんなふうになるんでしょうけれども、

これしかないわけです。ですから、そういったことで時短を図る。

さらには、先ほど言ったように、休館日をいろいろやって、もっとゆとりを持たせようとか、いろんな面でやってくる。フレックスタイムも、国家公務員の場合には、ある部門で、研究部門だけですか、やるようですけども、やはり国のそういう大きな部門が旗を振ることによって、中小企業の部門も何となく救われる気持ちになる。こういうことにもつながりますから、いろんな面でトライをしていただきたい、こんなふうに思ふわけでございます。

最後に、市長にちょっとお伺いしたいんですが、5月1日号で「週休2日制の社会に向かって」というタイトルで、労働時間の短縮がこういう形で進んできているということを書かれています。ここに書かれている中で「週休2日制社会というのは、公的サービス関係の人も、民間の営業的サービスに携わる人も、同時に休養できる公平性や」と書いてあります。まさしくそのとおりなんです。私も同感です。同感ですけども、住民というのは勝手ですから、やはり行政のそういうサービスを今以上に受けたいという、こんなことになります。何回も言うように、職員も市民です。国民ですから、我々と一緒に、同じように休んで、本当ならば月に1回ぐらい全部が休んじゃって、何にもオープンしないという、こういうことになれば、どこかの国じゃないですけども、いいんでしょうけれども、それはちょっと日本では無理ですし、それについて市長が週休2日制を提案するに、まだ提案されていませんけれども、実施に向けて、今、私が質問した行政サービス、相反する質問ですけども、この辺をどのようにとらえておられるのか、ここに我々いろんな面で労働時間の短縮ということ、いろんなやり方で聞いております。

この中では、民間企業にも週休2日制が広く普及しているというような記事が載っているんです。だけれど、実態はどうかというと、平成2年の12月ですか、調査した資料があるんですが、これによると、何らかの週休2日制を実施しているのが約7割あるんです。ところが、中身をずっと見ると、週休2日制というのはまだ11%しかないんです。たったの11%なんですよ。これは4,951社のデータです。労働省が発表しているんですが、これによると、約7割の企業で何らかの週休2日制を実施している。ところが完全週休2日というのは11.5%。月3回というのが8.7、隔週が13.3、月2回が14%、月1回週休2日制というのが19.4で、一番多いんです。ですから週休2日制というのは広く普及はしているんですけども、まだまだ実態はそれほど完全にいつてないという、こんな実態があるわけです。労働時間についても、総労働時間を国が96年度ぐらいまでに

1,800時間にしたい。

平成3年度、全産業の平均が2,044時間、こういう総労働時間がございます。私が試算した所定内の労働時間、これは計算間違いだったら謝りますけれども、役所の場合には、平成5年、来年、稼働日が235日、労働時間を計算すると千七百六十何時間になります。ですから1,800時間を切るという、かなり進んで、この時間というのは、民間企業では1社もございません。こういう所定内の労働時間が確立されようとしているわけです。当然いろんな面でプレッシャーもかかるとは思いますけれども、私は、早くそういった制度を確立していただいて、公務部門がリードすることによって、二、三十人の中小企業のところがどんどん救われていくように、拾われていくという、これにはもう国がやるしかないんです。ですから率先してやっていただくことには賛成ですけれども、その辺を含めて、市長が、この週休2日制について、どんなふうにお考えになっているのか、この辺をお伺いしたい。それと、助役が御答弁された「将来的にはそういうことも考えていきたいと思います」ということについても、ぜひ同調していただきたい。こんなこともあわせて御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 少し大げさな言い方かもしれませんが、地球環境保全のための今日的な問題、それからゆとりのある人間性をどのように一生の間に協議していくか。もう一つ言えば、人類の繁栄や平和をどういう仕組みで、それらを侵さない範囲でやっていたらという、大きな、20世紀から21世紀に移行するときの課題ではないか、このような世界的な提言になるということの一つに、週休2日制あるいは4週8休制の問題が、天の声のような形で当面をさせられる、という状況になってまいっております。

終極の目指すところは、土曜・日曜という生活慣習の休養の取り方があるわけでありませんが、さかのぼって言えば、農村時代は1日、15日程度が、せいぜい休養を得たという時代もありました。多分、明治の初めに、今日まで行われてきた週休1日制が生まれ、その次に土曜日の半日休み制が生まれた。こういう歴史的経過もあったわけでありまして、なじんでみれば極めて当たり前、不思議ではないんですが、なじむまでにいろいろ問題がある。そこで、二律背反とも言えるサービスと休養をどういうふうに整合させることができるか、ということに今、当面をしておるわけでありまして、私はなじむまでは、つまり特に行政という立場は、市民生活がせつかく得られた週休2日という休養の制度を、なるべく地域社会で、みずからの選択で人生を豊かにする内容で過ごしていただく、こういう時間消費の仕組みにすべきだろうと思います。わざわざお金を払って遠方

に行っ、レジャー産業に寄与するという形でなくて、できるだけ地元で家族単位に時間の消費の仕方をみずから選択をしていただく。こういうことが一番、到達点の目標でなければいけないだろう、こんなふうに理解をし、受けとめております。

当面、行政は、ではどうすればいいかということになってまいりますと、これは一気に行政側からサービスを低下させるというわけにはまいりませんので、いわゆる地域社会としての選択の施設面の整備も必要でありますし、いろいろな工夫をしたメニューの提供ということも必要だと思っておりますし、また時間的なサービスをさらに無人の手段で、そのサービスが落とせないで済めば一番いいわけですが、自動販売機というようなわけにもいかないわけでありまして、やっぱりある程度は人がかかわらなければならない。そのためには、物理的に言えば、15%の人員をふやせば、ローテーションによって全く落ち度なくやっていたらということにはなりませんけれども、それじゃ週休2日制の目指すところではないだろうと思っております。

当面は——いずれは、なじんでいただくという、いわゆる週休2日制社会というものを、構築していかなければならないわけでありまして、一気になかなか成り立ちませんから、したがって、行政側は余りドライに考えないで市民生活に対応する、こういうことが当面、大切だと思っておりますし、まだ日本の市民生活の意識では、行政というのは、どちらかというともまだ管理をしたり統治する側と見られておりますので、そういうふうにならない形で対応をしていきたい。

確かに、人をふやすなという原則も大切ですが、私は、やはり人をある程度ふやさなければ、これは公務員職員をふやすというだけではなくて、十分な市民参加をしていただく、あるいは大きなローテーションの物の考え方で、なにか落ち目のないといえますか、欠落したところのない、そういう形が一番望ましいわけでありまして、そうするにはどうすればいいか。やっぱり、今、社会に参加をしていいという、また余暇もあるわけでありまして、それはできるだけ活用させていただきまして、また必要な賃金は払う仕組みを設けて、当面は、そう大きな欠落はない。しかし、だんだんなじんでいただくということで、最後に残るのは、私は病気関係と、安全管理といいたしうか、消防署でありますとか、警察署でありますとか、そのあたりのこともありますから、だんだんと工夫をされて、いわゆる週休2日制社会に国民を挙げてなじんでいくという方法が、何年かかるか、ちょっと見当はつきませんが、10年ぐらいかかれば、ある程度、定着をすることになるのではないかと、こんなふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。

簡単に、この問題は解決できるどころでございませぬ。日本が生活大国なのかどうかわかりませぬけれども、いろんなところでわかります。大国でないという人は、そういう労働時間の問題、さらには土地、住宅、そういったものを挙げております。生活大国であるという方は「飲める水で体を洗うんだから、こんな国はどこにもないよ」という、こういう意見もございませぬ。

経済企画庁が、労働時間短縮のインパクト研究会で、これは述べていることですが、3Kという言葉、随分前に言われました。私もこの議会で言ったんですけれども、これに対抗するかのように、3Sという言い方なんです。これはどういうことかという「3過ぎる」という生活構造を改善しなきゃいかぬという、こういうことなんです。

まず一つのS、「3過ぎる」の一つの過ぎるが、子供時代は勉強に偏り過ぎる、二つ目は、大人は仕事に偏り過ぎる、老後には暇があり過ぎる、こういうことをとって「3過ぎる」というふうに、このインパクト研究会で言っているんですけれども、これを改善するためには、子供時代にはもっと遊びをさせろ、大人になったら学習をさせろ、老後には、もうちょっと仕事をさせてもいいんじゃないか、こういう機会を与えて、その世代間のクロスオーバーが必要だというようなことを言っているんです。まさしく今の時代がそうではないか、こんなふうに考えます。

まだまだ入口的な質問に終始しましたがけれども、今の市長の答弁を聞きまして、かなり長いことございませぬけれども、これはやっぱり中長期的展望に立った御答弁でございませぬ。ぜひ、日野市は本当にいろんな面でサービスもいいし、ホッとできるまちだ、こんなまちづくりを進めていただくことを心から懇願申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（黒川重憲君） これをもって11の1、「ゆとり社会」の実現と行政サービスについての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時9分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の1、本庁内の狭隘な職場環境の改善についての通告質問者、下村功君の質問を許します。

〔8番議員登壇〕

○8番（下村 功君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

午前中、奥住議員からも「ゆとり」についての質問があったわけですが、最近、よく、ゆとりという言葉が使われるようになってきています。本市議会でも「ゆとり宣言」が採択されておいて、労働界では完全週休2日に向けて、また教育界では、学校の週5日制に向けての取り組みがなされている現状であります。

この、ゆとりという言葉なんですが、こうした労働時間短縮などの時間的な余裕という場合の使い方、また、従来から使われてきました「ゆとりある居住空間」とか「ゆとりある職場環境」とかの空間的な意味、そしてまた、そうした時間的なもの、空間的なものの延長線にあると思われませぬけれども、精神的な余裕を意味するゆとりの、三つの意味があると思っております。

きょう、ここで質問いたしますのは、私たち市議会議員にとってはホームグラウンドでもあります、この日野市役所本庁の各職場に、こうした空間的、精神的なゆとりがあるのか、ないのか、という問題であります。

最近の民間企業のオフィスでは、OA化とも相まって合理的で効率的なデスクの配置や、文書類のファイリングシステムの改善などが図られておいて、照明などについても大変工夫を凝らして、明るい職場、ゆとりある職場づくりが進んでいるところです。

もちろんこれは、企業においては顧客などの来訪者をも意識した、企業イメージのアップという、企業戦略もあるでしょうけれども、ともあれ働いている人にとっては、快適な職場環境であることには、かわりないと思われませぬ。

今まで官庁といえば、何となく旧式な机や椅子に書類の山といったような、雑然とした職場環境のイメージがあります。日野市役所も、また実際にどこの市役所に出かけても、判で押したようにそのとおりのものですが「役所なのだから、それでいいではないか」ということは言えないのではないのでしょうか。

例えば、新都庁舎に一步踏み込めば、職員の机や椅子、間仕切りのついたまでも民間並みになっている現状ですし、用事で訪れても、スペースにも落ち着いた雰囲気を感じられるわけです。

そこで、日野市役所ですが、日野市役所の現状の職場環境について、質問してまいりたいと思っております。

この庁舎が完成したのが昭和52年で、15年ぐらいたっているようではすけれども、まだ三多摩では新しい方であるようであります。庁舎建設に当たっては、当初、何人の職員を収容できる算段だったのか、それに対して現在の本庁の職員数は何人かを、まずお聞きしたいと思います。

次に、現在、使用されております机や椅子の購入年で、一番古いものは何年かも、お聞きしておきたいと思えます。

そして、先ほど私が述べましたような市役所といったもののイメージ、すなわち職場が狭いとか、書類が山になっているとかいうようなイメージ、私を感じた点ではありますけれども、そうしたことについて理事者はどう思っておられるのか。

以上、3点について、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（黒川重憲君） 下村功君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

1点目でございますけれども、御存じのように、この庁舎は敷地面積が1万4,410平方メートルです。建築面積が2,967.9平方メートルで、延べ床面積が1万2,363.5平米となっているものでございます。庁舎を建設するときに、検討しました当時は、昭和60年における計画対象人口は20万と、予測したわけでございます。職員数と庁舎面積は、自治省の庁舎策定基準から算出しまして800人で、1万2,000平米の庁舎規模が適当と想定されました。

ところで、平成4年6月現在、本庁舎に在籍している市の職員は527名でございます。それから、関係団体、臨時職員等を合わせまして44名、計581人の事務スペースの実態が現在でございます。御指摘のとおり、各フロアにおける事務スペースは、正直申しまして、ゆとりがない状況になっているのが現実でございます。

平成2年に調査しました結果によりますと、庁舎全体面積から会議室とか通路、倉庫等、共同スペースを除いた1人当たりの事務スペースの平均は、6.7平米となっております。これを、「ニューオフィス推進協議会」というところがあるんですが、この調査によりますと、OA機器を導入した場合の1人当たりの事務スペースは10平米が必要、と報告されております。

このように、建設当時に想定した内容とはるかに上回ったスピードで、事務スペースがゆとりがなくなっている原因の一つには、各種多様化する行政サービスに対応するための各事務機器の導入が、膨大な文書を整理するためのファイリングシステムの導入によりまして、キャビネットなど事務機器などの配置がされました。そういうことも一つ

の原因になっているところでございます。

また、2番目の、現在、使用中の椅子、机につきましては、一番古いのは、御存じのように、今おっしゃいましたように、この建設が15年たっています。そのときに全部入れかえておりますから、一番古いものは15年使用しているというのが現状でございます。

以上、2点は私の方からお答えさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 行政事務というのは、どうしても文書主義ということで長いこと来ておりますので、身近なところにいろんな文書を山積みをするというような形で、どうしてもそういう一種の習慣みたいなものができてしまってきているわけですが、今、総務部長の方からもお話ししましたように、ファイリングシステムその他を導入することによりまして、そういったものもきちっと整理をして、そういう文書にしても、各担当課でそれぞれ共有して使っていくという形で合理化を進める、というようなこともやってきたわけでございますけれども、それでも、なかなか長い間の習慣の中から抜け切れないところもございまして、これからの時代としましては、そういうハードコピーの形で、どうしても記録をしなければならない部分も当然ございまして、必要な部分については、例えばOA化等によりまして磁気記録に移していく、というようなことも、当然、必要になってきますので、そういった点で、全体としての事務改善を進めながら、できるだけ空間的にもむだを省いていくということも、あわせてやりながら、なおかつ職員が働きやすい一定の空間というのは、やはり確保をしていかなきゃいけないんじゃないか、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） ありがとうございます。

今、助役の方から、市役所が文書主義で、現実的には狭いけれども、合理的な配置によってクリアーしていかなきゃいけないのではないかと、というお話ですけれども、床面積というのは、御存じのように限られているわけでありまして、先ほど部長の方からも御報告いただいたわけですが、1人当たり現状では6.7平米、OA機器を導入するためには9平米が必要だということで、既に床面積そのものの広さ、スペースが足りなくなっている、不足してきているという事実があるわけです。すなわち、ほぼ、すし詰めの状態といってもいいような状態に、市役所がなっていると思われまます。事実、来庁者に対する対応だとか、部内、課内の打ち合わせ等の動きを見ますと、打ち合わせ場所だとか、来訪者の対応場所に事欠く状況にあるというように見受けられますし、そう

聞いております。特に、こういう来訪者の対応等につきましては、場所によってはプライバシーの保護という問題とも、大変密接にかかわってくる問題でもありますので、軽視できない問題でもあるわけです。

それでは、どういう対策をとるのかという問題になってこようかと思うわけですが、例えば、今ある本庁舎の敷地で増設を考えるという形になりますと、ここは第1種住専の建ぺい率・容積率いっぱいということですので、これ以上の増設が不可能であるという報告を受けております。必然的に、この周辺にそれじゃ増設地を探していく。端的に言って、もうこの本庁舎がいっぱいであるなら、第二庁舎の建設も検討の段階に入ってくるのではないかと思っておるわけですが、この第二庁舎の建設について、まず検討の意思があるのかどうか。それについて、お伺いしてまいりたいと思います。

同時に、次の諸点について、見解もお聞きしておきたいと思います。

まず、第1点ですけれども、現在、旧庁舎跡地の生活保健センターにあります生活課、健康課、これについては、本庁統合できるのか、できないのか、ないしは、それを検討できないのか。また、隣の女性センターについても、大変ウエートが高まっているということもありますので、拡大移転ができないのかどうか。

かつて、多摩平支所廃止のときに、市長より「なるべく市民は本庁に足を運んでいただきたいんだ」という説明もありました。その説明からすれば、この際、当然に本庁への統合、生活課、健康課の本庁への統合だとか、女性センターについても、この地域に持ってくるということが考慮されてしかるべきだと思われませんが、その点についてはいかがか、お伺いします。

第2点目といたしまして、現在、福祉部は2階にあるわけですが、福祉部への来訪者の性格上、やはり私は1階にした方がいいのではないかと。いろいろ配慮はされていると思いますけれども、やはり1階にするべきだと思いますけれども、この点については、どう思われるか。

第3点目としましては、この議会フロアーの問題です。まず、委員会室についてなんですが、現在の委員会室では、委員と説明員が入ればいっぴいの状態でありまして、傍聴者が多いときは全員協議会室に移るとか、いろいろ苦慮して審議している状況なわけです。好ましい議会のあり方から考えて、もう少し広い委員会室があってもいいのではないかと思われるわけです。また、面会者が来ても、フロアーに面談の場所も今のところありません。

そして、何より問題なのは、やはり、これは考え方によるでしょうけれども、6階に

あるということ、この最上階に位置するために、非常に市民の方からは訪れにくいという声も上がっていることでもあります。

以上の諸点についても考慮されて、最初の問題、第二庁舎建設ということについて、総合的なお答えをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。4点あると思います。

第1点目ですけれども、要するに、今後ますます増加すると予想されます行政サービスを効率的に執行するために、やっぱり事務事業の生産性の向上がより強く求められるわけでございます。そういうふうな観点から、事務スペースの確保は重要かつ緊急な課題であると認識しているところでございます。

2点目の、生活課、健康課、及び女性センターの件でございますけれども、現在の事務所が、それぞれ目的を持った施設の中に置かれているわけでございます。施設の目的に合致した形での行政事務が進められている現状から、現在のところ、本庁への統合は検討されておりません。

また、福祉部の1階の件でございます。新しい庁舎を建設なさる市なんかは、福祉優先という形で、1階に福祉を持ってきている市もあるように承知しております。日野市の場合は、この庁舎へ移転する際、各部のフロアー別配置について、庁内チームによって検討し、決定した経過があります。各分野での行政事務の執行上、場所、位置がすべて満足されているわけでありませんが、現状の位置が定着を見ているわけでございますから、移転についての考えは今のところございせんが、福祉行政面から、現状での設備等が改善する点があれば、積極的にこういう点は取り組んでいかなければならないと考えております。

議会フロアーの件でございますけれども、第1点目でお答えしましたように、第二庁舎の建設の検討の中で、一番先に考えられなきゃいけない点ではないかと、認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） お答えの中で、前後になったわけですが、今の最後の部分で、議会棟についての話ですが、第二庁舎建設の中で検討してもいいのではないかと。ということで、まだ第二庁舎についての建設の意思というのを正式に確認していない中で、そういうお話もあったんで、そういう検討を現在されているということではなくて、これか

ら市の方では、第二庁舎建設の検討をされていく、というふうに理解してしまっているのかどうか。まあ、したいと思います。

今、部長からお話があったのは、現状、確かにそういう検討がなされていない、すなわち生活課や健康課の本庁の移転の問題とか、女性センターのこの地域への移転の問題というのは、確かに検討されていないと思います。これだけ確かに狭隘な職場でありますので、現在のスペースの中で検討されるということはなかったと思いますが、やはり第二庁舎というものをにらんで考えてくれば、当然、それも検討されてしかるべきものではないかというふうに思っております。

福祉部の問題についても、ある市役所においては福祉部が1階でというお話もありましたけれども、やはり日野市役所は、それじゃ市民部も福祉部も1階でいいじゃないか、ということも言えるわけですから、そうしたことも考え合わせの中で、ぜひ検討を進めてもらいたいと思うわけでありまして。

精神的なゆとりというのも、そういう中から生まれて、いい仕事を職員にさせていただけるということであるなら、どうしてもそうしたゆとりを生み出すためには、何かの策を講じていかなければならない。何かの策を講じていくためには、スペースが必要だ、スペースは今いっぱい、という論法でいきますと、どこかにスペースを求めざるを得ないということで、第二庁舎というお話をあえて出したわけですが、この手の質問というのは、非常にお手盛りの質問だと誤解されやすいものですから、非常にデリケートな問題でもありますけれども、確かに今後、市役所内もOA機器などの増加によって、スペースがますます少なくなってくるということが考えられるわけですので、あえて質問をいたしておるところであります。

空間的なゆとりが精神的なゆとりにつながってくると、先ほど申しておるわけですが、大体、1日24時間のうち3分の1は職場で過ごすというわけですので、大変重要なウェイトを置かざるを得ない。働く者にとっては大変な場所であるということが言えると思います。

今後、この庁内、やはりそうしたスペースを生み出す、ないしは第二庁舎の問題もそうですが、そうしたものを、できればプロジェクトとして庁内に、そうした職場環境を見直すプロジェクトを設けたらどうかということも、この際、提案をしておきたい思います。

いろいろ出てまいったわけですが、特に、第二庁舎建設の問題については、お金もかかる問題ですし、期間も相当かかる問題です。ただ、来年、都市計画法の用途地

域の見直しもあるというふうに聞いておりますので、この近辺を計画の中に盛り込んでいくとすれば、やはり今がチャンスではないか、ないしは今やらなければならないのではないかというふうに思いますので、その辺の大局的な方針について、最後に市長に、どうかという点についてお聞きしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） この庁舎は52年に旧庁舎から移りかわりまして、15年余を経過する、こういう時期になっておるわけでありまして、まだ新庁舎という感覚が我々の頭の中でも、あるいは一般市民でも、そういう意識下にある、こんなふうに思っておるわけでありまして、設計は、当時、かなり斬新な内容を盛り込んで、周辺からもかなり注目を受けた庁舎でもあるわけでありまして、機能性等におきまして、優れた要素を持ってきておるということについては、そう大きな変わりはないんでなからうか、こんなふうに思っております。

ただし、視点を変えて、将来のこともあわせ考えながら、一つの将来像を描くということも大切なことでもありますから、組織的あるいは体系的に庁舎の改造でありますとか、将来像について、まだ指示をしているという段階ではございませんけれども、ある程度の日常的話題の中で感じたり、話題にしたりしたことは、ないわけではございません。

この庁舎、設計時の用途地域あるいは建築基準法によりまして、今の庁舎の2階部分があります。これを必要に応じて4階に増築をしよう、こういう設計で成り立っておるわけでありまして、その後の日影条例でありますとか、用途地域の都条例に基づく部分で見直し等がありまして、今はその2階部分を増築するということは、現状そのものが不適格建物という部分もあるわけでありまして、増築は不可能ということになっております。

そこで、将来、物理的に考えられますのは、なるべく近い至近距離の土地を確保をして、そして将来像を持つべきだということになるわけでありまして、庁舎の東西の道路を、これを構内に入れるとか、いろいろな工夫をしてみましたけれど、これも少々無理だという結論になります。そこで、もう一昨年あたりになると思いますが、前総務部長あたりには、御近所にあいさつをして「地主さんで、もし処分をなさろうという人があったら、まず市に御相談をお願いします」——周辺の街区地主さんに、みなそういうあいさつを申し上げております。その反応といたしましては、もう、一、二といいましようか、将来像を描くに足る規模の面積を、市の用地に協力してもいいという話も伺っております。

余り具体的な例を言っははいけませんと思いますけれど、家庭科学のお店にまで、お店がもし狭くなって、どこか移られるという計画があれば、ぜひその跡地は日野市にひとつ御相談してくださいというふうなことも、失礼にならぬ範囲でごあいさつはしてある、こういう状況でありまして、今、積極的に用地をどういうふうに使うというまでの計画はございませんが、この庁舎を手狭ということになりますと、まず第一段階に考えられるのは、議会棟を新たに一番いいところに設けて、そしてこの庁舎そのものの機能といいますか、役割をまず広げるということではないかということ、言えるかと思っております。

それから、本庁に必ずしもいなくてもいい現業部門というのがあります。現業部門は、むしろ現在の市有地も、例えば南平四丁目市有地、千五、六百平米の、もっとですか、土地もあるようでございますので、資材置き場とか、なにかそういう形で、建設部が使えということ、指示をいたしております。総合性のことも考えて、今、旧庁舎の跡地につくりました生活保健センターの中に健康課と、それから生活課が、行政事務もろとも、出先に場所を持っておるわけでありまして、これは、あの建物を建てましたときに、やっぱり行政機能がともにいるということが、庁全体の機能化あるいは市民サービスにつながるということで、設計上にも事務部分をとった経過があるわけでありまして、本庁に行政は集結するというのも一つのサービスではあります、また出先は出先らしく、行政サービスの窓口にするということも、決して全体の行政機能を、なにか窮屈にするということではないんではなからうか、こんなふうには思っておるわけでありまして、市民に使用される、あるいは行政に求められる、いろいろな状況を判断しながら対応する課題であろう、こんなふうに思っております。

第二庁舎という、またそういう言い方も持ち得ていないわけでありまして、将来像というものは、まず土地を確保するということが一番大切だという認識に立ちまして、その程度の手は打っておるというふうに、御理解をしておいていただきたいと思っております。急ぐ理由があれば、それなりの行動も可能だというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） ありがとうございます。

一番の土地の問題、これがある程度クリアされそうだということをお伺いしたわけですが。将来、この庁舎、今でもそうですが、手狭になった場合の第二庁舎の建設、議会棟というお話もありましたけれど、とりあえず、とにかく第二庁舎の建設といったものが、検討の俎上にはのせることができるということは、わかったわけでありまして。

道路の問題とか、駐車場の問題とか、これからまたさらにクリアしていかなくやならない問題は、いっぱいあると思いますけれども、やはりそうした先見的な視野で職場環境を見直した上で、必要とあれば第二庁舎の建設も考えていただきたい、これを強くお願いしたいと思います。

また、生活保健センターの問題ですが、今、お話、いろいろ御説明を受けたわけですが、やはり私自身、生活課ないし健康課は、本庁にあった方がいいのではないかと。そして生活保健センターは、やはり複合文化施設としてプールもありますし、集会場もたくさんもっていますから、複合文化施設として使用できるのではないかと、そういうふうに思っております。この問題については、また時を改めて質問をさせていただきたいと思っております。

また、女性センターについても、質問をまたそのうちさせていただきたい、というふうに思っております。

いずれにせよ、日野市の職員がゆったりとしたスペースで、ゆとりを持った、これは精神的な意味も含めて、ゆとりを持って仕事に専念できるような、そうした職場環境づくりをぜひお願いして、この質問を終わりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） これをもって12の1、本庁内の狭隘な職場環境の改善についての質問を終わります。

一般質問12の2、支所の統廃合と今後の在り方についての通告質問者、下村功君より取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

一般質問13の1、学校5日制実施に向けての、その後の対応策を問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔1番議員登壇〕

○1番（沢田研二君） それでは、通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

1番目のテーマは、学校5日制実施に向けての、その後の対応策を問う、という内容でございます。学校5日制の問題は、3月議会でも3名の方から通告質問を受け、またそれ以外にも、私を含めまして何人かの方から問題提起が行われるなど、極めて関心の高いテーマの一つであるというふうに、認識をしているところでございます。5日制移行の経緯なり背景等につきましては、既に3月議会の中で、それぞれの立場から触れられておりますので、今回は割愛をいたします。

そこで、現状を見ますと、実施まで、あと3カ月弱というふうに迫っておりますし、また3月議会からは3カ月を経過したところでもございまして、教育委員会として、

また学校教育現場として、さらには、それぞれ地域との関連のある生活文化部、あるいは社会教育部等々、具体的な対応策、いろんな形で検討されているだろうというふうなことから伺いたく、質問に取り上げたところでございます。

ちなみに、3月段階での一般質問なり問題点指摘に対しての教育長及び関係部長からの答弁を集約いたしますと、おおよそ3点ほどにまとめられるかと思えます。

まず一つは、関係部署で話し合いをし、詰めていきたいということ。

2点目は、地域の皆さんとも十分、話し合いをしていきたいということ。

3点目は、育成会等とも連携をとりながら、さらに対策を検討していきたい。

以上のような内容であったというふうに、受けとめているところでございます。

いずれにしましても、3月の時点では、体制整っているとは言いがたい状況にあったというふうに、言えるのではないかと思います。そのことは、3月議会前に集約され、配付されました市P協アンケートの中でも、学校5日制実施に対する不安感の声が大勢を占めていたというふうに思いますし、また、3月議会終了後の地域での育成会での学校5日制に関する話し合いの中でも、不安あるいは心配する声が圧倒的であった、というふうに受けとめております。

そこでの声を幾つかに要約いたしますと、次のような内容でございました。

一つには、学校5日制のことがよくわからないという、育成会の集まりといえば、一般的よりもさらに青少年の健全育成ということには、かなり関心の高い部門だというふうに思いますが、そういう場であっても、学校5日制のことがよくまだ理解されないというような声、2点目は、日ごろから学校5日制のことまで考えて活動しているわけではないということ、3点目は、今から学校5日制の問題を育成会でというふうに言われたとしても、既に平成4年度に入っておりますので、年度計画も決まっております非常に難しいのではないかと、そんな声、それから4つ目には、限られたメンバーで日常的に活動しておりますので、学校5日制ということまで含めた対策能力は持っていないということ、そして5点目は、100万円の補助もあるというようなことも、答弁の中で触れられておりましたけれども、学校5日制とは関係なく、この予算は年度計画されているというふうな、以上のような内容が主だった声だったというふうに受けとめております。

いずれにしましても、受け皿づくりの重要さというのをそれぞれ痛感をしていながら、戸惑いと、またしかるべきセクションで、それなりのしっかりした体制を整えてほしいというのが、全体の声であったということでございます。

以上、申し上げましたような実態、また背景を踏まえまして、その後、これらの不安なり戸惑いを解消するために、どのような対応策を講じてこられたかということの確認を含めまして、具体的な質問を二、三させていただきたいと思えます。

1点目は、教育委員会、これは行政側というふうに置きかえていただいても結構でございますが、教育委員会として、どんな検討をしてくれているかということでございます。この中には、学校現場との話し合い、あるいは関連しました人的配置の問題、それから施設の開放、あるいは充実の問題——施設の充実、開放には、学校あるいは児童館、あるいは学童クラブといったようなところの関連も含めてでございます。

2点目は、地域との話し合いが具体的にどのような形でなされてきているのか、ということ。地域といっても、自治会があったり、子供会があったり、スポーツ団体があったり、あるいは青少年委員、また体育指導員、いろんな形で地域ということが言えるかと思いますが、こういったところと具体的にどのような形で話し合いが進めてきているのか、ということでございます。

3点目は、これも地域といえば地域なんですけど、特に重要視をされていたように受けとめておりますが、地区育成会との具体的な話し合いは、どんな形で行われてきているのか。

以上、3点について、具体的な回答をまずお願いしたいと思います。

- 議長（黒川重憲君） 沢田研二君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。
○学校教育部長（糸川 滋君） それでは、学校教育部の立場からの御答弁を申し上げます。

この学校5日制の問題につきましては、前定例会においても質問の中でお答えしておりますので、その後の対応と経過について、お答えしたいと思います。

第1に、学校教育の分野におきます当面の課題でございます。授業時数の確保、それに児童生徒への学習負担の波及、それに教育水準の位置などの課題につきましては、校長会または教頭会、さらに各種市民会議とともに協議・検討の結果、指導方法の工夫、それに学校行事の見直し、また精選を図るなどの工夫により、それぞれの学校におきまして、年間を見通した指導計画の立案がなされ、一応の課題解決が図られております。今後も、さらに努力をしてまいり所存でございます。

第2に、この学校週5日制の導入に伴います保護者の方々の不安と理解への対応といたしましては、なぜ今、学校5日制が始まるのか、その教育的意義につきまして、また、子供の生活はどう変わるか、教育の水準が下がるという心配について、さらには家庭や

地域の役割をどう考えたらいいのか、これらにつきまして、既に各学校ごとに、学校だよりの中で、またPTAあるいは保護者の集会の機会の中で、繰り返し啓発活動が行われています。また、このことにつきましては、今後も継続的に進めてまいる予定になっております。

第3の課題でございます。学校外活動、余暇活動につきましては、この週5日制が子供たちにとりまして実り多いものにするためには、学校と家庭、地域が、共通の願いを持つとともに、それぞれの役割を明らかにすることも大切と考えております。この問題につきまして、校長会では専門部会を設け、検討を続けております。学校教育部においても、この問題について、社会教育部と連携をとりながら進めております。今後、さらに関連他部局との連絡を密にし、検討を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） それでは、2番目の御質問でございます。地域の子供会あるいはスポーツ団体との話し合いがどうなっているか、また青少年委員、体育委員、指導委員とのかかわりはどうかということにつきまして、お答え申し上げたいと思います。

社会教育面では、ただいま日野市社会教育委員会の会議が、学校週5日制をいち早くとらえまして、社会教育の大きな課題として取り組んできております。さきに実施いたしました実態調査の結果を踏まえまして、ただいま分析、考察を進めているところでございまして、近く、現状と課題につきましての中間報告がなされる運びとなっております。当面、この報告を待ちまして、社会教育の視点から学校5日制に関する条件づくりや、対策に関する具体案を作成いたしまして、この問題への取り組みをより具体化していこう、というふうな考えでございます。

現状におきましては、子供会等につきましては、9月から第二土曜日にも行事や授業を組み入れてもらうようにも要請しておりますし、子供会の活動をより活発にするために、お母さん方にも指導者になってもらうような育成に努めてまいりたいとも考えております。そのためには、日野市青少年委員が子供会へのかかわりを積極的に進めていただきまして、これからの青少年委員が子供会等にもかかわっていってもらうように、ということも進めております。

また、スポーツ団体等につきましても、子供会と同じように、第二土曜日につきましても、スポーツに親しめる機会を持ってもらうようお願いもしてございますし、当面

は、9月から第二土曜日につきましても学校開放等も進め、少年野球や少年サッカー等で使用できるようにしていきたい、というふうにも考えているところでございます。

また、体育指導員も、日常活動の中で地域活動を進めていただいておりますが、子供たちへのスポーツ・レクリエーションへのかかわりも深めてもらうようにと要請をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 3番目の育成会との具体的な話はというようなことで、教育委員会としてはという意味の分もあるかと思いますが、育成会関係の状況について、お答えをしたいと思います。

地区育成会は、今、中学区、学校区ごとということでございますが、八つのうち七地区が育成会ができております。一地区を、ことしのうちに何とかできるように努力をしたい、応援をしたい、というふうに思っておるところでございます。

地区によっては異なりますが、それぞれの地区のPTA、子供会、理事会、学校、地域の方々等が育成会のメンバーに入られております。この地区育成会の七つある中では、既に学校の5日制をテーマとした地域懇談会等を催した育成会がございました。5日制のための行事の予定として、具体的な計画を持っているところは、まだないようでございます。この話し合いの中の一、二を拾って御報告を申し上げますと、週休に当たりまず土曜日ごとに何か行事を予定するというようなことはどうであろうか、疑問であるとか、家庭で親子がともに過ごすこれはいい機会であって、むしろ自然に任せている方がいいじゃないとか、子供は遊びを見つける名人であるから、見守ればいいじゃないとか、いろいろな意見が出ているというふうにも伺っております。

過日、育成会の会長会、または副会長も含めた代表者会等を開きました。その中で、教育委員会、教育長の方から、ぜひ地区育成会の方にいろいろお話をしたい、というようにございまして、私どもも取り計らって時間を1時間以上、割きまして、教育委員会から、教育長の方から地区育成会に対しまして、土曜日に当たる休みの日を、ぜひ学校の開放等も考えますので有効に使っていただきたい、いろいろのお話をされているところでございます。

現状といたしましては、地区育成会のことしの計画の中には、具体的にはないけれども、その中では、できるだけその日の行事がとれるならば、工夫したり努力をしていきたい、というふうな話があったところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

それぞれの項目について、今、お答えをいただいたんですが、例えば、1番目の中で、専門部会を設けて討議をしているという、進行形の回答がありました。この、討議をしているということは、もう既に9月というふうにスタートは決まっているわけなんです、これはいつまで討議をするのか。討議している間に、どんどん日にちは迫ってきますし、もう9月の第二土曜日は間違いなく、すぐ目前に来るわけなんです、そのあたり、具体的にどこに起点を持って進めておられるのか、もう一度、確認をしたいと思えます。

2番目も同じなんです、例えば子供会などに働きかけをしているとか、あるいは体育指導員に要請をしているとか、これもやはりみんな進行形なんですね。この辺は実際にどういう目標を持っておられるのか、これは放っておいても、先ほどいろんな3番目の質問に対して、生活文化部長からも「いろんな事例が出ています」というような話の中で、余りいろいろ手を加えるより自然に任せた方がいいんじゃないか、というような話もあって、放っておけば放っておいたなりに、何かはできると思うんですが、果たして今の学校制度が120年ぶりに大改革をしようというようなときに、そんな対応の仕方でもいいものかどうか、非常に疑問があります。

2点目と関連をしまして、以前、教育長が、いろんな地域のリーダーの皆さんに、協力者の名簿を整備したいという、そんな話もいつかあったかと思いますが、このあたりが具体的に進んでいるものなのかどうか、そのことももう一回、確認をしたいと思えます。

それから全体を通じまして、今それぞれの担当部長からお答えをいただいたんですが、基本となるところは、やはり教育委員会の所管になるんだと思うんです。例えば、育成会は確かに生活文化部の所管であるし、地域とのスポーツクラブだとか青少年委員だとか、そういうところは社会教育部にかかわりを持つことになるんですが、基本的には、やっぱり教育委員会の問題であるはずなんです、その辺をまとめて、教育長、どういうふうにとらえておられるのか、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

先ほど、週休2日制の問題の中でも、問題として出されており、市長の方からも話が

ございましたけれど、確かに学校週五日制という問題、明治以来の学校現場にとってみますと、非常に大きな改革の時点に当たっている。

ただ、実際的には、現在、学校週5日制という問題につきまして、夏休みとか、あるいは日曜日とか、そういう現在行われております生活パターンと申しますか、そういう問題も含めながら、やっぱり学校、家庭、地域が一体になった中で、そういう生活になじんでいただくということが、これは一番、最終的には結論になってくるわけなんです。

ただ、今、沢田議員さんの方からもお話がございましたように、非常に大きな制度の変更に伴う対応でございますので、できるだけそういう混乱というものを回避して、スムーズな形で移行していくことのできるような方法、これをとっていく必要がある。こういう観点に立ちまして、今現在では、各学校の方から家庭の方に対しまして、新しい教育のあり方というもの等につきまして、学校だよりその他を通して、学校長あたりから、いろんな角度から、父兄の方々にその辺で感じておられる不安を回避をする、そういう方向での取り組み、これを積極的にやっていたらいいというのが現実でございます。

実際問題、では具体的施策として、どんなことがこれから先、9月、始まるまでの間に対応していかなくてはいけないか。

一つは、これは今、学校教育部長あるいは社会教育部長、生活文化部長の方から話がありましたように、社会教育関係のいろんな団体がたくさんあるわけでございます。そういう団体の方々とも話を通しながら、協力をお願いしている。協力をお願いするといふ、それぞれの団体独自のいろんな事業計画等もあるわけですから、できる中で、新しく誕生いたします学校週5日制に基づく、第二土曜日のその時点で、それぞれの団体が何らかの行事計画、そういうものを組んでいただけるような余地があるかどうか。もし、第二土曜日に、そういう新しい行事計画を組んでいただけるような余地があれば、ぜひ第二土曜日というものを、そういう形で協力していただきたい。学校団体におけるところの学校開放等につきましても、教育委員会として全力を挙げて対応していきます。

2番目に、公共施設、博物館とか、あるいは公民館とか図書館とか児童館とか、そういうような公共施設も含めまして、現在のそれぞれの公共施設の中でどんな催し物が行われるか、ということ等につきまして、できるだけ選択できるメニュー、こういうものを拾って、それを情報として各学校の方に提供したい。具体的には、これは選択する自由といえますか、子供さん自体が、あるいはその家庭が、いろんな催し物の中でどういうメニューを選択して、そのあれに参加するかとか、そういう問題等につきましては、

これは管理して、子供たちを学校へ集めていって、出席をとるとかどうとか、そういう問題でございませぬので、大部分の子供さんたちは家庭の中に吸収されていく性格のものだと思いますけれど、そういうできるだけ広い、幅のあるメニューを一応提起したい。こういうことを計画の中で取り組んでおります。

三つ目に、休日となります土曜日、これにつきましての学校開放のあり方、当然、共稼ぎの方とか、あるいは、いろいろ御両親ともに家庭が不在になる子供さんとか、いろんな方が出てくるわけでございますから、できるだけそういう面では、必要に応じて指導員等も配置できる体制、これは文部省の方も、そのための地方財政計画、そういうものを地方交付税の対象というような形で、算定等も進められておりますので、もし必要な状況等につきましては、9月補正の中で、それらの指導員の問題等も含めながら対応していくような方向、こういうものをもっていきたい。こんなような形で、一応それぞれの学校におけるところの取り組み、こういうものを起点にしながら、今の時点では、学校5日制という問題をぜひ家庭に理解していただく、そのことに全力を挙げているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 先ほど、協力者の名簿整備のことをお伺いしたんですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 協力者名簿につきましても、社会教育の方で、一応出させていただきます、各学校長の方にも自分の学区域、地域の中で、例えば体育指導員にはこういう方がいらっしゃる、あるいは青少年委員の方にはこういう方がいる、青少協、育成会の方としてはこういうメンバーの方々がありますよということで、地域の方々と連絡をとって、学校としての会合等を持たれる際に、参考になるような形での名簿等につきましては、社会教育の方で一応準備いたしまして、学校の方にお配りしている、こんな現状でございます。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 各項目といいたししょうか、内容的には、3カ月前の議会の中で、いろいろ論議された中身から余り進んでいないような気が、率直に受けます。

今の名簿の問題にしましても、お願いをしているというような感じで、既にもう3カ月を経過をしているんですから、具体的な行動で、本人にただ漠然とお願いするだけじゃ

なくて「ではそういう方針に沿って、より協力をしましょう」という確認を得ているわけでも何でもないわけですね。果たしてこれでいいのかという不安が、非常に残ります。

それから、第二土曜日に、できるだけ行事を組んでもらう余地があれば協力をお願いするんだとか、これもまた非常に不安な、親の立場とか、そういう立場からしますと、非常に不安な感じがいたします。

これは変なたとえで申しわけないんですが、もし今、いろんなことをお願いしたり、働きかけをしたり、要請をしたりしている、これが9月の第二土曜日まで体制が整わなかったら、日野市教育委員会としてはどうするんでしょうか。ちょっと厳しいあれですけども。

○議長（黒川重憲君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） いずれにしましても、この問題につきましては、全国レベルの形の中で取り組んでいく学校週5日制の問題でございますので、どのような状況であれ、9月の第1週から始まっていく。そういうことで、都下の27市の教育長会等の中では、おいおいそれぞれの情報交換等を進めながらやっておりますけれど、今申し上げましたように、3月議会が終わった4月以降からでも、相当いろんな会合に出席をして、いろんな協力要請等につきましては、それぞれの機関にお願いはしている。学校の方でも、先ほど申し上げましたように、父母の方々と、この学校5日制の問題につきまして理解を深められるような手だてを、いろんな機会を通してやっています。そういう状況の中で、今現在、3月当時と比べますと、父母の理解というものにつきまして、当時よりは深まっているのではないかと、そんなように私自身は、この学校5日制というものの意義というものを訴えてきておりますので、理解がだんだん進んできているのではないかと、そんなようにとらえております。

ただ、当日というか、9月の時点になって、準備が整わなければどうなんだというような、大変厳しい質問でございますけれど、いろんな学校ごとの取り組みの条件その他を通して、学校段階に子供を集めてどうこうするかという性格のものではありませんので、学校としては、できるだけその時点に向けて、今の学校週5日制の問題は、理解されながら進んでいくような方向を進めているということでありまして、最終的に、休みになります土曜日をどんなぐあいを送るかという選択というものは、あくまでもこれは家庭、あるいは子供さん自身にあるわけでございます。例えば、お休みになった土曜日をお友達と相談して「今度の土曜日、学校週5日制でお休みになるんで昭和公園へ遊びに行こうや」というような形で、子供同士でそんなような計画を立てる、そういう

場面も出てくると思いますし、いろんな場面が想定できますけれど、いずれにしても教育委員会の方といたしましては、今、新しい制度のあり方なので、その制度のあり方に向けての、できるだけ不安のない方向で移行できるような努力をしているということで、残されている期間というのは、あと6月も既に半ばにきておりますので、7月、8月という形で、あと二月ほどしかございませんけれど、さらに学校当局と連携をとりながら内容を深めていくように努力したい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 実は5月に全国のいろんな各種議員が集まった会議の中で、学校5日制の問題も、その中の一つのテーマとして情報交換をする場があったんですが、その情報を伺いますと、例えば川崎あたりですと、試行された時点から、市としては2,000万円ぐらいの予算を組んで、市内の50校に遊び広場授業というものを設けて、いろいろ本番に備えての準備をしているとか、あるいは横浜市では町内会単位で対策協議会を設けて準備をしているとか、幾つかのいろんな市の事例が報告をされております。

それに比べますと、日野市もいろんなセクションで一生懸命やっちはいると思うんですが、今の回答を聞く限りでは、まだまだ進んでいないという感じがいたします。私も自治会なり、子供会なり、育成会とかかわりを若干持っておりますけれども、働きかけをしている、要請をしていると、今、回答をいただいたんですが、逆な一市民という立場でそれを受けとめたときには、ほとんどそういうところへの具体的な要請はございません、今のところ。したがって、相当の行政サイドと地域との間にギャップがあり、募る不安といたしまししょうか、心配といたしまししょうか、そういうものは刻々と迫っているという気がいたします。

最後に、これはコメントというよりも、むしろお願いをしておきたいんですが、かつて40人学級のことと相当な意気込みを持って取り組んだ経緯がございますけれども、この学校5日制、まだ月1日だけではございますけれども、この体制を整えるためにも、以前の40人学級に示したぐらいの意気込みを持って、ぜひ不安のない形で取り入れられるような取り組みをしていただきたい、ということをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって13の1、学校5日制実施に向けての、その後の対応策を問うの質問を終わります。

一般質問13の2、日野市の文化・スポーツ諸施設の有効活用について問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

○1番（沢田研二君） それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

昨今、日本は世界一の金持ち国になり、賃金もドル換算では世界のトップクラスというようなことが言われており、文字どおり経済大国の日本でございますが、その日本は、今、労働時間の短縮に向けて、大きなうねりとなって動いているところでございます。そのことは、余暇時間の活用という問題を投げかけ、また、ゆとり、豊かさを求める生活形態の内容が、着実に変化をしてきていることも、確認されるところでございます。

人が物質的な豊かさに求めるものは、文化的な豊かさである、というふうに言われております。文化的な豊かさは、家族や友人とのふれあいを基本にしまして、旅行あるいはスポーツ、外食、娯楽といったような幅広いレジャーによって感じる事ができて、気分あるいは気持ちの豊かさをづくり出す、というふうに言われております。この気分の豊かさ、これは感覚的な欲望を満たしてくれる豊かさということになるかと思っておりますが、これが今、非常に強く求められてきているということが言えるかと思っております。

この文化的な豊かさが、言いかえれば、よく言われるところの「心の豊かさである」ということでございます。心の豊かさは、何かを行う、あるいは何かをすることによって満たされる、というふうに言われます。何かをするためには、するための時間的なゆとりが必要ということになります。そうなりますと、時間的なゆとりを満たす一つの手段として、いろんな施設を必要とし、とりわけ公共施設の充実ということが極めて大きな意味合いを持つことになってきます。また、その施設がいかにも有効に活用をされているかということは、当然ながら注目をされることにもなるかと思っております。現状の確認、そして改善ということを含めまして、今回、この問題を取り上げた次第でございます。

そこで、日野市の施設の実態、あるいは実情でございますが、これはいろんな区分けができますので、大きな区分けをしますと、文化的な施設、それからスポーツ施設、また、文化的な施設といえば言えるわけですが、日野市としては、歴然たる施設になっております図書館といった、こういう大きく三つに分けられるかというふうに思っております。

そこで、施設の利用についても、有料施設と無料施設ということの分け方ができるかと思っております。ただ、市内の施設を見ますと、ほとんどが有料でございますが、無料といえば、スポーツ施設では野球場ぐらい。文化的施設では、公民館だとか地区センター程度が無料ということでございます。

それから、利用時間を見ましても、これは時間帯も、あるいは、先ほどもお話に出ました休館日等につきましても、それぞれ施設の持つ特性によって決められている、とい

うのが実態でございます。

いろんな分類ができるわけでございますけれども、その中で、一般市民が継続、あるいは繰り返して使用する施設が多いわけでございます。それも、業務的な使用は別といたしまして、趣味的なもので使用するというものに限ってみたいと思うんですが、文化的な施設でいきますと、市民会館だとか生活保健センター、あるいは東部会館、勤労青年会館のホールだとか、集会場だとか、展示室だとか、いろんな施設がございます。スポーツ施設につきましては、ほとんどが趣味的という使用になっているかというふうに思います。

こういった施設を借用するに当たりますと、個人として使用する場合だとか、ホールのように貸し切りで使う場合だとか、あるいは部屋単位で借りる場合、また、コート借りる場合とか、それぞれ状況によって異なるわけでございますけれども、いずれにしても、こういった施設を借りる場合に、週1回だとか、月に何回だとかというような形で、数を重ねますと、ばかにならない金額になることも確かでございます。

そこで、こういった施設を開放するに当たって、あるいは借用するに当たって、何らかの減免措置ができないものかどうか、というような声が結構多くあるわけでございます。今回、質問として取り上げをさせていただいたわけでございます。

そこで、具体的な質問を幾つかに分けてさせていただきたいと思いますが、まず1点目は、一定回数以上の使用があるような施設については、わかりやすい言葉で、回数割引券的な減免措置がとれないものかどうか、ということでございます。

例えば、文化的な施設で言いますと、東部会館だとか勤労青年会館のホール、これは3,000円前後かかるわけです。市民会館の大ホールは別にしまして、小ホールでも2万5,000円ぐらいかかりますし、それぞれ施設は回を重ねると、1回の料金は安いといながらも、ばかにならない金額になってしまいます。

また、スポーツ施設につきましても、プールなどは大人が300円、子供100円だったり、あるいは陸上競技場などは半日借り切りますと、6,000円から8,000円、こういう金額になっておりますが、こういったところをある程度繰り返し使用する場合に、何らかの減免措置がとれないものだろうか、ということが1点目でございます。

2点目でございますが、学生なり、あるいはそのグループが使うときに、これも俗的な言葉で、学割的な減免措置がとれないものだろうか、ということでございます。これは、スポーツ施設の場合等は、小・中学校の使用に当たっては無料という利便を図っているようでございまして、また、市内の高校生に当たっても無料、というような扱い

もしているようでございますけれども、スポーツ施設についても、いろいろほかにもあります。また、特に問題なのは、文化的施設で、例えば高校生あたりがバンドの練習をしたい、あるいは、たまにはコンサートというんでしょうか、ライブというんでしょうか、そういったものを開きたいといったときに、公会堂を借りると、その会館使用料だけでも3万円前後かかるわけです。市民会館の例えばリハーサル室を借りても、6,000円ぐらいかかるわけです。親の立場からしますと、変に非行に走るよりは、こういうことに打ち込んでもらった方がいいという思いが強いわけなんです。しかし、そうはいつでも練習で何千円もかかったり、あるいはコンサートを開くと何万円、基本的なものだけで、それだけかかるわけですから、そう打ち込むのもほどほどにしてほしい、こういう話になってくるわけです。

そういうことから考えますと、学校5日制の問題も絡めて、ますますそういった時間的な余裕が出てきますと、こういう市の施設についての使いやすさということについて、もう一步踏み込んだ検討が必要ではないかというふうに思います。ぜひ、検討いただきたいと思っております。

それから、3点目でございますけれども、チャリティーを目的として使う場合、何らかの形で減免措置ができないものかどうか、ということでございます。これは市民会館だとか、そういう場所が特に対象になるわけですが、これは非常に難しいのは、単に冠にチャリティーだとか福祉だとか、そういうものがついていればそれでいいということではなくて、やはり一定の基準を設けて、その範囲に入るものに限って減免措置をする、というような扱いになろうかと思っております。

例えばの事例として、東京光の家で障害者だけのバンドがございます。これなども2月に、この議員の皆さんの多くの方の御支援もいただきながら、チャリティーコンサートを行いました。こういったものは明らかにチャリティーを目的として、売上金といましようか、収益金のすべては各施設に配付をされたわけです。これでも規定は規定です——これは現在がそういう規定ですから、やむを得ないことなんです。果たしてそういうときも全く一律、商業ベース、営業ベースでやられるのと同じような扱いで、果たしていいものかどうか。そんなことを含めて、まず3点についての見解をお示ししていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） 生活文化部の方で、この貸し出し施設をたくさんもっているんで、最初にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、3点に、順次お答えしたいと思います。一定回数以上の使用があったときの回数割引と申しましょうか、そういう券でございますが、基本的に、定期的にその場所を使える制度、早く行って申し込んで、申し込み期日の一番最初に行って申し込むとかというようなことで、工夫したりしてとって、きっと、この回数というのが起こり得るんじゃないかと思いますが、仮に、例えばコーラスグループが今、市民会館を使っているのがございます。午後半日で1,400円のところを使っていますが、大体13人から20人ぐらい。その他の東部会館にしましても、勤労青年会館にしても、大体、二、三十人の方が、2,000円ないし3,000円のところを使っている、こういうような状況でございます。したがって、1人が1回100円以内か、100円前後と申しましょうか、そのくらいになろうかというふうに思います。

趣味のために、1カ月3回ないし4回やって、400円ぐらいの負担。高い料金じゃないというふうにも思っておるところでございますが、たいがいの趣味のサークルが月の会費を1,000円とか2,000円とか出し合っているところが多い、というふうに伺っておりますが、この分については、そう負担にはなっていないんじゃないかというふうに受けとめておりますし、また今までの意見の中で、私どもでは、ちょっと高いということをして伺っていませんでしたが、また、よその市に比べても、私どものこの料金は安い方に入っているというふうに、調査の中でも伺っております。

2番目の件でございますが、これも市民会館の大小ホールについても、他市に比べて非常に安い料金でなっていますが、一応、一般の使用については、今、減免の措置ということは考えておりませんが、練習室について、今、プラスバンドとか音楽の練習とかということを申されましたが、学生に限っては負担を軽減するというようなことについて、今後、検討する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

最後の件でも、今と同じように、開館以来、比較的安い使用料金になっているわけですが、チャリティーという性格、またチャリティーということで、そこで何か収益があるような場合には、それが全部、公的なところか、順公的なところに、そのお金が全部寄付されるという前提条件で使われることが多かろうと思いますが、また、この分についても、今後、検討する要素はある。また、検討するという時期ということは、この市民会館やいろいろ全体の料金の改定の時期等に、そういうことを含めた中で検討したい、こういうふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） ただいまの御質問の中で、第1点の、回数割引的な御

質問につきまして、体育施設に関しまして、お答え申し上げたいと思います。

御質問の内容にございましたとおり、体育施設のうちの有料施設は、南平体育館、陸上競技場、多摩平、旭が丘のテニスコートと、市民プールがございます。そして、これらの有料施設の使用に当たりましては、条例で一定基準を設けまして、それぞれ減免措置がございますが、条例の規定に基づきまして全額または半額の減免措置という規定になっております。

したがって、この回数的な割引ができるかどうか、条例等のこの運用の中でできるかどうか等も含めまして、今後、検討をいたしたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

まず、文化的施設でございますけれども、事例として、例えば一つの3,000円前後の部屋を20人、30人で割ればわずかではないかと。そういう割り方をすれば、間違いなくそういうことになりすけれども、必ずしもそういう人数で行われるかどうかともわかりませんし、また、その使用料だけではなくて、当然、インストラクトといひましようか、指導する専門家も呼んでやるわけですから、それだけではないということなんです。それだけ継続して市の施設を安く借りられるということは、大変、使う側にとってはありがたいことだし、大変市民のためになっていることは事実なんです。しかし、それも、先ほども言いましたように、回を重ねるとばかにならない負担になっているということで、やはり市としても、この使用料で建物なり施設を維持管理しようということではないはずなんで、ぜひ、この件について、さらに検討いただきたいというふうに思います。

2番目の、学生に対する扱いでございますけれども、考える余地ありということでございますので、これは早急に検討いただきたいというふうに思います。

3番目の、チャリティー絡みの文化施設の件ですが、検討の余地はあっても、価格改定の時期だとか、そういう時期に合わせてという、かなり先の長いような印象も、正直言って受けたんですが、別にそういうときでなくても、これはもちろん条例の変更だとかいようなことがありますけれども、やろうと思えばそんな時間をかけないでできることだというふうに思いますので、ぜひ早急な検討をいただきたいというふうに思います。

スポーツ施設関係でございますけれども、いずれも検討を重ねていきたい、というようにございまして、これも条例絡みで、今すぐここでやります、やりません、という話ではないと思いますので、これも早急なる検討をお願いしたいというふうに思います。

あと一、二、質問させていただきます。

陸上競技場の使用に当たってなんです、フィールドの、例えば青少年がサッカーなどで借用したいというようなときに、特別減免措置をとれないかということでございます。青少年のサッカーなり、あるいは野球の熱は相変わらず大変強いわけなんです、しかし、肝心の広場といったものが非常に不足をしているのも事実でございます。

そこで、野球は無理なんです、陸上競技場のフィールド部分というのは、少年サッカーチームだとか、そういったところからすれば、のどから手が出るほど使ってみたい、使ってみたい場所でございます。しかし、芝の保護ということもありますので、そうそうむやみやたらには使うことはできないわけですが、それは芝の保護も当然、考えた範囲の中でございますけれども、こういったものをもっと安く開放できれば、ぜひ使いたいんだという声がございまして。現在、半日単位で借りても6,000円から8,000円はするということで、とても地域のクラブチームが、これだけのお金を負担して練習、あるいは練習試合をするというわけにはいかないのが実情だということでございまして、そこで、こういった少年チームに限って、例えば、通常の陸上競技場を使用するような形の1人100円で開放するとか、あるいは1チームあたり1,000円だとか2,000円だとか、地域の少年クラブチームでも負担し切れるような範囲の開放ができないものかどうか、ということでございます。

もう1点は、やはり陸上競技場に関係することなんです、陸上競技の指導者なり、あるいはその判定員といったものの使用料の免除の件でございます。これは、当初は入場した者すべてから料金を取っていたという経過があった、というふうに聞いております。しかし、今は、記録会などでは競技者だけを対象として料金を取っているというふうに、大分、進歩が見られるように伺っておりますけれども、この範囲がどこまでなのかということ、もう一度、確認をさせていただきたいと思っております。

例えば、正式記録会ではないようなときに、フリーで使うときに、例えば付き添いで来たような人なんか、競技場に入れば、やはり入場料の形で取っているのかどうか。そのあたりの範囲を、もう一度、確認をさせていただきたいと思っております。

もう一つは、市が主催をする記録会なり行事については、これは無料で開放しているというようなことで伺っているわけですが、市が主催をしなくても、それなりのきちっとした団体といえましょうか、そういったところが定期的に記録会のようなものを開催をしていて、そこには、その組織のメンバーでなくても市民の人が自分も一緒に記録をとってほしいんだというようなことで申し入れをすると、そこは柔軟に対応していると

というようなことも聞いているんですが、そういうようなことは、本来、市の体育課がやってもおかしくないような、非常にスポーツの振興にも貢献をしている組織だというふうに思いますが、そういうところが使用する場合も、使用料といったものをある程度無料扱いでも構わないのではないのかというふうに思うんですが、以上、陸上競技場に関する件、2点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 陸上競技場につきましては、先ほど、ちょっと御質問にもございましたとおり、高校生以上は有料となっておりますが、市内に所在する高等学校等から、校長先生の申請に基づきまして、クラブ活動で使用する場合には減免をしてください、というようなことの申し出がございまして、教育委員会で、クラブ活動等で使う場合には無料としております。

したがって、今後、少年サッカー等でフィールドを使う場合におきましても、この規定どおりいきますと、相当の金額になりますので、それらの絡みにおきまして、全体の借用の中でなくて、個人借用の100円で利用できるかどうか等の点を含めまして、検討をしてみたいと思っております。

それから、陸上競技場に入る場合の、指導員とか判定員の関係でございますが、記録会等で、記録をとる選手につきましては、もちろん入場料をいただいておりますが、そこに付き添う審判員あるいは指導者、判定員というものにつきましては、無料となっております。したがって、記録会以外等で、付き添い等で来る場合におきましても、付添者につきましては無料というような扱いをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。かなり前向きな発言として、とらえさせていただきます。

スポーツ関係については、また後でもう一回確認したいと思っておりますが、とりあえずこの件については終わりとします。

もう1件、あと、文化的施設のもう一つの範囲であります、図書館に関する内容をお伺いをしたいと思います。

現在、図書館は、先ほども奥住議員の方から話があったけれども、休館日の問題、それから開放時間の問題でございますが、これが現在、9館ある図書館、それぞれまちまちでございます。休館日を見ましても、1日だけのところが4館、2日のところ

が5館、それから休館する曜日も、月曜日のみのところとか、日曜日だけのところとか、土・日のところ、月・土曜日のところ、日・月のところ、いろいろまちまちでございます。

それから、開館時間につきましても、9時から5時だとか、10時から5時だとか、1時もしくは1時半から5時と、これも全くまちまちでございます。

そこで、お伺いをしたいわけなんです、同じ目的を持った施設なんですけれども、これだけいろいろ違いがあるのは、どういう経緯からこうなっているのか、そのあたりを、ちょっと簡単に1点、お伺いをしたいと思います。

2番目に、この9館ある図書館の中には、児童図書館だとか、そういったものもあるわけなんです、この児童図書館を見ますと、土・日の休館ということになっております。現在のように、土曜日の休日がふえたり、あるいは学校が5日制の問題が絡んできたり、そういった時代的背景を考えたときに、本当にこの土・日の休みがいいのかどうか。特に、会社関係も土曜日休みになってきますと、そこにあるのは児童図書館ですから児童向けの図書であったとしても、親子のふれあいの場として一緒にそこへ行く可能性もあるんじゃないかと思うわけです。そんなことを考えたときに、児童館といえども土・日の休みが本当にいいのかどうかについて、伺いたしたいと思います。

3点目に、百草図書館、平山図書館、これが1時から5時の開館で、要するに午後だけの開館ということになっております。これは、ほかもそうなんです、5時までの開館というのは非常に厳しいといいたししょうか、利用する立場からしますと、非常に使いにくい開放時間だと言えるんですが、特にこの百草、平山の図書館については、何らかの改善ができないものかどうかを伺いたしたいと思います。

4点目に、土、日絡めて休館をしている館が、土曜日も日曜日という意味ではなくて、土曜日と何か、日曜日と何か、というような意味合いですが、この日野の市役所の図書館を含めて九つのうち六つが、そういうふうになっております。中でも、今、百草の場合は、日・月型の休みをとっているわけです。これには、やっぱり日曜日はぜひ、あけてほしいんだという声非常に強く出ておりますので、この辺を何とか改善できないものかどうかということなんです。

5点目、先ほどもちょっと触れましたけれども、開館時間がすべて5時までで終わり、というふうになっております。始まる時間はまちまちですけども、終わる時間はすべて5時。これ、5時で終わるということは、一般の勤労者というのは、ほとんど平日、利用できないということでございます。すべての図書館をというわけにはいきませんけ

れども、これを5時を6時にしても、余り、通勤時間との絡みを考えますと、意味がないんで、せめて7時ぐらいまで変更ができないものかどうか。これは、すべての館でということではなくても、最初は中央図書館なり、あるいは主要図書館という言い方が正しいかどうかわかりませんが、高幡なり、あるいは日野の主要図書館だけでも、そんなような改善ができないものかどうか。

以上、5点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） ただいまの図書館につきまして、5点ばかり御質問いただきました。

まず第1点目の、図書館の開館時間等がまちまちでありますことの原因でございますが、市政図書室につきましては、市役所の関係で9時からということになっております。そのほかは10時が一般的でございますが、この児童図書館の午後というのは、学校がひけてからというようなことで、そういうふうな絡みになっていると思います。そのうちの中で、平山、百草の図書館が午後から開館というふうになっておりますが、これは3点目の質問とも絡みますが、今まで職員の体制が整いませんでしたので、せっかく百草図書館も新しく開館したわけでございますが、開館当初から日曜日と月曜日、要するに土曜日がやっておりますが、日・月が休みでございまして、しかも午後からの開館ということになっております。

したがいまして、ここで職員も増員されましたので、図書館といたしまして、今年度の重点目標の中に、百草図書館の日曜日の開館と午前中の開館を、ぜひ早い時期にやりたいというようなことで、今、館内の内部調整を図っているところでございます。今年度のなるべく早い時期に、百草図書館の日曜日の開館と午前の開館ができるものと思っております。

平山図書館につきましては、新しく図書館の構想もございまして。その時点で、百草図書館と同じように、土曜日あるいは午後の開館等につきまして考えてまいりたいというように、図書館の方では方針を立てているところでございます。

児童図書館の土・日の開館につきましては、いろいろとローテーション等もあるようでございますが、さらに図書館内部で検討するようにしたいというふうに考えております。

土・日の、含めまして6館が二日間、休館になっておるわけでございますが、この点につきましては、児童館と、ただいま申し上げました百草、平山絡みでございますので、

そういう理由で、ただいまの段階では二日間、休みになっております。

それから、5時で終わる図書館を時間延長ができないか、ということですが、これにつきましても、夜間の開館につきまして、今、図書館では、このことも真剣に検討中のごさいます、できれば中央図書館の夜間の開館を進めたいというふうに考えております。とりあえず高幡等もございますが、中央館1館で、そのようにできればというようなことで、検討を進めているところのごさいますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきますが、最後の中央図書館の夜間を検討しているということですが、この検討は、およそ時間的に何時ぐらいまでといった具体的な検討がされているのかどうか、後でもう一回、確認をさせていただきたいと思ひます。

それから、高幡だとか日野だとか、そういったところの比較的繁華街といひましようか、大きな図書館については、全く検討されていないのかどうかを、もう一度、確認をしたいと思ひます。

職員の体制が整いつつあるので、百草の方は日曜あるいは午前中のオープンも、今、具体的に検討ということのごさいますけれども、これは職員には、一定の資格を有した者でなければならぬというようなことが、過去に論じられたような記憶があるんですが、この補充を含めて、あるいは全体の図書館を管理されている方は、その資格のことについて、どういふ扱いになっているのでしょうか。確認をしたいと思ひます。

以上。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 時間延長の件でございますが、ただいま目標にしておりますのは、7時までの開館を予定しております。そういうことで進めております。まだ、高幡、日野につきましては、まず1館をやりまして、その後というように、何とかして1館だけでも進めたいというように考えておりますので、その次の予定であります。

職員の増員ということのごさいます、必ずしも司書ということではなくて、一般の職員の増員のごさいます。今年度、6名の増員が認められた中で、3名の配置がございまして、そうした絡みで、ぜひ百草だけは、先ほど申し上げましたような開館体

制にしたいということのごさいます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 中央図書館の夜間の開館も7時までということ、ここまで時間を広げると、かなり利用度が上がるのではないかと思ひます。ぜひ早いうちに実施をしていただきたいと思ひます。

それから、職員との兼ね合いなんです、これはどうしても正式な職員でなければ本当にならないのかということ、やっぱり考える必要があるんじゃないかと思ひます。ある程度、管理能力というものを持っていれば、突発的な対応でも、私は対応し切れるのではないかと思ひます。

例えば、日野市内に1館とか2館だけしか図書館がない、そこでは、専門的な知識を有した人がきちっと対応しなければならないということがあると思ひますが、日野は9館あるのは、ほとんどが分館的な要素を持ったところなわけ。そうしますと、中央図書館なり、あるいは主要な図書館にきちっとした対応のできる人が、常時どこかにいれば、今、この世の中はファクシミリだとか電話だとか、そういうものが最大限活用できる時代ですから、なにか、すべて正式な職員でなければならぬ、あるいは資格を持った人間でなければ対応し切れないんだということに、こだわる必要はないような気がするんですが、これは今後、検討していただくということ、問題提起させていただきたいと思ひます。ぜひ、御検討をお願いしたいと思ひます。

図書館については、以上で結構でございます。

今回は、現在ある施設をいかに有効に活用するかという視点で、いろいろ問題提起をさせていただきました。一方、まだ備わっていない施設もいろいろございます。例えば、よく問題になります市営の野球場だとか、あるいは総合体育館の問題、それなんかは最たる不足をしている施設の一つではないかと思ひます。

また、現在ある施設に少し手を加えることによって、また、現在、計画しようとしているものに少し工夫を凝らすことによって、それが備えることが可能ということの施設もあるのではないかと思ひます。

少し手を加えることの一つに、先ほどもいろいろ御回答をいただいたんですが、陸上競技場、現在、立派なものができているんですが、この陸上競技場は、公認資格の取得を得ておりません。現在のままでは、正式な競技会というのができないということになっているようです。これを公認の競技場というように体制を整えるような準備がある

のかどうか。これは、例えば中学生が日野と多摩、稲城、3市交流で記録会とか、そういうことをやられているということなんです、稲城と多摩の競技場は、ちゃんとした競技場としての位置づけを持っている。日野がそうになっていないがために、本来、日野もなっていれば、3市が交互に当番になって交流できるんだけど、残念ながらそういうこともできない。たかが記録とるんだから、正式であろうと、なかろうと、というところもあろうかと思えますけれども、せっかくあそこまで整えた施設ですから、もう少し手を加えることによって、それが更に生かされるということになるのではないかと思いますので、これは後で、その辺の考え方をちょっと示していただきたいと思えます。

文化的な施設では、公民館の建設でございます。これは今までもいろんな形が出ているわけですが、独自の施設でなくても、例えば計画検討中の浅川公会堂であるとか、あるいは平山駅前の公共施設、こういったところの一角に、少し工夫をすれば十分設置することが可能ではないか、というふうに思います。

またさらに、区画整理が行われております、例えば豊田南だとか、あるいは西平山、こういったところの公共施設ゾーンといったものも当然、考えておられるというふうに思いますが、そういった中にも、ぜひ公民館なども配置をしていく必要があるのではないかと思います。

多摩平の下水処理場の跡地利用に絡めまして、地区センターの建設要望とか、そういったことも出ておりますけれども、もしそれが実現するというのであれば、現在、吹上地区センターでしょうか、これがあくわけですけれども、こういうところもちょっと手を加えれば、公民館として転用することも十分、可能ではないのかというように思っています。

ぜひ、そんなことを含めて御検討をいただきたいと思えます。特に高齢化時代のますます進む中、あるいは学校5日制の問題、また余暇時間の活用とか、そういった意味からしますと、ますます社会教育の必要性といったものが高まっているというふうに思っていますので、そういったことも御検討をいただきたいと思えます。

先ほど、陸上競技場の公式競技場というんでしょうか、そういったことに対する準備があるのかどうか、これだけ簡単にお答えいただきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君） 日野市の陸上競技場は、現在、公認は得ておりませんが、公認の第3種が得られるような設備にはなっております。したがって、公認申

請する場合には、さらに整えなきゃならない備品もあるかと思えますけれども、一応、3種は可能かと思っております。

しかし、現在、市内で行われております陸上競技大会、あるいは記録会等には、公認がなくても支障を来していないというようなことで進んでおりますが、先ほどもおっしゃられましたとおり、ここで出た記録は、あくまでも参考記録ということになります。したがって、中学生等が東京都の大会とか関東大会とか申しますと、一定の基準を設けて、公認、標準記録を設けておりますので、例えば日野市のグラウンドで公認審判員が立ち会って記録が出たといいたしましても、標準記録にはならないということになるわけですが、そんな点を含めまして、1種から第5種までの公認の区分けがあるわけですが、3種の資格が得られるということの要件は整っておりますので、今後いろんな面との協議を重ねまして、この点につきましても、検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

せっかくの施設をより有効に生かすという意味合いから、早急に検討をいただきたいと思えます。

それから、きょうは施設の有効というようなことで、質問をさせていただいたわけですが、先ほど、きょうの午前中の1番目の質問の中で、博物館の有効利用みたいな形で、佐藤議員からアケボノゾウの話が出ました。料金を無料にするのもいいですし、また、いろんな形でPRするのも結構だと思うんですが、アケボノといえば、今、相撲の「曙」も大人気でございます。例えば、PR効果をねらうのであれば、「曙」が怒るかもしれませんが、期間中の一日ぐらい、「曙」のサイン会ですれば、これはもう東京じゅうが目を向けて、そこに参加をしてくるのではないかと。ちょっと、そんなふうに少しアイデアを変えれば、幾らでも施設を生かしたりすることも、PRもできるかと思えますので、冗談のようですが、柔軟性を持って、ぜひ検討いただく必要があるのではないかと思います。

いずれにしても、きょう、いろいろ出させていただきましたけれども、市の施設というのを、管理のしやすさを主体として考えるのか、それから利用者の立場で管理をしている、するかということによっては、大きな違いがあるように思えます。要するに、行政が身近なものに感じられる、あるいは行政に温もりが感じられるという、そんな印象の持たれる行政を行っていくためには、本日、いろいろ提言させていただきましたけ

れども、こういった内容を、すなわち利用者の立場に立った管理というのは、いかにあるべきかということをも十分、検討されまして、一刻も早く本日御回答いただいた内容が実現されますようにすることをお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって13の2、日野市の文化・スポーツ諸施設の有効活用について問うの質問を終わります。

一般質問14の1は、休憩後に行います。

お語りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時0分 休憩

午後3時32分 再開

○副議長（高橋徳次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長、所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いします。

一般質問14の1、市民が望む市立総合病院と医療行政の方向について問うの通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔24番議員登壇〕

○24番（小山良悟君） 久方ぶりの一般質問でございますので、質問の要領が悪いかと思いますが、ひとつ、理事者側のフォローをいただいて、少しでも実りのある質問ができればと思います。よろしくお願いします。

この市立病院の問題でありますけれども、行政にはいろいろな課題がありますけれども、病院問題が一番、問題が、人命と健康に関することでもありますから、行政の課題の中でも最重点に、かつ慎重に事を運んでいかなきゃならない課題だろう、というふうに思います。そういう意味では、この市立病院の移転・新築の問題は、絶えずこの方向でいいのか、これまでの取り組み、それから、これからやろうとしている方向でいいのかということ、それぞれの立場で自問自答しながら、あるいはお互いに意見交換をしながら進めていくことが肝要であろう、というふうに思います。そういう観点で、この問題を取り上げさせていただきました。

前提なしに、質問を、まず、させていただいて、御答弁の後に、こちらの考えを申し上げ、そして最後にそれについての所感をいただいて締めくくっていききたい、というふ

うに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、通告しておきました質問事項を申し上げます。

第1点は、医療行政推進と市立総合病院経営の基本方針であります。その中で、二つ質問いたします。

市長の市立病院移転・新築の基本構想と、医療行政をどのように位置づけ、推進しようとしているのか、もう一度、ここで確認をしたいというふうに思います。

もう1点は、この市立病院の建設に当たっては、特命参事がいるわけでありましてけれども、特命参事の担当範囲と、どのような基本的認識を持って役割を果たそうとしているのか、特命参事の認め方といいますか、考え方をお聞きしたいと思います。

2番目に、民意を把握する手段、方法についてでありますけれども、一番、その中の1点目として、市立病院の移転・新築の構想を固めるまでの民意をどのように集約して到達したのか、お伺いしたいと思います。

また、もう1点は、市立総合病院の推進運営委員会及び地域保健協議会の使命と、その成果、さらには、それを移転・新築構想の中でどの部分を反映させたのか、あるいは全く反映させないのか、お伺いしたいと思います。

市立総合病院運営委員会を廃止して、地域保健協議会に組み入れた理由も、あわせてお伺いしたいというふうに思います。

さらに、議会の市立病院等対策特別委員会の審議結果をどのように反映させたのか、具体的な事例でもって御答弁をお願いしたいというふうに思います。

次に、3番目でありますけれども、建築場所、工法選定の是非でありますけれども、これにつきましては、南部地区住民の真意をどのようにとらえているのか、お伺いしたいというふうに思います。

2番目に、万願寺区画整理地内の小学校及び中学校の用地を予定地として設定した根拠を、教育委員会にお伺いしたいというふうに思います。

次に、4番目、その他としてありますけれども、この点は、4番目は割愛をさせていただきますので、以上のことをまず質問したいと思います。御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の場合、一般的な自治体としての医療行政の範疇に、市立総合病院の経営があるということで、地元の医師会に対しましては、なるべく役割分担をすることによって、能率的で、また効果のある医療の成果を期待をしたい。地域

といたしましては、なるべく身近に、あるいは、いつでもどこでも、ということになるわけでもありますが、少なくとも一次診療につきましては、まず日野市内の医療機関で受診をしてもらいたい。その際に、市立病院が設立をされました当初の地元医師会との約束では、いわゆる外部……何といたしましたか、一次診療のことにつきましては、なるべく地元の医師会に依存をする。そして二次診療を含めて入院・加療を必要とするという病状の方を市立病院が、その能力の範囲で受け持つ、こういう一応の原則は、当初から定められております。

医療行政の特色といたしましては、特に自治体という行政区域には必ずしも拘束されるわけではありませぬので、相互の外で診療を受ける人、あるいは外から市立病院等に診療を受ける人ということはありませんけれど、日常的になるべく不安のない状態が一番望ましい。すぐこたえられるという状況が望ましいという考え方であります。また、不十分な病気といたしましては、特に救急診療が必ずしも思うようにいっていないといひましょるか、完成というには、まだ何分距離がある、こういう状況でありますので、将来の医療行政は、特に公的な医療機関においては、救急医療もなるべく迅速に受け入れることが可能である、こういう役割を持つべきであるというふうに考えておるところであります。

いわゆる市立病院が設立30年近くなって、施設も老朽化いたしましたし、また、今日の状況に至るまでには、何回か増床という機会をとらえまして、増築をあわせ行った。あるいは、東部組合の伝染病棟もおあずかりをしておる、というようなこともあるわけでありまして、しかるべき規模になるべく早い時期に建てかえをしたい、こういう市民要望にこたえる背景が、ここ相当期間、なかなか解決の方策を持ち得ない状況にあった、という状況があると思っております。

今、市立病院の建てかえ場所を、位置としてははすかいの場に当たります、いわゆる多摩平四丁目3番地街区を使うことが妥当であるか、どうであるか、そういう最終決定を目指しておる段階にあるわけでありまして、この場所を使うならば、まずまずの将来構想が持てるのではなからうか、こういう域に到達をしているということでもあります。

また、御質問の中の、いわゆる南部地域の病院に対する住民要望をどのように把握しておるか、ということではありますが、川向こうといひましょるか、いわゆる南部地域には医療機関、診療所も含めて、極めて医療施設、医療機関の希薄な地域になっております。したがいまして、何とか所を得て、場所を得て、南部にもこたえられる、そういう診療、医療の機関をぜひ欲しい。それを要望されておるという事情もありますので、時

間を長く要しておりますけれど、それに対する対応策を今、見込んで、将来の増床——地域保健計画に伴う増床問題もあわせて、一つの大きい課題にしておるという状況でございます。

大まかに、以上であります。

○副議長（高橋徳次君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君） お答えいたします。

第2点目の、参事の病院建設の担当範囲と役割というようなことでございます。

ただいま市長から、医療行政並びに病院のあり方についての答弁があったわけですが、これをできるだけ具体化——できるだけというか、具体化を図るために、一応、建設場所あるいは建設の建物の規模、あるいは東京都関係機関等の調整等を、調査・研究と調整を行い、病院建設の構想案といひましょるか、構想の下地をつくることを、一つの担当の範囲としております。範囲が、そのまま役割ということにもなるかと思ひましょけれども、実際に現状といひましょるか、医療環境の中でどうあるべきか、市民のニーズにこたえた病院というようなことで、いろいろ私も研究をしてきたわけですが、その中で、一つの案として、多摩平四丁目3番地ブロックということも出てきておるわけでございます。

その移転構想を固めるまで、民意をどう把握してきたか、というようなお尋ねでございますけれど、これにつきましては、特に医療施設が不足するというような中から、南部地域に病院をとというような請願もありましたし、また、現在の病院が老朽化しておりますので、建てかえすべきではないかというような、現地建てかえというような請願もあつたわけでございます。それと、病院の中でも、患者さんが現状について、いろいろと御意見を投書箱等にいただいております。そういうような中で、やはり現状の施設をよりよく改築していくべきだ、というようなことにならうかと思ひます。そのような内容の民意の把握ではございますけれども、まだ、今後、続ける中では、別な方法での民意といひましょるか、改めて把握する方法はあらうかと思ひます。

また、地域保健医療協議会の件でございますが、ここでは、現在の市の病院に関する考え方等を発表しておるところでございます。

また、市立病院の運営協議会につきましては、御承知のように2年前にですか、条例を廃止し、地域保健協議会の方に移行するというような形で、その中で、市立総合病院のあり方を議論していくということで、廃止になっておるところでございます。

続きまして、議会の特別委員会でございます、病院等対策委員会の意見の反映でござ

いますが、これにつきましては、中間報告といえますか、第1回の委員会の中では、報告として300から500床程度の病院が望ましいのではないか、場所については、そういうようなものがおさまるところであればいい、というような報告も出ておるわけですが、現在、多摩平四丁目3番地ブロックというところは、十分な土地ではございませんが、一応あそこを活用しますと、将来的には300は確保できるというような中では、病院対策特別委員会の一応、報告にも沿っているのではなかろうか、というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

万願寺地区整備区域内に、小・中学校の予定地として設定した理由、というような御質問でございますけれど、40年度の後半から50年度にかけて、大変日野市は人口急増に見舞われまして、その当時、次々に小学校あるいは中学校を建てていかななくてはならない、そういう状況に置かれていたことは、御存じのとおりでございます。程久保小学校あるいは平山台小学校、三沢台小学校等をつくるのに際しまして、大変、学校用地を確保するのに困難を来した。そういう状況の中で、学校用地、新しい区画整理事業に伴っての地区が指定されて、その中に住宅がずっと張りついた暁、その中におけるところの学校用地の確保、これを至上命令のような形で、ある程度考えなくてはならなかった。そういう状況の中、ちょうど昭和55年、小学校の方はピーク、中学は昭和61年度にピークを越えまして、今、御承知のとおり、児童生徒数は相当急減しているわけですが、当時の状況を反映いたしまして、昭和47年に日野の万願寺地区の土地区画整理事業調査報告書、この中に学校用地の確保ということについて触れられておりました、さらに昭和56年、事業認可、用地の確定、その時点でも、この中に公益的施設として、この地区は地区全体で一住区を構成するとともに、地区の将来人口から、小学校、中学校、それぞれ1校ずつ通学距離を考慮して新設する用地を確保する、また、地域の文化向上を図るための学習センターを新設する、こんなようなことが、この報告書の中にうたわれている。そういう状況でございます、当時の人口急増状況の中で、大変学校建設用地に苦勞をしている中で、これらの答申等も出されまして、それに沿って私たちの方も小学校用地、中学校用地に、ぜひひとつ、確保していただきたいということで、市の方をお願いしたのが現状でございます。

現在、中学校用地につきましては、これまた御承知のとおり、当面は浅川のスポーツ

広場というような形で使われているということで、小・中1校ずつ、あの地域の中に施設をつくらなくてはならない、そういう状態が起きたときに、困らない準備をしてほしい、というところから設定した理由ということで挙げられると思います。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 小山良悟君。

○24番（小山良悟君） ただいま答弁をいただきましたけれども、これまでの答弁と大して変わらない答弁でございます。それで、この問題に直接的にかかわりを持っている、あるいは間接的にかかわりを持っている、行政のプロとしての答弁としては、非常に物足りない。まことに厳しいことを申し上げますけれども、そんな程度の認識しかないのかというふうに言わざるを得ないわけでありまして、

今のやりとり程度は、市立病院の新築、あるいは改築・新築の問題を話題にしたときに、一般市民の方でも、その程度の話はできるか、ということです。ですから、この答弁のやりとりを聞いていけば、また同じようなことを小山が質問しておるということで、聞いている方もだんだん居眠りが出てくるというふうなことになるわけでありまして、そういうレベルでの答弁を期待してはいないわけでありまして、皆さんが居眠りする間もないという、もう真剣にこの問題については、論議をよく聞いた上で、またそれなりの反映をしていこうという気持ちにならなきゃいけないわけでありまして、それぞれ答弁をいただいた内容については、かなり不満といいますか、を持っているということを言わざるを得ません。

まず、基本的な病院構想ということで、建物が古くなったから改築しなきゃならないということは、一般の家庭でも、古くなってきた、雨漏りした、改築しなきゃならないということは、当然の発想として出てくるわけでありまして、病院は、そういったレベルでの発想では、問題解決できないわけでありまして、そういった意味で言うと、この基本構想を立てるについては、やはり専門的な立場の者に対しての意見を聞く、それから幅広く市民の皆さんの病院に対するニーズを把握する、そういったことが必要であります。

先ほど、大崎参事から答弁いただきましたけれども、市立総合病院の運営委員会、21年間、継続されたわけでありまして、これが廃止されて地域保健協議会に組み入れられたということについて、これまでの使命と、その成果ということで、通告をしておったんですけれども、全然、内容がわかりません。全く今までどんな役割をしてきたのか、どういう成果があったのか、どういうふうなことが、この市立病院の基本構想の

中に、この委員会から反映されたのかというのが、全く読めてきません。浮かんできません。

それから、民意の把握ということで、投書箱を云々というようなこともございましたけれども、この民意の把握の仕方、かなり不十分といいますか、そう言わざるを得ないと思います。基本的に、病院は、まず患者となる市民の声をまず第一優先として考えなきゃならない。その次に、医療に携わる医療スタッフの意見を反映しなきゃならない。最後に行政の都合です。これが3番目に来るということであります。

ところが、これまでの進め方は、行政の都合が第1番目になっているというふうに、印象を持っております。したがって、特命参事の役割についても、要するに、場所の問題、どこの場所を決めたらいいんだらうかという、場所の問題に取り組んでいるということが、強い印象としてあるわけです。場所の問題だけで、問題の大きなポイントが解決されたということにはならないわけでありまして、一番大事なことは、やはり市立病院がどういう形で、これからの市民の命と健康を守っていくか、どういう位置づけで守っていくか。市立病院の位置づけをするためには、地域の医療機関との位置づけといたしますか、いうものをきちんとしなければなりません。開業医の皆さんとはどういう連携をとっていくか、あるいは、地域の大きな病院等の連携をどうとっていくか、そういったものを位置づけて、そして医療行政はいろいろあるわけでありまして、予防医療も含めてそうですが、そういったものをこういう形でやっていくんだ。その中で市立病院はこういう役割をしていくんだ。その役割を果たすためには、どういう医療施設が必要であるか。そしてまた、それをこなせるには、またどういう医療スタッフが必要なのか。そういう、いわゆるソフトな部分での綿密な検討が必要なのわけでありまして、そういう部分での市側の話といたしますか、構想というのは、私どもに全然響いてこないということが、この大きな不満であるという理由の一つでもあるわけでありまして、

また、南部地区に病院をとということで、これがいわゆる二眼レフという形での、にしきの御旗になっているわけでありまして、この南部地区の請願で反映されている民意でありますけれども、住民の皆さんは、今の多摩平の市立病院をイメージして、南部地区に病院を、というふうな発想につながっているのではなからうかと思っております。

というのは、どういうことかという、今の市立病院は、先ほど市長の話にもあったように、いつでもすぐ診てもらえるところ、いわゆる診療所的な役割であります。というのは、外来の患者に対して入院の患者数が非常に少ない。これが今の市立病院の姿であります。ということは、二次医療の部分での信頼度が薄いということでありまして、

イメージ的に医療レベルに対する信頼感が薄いのかもわかりませんが、例えば、建物も古い、狭隘である、そういうふうな、それから非常に待たされる、そういうふうなことが不満でありまして、特に南部地区の、いわゆる浅川以南の人から見れば交通の便が悪いし、そういう意味で、南部地区ももう一つつくってほしい、こういうことだと思っております。

ところが、この市立病院の役割が、現在の多摩平の病院のレベルを超えて、二次医療を中心にといたしますか、一部、第三次医療、いわゆる重篤患者の対応もできるような病院にレベルアップされるという病院ができるのであるならば、これは何も浅川以南にというふうに、こだわりは持たない。日野市内でそういうところ、日野市内のどこでも、そういう病院ができるなら結構だ、ということにつながってくるだろうというふうに思うわけでありまして、ですから、住民の皆さんの請願というものの背景といたしますか、文章というか、表面的なことだけで解釈をするのではなくて、その動機となっているもの、あるいは背景となっているもの、あるいは、潜在的にどういうことをもってこの運動をしているのか、ということも読み取らなきゃならないと思うわけでありまして、

そういった意味で言えば、今の市立病院程度の病院しか日野市でできないならば、南部地区にももう一つつくってください、ということになるんだけれども、いざというときの、本当に命を預けられる、そういう高レベルの医療水準を持った病院をつくるのであれば、ぜひつくってほしい。そういうことであるならば、別に日野市内ならどこでもいい、ということになってくるだろうと思っております。そういう読みということも持たなきゃいけないし、また、問題の投げ方といたしますか、設問の投げ方も、そういう形での民意を把握することも必要でなからうか、というふうに思います。今の市立病院のレベルの発想でもって民意を問うと、違う方向の民意が出てくるということもあるわけでありまして、このことは、ひとつ心して今後とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

できるだけ要領よくといたしますか、簡略に事を進めていきたいと思うんで、質問を進めていきたいと思うんですが、一番懸念されるのは、病院構想を立てるのに、何年前ですか、昭和62年の3月に、日野市立総合病院整備基本計画報告書というのが、自治体病院施設センターが報告書をつくりましたけれども、これは、ごらんになった方もたくさんおられると思うんですが、非常にいいことを書いてあるわけですが、かなりの部分で、これは参考にできる報告書だと思うわけでありまして、この部分がどのように反映されているか、特命担当参事の役割が、場所の選定とか、単にベッド数の規模だと

かということだけで終わるといふんでは、せっかく特命……市立病院というのは本当に大きなテーマ、先ほど冒頭に申し上げましたように大きなテーマですから、特命担当参事を置くということは、これは市長の人事としてはヒットだろうと思うわけでありませうけれども、問題は、その使命なんです。その使命をぜひとも、もっと足を踏み込んでいただきますか、専門的な分野まで状況を把握していただいて、適切な事業を推進するようにはやっていただかないと、場所の選定程度のことであれば、だれがやってもできるということになるわけでありませう。病院関係の特命参事ということであれば、それなりの自信とプライドを持って、ぜひやっていただきたい。場所の選定程度で特命参事の役割は終わりですか、なんていうことが言われないうちに、ひとつ頑張ってください。大変大きな任務であります。日野市民の命と健康を守れるかどうかという、その大きな役割を特命参事、負っているわけでありませうから、特に参事が一生懸命、事情把握をされて、市長に一生懸命報告し、市長の理解をいただきながら、我々の期待のできる病院ができますように、お願いをしたいわけでありませう。この再質問はいたしません。

学校関係のあれでも、学校用地のことを聞いた件は、なぜ聞いたかという、用地の選定ということで、いろいろ議論されてきてはいますけれども、いろんな場所が検討されるわけでありませうして、今、4-3ブロックという構想が固まっていますけれども、これは市長自身の考えでありますけれども、4-3ブロックにしても、例えば社会教育センターを残したまま市立病院をとということでありませうと、これもちょっと中途半端な規模になる、というふうに懸念をされるわけでありませう。だから、まずは内容的にどういうレベルまでの病院にしようか、どういうレベルまでの医療機器といひますか、そういうものを調べようか、どういう専門的な部門までを担当していこうか、そういうふうなことが浮かび上がった上で、場所とか規模とかが決まってくるというふうに考えなきゃならないわけでありませう。

そういう意味で言うと、学校用地ということで、教育長の答弁をいただきましたけれども、これは一般論的なとらえ方なんです。区画整理ができて一定の住宅ができれば、そこには学校が必要だということは、これはもうだれでも、一般論としてはそういうふうな話になっていくわけでありませうけれども、さて、日野市全体をマクロ的にとらえて、学区とか、そういう区割りの中で、人口の張りつけぐあいというものを、ぎりぎりに今いろんなところまで調査し、検討して、それでなおかつ必要だということであれば、話はわかりますけれども、先ほどの答弁程度では、もう一度よく見直す必要もあるだろうし、いずれの機会には、きちんとした根拠というものを示していただくように質問

をしたいと思ひますんで、よろしくお願ひしたい。今の段階では、淡水区跡地にしても、候補予定地の一つに挙げておいてもいいのではないかと、という感想を持つわけでありませう。

再質問はいたしませんか、ここで、こちらの考え方を申し上げたいと思ひますが、これは先般、私が市内の開業医の方に意見を求めました。それをまとめたものでございませう。それを披瀝しながら、最後に所感をいただきたい、こう思ひます。

日野市立病院の使命と方向ということで、まとめていただきまして、第1点は、南多摩医療圏における保健医療計画に基づき、高次医療機能を擁する地域の基幹病院として位置づける。これは、だれしものがそういうことを期待するわけでありませうが、高次医療機能といひるのは、ある特定した三次医療程度しかできないと思ひますけれども、これにはやはり、一つは、これを目標にしなきゃならないということと、近隣の機関とのバランスとか調整が必要だろうというふうに思ひます。高次医療機能といひることになりますと、かなり専門的な分野になってくるわけでありませうから、八王子の医療センターはこの部分が専門だとか、立川総合病院は何が特に得意とする分野だとか、日野は市立病院は循環器が得意だとか、なにか、そういうふうに近隣の大病院がそれぞれの高次医療に、近隣の医療圏の中でカバーできるということを考えなきゃならないだろう、というふうに思ひます。

2番目は、入院医療を中心とした高度な入院サービス機能を持つこと、ということでありませう。入院医療については、日野の現在の市立病院の状況では、外来の数に比べて入院患者が少ないということは、これは抜本的にどこに問題があるのかということとは、検討をしてみる必要があろうかと思ひます。

3番目に、プライマリーケアリーといひ、横文字でありますけれども、いわゆる開業医との役割を明確にし、その機能を支援するものとする。開業医の立場ですれば、当然そういうことだろうと思ひます。開業医との役割を、連携をきちんと位置づけしないと、市立病院の機能も思うように発揮できないといひことが言えるわけでありませう。それぞれがばらばらの形で医療に取り組むといひのではなくて、連携した形の中で、市民の命と健康を守るといひことを実現することが、医療行政といひとらえ方で、ぜひ必要だろうと思ひます。そういう意味での、行政マンとしては苦手かもしれませうけれども、しかし、これはどうしても踏み込んで行かなきゃならない課題だろうといひます。

4番目には、外来は紹介・予約制とし、特定機能または検査外来のみとする。これは、

基本的には開業医の立場からすれば、外来は一般開業医、そして二次医療といいますが、そういったものを開業医の紹介に基づいて市立病院が受け持つという形が理想かもしれませんが、これには、いろいろ問題もあろうかと思えます。お医者さんは学閥とか、そういう人脈というようなものもありますので、よほど市立病院の医師が開業医の信頼を得ておかないと、レベルの高い医療技術を持っていないと、なかなか開業医の方から紹介はされない。いざというときに、開業医の方は、他市の大病院を紹介してしまうという、今はそういう現状でありますけれども、このことは、日野市民の1人として非常に残念なことであります。市立病院の医療水準の向上を図るためにはどうしたらいいかということも、これも真剣に取り組まなきゃならない課題であります。どこの場所にするかという、非常にある意味では大事なことで、よくその辺のところは心していただきたいというふうに思います。

それから、医師または高メディカル、いわゆる医療スタッフに対する研修機能を持つこと、さらには救急医療、特に二次救急を24時間体制で実施する。二次救急は、いわゆる入院まで、交通事故とか、本当に大けがをしたとかいうことで、入院までさせる二次救急まで、しかも24時間体制でとっていただければ、市民としては非常に安心だ。この部分での要望も非常に強かろうというふうに思います。

次に、移転・改築に対しての具体的な課題として、この病院をつくるには、新たに病院建設に関する審議会を設けたらいいかということでもありますけれども、これについては、ちょっと懸念もあるわけでありまして、つまり、先ほど話が出た市立総合病院の運営委員会にしても、地域保健協議会にしても、果たして行政側がどれだけこれを、意見を尊重して反映させているのか、先ほどの答弁では、全くわかりません。懸念されるところでありまして、審議会をつくったところで、これもメンバーが問題でありまして、いろいろあるでしょうけれども、しかし基本的には、医療の同じようなあれかもしれませんが、医師会とか市民の各種、いろんな各界の代表といいますが、それから議会とか、そういったもろもろの皆さんを、特に市立病院の移転・新築ということに限って、専門的な審議会をつくったらいいか、ということでもあります。審議会方式については、市長もよくとる手法でありますので、これはもう、つくっておかしくない機関だろうというふうに思いますので、この辺のところも、ひとつぜひ検討していただきたいというふうに思います。

これから高齢化社会に入ってきているわけでもありますけれども、その状況を考えますと、保健福祉医療といいますが、そういう分野での役割も大きくなっていくわけであり

まして、そういう意味での体制も、今から考えなきゃならない。そういう意味で、医療サービス公社構想です、福祉事業団も吸収してよいということでもありますけれども、この医療サービス公社、これもいろいろな財政的な負担とか、大変な重い課題であります。生産者人口数もだんだん減少していくという中で、非常にこれも重い課題でありますけれども、そういう状況を考えて、第三セクター方式を考慮したらいいか、という提言であります。日野市には有力な大手企業がたくさんあります。富士電機、日野自動車、コニカ、東芝というふうに、本当に日本に誇る有力な企業があるわけでありまして、こういう企業から積極的に第三セクター方式の運営に参加していただく。それで企業も、そういう公的な部分での役割を果たしていくということによって、私どももさらに富士電機の製品にも、あるいは日野自動車の車にも、コニカのカメラにも、東芝の電気製品、あるいは情報機器とか、そういうのもさらに信頼を持つんじゃないだろうか、というふうに思うわけでありまして、こういう発想もぜひ必要ではなかろうかというふうに思います。

南多摩医療圏は、病床規制地域であるため、将来の方向として300床として、当面はリハビリ、救急の病床として申請したらいいか、ということでもあります。

この病床の問題でありますけれども、ベッド数の問題ですが、これはもう現実にはベッド規制があるわけですが、300床は、今の段階では正直言って、現実的な話としては、これは実現不可能であります。多少、テクニック的に伝染病棟の50床を、10床ぐらい減らして40床にする。10床を一般病棟の方に入れたら、あるいは救急のベッドとか、あるいはリハビリのとかということ、多少そういうふうなことで水増しといえますか、そういうふうなことがテクニック的にできるかもしれませんが、それにしても200ベッドが、その辺が限界ではなかろうか、現実です。ただ、この病院の問題は、1年や2年で問題解決するわけじゃありませんから、10年後、20年後も総体して300床程度には対応できるものをつくっておくということは、必要だろうと思います。そういった意味で、そういう目標を持った病院規模を考えるということが大事であります。

今まで展開してきた中で、南部地区のベッド数の問題と、多摩平の病院と現在の病院のベッド数の問題ですけれども、現在、多摩平が167で、今までの話では、多摩平の病院を改築するというので、まず高幡に200床程度の病院をつくって、そこに移転して、そして今度は第三ブロックに、多摩平に市立病院を新築して、そこに移す。そして高幡の病院は、公設民営という形で、南部地域の皆さんの要望にこたえていきたいというのが、これまでの市長の考えのようでもありますけれども、これは現実的には非常に難しい話と

いますか、さっき言ったように、経費面でも投資の面でも、ダブル投資ということも
ありますし、何よりも1カ所に集約した大規模な病院でないと、高次医療というものは
期待できないということもあります。

さらには、ベッドの規制です。これが多摩平の方が162、高幡が200ということになる
と、三百六十幾つ、これは現実には不可能な話なんです、現時点での規制で考えれば。
これは、その構想を持つこと自体が、今のベッド規制からいって非常にこれはナンセン
スというか、どだい無理な話だということと言わざるを得ない。だから、より現実的に
考えるなら、とりあえず将来目標としては300床ということを目指した病院をつくり、
とりあえずは、できる限りのベッド数をふやすということでもって、伝染病棟も10床ぐ
らいは一般ベッドに切りかえるとか、あるいはリハビリとか救急とか、そういうふうな
ものでは、いわゆる規制外になれるものを多少織り込んでということで、200ベッドぐ
らいの当面の目標にするというのが、より現実的な考え方じゃなかろうか、というふう
に思います。そういったようなとらえ方で、ひとつ仕事を進めていただきたいというこ
とを要望しておきます。

規模の問題では、最近の傾向、それからますますこれからそうなるだろうと想定され
るのは、1ベッド当たりの床面積でありますけれども、今の市立病院は39.6でしたか、
40弱なんです。これからはベッドの周りに医療機器を置くという傾向になってきており
ます。ますますそういう傾向になっていくだろうと思うんです。そういうことを考えま
すと、もう80平米ぐらいの、1ベッド当たり確保しないと、10年後、20年後の医療需要
に対応できないということになります。やはり将来を見据えた、しっかりとした計画が、
ここでも必要だということが言えると思います。今は40平米弱だから10平米ぐらいふや
して50平米ぐらいならいいだろうという、単に物理的な発想だけでは、とても問題解決
できませんので、この辺のところもよく考えていただきたいというふうに思います。

開業医との関係の中で、市立病院の場合は、外来・紹介・予約制として、1日当たり
の外来数を病床数の1から1.5倍程度にするということが、理想ということでありま
すけれども、これもいろいろ開業医との関係を位置づけするのは、非常に難しいだろうと
思いますが、しかし、これを避けては通れない課題でありますから、この辺の取り組み
も検討していただきたいというふうに思うわけであります。

さらに、先ほど申し上げました救急部門でありますけれども、できれば救急部門を独
立させ、広域的な救急医療、二次救急を検討してほしいということでもあります。これか
らの高齢化社会がますます、いろんな不慮の事故とか、突発的な病気の発作が起ると

か、いろんな問題がたくさん出てくることは想定されるわけでありまして、対応が早け
れば人命も助かるということになるわけでありますので、そういう部門での取り組みは、
真剣にひとつ取り組んでいただきたいというふうに思います。

現在の市立病院から、およそ想像できない話でありますけれども、病室は可能な限り
個室化を目指して、特三類など高度看護体制等を徹底した入院サービス機能を持つこと、
ということでありまして、個室化といいますが、入院患者の心理、私も入院をし
た経験が何回かあるわけでありましてけれども、これは、これからますますこういうこ
とが望まれる、要望されるのではないだろうか。病気というのは「病は気から」というこ
とになるわけでありましてけれども、1部屋に患者が6人も8人も同室しているという入
院生活というのは、非常に苦痛といえますか、大変であります。病院に入ってストレス
もたまってしまうということが、否定できないと思います。病院に入って、入院して、
本当に安堵の機関といえますか、文字どおり保養の機関といつか、そういうふうな効果
がないと、医療効果も出てこないわけでありまして。そういった点で考えますと、ぜいた
くのように聞こえるかもしれませんが、決してそんなことはない。なにも豪華な個室を
つくれということじゃなくて、全く簡単な、安い造りでもいいんです。とにかく個室化
をなるべく図っていく。当面は、2人室をふやすとか何とかということでもいいでしょ
う。しかし、ゆくゆくは、そういう個室化ということも市民の要望として、大きな声と
して出てくるということは、ぜひ計画の中に入れておいていただきたい。念頭に入れて
おいていただきたい、というふうに思います。

第三次機能は、循環器か消化器かのいずれかとし、CCU、ICUを持つこと、とい
うことで、地域の中核病院としての基幹病院として信頼を得るためには、こういった高
度の医療機器といえますか、CCUとかICUとかというふうな、MRIもそうですね、
MRIとか、そういうふうなものが望まれる。私は、CCUなんていうのを簡単に、い
かにもわかっていそうな顔をして言っていますけれど、どんなあれなのか、全くわか
らなかったんです。ICUは、何となく集中治療といえますか、交通事故なんかでお見舞
いに行った折に、よくそういう集中治療室に入って、今、生死の境目にあるというよ
うなことが、よくあるわけですけども、そういったICU。それからCCUは、心臓疾
患の機器だそうであります。体質の機器だということでもあります。こういったものも持
つ病院でなければ、地域での基幹病院として、そしてまた、16万5,000人の日野市民の
命と健康を守れないといえますか、責任を持って守れないということになるわけであり
ますので、こういった部分での取り組みも、ぜひ検討していただきたいというふうに思

います。

時代を反映してといえますか、というよりも、今、情報化社会になってきておりました、だれしもが情報を求めているといえますか、自然とそういう情報を求め、あるいは入るような世の中の仕組みになっておるわけでありまして、高度医療情報機能を導入し、経営の合理化を図ること、ということでありまして、これはちょっと専門的なこととなりますので、素人の私には立ち入るといえますか、踏み込むのは非常に難しいわけでありまして、こういうふうな部分については、医療スタッフの意見を十分に把握して取り組んでいただきたい、というふうに思います。

さらには、コンピュータとか、そういう先端技術の、日野には非常に優秀な企業もたくさんあるわけでありまして、こういった部分は積極的に導入して、経営の合理化といえますか——経営の合理化という、なにか殺伐的に聞こえるわけでありまして、ホットなサービスといえますか、行政サービスを展開するには、人が必要なところは積極的に人を配置していいわけでありまして、しかし、機械で、コンピュータならコンピュータでかえられるものは、積極的にかえていく。そうして浮いた人材をソフトの部分というか、ソフトサービスという部分に配置していくというふうなことが大事だろうと思います。そういったことも本当に積極的に、コンピュータ導入も可能な限りやるという、強い決意が必要だろうというふうに思います。

看護婦の養成機能を持つこと、ということですが、看護婦の養成学校、町田にもあるわけでありまして、これは日野市独自で持つというのは、なかなか難しい部分もあるかと思えます。現在の日野市立病院のレベルでは、看護婦の学校を日野市がやっても、看護婦を養成したら日野市立病院には入らないでよそへ行ってしまうというふうなことが、目に見えているわけでありまして、こういった面では、近隣の稲城とか町田とかと連携して、いわゆる共同経営という形で、相互に人材を呼び入れるというか、養成して派遣するというふうなことを実現していけば、よろしいのではないかとこのように思うわけです。南多摩斎場方式でありますけれども、そういう自治体同士が協力し合っている部門は、積極的に連携をとって取り組んでいく。一つの自治体だけでの過剰負担にならないように、できるものはやっていくということが、広域行政という考え方、ぜひこれも考えてみる必要があるのではなかろうか、というふうに思います。

その他、これからの課題としては、老人保健施設、末期ケア病棟、いわゆるホスピスとか、難病、障害者等の中間施設を整備すること。市民の立場へ立てば、当然、そうい

う要望になるわけでありまして、行政側としては、この対応も非常にいろいろな意味で負担が大きいと思えますけれども、これも、しかし避けて通れない課題であります、日野市だけじゃなくて、近隣の自治体等の連携、あるいは東京都と、あるいは国との連携という中で、こういったものを積極的に日野市民が安心して高齢化社会が生活できるように、この部門でも取り組む必要があろうかと思えます。

在宅ケア機能を支援する、医学の部分での在宅ケアで、機能を支援する施設、あるいは介護支援センター、訪問看護ステーションを整備すること、時代の反映として、こういったことも望まれる状況にあるわけでありまして。

さらには、保健医療情報システム、救急医療情報システムをつくること、特に、光カード、ICカードによる住民健康情報システムを早急に立案すること、こういったことも非常に苦手な分野かもしれませんが、こういった部分も組み込んで、行政は対応していかなければならないという時代が来るということです。現に、このICカードも既に導入している機関といえますか、自治体もあるわけでありまして、日野市は本当にそういう意味で言えば、有力な情報機器の会社があるわけでありまして、そういう市に恥じない先進的な役割というのは、本当に大事だと思います。ぜひ、こういったことも取り組んでいただきたいということでありまして。

いろいろお話し申し上げましたけれども、正直言って、まとまった体系にはなっておりません。思いつくままに、それから開業医のアドバイスをそのままにといえますか、考え方を披瀝させていただきました。これから市立病院の問題、後日、執印真智子議員も、この市立病院の問題、一般質問、通告しているようでありまして、ぜひとも行政側も、これまでの議論というのは、既に皆さんがせっかく貴重な時間をいただいて展開してきたわけですから、今度はもっと踏み込んだ、より具体的な市立病院像が浮かび上がるような答弁ができるように、お願いしたいと思うわけでありまして。そういった意味で、若干、踏み込んだ形での話をさせていただきましたけれども、これについての所管を、ぜひ述べていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 我々も一番、病院の改築問題につきましては、重要であり、また急ぎたいという気持ちもありますけれども、また、十分、慎重を期さなければならぬという状況の中で、日ごろ頭の中の忘れない課題として考えておる状況でありました。

今、初めの質問は、現状の概要ということで、大まかなお答えをしたものですから、細かいところにはもちろん触れていないわけでありまして、したがって、御不満だとい

うことも、よくわかります。

そして、話を伺っておりますと、我々の構想するところとほとんど同じでして、90%ぐらいは同じ考えだということを感じております。そして、ことしの予算で、企画予算ということで、病院改築に伴います基本構想、基本計画についての専門機関のコンサルトを行うということにいたしておりますので、その中に十分、御提言等も反映をしながら、しかも具体的な土地問題なども含めて、一応の結論を得たい、このように考えております。

場所のことが一番、心配をする課題ではありますが、御指摘のとおり、今日、南多摩医療圏において、すぐ300床とか、そういう形のベッド数を保持した計画は、成り立たないわけでありますから、現在の市立病院の、まず病床数の改築ということで、そして将来に十分、余裕を保てる、1ベッド当たり60数平米で今、計算をして、300は可能だという結論に到達しておるわけであります。機能的にも、あるいは施設や内部の関係におきましても、公的診療機関としての信頼が確保できる、こういうことを大前提にして、今後の取り組みを正確な方途をもって進めていくことだというふうに感じておりますので、これからも、ひとつ適切な御指導をお願いし、また、御意見もいただきたい、こう考えております。

○副議長（高橋徳次君） 小山良悟君。

○24番（小山良悟君） 私が、るる申し上げたことと、市長の考えていたことと、ほぼ同じだという答弁であります。そういうことであれば非常に安心なわけでありますけれども、しかし基本的には、例えば高幡の南部地区の病院建設と、多摩平の病院建設を一体どうとらえているのか。少なくとも市長の考え方とは、ちょっと一致していない、基本的にです。

私が申し上げたことは、1カ所に集約して、一定の規模の確保しないと、先ほど申し上げたような内容的なものは実現できないわけでありまして、二眼レフ構想の中で私が申し上げたことが、どれだけ一致しているのかというのは非常に疑問であるわけですが、市長がそのようにおっしゃるのであれば、結構なことです。

それでは、次回からは、より内容的なことを細かに質問していくということで、市長の考え方と私の方の考え方が差異がないということが確認できれば、諸手を挙げて御協力を申し上げたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって14の1、市民が望む市立総合病院と医療行政の

方向について問うの質問を終わります。

一般質問15の1、行政報告から問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔15番議員登壇〕

○15番（土方尚功君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を進めてまいりたいと思いますが、議会運営委員長ということもありまして、きょうは、できますれば時間延長のない範囲でとどめてまいりたいと思いますので、ひとつ御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

さて、今回は行政報告から問うということで、内容については通告はしてありません、細かいことは。今回の行政報告を受けて対応しよう、ということでありました。そういう中から、各部長においては大変、心配をされていると思いますけれども、総括的な意味で進めてまいります。

行政報告については、12月の定例会の時点で、代表者会議等で、今後、我々議員の方には質問をしない形でいこう、ということが取り決めをされておりました。第1回定例会においては、所信表明ということがございましたので、これに携わるものについては、市長に対して質問がそれぞれなされました。実質的には、行政報告については、議長の方から「お手元の資料のとおり」ということで、対応がされました。実質的には、所信表明がない今回が初めての行政報告だけに、かかわって、質疑がないわけで、それぞれ各議員さんの中で、それをとらえて既にリサイクルの関係、市長の今回、目玉としたプロジェクトチームにかかわる問題の中でも、リサイクル関係が特に多く質問も出されております。そういう中で、行政報告で足りない部分が補われてきている、というふうに判断をするところであります。

そういう中、各部長、助役以下、まあ市長は毎回そういった中で報告をされていますし、また質疑も、当面、立たれるわけですが、助役以下の部長においては、何が質問されるかわからないというような状況から解放されたということで、内心、喜んでいるんじゃないかというふうに思います。そのことを、各部長から一言ずつお伺いをしたいというふうに思っていたんですが、最初の約束のこともあります。まとめて、この際、やはり市長に、その状況の変化があったことに対する喜びといいますか、かえってつまらないというような、いろいろ考え方があろうかと思いますが、一言、そこら辺の御意見を伺えればありがたいと思いますので、そこら辺から始めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 土方尚功君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　まず私より、大綱につきまして、お答えを申し上げておきたいと思います。

市議会で、行政報告をする慣例ということ、私が市長に就任後、行った経過がございまして、以前の市長さん、私の知っておる限りでは、市政経過報告という表現で、今の一番もとなる形ができたように思っております。そして、なにか事務報告という年間を通じての報告は、かなり細かい範囲の面で報告をしておるわけでありまして、各部、各課の所管をいたします、いわゆる議会と議会との間の行政報告に、定型化した面もありまして、当然、上げなきゃならないことは上げるべきであります、特に生きた報告として上げなければならないことが、時々、欠落をしているという感じを持っております。我々ももっと目を通して、内部指導もしなければならぬわけでありまして、議会に対しては、誠意を持って生きた報告をする、そういう記載の仕方が大切であろうというふうに考えておりますので、これからもそういう形で努力をしていきたいと思っております。

当面の、いわゆる行政課題ということで、私が発言をして、御報告をさせていただくわけでありまして、これはまさに行政を1こま、歯車を回すという意味合いも込めて、させていただいておるわけでありまして、このような課題が今日、行政として直面しておるか、そのまた取り組みにどういう考え方を進めておるか、というようなことを、なるべく具体的に御理解をいただける機会にさせていただき、この意味も大変、大切に考えております。

私から、以上のとおりお答えをいたします。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　ありがとうございました。

考え方は、全くもってそのとおりというふうに、同感に思うわけでありまして、実態として一言申し上げさせてもらうのは、あえて我々の方からもそういう形がとられて、行政報告ということで質疑がないわけですから、より充実した報告を、私の方としては求めたかった。その結果を見て、今回の場合は私も取り下げたとしてもいいかというふうに思っていたんですけれども、あえてここへ立ってきた背景は、今回の内容についても、全くもって不満であるというふうに思います。

つまり、先ほどの質疑等で、一般質問ですれば、個々一つ一つはいくわけですが、やはり形が変わった、要するに今の市長のお話ですと、市長になってから今までの市政経過報告といいますか、そういったものがそういう行政報告に変わってきたという

ことのお話もありましたけれども、だからこそ、ここで、そうだとすれば、20年間、同じ体系がとられてきたというふうに言えるわけです。それが、あえてここで、20年まだたないうちですけれども、変化をしたからこそ、逆に、市長が報告することに我々は期待をする。

特に、この際ですから申し上げたいことは、そこら辺の一つとしては、例えば今議会の中にも、いろいろ我々の質問は、質問する部分で済ましていくということと、それから片や提言ということで、ぜひ市の方へこういう形でやってもらいたいというようなことで申し上げる、大きく分けると二つに分けることができるかと思っております。

特に質問の中でもそうですが、それから提言の中でもそうですが、「検討をしましょう」と。先ほど、大分、沢田議員が質問して、やりとりをしていました。ああいう形で、追いかけていくと、どうも「検討します」ということで終わってしまっている部分が多いわけです。ですから、次回以降に我々が追及をしない限りは、検討しますと言ったものが、そのままずっと流れていってしまっているという傾向が多いんです。ぜひ、今議会に発言をして「検討します」ということについては、次回の報告あたりに「この問題については、こういう取り組みをしました。しかし、まだ結果はこうです。ぜひ次にはこういう段階でいきます」というようなことを、求めたいと思うんです。（「検討するんじゃないかな」と呼ぶ者あり）これは検討ということより、できれば、これは質問として、そういう体制が十分みんなわかっているわけですから、少なくとも今後の行政報告の中に、それを加えてもらいたい。

あわせて、いろいろの、例えばスポーツ文化の関係も華々しくできて、助役がチーフになっているんですが、確かにスポーツ文化の関係の委員会では、若干、出るかもしれませんが、しかし、全体としては、やはり出てこない。こういった事例が相当、各検討委員会、プロジェクトチーム、やれ懇談会、こういった状況のものがすべて、こういう質問の場をとらえないと出てこないという現状なんです。ぜひそれを行政報告として、市長が今後、これは簡単でいいですよ、少なくともそういう方向へ触れていったということができないかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なるべく簡潔に、件名だけでも出せる、このような取り組みを検討していきたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　ぜひ、これはやりとりのことですから、新しいこの場での提言

ということで、早速、検討をしていただいて、次回の報告にはそういった形が出るということ（「実施してもらって」と呼ぶ者あり）——実施をしてもらうということと、あわせて、今の項目ということもありました。今回、項目だけが出まして、古賀発言ではありませんけれども、資料を求めて手元へ届きました。それを見て初めて「ああ、こんなのか」。最後の斎場の問題等にしても、単にここでぼっと発言をされると、アレっという段階で、書類を見て、ああ、このものはかつてのいろいろな問題になっている市民斎場の問題だなということが、判断がつくわけです。あの発言を受けているときだけだと、私なんかも相当、一生懸命聞いているつもりですけれども、ふっと日本語の発音の場合に聞き違いをしたりする、こういう状況があります。ぜひ、市長の行政報告については、事前の資料に仮に間に合わないとしても、できますれば文章をもって報告をしていただくという形を、これも「実施」をしていただくように強く要望して、検討とともに、そういった実施、最後の結末は実施、こういうことを求めて、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって15の1、行政報告から問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。

時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時50分 散会

6月17日 水曜日 （第5日）

平成4年 日野市議会会議録（第20号）
第2回定例会

6月17日 水曜日 （第5日）

出席議員（28名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
24番	小山良悟君	25番	高橋徳次君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員（2名）

23番	黒川重憲君	28番	名古屋史郎君
-----	-------	-----	--------

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根福次
 速記者 佐伯実和子君

議事日程

平成4年6月17日(水)
 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○副議長(高橋徳次君) おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

本日議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問16の1、「広報ひの」の文字を大きくして読みやすくされたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員 登壇〕

○19番(板垣正男君) 「広報ひの」の文字を大きくして読みやすくされたいと題しまして質問を行ってまいりたいと思います。

市民の皆さん、毎月2回発行されます「広報ひの」、大変関心を持って読まれていることは言うまでもないことでございます。特に市長の書かれる欄と申しますか、市長の考え方が月1回広報に載るわけでありまして、大変関心を持って読まれているということも最近市民の皆さんとお話する中で伺うことができたわけでございます。

そういうもとの、私も91歳になられます市民の方から、最近、「広報ひの」の文字が小さく見えるようになって、もう少し大きくしてもらえないか、こういう御要望を聞いたわけでございます。それで、私も広報を拝見しているんでありますけれども、一般の新聞などの文字などもそれぞれ時代の要請に合わせて大きくなっているというようなことも当然あるわけでございますが、それらの中で「広報ひの」、年齢に応じまして見にくくなるというようなことなど自然な現象でもあるわけでありまして、そうした一つの時代の要請にこたえた編集、あるいは文字の大きさというものも当然市側でも考えてこられたことと思っております。それで、こうした市民の皆さんの御要望にこたえて「広報ひの」の文字、市民要望に応じた大きさにして見やすくしていただくということでございます。

この問題は、そういういろいろたくさん言わなければ理解できないということではもちろんないと思いますので、私も端的にこの問題を伺っていきたく思いますので、現在、市がこの広報の編集を行う上で、文字の大きさというものをどの程度お考えになっておられるかということを伺っていきたく思います。

その中で、当然一般の新聞との比較、あるいは他市の広報の文字の大きさとの比較な

ども行っていけば日野の広報がどの程度のものなのかということがわかるようになると思うんです。それらを含めて市側の考えを伺ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、ただいまの質問につきましてお答えしたいと思います。

広報の文字を大きく読みやすくということでございます。御承知のとおり、広報紙につきましてはできるだけ見やすいというような方法を考えて、過去2回程度かなりの大幅な改正もやってきた経緯がございます。現在では一つの文字の天地を2.59ミリ、左右が3.08ということの大きさを使用しているのが実態でございます。

しかし最近、高齢化の時代が進むとともに、日刊紙におきましても多少大きくなった経過もあるわけでございます。当市といたしましても、特に敬老の日に向けての特集号、あるいは子供の特集号等の発刊はしているわけでございますが、これにつきましてはかなり大きな文字を使い、紙面も、を利用しているというのが実態でございます。

その中で、他市との比較の中、あるいは日野市の実態から見てどうなのかということでございます。確かに文字は他市と比較しても大きい部類ではなく、東京都の広報紙、あるいは他区市の広報紙との比較をしますと、多少小さい文字に値する部類だろうというふうには思っております。

しかし、この文字を大きくするというにつきましては大変紙面上の掲載の問題、あるいはかなり記事に対する要望の、内容の、記事内容、記事量等の問題が一つ残っているわけでございます。しかし、今、お話の中にもありますとおり、やはり現状の文字の中では表や地図、過去にも御質問いただきました。こういったものを配慮しながら中見出しをつけるとか、その実態を十分配慮した中で紙面づくりに努力していきたいというふうに現在は考えております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 今の部長の説明では編集上の工夫などで今後検討していきたいということじゃないかと受けとめたんですが、明確に文字を大きくしたいという答弁はなかったように受け取りました。

そこで、私も当然文字が大きくなれば、例えば全体の組みかえなどにも当然手をつけなければならなくなるということは、これは十分承知しているわけでありまして。それか

ら紙面全体の改善ということにも当然なるわけでありまして、それは当然しなくちゃいけない、これは編集上の一つの課題になるということでありまして。

さらに、月2回の発行で、通常4ページ立てで発行されているようでありまして、もし1回の記事の量をどうしても少なくすることはできないんだということであるならば、これは増ページも考えなきゃいけないというようなことなども、それはやっぱり検討しなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。

高齢者の年々その割合が高まってまいっているわけでありまして、文字の問題というのは、これはもう非常に大きな関心の的の一つにもなっているわけですね。それで、日野市の広報の文字の拡大ということについて市民要望が出されているんじゃないかということ、私も91歳の高齢者の方のお話を伺って、それをやはり議会で取り上げる必要があるんじゃないか、このように考えたわけでありまして。

年齢によっては大変目のいい方もありまして、90歳を超えても眼鏡なしで新聞を読めるという方も中にはおられますけれど、しかし一般的にだんだんだんだん年齢を超えてくれば、細かい字は見にくくなるというのは、これはもう常識的なことなんですね。ごく自然なことですから、それに合わせた編集もやはりその時代にに応じて考えていくということが必要だと思うわけでありまして。

それで、例えば一般新聞の比較で申し上げますと「広報ひの」、「広報ひの」との比較では、例えば毎日新聞、天地は108.1%なんですね。左右が109.1ということ、これは現在一番文字が大きいということに、「広報ひの」との比較ではなっているようですね。これは広報課でもお調べになっておることでありまして、その辺のことは十分承知のことと思うわけでありまして。

さらに、他市では結構やっぱり大きいものを使ってくるように最近はなっているんですね。「広報ひの」と同程度の大きさの文字を使っているのは、例えば東京都の関係でいえば5区、11市なんですね。それから「広報ひの」より大きい文字を使っているところは18区、14市になっているということなんですよ。ですから広報は、日野の広報の文字よりも大きくなっているのが今多くなっていると、ふえていて、こういう状況にあるんじゃないかと思うんですね。こういうことも当然調べて、市側ではわかっているわけでありまして、こういう実情と、さらに市民の要望等を考えて、編集上で工夫することではなくて、やはり文字を思い切って大きくするというのを私は、それが必要な今時期になっているんじゃないかというふうに思うんです。

確かに今から8年前でありますけれど、4面のメモ帳欄以外の紙面の文字を大きくい

たしました。そして2年前にもこの4面のメモ帳欄が大きくなりまして、全ページにわたって同じ文字の大きさになったと、こういう経過があるわけですね。8年前と今日、かなりやっぱり状況も変わってまいっておりますから、何とか文字を大きくして市民要望にこたえていただくと、このことが広報が一層市民のものになって読まれて、そして市と市民をつなぐ、こうした広報の役割というのが一層高まっていくのではないかと、このように考えているわけでございます。

先ほどの部長の答弁を踏まえまして、市長、どのようにお考えになっているか、見解を伺いたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日常的に市民生活と行政の情報手段の貴重なメディアであります広報が、いかに読んでいただけるかということは大切な、一番大切なことだというふうに日常考えております。記事はなるべく簡潔明瞭でわかりいいということが大原則でありますし、そのためにまた文字の配列、これも重要な要素だと思っておりますので、一般的な情報手段の、新聞等の傾向のこともあわせ勉強いたしまして、なるべく読みいい体裁を整えるということで、絶えず姿勢を新たにしていきたい、こう考えております。

近ごろ、どうしてもこの分量が多くなるものですから、むしろたくさん情報をサービスだというふうとにかく思いがちでありますけれど、なるべく整理をして、簡潔なわかりのいい文章に仕立てるといことから、文字、活字のことについても検討して、市民の御理解にこたえていきたい、このように考えております。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 市長の考え方が述べられました。市民要望にこたえていくということで、編集上のいろんな技術面も含めて、一層読みやすいものに改善をしていただきたいと思っております。その際、文字を大きくするというのも必ず含めた検討にさせていただくように重ねて申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（高橋徳次君） これをもって16の1、「広報ひの」の文字を大きくして読みやすくされたいの質問を終わります。

一般質問16の2、乳幼児医療無料化を3歳まで引き上げられたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君） この問題は既に何回となく議会で論議されてきた問題であります。最近の例でいえば、日本共産党市議団の鈴木議員が議会でも取り上げました。さらに3月議会では社会党の佐藤議員も取り上げました。それぞれ市側との論議を行って、

0歳児の年齢適用引き上げ、1歳・2歳・3歳あるいは4歳等々、これまでいろいろと論議が行われてまいってきたわけでございます。

私はきょう、乳幼児の医療無料化の意義等につきましてはこれまでの論議を踏まえまして、ここで改めて申し上げるということではなくて、端的な問題で質問を行ってまいりたいと思っておりますので、ひとつ答弁の方もよろしくお願ひしたいと思います。

乳幼児の医療の無料化、日野市の場合、20年に及ぶ実績があるわけでございます。これは三多摩では清瀬市、23区では中野区と並んで長い実績を持っているわけでございます。中野区が始めたのは昭和47年10月1日だということでもありますから、東京では最も早い実施だったものであります。

その後、20年近く、この0歳児のみを対象とした乳幼児の医療無料化が続けられてまいったのでありますけれども、なかなか年齢の引き上げは行われてこなかったという事情がございます。これは政府の医療政策との関係が当然ある問題でもありますので、地方自治体の単独施策としてなかなかやりにくかったという側面があったのではないかと思います。同時に、高齢者への対策、福祉の対策、医療対策等々への関心や、またユーザーを含めた事業の充実というものが一方で図られていたわけであります。しかし、それと同時に乳幼児の医療の無料化によって、子供たちの健全な育成、健全な発育を促す、そのこともまた忘れてはならない重要な行政課題の一つになったと思うわけであります。

ところが最近、この二、三年、急速にこの乳幼児の医療の無料化の実施の方向が次々と各自治体でも打ち出されるようになってまいりました。全国的に見ますと、都道府県の段階では0歳児以上、さまざまな段階がありますけれども、とにかく実施されていないところはもう少なくなったという実情でございます。そして、この東京都を見てまいりますと、23区内、あるいは三多摩でも、もう幾つかの市で来年の実施を含めますとかなりの数に上ってきているのではないかと思います。その辺のところを踏まえまして、現在、市がこの乳幼児医療の無料化の年齢の引き上げの問題についてどのような見解を持っているかということと、あわせてこうした周囲の状況、どの程度の動きになっており、どの程度の実施の進捗が図られているかということについて最初の説明をいただきたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

乳幼児医療の対象の年齢の引き上げにつきましては、ただいま御指摘のありましたとおり、前議会においてもお答えしているとおりでございます。財政負担の問題、あるいは

は医師会との調整、または付加給付等の取り扱い、これらの問題を考えあわせまして、総合的な見地から見送っておるというのが現状でございます。経緯でございます。

この制度につきましましては既に御承知のとおり、各市町村の財政事情の中で制度の実施、未実施が各市町村間の均衡を失っているということでございます。また、そのために各市町村間の格差が生じまして、住民の間からも異論となっているところでございます。

先般の都議会におきましては、制度の導入に対しまして知事より前向きな発言がございましたので、ただいま御指摘のあったとおり、東京都レベルでの実施を期待しているところでございます。

各市の状況でございますが、現在、実施している市は、もちろん日野市、府中市、清瀬市、多摩市でございます。それから区部におきましては中野区、それから最近では新宿区が行っております。それから医療費助成とは違った形でございますけれども、国立市、あるいは渋谷区が育児健全育成手当、あるいは乳幼児手当ということで、月額定額で支給をしているという実態でございます。

それから、最近の情報では保谷市が6月、あるいは八王子市が10月から実施するというような情報を得ておりますが、これらはいずれも対象児はゼロ歳ということだそうでございます。それから、区部におきましては4区が6月の議会に提案中であり、また3区が実施に向けて準備中であるということでございます。これらについてはゼロ歳から2歳児までを考えているということでございます。

それから、都道府県レベルでは、御指摘のありましたとおり、助成の内容はそれぞれ異なっております。所得制限を設けたり、対象年齢の相違もございしますが、何らかの形でその制度を導入しているのは、東京都、大阪府、京都府、青森県、沖縄県、この5都道府県が未実施ということで、その他のところについては何らかの形で県レベルで実施しているというのが実態でございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 確かに今部長が説明をいたしましたように、この実施の状況は、内容はさまざまありますけれども、それはやはりそれぞれの自治体で最大限実施できる範囲を探りまして、それなりの努力をしている結果のあらわれではないかと思うんです。なぜこういうふうになって急速な広がりを見せてきているかということをお考え合わせますと、私は従来になく、さまざまな病気が子供を襲っているということが一つあると思うんです。それだけに個人が負担する医療費というものも、これは大変なものに

なっているということがあろうかと思われまして、国や東京都はもちろんであります、各市町村、区などへの要求運動も一層盛り上がってまいってきていることの反映だと、このように判断するわけであります。

例えば23区の動きなんでありますけれども、詳しくは部長、説明はなかったんであります、当然掌握はされていることと思えます。ことしから来年にかけて実施をしようという動きになっているところはゼロ歳だけではないんですね、その対象が。大体2歳まで実施しようという、こういう動きになっているというのがやはり一つの特徴だと思うんです。乳幼児医療の無料化といいますと、やはり0歳だけではまだまだ対象としてはごく一部ではないかということをお市あるいは区なりが考えるようになってきたということじゃないかと思うんです。それで、2歳まで思い切って対象を広げて、よりその内容を広めていこうという、そういう考え方ではないかと思えます。

私は、三多摩の場合を見てまいりますと、2歳まで実施するというのは多摩市が来年度から実施するという見込みのようですね。この1市が三多摩の場合、1歳あるいは2歳まで適用を広げて医療の無料化を実施すると、こういうふうになっているわけでありまして。かつて清瀬市や日野市、あるいは中野区が行ってまいりました乳幼児医療の無料化の先駆的な役割というものが、今はやや他市に置きかえられつつあるということになっているのではないかと思います。これは何も他市がよりすぐれた内容の医療無料化を実施するということについてとやかく異論を挟むわけではありませんし、大いに日野市を越える乳幼児医療の無料化の制度が広まることを私たちは願っているわけでありまして。

そういう他市や他区の動きなどを踏まえるならば、私は日野市でも例えば3歳までその対象を引き上げて乳幼児医療の内容の充実を図るということではできないことではないと、こう私は判断するわけであります。

部長は財政問題、医師会との問題、さらには給付の仕方の問題、この三つを挙げまして難しさを述べられました。確かにこれらの問題は当然解決しなければならない課題になるわけでありまして、また、そのことが私は今市に課せられた一つの大きな課題だと思うんです。何事も問題なく新しい施策や事業が進むということはほとんどないわけございまして、未知の分野を開拓する場合、一つ一つやはり課題を解決して、内容を一層充実させるということは当然なことでございます。

ことしの4月から高齢者の白内障眼内レンズの保険適用が実施されました。この適用を受けて日本の国内、多くの方々がその適用を受けまして大変喜ぶ声を私なんかも聞いているわけでありまして、この医療、保険適用を実施させるという、ここに至るまでの

経過などを考えてみましても、日野の議会でも私、取り上げました経過がございますが、全国的に地方自治体からその声が上がってきたわけですね。直接都道府県の段階で実施されたとかということじゃなかったんです。いずれも市町村と住民に密着したところから、暫定的な措置としてでもそれを実施させ、都道府県を動かし、そのことが国を動かして、ついに国の施策として保険適用が実施されたと、こういうふうになっていったと思うんです。高齢者の場合のこういった一つの新しい施策を、日野市でもやはり前向き形で取り上げまして、困難な問題も解決して、単独実施を行った経過があるわけですね。

乳幼児の場合も、やはり私はこの20年間の経験を有するならば、年齢を引き上げて対象を広げるということは難しいことではないと思うんです。そして、都議会で鈴木都知事が前向きな答弁をしているということであるならば、一層三多摩の市町村、あるいは23区内からの、こうした乳幼児医療の無料化の対象を広げることによって東京都を動かしていくということが私は今大事なことではないかと思うんです。

ぜひともそういう見解に立って、日野市が3歳、あるいは4歳でも結構なんです、対象をうんと広げるといふ方向を検討していただきたいと思います。市長の見解を伺いたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 昭和40年代、いわゆる老人医療の個人負担無料化という非常に進んだ社会保障の医管制度が確立をされて、医療に関する社会保障としては当然の、またすぐれた施策であるという国民の評価があったわけであり、私どものその当時の受けとめ方は、個人負担の無料化はまず老人から始まって、一方には子供の方からまた始められて、だんだん全生涯にわたって医療費の個人負担の無料化とまではいかなくても大きな社会保障制度に支えられるという方向に行くべきものだというふうに理解をしておりました。多少、模様が変わってまいりましたが、老人の場合は一部負担の有料化ということが現実の状況となっております。

今、一方にまた子供の数が大変減ってきている。これは国の人口政策、あるいは社会保障政策としても、育児費の軽減ということが当然国の政策、あるいは社会保障制度の仕組みの中で取り組まれていく方向が当然来るだろう、このような社会的な背景があると思います。

今、幼児のこの医療費の無料化、このことは幼児自身の健康管理のことにもかかわりますし、一方には若い所帯の負担軽減ということにもなって、つまり、今子供を生むこ

との個人的負担をなるべく軽くして、そうして人口構造というものを将来の施策として考えるということは大きな意味があるはずだと思います。そのことがようやく都県レベル段階で論議をされ、既に大多数の県はそういう策をとっている。東京都も都民からの提案によって、そのことに気がつかれたということのようですから、必ず施策は起こるだろうと思っております。したがって、そのことを促進する意味でも市町村自治体に取り組むということの意味は大きいと思いますので、なるべく早い時期に一番安定した方法で事業を始めたかどうかというふうに感じておるところであります。

財政負担もかなり、ゼロ歳だけでもかなりの負担になっておりますけれど、白内障内レンズと同じように国自身がやると、あるいは保険適用になったということも大きな変化をつくる成果になっておりますので、自治体が声を上げるということは一つの状況を促進する手段だということで、何とか十分な検討をし、医師会等々の御意見も聞いて取り組みを早めていきたいと、こう考えております。

医師会のこれまでのいろいろお話をしてみますと、ゼロ歳というよりも2歳、3歳の方が意味が大きいんだと。ゼロ歳のときはまだ母乳で育つ期間ですから比較的罹病率は少ないというふうに言われております。だんだんと2歳、3歳、将来はもっと年齢も高めて、できれば全一生の間といましようか、医療費個人負担の社会保障的な支えが政策としてだんだん発展することが望ましいというふうに考えたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 私は、ある方の資料をいただきましてね、拝見したんですけれど、これは父母負担というのも相当やはりあるということをおね、私は資料を見てうかがうことができたわけです。子供2人がアトピーの場合ということで、アトピー性の病気を持ってられる子供2人がおられる方ですね。長男が2歳で長女が0歳、この年間の費用を、これは出産費用も含めるとね、34万6,545円なんです。2年目に入りますとね、長男は3歳、長女は1歳になるわけですね、25万3,000円。それから長男が4歳になりますとね、25万2,000円。それから長男が5歳で長女が3歳になりますとね、24万7,000円何がしということになるんですね。それで長男が6歳になって長女が4歳になりますとね、19万6,000円と、これは減るんですね、確かにね。ですから3歳、4歳ぐらいいままでが本当にやはり医療費がかかるんじゃないかということをおね、これを克明に記録されていたある方のこの資料を拝見いたしましても、それなりにかなり負担になっているということはおね、うかがい知ることができると思うんです。

確かに市長のおっしゃるように、0歳のときよりも1歳、2歳、3歳の方が罹病しや

すいんだということはあるようでございますので、この医療の無料化を広げるといことは大変やっぱり意味のあることだと、そう思うんです。

それから市の財政負担のことでありますけれど、これはもちろん一定の負担があることは言うまでもありません。一昨年度、平成2年度の助成額の1件当たりですね、1件当たりの助成額は2,176円なんですね。2,176円。年間を通してこういう数字になっておりました、総額では2,100万余の金額になるんですが、これが昨年度、平成3年度になりますと、対象の0歳人口が多くなりますので、総額では2,300万余りの金額にふえておりますけれど、私はやはり将来を担う子供の病気にかかった際、医療費のことを何の心配もなく病院で手当てをするという制度を早く国の段階、あるいは都の段階で確立するということが何といても大前提でありますけれど、そこに至るまで、やはり地方自治体からの声を実績によって上げていくということが大事じゃないかと思っておりますので、ぜひとも今市長が答弁された方向で検討していただきたいと思っております。そのことを申し上げまして質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって16の2、乳幼児医療無料化を3歳まで引き上げられたいの質問を終わります。

一般質問16の3、日野台一丁目広場（公園）計画の見通しについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君） 日野台一丁目広場（公園）計画の見通しについてを質問いたしますのでよろしくお願いしたいと思います。

昨年来、私は議会のたびにこの問題を取り上げまして、市側の考えをただしてまいってきたところでございます。事態も相当今具体的に進んでいる段階でございますので、私も具体的に市側の考えをただしてまいりたいと思っております。

昨年12月議会で私がこの問題を取り上げた際、所有者である名鉄不動産が市に対して跡地の買い上げを昨年11月に正式に申し入れを行ってきたと、こういう答弁がございました。そして用地を購入するということで名鉄不動産との市の協議が行われているという説明があったと思います。しかし、12月議会でただした段階では、協議はしているけれど契約はまだ成立していないということでございました。さらにことしの3月の議会ではほぼ同様な質問を行って、用地の売買契約等についてただしたわけですが、この時点でもまだ契約成立してはおりませんでした。

しかし、市長から用地が市に取得された後、暫定的に地域の方々に開放する、こういう考え方が示されたわけでございます。これは非常に大きい住民にとっては一つの展望

を与えたものだと思うわけですが、この6月議会、3月議会の以降、どんな経過をたどって今日まで来ているかということで、かいつまんで結構ですので説明をしていただきたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君の質問についての答弁をお願いします。総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

この件につきましては先般もちょっとお答えいたしましたけれど、この用地の買収に当たりましては、市側としては、市というより開発公社ですね、企業の救済にならないように、市が独自に価格を設定して、慎重に交渉を進めてきたところでございます。

去る5月28日、名鉄不動産と一定の条件のもとに土地売買契約が締結されたわけでございます。面積は、公簿上では1,385.09平米でございます。移転登記も、その28日の翌日、29日ですか、所有権移転登記も完了しております。ですから、開発公社の土地に完全になったということです。

しかしながら、この用地は旧工場の建物がまだ6棟ほど存在しておりますので、この建物の解体が終了し、更地になった時点で正式に公社が受け取るということになっております。建物の解体に当たりましては、機材の搬入とか、解体したものの搬出とか、付近の住民に一定期間御迷惑をかけることとなりますので、この点については地元自治会の皆さんときちんと協議した上で事を進めていく予定でございます。したがって、この工期として約50日間程度必要となります。地元との協議が整い次第、解体作業に入っていくことになると思っております。

これらがすべて終了しますと、当面は開発公社の土地でございますから、開発公社の規定としては一時的な広場として使うこととなります。市民の、自治会の皆さんに広場として、また避難場所として利用していただくと。その後は公園か地区広場にするかによって、担当部局の方で正式に決まりましたら予算措置等を伴って、きちんとした内容のものにしていきたいと思っているわけですが、当面は広場として活用していただくということでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 現在、地元の自治会と土地所有者でありました名鉄不動産との間で、モリタ興産の建物の解体で協議が行われているようであります。地元の住民への安全対策を十分講じた上で工事に取りかかるということは当然なことだと思いますので、市側もこの協議が整った上、さらに指導・監督の立場で安全を期すように、十分注意を

払っていただきたいと思います。

具体的なことについて2点ほど伺いたいんですが、解体が終わって更地になって、土地開発公社が引き取って、その後地元で暫定開放するという段階で、例えば雨水排水などはどんなふうにご考慮されるのでしょうか。一般的に考えられるわけですよね。更地になって、雨水はどういうふうになるのかということは考えられるわけですね。これは市の方ではどんなふうにご考慮されるのか伺っておきたいと思ひますし、2点目に防犯灯といひましようか、街灯といひましようかね、周囲の道路の街灯の設置状況などを見なければならぬと思ひますが、それらを見まして、更地になった跡がいかにも暗いという印象がないようにする必要があるのではないかと思ひますので、街灯等の設置なども十分ご考慮して、あるいは地元との協議を行って、その辺の心配がないようにするというごことも大切ではないかと思ひますのでね、たとえ暫定的な開放であったとしても、もう更地のままで、あとは何も手を加えないんだということではないと思ひますので、その辺はどのようにご考慮されるか、伺っておきたいと思ひます。

○副議長（高橋徳次君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

広場にするわけですから、私の方は今のところご考慮しているのは、砂を入れて整地はするというご考慮はございます。

ただ、今おっしゃいました雨水の排水とか防犯灯につきましては、今現在開発公社ではご考慮しておりませんが、開放するという前提になれば所管部局と協議して、今議員さんがおっしゃった点をきちんと整理したいと思ひております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） じゃ、その点よろしくご願ひしておきたいと思ひます。

最後になりましたけれど、市長に1点伺っておきたいと思ひます。

この問題になっておりましたモリタ興産の跡地は、これは今からも20年も前のことでありましようけれど、当時の古谷栄市長の時代でありました。モリタ興産の工場建設に絡みまして周囲の住民の皆さんが、いわゆる住宅環境の問題を取り上げまして、市側に陳情を行くと、あるいは議会にも要請を行つたというようなごことがございまして、工場建設問題で大きな反対運動が起きていたごことがございまして。しかし、結果的には工場が建てられまして、以来20年間、この工場が稼働してまいりました。しかし、工場側の都合といひましようか、工場拡張計画に基づくものなのかははっきりしませんが、とにか

く移転をして、その後マンション建設が計画されました。しかし、住民の方々の力強い運動があつて、マンション建設は結局白紙撤回ということになって、今日の経過をたどりながら市が、現在土地開発公社でありますけれど、土地を所有するということになったわけでございます。

森田市長も20年前、議員として当時この問題にもご関心を持っておられた立場にあつたと思ひますので、その当時のごことなどを振り返りつつ、現在地域の皆さんに広場として開放しようという、そういうところまで今到達したと申しますか、事態を進めたときに当たりまして、感想を伺っておきたいと思ひます。ぜひご聞かせていただきたいと思ひます。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 小構という地名でありました今日の日野台一丁目、日野市都市計画では準工業地域の指定になっております。日野自動車工場を中心として、周辺に付随する工場生産の場所が多少立地をされておりましたし、準工業地域としての指定は、当時の状況としては一定の判断であつたと思ひますが、日野駅に近いという関係から準工業地域あるいは工業地域に好ましくない、住宅がだんだんと混在していると。いわゆる工住混在を分けようとした政策が生きていないという状況にあるのが日野台一丁目でありましよう。むしろ逆に住居地域に指定がえをすべきではないかというご考慮すら出てくるわけでありましようが、既存の工場のごこともありましようので、それらの調整をどうするかということにもかかわつてまいります。

そして、また準工業地域の建築上の有利な点、つまり建ぺい率、容積率等の大きいものが建ち得るというごことで、とかくマンション等の計画に目が注がれるという情勢もあるわけでありまして、たまたまこのモリタ興産の工場立地をされる場合、私も初期の市長という立場であつたかというご感じがしておりますけれど、かなり紛争がありまして、多少の周囲の道路の整備等を行つて、一応工場としての立地が成り立ったという経過がございました。

今度ごはまた逆にマンション企業がその土地を買つて、今言いましたような有利性をもくろんだわけでありましようけれど、地元から再び反対の声が上がつたと。開発指導要綱の基準のごごもございまして、この間、名鉄の代表の方が見えましてから、日野市では欠陥、建物を建てるための欠陥商品を探して何か利益にしようと思つても、これは無理ですと、これからも十分ご注意をしてくださつたというふうにお話をしておきましようけれど、ま、企業は企業としての判断誤りがあつたということではなかつたかと思ひます。

名鉄、その方を責めるわけにもいきませんが、むしろそういう欠陥商品を開発企業に取り引きをした企業の方がむしろ非難される立場ではなかろうかと、こう言っているかと思っております。幸いに市民運動に連動をして、ぜひ何らかの手当てをしたかった、この地域に一つでも広場が持てるようになったということは市民自治の一つのいい帰趨ではなかっただろうかと、こんなふうに考えております。

したがって、これからも一番行政の手立ての乏しいところで住民の方にも御迷惑を——御迷惑というよりも、むしろいろいろと御不自由があるだろうと思っておりますので、できるだけ周辺の整備を図りながら、工住混在の中でもゆとりのある町並みに整えることができれば幸いですというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） どうもありがとうございました。以上をもちましてこの質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって16の3、日野台一丁目広場（公園）計画の見直しについての質問を終わります。

一般質問16の4、革新市政の基本姿勢と日本共産党の立場についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君） 森田市長は就任以来、「憲法を市政に生かし、市民の暮らしと命を守る」、「緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくる」、こういう中心テーマを掲げまして、人間尊重の理念のもとで、明るい豊かなまちづくりのために誠心努力をしております、とかつて市政所信表明の中でも述べたところでございます。これは就任以来、一貫した市長の立場を明確にしているわけでございますが、何よりも憲法を市政に生かすという、その基本姿勢を貫いてこられたわけでございます。

憲法は、御承知のように、主権在民を明確にいたしまして、国民にこそ主権がある、こういう立場を明らかにしているわけでございます。地方自治体にあっては市民こそ主権者であり、その主権者に基づく市政の運営を行う、こういうことではないかと思えます。従来、市長が繰り返してまいりましたこの基本姿勢、私は改めてここでもう一度伺って、今後の市政推進の基本姿勢を伺っておきたいと思えます。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） これまでの機会にいろいろ基本姿勢のことにつきまして申し述べたり、記事にしたりしたことがあったと思っております。私自身、何といたしましうか、至らない点も多々ありまして、顧みて、果たしてそのとおりに、その基本姿勢ど

おりに行政の展開をし得たかといいますと、なかなか自信めいたことも言えない立場であります。しかしながら、価値観も変わりましたし、また多くの批判もいただきながらということではありますが、一応今日の情勢に大きくそごしない、市政としては大過のない、市民本位の市政を展開することができたのではなかろうかと、また市民の方も一応の御納得をいただいている状況ではなかろうかというふうには振り返って感じております。任期もそう長くはありませんが、またなすべき仕事もたくさんございますし、この辺できちんとしたレールを引いて、そして将来に、日野市の発展の素地はしっかりとつくておきたい、こんなふうに今日の心境でおります。

○副議長（高橋徳次君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 市長のただいまの説明は私たちも共感するところでございます。もちろん憲法に明記された主権在民の精神は地方自治体でも当然生かされるものでもあるわけでございますし、我々もそういう立場を今日まで、与党の立場で貫いてまいったわけでありまして。

特に日本共産党は、科学的社会主義の理念に基づく活動を進めているわけでありまして、主権在民の考え方は日本共産党が創立して以来今日まで掲げてまいりました基本的な理念の一つでもございます。当然地方自治体においても、住民こそ主人公という立場、主権は市民にこそあるという、その立場で市政の推進を図ってまいってきたわけでございます。

最近、ソ連邦の崩壊などを取り上げまして、社会主義は崩壊したとか、あるいは国際共産主義運動は文字どおり終焉を迎えたかといった非難があるわけでありまして、これは全く見当外れのことではないわけでございます。日本共産党が従来から主張してまいりましたように、科学的な社会主義は現在世界のあらゆるところで脈々とその生命力を発揮し、今後も恐らくこの理論に基づく人類の社会発展の方向が進んでいくだろうということも予測しているわけでありまして。

社会主義崩壊論は、いわば言い方を変えれば体制選択論ということにもなるわけでありまして、現体制を擁護するものでしかないということも私たちは明らかにしてまいってきているところでございます。

そして、日本共産党を何とかそれに結びつけて国民との離反を図り、国民の支持を減らそうという、そういう一連の攻撃でしかないというふうに言わざるを得ないわけでございます。現体制を擁護するこうした論調は、その原形は戦前の治安維持法にあるというふうに私たちは見ているわけでございます。

1925年4月22日につくられました治安維持法は、第1条で、国体を変革し、または私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し、または情をしいてこれに加入したる者は10年以下の懲役または禁固に処すとされているわけであり、そして、3年後には改悪されて、この罪は死刑または無期懲役が加えられるという、こういうひどい弾圧法であったわけであり、当時の支配者は、要するに当時の天皇制のもとでの体制維持、現状に甘んじよと、こう国民に強いたわけでございます。

日本共産党はこうした弾圧のもとでもそれに屈することなく、日本社会だけでなく、広く人類の進歩と発展の当然の確信を持ったものの集団として日本の将来を見据え、果敢に戦ってまいってきたことは改めて言うまでもないことでございます。（「歴史が証明している」と呼ぶ者あり）

私たちは、ソ連邦の崩壊や、あるいはソ連共産党の解体は、この20世紀に住む私たちの歴史的な大きな事件の一つであったということはもちろん認識をしているところであります。このソ連邦の解体問題は、社会主義や共産主義が消滅したということとは全く違うわけございまして、この違いを私たちは概略的にも明らかにしておきたいと思っております。

御承知のように1917年、今から75年前、この地球上で初めてロシアにおいて社会主義体制ができました。この革命はフランス革命をも凌駕するような一大革命であったと言われているわけでございます。世界じゅういかなる国もこれに無関心ではおられなかった。いかなる統治形態も、その挑戦を避けることはできなかった。いかなる政治理論、あるいは経済理論も、その徹底的批判を免れなかったと評価されているわけでございます。

そして、その革命を指導したレーニンは、革命後、直ちに科学的社会主義の理念に基づいて民族自決権を擁護する立場を世界に明らかにしたわけであり、これは平和についての布告ということで、有名な演説として記録されているわけであり、要するにここで言ったことは、他民族に対するあらゆる併合や侵略を許さないという原則は例外なく全世界の種民族に及ぼさなければならない、こういうことを世界に向かって言ったわけであり、そして、言葉だけにとどまらず、断固たる決意で実行に移しました。ポーランドやバルト3国、フィンランドの独立がこのとき認められたのであります。アフガニスタン、ペルシャ、トルコ、これらに対してもロシア帝国が不当に奪い取っていた領土の返還を行ったのであります。これだけでもその当時の世界に大きな衝撃を与えたわけであり、

ところが、世界制覇をねらいまして第二次世界大戦を引き起こした日本・ドイツ・イタリア、この3国によるファシズム連合、これは歴史に逆らって、ついに無残な敗北と終わったわけであり、

ところが、この第二次世界大戦を契機にいたしまして、長年にわたって世界を覆っておりました植民地帝国は崩壊し、約100カ国という国々、20億人の人々が独立を勝ち取ったわけであり、まさにこういう世界史の発展をつくり出す歴史的な活気となったのがロシア革命だったわけであり、

国内的には8時間労働制、有給休暇制度、社会保障制度、教育権の保障、男女同権の保障など、次々と実行に移しまして、これは当時のアメリカや、あるいはその他の資本主義諸国にも大きな影響を及ぼしたわけであり、例えば8時間労働制では、1917年からおくれること21年後の1938年にアメリカで、さらに9年おくれる日本によろしく広まってまいりました。実にロシア革命から日本に8時間労働制が実施されるまで30年おくれるようになつたのであります。社会保障制度も同じような足取りをたどって、よろしく日本でも実施されるということになつたわけであり、

こうした対外政策、あるいは国内政策で世界に大きな衝撃を呼び起こしました、この科学的社会主義に基づく民族自決権の原則とか、勤労者の拡大というこの旗印は、決して消滅したり崩壊したりしたものではなくて、現在の我々の社会の中にも脈々と息づいているわけであり、（「レーニン主義は結果的にどうなんだ」と呼ぶ者あり）

レーニンの死んだ後、それを引き継いだスターリンが、その科学的社会主義を大きく踏み外しまして、対外的には覇権主義の政策をとり、国内的にも官僚主義や命令主義の体制をとって、全く科学的社会主義とは縁もゆかりもない方向に進み、歴代のソ連の指導部がそれを引き継ぎ、ついにゴルバチョフ政権の崩壊によってソ連邦が解体されたという、こういう歴史的な運命を担ったわけであり、

ですから、これは科学的な社会主義や、あるいはレーニンの指導したロシア革命の業績がいさきかも損なわれるものではなくて、科学的社会主義から踏み外したものであつた必然的な解体であったわけであり、そのことをもって科学的社会主義や、あるいはそれと結びつけた日本共産党への攻撃は全く的外れと言わざるを得ないわけであり、（「そのとおり」、「攻撃なんかしていないよ、相手にしていないだけだ」と呼ぶ者あり）

歴史を広く見るならば、例えばこの20世紀の歴史を見ればもっと明らかなことになるわけであり、詳しくは申し上げませんが、例えば民主主義の問題でも第二次世

界大戦を契機にいたしまして、1945年、国連の加盟は50カ国でありました。しかし、現在では175、3倍以上の独立国がふえ、国連に加盟するようになりました。さらに20世紀の初頭には、共和制の国はスイスとアメリカとフランス、この三つしかなかったと記録されているわけですが、今日では国連加盟国の175カ国のうち君主制はわずか28カ国、人口でいえば8%弱にすぎない、こういう事態の大きな人類の進歩が見られるわけであります。

日本の歴史をたどればわかりますように、戦前、天皇制のもとで民主主義や、あるいは戦争反対をとらえただけでも牢獄につながれるという、こういうひどい時代でありました。しかし、そういうもとでも日本共産党が、先ほど申し上げましたように、科学的社会主義の理念を掲げ、これらの弾圧の中でもその旗をおろすことなく戦い続けてまいったわけであります。そして戦後、これら戦前主張いたしました日本共産党の主張が次々と実現して当たり前のような時代に今日なってきたわけであります。

自民党はよく戦後の日本の経済繁栄を誇る発言をするわけですが、（「当たり前だよ」と呼ぶ者あり）しかし、戦後のことについて部分的に語ることがあっても、戦前の約50年間は全く語ることがありません。なぜ語れないのか。（「戦争に協力したから」と呼ぶ者あり）まさにあの侵略戦争を押し進める役割を果たしたからにははかならないわけであります。（「日本の歴史をいまだ少し勉強しなければだめだな」と呼ぶ者あり）

日本の歴史の中で、この戦前を国民の前に正々堂々と語ることのできるのは日本共産党だけだと言っても（「何を言っているんだ」と呼ぶ者あり）私は決して言い過ぎではないわけであります。なぜ自民党は戦前を語ることができないか。私たちは（「共産党の宣伝はたくさんだ。いいかげんにしろ」と呼ぶ者あり）例えば政党名の問題を一つとただけでも明らかになるわけであります。日本共産党は戦前・戦後、一つの名前を通しております唯一の政党であります。創立以来、ことし70年の歴史を刻んでまいりました。戦前侵略戦争に反対し、そして戦後も科学的社会主義に基づく国政、外交、あるいは地方自治体における諸活動を押し進めてまいってきたわけでありますけれど、（「宣伝の時間じゃない」と呼ぶ者あり）日本共産党がこの党名を押し貫くことができるのは、まさに国民の誇りある政党名であるからであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）民主主義の擁護、国民主権、侵略戦争の反対を貫いてまいってきたからであります。

ところが、自民党の前身である立憲政友党とか立憲民政党、戦前これらの政党が大政翼賛会に合流して侵略戦争推進の役割を果たしことはもう多く言うまでもないことあります。（「三多摩は自由民権運動の発祥の地なんだ」と呼ぶ者あり）自民党の皆さん

はよくこういうことは知っていることでありましょう。

ところが、戦後、再出発する際、（「何を言っているだ、自由民権運動の発祥の地なんだ、ここは。もっと勉強してから言え」と呼ぶ者あり）日本自由党、日本共同党、日本進歩党、これらの政党名で再出発をせざるを得なかったわけであります。それは戦前の侵略戦争に協力したという、このことを戦後、一度も自民党政府が国民の前に公に反省の弁を述べたことはありません。それだけにやはり国民の前に戦前を語ることはできない。（「日野市のためのことを言え。それじゃ主権在民じゃない」と呼ぶ者あり）だからこそ戦後、政党名を変えて再出発をせざるを得なかった、こういうことになるわけであります。（「市民本位はどこにいったんだ」「市民本位の市政をやっている」と呼ぶ者あり）

まさにこうした日本の歴史、世界の歴史を見るだけでも私はまさに日本共産党が戦前・戦後、地方住民の暮らしや命や、あるいは民主主義、そして日本の平和の道を歩む上で命を張って戦ってまいってきたということがおわかりだと思うわけであります。

その理念となった科学的社会主義こそ、この150年の歴史に耐え、ますます世界的にも、また日本国内においても、一地方自治体においても、私は大いに今後もこの理念のもとで日本共産党の活動が国民の皆さんともども発展してまいる。そのことがまた地方住民の強く求めていることになると、このように確信を持っているわけであります。

さて、最後になりますけれど、今議会の一般質問の中で自民党の古賀議員が発言をした共産党に関するものがございました。共産党を赤と決めつけて排除した云々と、こういうふうに言われているわけであります。（「同じことをやっているということを言ったんだよ」と呼ぶ者あり）これはまさにこの戦前・戦後、日本共産党に対する、「赤」と言って攻撃を行った人たちの思想と同じ立場に立つことをみずから暴露したものだと言わざるを得ないわけであります。これこそまさに自民党の本質をあらわしたものだと言わねばならないわけでありますけれど、私は反動側の理論ではなくて、（「いいかげんにしろ」「発言権がある」と呼ぶ者あり）日本共産党が民主主義や自由、あるいは日本の真の独立のために戦ってまいりました、あの終戦直後の一時期について、私たちの見解を明らかにしておきたいと思うわけであります。

憲法問題にもかかわることではありますが、日本共産党が現在の憲法が制定される際に、憲法草案を発表したということをおそらく述べていただきたいと思います。当時の憲法のできるいきさつはさまざまいろんな分野で明らかにされているところでありますけれど、世界の民主勢力と日本人民の圧力のもとに、（「原稿なんて読むな」「自分だって原稿

を見て読んでいない」と呼ぶ者あり) アメリカ占領軍が戦後、ポツダム宣言の条項にある程度沿った一連の民主化措置をとったわけであり、そして占領政策に連合軍全体の意思を反映させるために設けられました極東委員会というのがありました。11カ国が参加したわけであり、そして対日理事会というものも設けられましたが、アメリカはこの反民主的政策、ポツダム宣言の厳正実施を要求するソ連など、世界の民主勢力に(「だれに何の質問しているんだ、今」と呼ぶ者あり) 引けをとる論争の場になったわけであり、

そして、当時アメリカ占領軍が、これは1946年2月であります、一定の民主主義的原則に沿った憲法草案を時の内閣に手渡し、これをもとに政府案がつけられました。その意図は、極東委員会の発足を前に既成事実をつくって、世界の民主勢力の主張に対抗し、また高揚しつつある日本人民の闘争を抑えて、反動勢力を支配勢力としてとどめようとするアメリカ帝国主義の意図は大きな要因の一つであったものであります。

このような状況のもとで、1946年6月に開会された議会で新憲法の草案が上程されました。政府提出の憲法草案は、共産党以外の諸政党が提起した憲法案より前進的な内容を持っていましたけれど、あいまいな表現、主権在民の原則も明記されず、天皇を象徴として君主制を形を変えて温存していること。戦争一般の放棄にとどまって、民族の独立や主権擁護の保障を欠いていることなど、反動的あるいは不徹底な条項を残していたものであります。

これに対しまして日本共産党は民主主義的な変革を徹底する見地から、同じ月に人民共和国憲法草案を発表いたしました。この内容は詳しく残っておりますけれど、ここで申し上げるまでもないことではあります、例えば第2条で、日本人民共和国の主権は人民にある、主権は憲法にのっとって行使される、このことをはっきりと明記したものでございました。それに基づきまして議会で野坂参三議員、主権在民の憲法に明記させることを初めといたしまして、日本共産党の憲法草案を対置して、憲法の民主化のために全力を挙げて奮闘したわけでございます。そして中立を絶対守るとのこと。すなわち政府は1国に偏しない、あるいは他国を排するということがごとき態度をとらず、とって日本の中立を主張したわけでございます。(「日本国憲法制定に反対したんだよ」と呼ぶ者あり)

議会は小委員会で共産党の修正案を否決いたしました。しかし、共産党が一貫して主張した主権在民の原則は憲法の前文に追加して書き込まれ、11月3日に公布されたわけであり、

御承知のように、この憲法の主権在民こそ、私たちは国政の場においても、地方自治体の場においても、しっかりと守らなければならない重要な考え方でございます。市長も憲法を市政に生かすという考え方を一貫して貫いて今日まで進んできてきたわけでございますが、これは恐らく市長自身、歴史的なこの憲法の中に主権在民を明記する戦いなど、恐らく御存じのことだと思っております。こうすることなどをしっかりと踏まえて私たちは地方自治を進める必要があるということと、古賀議員が盛んに日本共産党が憲法制定に反対したということを一一般質問の中でも述べておりますので、この憲法の制定に至るいきさつなどを詳しく述べまして、日本共産党の見解を述べているわけでございます。(「一般質問で共産党の見解なんか要らないよ」と呼ぶ者あり)

今、日本共産党が人民共和国憲法草案の中に、日本人民共和国の主権は人民にあるということを明記したと申し上げましたが、同じ時期に自民党の前身である日本自由党と進歩党はともに結成大会で国体の保持、いわゆる天皇主権存続の綱領を決めております。主権在民などという言葉はどこにも、この自民党の前身の党にはなかったわけであり、(「もっと勉強しろよ」と呼ぶ者あり) 毎日新聞編集局次長を務めました森正蔵という方が、「戦後風雲録」というものをあらわしました。この中に当時のことを書かれまして、「共産党だけが徹底した主権在民説をとって、人民共和制をとらえた。かくのごとく主要政党はいずれも主権を国民に置くことに反対し、あるいはちゅうちょしたのである」と、こういうふうにして書いてあるわけであり、この事実をもってすれば、憲法問題に対する日本共産党へのあれこれの言いがかりは全く的外れのものであったと、こう言わざるを得ないわけであり、

なお、念のため申し上げておきますけれど、日本共産党は(「もっと勉強して発言しろ」と呼ぶ者あり) 日本共産党65年史の中にも明確にその態度を表明いたしまして、国民の前に明らかにしているところではありますけれど、憲法改正案の制定において反対の態度を表明したが、それは、この憲法が天皇の地位、その他の反動的条項を持っているなど、日本の民主主義的な変革を徹底させる立場から見れば不徹底なものとなっており、それが将来、侵略と反動の方向を復活する足場となり、憲法改悪の基本とされる危険を洞察したからであった、このように私どもは国民の前にその態度を明らかにしているわけであり、

憲法改悪のさまざまな論評が今行われておりますけれど、例えば現憲法の原型がGHQでつくられたとか、あるいは英文のものだったとかということが憲法改悪論者の一つの論拠になっているわけであり、まさに憲法改悪の論拠の一つにするわけであり、

けれど、当時、戦前からの日本共産党や、さまざまな民主的な考えを持っている人たちの命をかけた日本の民主化要求の声、国民の強い意思や、そしてまた一つは世界的な民主化の大きな要求の声がこの憲法の中に反映されているというふうに考えることが大切と思うわけであります。

日本共産党は憲法の問題であれ、あるいは科学的社会主義の問題であれ、何一つ国民の前に隠すものはありません。戦前から戦中、そして戦後、今日に至るまで、その考え方、活動、すべてにわたって国民の前に堂々と論陣を張ることができるわけであります。

最後になりましたけれど、私たちはことし7月、参議院選挙が行われる予定になっております。各党とも当面する政策なども発表しておりますけれど、日本共産党は今日の自民党政治のもとにおける国民の権利や生活向上を目指す具体的な政策も明らかにして、当面する戦いの方向を明らかにしてまいってきているところであります。

そして、「三つの転換」ということで大きな柱をつくりまして、その柱に基づく政策内容を展開してまいってきているところであります。その一つは、大企業の横暴を規制する。国民生活で世界に誇れる日本社会をつくるということであります。そのためには世界第2位の経済力は国民のために使い、家庭と人間、自然を取り返すというものであります。二つ目は、自衛隊の海外派兵を許さない。憲法の示す平和の道を確認として進み、大幅な軍縮に転換させる。日米軍事同盟を廃棄し、従属的な日米関係を改め、真に独立した非核・非同盟中立の自主的な日本をつくる。核兵器の廃絶、すべての軍事同盟の解消のために奮闘するということであります。そして三つ目は、自由と民主主義の花開く日本へということ、小選挙区制は許さない。金権腐敗の構造を一掃する。あらゆる分野で女性と男性は真に平等につき合える社会をつくるというものでございます。

この三つは、国民の多くの皆さんの共感を得る内容となっているわけでありまして、今日の日本国民の苦悩と、そして大きな権利や生活を圧迫する大もとになっている問題ばかりでございます。この点を抜本的に改めることによって、私たちは日本の真の独立や民主的平和、生活向上を勝ち取れる、このように確信を持っているわけであります。また、そのことが日野を初め全国の地方自治体の住民の要求を実現する上で、密接に結びついた問題だと考えております。

以上、申し上げまして私のこの質問を終わります。市長の答弁、ありがとうございました。（「市長、答弁」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋徳次君） これをもって16の4、革新市政の基本姿勢と日本共産党の立場についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時17分 再開

○副議長（高橋徳次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問17の1、7年間長期計画の後期事業計画につき問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員 登壇〕

○16番（天野輝男君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市内、これらの公共施設については長期計画の中で計画し、予算の確保をすべきであると思います。現在、日野市では区画整理事業が真っ最中で組合施行、日野市施行を合わせますと23カ所にもなります。このような時期でありますからこそ、将来計画を立案し、日野市の公共事業のむだを省き、同じ地域内に同種の施設をつくるべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

今後は文化施設、スポーツ施設をバランスよく建設することが大切ではないでしょうか。これらいずれの施設を建設するためにも用地を獲得し、建設費を確保することが問題になってくるでしょう。そして、国や東京都に出向いて行って、予算を確保しなくてはならないと思います。

そのためにはどのような方法で作業を進めるべきか。そして事業意欲が問題になってくるのではないかと私は思うわけであります。日野市が幾ら財政力を持っているといっても、総合体育館を例えば建設するためには、用地は1.4ヘクタール、そして1平米30万円といたしましても42億円。そして建設費は約1万平米の建設費となりますと、やはり1平米30万円といたしまして30億円かかります。そうしますと、単純計算でも72億円以上の予算が計上されるわけであります。総合体育館を建設するためにはこれだけの予算がかかるわけですから、ぜひとも私は基本計画の中に具体的に折り込んでいただきたい、このように思うわけであります。

また後期事業計画の中には、私は公立学校の週休二日制に伴うところの学習体験の場も考えなくてはならないと、このように思います。そして、これらの建物は日野市においてはたくさんの企業があります。箱物さえつくるならば展示してくださる企業が私は

あると思うわけでありませう。そういう中から、やはり21世紀を担うところの子供たちを育てていくには、やはり設備を、施設を整えながら、そして自分たちがさわったり、見たり、そして動かしたりして学ぶところの学習体験が必要ではないかと、このように思うわけでありませう。

これらのことをぜひ私は後期事業の中に入れていただきたい、このようなことを深く感じておるわけでありませう。

また老朽化したところの市立病院の建てかえが問題になっておる。この病院の建てかえについては3年前より基金が積んでおる。大分具体的になってきておると思うわけでありませうが、これらの事業につきまして、やはり病院対策特別委員会の中間報告を参考にしながら、やはり日野市でどのような病院が必要であるのかを真剣に考えて、これらの事業についても後期事業計画の中に折り込んでいただきたい、このように思うわけでありませう。

先日いただきましたところの多摩川福祉ゾーンの中間報告書を、これもなかなか私はすばらしい面が多々あると思ひます。しかしながら、福祉政策をすべて実行するということはなかなか予算面においても大変な問題があるわけでありませう。

その中で、私は特に寝たきり老人を抱えたところの家庭というものは大変家族の者は苦勞しておるわけでありませう。そして、これらの苦勞を少しでも省くためには、これらの施設から寝たきり老人ゼロ、そして日野市においてはそういう家庭から家族の負担を軽くしてあげる、そのような思いやりのあるところの政策をとっていただきたいと、このように思うわけでありませう。

そして、私は森田市長は20年担当してまいりました。私はこれらの大きな事業をやはり予算化し、そして具体化していただけるような方法をとっていただけないだろうかということを強く感じておるわけでありませう。ぜひこの四つの施設について、具体化されてくるでありませう、あると思ひますが、この四つの施設について今後どのような形で後期事業の中に結びつけていただけるかどうかお答え願ひたいと思ひます。

第2番目といたしまして、区画整理の事業内の用地をやはり日野市の将来像に当てはめて確保することが必要であると思ひます。森田市長の持論でありませう、日野市を三つの核に分けて、それぞれの特色を持ったまちづくりを進めるということでありませう。そのためには地域の住民が喜んで参加でき、協力できることが大切だと思ひます。そして、その公共施設を利用する皆さんが、将来こういうものをつくってほしいというような位置づけができたなら、もっと私はよいのじゃないかと、このように思うわけでありませう。

ませう。

単なる用地があり、予算があるから施設をつくるというような方法ではならないと思ひます。市民のための施設をつくる、そのことがこれからの日野市にとって一番必要ではないかということ強く感じておるわけでありませう。

そして、これらの三つのやはり核に分散したところの施設が望ましいと思ひます。そのためには、大きな仕事をやるにはやはり国や東京都に積極的に働きかける体制というものがないければ、私は予算の確保もできないのではないかと、このように思うわけでありませう。

そういう面で、ぜひ私はこの現在行われているところの区画整理事業の中でしっかりと日野市の将来像に照らしたところの用地の確保をしていただきたいということをお願ひするものでありませう。

第3番目には、日野市の中の区画整理事業内に国道・都道が計画されておる。この国道・都道につきましては地域住民にとっては単なる交通の通過点にすぎませんから、迷惑的な部分がたくさんあります。そして、地域の私は住民の代弁者となって、日野市で行政側で働きかけるということが必要じゃないかと、私はこのように思っておるわけでありませう。

国道日野3・3・2号線、平山区画整理事業内を通過するところの道路について私のところに、相談を私も受けておるわけでありませう。当初は日野市の説明でありませう、この道路は掘削して、ここに道路をつくるということでありませう。国道ですから40メートルの幅員でありませう。これらの道路があつた地域にできるわけだ。そして地域を二分してしまうほど大きな影響を私は与えると思ひます。

その中で、私がこの役員の方から呼ばれて、ちょっと私のところへ来てくれということで行ってまいりました。そして、その役員の説明を聞きまして、あ、これはもっともだということを感じたわけで、この役員の方は手先が器用なのかなんか知りませんが、地図を、模型図を、5,000分の1の模型図をつくりまして、そして私に、これがこうなつて、ここの道路がこう来るとこれだけこの地域の人には影響がかかるんだと。だから、この道路について何とかしていただけないかということでありませう。私もそれを聞いておる。あ、これは、このことについてはやはり地域の住民のことを考えたときに、やはりトンネルにするとか、上にふたをかけるとかして、その騒音部分、そして彼らが利用できるような方法をとらなければ、これはなかなか納得しないなということを感じたわけでありませう。

そして、私もこの日野市の方にはまだお話ししてありませんでしたけれども、建設省の方に行ってください、このことについてお話をさせていただきました。そうしましたら、まだこの件については日野市においては具体的な話が来ていない。だから、少なくともこれらの道路について何か要望があるならば、ぜひ私どものところに来てよく話し合いを持つようにしていただきたいという報告を得ているわけでありませう。

そういう面で、私はそのお話を聞きまして、そしてまた別の角度から行っていただきまして、そして話し合いをしていただきまして、当然地域の皆さんが困ることであるならば、日野市の要望があるならば考えてみたい、こういう回答を得たわけでありませう。

そこで私は、このトンネルも、このちょうど鉄道の柵がある西側の部分にその道路が上ってしまう計画なんです。それはちょうど旭が丘の方から道路がおりてくる、その交差する部分だと思うんです。やはりこの部分の道路は、やはり近いうちに平山区画整理事業内でやはり西平山の駅が計画されております。この駅ができますと、当然国道を横断して通るといことになりませうと大変迷惑がかかって、事故が発生したりするおそれがあると思いましたが、やはりこのトンネルをつくるんだとしたら、もっと浅川の堤防の近くまでのばして延長していただきまして、そして、この平山の区画整理事業内のところは地下へ潜らせて通していただきたいということをお願いしてあるわけでありませう。

そういう中で、だめだとは言っていないそうですから、またこれらの問題について私ももっと真剣に取り組ませていただきたいと思ひますが、日野市の方でもぜひそういうような中で日野市の市民の要望を強く訴えていただきまして、これらのことを市民が喜んでいただけるような方法でしていただきたいということ強く感じておるわけでありませう。

この地域の皆さんからの私、いろいろ注文を受けておりますから、これらの問題についてやはりその模型図を見ながら2時間ぐらいお話しいたしました。そして、将来この駅舎ができたとして、このあたりをどうしたらいいかという話であります。JRの(仮称)西平山駅の建設についても、これは一地方自治体でやるようなちっぽけな仕事じゃないんです。特に今後、当然立川から高尾間の複々線が問題になってまいります。その複々線に備えたところの計画をしっかり立てておかなければ、このJRの西平山駅は、この国が、国の方でお金なんか出すわけはないと思ひます。それらの中で日野市でやると思ったら、これは大変な私費になると思ひます。そして地域の要するに地権者が協力し合って努力するならばできると私も思ひますが、それじゃ余りにも負担

が多過ぎるのじゃないかということ強く感じておるわけでありませう。

やはりそういう面でのこの平山の国道、そして駅舎については、やはり長期計画の中にしっかり定めて、そして長い間、国の方にお話しに行ったり、そして糸口をつかんでいただきたいということ強く感じておるものでありませう。

以上、これらの事業の中で、今まで進めてきていたところのことを教えていただきたい、このように思ひます。

それと、この日野市内の小・中学校の中で体育館が、古い体育館には私、トイレがついていないということ初めて聞いたんですね。そして、今雨漏りがしたり、校舎です、雨漏りがしたりしておる校舎があるようでありませう。そして、これらの校舎、この日野小・中学校、また幼稚園の建設費を見ると、大体両方で8億2,000万ぐらいですね。やはり私はこれぐらいのものは、この1年待たなくても予備費に組んで、やはり学校の施設、トイレがなかったり雨漏りがしている校舎についてはね、これはすぐ直すぐらいの意欲が欲しいと思ひます。

この間、図書委員会、中央図書館へ行きましたら、あそこも何か雨漏りがあると。そして、エレベーターが何か悪いんだそうですね。そういうことで今予算要求しているんだけれど、いただけないんだということを知りました。やはりそういう公共施設ですね、皆さんがお困りになっているようなものに対しては、少なくともすぐ直していただけるような方法をとっていただけないだろうかということ、この分についてお答え願ひたいと思ひます。

以上です。

○副議長(高橋徳次君) 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長(長谷川暢男君) それでは、私の方から総合的に7年間の長期計画の後期事業計画についてということでございますので、前段部分を私の方から説明を申し上げ、個々には各部署で対応してお答えしたいと思います。

まず1点目の4点ほど大きな計画の中での財政規模、あるいは計画についてということでございます。それを後期にという御質問の趣旨だと思いますが、御承知のとおり、現在の基本構想、第2次基本構想に基づき実施計画を定めているわけでございます。その内容につきましては申し上げるまでもなく前期3年、後期4年ということで、後期につきましては平成2年から平成5年が最終年度の実施計画でございます。現在、4年ということでもう1年残っているわけでございますが、その後期の事業計画の中では159事業、約777億というような財政規模を算定して、現在あと1年の5年度だけを残すに

至っているわけでございます。

よって、今、質問者の方から具体的な体育館規模の問題、用地の問題、あるいはほか3点の問題があるわけでございますが、これを平成5年度の実施計画の中には、なかなか後期中には組み入れることは大変難しいというふうに考えております。もちろん6年度以降、第3次基本構想を確立するわけでございますが、行政報告の中でも市長から報告してありますとおり、既に第3次基本構想、基本計画に関する事務ということで、企画を中心として庁内のチーム、あるいは協議というような指示をいただいております。よって、議会の状況を見ながら、早急に庁内の調査チームの発足をする状況でございます。

もちろん、今御指摘のように、大変この四つの事業につきましては大きな財政負担もかかるわけでございます。当然この実施計画を第3次の中に組み入れるとすれば、東京都、国、予算規模等も実施計画には当然同じように考えているわけでございますので、この辺は積極的に担当主幹部長、あるいは企画財政部としても、国、東京都に対しての補助金の獲得に努力するつもりでございます。

現状としては総合的に私の方から申し上げました。今後できるだけ多くの基本構想に基づいた第3次の実施計画等の問題を具体的に庁内の中で議論しながら対応を進めていきたいというふうに現状では考えております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） それでは、雨漏り等の関連でお答え申し上げます。

今、学校におきまして、所々不都合な部分が出ておりますところも多々あるわけでございますが、これらにつきましては逐次修繕に当たってはおるところでございますが、今、取り立ててお話がありました雨漏りにつきまして、この雨漏り修繕につきましては大変作業上困難な部分がございます。といいますのは、非木造におきます雨漏り箇所の修理というのは、小さな範囲での修繕では対応し切れないものがございまして、もっと平たく申し上げますと、雨漏りの経路といましようか、大変広範囲なところからしみ込んでくるという実態もございまして、どうしても修繕がくれがちでもございますし、その修繕費、あるいはその日程についても多大のものは必要となっておりますところでございます。

確かに困りの部分については今後におきましても精力的に是正を図っていききたい、そのような考えでもございますし、そのような努力をしておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、2点目の区画整理事業用地の確保ということでございます。区画整理事業を市が施行する場合には計画決定を一つの境といたしまして、その事業用地として必要な面積ですか、これを積極的に現在計画的に先買いをいたしております。各事業とも換地を終わるまでの間に一つの目標としておる部分については、今、現時点の段階では満たされておると。

ただ、それに伴う事業用地と、それ以外の公共施設用地という部分について多少まだ不足しておる部分があるかと思っております。

いずれにいたしましても、計画的にそういう用地につきましては積極的に買収をお願いしておるところでございます。

それから2点目の西平山の区画整理事業にかかわる点でございます。都市計画道路3・3・2号線の件でございますけれども、御指摘のとおり、ちょうど全体の路線のほぼ中央区間ぐらいですね、あたりまで、現在のところの計画では掘割の計画と、それから八王子側につきましては平面と、こういう計画で現在進んでおります。これは御承知のとおり、豊田の区画整理事業が実施されておるわけでございますけれども、豊田の区画整理事業の区域と、それから西平山の区画整理の地域、これは非常に落差がございます。したがって、豊田の方からこの路線は今の都市計画道路が、今、平山橋のあの通りでございますけれども、これが下をくぐりまして、その西平山の部分が掘割になる、こういう計画でございます。

なお、この構造等につきましては、今後建設省を含めまして、その建設省が事業化する時点で地元、それから地元市でございます、当然日野の区画整理事業と今後十分調整をしていくと、こういうことで国の方との合意も一応なされております。

それと、国の方とのコンタクトが全然とってないんじゃないかというふうな御指摘でございますけれども、決してそういうことはございません。ただ、今、国の方がまだ公としては、この路線が国の施行だよという認定はされていないわけです。したがって、事前の調整、そういう形で協議はその都度させていただいておるということでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） この四つの施設について、現在、平成5年度に向かったの実施

計画の中には当然ないと。ないから私はあえて言うておるわけです。これらのものを、この時期にね、取り上げていただきたいというお願いをしておるわけです。そのあたりをもう一度お聞きしたいと思います。

そういう中で、私は日野市の中のこの2年度から5年度にかけての159事業というものに対しては評価をいたします。しかしながら、私はね、この日野市民であって、この日野市に住みながら、多摩市に近い人は多摩の体育館の方に行って利用している人が多いわけですね。そして、私の方ですと都立の昭島に体育館があります。あそこに指導者がおりますから、そういうところへ行って運動しているという人も多々、多く聞くわけです。

やはり私は日野市にそういう総合体育館、そういうものがない、そのために私は利用者がいないと思うし、やはり今後、将来子供たちが週休二日制なり、そして、この子供たちの面倒をだれが見るのかといったら、やはりスポーツ関係の人たちにお願したり、ボランティアを通してこの人材を育てていくなれば、そんなに問題を残さないで、子供たちも健やかに育っていただけるのではないかなということを感じておる。そのためにも、私は少なくとも後期事業計画の中で、この体育館とか、子供たちが必要であるところの科学館、こういうようなものはすぐにでも実行していただきたいということを強く感じておるところであります。

これらのものをぜひ私は日野市の中で何が必要なのかと、そして何を用意して、そして子供たちの将来のために必要なものを築いていってあげることが私は政治の役割だと、このように思うわけであります。だから、あえてこれらのものを取り上げさせていただいて、そしてお願いをしているわけです。

どうか、これらの問題に対しても十二分に考えていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

また病院については何にも触れてなかったようでありますが、この病院問題もきのうも我々の同志である小山議員の方から市長の方に要請がありました。その中で、これらの病院も二つ作るなんていったって二つできるわけないわけですから、まず一つをしっかりとしたものをつくるというような方法で、これは市立病院等対策特別委員会の中間報告でもあるんです。これらのものを踏まえながらしっかりと位置づけしていただきたいということを要望しておるところであります。

また福祉ゾーンにつきましては、あの形でできるならばすばらしい老人の助けになると私も思います。そういう面で、まず一番お困りになっているところの問題からやはり

取り上げていくということが一番よろしい方法じゃないかなということを強く感じておるわけであります。

そういう面で、この三つの点につきまして市長から何かお考えがありましたらぜひお聞きしたいと思います。

そして学校教育部長の、この雨漏りの件につきまして確かに時間がかかるかもわかりませんが、ただね、時間がかかり過ぎちゃうんです、時間がね、いつでも。私が一小のPTAの会長をやっているときに3年か4年かかったんですね。やっぱりそれでは私はいけないと思うんですね。雨が降るのは毎日降っているわけじゃないからわかる部分もありますけれども、やっぱりその教室で子供は授業をしているわけですから。そういう面を思ったら、やはりね、もっと早い対応をしなければならぬと私は思うんです。

それと、先ほどですね、体育館にね、トイレつきでない体育館が日野市の中にあるんだそうですよ。私もびっくりして気がつかないかなったんですね。その後、そういう体育館が日野市の中にトイレがない体育館というのが幾つあるのか。学校の校長が言っておりましたから間違いはないと思うんですね。これちょっとわかったらこのあたりを教えてくださいたいと思えます。

それと、都市整備部長の答弁で大体私わかっておるんですが、まだこの国道については確かに事業認可を受けていないと私は聞いております。それだから話し合う余地があるということをおっしゃるわけですね。そして、もしそのようにしていただきたいならば、今も掘割とか、八王子の方は平面とかいうような、もう決定しているようなことをあなたは言っておりますけれども、まだこれは認定されていないんですよ。認められていないんだから、話し合う余地がありますよと、向こうの人が私に言っているわけだから。何で地域の皆さんの意見を尊重して私は聞いていただけないのかなということが大変残念に思うわけですね。

だから、そういう面で、私はもっとね、話し合いというのは、いわば地域の皆さんの意見がその道路に反映できるような形でお話をしていただきたいということをおっしゃるわけですね。豊田の低いのも知っておりますよ。私、平山のところ、あそこは高台であるということは、だれでもこんなことは知っております。

その中で、特に西平山の場合には駅をつくるという計画があるんです。その駅の前を国道がびゅんびゅんびゅん走っていた場合にね、これは近い将来、あそこに住宅がたくさんふえてきたりなんかした場合には、この甲州街道、バイパスですから、相当

交通量も激しいと私は思うんです。

だから、そういう面である部分だけでもね、下を潜っていただければ、地域の皆さんも納得するのではないかということを感じておりますから、このようなお願いをしております。そのあたりいかがですか。市長から、この四つの事業についてぜひ後期事業の中に組み入れていただきたいという私からの要望ではありますが、これらの件を市長はどのようにお考えになっておりますか、教えていただきたいと思ひます。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 天野議員さんの意欲は我々もよく理解するところでありますのと、それから事業に早く見通しを持ってということについては行政の立場からも逐次努力をしているとは言えるわけでありませう。

ただ、体育館につきましては東町区画整理の中で換地決定を行い、その国有地でありますから、用地買収もあわせて進めなければなりません。そこまで到達するには相当な時間がかかりますので、第2次基本構想、後年度には計画として入っていないと、できるだけ次の事業年度には前半のあたりで実現が可能なような、そういう見通しを持ちたい、こう考えておるところであります。

病院につきましては、今、南部地域病院あるいは増床と、全体の増床ということは一応分離をいたしまして、現状の日野市立病院の病床数で将来性の増床も確保しながら、現実に建てかえが実行できる、そういう検討を終えつつありますので、できるだけ早く取り組んでいきたいと、こういう状況であることは議員の皆さんも御承知だというふうに思っております。

それから多摩川苑福祉ゾーン構想につきましては、これも一応用地の確保できる見通しのもとに今構想を描きつつあるところでありまして、来年あたり予算にはやや具体的な計画を、実施に取り組んでいきたい、こういう考え方でございませう。

それから西平山の3・3・2都市計画路線にかかわりますことは、これは区画整理は要するに用地を確保してといひませうか、区画整理事業換地の中で用地を生み出して、その国道としての事業計画を担当当局から、つまり国道当局から進めていただくわけでありませうので、なるべく早目に具体的な構想等についての内容は明らかにしておくことは大切であります。今、区画整理の事業認可に向けて努力中ということでありませうし、ある程度の協議は相武国道当局とも話し合いたい、このように考えておりますので、これも予算としての事業年度というよりも具体的なルールを引くための自然協議ということを進めてまいり、そういう仕事だというふうに考えております。

なるべくそれぞれに具体的な実現化を期しまして、御指摘の促進に取り組んでいきたい、このようにお答えをさせていただきたいと思ひます。

○副議長（高橋徳次君） 学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） 工事等の対応につきり過ぎたという御趣旨でございませうが、この点につきりまして、過去の事例につきりまして、どのような事情があつてそのような状態がありましたか、ちょっとその辺はわかりませうが、いずれにいたしましても、今後におきまして速やかなる対応の意を注いでいきたいというふうに考えておるところでございませう。

また、体育館に便所のないところがあるということでございませうが、これにつきりまして大変不勉強で申しわけございませう。まだ私、把握してございませうので、早速ながら調査を進めてみたいというふうに考えませう。

以上でございませう。

○副議長（高橋徳次君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 総合体育館につきましては、確かに東町の区画整理事業の中に取り組んでいただいているということは大いにわかつておるわけです。しかしながら、あそこの土地は大蔵省の関財で、今、確保しているわけですね。やはりそういう中で、これらの土地を確保することに対しては、やはり何らかの形で意思表示しなければならぬのではないかと、これを私は思ひます。

そういう中で東町の区画整理事業とともに、やはりこれらの大蔵省で持つておるところの土地を一日も早く払い下げしていただひて、そして3.4ヘクタールあつて、今2ヘクタールは緑地に位置づけしてありますから、この緑地以外は何もできません。そういう中で1.4ヘクタールの土地にそれらのものをつくるということになりますと、どうしてもやはりまた東町の区画整理事業を組み入れたところの事業でないとなかなか難しい部分があるかなということを感じがしておるわけです。

そして体育館をつくる、こういう問題に対してもやはりある程度見通しを立てて、そして予算の確保をしていかなければ私はいつまでたつてもできなかつと、このように思ひますから、あえてこのようなことをお願いをしているわけでありませう。そういう面では、やらないと言つていないわけですから、それはそういう回答になつてはいるかわかりませうけれども、やはり一日も早くできるような体制で努力していただきたいということをお願いを申し上げます。

そして科学館については何の回答もありません。市長の頭の中にはこういうものは今

のところつくるといふ計画はないのかなということを感じておりますが、やはりこの週休二日制という、この学校の体質を上から縦割で押しつけられてくるわけですから、当然これらのときに、子供たちが集まる場所、そして自分たちが休養日を持ったことに対しては大変意欲を示すわけです。そして、機械とか、日野市の中には大きい企業がありますから、そういうところから展示品をいただきながらね、こういうものにさわったり、そして自分の目で確かめて動かしたりなんかすることによって知識がついて、科学の力がつく、科学力というものがついて、将来大変役立つ子供たちが育つんではないかということを感じておりますから、やはりどこの市町村へ行ってもね、やはり日野市ぐらいの規模の財政力があつたら、こういう体育館や科学館ぐらゐのものはみんなあるんです。だから私は日野市の中にあつてもおかしくないなということを感じております。こういう問題もやはり私は考えていただきたいということを感じておきます。

病院につきましては、この現在の規模ぐらゐのもので建てかえをというような意見があります。私は病床、病棟数は確保できるんですね。病室は多いほどあればいいと思いますが、これらの問題の中でいろいろと医師会とのトラブルがあるでしょう。そういう中で日野市の市立病院はこれだけは確保していただきたいんだということを感じて強く訴えていけば、私は多少ベッド数を増床しても応じていただけるのではないかと感じております。

そして、彼らがやはり一番恐れておりますのは、外来でとられてしまうということが一番嫌がっているとかね、市立病院がよくなって、そして幾つか日野市の中には病院があります。そういう病院も今計画があるようではありますが、建てかえの計画等を考えている病院もあるようではありますが、こういう病院から見たときに、市立病院にみんなとられてしまうと思うのが当たり前であるかも知らん。しかしながら、この市立病院の中でベッド数を確保するということによって、やはり今後はですね、この開業医との、開業医と仲よくして行ってですね、少なくとも日野市の中の開業医は日野市の市立病院に回していただけるような設備を用意するならば、そして、そういう人間関係をつくっていくということが私は必要じゃないかなということを感じておるわけでありませう。

実際、この日野市の開業医のところへ行けば、自分が勤務していたところの病院に回ってしまうわけですね。それは必ず入院して、処置が終わったらまた患者は戻ってくるからです。そういうことを徹底してやっていくならば、私は日野市の市立病院も体質も直すことができるでしょうし、そして地域の開業医とも仲よくやっていけるのではない

かということを感じております。

そういう面でのこの市立病院の職員の意欲がなくなってしまう、そういう部分をやはり私たちは一日も早く解決してあげなきゃならないということを感じておりますから、これらのものもぜひ一日も早く実行していただきたいということを感じておきます。

そして、平山の土地区画整理事業の中の国道日野3・3・2号線、この問題であります。市長は、この地域の皆さんの意見も聞きながら、そして意に沿ったようにというような話でありましたけれども、やはりそれが私はね、地域の皆さんの意見がまとまらなければ、あそこはなかなかね、反対者がいたんです。そして、反対同盟と二つ、組合というよりか、あそこの組合が二つになっておりましてね、それでにっちもさっちもいかなかったんです、初めね。そして、これじゃちょっとまずいと。話をするときには一本にして話をし、要請するときも要請しなければ、これらの問題は解決しないよという形の中で彼らは努力して一本になったんですね。そういう経緯がありますから、やはりまずは建設省ではどういふ考えであるかはわかりませんが、やはり日野市はこういう考え方であるんです、地域の住民はこのようにことを要求しておりますということをはっきり言っていてね、そして話を進めていけば、私は、私が今申し上げたような、途中から掘割で来て、途中から上に上がって行くというような方法でなくて、もっと先までね、特にこの駅舎ができたときに、そのあたりが交通の渦にならないで済むような方法を今から考えてあげることが私は必要だろうと、このように思ったから、2時間ぐらゐ話をしながら、これじゃ、これよりもっとじゃこっちにやらなきゃいけないと、ほかにまた幾つか道路も日野市の中にもこの都道か市道か、この都道は市道の件についてもありますけれども、これはまたお話をまいます。

そういう中でこういう国道、まず本筋ね、道路の一番主になるところの道路を解決してあげるならば、私はスムーズに区画整理の協力もしていただけるということを感じておりますから、あえてこれらのことを申し述べているわけでありませう。

当然、私どもも努力できるところはさせていただいて、そして地域の皆さんがよくなれば一番いいわけですから、ぜひそのような形でこれらの問題に取り組んでいただきたいということを感じておきます。

学校教育部長の所管がかわってまだよく理解、把握できていないということでありませうから、体育館にトイレがない体育館が日野市内の中に幾つかあるらしいんですね。そういう面でも、これは運動して疲れたりなんかしたときにはね、用足しに行きたくなくなってしまう子供も多分いると思ひますから、そういう面ではやはり十分子供たちの対応の

ためにもトイレは体育館にはつけるべきだなあとということを強く感じておりましたから、これらのことにも意欲的に取り組んでいただきたいと、このように思います。

そういう面で、私はこの日野市内の中の、多分先ほど企画部長の中から、159事業の中には恐らく入っているのか入っていないか私ちょっと見てないんですけども、ことしの予算に入っていないから、図書館、中央図書館の雨漏りの件と、エレベーターの、何かちょっとあれ調子がよくないという、その調子のよくないという部分がどの程度なのか私もよくわかりませんが、やはりそういう設備の足りないところはですね、私は少なくともなるべく早く直していただきたいなということを強く感じております。

そういう面で、日野市の中の市長が三つの核の中にそれぞれにこの施設をつくり、そして特色を持ったまちづくりを進めるということは、市長から私たびたび聞いておまして、市長の考え方だと私は思うんです。

そういう中で、私は特にこの公民館や、今できております生活保健センター、七生公会堂、市民体育館、今度またつくる浅川公会堂等もですね、やはりつくってはいけないというんじゃないくて、やはり地域の皆さんが、そして日野市民が使って使いやすいような、そういうものをつくらなきゃいけないということを強く感じておるわけです。

私どももこうして議会人になって、地方に視察に行かせていただいております。そういう中で大変参考になることは、どこの施設を見に行っても、やはり施設を利用する人がもう市民が、年寄りから若い人からもうあふれておるんですね。それは日曜日じゃない、私たちは平日に行くわけですから、そういうような施設はどうしたらできるのかなあということを強く感じるわけです。それは私はこの中の使う人たちも利用しやすい部分があるんでしょう。ということはやはり指導者がいたりですね、そして指導者がいて、その輪が広がって、だんだん大きくなってきているというようなものを感じるわけですね。だから、やはり施設がある以上、中にやはり指導者なるものを、ボランティアでも何でもいから育ててですね、そして、その人たちがしっかりと、特にこれから週休二日制になってきた場合には子供たちをですね、お世話をいただけるならば大変よろしいんじゃないかと思っておりますから、あえて体育館や科学館や、そういう施設はぜひ日野市の中に必要であるということを申し上げているわけでありまして。

そして、今、日野市の中にあります市民の森スポーツ公園に対しても利用者が余りないようなんですね。それはやはり私はね、少なくとも今度9月から週1回子供たちが週休二日制になるわけですね。こういう中で、その日だけでもね、あそこの運動場を、市民の森スポー公園を開放していただいね、そしてあそこに子供たちが集まってきて

わいわい遊んだり運動したりすることができるならね、また、この日野市の中で施設が十分に生かされるのではないかと感じております。

そういう面で、ぜひ日野市の中にある施設はやはり子供たちは無料にしてもね、もう本当に使っていただくということは私いいと思うんですね。そして、その中から子供たちがそういう体験学習を通して育っていただけるならば安いものだとは思うんですよ。ぜひそのようなところも重々に考えていただきたいと、このように思います。

どうか、少なくともこれからの大きな今後日野市の中にこういうものをつくらなきゃならないという施設、そういうものの考え方としては、やはりしっかりと基本計画の中に策定していただいて、そして位置づけをしていただきたいということを要望いたしまして、この種の質問を終わらせていただきます。

○副議長（高橋徳次君） これをもって17の1、7年間長期計画の後期事業計画につき問うの質問を終わります。

一般質問17の2、各駅周辺の駐輪場につき問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○16番（天野輝男君） 市内の各駅周辺に放置自転車が急激にふえているように私は感じております。歩行者がすれ違うことすらできないときもあります。そして、駅周辺に住んでおる住民の中で、駅、自転車を酔っぱらいが倒すらしいんですね。倒す、その音で夜中に目が覚めて困っちゃうというそのお年寄りが私のところへまいりました。それで、私もしばらくぶりに各駅の駅前に行ってみましたら、本当に自転車の数がふえているのには驚いたわけでありまして。

今、日野には駅が六つあるわけですか、六つある中で……（「七つ」と呼ぶ者あり）あ、動物園があるか、そうですね、七つある中で、この駅周辺に放置自転車がどのぐらいの数があるのか、これらのことを教えていただきたいと思います。

そして、今、無料の駐輪場があります。そして無料の駐輪場の中に利用しているところがありますが、また何か駐輪場だけに、二、三十台しか入っていない駐輪場もあるということも聞いておりますが、これは多分つくったところの場所が悪いんじゃないかなと、こういうふうに思うんですね。そういう面で、今後この日野市内の無料の駐輪場をこれ以上まずふやすことができるのかどうか、それらのこともあわせてお聞きしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 市全体での放置台数というのはおよそ2,890台、約3,000台

を数えております。無料駐輪場は数多く、市内で約37カ所、小規模あるいはある程度500台規模、能力を持った駐輪場があるわけですが、約37カ所に分散されているという事情もございます。

さらにもっとふやせるかという点については、私どもあらゆる機会をとらえて、駅なるべく利用しやすい場所の駐輪場の確保というのを日ごろから努力をしておるわけですが、今後もそのような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 日野市内の放置自転車についてね、放置自転車の撤去というんですか、撤去は、現在1カ月で何回ぐらいやっておるわけでしょうか。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 年間で、いわゆる移動をしている数字というのは約1万3,000台に上ります。特に豊田駅等については大体年間20回程度、日野駅については16回、高幡不動については12回、そのような形で、南平、あるいは平山城址公園、平山城址公園に至ってはもっと数は減ってきているのが実態です。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） この撤去する場合においても、恐らく1日業者を頼んでやればそれなりの費用がかかると思っておりますね。その費用は幾らかわかりませんが、こう放置自転車がふえてきますとですね、やはり道路を、歩道を歩いている人がつまづいてけがをしないなんていうことは一切保証はないわけですね。だから、私はね、もう撤去するんだったら、もう少しぐらい費用がかかってもね、徹底的に私はやるべきだと思うんです。いかがですか。将来的にこういう考え方で、放置自転車に対しては今後、この撤去回数をふやすことを考えていただけないですか。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 移動の回数が不足という御指摘であろうかと思っております。確かに連続して移動をしたケース、いろんなケースを見ますと、移動を継続することによってある程度放置台数、あるいは移動の台数も減ってくるということは確かに言えるかと思っております。私どもいろんな豊田駅あるいは日野駅、それぞれ移動の方式というのは違いますけれども、極力、迷惑がかからない状況をつくりたいという立場で、この移動の回数もできるだけ頻繁にやるような努力はしたいと思っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 私は、この際、日野駅には有料の駐輪場は今つくっておるわけですね。そして、この有料の駐輪場に大体800台入るといふこととあります。今、駅というところの保管場所も高速道路の下であったり、豊田の場合にはなんか高砂飯店の裏の方に積み重ねて置いておくといふことらしいんですね。

やはり私はね、その程度であるとやはりね、この自転車を放置しておるといふ、人に迷惑をかけているというような罪悪感は恐らくないんじゃないかと思うんですね。1分でも電車に乗りおくれたら会社におくれてしまうというような形、また学校におくれてしまうというような、そういう中から悪気がなくて多分置いていってしまうんじゃないかと思うんです。

そういう中からこの放置自転車を、置いて、何カ月もとりにこない人もいるということを知っております。それは、少なくとも自転車を買ったときには防犯登録してありますから、この防犯登録を持っていけばどこに住んでいるかというのがわかるわけですよ。これはやはり保管場所がしっかりできているなら保管して、こういう形で放置していた自転車をここに預かっておきますと、だからお金を幾らか持って来てくださいますとね、そういうようなやはりことが必要じゃないかということ強く感じておるわけです。

そういう面で、日野市では、この自転車の放置自転車に対するところの条例化を考えておるといふことは、将来に向かってはいいことであるかも知れませんが、これらの中で、私は日野市の中の少なくとも駅の周辺のこの駐輪場に対しては、やはり徐々に有料化にしていって、そして、それらの放置してあるところの自転車もそういうところで保管して、そして保管料をいただくことになっていきますけれども、そういう形の中で管理することがこれからは必要じゃないかということ強く感じておるわけです。

人の迷惑も考えないで行く無責任な世代が育ってきておる、こういう面で、何かの形でこの放置自転車に対してもしっかりと市側の対応を強く要望し、この種の質問も終わらせていただきます。

○副議長（高橋徳次君） これをもって17の2、各駅周辺の駐輪場につき問うの質問を終わります。

一般質問18の1、道についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔7番議員 登壇〕

○7番（小川友一君）　　ただいま私たちの会派の天野議員の方から都市基盤整備の大きな観点に立っての質問がなされました。私は、引き続いて基盤整備の中の細目の部分であります道という題で今回質問をさせていただきたいと思ひます。

まさにまちづくりは道からということは何れもが感じていることは定かではないかと思ひます。現在、私たちの日野市では2,659路線が市道として認定されております。狹隘道路の整備等道路水準の向上が課せられた急務であります。しかしながら、土地区画整理事業の面的整備地域を除きますと、狹隘で無秩序な道路網のままで市街化が進行、密集市街地における交通、防災上の危険性等の問題を抱えていることは言うまでもありません。将来の良好な市街化形成のために、体系的な道路整備が必要となっていると考えます。市道の現在の機能、問題点を把握するとともに、各路線に求められている機能を明確にし、体系的な道路整備を推進することが行政責任であると思ひます。

このような状況の中で、私たちのまち、日野市は機能面でのアンバランスが生じているのではないかと思ひます。区画整理事業が施行された地域と、それ以外の地域での格段の差が私たちの目に映るわけであります。将来的に計画が見込めない地域でのさまざまな問題点がどのような形で行政が対応していくのか、そのような意味で今回何点か質問をさせていただきたいと思ひます。

この細目部分に入る前に、前段で当面今計画がなされていない、将来計画がない地域、栄町や日野本町・大坂上・平山・南平・百草・三沢の一部、そのような地域での問題点を行政が現段階でどのように把握をしているのか。そして、その問題点の課題をどのような形で今後対応していこうとお考えなのか、前段でお聞かせ願ひたいと思ひます。

○副議長（高橋徳次君）　　小川友一君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　　ただいま挙げられた個々の地域について、個別に御説明するというよりも、むしろ共通項がございますので、そういう意味で説明させていただきます。

やはり従前から農道形態のまま市街化されたり、また4メートル未満の狹隘な道路が残って、特に幹線とのすりつけ、あるいは細路のために車のすれ違いの困難、あるいは消防活動の困難、そんなような安全や日常生活の利便性の支障となっている、そのような問題が開発の予定の特にないところでは見受けられます。

この問題解決のためには、やはりそれぞれの道の役割、機能というものを整理した上で体系的に整備をしていく必要があると考えております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　　小川友一君。

○7番（小川友一君）　　多分行政サイドも、当然その点は気づいているし、きのう、きょう始まった話ではないと思ひますね。

そこで、今回は部分的に細目的に質問をさせていただきたいと思ひます。

たしか昭和25年だったと思ひますけれど、建築基準法が施行されました。その際に、要するに道路面に、公道に2メートル接していれば建築物が築造できる。まして現在その施行がされた時点で道路があり、その道路が狹隘であっても、センターより2メートルセットバックすることによって建築確認を認めていた経過がありました。

今の時代になって、その建築基準法の改正等も各地方自治体では要望等もなされているようなことも聞きます。しかし、建築基準法、法そのものが現存している今、地方自治体で独自の対策を講じていることはそれぞれの理事者も理解をしていると思ひます。

そこで、私たちの日野のまちで今問題になっている地域で狹隘の道路を、要するに少ししっかりした道路に直そうということで、市の市内の地権者と狹隘道路の問題でどの程度交渉をなされたか、そしてまた交渉の結果はどんな結果があったのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○副議長（高橋徳次君）　　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　　お答えいたします。

道路の拡幅についてはいろんな地域から要望が強いわけでございます。その中で計画を立てる段階で道路拡幅についての説明会をやるわけでございます。そんなような中で特に関心があるのは、その道路がどのような形で市が確保するのか、そういうような部分でございます。説明会等の中で、今まで平成2年から3年度にかけて、件数で申し上げますと道路拡幅説明は13件ほど行いました。そのうち10件ほどについては、やはり地権者の協力が得られない状況にあります。その原因というのは、やはりむしろ道路が広がることによって今までの静かな、通り抜け道路になる、交通量が多くなり通り抜け道路になるのは迷惑である、そんなようなことから成功しなかったケースもありますけれども、やはりセットバック分についての取り扱いの部分で、市は今のところやはり建築基準法の法上の、建築基準法では一応道路という位置づけになっているという建前から、セットバック分についてはやはり無償で寄附ないしその他の提供の仕方で行っていただきたいという方法で説明をしているわけですがけれども、やはりそのあたりが最近の傾向としては相当のネックになっていることは事実です。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、建設部長の方からお話をいただきました。まさに前段でお話あった、通過道路になってしまうから広い道路にするのはちょっと困るというふうな方は多分少ないと思うんですね。全般の中で、要するに今言われました42条の2項道路のセットバック部分の扱いの部分です、地権者との話し合いがつかないのではないかと、私はこういうふうに思うんですね。

今、部長の方からお話がありました、まさに今、この社会状況の中で、セットバックする部分を寄附で求めて道路を広げるということは、地権者がなかなか許さないと思うんですね。せっかく自分で取得した大事な土地を無償で市に提供するということが、市民一人一人のお考えにもよるとは思いますけれども、行政サイドで狭隘道路を整備していきこうという一つの方針を出して行政が動く中で、市の職員だって市民と交渉する中でですよ、無償で提供してください、道路を広げますから、これだけではなかなか市民の人も説得できないと思うんですね。

そこで、今、この辺の地域、稲城市とか八王子市とかいろんな地域ですね、狭隘道路をどのような形で整備をしていくかというふうな形でいろいろ検討委員会とか対策委員会とか、一つの条項をつくって、もう無料で提供する時代ではない、行政も基準法そのものの改正がないのであれば、地方自治体の責任の中でその狭隘道路をしっかり整備していきじゃないかという形で、もういろんな自治体が動いているんですね。私はもう買収、ま、補償金とか助成金とか奨励金とか、それぞれの自治体によって名目は違いますけれども、要するに評価額の何%、もしくは一定の基準の単価を出して、市が買収を考えて整備をしていかなかったら、いつまでたっても整備はできないと思うんですね。たまたま区画整理があって、将来に向かってしっかりした計画があり、10年たつのか15年たつのかわかりませんが、そのたつた中では道路がきれいになる地域はいいですけども、今私がちょっと述べました何地区かは将来計画すらたっていないわけですね。

そこで市長にお伺いしたいと思うんですけども、今そのような形で地方自治体、いろんな地域の地方自治体で動いているんですけども、市長のお考えとして、買収方式はこのまま無償でというふうなお考えで突き進むのか、それとも整備をするためには多少の財政負担もやむを得ないというふうな形に変えていただくようなお考えがあるのか、端的にちょっとお答え願いたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これまでそのケースで幾つか経験をしてまいっております。交通量が多くてどうしても急がなきゃならないということで、割り引いた形の評価で買収したという例もあるわけですが、本来の道路法という、建物という4メートル道路、したがって、相面して2メートルずつ、その確保についてはできるだけ、原則としてはいわゆるセットバックという意味で道路用地を提供してもらおう。その用地分に塀があるとか、何か設備がある場合には、その分の撤去とか、あるいは改修については補償する、こういう考えでやって、今まで多くの理解が得られております。（「得られてないじゃない」と呼ぶ者あり）したがって、その両者の均衡の関係でも、安易にすべてを買収対象にするということは、まだ時期は尚早ではなからうかと、こんなふうに考えております。

しかし、具体的な例が今後も発生してまいりますので、積極的な基準は考えていかなければならない、このようには思っておる状況ではあります、現状では、今、部長がお答えをしたことをもって当面の原則としておる、こういう状況でございます。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 市長ね、要するに市民に対してね、得られているというふうな判断を今、市長はしていたでしょう。13件交渉してですよ、10件が未成立なんですね。これは得られてるとは言えないと思うんですね。（「得られたのがあるんです」と呼ぶ者あり）得られたのは多少はあるけれども、全体から言えばね、得られてないじゃないですか。50%ほどね、10件やって、五、六件は得られたというふうであれば、これは得られたと言ってもいいですよ。13件交渉してですよ、10件がノーと言えば、得られてないと思うんですね。

その考えでいけばですね、市長ね、ちょっとすごく不満に思っている件があるから、これは後でまた市長にちょっともう一回質問したいと思うんですけどね、ちょうど昨年ですね、平成3年度一般会計予算の中で道路橋りょう費、道路整備作成の委託料が800万計上されました。その際に一般会計の予算でありますので、部長か、市長だったか、私のメモによりますと、問題となっている狭隘道路の整備検討委員会を庁内につくって、平成4年度と5年度にわたり調査をしていくというふうな説明がありました。私、これを聞いて、あ、将来に向けてやっとなら狭隘道路に対しての市の施策が講じられるのだというふうなことでちょっと楽しみにしていたんですね。それで、ことし、平成4年度の子算書を見たんですけども、この委託料が計上されていないんですけども、私の見落としかもしれませんが、もしこれがのってれば説明いただきたいし、もしのっ

ていないとしたらどのような理由で、市長、のせなかったのか、ちょっと聞きたいんですけども、部長の方から、これのっていましたかね。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） この狹隘道路についての平成3年度の一般会計予算で道路整備計画の作成委託料というのを800万のせました。それで、平成4年度の当初では、この予算策定の要求の時期に、やはりこの平成3年度の調査を踏まえて、もう少し内部で検討した上で、また昨年10月に発足した庁内都市整備部あるいは建設部の各所管の課長補佐、係長クラスでつくりました、この狹隘道路の対策の検討チームの動きも、またさらにこれも検討に加えなきゃならないという理由から、平成4年度の予算については計上を見送った経緯があります。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） これね、整備をする中で、私は前から言っているんですけども、一つのこういうふうな事業の施策を打ち出すときに、予算の裏づけがなくてはできない。政策を打ち出したって予算の裏づけがなかったら何もできないわけですね。そうしたら、この要するに平成3年度の800万を計上した結果、要するにどのような、この調査によってですね、どのような結果が打ち出されているのか、ちょっと説明していただきたいんです。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 平成3年度の事業は、まずこの区画整理事業等の面的整備を除く地域でどのような整備が必要かという観点から調査を行ったわけでございます。主な地域、対象地域としては、先ほど議員さんの挙げられた地域を含めて、将来形成する、市街地を形成し、あるいは形成すると予測される地域で、道路の段階的な構造、構成であるとか、そういうようなものが重要となっている地域として、特に10地域を定めて検討対象といたしたわけです。現況の道路についての機能分類という立場は、各地域においてそれぞれの主要な車の動線、あるいは人の歩行者の動線、そのようなものを大いに担っている道路を抽出し、さらにこれらを生かした道路整備ということを特に力点を置いて、各地の現況、関連する計画、あるいはさらに現地調査、踏査なんかを行い、自動車、歩行者の動き、道路の状況等を調査、検討したものであります。それが平成3年度の事業であります。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 市長、ちょっとお伺いします。

今、要するに平成3年度の委託料の800万の中で、今、要するに日野のそういうふうな地域での問題点がどのようにあるかというふうな形での調査結果が出たというふうな説明だったと思うんですね。その調査結果に基づいて、要するに平成4年度、今年度でその問題点をどのような形で対応していくか、どのような形で修正をしていったり、築造していったり、どのような形にしていくかということがあって、初めて一つの事業ができるわけですね。調査だけしたってですね、ああ、こういうふうな問題点があるのかと思っただけではちっとも直らないんですね。その調査結果に基づいて行政がどう対応するかということでしょう。であれば平成5年度、なぜこれの調査費をのせなかったんですか、市長、答弁してください。（「平成4年度」と呼ぶ者あり）平成4年度。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私が特に意識してどうこうという記憶はありませんが、（「意識してとか、そういうことじゃなくて、なぜのせなかったのか」と呼ぶ者あり）予算計上するということは、引き続きその調査に基づいて事業化を図るということはどう言うまでもないことでありますから、その間の事情は私は正確には承知しておりませんが、事業をやめたということではない、何か事情があるだろうというふうに思っております。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） なぜのせなかったのかよくわからないというふうなお答えでしたけれども、これじゃあ将来的にですね、そのようなせっかく800万も出して調査をしたわけですから、この後どういうふうに対応するかということには、今度また違った形での、ね、委託をして、しっかりした形をつくらなくちゃいけないわけでしょう。それは平成4年度はもうできなかったわけですから、5年度にまたがって、この問題をどうにか解決しようというふうな意はあるのかどうか、市長にお聞きします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 当然所管課で計画の見通しを持って取り組んでいくことでありますから、条件を整えて、将来に向かっての整備実施に当たる、こういうふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ぜひですね、じゃあこれの後段の予算を計上して、狹隘道路の

問題に対してもう少し積極的に取り組んでいただきたいということを市長にお願いをしておきます。

それでまた前段に戻りたいと思いますけれども、今、そのセットバック部分に対して各ほかの地方自治体では固定資産税の減免措置をいろいろな形でとっているわけですね。隅切りの部分とかセットバック部分の要するに固定資産税を減免しているというふうなこともあるわけですが、私たちのまちな日野市では、要するに公道、道路に対しての、道路というか、セットバック部分に対しての、公道ではない道路に対しての減免措置をどのような形で今しているのか、お聞きをしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） 税の減免ということでございますので私の方からお答え申し上げます。

公共の用に供する道路、これにつきましては地方税法の上で非課税の措置がございます。特段にその道路について所有者が制限を与えないということが一つ、不特定多数の方の通行、これが可能である、このような条件のもとに公共用の道路として非課税扱いをしております。これは公道であろうが、私道であろうが、そこはただいま申し上げましたような条件でもって開放されている場合には非課税の措置をとるということが可能でございます。

ただセットバックした部分で、それが道路として使われている場合には当然ただいまの該当になるわけですが、セットバックしても、そこに植木を植えたりというようなことで個人が使っている場合には、通行する道路の部分だけを非課税扱いと、このような措置をとっております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、市民部長の方からお答えいただきました、まさにですね、要するに基準法ではセンターより2メートルセットバックしなさいという法律があるわけですね。それで、建物をつくるときに2メートルセットバックして建築します。そして建築が終われば、その2メートルセットバックした部分を、これは市民のモラルの問題もあるかと思いますが、当然公道としてとらなくちゃいけないというふうな形で建築確認を取っておいて、厳然として塀をしたりですね、ちょっとした花壇をつくらしたりしてですね、もう道路としてはみなされないような場所がいっぱいあるわけですね。それを自治体として、今この狹隘道路をどう整備していくかということが問題なわけ

ですね。

もう1点、市民部長にお聞きしますけれども、今のお話ですと、要するに市民の、要するにその地権者の申し出に基づいて、申し出の中で減免措置をとっているのかね。当然建築確認を取ったかどうかということは、セットバックしたかどうかというのは、ま、日野市は特定行政庁じゃないわけですから、建築確認はおろしていないわけですから、東京都からの通告とかね、東京都と連携をとっていなきゃわからないわけですね。そうしますと、今の減免措置は、要するに地権者の申請の中で行われているのかどうか確認をします。

○副議長（高橋徳次君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） これはあくまでも地権者の申請ということでございます。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） もしね、地権者の、要するに申請で、実際公道になっているかどうかわからないというケースもあるのかどうか、1点。

それから、もし固定資産税の減免措置を受けておいて、以後ですね、道路として用を供さないような形に戻した場合はどのような対応をしているのどうか、その2点をお聞きします。

○副議長（高橋徳次君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） 1点目の、それを認める場合でございますけれども、申請が出た場合には現地調査をいたします。そこで測量をいたしまして、道路部分として使用されている分について非課税の扱いをするということでございます。

それと、3年に一遍、航空写真等によりまして評価替えの際、その地目がどのように使われているかということを全的に一応確認しております。その中で、もしそのような形で道路をやめて、自分でお使いになるというようなことが発見された場合には、当然に税は5年間更正できますので、さかのぼって更正するという措置をとっております。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 十分理解しました。今、問題になっている、要するに自己のですね、自分で申請して減免措置を受けると。私も減免措置はどうなっているのかなあといつて、実際その減免措置が行われているのかということは自分でよくわからなかったんですね。もう少しこういうふうな減免措置があるのですというふうなことを地権者にPRするというのも、一つには道路のPR、道路を整備する中での大きな要点になってくるのではないかなと自分ながら考えるんですね。多分多くの市民は、要するに建築

基準法はセットバックしているけれども自分の所有地だ。その中で、今、固定資産税を払う中で、その部分はしっかりした形で分筆し、日野市の方で管理をしていただくような形ですれば減免措置がありますんですよというふうなPRをもう少ししていけば多少——多少どうにかなる可能性があるんじゃないかなというふうに私は個人的に考えます。市長もぜひ参考にいただければと思います。

今言っている、その2項道路のセットバック部分の処理の方法なんですけれども、現存している、もう昭和二十数年後に制定された法律でございますので、その以後、現在ですね、これから先ですね、要するに道路の狭い地域に建造物をつくらうと、そしてセットバックをなささいというふうな指導があった場合、これからの対応について市長にちょっと聞きたいと思うんですけれども、それぞれの自治体で、日野市は先ほどもちょっとお話ししましたが特定行政庁じゃない、建築確認をおろせない、主事がいないということの中で、建築確認は東京都の方へ出すわけですね。そんな経過の中で、東京都と整備事務所ですね、整備事務所と連携をとって、一定の基準を何かこうつくり上げて、東京都と連携をとった中でそのセットバック部分を市でどうにかしていく、補償金を払うとか何らかして、これから行われるその道路に関しては、市がもう少し積極的に関与していくというふうなことを考えていただけないかどうか、ちょっと市長にお聞きします。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） セットバックという一つの行政指導の方式ということになるわけですが、たまたま日野市は今数多くの区画整理事業を施行し、公共の道路・公園用地は減歩という形、公共減歩という形で持ち主に、地権者に減歩という形の負担をしていただいております。一方には、ですから無償で提供してもらい、一方には有償かということも考えられるわけですが、一つ我々の知恵といたしまして、中心点から、つまり6メートル道路にする場合に3メートル、その際の2メートルは無償で出していただき、1メートル分は時価で評価すると、そのことをまた別の考え方をすれば2分の1で評価をする、そういうことになりますので、そのあたりを一つの解決の基準としてものを考えたい、こんなふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今、市長の後段の方の話はまさにそのとおりでね、要するに単価とか何かは別として、市の職員が地権者のところへ行って、いやあ、これはただなんですよというのと、何分の1かでは一応市の方も負担させていただきますのでね、要す

るに狭隘道路の整備に協力してくださいという交渉の仕方とですよ、いやあ、何しろ日野市は財政的に予算をつけてないもので、ただで寄附してくださいといってもなかなか交渉ができないと思うんですね。これは市の職員も大変だと思うんですね。それで、今、市長が後段でおっしゃられた、その要するに単価とか基準とかというのは交渉の過程の中で決めていただければいいことだと思うんですね。

それで、市長、1点だけね、ちょっと考え方が私は違うと思うんですね。要するに区画整理事業の中での減歩、そして、この狭隘道路のセットバック部分は無償だ。要するに区画整理事業での減歩はみんなあるんだから、道路を築造する中でセットバックしたものを寄附しなさいというふうな今お話でしたね。だけど、区画整理事業の中にですよ、小宅地の減歩緩和があるじゃないですか。小宅地の人たちには減歩はしませんよって、小宅地の方々に対する減免措置が実際あるじゃないですか。これね、大きな地主が開発するときは、一定の開発事業をする中で、当然公道としてすべて寄附でやっているわけですよ。大体このような2項道路に面して家が建っている方は大体小宅地の方が多いんですね。そうでない人は一つの開発指導要綱に基づいて開発をしているから、しっかりした道路ができると思うんですね。

だから、市長ね、ちょっとね、そこで私と考えが違うのかもしれませんがね、要するに区画整理事業の減免の、要するに小宅地の減免と同じような感覚ではないかと私は考えたんですけれども、その辺、市長、どう思いますか。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 区画整理を施行する地域と、区画整理を施行しない地域とは確かに将来像が変わってまいりますから、若干の具体的な評価という何かこう基準をつくって考えたいかがなものだろうかと、このように思っております。たまたま2分の1という一つの考え方が基準になって、多少のその前後はあり得ると、こういったものじゃないかと思えます。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 大分理解していただけたみたいで大変結構だと思うんですけれども、1点ですね、今、ことし、平成4年度の10月ごろになるんですか、念願の日野処理場が供用開始をされるわけでありまして。当然処理場が稼働すれば、そこに入ってくる管を埋設しなくてはいけないと思うんですね。今、要するに浅川右岸、要するに道路の狭い地域で、もう本当の狭い地域で下水道管を埋設しようとした場合、狭い中には水道管とかガス管とか、いろいろ入っていると思うんですね。今、1年間の中でそのような

水道管とかガス管を移設しなければ下水道管は入らないと思うんですね。今、その移設に必要な経費は1年間でどの程度支出されているのか、ちょっと私も調べたんですけども、わかりませんでしたので、説明していただけたらと思います。

○副議長（高橋徳次君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） 直接の所管ではありませんけれども、年間4億から5億と聞いております。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） これは市長、私からの提案というか、こういうふうにすればいいのではないかという私の単純なる考えなんですけれども、移設するために、狹隘道路を移設するために、管を移設するに年間4億から5億の財源が支出されているというふうな今お話でした。この4億か5億のお金を、要するにセットバックしている方のその部分を補償金なり助成金で買い取ってですよ、その要するにセットバックした部分の中に下水道管を埋設すれば、この移設費の4億から5億のお金は財政負担がなくなるわけですね。すべての道路がそうとは私も言いませんけれども、要するに財政運営上、財政負担をかけてどんどんやれというばっかしが能ではないと思うんですね。ちょっとしたこういうふうな移設費を削減することによって、その財源を補償金なり助成金に充てて、そうすれば道路は整備されてですよ、きれいな道路になって、なおかつ工事費も安くなると思うんですね。細い道でくねくねしていれば、その曲がったところへ人孔升をどんどんどんどん入れていくわけでしょう。そうじゃなくて、セットバックした部分に沿ってやっていれば人孔升の数も少なく済むし、道路も整備されるし、僕はね、これともいいことじゃないかなと自分ながらちょっと思ったんですけどね。稲城市なんかこういう方法でやっているらしいんですね。市長、この辺どう思いますか。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 狹隘道路に埋設をされている水道管、あるいはガス管の上に――上にといいますか、それにまた加えて新たに公共下水道管を布設をすると。それが位置的に助かる部分もあるし、助からない場合もあると言わざるを得ないと思うんですが、またセットバックされてありますその民有地そのものが1本の道路を通じてそういう形になっているという限りでもありませんので。（「すべてではない」と呼ぶ者あり）ケース・ケースでやっぱり判断をする必要があるかなというふうな感じでありますけれど、一つの知恵だというふうにも受け取りますので、検討してみたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） ありがとうございます。実際ですね、ちょうどこれは私、道という形で一般質問を出した後に、ちょうど6月10日の東京新聞に、武蔵野市で「狭い道解消への体制づくり」というふうな形で、「まちは道から」という形で整備検討会が市長に報告書を出している経過がいろいろ細かく書いてありますけれども、これはもう皆さんで多分読んでいると思うんですね。

そして、市長、1点だけちょっとあれなんですけれども、三鷹市、従来革新市政であったわけで、同じ革新市政であったわけでありましてけれども、今、三鷹市は下水道がもう100%完備されているわけですね。そして住民の方々も自分たちの環境に対しての満足感を非常に持っていて、新しく都市計画道路をつくらうという形で道路をつくりたいということで地元の皆さんに説明会を開いたんです。そしたら市民の大半の方が、もう十分私たちは生活、私たちの環境には十分満足していると、ここで道路を築造していただかなくても結構だというふうな運動が大きく展開されたというふうなお話を聞きました。

私は、今この時期に、要するに下水道がこれから整備をしていこう、道路をしっかりつくっていこうというこの時期に将来計画をしっかり立てて、今やっておかなければ、将来その道路をどうにかしよう、都市計画を少し変えていこう、こういうふうな道をつくらうといってもなかなかできなくなると思うんですね。

そういった意味で、ぜひこの問題に関しては来年度、平成5年度には後段の予算を計上して、せめて狹隘道路の整備をどのようにしていくかというふうなささいなね、本当の突破口だけでも結構ですからつくって計画に、何年かかるかわかりませんが、つくっていただきたいと思うんですね。

そのことを要望させていただき、今回、この道全般の質問を終わらせていただきたいと思っておりますけれども、まさに道といっても行政がとる道もあります。そしてまた男が選ぶ道もあるし、女が選ぶ道もある。中には「男の花道」、こんな言葉もあります。辞書で引きましたら、人に惜しまれて身を引くことが男の花道、こんなふうな答えらしいです。いろいろな問題提起をさせていただきましたけれども、ぜひ検討していただいて、これからの行政執行に役立てていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君） これをもって18の1、道についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。
午後3時6分 休憩
午後3時33分 再開

○副議長（高橋徳次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問19の1、小中学校々庭に防犯灯の設置について問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔4番議員 登壇〕

○4番（藤林理一郎君） 今、議長さんにお許しをいただきまして、小中学校々庭に防犯灯の設置について問うとの題名で質問をいたします。

建物は数々の犯罪の無防備ゾーンになりがちのことです。危険をはらんでいるのでということもあります。民間の警備保障会社に大切な生命と財産を任せられるような風土には、残念ながら日本ではまだまだなっていない現状ではないでしょうか。やはり日本形態の住民みずからの防犯監視機構がよく機能しているからこそ今日まで、世界でもトップクラスの治安と犯罪の少ない社会を維持できていると思います。

また、ある反面、現在も住民が都心から下町にかけて、いかに守っていくかが深刻かつ共通の課題になっている現状でもございます。

無人となっている学校であります。高層化建物については自動火災報知機が設備されております。また、それによって自動的に契約により警備会社が信号を送り、警備保障会社が現場を確認する仕組みになっております関係で、警備会社が対処しております。直接の問題がありませんようでありますけれども、学校の校庭及び体育館等が一般開放されております関係上、夜間、地域住民の方々も利用されております。特に利用されている方は女性が多く利用されておるように思います。

今後、先ほどから、昨日からですね、何人かの議員さんが週休二日制ですね、施行にあたりですね、余暇時代をいかに過ごしていくかということに質問がなされております。そこで、できるだけ私は重複しないようにさせていただきますとやっていこうと思っております。

最近、家族連れが校庭なんか利用させていただきたいというふうなことがたびたび私も耳にいたします。そこで、サークル関係、そしてサッカー等が盛んに最近はなって、子供さんですね、サッカーが盛んになっている、どこの地域でもあるように聞いております。これにつきまして、自治体が市民に対してあらゆる思考をしながら、市民サービスを考える時代になりつつあるということでございます。

そこで、夜間、校庭を利用する場合に、校庭を明るくする必要が有ると思っております。そこで、この小・中学校、28校日野市にあるわけでございます。その中で、資料はいただいておりますけれども、この資料に基づいて考えてみたところ、ちょっと私の方でなかなか理解に苦しむようなところがございますので、そこで、この28校ある中で、校庭に防犯灯及び照明灯ですね、どのくらいの学校に設備してあるのか、この件を1点お尋ねします。

2点目につきましては、休日になりますと、これからいろいろな利用者がふえてくると思います。そこで、私の方で学校の空き教室を、今現在一般市民には開放しておらないように聞いております。そこで、この地域住民に学校の教室、空き教室を、大体小学校は20ですね、このうちの中に空き教室がどのくらいあるのかですね、これをお尋ねさせていただきます。

以上、2点について答弁をしていただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川 滋君） それでは、校庭に街灯が立っておるところがどのぐらいかということでございますが、総じて小・中学校、28校を通じまして街灯そのものの設置というものはいずれの学校においてもあるわけでございますが、ただ、場所だとか数について各校が統一的な扱いとはなっておりませんが現状でございます。市としまして校門あるいは玄関、また体育館の近くといった箇所に設置しているものが多く、その数にいたしましても1校当たり4灯前後が多い状況でございます。

それで、現在、校庭にあるということで私どもが把握しておりますのは4校でございます。小学校3校に中学校1校と、それにいたしましても、やはり校庭そのものの上に立っております本数は1本から3本にわたっておりますところでございます。

ただ、今御質問の御趣旨から申しまして、校庭なり敷地全体にわたってくまなく照明できるということであれば、これは大変よろしいわけでございますが、今申し上げましたとおり、決して広い校庭から見ると必ずしも万全を期したものとはなっていない状況でございます。これから学校開放等、ますます盛んになる中で、当然こういった照明という問題は大きな問題になってくるわけでございます。

ただ、しかし、この全体を明々と照明するとなりますと、やはり省エネ、あるいはその経費の点から、経費節減の点から一考を要するところとなっておりますところでございます。

今申し上げましたとおり、それにしましても学校開放に不便を生じることがないように、所管課であります体育課と連携をとりながら、また学校長の意見も聴しながら増灯に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。1点、空き教室につきまして、大変申しわけありません、今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君） 今、理事者側の方から答弁があってですね、なかなかこの校庭と、それから学校校庭内です、それから学区内の中で防犯灯ですね、それから照明、この件について答弁がありましたけれども、なかなか今答弁なされた学校の関係の部長はまだかわったばかりじゃないかなと思うんですね。この答弁がちょっと私は理解に苦しむわけなんです、そこで、ちょっとこの資料をいただきました、この資料に基づいて質問をさせていただきます。

第一小学校ですね、これは校舎から校庭に向かってという、顔面ということになっておりますが、スポット3個、校庭に2本という、これは校庭に2本あるというのは、恐らく照明じゃなしに防犯灯じゃないかなと思うんですが。それから第二小ですね、これは玄関前に1本と、こういうふうに資料の中ではありますけれども。三小の中には、これは校庭、私の近くの地域なんです、その校庭に向けて、校舎から校庭に向けての照明が2灯ついているわけですね。この照明が生かされていないように実は聞いてはいるんですが、この三小地域にはお母さんバレーが非常に盛んになって使用されているわけなんです、校門を入っていきますと体育館までの間、大体百二、三十メートルありますけれど、真っ暗なんです。校門の校門灯もついてないんですよ、非常に暗いというように聞かされております。それから第四小学校、これは玄関と体育館に各1本ずつですね。そして午後9時には消すという、これでは防犯灯だろうと思うんですよ、これ。玄関先と、それから体育館、各1本ということですから。そして、そのほかにこういうことが書いてありますね、交番からおまわりさんが巡回を定期的に行っていると、こういうようなことがつけ加えてありますけれども、これもどうもまずいんじゃないかなと思いますね。恐らくこれは真っ暗だと思いますよ。そこへいきますと第五小ですね、これは随分学校も最近建てかえてきれいになったということで、これにつきまして北側2、西に1本、東に1本と、計4本ということで、これも真っ暗だな。それから第六小、これも玄関前に1本ということですね。増設する予定がありますとい

うことです。それから潤徳小学校、このなにかからいきますと敷地内にはないですよ。周辺の道路に囲まれているために数々の街灯が、これは住民側の街灯じゃないかなと思うんですよ、市から設置した。これも恐らく街路灯でしょうね。それから平山小学校、これは学童クラブがあるから不便していますということなんですが、これは恐らく暗いと思いますね。それから第8小学校、これも体育館のところに1本ですね。校庭に三つある。やっぱりこれも9時になれば消すということになっていきますね。そして百草台小学校、これは校舎、校庭、各1灯、これも防犯灯じゃないかなと思いますね、照明じゃなしに。滝合小学校、玄関灯が1本、体育館1本、これも暗いような感じですね。それから高幡小学校、校庭に向けて2個、そして表玄関に1本、これはまあまあじゃないかなと思いますね。それから七小、これも暗いように思いますね。玄関上下、照明設備、校庭に1本、これは照明がついているから明るいですね。南平小学校、プール、体育館、校庭に1個、これは校庭についていけばまあまあというふうじゃないかな。程久保小学校、車の出入り口に1本、体育館出入り口6本ですね、それから校舎の出入り口8本、これはまあまあじゃないかなと思いますよ。それから旭が丘小学校、正面に1本、これは9時になったら消すということですね。玄関口にはつけているという、これは当然のことだと思いますね。それから平山台小学校はなしと、校舎スポットあるが日常使われておられない、不都合というようなことをここにあらわしています。東光寺小学校、これは校舎のところに2本ばかり立っていますね。これも9時になれば消してしまおう。それから三沢台小学校、正面玄関に3本、表から玄関に至る途中の階段に1本、体育館にスポット8本、プール3本、給食室に1本というように、仲田小学校、これは水銀灯が3本立っております。これは一晩じゅう、これはプールのところだろうと思うんですが、この仲田小学校ですね、これは後でまた改めて質問します。

それから中学校は、一中、二中、七生、三中、四中、これの5校につきましては、これは照明が、ナイター照明がついております。ですから、これは非常にいいんじゃないかなと思いますね。

そこで、三沢中、それから大坂上中、三沢中は玄関にあるそうですが、校舎東側と。それから大坂上中学校、西門と正門あたりということですね。正門は、これは当然のことですね。ほかの学校でも正門についていないところがたくさんありますよね。それから平山中学校、玄関、体育館、食堂、計3本ということですね。これはセンサーとって自動的に明るくなれば消えていく、暗くなればつくというような自動なんです、こういうものを校庭に設置されてあります。そして平山中学校は校庭に2個の、部活活動

の校庭向けに、これは照明でしょうね、ついてあるようです。

そこで、校庭についてあるのは一小と三小、それから三小はこれは設備はしてあるけれどついてないんですね。百草台、高幡ですね。七小、南平小、6校がまあまあというところなんです。それから玄関についてはまあまあですね。二小、六小、滝合、七小と4校。設備の仕方なんです。

こういうようなことで学校開放ですね、されていて、恐らく使用されている方たちが学校側及び行政の方に、何か所かの学校からですね、照明または防犯灯をつけてくださいという要望があると思うんですが、その要望が今までに対して何件ぐらい要望があったのか、それをひとつお聞かせを願いたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君の質問に答弁願います。

○学校教育部長（糸川 滋君） 街灯の設置要望でございますが、特段にその控えはとってはございませんが、数件過去においてあったということは聞いております。

ただ、私もこういった学校設備に関しましての営繕というものは、予算編成に先立ちまして一応要求をいただきまして、その中でヒアリングをいたしまして予算措置を講じておるといのが現状でございます。逐一要求に対してその都度対応するということがなしに、年度まとめた形の中ですべて要望を受けておると、こういう状況でございます。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君） なかなか答弁の方もですね、先ほど申しあげましたように、まだかわったばかりということで、なかなかまいぐあいに答弁がいただけません。これは私の方もやむを得ないとは思いますが、学校というのはですね、日常ですね、間近に安全を図るような対応はせなきゃいけないという、これは恐らく私は義務づけられてあるんじゃないかなと思うんですが、それと最高の教育の場なんです。だから被害が出た場合についても最小限に食いとめなきゃいけないという、これはいつもそういうような体制づくりが必要じゃないかなと、こう思っております。これは私の考え方なんです。また理事者側の考え方としてはいろいろあろうかと思はれますけれども、先ほど私こう見て申しあげました、これはもう安全面が対応されなきゃいけない。そして被害が出た場合には最小限に食いとめなきゃいけないという義務づけられたものが私はあると思います。

その中で、あんまりしつこくは私は聞きたくはないんですが、こういうふうな資料の中で、これではどうなんですかね、私はもう部長さんには聞きませんから、市長に直接

聞きます。そうだな、市長さんより教育長がいるな。（笑声）教育長に聞きます。

○副議長（高橋徳次君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

校庭の防犯灯関係の問題につきましては、初めて問題点を指摘していただいたという状況でございます。今まで校庭開放の問題と絡めまして、どちらかといいますと校地の広さ等から、中学校のナイター設備、これを中心に取り組んできているという状況でございます。小学校の方は体育館の開放をやっておりますけれど、校庭開放までは手が回っていないというその状況も、小学校の校庭の広さと絡んで、現在のところ比較的中学の方に重点を置いて取り組んできていると、そんなような状況でございます。

それから、なお児童・生徒の安全確保という問題、これは今、藤林議員さんの方から指摘されたように一番やっぱり重点的に対応しなくてはなりません問題なんです。ほとんど夜間の使用というのは児童・生徒については使われていないと、専ら、いわゆる開放関係で市民の方々が利用していくと、そういうような状況でございましたので、児童・生徒の危険というような問題等を含めての対応がどちらかといいますと校舎、その他、そちらの方に重点が置かれていたという点があったと思います。

それから、さらに各学校からは、先ほど部長の方で答弁いたしましたように、新しい年度を迎えるのに対しまして、そういう施設、設備面の重点要求的なものを10項目ほどぐらい学校の実情に応じまして切実な内容から挙げてもらって、それを予算の中で措置をしてきたと。そういう状況の中で、今、藤林議員さんの方から指摘されております防犯灯関係の問題につきましては、ほとんどその面での予算要望というものが挙げられてきていなかったというような点もございまして、どちらかといいますと見落とししていたという部分もあると思います。十分学校側と話し合いを持ちまして、必要な箇所の対応はやっていくような努力をしていきたいと、こう思っております。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君） 今、教育長の答弁で、これから努力していきますと、その中で、今までは見落としがあったということですね。素直さが率直に答弁の中にあっただけで、これ以上どうこうということは追求いたしません。

そこで、私が一言、これから先のことなんです。子供さんたちが週に2日休みということになってきますと、今、企業は大体2日制になって土・日休んでおります。そこで、子供さんが今まで土曜日半日のものが1日休みでしたというふうになってきますと、ちょっと私、何人かの若い奥さん方に聞いてみました。そうしましたら、お母さん方の

言い分としては、この2日間休みになってきて、お父さんがもちろん今まで休んでいたから何でしょうけれども、その上に子供さんが休みとなれば2人、3人、家の中で親子でごろごろされたんじゃ（笑声）迷惑になる、こういう正直な話なんですね。話しが出てきているわけですよ。そうなってきますと、これをどういうふうな行政で考えていかなきゃいけないかということで、私の方で、どこの地域にしても一番間近にある小学校、中学校、この開放が空き教室とともに校庭も、それから、それに備わってある体育館、これは全部開放して、この2日間をその家族のために与えていくという、これは行政の方で考えなきゃいけないと思うんですね。

そこで、私、お願いするのは、議員さん側はもちろん30名の方、そして理事者側は17名、ここにずっとおられる方ですね、こういう方がこのことについて真剣に考えてもらわなきゃ私はいけないんじゃないかと思えます。いかに安全で楽しく暮らしていけるか、これが行政の我々の役目じゃないかと、こう思います。それはごみ問題も結構だと思うんです。ごみ問題はごみ問題、そして余暇は余暇。そして、何ですね、私も1回安曇荘へ向けて行ってみようかなと思っていますけれども、あのところには遠くて行かれない、皆さんの言うのには。今度大成荘ができるそうですが、大成荘もそう簡単に行けるものじゃないと思うんですね、2時間、3時間かけてですね。行くときはいいだろうけれども、帰りが遅くなってどうしようもないと。翌日は疲れてもう勤めもできないと、（笑声）そういうようなこれから時代が来ると思えますよ。

そこで、ひとつ行政の方で十分によく検討をしていただきながら、この余暇時代をスムーズに市民に過ごしていただけるか。出て行けば金がかかるんですよ、みんな。（笑声）だから、地域の施設を利用させていただいて、そして遊んでいただければということです。

こういうことを聞かされました。行政の人たちは、議員なんかでも職員なんかでも同じことなんです、給料をもらってやっているんだから、やるのが当たり前なんだということを口癖に言われるんですよ。そして、第1番に、そういう何人かに聞いた中で、こういう方法が一番いいんじゃないですかと言われたことは、税金をもっと安くしてもらいたい、（笑声）ゼロにしてもらいたい、行政の方で何もやらなきゃ、というようなことも聞かされました。そういうようなところから、これは行政に携わっている人たちは真剣にこれから取り組んでもらいたいということをつけ加えさせていただきます。

ひとつそこで教育長にも、部長さんにも答弁いただきましたけれども、これは何ですかね、学校の空き教室がどのぐらいあるかということは、これはまだわからないという

ことで、後でも結構ですから、ひとつ資料として出していただきたいと思えます。

そこで、私、先ほど照明について、直接私が聞いているのは仲田小学校、この地域はすごく親子そろってサッカーを盛んにやっていますね。その盛んにやっているのが、あの近くにある公園等が使えない。学校だって真っ暗で何にもすることはできない。だから、この要望が直接私は聞いております。何とかして速急に照明をつけてもらいたい。これはできると思えますよ、暗いところを明るくするんだから。（笑声）明るくすれば喜んでくれるということですよ。これは考えてやって、即やってもらいたいと思えます。

それから三小ですね、三小に校庭に向かって二つがついていますよ。あれはどういうわけか知らないけれど、校長に聞きましたら、消す、つける、そのスイッチがどこにあるかわからない、（笑声）こういう答弁が返ってきたんです。それはわからなきゃ学校から聞きなさいよと。学校から教育委員会にですね。そうしたら聞いているか聞いていないかわかりませんが、そういう話がありましたかな。（笑声）聞いてない。こういうようなことじゃですね、学校の教育者としてですね、教育長としてですよ、もっと校長、教頭、先生方と交わって話し合いを行うと。我々は教育委員会だというような考え方を持たずに、自分から進んで学校側と話し合いを持っていくと。これは三小の方に私、申し上げてありますから、話し合いして、探してつけてもらうようにやってくださいよ。あれつきますと、とても校庭が明るくなって喜ぶですよ、市民が。三小なんかも学校を挙げて、地域の方たちが挙げてサッカーグループをつくっておりますから、そういうようなこともあるということですね。ひとつ理解していただきまして、やってもらいたいと思えます。

それから市長さんに聞くんですけど、余り固くならないようにしていただきたいと思えます。（笑声）これから先ですね、私申し上げましたのは、学校の校庭に防犯灯、それから照明灯ですね、前向きにつけていくという気持ちがあるのかなのか、それを一つ。

そして、もう1点はですね、空き教室をひとつ全面的に開放するというふうな、考えがあるかどうか。この2点についてひとつ。

○副議長（高橋徳次君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 週休二日制社会ということで、いろいろ変化が伴ってくるということをいろいろ想定しなければいけないというふうに考えております。そこで、地域社会におきまして学校の役割ということは大きな期待を持つわけではありますが、週休

二日制社会におきましても学校は大体9時ぐらいで照明は消されると。あと防犯的な意味で多少の明かりは必要でありましょうが、終夜明々とその照明をおくという、そういうことはむしろ避ける方が適切なことではなかろうか、こういうふうにも言えるわけでありまして、世の中を何か犯罪の巣窟というふうに見てはいけないと思うわけでありまして、むしろ秩序をつくると、秩序ある地域社会をつくるということがまた大切な、これは地域の教育力という観点からも大切だろうと思っております。

御指摘の点で不行き届きのところもあると思えますし、またどのように対策を考えるかということも若干の時間を要すると思っておりますので、御指摘のことも十分検討させていただきます。行政としてのあるべき対応を整えていきたい、このようにお伺いした次第でございます。

○副議長（高橋徳次君） 藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君） 市長さんね、私は何ですよ、暗くなり始めてから夜が明けて明るくなるまでつけろと言ってはいないんですよ。これから皆さんが休みが多くなってきて、それが遊び場所というんですか、サークル活動というんですか、そういう催しをやる期間、大体1時間半ないし2時間ぐらいで終わると思うんですよ。その間をお金はかかることでしょうけれども、つけてあげたらどうでしょうかと言っていることなんですよ。防犯灯だからといってですね、それを朝までつけろとか、そういうようなことは私は言っておりません。お金のかかることですから、市民から税金をいただいて、それをむやみに使うということは考えておりません。そういうことはするべきものじゃないし、ただども、使う時間帯ぐらいは設備をしてつけてあげた方がよろしいんじゃないかと、こういうことを私は申し上げていることですよ。

ですから、その辺のところですね、理解していただきまして、できるだけ早く、9月から週2日制実施するわけですから、そういう意味において、ひとつやっていただくと、お願いいたします。

それで、ちょっとほかにですね、防犯灯ということでしたものですから、ちょっと触れさせてもらっておきたいと思うんですが、これは外国人のね、市長さんが今何ですよ、こういう罪名的な扱いの言葉ということはできるだけ避けなきゃいけないという、これはよくわかります。そこで、ちょっと私、これ資料を前にもらった資料があるんですがね、外国人の住居状況等に関する実態調査表という、これがちょっと手元にあったものですから、これも防犯関係に加わってくると思います。

そこで、韓国・朝鮮の世帯数が、これは77世帯が日野市にということですね。それで、

住居している方が187名ということですね。男が100人、女の方が87名ということですね。中国の方で51世帯があるわけですね。そして住んでいる方が男が50名、女が33名。タイの方では31世帯、そして男性が33名、女性が1名と。それからフィリピンの方なんです、これは21世帯、そして男性が36、女性が9名ということですね。アジア系の方が179世帯、そして男性が219、それから女性は134というふうなことでございます。

その内、自動車部品の方に勤めている方が大体38人ですね。それから研究生が16名、学生が20名、無職が5名。そうしまして、その他が多いんですよ、これ、92名、不明が26名。この調査が、私、どういうふうになっているのか調査しておりませんが、こういうふうなことも考えていただきまして、この人たちをどうこうということじゃないんですよ。この人たちとも一緒になって余暇を過ごしていけたらというふうな考え方で私、今ちょっと申し上げたんですが。人種がどうこうということじゃなしに、私も日野台二丁目の地域に何人か住んでおります。その人たちは言葉はわかりませんが、お互いに。わからないんだけど、通訳ですか、そういう人たちを通じて何回か話をしたことがあるんですよ。そうしましたら非常に親近感があって喜んでくれます。言葉がわからないからといって敬遠することはないと思うんですよ。それなりのおつき合いをすれば、とってこういう人たちはいい方が多いということですね。そういう人たちとも一緒になってこれから我々も地域住民と遊んでいこう、そしていろいろな行事に加わってやっといこう、こういうふうな考え方で、実はこれもちょっと調べさせていただきましたんですが。

そういうふうなことでございますから、ひとつ後先の質問になりましたけれども、そういうことも考えていただきまして、これからお互いに行政の中で考えながら、一生懸命になって努力し、やっていくように、お互いに協力し合ってやってもらうことを要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

○副議長（高橋徳次君） これをもって19の1、小中学校々庭に防犯灯の設置について問うの質問を終わります。

一般質問20の1、日野市住宅基本条例を早期に制定せよ！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔3番議員 登壇〕

○3番（田原 茂君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

東京都では、都道府県レベルでは全国でも初めて、国でもまだ制定されていない住宅基本条例を平成4年第1回定例会において成立させました。私ども公明党も住宅政策に

は特に力を入れてきたところであります。昨年の9月には公明党としての「住宅基本条例(案)大綱」を知事に提出し、昨年の12月には都議会の第4回定例会において公明党の代表質問に対して知事は、公明党の提出した「住宅基本条例(案)大綱」を大いに参考にすると明言し、でき上がってきたのが公明党の提案が随所に反映されている、画期的な全国の唯一の住宅基本条例となったわけであります。

内容的なものを若干紹介させていただきますと、住宅マスタープランを中心に、都独自の公共住宅である都民住宅、あるいは家賃助成、民間の活力と連携した優良民間賃貸住宅、あるいは良質な民間住宅を都に登録し、都民に情報提供を供給する制度である住宅バンク制度などの策定・整備を具体的に盛り込み、法的根拠を初めて明文化しているというものでございます。

住宅政策の基本理念としては、住宅は都民の生活の基盤であると同時に、都市を形づくる基本的な要素であり、単なる私的財にとどまらず、社会的な性格を有するものであるとの基本理念を明らかにし、住宅政策の展開に当たっては「基本的人権の尊重」、「地域からの発想の重視」、「公的主体の役割の強化」、「社会的公正の実現」という基本方向を示している。この中でも特に重要な項目と思われるところは、「地域からの発想の重視」という項目であります。これは東京全体が多様な個性を有する地域からなり、地域によって住宅問題の特色も対応の方法等も、方策も大きく異なることから、区市町村からの積み上げを重視するとの考え方によるものであるからであります。

さらに「公的主体の役割の強化」とは、低所得層のみならず、中堅勤労者も施策対象として視野におさめるほか、民間賃貸住宅の借り上げ等、民間との連携手法の活用も含め、公的主体の役割を拡充するとの趣旨であります。

このような立派な条例が制定をされたわけでありますが、しかし、都が幾らこのような立派な条例をつくったとしても、受け皿としての区市町村が積極的に受け皿整備をしていかなければ絵にかいたもちになってしまいます。

現今の市民生活からすると「衣」「食」「住」のうち、衣・食はかなり足りた状況になっているが、住についてはかなり深刻さを増しているのが現実でございます。社会的弱者と言われている障害者の方、高齢者、母子世帯の方や低所得者はもちろん、中堅勤労者の方々についても家賃の高騰による家計費への圧迫はもはや限界に達していると言っても過言ではありません。

そこで、まずお聞きしたいのは、先ほどの障害者・高齢者・母子家庭・低所得者及び中堅勤労者、それぞれについての住宅対策は今どうなっているのか。また今後の計画に

ついてお知らせいただきたいと思っております。

○副議長(高橋徳次君) 田原茂君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長(小林 修君) お答えいたします。

総務関係でございますから、市営住宅関係についてでございますけれども、日野市の基本計画の実施計画に基づきまして今進めているわけでございます。日野市で今取り組んでおりますのは高幡団地、これはPC5階建てを予定しております。それから、次に下田団地、ここが3階建てを予定しております。それに続きまして東光寺第1・第2の計画をしているところでございます。

高幡団地につきましては18戸の移転が完了しましたし、平成4年の10月には取り壊しをいたしまして、平成5年建てかえに向けて準備をしているところでございます。

それからまた下田団地につきましては、説明会等を二度ほど行いまして、移転の了解を得ているところでございます。

その中で、高幡団地の建てかえ計画の中で高齢者及び低所得者層を踏まえまして建設を考えているわけです。高齢者につきましては第2種住宅として相談室を配置しまして、快適な居住環境整備を図り、一般家庭と高齢者及び身体障害者がともに安心して暮らせる住宅環境を考えているところでございます。

計画戸数は58戸を考えておりますけれども、内容的には一般世帯が28戸、それから高齢者世帯が9戸、それから高齢者の単身用が18戸、それに身障者用が2戸、それから管理・相談室が1戸となっているのが今の現状でございます。

それから、御存じのように、市営住宅というのは法に依りまして、低所得者が中心になって、そういう中に母子家庭とか障害者、老人世帯など、特定の世帯が入居することを対象にしてつくられるのが一般的に市営住宅というわけでございますけれども、今問題になっているのが、市営とか都営住宅の入所資格が収入制限に引っかかっちゃいまして、入れない中堅勤労者というのが今問題になっているところでございます。そういう形を救うのは、東京都で今議員さんがおっしゃったような民間優良賃貸住宅制度でしょう、これは都の制度です。一方、昭和61年に国の制度として地域特別賃貸住宅制度というのが発足したわけでございます。この制度はA型とB型とありまして、B型というのが民間の土地所有者が建てまして、それを地方自治体が借り受けて中堅層の方にお貸しするということが趣旨でございます。これは建築費の一部を、国が3分の1、都と市が3分の1、そして建て主が、約建築費の10%ほどがそういう補助になるという算定がなされているところでございます。

現在、高幡の須崎さんという方がその中堅層のための特別賃貸住宅を建てていただいております。この完成がことしの10月を予定しているところでございます。建設戸数は3DKで18戸となっているところでございます。申し込みの資格としましては、4人家族、平均的な4人家族で年収が約430万から680万でございます。を対象に公募するという形です。これは1種住宅の部分から、その上を対象にしていますから、こういう制度が中堅層の対象になるんだらうと思っております。それから、そういうことで、この制度が成功すれば、今後ますます中堅層に向かっても盛んになっていくんじゃないかと私どもの方は予想しているところでございます。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。市営住宅を中心に、低所得者及び身障・母子家庭・高齢者という形で取り組みをされているということの御説明をいただきました。さらに中堅所得層についても国の制度を取り入れて、18戸ですかね、やり始めているというお話を伺いました。

この中で、特に市営住宅が中心になっているというお話の中で、この市営住宅についてちょっと再質問をさせていただくわけでありまして、市営住宅については現在住んでいらっしゃる住宅の権利を十分尊重しながら、基本的には老朽化したものについては空間をある程度利用する形での3階建て、4階建て、あるいはそれ以上のものを計画としては考えていく必要があるのではないかとすることも考えるわけでありまして、そのときに特に注意をしなければならないことは、市営住宅については今後の高齢化社会を考えても、また障害者等の身になって考えても、やはり3階建てぐらいであってもエレベーターを設置する必要があるのではないかとすることを強く思うわけでありまして。

現在、高齢者の方は優先的に1階部分に入居できるわけでありまして、将来、高齢者がふえてまいりますと、そんなことは言っていられないという状況が出てくると思うわけでありまして。どうしても2階、3階部分にも入居をしてもらわなくてはならない時代が必ず訪れるのではないかとすることを危惧をするわけでございます。

そういった意味で、一度つくった後で途中から改造してエレベーターを設置しようというのであれば工事費がかさむということはもう当然であります。住宅を新築するときエレベーターも一緒に設置していくんだという、そういう一つの考えを今後立てていくことが、一つの経費を浮かすということについても大事なことじゃないか、こう思う

わけでありまして。

また都営についても日野市としてはこういう形でやっていくんだということを示せば、国と都の関係についても理解を示してやっていただけるのではないかと、こんな考えでもありまして、そういった意味でこれに関連して福祉整備要綱についても改正をして、それら高齢化社会についての備えを整えていく必要があるのではないかと、このことを思うわけでありまして。

このエレベーターを設置する、また、そのために福祉整備要綱等も整備をしていくべきだとの考えについての市当局のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○副議長（高橋徳次君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

エレベーターの設置でございますが、現在、都営住宅等の公営住宅の基準では、一般住宅としては4階以上には設置するというところでございます。それから、特に高齢者の住宅、都営住宅等については、これはもう東京都の指導で3階以上の場合には必ず設置するということになっております。したがって、今回、今議会に提案いたしました柴町のサービスセンターの上に、2階、3階部分に高齢者の住宅ができます。これはひとり暮らしの住宅と、それから老人のみの世帯の住宅ですね、この住宅ができますが、もちろんこれにはもうエレベーターが設置されるということで、これからはもうすべて4階以上の公営住宅、あるいは3階以下の施設であっても高齢者についてはエレベーター設置ということが必ず実施されるというふうに考えております。

したがって、市の整備要綱につきましても、これは若干見直さない部分もございまして、市の要綱以前に東京都の基準で相当の制約を受けてくるということもございまして。

○副議長（高橋徳次君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 今、福祉部長の御説明のとおりですね、今の指導を受けまして、ここで建てます高幡団地にも当然エレベーターをつけます。それから下田についても今後障害者とか高齢者が当然入ってきますから、それについてもやっぱり考えていかざるを得ないだろうと思っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） 現実的にはやっていくという、こういう御回答をいただいたと思っております。

いずれにしても高齢者施設は当然だというお話は当然ですけれども、一般の方が入る市営住宅、これについても将来的にそこに高齢者も入っていただくを得ない状況も当然出てくるのではないかとことを想定しても、普通の形の市営住宅であったとしても、3階建て以上はエレベーターを設置をするということをきちっと、ある程度この整備要綱等にも入れていただければなということも含めて今後の対応をお願いしたいというふうに思います。

さて、平成60年の国勢調査によりますと、資料がちょっと古いんで申しわけないんですけどもね、「昭和60年」と呼ぶ者あり）あ、失礼、昭和60年の国勢調査によりますと、住宅に住む一般世帯5万1,242世帯のうち、民間借家と間借りの世帯が1万6,356世帯となっております。これを見ても先ほどの今後の計画等を、市営住宅についての計画等も御回答していただいたわけでありまして、やはり今後の市の計画というものを現実に合わせて考えてまいりますと、まだまだこれでは追いつかないということとはもう当然なこととなっているわけでありまして。市民の満足のいくような住宅事情にはまだまだほど遠いというのが現実ではないでしょうか。

現に平成2年の向川原市営の応募状況を見ても、1種で10.62倍、母子世帯4.37倍、老人世帯用3.62倍、障害者用2.5倍となっているのを見ても、これは一目瞭然ではないかと思うわけでありまして。

そこで、今後の方向として公営住宅の建設、あるいは建てかえに力を入れていくのはもちろんとしても、後は家賃補助の母子家庭への拡大や、住みかえときの敷金・礼金等を援助する住みかえ家賃補助、またファミリー世帯向けに良質な民間住宅の供給としての「優良民間賃貸住宅制度」、これは先ほど部長さんから若干お話がありましたけれども、土地をお持ちの方が国や都が決めた基準に合った賃貸住宅を建設する場合に、その住宅を優良民間賃貸住宅として認定をして、大幅な利子補給などを行いながら、その分、家賃を低く抑えていくというものであります。市も単独事業としての上乗せ分の利子補給等を図りながら、さらなる家賃の高騰を抑えるというような、そういった方策が必要であろうと思いますけれども、さらに既存の公共施設を建てかえるときに、2階以上の、あるいは3階建てには、その部分に住宅を設置するという、公共施設等の2階、3階に住宅を入れていくというような、いわゆる合築方式と言われておりますけれども、こういったようなものも今考えられております。これらの新しい手法、工夫または多様な方式を真剣に今検討すべきときに来ていると思うわけでありまして。

とりあえずこの4点、先ほど、今申し上げました、母子世帯への家賃の補助、あるい

は住みかえ家賃補助、また先ほど話がちょっと総務部長さんの方からありましたけれども、その民間の活力を利用した上での優良民間賃貸住宅制度についての今後の取り組み、または先ほど最後の合築方式といったもの、これらについての行政としてのお取り組みの今後のお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） 私の担当する部分をお答えさせていただきたいと思います。

さっきもちょっと申しましたけれども、市は、今市営住宅を建てかえ時期に来てまして、それをやっているわけです。建てかえるときは面積、内容も広くし、戸数を多くするという取り組みをしているわけです。そういう中で、現実的には市としては住宅政策としては現実的には市営住宅の建てかえが今、手いっぱいのところだと現実思います。また土地もそんな容易に買えるわけじゃございませんから、そういう形で進めてまいりますけれども、一つスピーカーの先ほどのですね、国の制度であります地域ですね、賃貸制度、それから都の優良民間賃貸住宅制度がですね、先ほど申しました高幡でうまくいき、予想では何か募集が大分率が高いだろうと予測されておるわけです。これが成功していけば、土地の所有者の方が建てていただいて、ある程度中堅層に向けて建てていただいて、それを市が借りて、そしてその用途を、そういう中堅層に借りていただくという方式が今後の住宅政策には一番今のところ有効じゃないかと考えられるわけです。

ですから、この制度は今後も積極的に、一方では市営住宅の建てかえをして戸数を増やす、一方は民間で建てていただいたのを市が借り上げてですね、それを利用させていただくということでやっていかなきゃならないだろうと思っております。

それから合築方式、公共施設の建てかえ時に住宅を併設するという合築方式ですか、これについては実際のところ、今のところ考えてはおりませんけれども、今後は、今、議員さんがさっきおっしゃいましたように、日本の国民としては住居の問題が一番大きな問題になってくるはずでございます。今でも問題になっているわけですから。そういう点を考えれば、この合築方式というのも無視するわけにいかない一つの提案だろうと私の方は受けとめているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 最初の2点につきましてお答え申し上げたいと思います。

お年寄りの住宅については、これは一番特に緊急課題ということで、62年から建設省あるいは厚生省の連携の中で、新たにシルバーハウジングプロジェクト計画とかですね、

いろいろなそういう制度が打ち出されているわけでございます。それをまた受けまして、市では昨年からはひとり暮らしのお年寄り、あるいはお年寄りのみの世帯については一定の所得の制限はございますけれども、月額1万円の家賃助成を実施しているところでございます。

母子家庭あるいは障害者というような問題もあるわけでございますが、これについては今後の課題として勉強していきたいなと、研究していきたいなというふうに考えております。

それから住みかえ家賃の補助の創設でございますが、数年前にも、いわゆる異常な地価の高騰によりまして、特に都内等においては地上げ屋等によって強制立ち退き、そのようなケースが多々ございまして、平成3年に東京都でこの住みかえ家賃助成制度を創設いたしました。

それで、これについては新家賃、新しく移ったところの、都内です、新しく移ったところの家賃と現行の家賃の差額の2分の1を補助するという形でございます。その補助の差額の限度も3万4,000円という限度になっております。そういうようなことで2分の1補助ということで、残りの4分の1は、市町村が実施する場合にはその2分の1は市でもつということでございます。現在26市の中で5市ほど要綱を制定してやっておりますけれども、いわゆるバブル経済の崩壊といえますか、地上げ屋もなくなってきて、都内では若干あろうかと思っておりますけれども、立川市でも昨年数件あったと思うんですけれども、そのほかの市では全くございません。

そういうようなことで、もしそういうような事態が発生した場合には直ちに要綱を制定いたしまして、この制度を受け入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。母子家庭への補助、これは前にも私は母子世帯の福祉ということでお話をさせていただきましたけれども、検討事項ということでございますけれども、本当に母子家庭の方は、いろんな形でなかなか福祉の光が当てられていないというのも現実でございますので、実質的な、現実の実施に向けての検討をひとつお願いしたいと思います。

あと住みかえ家賃についてはおっしゃる形は理解いたしました。

あと優良民間賃貸住宅というんですかね、あと合築方式ということで、この民間の賃貸の方式は今後、高幡の一つの実験として成功を見て、またふやすという形でやってい

きたいと、こういう御回答だったかと思っております。合築については、今のところないということですね。合築も含めていろんな方策を今後検討しませんが、民間だけにまた頼ってもいけませんし、市営住宅が無理であれば現行のいろんな日野市の中での公共施設も建てかえの時期に来ているものもありますので、その空間を利用するというだけでは十分私は可能ではないかということも強く思いますので、戸数としてはそんなに建たないかもしれませんが、特に高齢者に限って開放していくということも考えられますし、そういった意味での取り組みをぜひお願いしたいなというふうに思います。

いずれにしても今回のこの東京都の基本条例でもありますけれども、やはり民間活力との連携という角度、そういうところもまたますます一方で当然必要になってくると思います。市営住宅を新しく、先ほど部長もおっしゃってましたように、市営住宅を新しく建てるということは、用地の購入費等を考えても、どどんつくれということはもう難しいというのは現実だと私も理解し、またそう思います。

また一方で生産緑地法改正により宅地化が促進されるだろうというふうにも言われておりますし、このような状況においてはまさしく行政がミニ開発等を防ぐためにも、積極的に民間との連携を強め、優良な民間賃貸住宅を供給すべきであるということも強くまた要望しておきたいと思っております。

ちなみに町田市においては、手法は違いますが、農住組合による住宅供給が大変成功しているということも聞いております。

対象としても、今後の日野市の取り組みにしても、対象としてもなかなか今まで行政の住宅政策の範ちゅうには入らなかった、いわゆる市営住宅でいえば1種の入居基準の最上位から上の部分、いわゆる4人標準世帯で年収430万円から700万円ぐらいの方ですね、これらの方々の階層についても今後は行政の住宅政策の範ちゅうに入れて、力を入れていかなければならないと強く思っております。

国や都も今そういう方向で動いております。どうか今後の積極的な、かつ強力な取り組みを期待するところであります。

ところで、今、国では都市計画法の改正案を今国会に上程しております。いわゆる用途地域の細分化に向けての法改正であります。日野市においても平成7年には用途地域の変更をしていくというような段取りになっているようでもありますけれども、これが実現すれば、よりきめ細かなまちづくりが可能となるのであります。いわゆる乱開発等を防ぐため、建築規制が現在極めて緩い都市計画区域外を対象に地方自治体が条例で容積率などを規制できるようにする等が盛り込まれているようでもあります。開発する地域と、

片や緑等を保全する地域、これらをうまく組み合わせて、計画的な用途地域の見直しが必要となってくることは当然であります。そのためには今からしっかりとの方針を立て、準備をしていくことが大事なことだろうと思います。

また、その中にきちんとした住宅政策を盛り込んでいく、このような点についての行政上のお取り組みの決意などをお聞かせいただければと思います。

○副議長（高橋徳次君） 答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） ことしの私が申し上げました所信表明の中で、当面する行政課題という項目の中に、人口構造に活力を失わないような適切な住宅対策が望ましいものと考えていることを申し上げております。今まで都市計画的な観点と生活環境を守る観点から、一応開発指導要綱等に準じて行政指導という形の住宅政策と言えるものを行ってまいりました。

これからは持ち家政策はなるべく、力のある方に自力でやっていただくということになるわけでありまして、公営住宅等を通じまして、なるべく若年の勤労者もゆとりという考え方の中で居住環境が保持できる、そしてお一人、お一人の家庭生活、あるいは世帯構成が健全な地域社会に活力を与えられると、こういう方向でなかなか具体的に見方は難しいわけでありまして、すべての公営住宅を通じて、増戸もするし、それから質の改良をするということで一般的には取り組みたいと考えております。

一方に、時代の変化、社会の変化ということもありまして、福祉の観点からの住宅政策、あるいは規制と、それから誘導による住宅政策、いろいろあると思っておりますし、今回東京都でも、いわゆる住宅基本条例が定められた趣旨もよく理解しておりますので、十分勉強いたしまして、時代に対応できる、そういう日野市独自の基本条例ないしはそれに近い状態のものをみずから保っていききたい、このように考えたところでございます。

○副議長（高橋徳次君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） 市長から直接、予定していなかったんですけども、答弁いただきまして、ちょっと順番が狂っちゃったんですけども、いずれにしても、都市計画法の改正もここで行われるということでありますので、そういったものをきちっと取り入れた形での日野市の総合的な、いろいろ今述べてまいりました問題点、あるいは課題等をきちっと整理をした上で、きちっとしたまた住宅マスタープラン等もつくりながら、その需要と供給の関係で、今極端にそのバランスが崩れているわけでありまして、日野市としての取り組みが、当然これはもう待ったなしでの必要性が今あるわけでありま

すので、そういった意味での日野市独自のまとめとしての、いわゆるそういった総合的な意味においての見直しをきちっとして日野市住宅基本条例を、そのためにはきちっとプロジェクトチーム等も必要でありましょう。そういったものを早急にやはり制定すべき今時期に来ているということを今強く思っているわけでありまして。

先ほどちょっと市長さんのそういう話も伺っちゃってあれなんですけれども、部長さんレベルではこの辺をどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○副議長（高橋徳次君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは、既にもう市長の方からお答えしておりますが、東京都の住宅基本条例につきましては質問者の方から説明のあったとおりでございます。しかし、東京都の基本条例が策定されるまでの経過としても、当然東京都には住宅建設条例、あるいは住宅対策審議会条例を、これを廃止して、この新しい条例化した経緯がございます。もちろんそういった中で当市におきましてこれから基本条例を考える時期には至っていると思っておりますが、現行の条例、市営住宅条例、あるいは管理審議会条例、そういったものが2点存在しているわけでございます。十分総務部、あるいは関係の部局とも調整をしながら、今後の検討課題だというふうに現在考えております。

既に当地におきまして今年度はまちづくりの観点から住宅政策の総合的な問題とあわせての住宅マスタープランの策定もするわけでございますので、住宅マスタープランの策定等も合わせながら、今後の基本条例につきましても、仮称ではございますが、検討課題として受けとめていきたいというふうに思っております。

○副議長（高橋徳次君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） どうもありがとうございました。住宅政策は基本的人権ともかかわる重要な行政課題であります。どうか今後の力強い前進を要望して、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君） これをもって20の1、日野市住宅基本条例を早期に制定せよ！の質問を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開会いたします。時間厳守で御参集をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時58分 散会

6月18日 木曜日 (第6日)

平成4年
第2回定例会 日野市議会会議録 (第21号)

6月18日 木曜日 (第6日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	企画財政部参事	大崎茂男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橋達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根福次
 速記者 山川芳子君

議事日程

平成4年6月18日(木)
 午前10時開議

日程第1 一般質問
 (議案上程)

日程第2 議案第63号 日野市の休日定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第64号 日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第65号 日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第66号 日野市職員の育児休業等に関する条例の制定について

日程第6 議案第67号 日野市立シルバー人材センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第68号 日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第69号 日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-2)工事請負契約の締結について

日程第9 議案第70号 日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-3)工事請負契約の締結について

日程第10 議案第71号 日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-4)工事請負契約の締結について

日程第11 議案第72号 日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-5)工事請負契約の締結について

日程第12 議案第73号 日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-6)工事請負契約の締結について

日程第13 議案第74号 日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区(4-4)工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件
 日程第1から第13まで

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

○議長（黒川重憲君） これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問21の1、市民参加の市立総合病院づくりを進めよの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔2番議員 登壇〕

○2番（執印真智子君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

人は一生の間、随分さまざまな、そして大勢の方にお世話になるものだと思います。親、兄弟、姉妹、先生、友達、近所のおじさんやおばさんとかかわりあい影響をし合いながら、「生まれる」ことから「死ぬ」ことを経験するわけです。生まれたとき、お世話になるお産婆さんや死んでからお世話になるお坊さんや神父さんなど、何かのときお世話になる方々もたくさんいらっしゃって、その中でも、とりわけお医者さんというのは、人々の心の中で重要な位置を占めているかと思います。

私自身のことを振り返ってみますと、お医者さんとの出会いは、オホーツク沿岸の小さな村で風邪から腸捻転まで赤ちゃんからお年寄りまで、とにかくありとあらゆることに対応していた診療所のお医者さんとの出会いが最初でした。もちろん往診もしてくださいまして、小さな村の小さな診療所ではありましたが、みんなが心の底から信頼を寄せていたように思います。日本全国がそんな時代だったのかとも思います。その後、社会も変わって「そのまちなくってはならない人」というお医者さんのイメージから「医は算術」という言葉に患者側が感わされた時代もありました。また、富士見産婦人科病院事件のように、女性の立場からすると、絶対に許せない出来事もあり、患者側の意識も、また変わってしかるべきだったかなと感じている次第です。

病院問題は大変深く、そして広範囲に及ぶ問題であり、まだまだ勉強不足の身ではありますが、患者側として、そして生活者としての目で何か質問をし、また提案させていただきたいと思います。そして、この日野市に暮らす子供たちが大きくなったときに、このまちなくってはならないお医者さん、そして病院であったなあと思い出し感謝をする市立総合病院として、現在の市立総合病院が発展することを願ひまして、そのためには、ぜひとも市民参加が必要ではなかろうかという立場で質問をさせていただきます。

1点目は、現在行われております「市立総合病院改築基礎調査委託料」の内容と進み具合についてお尋ねいたします。まずは4-3ブロックへ建てかえる場合どうかという

ハード面での調査と伺っておりますが詳しくお教えてください。

2点目として、現在の病院、さらに建てかえ後の病院も含めて、患者の人権について、どのような基本的合意が病院内や行政内でなされているかお伺いしたいと思います。最近、患者の人権が取り上げられてまいりまして、大変よろしいことだと感じております。例えば、これは市立総合病院のことではありませんが、五、六人が呼ばれ一度に診察室へ入れられます。そして、男性も女性も混じっているのに、しっかりした間仕切りもないまま、聴診器を当てるために胸を開かされるなどということも、過去に体験をいたしました。命を預けているのですからいたし方ないのかなと感じる気弱な患者の一人でしたので、患者の人権尊重は、大いに大切にされるべきだと感じています。

次に3点目といたしましては、赤字部分について質問いたします。現在、日野市立総合病院が、毎年かなりの赤字経営であることは周知の事実です。平成4年度には、補助金、負担金、赤字部分も含めると、市からは約8億円が出されることになるかと思えます。これは、人口増に対応するため病院の規模を拡張したり、時代のニーズに合わせて診療科目をふやした結果であって、決していたずらに赤字の増大を許してきたとは、もちろん考えておりません。公立病院の抱える使命を考えますと、ある程度不採算部門を引き受けるのは宿命かとも思いますし、今の医療制度ではよい診療を目指せば、どうしても赤字になってしまうという構造があることも承知をしております。この市立病院の赤字の問題について、市の基本的な考えをお聞きし、あわせてその対策についてどのようなことを考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君） まず御質問の中の第1点目でございますけれども、市立総合病院改築等基礎調査委託の内容と進み具合ということでございますが、御質問にもありましたように、市立病院の建てかえにつきましては、現地建てかえということですが、なかなか難しい中では、移転建てかえをする方がベターではないかという中で、候補として多摩平四丁目3番地ブロックを一つの案として検討を進めているわけでございます。その検討を進めるにつきまして、専門家の方に調査を委託したいというようなことございまして、その内容といたしましては、やはり日野市における医療環境、医療に関する現況調査と申しますか、実態調査、それと多摩平四丁目3番地ブロックとの敷地交換による建てかえについての、どういう病院が、建物、規模とかそういうようなものがどのくらい可能であるかというような可能性というようなことと、それから、また

問題点もあろうかと思えます。そういうようなものを洗い出していきたいということの内容でございます。

進み具合といたしましては、現在、その調査の内容項目について整理しておるところでございます。近いうちには業者発注いたしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君） 患者に対する人権につきましての御質問でございますけれども、大前提でございます市立総合病院の建てかえという中における人権でございます。私どもにおきましては、先般、新しい病院につきましての構想につきまして、確かに企画財政部が窓口でございますけれども、やはり最も知り得るのは、病院に従事する職員でございますので、それらノウハウを活用しなければならないということで、市長から指示がございまして、内部的に病院改築検討委員会を設置し、目下医療スタッフの中で審議していただいているわけでございます。こうしたソフト面の中に人権の問題も出てまいりました。それら出たことを答弁にかえたいと思っております。

まず、患者を中心とした医療を提供しなければならないということは、現にある病院と新しい病院に対しても言えるわけでございます。ただいま御質問の中にございましたように、現実には、例えば診察室を取り上げてみますと、中待ちのカーテンの向こう側で、カーテンの間仕切りの中で診察があるわけでございますが、いわゆる簡単につくられているために、プライバシーが確保できないということは、診察中の会話が中待ちの患者に聞こえてしまうということがございます。いわゆる、自分の診察とは関係ないことまで聞こえるということで、いろいろと好ましくないということで、現状のある診察室も変えなきゃなりませんし、新しい病院改築の際も、この辺あたりを見計らわなければならないだろうということでございます。

それと、もう一つは、人権を守るという大前提は待たさない工夫をしなければならない。これは、現にある病院と新しい病院のときも考えなければなりませんけれども、病院サービスに対する不満のうち、投票箱でございますけれども、他を大きく引き離している第1位につきましては、時間が長いということが言われているわけでございます。受付で長い列並びまして、診療科の前で待たされまして、ようやく自分の順番が回ってまいりますと、あっという間に3分診療で診察室を掃き出されまして、また会計とか薬局で待たされ、余りにも非人間的な扱いということは、私ども病院以外にも各病院でも言われているわけでございますけれども、これらあたりを注視しなければならない。

現にある病院につきましても、新しい病院構築にあわせて、これら人権も考えなければなりません。これからは、患者に選ばれる病院になるためには、まず待ち時間の短縮というテーマに真剣に取り組んでいかなければならないということを考えているところでございます。（「何年やっている」と呼ぶ者あり）

それから、同じ待つには快適に待ってもらおう工夫をしなければならない。病院で待たされることの苦痛は、コンサートの開演と違いまして、病気の苦しみや不安の中で周囲の人と会話することなく、ただじっといすに待っているわけでございますが、せめて少しでも苦痛を和らげるような雰囲気をしなければなりません。これらが、人権を守るといふことだと言えるかと思えます。

2番目の、いわゆる赤字部分についてどのように考えているかということ、また赤字対策をどういうふうに考えているかということでもあります。病院経営をいかに行うかということと、病院とは何をなすべきかということは、お互いに相反することでございますけれども、一面、それを見ますと真実のように聞こえるわけでございますけれども、病院は、この論理を乗り越えなければならないことは、院長初め痛切に感じているところであります。幸いに財政当局、議会当局の御配慮のおかげで、慢性の赤字については、一応財政的には負担していただいているわけでございます。ただ、一言申し上げるならば、病院というそのものの存在が、公営企業法を適用されているわけです。一般行政事務の場合によりますと、一般的な公共的な需要を満たすためにいろいろあるわけでございますが、税金という形をとっているわけです。

しかし、病院につきましても、すべての住民が同じようにサービスを受けるということではございませんので、受益者相互負担原則という名において、公営企業法が適用されているわけでございます。要するに、最終的には設置したその地方公共団体が責任を負うということが、この公営企業法の趣旨でございます。いわゆる企業の経営が思わしくなくなった場合、欠損金が生じた場合は、一般会計から租税であります地方公共団体に負担していただくということがあるわけでございます。

その中で、病院会計というものは財務規定が適用されているわけで、そして、なおかつ一般会計との負担金と補助金との割合が決まっているわけで、それに伴っての独立採算であるわけです。だからといって、我々としてはそれに甘えることなく赤字解消に努めているわけです。ただ、病院の中でどの程度認識しているかということでございますけれども、どうしても病院の赤字の要因というのは、先ほど申し上げましたように、医療には、他の企業と違いまして赤字になりやすい要素があるわけでございます。医療法

第4条には、営利を目的として病院の開設許可をしてはいけないというような大前提があるわけです。こういった中と、もう一つは、市立病院なるがゆえに、公共性が強く求められているのが実情でございます。市立病院は、地域住民の医療を確保するために、そもそも採算をとることができない、困難であっても病院を抱えなければならないことは、御指摘のとおりでございます。

医療サービス給付は、市民の生命そのものにかかわる問題があると言えますので、それだけに医療供給機関である当病院としましては、市民が安心して治療を受けられるような、採算を度外視しても行政上の配慮から優先させることが多いわけでございます。そういった要請にこたえるために、高度な医療機械を用いたり、専門的な医療技術者を置いて行う医療、救急の医療体制等々をしなければならない役目もあるわけでありまして、つまり、採算がとれる医療は民間の手で、採算がとれない診療は自治体病院という風潮があることも事実であります。

また、私どもにおいてはもう一つ、市立病院なるがゆえに企業性が発揮できない原因も、赤字の要因でございます。どこの自治体でもそうでございますけれども、こうした診療報酬というのは、都営交通とか水道料金の場合には、赤字の場合はみずから料金改正し、そして採算をやるわけでございますが、公共的な病院につきましても、どこの病院もそうですけれども、社会診療報酬という法律で定められた基準に従って収入が算定されると思います。あと、自分の力で採算がとれるのは、いわゆるベッド差額とか文書代等々でございますけれども、このベッド差額とか文書代につきましても、他の公立病院より一番当病院は低い位置にございます。これは、いずれ自助努力ということで料金改正し、この辺あたりも赤字解消しなければならないというふうに認識しているところであります。

また、ただいまは外部事情でございますけれども、内部事情におきましても、赤字要因としましては、人事院勧告、薬価基準あるいは診療報酬がせっかく引き上げたとしても、薬価基準の引き下げに伴いましての4月1日現在でも、厳しい条件に置かれております。なおかつ、従前はサンプルという薬代も保険点数に換算されていたわけでございますけれども、大体年間400万近く私どもに入ったわけです。これを保険点数に換算できたわけですが、7月1日以降、これができなくなったということになりますと、一層厳しくなっているわけです。

なおまた、いつも御指摘されていますけれども、当病院の病床の占床率が非常に低い。年々下がっているということが実情でございます。これらを何とか引き上げなければな

らないという赤字対策の一環でございます。

それからもう一つは、市立病院の負担でございますけれども、ぜひとも御理解賜りたいことは、確かに、私どものことしの決算期においては、平成3年度には6億7,000万一般会計から負担金及び補助金をちょうだいしているわけでございますけれども、例えて申し上げるならば、これを他の青梅さんとか町田さんに比べまして、町田でも青梅でも、やはり7億、あるいは町田の場合9億7,000万という負担金、ベッドに換算しますと、町田の場合は約358万7,000円、1ベッド負担金、補助金いただいて、手前どもは413万、それから都立府中病院におきましては、東京都から1ベッド567万7,000円をちょうだいし、八王子市にございます都立小児病院は1ベッド1万1,983円いただいている。また、類似団体である病院等々においても、ほとんど赤字でございますけれども、御案内のとおり、かなり公共的な病院は赤字を抱えているのが実情でございます。

全国の自治体病院985カ所ございますけれども、これでいいと私思っておりません。いかに解消しなければならぬことも前置きしておきますけれども、経営主体別に見まして、また経営規模別に見ましても、985カ所のうち87%は赤字でございます。そのうち、最も赤字の要因の大きいところは50床から100床のベッドが、全体の22.4%赤字抱え、次が100床から200床、ちょうど私ども市立病院に該当するところが、全体の20%赤字であるというような実情にあるわけでございます。

今後、赤字対策につきましては、新しい病院を構築する際においては、効率のよい考え方と、またできることならば、委託という形を取り入れながら、組合というセクションでございますけれども、こうしたことを考えながら、なお一層、また占床率を上げるということを考え合わせながら、赤字対策に邁進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） ありがとうございます。

それでは、1問目の基礎調査委託料につきまして再質問させていただきます。

専門的に調査、それから医療に対する現状調査、規模としての可能性、問題点の洗い出しということだそうですが、主に、あそこの4-3ブロックにどういふものがどういふふうに着てられるかということなのかなというふうを感じるわけですが、病院を利用する側の市民、中には近隣市の方もいらっしゃるかと思いますけれども、患者側の声について調査されるお考えがあるかどうかというのを、まずお尋ねしたいと思います。

昨年、私は生活者ネットワークと生活クラブ生協という生活協同組合とともに市立総合病院についてアンケート調査を行いました。実にさまざまな意見が寄せられました。市立病院といいますのは、市民利用の上に成り立っている施設ですので、利用者の声を容易に聞くことができるという利点があると思います。この利点を生かして、たくさんの市民の生の声を聞きながら、現在の病院運営や建てかえ時にも生かすべきだと考えますけれども、無作為抽出方法ですとか、それから現在の患者さんや入院されている方にアンケートをとるといふことも、この基礎調査の中に入れられたらどうかと思います。そして、意思の通じ合う市民と市立総合病院の関係づくりの第1歩とすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、2問目の再質問に移りながら、アンケートの中から実際の声というのを御紹介したいと思います。回答総数は421件、件数としては少数ですが、実に多くの意見が寄せられました。市立総合病院への関心の高さを知る思いもいたしました。

まず、施設の面では、将来のエネルギー事情にも対応できる省エネルギー型の建物として雨水利用、コ・ジェネレーションなどを進めてほしい。それから、車いす利用者を考えたスペースと機能にしてほしい。先ほどからお話もありましたけれども、待ち時間を少しでも気楽に過ごせる独自の待合室をつくらしてほしいという要望が多く、中でも特に強い改善要求として挙げられたのが、先ほど事務長さんからもお話ありましたが、中待ちの問題でした。御説明いただきましたけれども、中待ちと言いますのは、診察直前にカーテン1枚で仕切られた診察室内の待合席に移されることなんです。ここでは診察中のお医者さんと患者の会話が筒抜けになりまして、聞く者もいやだし、次は自分が聞かれるのかなと思うと、これも大変不快な思いがするものです。

それから、受診の際の要望にもいろいろありました。今話題になっておりますインフォームド・コンセントにつながる内容のものが多くということは想像いただけるかと思えますけれども、インフォームド・コンセントと言いますのは、直訳をいたしますと「知らされた上での同意」、つまりお医者さんから説明を受けて患者が同意をすることです。薬の説明、それから病状の説明、治療方法の説明をしていただきながら、自分も納得をして治る気力を養っていく、そして、お医者さんとの強い信頼関係を結びたいと考えるのは、患者として当然のことだと思います。それらにつきましては、実に半数近くの方が不満を感じていました。市立総合病院の中でも、実際には、その科によって違うようですが、私も現在お世話になっておりますけれども、その先生は大変よく説明をしてくださいますので、自分自身の体とどういふふうにつき合っていくか

ということが、自分なりに判断もできますし、大変ありがたいと感じているところです。そういう先生やそういった診療科もあるようですけれども、科によっては、説明以前にこちらから聞けるような雰囲気ではないというところもあるというのも確かだと思います。

それから、これは市立病院の例ではありませんけれども、私もいろいろな病院でいろんな質問を、たまたまお世話になることがあったんでしてみたんですが、「この薬は何ですか」とか「どういう作用があるのですか」というふうにお伺いしますと、そう聞かれるだけで「信頼していないのに薬を使ってもきかないでしょうから、薬はやめましょう」ということになるんですね。患者の側としては、そうではなくて、自分の体にとってそれがどうなのか、どういう作用があるのかということが知りたい。知った上で使っていきたい。そして、治っていきたいということがあるわけですが、そのお医者さんにも、当然よるとは思いますけれども、体質の中に、とにかく言われたとおりに薬を飲まないのならというようなところがあるのかなという感じもいたしました。

市立総合病院といいますのがインフォームド・コンセント、患者の人権を大事にすることというのを、市内病院のリーダー的な役割として推し進めていただくことも必要だと考えております。このインフォームド・コンセントに対しましては、現在どのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

それから、アンケートに戻りますと、どの要望にも共通して読み取れましたのは、患者の人権を考えてほしいということです。病院の運営とか管理というのは、患者、市民に説明しても理解できないとお考えかもしれませんが、その問題の糸口を患者の人権に置いてみたら、案外答えが次々と出てくるのではないかなと、患者側からは考えるところです。

ふえ続けますさまざまな人権問題への市民の願いをアンケートから読んだり、まちの中で直接聞いたりしますと、私は今、日野市に医療オンブズマンが必要ではないかと感じるところです。オンブズマンとは聞き慣れない言葉ですが、「代理人、弁護人、後見人」といった意味があります。市民が行政から何らかの不利益をこうむった場合、オンブズマンに申し立てをし、オンブズマンはその行政苦情を調査する法的権限を持ち、同時に行政を監視する任務を持っています。この「オンブズマン制度」の歴史は意外に古く1809年スウェーデンで設立されました。民主憲法を制定した際、国会は国民からの苦情を調査するために国会独自の職員を任命いたしました。その後、デンマーク、ノルウェー、カナダ、ニュージーランド、フランス、イギリス、アメリカなど世界各地でそ

の国に合ったやり方で運営されております。

日本では1990年11月に川崎市で初めてスタートいたしました。リクルート問題など、相次ぐ職員の不祥事によって失われた市政への信頼をどう取り戻すかというところから、オンブズマン制度具体化へと動き出したわけです。教育、福祉、道路など市民生活の多岐にわたる分野での市民の苦情に対する解決システムの一つとして位置づけられております。

また、中野区では平成2年に「福祉オンブズマン制度」が設立されました。区では、各課ごとに区政に対する苦情、相談など受け付けておりますが、福祉サービスの向上と今後の在宅福祉の拡大を考慮し、独立した第三機関が必要であるとの結論に達しました。この福祉オンブズマンは、区長の附属機関として位置し、主に在宅福祉サービスに対する不服、苦情など受け付け、不適切な行政だと判断した場合、区長に対し是正と必要な措置をとるよう勧告できます。そして、最終的には毎年度申し立ての処理状況などが区報で公表されますので、どのような申し立てがなされ、どのように処理されたか区民によくわかるシステムになっております。

このようにざっとオンブズマン制度について見てまいりましたが、この日野市におきましても、医療、福祉分野の苦情、不満、要望など受け付けるオンブズマン制度のようなシステムがあれば、解決をする段階でおのずから理想的な市立総合病院とはどんなものかということも、また浮かび上がってくるのではないのでしょうか。市立総合病院建てかえの問題が起きている今こそ、医療オンブズマン制度設立に向けて検討する時期に来ていると思うのですが、いかがでしょうか。

次に、3点目の赤字部分について再質問させていただきます。

最初に述べましたように、私は赤字が何が何でも悪いと言っているわけではありません。薬づけにされるということも、患者側からしますと大変な苦痛です。しかし、もちろん減らす努力はしていただかないと困ります。大切なのは、その赤字が本当に市民に納得のいくものなのかどうか、そして、そういった情報をきちんと行政が流しているのかどうかということだと思います。私はそれには疑問を感じております。

例えば、少し前まで、病院の建てかえ問題について『二眼レフ構想』というのがありました。「広報ひの」で市長が発表されますと、私の周辺の人たちは、主に浅川の南側の方たちですけれども、今にも市立総合病院が二つできるように思いまして、早くできないだろうかと期待の声を上げたものです。市民ニーズというのはもちろん、自分の近くに安心できる病院をとということですから、これは当然です。しかし、市長の書かれた

記事の中からは、市立総合病院の膨大な赤字のことまでは読み取ることができません。病院が抱えているさまざまな問題、病院の現状や悩みなどを広報だけで知ることは不可能です。そういった財政的なことも、広く市民に知らせ一緒に考えてこそ、市民権の日野市と言えるのではないかと考えるところです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

私たちのアンケート調査によりますと、この市立総合病院の建てかえ問題については、約半数の人が知らなかったと答えております。「広報ひの」には、休日診療や当番医の記事というのは載っておりますが、市民の財産としての市立総合病院をもっと広く知ってもらいたいという記事や情報が少ないように思います。市立総合病院があることを市民が誇り、それを守っていききたいと思う病院にするためには、「市立病院だより」のような情報PR誌がどうしても必要だと思います。既に「公民館だより」や「女性センターだより」のようなものもありますし、市立病院に関してさまざまな情報を流すことで、赤字も含めて市立総合病院の状況も市民に理解してもらえられませんか。それより何より一人でも多くの市民の方々に理解をしていただかなければ、市立総合病院の今後の経営は成り立たなくなってしまうのではないかと考えますが、それについてはいかがお考えでしょうか。

こんなことを申し上げますのは、実は先月5月26日のNHKテレビで、岩手県の沢内病院の存亡をめぐる、住民集会の様子が放映されました。沢内村は全国に先がけて、老人医療費を60歳から無料にした画期的なところですが、病院経営については、途中広く村民に知らせることがなかったようです。赤字になりまして、これ以上病院の経営を村の財政では賄い切れないとする村長と、何としても地域医療を守りたいとする病院長の対立がありました。深い雪の中で病院で1人で過ごすお年寄りの姿が最後に映し出されましたが、この方は、冬が余りに寒いので自宅にはいらなくなって病院で過ごすしかないという、そういったお年寄りだったんですけれども、病院がなくなってしまったら、一体どうになってしまうのかなということで、人ごとながら大変心配になりました。

そして、思わず日野市は大丈夫なのかなと思ってしまったわけなんです。このまま市民に詳しい情報を知らせないまま、市立総合病院の運営を続けていって、万が一先へ行って突然、そのような事態になってしまったら、一番困るのは市民自身、患者自身なので、自分たちの問題として、日常的に病院のことを考えるためにも、病院の経営も含めたさまざまな情報を流すことはぜひ必要だと考えますが、市として「市立病院だより」の発行について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君） 病院の基礎調査の中にアンケートということでございます。

基礎調査につきましては、先ほどもお答えいたしましたけれども、市の実態といえますか、医療の実態と、それからハード面の専門的調査ということでございますが、具体的に申し上げますと、医療の実態調査の中では、医療の需要状況あるいは施設の供給側の状況、それから現在あります日野市立総合病院の実態といえますか調査ですね、利用状況等があります。その上に立ちまして、また市立病院のあり方、役割、位置づけ、そういうようなものを一応コンサルに出していただきたいというつもりでおります。

また、ハードにつきましては、四丁目3番地ブロックとの敷地交換によることの可能性と、それから医療計画という一つの枠がございますので、その医療計画を考えた当分の病院の整備計画案、それと幼稚園、保育園等もございますから、どんなふうに段階的に建てかえていくかというような検討が含まれております。

特に御質問の中では、利用する立場の人の考えをというようなことでございますが、この病院を建設していくには、一つのプロセスがありまして、いろいろ段階的に追っていくわけでございますが、基本計画といえますか、そういう段階ではかなり広く意見を求めなければならないかと思いますが、まずこの基礎調査では、ただいま申したような内容でございますが、市民に無作為抽出ということもなかなか、先ほどの話、病院に対する関心やなにかもございまして、ある方あるいはない方、病院があることも知らないというような市民もおります。そういう中では、病院にかなり関心のある、実際に病院を利用している方、つまり現在病院に外来として通っている方あるいは入院されている方、そういう方からのアンケート調査は考えていきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、病院につきまして、市民の側からすれば、いつでもだれもがどんな病気でも安心して診てもらえる病院がほしいというのが、一般的でございます。いつでもということはもちろん夜間でも休日でも診ていただきたい。それから、どんな病気でもということになりますと、いろんな診療科目をなるべく多くふやしていただきたいということになりますでしょうし、それから、やはり質の高い医療ということを目指しておると思っております。

したがって、一般論でいきますと、市民は、やはり病院というこの医療施設とすれば、医療水準をまず一番考えるでしょうし、次にサービスの状況だろうと思っております。先ほどお話にありました待ち時間の問題あるいはプライバシー保護、中診察の関係、それから、医療スタッフと患者とのコミュニケーション、そういうふうなことで安心して

身を任せられるというような病院を望むことであろうと思います。また、身を託すとすれば、できるだけ、やはり施設の明るい清潔な居住的なアメニティのある病院というのが望まれておるわけでございます。私の方では、市民意識調査の中で市立病院に対するいろいろな意見がございます。そういうようなことも十分参考にしていきたいと思いますが、前段申し上げましたように、基礎調査の中では、一応患者さんにアンケートをとる考えを持っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君） 人権を守る立場から、いわゆるインフォームド・コンセントという言葉があるわけでございます。最近、医療がますます高度化しまして、病気そのものが急性疾患より慢性疾患が問題になる中で、患者自身が治療についての判断、納得することが大切になっていることは事実でございます。従来の医師にお任せの診察から患者が参加できるような医療現場で、インフォームド・コンセントという実践を求める運動が起きていることは事実でございます。また、私どもの医局の中においても、やはり患者への十分な説明の必要性を医局会の方では認めているわけでございます。

ことしの予定でございますけれども、医療法の改正がある予定でございますが、その中に医療法の中にインフォームド・コンセントが重要な要素となっていることが言われているわけでございます。こうした中で、今後、一つの方法としましては、相談コーナーを設けたらどうだろうかということで、病院や医師に対する不平不満は山積していることは事実でございます。わずかな支払い方法やあるいは病状説明の不徹底のために、そのことがやがて医療事故、問題に広がってくるわけでありまして、こうしたことから、病院においても相談コーナーを設けまして、こうした苦情をそこで処理したらどうだろうかということでございます。そのことがオンブズマン制度にも乗ってくると思っておりますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、川崎市の行政全体のオンブズマン、また中野区におきます福祉専門のオンブズマンと、もっと小規模である病院だけのオンブズマンになってくると、なかなか難しい問題があるわけでございます。この中野区のオンブズマンの内容を見ましても、いわゆる苦情等を見ましても、なかなか病院に対するオンブズマンはなじまないというか、難しい問題があるんじゃないか。医療全体ならばよろしいんですけど、病院ということになってくると、難しい問題があるんじゃないかと思っておりますけれども、御提言を受けとめまして、病院の中で検討させていただきたいと思っております。

それから、赤字部分について御理解ありがとうございます。もっとPRしあるいは病院の存在を認ればいいんじゃないだろうかということですが、そのことが市民だよりという言葉で置きかえられると思っておりますけれども、ちょっと御報告申し上げるならば、たまたま公営企業法を適用されてますから独立採算制になっておりますけれども、以前私、福祉関係で携わったわけですが、今、浅川苑という、例えて申し上げますけれども、50人の収容定員でございまして、365日、延べ人口1万8,250人になると思っております。平成3年度の決算見込みは、純粋に国庫補助金措置費、自己負担を抜きますと6,700万の純粋に市からの持ち出しでございます。これを先ほどの1万8,250人で割り返しますと、1人、3,697円の市からの持ち出しであるわけです。これを病院に例えて言うならば、平成3年度の決算を見ますと、入院患者が4万677人、外来は17万1,593人、トータル、延べでございまして21万2,270人、平成3年度の負担、補助金の持ち出し金が6億7,067万7,000円でございます。これを21万2,270人で割り返しますと3,166円、つまり福祉と違いますが、持ち出す金は同じであるということで、その点、御理解を賜りたい。（「比較することはできない」「それはおかしいよ」「それはすりかえだ」「人件費かかり過ぎているんだよ」と呼ぶ者あり）

そこで、病院の赤字につきましては……（「比較すること自体無理」と呼ぶ者あり）やはり、きちっと「市立病院だより」ということでやるんですけど、なかなか医療関係におけるたよりというのは難しいわけでございますけれども、広報面等を利用しながら、今後病院についての明らかなことをすることによって、住民の理解を求めることが赤字に対する理解ができるんじゃないか、また御提言として受けとめておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） ありがとうございます。

それでは、1問目につきまして、私ども今回、青梅と町田と稲城につきまして、どういうふうに市民参加ができていのかということと、それからどういうふうに患者の声を吸い上げているのかということ調査をいたしました。出かけていって実態調査ではありませんので、実態はまたもう少し違うのかもしれませんが、青梅の場合には運営委員会があるそうです。それで、議会前には必ず開かれている。患者代表が意見を言える場を確保しているということです。これは、地元対策ということもあるというふうには伺っておりますけれども、とにかくこういう形で運営委員会というものがある。それから、提案箱があるそうです。これは、日野でも投書箱がありますので、同じよう

なものかと思えます。それから、院長テレホン、毎月1度の金曜日の9時から12時、院長が対応して、患者の疑問や相談に応じているということです。

町田の場合は、運営委員会ですとか院長テレホンだとかいうものはありませんで、市長の手紙、市民相談、それから行政の窓口疑問があったときには直接行く。それで、院内会議は開いている。それから、情報公開の線に沿ってやっているということです。

稲城市立病院は、投書箱があって、病院運営委員会があって、これは増築を控えているのでつくったそうですが、増築後も存続する予定である。2カ月に1回開催をしていて、医師会、市民代表、市議会議員、病院長、事務長が入っている。それから、アンケート、これを年に1回、入院、外来患者対象でアンケートをとっていて、結果は院内及び運営委員会に報告をしているということです。

日野の場合は運営委員会があって、それが地域保健協議会に変わったというふうに伺っておりますし、さまざま本当に調整のところ、御苦労いただいているということはおわかりいただけますし、稲城の例もありますし、患者さんには今からでもアンケートをとるということを実行された方がいいのではないかなというふうに感じるところです。

それから、私どものアンケートの中の利用したことがないという人の部分をちょっと御紹介いたしますと、なぜ利用しないのかということについては、利用する機会がない、遠くて不便、交通の便が悪い、利用しようとしたが混んでいてやめた、利用する必要がなかった、車がないので、評判がよくないので、緊急時対応する医師が一部門だけだから、薬をもらうのに待たされるからというような理由がありました。

企画財政部参事の大崎さんの方では、利用していない人にとって、余り意味がないのではないかなというようなお話もありましたけれども、なぜ利用しないのかということも、また分析をしないと、本当の市立病院、あるべき姿の市立病院というのは見えてこないのではないかなというような気がするんですね。それで、無作為抽出方法で市民に聞くことが必要ではないかというふうに考えているわけです。

それから、市民意識調査の中で、これも調査をするというようなお話もありましたけれども、前回の市民意識調査を見せていただきましたけれども、市立総合病院をどうしてほしいか。拡充をしてほしいというような、大変大ざっぱなあいまいな質問方法だったように思われます。あれでは、実際の暮らしの中からの市民の声は見えてこないんじゃないかなというふうに思います。

さらに、先日の小山議員の質問に、民意の反映についてはどうしているかというお答えの中で、大崎参事の方から、請願が出てきた中からいろいろ反映をしているというお

答えがあったように思いますけれども、請願が出てきたから、それを参考にするというのではなくて、もっと積極的に市として聞いていくことが必要ではないかというふうに感じております。（「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり）

先ほど基礎調査の中でお答えがあったんですが、もう1度アンケートについては、いつ、どの時点でなさろうとしているのかということ、流れとして説明していただきたいのと、確かにハードな建物の面については、専門家の方がやるしかないところがあるんだらうと思うんですけども、その中に、ぜひとも使う側の声というのは一番大事な部分として入れていくべきだと思いますし、このまちのことはこのまちの市民が、まず考えていく。それを念頭に置いて仕事を進めていっていただきたいなというふうに思いますので、そのあたりをもう1度説明していただきたいと思います。

それから、オンブズマン制度というのは、もちろんつくったときには市立総合病院のみには限らないと思います。医療があてはまらないのであれば、いろいろな点で広げてつくっても、私は構わないと思うんですが、先ほど病院の中に相談コーナーを設けたいということで、その中で苦情処理をしていきたいということでしたが、患者の側からいたしますと、不満を感じた病院内にある相談コーナーには行けないと思います。ですから、第三者の利害のない公正な機関であって、そして法的な裏づけのあるオンブズマン制度が、ぜひとも今必要ではないかというふうに感じているところです。

余り具体的な例を言うのも、本当に胸が痛むんですけども、少し紹介いたしますと、知り合いのおばあさんが市立総合病院に行きまして、急に動けなくなったので「痛いんです」というふうに訴えましたところ、お医者さんが「私には、あなたがどうして痛いのかわかりません」とおっしゃったと言いますね。それは、たしかに他人の体ですから、そうなのかと思えますけれども、すぐる思いで行く病院ですから、本当にこんな対応でいいのかなということ、一つ感じるわけです。

それから、かつてこれは市立病院にかかった人から伺ったお話なんですけれども、看護婦さんの対応の件で「もう死んでも、市立病院には行きたくない」とおっしゃったと言いますね。そういう話も聞きました。死んだら行けないわけなんですけれども、そういうふうに感じさせてしまっている部分があるということです。

それから、これは日野市内の歯科医ですけども、「治療中に子供が泣いたので、たたいたら鼻血が出てしまいましたが、治療も済みまし鼻血もとまりました」と言われたことがありまして、本当にこれは人権感覚というのはどういふふうになっているのかなというふうに感じるところです。

それで、川崎のオンブズマンの例ですけれども、さまざまなことがこのオンブズマン制度に持ち込まれて、そして解決をされたり、またオンブズマンが出した答えにもまだ納得できないという部分も、いろいろそういう問題があるようですけれども、菅野オンブズマンという方が、印象に残った事例として取り上げていらっしゃるんですけれども、区役所の窓口業務に携わっている職員についての苦情です。「特に感じますのは、応接に当たった窓口職員と来所された市民との間に意識のずれがあることです。調査に入って初めて気づいたことですが、窓口職員は、後日申立人から指摘されるまで、自分の応接態度が不親切なものであったと意識していない場合が多いようなのです。このため、苦情のあった区役所に向いて事実確認をしたところ、区役所側が申立人に陳謝し、今後は窓口での市民対応を適切に行うことを職員一同で申し合わせるなど、行政姿勢の改善を図り問題は解決しました」ということで、またほかにも、教育現場での体罰の問題などが、報告書が不正確であったというようなことで勧告を受けたりはしているようですけれども、例えばこの問題も、患者というのは大変精神的にもナーバスになっておりますから、看護婦さんはそういうつもりで言わなくても、そういうふうを受け取る場合もある。本当に対応が悪い場合もある。そういうものを、利害のない公正な機関の中で検討していくことが必要ではないかというふうに思います。これについてももう1度御回答をお願いしたいと思います。

それから、「市立病院だより」につきましては、私などがイメージしますのは、大変今の時代に合っているといたしますか、柔らかいものがないのではないのかなというふうに感じるんです。例えば、新しく来られた先生の紹介ですとか、それから施設の改善の報告、病院もあの狭い古くなった病院の中で、とても一生懸命改善をして少しでも患者が気持ちよく過ごせるようにしたいということで、さまざま改善を重ねてくださっていることも、もちろん存じておりますし、例えば薬の待ち時間の解消ですとか、夕食の時間の変更、そんなものもなされてきていると思うんですね。そういったことも伝えていったらいいと思いますし、その中に、例えばちょっとした風邪でも患者が市立病院に集まっていって、それがまた3時間待って3分診療の原因になるというようなこともありますので、病院のかかり方というようなものも伝えていくということをしていったらいいのではないかというふうに感じているところです。この点につきまして、もう1度お返事をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君） 市民の声というようなことでの再質問でございます

が、先ほどの私の方の答弁で、無作為抽出でのアンケートというようなことで、ちょっと半数以上が病気、あるいは病院を利用したという経験のない方への設問はどうかというふうなことで、お答え申し上げたわけでございますが、議員さんの方のアンケートでも健康だからとかそういうようなことの答えが多いわけでございます。強いて言いますと遠いからとか、車がないからとか、駐車場が不足しているからとかというふうなこともあろうかと思えます。これは、市民意識調査でも出てきておる問題でございますが、先ほど答弁いたしましたように、利用する市民とすれば、やはりいい医療といたしますか、そういうような安心できる医療、これがもう一番のポイントだろうと思えます。

したがいまして、現在私どもで調査をしようとしておりますのは、どちらかというところ、どこへどの程度のものをつくったらいいかというふうな段階でございますので、実際にそこに当てはめる病院をつくるとなれば、どんなような病院にするかというふうなことでは、広く意見を募る必要があろうかと思えます。

先ほど、いろいろな病院建設に段階的な手順があるという中での一番最初の基礎調査につきましては、現況調査というふうなことでございますので、特に現在ある病院についてであれば、病院を利用している患者さんが一番その病院に対していろいろな御意見をもちださるということ、その患者さんに対しての設問をしたい、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君） 冒頭申しわけなく思っていますけれども、病院の対応の仕方について、大変御迷惑をかけております。こうした医師の対応の仕方、看護婦の対応の仕方については、努めて私どもの管理会議あるいは診療会議、婦長会等あるいは研修会を通じまして、患者に対する言葉の使い方について、十分指導しているところではありますが、一層指導していきたいと思っております。

また、それに伴いましてオンブズマンを導入ということでもあります。オンブズマンという言葉は代理人という言葉でございまして、いわゆる福祉とか法律の専門家が識見のある方になるわけでありまして、病院に対して、ただいまの医者や看護婦の態度とか看護婦の態度について、なかなか難しい問題があんじやなかろうかということ、先ほど申し上げたわけで、それにかわるものとして、相談コーナーをとということで、確かに相談コーナーでは御指摘のとおりかもしれませんが、それらをあわせまして、今後検討させていただきたいと思えます。

それから、「市立病院だより」でございますけれども、広報等の紙面をお借りいたし

まして、そこへ載せることも必要ではございますし、また、ただ市立病院だよりになりますと、どこまで出すかということを内部的に、御質問の御提言あったときに内部的に検討しているわけでありますが、今後の課題として受けとめさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

検討をしてくださるということですので、今後に期待をしておりますが、ぜひ使用側の意見というのを、本当に積極的に聞いてほしいんですね。病院とか学校というのは、なかなか市民参加しにくいところのようですけれども、市民が主役ということは、時代の流れだというふうに思います。

それで、少しまたアンケートの中から御紹介したいんですが、治療につきましては内科、小児科、産婦人科、外科、整形外科、耳鼻科、眼科、歯科というふうにとっておりますけれども、医師によって違い、熱心に説明してくれる先生もいる、親身になってくれない、もう少し安心させる説明があればよかった、すぐに怒って聞きたいことも聞けなかった、丁寧だが忙しく他の患者を診ながら説明をした、患者の立場に立った見方をしてほしいと思う、障害者に理解がないというのもございます。

それから、入院病室については明るいですとか、まずまず、別に悪くなかった、狭く古く暗い、狭くプライバシーがないというようなところもアンケートの中では出てきております。

それから、食事については普通、朝は手抜きの、制限されていたが、きちっと計算されていて安心だった、病院食の平均だろうと納得はしているが、量がもう少しあればいい、子供でも年齢に応じた内容がほしいというようなものもございます。

それから、医師、看護婦さんの対応については、看護婦は親切、先生も看護婦さんもちの言うことをきちんと聞いて対応してくれた。看護婦さんはよくしてくれた、普通というのがありますけれども、中には看護婦の対応が悪い、特に寝たきり老人など体の動けない人への対応はひどい、看護婦の細かい仕事量や夜勤など重労働には感服する、多くの看護婦の中には話しやすかったり親切な人も多いが、横柄な態度の看護婦さんには患者は萎縮してしまう。臆病になって疲れることもしばしばあった、医者から病気についての説明がなくいら立ったというようなさまざまな意見が出てきておりますし、薬については使い方の説明があったので、内容は聞きにくかった、質問をしないと答えて

くれない、質問をするような雰囲気ではない。

それから、望むことという中では、地理的問題、交通の便のよいところに駐車場を広く使いやすくしてほしい、ハードな面では段差をなくし、受付は車いすの人でも見えるように低くしてほしい、障害者への対応を考慮してほしい、設備、医療機器、医師の内容も充実したものにしてほしい。在宅診療を行うとか老人福祉に取り組むとか24時間緊急医療に取り組むとか、町医者ではできないことに取り組んでほしい、設備をよくし、医師、看護婦を十分に置いてゆとりのある医療機関にしてほしい。

ソフトの面では待ち時間を少なく親切、誠実な対応をしてくれる医師を望む、インフォームド・コンセントを実践できるような条件を整備してほしい。それから、患者の身になって考えてほしい、医師自身のモラルを高めてほしい、看護婦の労働条件をよくした方がいい、ゆとりのスペースで禁煙にしてほしい、信頼のおけるしっかりした総合病院をつくってほしい。

こんなさまざまなことが出てきていたわけです。交通の便のよいところにつくってほしいというようなこともありまして、市立病院は使える人と使えない人というふうなお答えも、先ほどあったんですけれども、市立の病院ですから、だれもが使えるような仕組みを、そのまちの中につくり出していくという発想に立たないといけないのではないかなというふうに思うんです。遠いところにあるから来られない人がいるのは当たり前というような、仕方がない——ちょっと当たり前というのは言い過ぎだと思いますけれども、仕方がないというような発想ではなくて、だったらどういうふうにすれば大勢の市民がその市立総合病院にかかれるようになるのか。しかも、地域のお医者さんとどんなようなつながり方をしていけばいいのかというようなことも、一緒に考えていただきたいなというふうに思っているところです。

最後に、市長に質問させていただきたいんですが、大変時代も変わってきておりまして、行政が行政のプロとして、その責任だけで仕事を進める時代ではないのではないかなというふうに感じております。日常的に市民の声を聞いて、市民が主権のまちというのは、やっぱりつくっていかねばいけないと思います。市民の意見を聞くということは、大変さまざまな主義主張の市民がいる中で難しいことだろうとは思いますが、こと市立総合病院に関しましては患者としてとか、それから市民として人権を尊重してほしいとか、それから、なるべく健康で長生きしていきたいという点では、その主義主張にかかわらず、一致できる点が多いのではないかなというふうに感じるところです。

それから、市民の側から見ますと、公民館も女性センターも市立総合病院も、私たちの税金で建設したり運営したりしているという点では、全く同じ施設だというふうに思っています。1眼レフだとか2眼レフだとか言われましても、財政の面も含めて、確かな情報がないと、市民には判断しにくい部分です。「知らしむべからず、寄らしむべし」という時代でないのは、もちろんですけれども、もっとおおらかに市民参加で議論できるシステムづくりをしていただきたいと思います。インフォームド・コンセントとかオンムズマンの問題も含めまして、管理責任者としての市長の姿勢とお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市立病院の現状を中心といたしまして、病院自身の問題あるいは建てかえに伴う問題、いわゆる市民権者の立場から御指摘、御提言あるいは御提案、それぞれ大変参考になると思っております。

言うまでもなく、地方自治体、その主権者は市民でありますし、それから私は庁内にとりまわるときに言うことではありますが、施設に対する制度の本質、これは自治法で「使用」という言葉が使われている。使用料というような場合ですが、これは主権者である国民や市民が自分のものとして使用すると、そういうことで、商業主義は多分「利用」という言葉でよろしいだろうと思っておりますが、つまり使用者、直接使う主権者が立場に立ってすべて考え運営をする。委任をされているわけでありまして、その委任を受けた者が勝手なみずからの判断で行っておりますと、民主主義そのものがだんだんと怪しくなっていく、こういう本質があるだろうと思っております。

病院に関しましても、まさにそのとおりでありまして、御指摘のインフォームド・コンセントの場合でありますとかあるいはオンムズマンのことにつきましても、いわゆる絶えず省みて、みずからの行政としての姿勢をただしていかなければならない。そのことからすべてが始まる。こんな御指摘であり、また我々の感想でもあるわけでありまして。

特に今、日野市の医療行政を大きく論ずる場として、医師会の提唱にこたえて、地域保健協議会という仕組みを設けております。委員さんが20名、その中には議員さんが4名おいででありますし、それから、市民代表という識見を持たれる方ということで、これまた4名御参加をいただき、医師会、それから歯科医師会、薬剤師会、それに市立病院、保健所、それから消防署、こういうところの職員を代表される方々に御参加をいただいて、大きな年間の医療行政についての合議、合意の場というふうに位置づけております。（「今やってないじゃない」「名前だけじゃない」と呼ぶ者あり）

今、市立病院に、かつて病院運営協議会という仕組みがございまして、市立病院運営協議会は、一番地元医師会との協調、意見交換によって協調の場を設ける仕組みでございましたが、これは今日、病院自身が主体となって、院長が中心になって、そして適切な組織を設けてほしいというふうには伝えてあるわけでありまして、まだ発足していないようでもありますので、これをぜひ発足をさせたい、このように考えております。

そして、その中にもっと市民参加の意見が反映できるように、そういうことは当然でもありますし、ぜひ実施をしていきたい。そういうことによって、御提案にある程度おこたえができるのではなかろうかと、こう考えております。

それから、建てかえにつきましては、今、特命参事が説明をしておるわけでありまして、専門機関にコンサルを委嘱するに当たりまして、その項目の中に市民の意識調査ということを加えていきたい。そういうことを実現として可能ではなかろうかと……（「63年の報告書を生かしているの」と呼ぶ者あり）こんなふうに思っております。

医療行政そのものは、行政としても大きな課題でありますし、日野市は、これまで人口急増にこたえて、公立の病院を経営したということでありまして、いろいろ問題はありますが、一たび開設し経営を始めておられるからには、前向きによくしていくということが、当然の方向でありまして……（「ますます悪くなっている」「市長も行かない市立病院」と呼ぶ者あり）そのために、ぜひ建てかえもしなければならない。そして、建てかえの中で市民要求にこたえられる条件を整えていかなければならない。特に利便性でありますとか、あるいは病院という性格上、不採算という部門がかなりあるわけでありまして。公立病院そのものが市民要望にこたえるためには、不採算を覚悟で臨まなければならないという、また大きい使命もあるように感じております。

今、国の地域保健計画によりまして、増床ということが非常に困難な時期になっておりますので、（「市長の責任だよ」と呼ぶ者あり）現実的には、増床のことも将来展望の中に位置づけて、（「なぜ放置した」と呼ぶ者あり）可能性を十分見通しながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

欠落した部分もあると思っておりますけど、以上のようにお答えをしておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

いろいろ御返答いただいたわけですが、今ある組織というのは、まずきちっと機能させていってほしい。そして、市民、患者側の意見というのがよく反映できるようにして

いってほしいというふうに感じたところです。

それから、アンケートについては、できるかもしれないということで、ぜひやっていただきたいと思います。

オンブズマン制度については、さまざまな意見を聞きながら努力をしますということ、つまりつくらなくてもやっていけるというようなお答えなのかなというふうにも思うんですが、もちろんトップとしての市長がそういった誇りを持って御自分自身も仕事をされて、そして、職員の方々にもそういった態度で臨まれているというのは、大変評価させていただける部分ですけれども、時代も変わってきておりまして、それから、これだけさまざま多岐にわたる問題が出てきておりますときに、私はもうこれからの時代に必要な制度だろうというふうに考えております。

それから、社会の中で肩書があれば、余り邪険には扱われないということがありますので、これもぜひ心にとめておいていただきたいなと思うところです。市民として目指します病院はインフォームド・コンセントでありますし、それから患者の人権尊重をまず第1に掲げる病院だと思います。さらに、将来の展望としては、地元開業医との連携診療、高齢社会を見込んでの福祉と結びついた医療など、積極的に進めていっていただきたいと感じています。生まれてから死ぬまでお世話になれる病院づくりを目指していただきたいと思います。

市長、院長、大崎参事、事務長さんを初めとしまして、さまざまな角度から多方面の人々とのかかわりを大切にしながら十分に御検討いただいているのは感謝をしておりますが、病院は建てかえたけれど体質はそのまま、死んでも市立病院にはかかりたくないと感じる市民が、また出てくるのではせっかく私たちの税金で市立の総合病院をつくっている意味がないと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）まことにきついことを言うようで恐縮ではありますが、当然、市民として協力は惜しみません。現段階からソフト面での市民参加のシステムづくりが、ぜひ必要でありますし、市としても発想の転換をまずしていただいて、主役は市民なんだと、市民が主役の市立総合病院づくりをするんだというところを、特に強く心に置いて仕事をしていただきたいと強く要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって21の1、市民参加の市立総合病院づくりをすすめよの質問を終わります。

お語りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午後1時7分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の1、日本共産党の「納税者憲章」の提案についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員 登壇〕

○30番（米沢照男君） 日本共産党の「納税者憲章」の提案について、質問を行います。

日本共産党は2月14日、納税者憲章の提案、人権無視の強権的徴税をやめさせ、国民が主人公の税務行政と税制を実現するためにとの提言を発表をいたしました。これは、政党として、日本では初めての提言であります。日本の税制は、御承知のように、戦前は税務官庁が税額を決定して押しつけるという、いわゆる賦課課税制度でありましたけれども、戦後の新憲法のもとで、自主申告制、自主課税制度に税制改革が実施をされてまいりました。国民主権の立場から、税制の民主的な改革が行われたはずでありますけれども、実際は、国民納税者の権利は十分保障されないまま、これまで経過をしてまいりました。軍備拡張と大企業擁護のための、新たな財源を生み出すために消費税が強行され、国民に大きな負担がしわ寄せられてきたことは、記憶に新しいところであります。国民の税負担が一層増加しつつある中で、一方では、強権的な徴税攻勢がさらに強化されつつあるのが今日であります。納税者の仕事の都合も聞かずに事前の通告もないまま、いきなり税務調査に訪れ、権力をかさにタンスやハンドバッグまであけさせるとか、女性店主の入浴中に上がり込み、バスタオルを巻いただけのこの女性に30分以上も調査を迫る、また入院給付を受けている業者の生命保険を差し押さえて解約をさせ、その金を滞納額に充当させるという、人道上許されないとんでもない事件が相次いで起きております。こうした強権的な徴税攻勢を反映をして、例えば青色申告の取り消し件数は、86年110件であったものが、89年394件と4倍近く増加しております。また、不服審査申し立て件数では、86年1,486件であったものが、89年では2,704件、90年度では2,911件と約2倍に増加をしております。不服審査申し立ての東京ではどうかといいますと、86年222件であったものが、89年では1,423件、90年1,241件、これも5倍ないし6倍に増加をしている状況にあります。納税者憲章で言えば、欧米諸国の場合、フランスでは税務調査に関する憲章、カナダでは納税者の権利宣言、イギリスが納税者憲章、アメリカが

納税者の権利章典などが制定をされております。これは、いずれも70年代から80年代にかけて憲章あるいは権利宣言が制定をされております。

今回、日本共産党が草案を発表した内容、8条にわたっております。短かなものでありますけど、簡潔にそれを触れ、そして森田市長の見解を伺っておきたいと思っております。

納税者憲章草案、前文、国民が主権者であり、国民は個人として尊重されるという日本国憲法の根本原則は、権力行政に傾きがちな税務行政分野において、とりわけ貫かれなければならない。この憲法の精神に反した人権無視の強権的徴税は、国民に多大の苦難をもたらすものであり、あってはならないことである。

憲法第30条及び第84条が租税法律主義を明記し、同第13条及び第31条が行政における適正手続を要請しているにもかかわらず、課税、納税手続における国民の権利が具体的に保障されていない現状は、直ちに改めなければならない。よって、ここに納税者憲章を制定し、納税者たる国民の権利の前進に寄与するものである。

第1条、すべて国民は誠実な納税者として丁重に遇されなければならない。税務当局は、この憲章に定める権利を納税者に告げなければならない。

第2条、すべて納税者は、みずから税額を計算し申告によって税額が決まることを原則とする申告納税の権利を有する。申告は、具体的な反証がない限り、誠実かつ正確なものとみなされる。労働者、サラリーマンの税制は申告納税と源泉徴収の選択制とする。

第3条、すべて納税者は、適正かつ民主的な税務調査を受けるために、次の権利を有する。1、合理的な調査理由及び対象が示されること。2、調査予定が事前に通知されること。3、調査日時について、納税者の都合が尊重されること。4、納税者のプライバシーが保障されること。5、納税者みずからの選択による立会人（補佐人）を置くこと。6、税務職員とのやりとりを録音すること。7、反面調査は客観的に正当な場合に限り、かつ対象と理由が明示されること。

第4条、税務当局は、納税者が申告をせず、もしくは帳簿書類等が存在しないまたは重大な不備がある場合を除き、推計課税を行ってはならない。推計課税を行うに当たっては、その計算根拠を明示し、納税者に反論の機会を与えなければならない。

第5条、すべて納税者は税務当局による処分に不服があるときは、その救済を求める十分な権利を保障される。

第6条、すべて納税者は団体を結成し、納税者の権利の保障に関し税務当局と交渉する権利を有する。税務当局は、団体加入のゆえをもって差別的取り扱いをしてはならない。

第7条、すべて国民は、公平、公正な税制を求める権利を有する。

第8条、すべて国民は、税制と財政に関する情報を知る権利、税の使い道を問う権利を有する。

以上、第8条にわたる納税者憲章の草案であります。この日本共産党が発表した納税者憲章草案は、これを骨子として広く国民の納税者としての立場からのさまざまな要求や意見を集約をして肉づけをして、国に向けてその制定を求めている。全国民的な運動にしていこうという、そういうねらいを持った提案であります。

以上、簡単に条文だけ読み上げましたけれども、森田市長から、これに対する見解をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 日本国憲法第30条は、国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。こういう納税の基本原則が示されております。国民主権の我が国の制度は、いわゆる基本的人権の保障ということで、行政も司法も立法も、その責任が定められているというふうに我々は理解しているものであります。税務行政、国の制度では、大蔵省に国税庁があり、また各地域に税務署があって、その徴税と納税の行政を行っている。このように我々も承知をしております。とかく、税務署という感覚は、何か強権に対応するような意識が、日本国民にも強いわけでありまして、本来の税は納めるということではなくて、税を取られるという言い方が、国民感情にもまだ残っておる状況ではないかと思っております。

我々の自治体にいたしましても、同様に主権者である市民の納税によって、いわゆる公金をお預かりをするあるいは公金となる原資を、納税ということで納めていただく、こういうことで成り立っておるわけでありまして、その管理は一番公務員としての姿勢がまともでなければいけないということを、我々も常に意識をしておるところであります。時々窓口でトラブルが起きることもあるわけでありまして、よくその行政側と、それから納税者との関係を、いわゆる公務員のあるいは公共機関の窓口の姿勢によって、あるいは言葉によって誤解が生まれたり、感情的な不満が生じるということもあるわけでありまして、今、共産党御提案の納税者憲章という考え方は、あるいは状況に極めて適合するということではないだろうか伺っておるところであります。

青色申告制度、事業をやっておられる方には、そういう制度の仕組みもありますようでありまして、それから、一般のいわゆる勤労者、賃金の給付を受ける立場の者は、予定納税ということで一方的に義務のような課し方で徴税をされる仕組みにもなっておるわけ

でありまして、我々もその中にいるものですから、直接そういう課税と徴税、納税、そういう関係に少々疎い面があるかもしれませんが、市民、国民がそういう納税の意識を正しくお持ちになって、そして権力的な誤った姿勢に対しては十分反論のできる、そういう保障が大切であるということは、まだ現在の状況には必要だろうと、このように思うわけでありまして。憲章ということになりますと、法律で定められるべき事項になると思いますけど、我々の徴税の窓口という立場におきましても、十分に参考としてみずから心がけの一つの基準とするということで、適切な内容の盛られてあるものだというふうに受けとめておるところであります。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） ありがとうございます。

3月26日に日本共産党の納税者憲章の提案についての懇談会が開かれております。61団体と個人合わせて113人が参加をされ、19名の方がこの納税者憲章を歓迎あるいは賛成するという立場から発言がなされております。かなり膨大な内容であります。ここで一々紹介するわけにはいきませんが、一、二触れますと、例えば地方税の関係で言えば、個人住民税での自主納税方式の確立の問題を明記すべきだ。こういう意見だとか、税務職員も憲章を守る担い手として位置づけるべきではないか。あるいは税務当局の遵守義務を明記すべきではないか等々、納税者の立場やあるいは納税事務に携わる職員の立場からもさまざまな要望、意見が出されております。納税者の権利を守る憲章の大きな制定運動として、全国民的な運動を目指して力を尽くしていきたいと考えております。

あわせて、森田市長も納税者の要求を体して、ぜひこの憲章の実現に向けて努力をしていただきたいということを、最後をお願いをしておきたいと思っております。

そして、大変重い税負担の今日にあるわけでありまして、納税者という立場から、この機会に一言触れておきたいと思っております。それは、今日本各地に横田基地もそうありますけれども、今なお米軍基地が百数十カ所置かれております。その米軍基地の維持費、さまざまな建造物も含めて人件費もそうありますけれども、多額の国民の税金が、これにつき込まれているという実態があります。同じ資本主義国でも、日本は世界の常識から余りにかけ離れているのではないかと。今、こんな声が日本に対して集中しております。この批判は、本当の豊かさとはほど遠い国民の生活実態、金権に汚染された政治の腐敗の問題、そして、アメリカに追随するだけで全く自主性のない外交政策など、日本の内外政治と社会生活の多岐にわたっております。これらの世界の流れに背

を向けた日本の常識はずれの中でも典型的なものとして、米軍基地への態度の問題、国民の税金から支出される思いやり予算を中心とする米軍基地経費の肩がわり負担の問題、極めて大きな問題であります。日本政府が支出している米軍駐留経費の総負担額は、今年度、1992年度で5,177億円にも達しております。この額が、どれだけ手厚いものであるかはかる目安として、アメリカ政府も行ってきた米兵1人あたりの基準で割り算を行ってみますと、日本に駐留する米兵の数は約4万4,500人、91年9月30日現在でありますけれども、米軍経費負担は米兵1人当たり、実に1,163万円に達しております。厚生年金生活者の平均受給額171万円、国民年金受給額39万円、日本のサラリーマンの平均年収416万円もはるかに及ばない金額となっております。

問題なのは、在日米軍に対するこの経費負担の約4割、1,982億円が安保条約に基づく地位協定にさえ定められていない思いやり予算であるという点であります。地位協定では、第24条で日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、日本国に負担をかけないで、合衆国が負担すると明記されています。ここから見れば、米軍の軍用施設の建設費も基地で働く従業員の給与も、光熱水費もすべて米軍部隊の維持費用ですから、当然アメリカ政府が負担すべきであります。しかし、現実には米軍への思いやりの精神でと称して、そっくり日本国民の税金から負担する違法なやり方を、今もって自民党政府が続けているわけでありまして。

チャイニー国防長官は、米議会で在日米軍が日本にいるのは、慈善や友人を守るためではなく、我々自身の利益のためだ、こうあけすけに語っております。在日米軍は、日本の防衛のためという安保条約の建前さえ、そっちのけにして駐留しているのだし、その米軍に日本の防衛のための範囲を大きく逸脱する費用を際限なく拡大し支出し続けているのが、今の実態であります。

1981年から92年まで12年間の米軍向け軍事建設費の支出を日本とアメリカについて比較してみますと、アメリカ3億2,846万ドル、全体の支出のわずか5.63%であります。それに引きかえ、日本が55億806万ドル、全体の94.37%を日本の税金で賄っている、こういう状況にあるわけでありまして。納税者としてこの問題、決して軽視できない重大な問題であります。最後にこのことをちょっと明らかにして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって22の1、日本共産党の「納税者憲章」の提案についての質問を終わります。

一般質問22の2、保育行政のいっそうの充実をの通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君） 保育行政のいっそうの充実について、質問をいたします。

私は、日野市の保育行政を一層充実をさせる立場から、57年の第2回定例会でも、この問題を取り上げました。主として、必要な職員をきちんと配置をしなければ、よりよい保育の行政は進められないという立場からの質問でありました。労働時間の短縮、週休2日制の実施に向けて、今定例会に追加議案として条例の一部改正の提案が予定されております。今国会で、国家公務員、地方公務員の完全週休2日制の関連法が成立したことは周知のとおりであります。日本の長時間、過密労働が国際的な批判を受け、また過労死が国際語となっている中で、政府は1992年、1,800時間を公約し、週休2日制の社会への移行が、今スタートしつつあるわけであります。既に大企業や金融関係の週休2日制が実施されてきておりますけれども、過密労働、サービス残業等がふえてきている。そういう実態が背景にあります。こうした中で、社会的に週休2日制を普及させていくために、公務員の実施を先行させていこうという動きになっているわけですが、御承知のように、欧米では日本より200時間から500時間も労働時間が短く、ドイツでは週休2日制から3日制へ、週35時間労働から30時間労働へと移行してきております。イギリスやオーストラリアなどでは、土曜日、日曜日のサービス業が法律で規制されております。これはナショナルセンターを中心に労働者、国民の運動、闘いによって実現されたものであります。ちなみに、日本共産党は70年前から8時間労働制、男女平等のスローガンを掲げ、働く人々の要求実現の先頭に立って、今日まで頑張ってまいりました。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

二、三具体的な質問をいたします。

一つは、四週八休の実施に向けて、昨年の12月7日からことし2月22日まで臨時職員を配置してテスト保育が実施されました。その結果をどう受けとめておられるか伺いたいと思います。

2点目は、2月20日に市立保育園父母会連絡会から、保育充実を求める要望書が市に提出をされております。これにどう対応されておられるのか伺いたいと思います。簡単ですので、その父母会連絡会の要請書の全文をちょっと読み上げてみたいと思います。日ごろより保育行政の充実、発展に御尽力いただきありがとうございます。近年、核家族化、出生率の低下と婦人の社会進出増加に伴い、公的保育の整備、充実がますます求められる情勢となっています。子供の権利条約が世界中で批准されているように、今日ほど、子供たちが未来の宝として社会的に大切にされなければならないときはないと考えるものです。日野市において、よりいっそう充実した保育が実施されるよう下記の事

項を要請いたします。

一つ、職員の配置基準を大幅に改善してください。

二つ、職員配置を現行の実数配置方式から定数配置方式へ改めてください。

三つ、保育所職員の四週八休実施に当たって

①土曜日の保育を現行水準より低下させず、保育が受けにくい状況をつくらないようにしてください。

②保育及び現業（調理、用務）において必要な人員配置を正規職員の増員によって行い、保育水準を落とさないようにしてください。

四つ、ストライキの際、父母への協力を強いることなく、責任をもって保育してください。

以上であります。これについての対応を伺いたいと思います。

それから3点目は、保育園の労働安全衛生委員会が、保育園職員の健康管理という立場から、職員を対象に調査を実施いたしました。その結果が、既にチラシなどで出ておりますけれども、例えば、腰痛でいえば、各保育園の保母さん、栄養士さんなど全体の48.6%が腰痛を訴えております。それから、給食用務員では全体の38.6%、それから臨時の職員でも20.1%が腰痛を訴えております。こうした保育園職員を対象とする健康調査、これについてどう受けとめられておられるのか伺いたいと思います。

以上3点について伺います。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） ただいま御指摘のありましたとおり、最近におきましては、非常に出生率の低下ということで、将来にわたりまして極めて憂慮すべき問題として、その対応が急がれているところでございます。このような状況のもとで、子育てについては個人的なものとしないうで、社会全体で子供を育てることができるような、そういう仕組みや価値観をつくっていかねばならないのではないかというふうに考えております。

特に子供支援策を立てる場合の視点といたしまして、やはり就労と育児の両立、これらが重点ではないかというふうに考えております。就労と育児の両立では、やはり保育所を中心とした保育サービスの充実、それを含めた育児休業制度への対応が必要だと思っております。したがって、保育園の場合には、就労時間の短縮が求められている一方、これまで以上の充実が要請されているというような現状にございます。

現在、保育所の状況でございますが、やはり最近の出生率の低下によりまして、公立

の場合には定員の約86%の措置率となっております。そんなところが現状でございます。ただし、低年齢のところにおいては、依然として保育園に入れない保留児が若干出ているというのが、ここ数年来の現象でございます。

1点目の四週八休の施行につきましては、昨年12月より2月にかけて実施してまいりましたが、クラス別の保育ができないとか、あるいは複数担任が他のクラスを応援するとか事務量の増というような問題がございまして、各職場より申し出がございました。そのようなことから、施行中断いたしまして、現在では通常の四週六休を実施しているところでございます。

土曜日の登園児の把握が非常に難しい状況にございますけれども、平成3年度における通常時の登園状況から見ますと、大体各園によりまして、若干地域差はございますけれども、大体20%台から40%台ということで、園によって異なっております。12園の平均では34.38%となっております。ただ、現在12園の保育園に在園しております園児の御父兄の御職業を見えますと、市の職員あるいは区の職員、都の職員、国、県の職員、合わせまして約370名というようなことでございます。そういうようなことから、今後の見通しといたしましては、一般会社、企業、さらに推進されるでしよし、また国都市町村職員の週休2日制が実施されれば、登園率は現在よりは下がるのが期待されているところであります。そこで、土曜日の保育の現況水準をより低下させないよう配置しつつ、いわゆる交流保育の推進など、保育形態の改善を図りながら各園に1名ないし2名の臨時職員等を配置し、3分の1体制で水準を引き下げないよう努力しながら、今後の保育を考えているところでございます。

なお、不足する週休分につきましては、月曜日あるいは金曜日として、原則として指定週休日とする考えでございます。なお、不足する保母の増員については、ただいま申し上げましたとおり、臨時職員をもって対応いたします。特に小規模の園、これは定数の少ない園ですね、こういうところでは、正職員が絶対的に少ないので、正職員の増員も考えざるを得ないと思っております。

いずれにいたしましても、閉園できない職場でありますので、正職員、臨時職員は別として、四週八休を実施するためには、職員増を考えざるを得ないと思っておりますので、その点、御理解をいただきたいと思っております。

それから2点目の、いわゆる市立保育園父母会の連絡会に対する要請でございます。現在、職員の配置基準は東京都の基準をもとに、市の特殊事情等を加味いたしましてやっております。これら大幅改善については、他市との関係、状況あるいは民間保育園の対

応、財政面等からなかなか難しい問題ではないかというふうに考えておるところでございます。実数配置方式あるいは定数配置方式の問題につきましては、これからも関係者間において、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

保育園職員の四週八休の実施については、今述べたとおり、現行の保育水準を下げないようにできるだけ努力をしてみたいというふうに考えております。

なお、調理、用務員部門におきましても、土曜と月曜日に臨時職員を配置いたしまして、万全を期していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の保育園職場における労働安全面につきましては、現在、職場巡視等を行いまして、職員の働きやすい環境ということで、その環境改善に努めているところでございます。また、児童福祉事業安全衛生委員会におきましても、職員の健康安全確保のために、いわゆる作業標準といいますかマニュアルをつくりまして、職員が安心して保育サービスができるように安全管理の徹底にも努力いたしております。年1回でございますが、保育園の職員を対象に腰痛等の検診を行っているところでございます。その数値につきましては、ただいま質問者から御指摘のあったとおりのパーセンテージの結果が出ているところでございます。なお、そのほかにも、いわゆる産業医等をお願いいたしまして、これら職員の健康安全ということで研修会等も、年2回ぐらい開いていると思っておりますが、そのように今後とも日ごろの研修あるいは指導によりまして、注意を促し予防に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 再質問をいたします。

私の手元に「未来」という職場新聞があります。ナンバー81ですが、ここに保育園では、61%の職員が仕事をもち帰っているということが書かれております。これは、保育園のように期限に間に合わないために、やむを得ず行う時間外労働について、あらかじめ残業できる時間が決められている。これを理由に、残業賃金の請求ができない。家に持ち帰って仕事をしているというのであれば、重大な問題であります。保母の配置基準の改善などによって、日常的な事務などは勤務時間内に終わるようにすることが、当局の責任ではないでしょうかという問題提起を行っております。ほかの職場でも、実際に家に持ち帰らなければ期限に間に合わないということで、極めて変則的な労働といえますか、仕事の実態があるかと思っておりますけれども、こういう全体の61%が仕事をもち帰るという実態があります。それとの関連で、先ほどの労働安全衛生委員会の調査によって、

腰痛を訴えるのが全体の48.6%、肩が痛い32.9%、腕が痛い23.6%という結果が示されております。これは、もともとかなり無理な職員配置のもとで、相当ぎりぎりの保育の態勢がとられてやっているという実態があると思います。

これは、今部長の答弁でも、職員の増員ということが触れられました。こういう実態が長い間、現場から訴えがあっても、結局具体的な解決策がないままずるずると来ている。結局そういう状況が慣れっこになって、全く痛痒を感じないという状況が続いてしまうというふうに思うんです。そういう状況は、何としても今度の労働時間の短縮、週休2日制問題を契機に、本当にこういう現場に目を据えて、そして基本的には保育水準を落とさないという努力が必要かと思えます。

週休2日制の成立はこれまでの運動の成果であるわけですがけれども、自治省は予算増なし、人員増なし、住民サービスは低下させず、こういう言い方で合理化や時間延長がセットされている、そういう点が問題点として指摘をされておりますけれども、今後も引き続き、現場や父母の立場からの運動が求められていると思えますけれども、保育現場の矛盾を放置したまま、週休2日制の実施だけを先行させるということであると、問題は先送りされる、問題は解決されないということになるわけでありまして。週休がとりたいたいという要求といい保育がしたいという要求など、こうした職場の矛盾は、同時に解決されるべきだと、私は思います。

市職の保育園現業部会でこの問題で出されたチラシにもありますけれども、土曜日を開園しながら週休2日制を実施していくためには、正規職員を増員しなければ土曜、平日ともに人手不足となり、保育内容が低下をしてしまうということが訴えられております。こうした状況で父母会連絡会からも、この保育水準を落とさないようにということで、訴えが要請という形で出ているわけでありまして。

部長、そして最後に市長からも再質問についての答弁を求めたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 再質問につきまして、お答えしたいと思います。

ただいま御指摘のございました、いわゆる残業、これは家に持ち帰ってやらざるを得ない、残業賃金が要求できないというようなお話でございました。実際、細かいところまで、私十分把握してございません。どのような仕事が、いわゆる残業になってしまうのか、その業務内容等を十分把握いたしまして、やはり残業でやるべきものは残業として、賃金の要求もしてもらおうというような方向ではないかと思っております。その点、十分把握に努めてまいりたいと思っております。

それから、職員の適正配置でございますが、週休2日制の導入に当たりましては、現状では、やはり臨時職員の対応以外には、ちょっと考えることはできません。そういうようなことで、とりあえず臨時職員の対応ということで、今後に向けて、先ほど申し上げました小規模保育園等のところについては、やはり正職員の配置も必要ではないかというように、これから十分その辺、職員の適正配置につきまして、改めて実態十分把握いたしまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これまで日野市の保育行政を公立12園、それから私立が、たしか6園という現状の中で、一応保育行政そのものは市民の要求におこたえができていくというふうな認識でございましたが、その各園のまた内部の事情ということも、当然伴うわけでありまして、学童保育あるいはゼロ歳児保育、このあたりにまだ不十分な点があるということは承知しておりましたが、たまたま市職の保育園部会あるいは保育園の現業部会というところから、近ごろいろいろとまた具体的な要求を示されております。とくに週休2日制という新しい社会もそうでありまして、行政側もその対応に直接迫られておる立場でありまして、一般論としますならば、自治省等が指導原理としております週休2日制の実現は、今御指摘のとおり「人をふやさず、経費をふやさず、サービスを落とすな」、こういう言い方で指導を受けておりますけど、そのような手品のような仕事は、私はできることではない。現実即して、必要な人員は新たに増員をする。それなくして、安定した週休2日制ということは実現が難しい。

特に具体的な日野市の行政で保育園の場合と、それから病院の場合が、一番住民サービスを落とさないで済ますには問題のある施設である。どのようにそれに対応するかということで、苦慮している状況もあると思っております。父母会からも、いろいろとまた状況の解決に運動があるようでありまして、私の手元にもいろいろな形で要求が求められている状況であります。つまり、子供たちにもゆとりが実感できる。そういう労働条件の中で、よりよい保育をしたいというごくまじめな考え方に立ちまして、やっぱり人員増で、そして具体的に労働時間の短縮ができる、そういう現実を理事者は特によく理解せよと、こういう内容でもあります。

庁内といいましょうか一般論といたしまして、人事担当、それから組合との直接交渉に当たります助役、総務部長、これらに対しては、私は必要な人はやっぱりこれはふやす必要がある。そして、住民サービスを低下させないということももちろんだけど、安

定をした行政を行うには、ある程度の増員に対する積極的な配慮を用意しないと、臨時で一時を補うということでは、やっぱり安定性に欠ける。大きく全体のローテーションということも、もちろん可能な限りを追求すべきことでありますが、体制づくりといたしましては、十分現場を具体的に把握をして、そして無理のないローテーションが組める、そういう陣容並びに体制をつくる必要がある。このように指示をいたしておりますので、現場の状況も十分把握いたしまして対応していきたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） ありがとうございます。

先ほどから申し上げました職場、現場の声、そして父母の立場からの行政への要求、この辺をしっかりと受けとめて、ひとつよりよい保育行政の前進に向けて努力をしていただきたいということを最後申し上げて、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって22の2、保育行政のいっそうの充実をの質問を終わります。

一般質問22の3、中小企業の実態とその対策についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君） 中小企業の実態とその対策について、質問をいたします。

バブル経済の崩壊が引き金となって、景気は急速に後退をし、極めて深刻な不況が、とりわけ中小企業を直撃をいたしております。去る4月14日、帝国データ・バンクが発表したところによりますと、1991年の倒産件数は、負債総額1,000万円以上で1万1,767件、負債総額は何と7兆7,736億円、史上最悪の規模だと記録をされております。国民総生産の全体の約6割を占める消費も落ち込み、自動車、電気、鉄鋼など基幹的な生産部門で生産が抑制をされ、在庫がふえ、下請企業の受注が急激に減少しているのが現状ではないかと思っております。いつ受注できるかわからないという状況で、仕事を待ち切れずに奥さんがパートに出たとか、機械の月賦代やリース代、家賃が払えないなど中小企業の実態を最近よく耳にするところであります。

そこで、3点伺いたしたいと思います。一つは、市内の中小企業の経営実態はどうだろうか。最近商工会あるいは産業経済課等でこうした実態調査が行われたというふうに聞いておりませんので、その実態は担当としても掌握し切れていないかもしれません。その辺の状況について伺いたしたいと思います。そしてなお、その実態の把握がされていない状況であれば、ぜひこの機会に市内の中小企業、さまざまな業種がありますけれども、

今の不況の中でどういう実態に置かれているのか、それをぜひ調査していただきたいと思っております。その点について1点、お答えいただきたいと思っております。

それから2点目は、不況対策の相談窓口、通常特に不況と限定しないでも、経営などについての相談、個々にはあろうかと思っております。しかし、今のこういう状況からして、その中小企業の実態に即して、積極的にその相談窓口を置くということも検討されているのではないかと、こう思います。この点についてもお答えいただきたいと思っております。

それから3点目は、緊急融資制度の活用でありますけれども、残念ながら、ここ二、三年振り返りましても、ほとんどこの緊急融資制度が活用されていない状況にあります。問題については、過去何回か予算委員会、決算委員会で指摘してきたところでありますので、ここであえて触れませんが、せっかくのこうした制度がほとんどない状態、死んでしまっている状況にあります。本来的な制度として、何となく今日の中小企業の実態からしても、積極的に活用が図られるよう行政側としても創意工夫をこらしての対応が必要ではないかと、私は思っております。この点について伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君） ただいまの3点の御質問にお答えをしたいと思います。

景気状況の調査といたしまして、影響力の大きいものとして日本銀行が発行する企業短期経済観測調査、このほかに東京都商工指導所の東京都中小企業景況、それから全国商工会連合会の中小企業景況調査報告書、それから社団法人東京信用金庫協会の都内中小企業景況調査結果などがございます。このうち、現在手元にあります2点の資料でその調査方法を見ますと、これは専門的な調査員、また調査体制が必要なこと、及び調査対象となる事業所の業種、業態、範囲等をどのように設定するかなどが大切になってきます。全国の商工会、連合会の場合、商工会の経営指導員による訪問面接調査を実施しており、調査対象は市町村の人口規模による実態を考慮し、調査対象企業の抽出は業種、規模等を有意抽出法により抽出した全国調査としております。

財団法人東京都信用金庫協会では、信用金庫営業店から企業に出向いての聴取を行っており、調査員は明示してありませんが、その営業内容などから見て、日ごろ中小企業の交流のある融資担当職員等を想像しています。調査対象の抽出方法は明示されていませんが、55の金庫、923の店舗が1万2,299の取引のある事業所を調査しています。このように、調査員についても日ごろから中小企業の実態、事業内容、主要取引先、経営状

況など各個別の事業所の状況も頭に入っている者が当たり、調査の周期も3カ月を単位とする四半期の周期で実施しています。また、この調査結果を分析し動向を探り正確な状況把握に結びつけていくためには、それなりの能力のある専門家が必要になると思われます。

このような状況から、日野市の現体制下の中では、実態調査は困難であるというふうに感じております。

また、各種の調査があるわけですが、特に同一経済圏である東京都を対象としたものもあり、これらを利用することで、十分日野市のこの状況を類推することも可能である。正確ではございませんが、可能であるというふうに考えます。

それから、内容でございますけれども、東京都信用金庫協会の都内の中小企業景況調査結果の、この1月から3月期によりますと、東京圏では調査対象の製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業及び不動産業のすべてで不況となっております。製造業では、食品関係がややよいのを除けば、総じて不調の状況にあります。卸売業では、食料品、化学製品の状況が、他に比べてややよいということで、そのほかはやはり悪いという状況です。それから、小売業では医薬品、化粧品が、他に比べてややよい傾向にあり、ほかは悪いという状況です。サービス業では、娯楽業が唯一好調なのを除いて、あとはやはり悪いという状況でございます。建設業、不動産業は悪化がさらに進んでいるという状況でございます。

この状況は、東京都の商工指導所が発行している東京都の中小企業の景況や全国の商工会、連合会が発行している中小企業景況調査報告書でも、ほぼ同様の傾向で出ておりました、東京都だけでなく、全国的に景況の状況はよくないという状況でございます。

日野市内の事業所についてですが、幾つかの経営者との面談による聞き取りでは、市内も押しなべて同じような傾向にあるというふうに伺っております。精密機械工業や電気工事業では、仕事の注文が減少して、精密機械工業では30%から40%仕事が減っているというようなことでございます。電気工事業では人手不足の状況も続いており、東電八王子支社管内では月2件程度の廃業も発生しているというふうに聞いております。自動車関係も、対前年度比では35%から40%の生産減となっておりまして、輸出も昨年11月以降から先細りの状況で、悪い材料がそろっている。設備投資の計画もなく関連企業への影響も懸念されているところでございます。電子部品関係の設備投資関係では、昨年夏以来落ち込んでいたのが、ここへ来て引き上げが出ています。エレベーターなどについても徐々に回復の兆しがあるというところでございます。小売業関係では、個店や業

種、業態によってばらつきはございますが、全体的には売り上げが減少して、廃業、転業などもここへ来て数件発生しているということでございます。

このどれをとっても、行政が介入して直接解決できるかという点、非常に難しいと考えます。行政のできる支援策としては、金融のお手伝いであるというふうに考えています。直接的な解決策が求められるというときに、その対応策もないままの相談所を開設しても効果を上げることは難しいのではないかとこのように思います。

最後にお尋ねの緊急融資制度の活用であります。日野市の中小企業事業資金融資あっせん制度は、平成元年度に条例の一部改正を行いまして、融資限度額を大幅に引き上げるとともに運転資金と設備資金の併用融資を可能としたほか、貸出利率を長期プライムレートを基準とした変動金利型に変更しており、御指摘のような事態に対する対応は可能となっております。申し込んでから1週間以内で対応できるような状況でございます。平成4年に入ってから融資申し込みは非常に活発で、1月から今月末の件数ですが78件に達しております。4月、5月の2カ月間の対前年度比は36%増となっております。現在の基準貸出利率は6%でございますが、これに対して、市から1.5%の利子補給を行っており、利用者が負担する実質利率は4.5%の低水準となっております。この制度につきましても、今後さらに融資限度額の引き上げとか利用しやすい制度に磨きをかけていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 市長から最後に一言。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市内の中小あるいは零細企業と言え事業業者も相当数あるわけでありまして、多少の景気低迷と言われる今日でありますので、どのような状況にあるだろうかと憂慮を感じておる矢先ということでございます。

具体的な相談例等について、まだ直接には承知していませんでしたが、今部長の方から一応の状況のお答えをしたような回答だったと思っております。いわゆる中小というよりも小規模事業者に対します支援体制ということ融資制度でありますとか、あるいは研修のことでありますとか、多少数年来進めておるわけでありまして、商工会とのもっと緊密な連絡をとることによって、その具体的な効果を上げなければならない。そういうことを商工会とも話し合っている状況であります。行政と、それから商工会の組織とのより緊密な連絡体制のことも考えまして、景気低迷下の事業に対します、なるべく早く効果のあるそういう施策を充実させていくことが必要ではないだろうかというふうに

考えておりますので、組織担当を通じまして、より検討を詰めていきたい。このように、今御質問の中で感じた状況でございます。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） あとの質問もあります。あと18分しかありませんので、問題のあれは後日に譲りたいと思いますけれども、私の指摘したことについて、今後ぜひ十分検討して対応していただきたいということを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって22の3、中小企業の実態とその対策についての質問を終わります。

一般質問22の4、平山1・2丁目の道路（日3・4・18）延長計画についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君） 平山1・2丁目の道路（日3・4・18）延長計画について質問をいたします。

平山橋を南へ平山台小学校に向けて、いわゆる3・4・18路線が走っておりますけれども、ちょうど平山台小学校の東側で工事が中断された形で残っておりました。ここをトンネルを抜いて八王子に向けて、道路を開通させるということで、その延長工事計画が具体化されつつあるようであります。この延長計画について、去る1月22日に東京都による説明会が開かれ、計画の内容が関係住民に示されたと聞いております。そこで、二、三伺いますが、一つは、その計画の内容、これまで説明会をした1月22日以降、今日までどういう経過をたどってきたのか、この辺を1点伺いたいと思います。

それとの関連で2点目は、地域住民、この道路をはさんでの両サイドの住宅地の自治会ということになるかと思えますけれども、この問題での対策委員会が設置をされて、それぞれ東京都やあるいは市の方にも、要望があるいは陳情がなされたというふうに聞いております。その関係住民からの要望の内容は、具体的にはどういうことになるのか、この点も伺いたいと思います。

それから、現状でも、例えば北野街道の場合は、ダイクマ南平店の出店等の関係もありまして、特に土曜、日曜は大変な車両の渋滞ぶりであります。そこへもってきて、この道路が貫通するということになると、相当量の交通量になるかと思えます。現状、北野街道での排気ガスの調査、これはどういう状況になっているのか、定点観測といえますか、この辺現状についてちょっと伺いたいと思います。

以上、まず3点伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） まず第1点の計画の内容でございますけれども、ただいま御質問のとおり、日野分といたしましては、49年にもう既に完了いたしております。この日野3・4・18号線に八王子の32号線が八王子分として接続される計画になっているわけでございます。それで、この八王子の計画分が1,769メートル、これがまだ工事が現在完成していない部分でございます。この1,769メートルにつきましては、平成2年の7月13日に事業認可が得られている。それで、現在事業中ということになっておるものでございます。それで、この1,769メートルのうち、日野側から工区が第1工区、第2工区と、こういうふうに2工区に分かれております。それで、第1工区につきましては、日野の行政界から265メートルのトンネルでいく。それから、その先が開削、ちょうどこの開削のところに八王子市でございます東京薬科大学の道路が接続してくる。この区間を6年度に開通させたいということでございます。

それから、第2工区の方、1,339メートルでございます。この区間につきましては、施行事業体が3者に分かれております。東京都が直接道路事業として事業をする箇所、これが482メートルでございます。それから、住都公団が施行する部分、これが752メートルでございます。それから、野猿街道の淵の方でございますが、これが東京都施行の区画整理事業で実現する、こういう形になっております。

この工事の状況としてはそういうことでございまして、八王子分の全体で用地費の取得率が現在のところ48%程度というふうに聞いております。

それから、沿道のこの対策委員会が市の方に要望をとということでございますけれども、ことしの1月22日、それから昨年12月14日ということで地元の自治会並びに関係権利者に東京都が説明会を行っておるということでございます。その後でございますけれども、都市整備関係、道路関係のものにつきましては、ただいま要望の内容ということでございますけれども、要望書等は出ておりません。ただ、聞くところによりますと、市の公害の方に騒音の調査の要請があったというふうに聞いております。

なお、この関係の今後の日野市側の方の説明会でございますけれども、10月ごろから工事にかかるための説明会を再度行いたいというふうに聞いております。いずれにせよ、この事業は東京都が施行の区間でございますので、市といたしましては、十分地元の意向を尊重して誠意をもって対応していくように、東京都に働きかけしていきたいというふうに考えております。

それから、北野街道の定点観測でございますけれども、現在、この地域の観測は私の方では今のところ、行っておりません。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 時間があんまりありませんけれども、二、三再質問いたします。

一つは、この東京都の行った説明会で、この道路が貫通した場合の予想通過車両は1万1,400台とこういうふうを示されたようであります。そこで、トンネルということもあって、騒音並びに排気ガス、ちょうど掘り込みといいますかね、両サイドの住宅地が高い道路部分が掘り割りという状況になっていますし、それに続けてトンネルということになりますから、実際にその道路沿いに住んでいる関係住民はかなり心配をされているようであります。そこで、私はこれは直接東京都がやることになりますけれども、関係住民のそういう懸念というか、要求をよく把握されて、関係住民にかわって市が東京都に必要な要求事項をきちっと示していただく必要があるんじゃないか、こう思います。

一つは、今現状の車両の交通量でどういふ騒音やあるいは排気ガスの状況なのか。これは必要な調査地点といいますかね、定点観測きちんとして調査をする必要があるんじゃないか。いわゆる環境アセスメントの実施といいますか、これはぜひ市として東京都に働きかけていく必要があるんじゃないか。その上で、対策が求められると思います。騒音や排気ガスの対策とすれば、例えば植樹計画なども、当然この計画に含まれなければいけないと思いますし、それぞれ専門の立場からとるべき対策というのは、常識的な範囲で当然あるかと思えます。この点について、なかなか今、職場の状況からして、こうした対策運動に時間をとって取り組むということが、地域的になかなか困難な状況にあるようであります。ぜひそういう状況を踏まえて、積極的に市側からも対策委員会が設置されたと聞いておりますので、関係者と接触をしていただいて、どういう心配があるのかよくつかんでいただいて、しっかりとひとつ対応していただきたい、こういうふうに私は求めたいわけでありませう。

これについて、市長の方から答弁を求めたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野都市計画、かつては都道2・2・6といたいわゆる都市計画街路のことではあります。私も先日、このことの情報住民から問われ、庁内の主管部・課に状況をただしたところであります。日野市内の車の渋滞といましようか、この路線は、御承知のとおり豊田駅の少し八王子寄り、跨線橋を持って、また平山橋という河川橋を持って、交通量の相当激しい道路であります。貫通することは、一面には望ましいことではあります。またそのことが伴う日野市民の生活上の影響あるいは市

内の交通等に及ぼす影響ということは、あらかじめ我々も正確な見通しを持って、市民にも十分説明のできる条件を求めたいというふうに思っております。

都に対しましては、主管課を通じて住民説明に先立って、特にトンネルというような計画がある以上は、アセスを行ってそのアセスの調査による化学的な基準によって説明をし、その対策を講じられるべきであるというふうに都と折衝をするように指示をいたしております。十分そのあたりのところを実現を図って、そして地元市民の方にも十分な説明と納得の上で、この工事が促進をされるように、そのように日野市の行政あるいは日野市民を守る立場からも十分配慮して、日野市の行政指導と、それから都の対応を求めていこうと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、東京都の説明を受けて近い将来あるであろう車によるいわゆる公害といえますか、排気ガスや騒音、振動等々、大変関係住民心配しておりますので、今、市長からも積極的な答弁をいただきましたけれども、ぜひひとつ関係住民の立場に立ってしっかりと対応していただきたいということを最後に申し上げて、この質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（黒川重憲君） これをもって22の4、平山1・2丁目の道路（日3・4・18）延長計画についての質問を終わります。

一般質問23の1、「多摩平処理場廃止に伴う跡地利用は地域住民のために」の通告質問者、内田勲君の質問を許します。

〔11番議員 登壇〕

○11番（内田 勲君） それでは、「多摩平処理場廃止に伴う跡地利用は地域住民のために」という一般質問をさせていただきます。

御存じのように、昭和33年の10月に稼働いたしました多摩平処理場は、それ以来三十数年の間、東豊田三丁目黒川地区にお住まいの方々にとりましては、大変な迷惑施設であったわけではあります。しかし、公共下水道の完備によって、将来この施設がなくなるというようなことを聞きましたこの地域の皆さん方は、その日の来るのを長い間、待ち望んでいたわけではあります。このことは言うまでもありません。

そこで、早速ですが質問をさせていただきます。処理場の廃止と跡地の利用についてお伺いいたします。4点ございますので、よろしくお伺いいたします。

1点は、廃止の時期について。2点目、建物の解体作業の時間とその期間について。3番目は、廃止後の利用方法について。4番目、今後どのような部署で、またどんなメンバーで具体的な検討を進めていくのかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 内田勲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君） それでは、私の方から1点目、2点目につきまして、お答え申し上げます。

この多摩平処理場でございますけれども、これは秋川処理区に属しております、八王子処理場へ接続になるものでございます。今の状態では、年内にこの処理場が稼働するということになっておりますので、稼働後速やかに切りかえをしていきたいというふうに考えております。なお、切りかえた後でございますけれども、やはりその場内にいろいろな汚物が残りますので、こういうふうな処理等も必要になってまいります。恐らく2カ月ぐらいはそのために要するのではなかろうかというふうに考えております。

なお、2点目でございますが、解体の時期でございますけれども、この土地の将来利用計画等が決まりますれば、できるだけ早い時期に取り壊しをしていきたいというふうに考えております。期間といたしましては、これも二、三カ月、その取り壊す状況にもよりますけれども、二、三カ月、今のところ予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） それでは3点目、4点目につきまして、私の方からお答えしたいと思います。

跡地利用ということでございます。ここの利用計画につきましては、既に過去隣接自治会の請願の採択がなされているわけでございます。その要望の中には、市民広場の確保あるいは地区センターの設置の要望等があるわけでございますが、この用地の利用につきましては、周囲の緑地あるいは公園との一体感を配慮した中での施設の検討を進めていきたい。そのような状況の中で、具体的には今後検討をするということでございます。

なお、4点目の今後、どの部署でというような御質問でございます。当然、庁内の関連部署の調整が必要になってきます。担当は企画財政部の企画課の中で担当をさせていただきます。メンバー等につきましても、都市整備部、建設部、生活文化部署の担当課長等で編成して協議を進めていきたいというふうに思っております。できるだけ早い時

期に編成をし方向づけをしていきたいというのが、今の考え方でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） それでは、再質問させていただきます。

1点目の時期につきましては、平成5年3月末ということですので、できるだけこの計画がずれ込まないように御努力をお願いしたいと思います。

また、2番目の工事発注の件ですけれども、これについても、部長の方から二、三カ月かかるということでもございましたけれども、この点についてもできるだけ短縮できる範疇で努力をお願いしたいと、このように思います。

3点、4点目の答弁について、再質問させていただきます。庁内で検討チームを編成するというところでございますけれども、企画財政部が入っておりますので、恐らくこのチームは企画財政部長がリーダーだと思いますので、企画財政部長にお尋ねをいたします。

これを検討するに当たりまして、まず前提条件があるのかどうか、これをお尋ねしたいと思います。もしあれば、その前提条件をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 再質問にお答えしたいと思います。

今、お答え申し上げましたとおり、前提の条件というのは、やはりこの請願の経緯等を踏まえた中で、この緑地、公園との一体感の問題、あわせてこの全市的なものも考えることが必要であろうというふうには、現在考えておりますが、そういったものを含んで今後の検討課題にする予定でございます。今の具体的な内容の中では、前提というようなことでございますが、特に考えておりません。

○議長（黒川重憲君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） 平成3年6月11日に東豊田三丁目、濱井市太郎氏ほか865名の方々より、黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に関する請願が出され、さきの3月議会中に厚生委員会にて審議し採決され、さらに本会議においても採決がされております。このことをぜひお忘れにならないように、特にこの検討につきましては、お願いをする次第でございます。先ほど申し上げましたとおり、この黒川地区においては、北側には長い間、迷惑施設があり、南側にはあかすの堀之内踏切、そして危険な黒川踏切がございます。したがって、この踏切についても改善を望む請願が出されております。踏切の問題につきましては、JRの協力がなければ市独自で解決できる問題では

ありませんけれども、処理場の跡地利用については、市側の御理解があれば、解決できるわけですので、地域住民の請願について御努力をお願いいたします。

さらに質問させていただきます。この点についての見通しでございますけれども、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 長い間待望してまいりました、いわゆる日野市流域下水道に伴います公共下水道が、この11月の月の間に関係の二つの処理場、つまり浅川処理場と八王子処理場、先日、私も直接視察をしてまいりましたが、第1次系列の工事完成になって、いよいよ処理場の稼働が開始される。こういう状況に直面をしております。そのことにつきましては、我々大変喜ばしいことであり、かつまた市民の長い間の御期待にこたえられるということになるわけでありますので、将来の大きな全面的な公共下水道の施行にあわせて、着実に日野市民という立場におきましては、公共下水道の供用開始をするということ、これから7月1日号の広報あたりに、その状況報告をまずいたしまして、だんだんとそれに連結をしていただく。こういう状況が具体化してまいりました。

一方に、今御指摘の、これも長い間、役目を務めてまいりました多摩平処理場がその用途を終結をする。こういうことになってまいります。処理場の稼働開始、なかなかこれは都の当局もそう先走ったことを明確に、慎重を期されたということがありまして、我々もはかり兼ねておりましたが、先般11月の月内にはというふうな形で、いよいよそういう流域下水道の稼働開始が始まるということになりました。日野市としては、いわゆる多摩平下水処理場跡地、このことは、都市計画の中でこれまで多少触れてまいりましたが、黒川清流公園の頭に当たるところでもありますし、それから、またその上流には清水谷公園もある。あの施設の中には、また管きよの中に流れもあると、こういうふうに承知しておりますので、地域の施設もあわせながら、全市民のまた日野市としての施設のすることを考える必要があるということ、こここのところ取り組みを進めておる状況であります。

市民の、今日野市に一番欠けているもののことを考えますと、いわゆる集会施設、特に冠婚葬祭等に用いる集会施設というふうなものが、現実にはないわけでありますので、それらのことをあわせて将来像をえがいていきたい、このように考えておるところでございます。つまり、十分環境も、まさに緑の環境でありますし、地形のこともあるわけでありますし水もありますので庭園の中に施設がある、このような状況が設計をしたり想定できるのではなからうか、このように考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） 市長の方から、この請願に基づいた方向で検討していきますという返事があれば、これで終わるつもりだったんですけれども、長々と前半、八王子処理場の方の話がありまして、最後の方に肝心の話がちょっと出てきましたけれども、冠婚葬祭等に使えるような施設、要するに斎場をつくるということだと思っておりますが、これが出てきましたので、ちょっと質問が長くなると思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

それでは、先ほど企画財政部長にお尋ねしましたけれども、前提条件の中に、この冠婚葬祭の、斎場とも言ふべき施設のことが出てきませんでしたけれども、リーダーとして企画財政部長は、この件を知っていたのか知らないのかまずお尋ねします。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） お答えいたしたいと思っております。

今御質問の中で、私はお答えしたとおりでございますが、ただ、先ほども伺いました具体的な問題とは別個にして、全市的な市民施設ということもお答えしたつもりでございます。今、市長からのお答えもあったわけでございますので、当然今後の検討の中では受けとめた中で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） 答弁するときに、全市的な施設ということはいいいんですけれども、その後に斎場の考えがあるんですしたら、斎場ということを書かなければわからないんですよね。その全市的な観点に立ってということを書けば、いろんなことが入ってきちゃうわけですよ。その中で、既に斎場という考えがあるのであれば、答弁の場合にまず斎場ということを書いていただきたいいんですよ。なぜ斎場かと言いましたら、市全体のことも考えなくちゃいけない。現在、日野市としては斎場がほしいんだということが出てくるんだと思うんですね。そういうことを言わないで、そういう点をぼかしておいて全市的な観点から考えるんだというから、いつも論点がずれちゃうんですね。

で、市長に聞くと市長からはこうやって出てくる。市長も大分遠慮して後ろの方で小さい声で言いましたけれども、やっぱりこういう考えがあるんですよ。もともと市長も持っているし、企画財政部長、リーダーも知っているわけですね。

そうしますと、今回の本会議の初日に市長の方から行政報告がありましたけれども、その行政報告の中で市長がお話しされまして、さらに後ほど資料提供がありましたけれ

ども、その中に公営斎場設立に関する事務ということで、庁内チームの編成と調査を指示した、こういうふうに使われていますけど、ここで言っている庁内チームはどういうチームなんでしょうか。

市長か企画財政部長、お答え願います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 内田さんの質問にどのようにお答えをしようかということいろいろな通告をお伺いして以来考えておりました。

斎場という考え方も当然持っておるわけでありますが、斎場という、いわゆる限った用途ではなくて、庭園の中に立派な建物施設をつくることも可能でありますので、そういうことで広く冠婚葬祭という範囲に使っていただける、こういう考えが日野市に一番市民的要望にこたえられるのではなかろうかということを感じておるとい段階でありまして、そのようなことをこれから十分検討しながら、また地域要望に対する答えも十分考えながら取り組んでいきたい、こういう状況でございます。

○議長（黒川重憲君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） 私の質問した内容は、市長が行政報告で言いましたこの斎場を検討するチームと、先ほど企画財政部長が言いました跡地について検討するチームと同じなのかどうかということを知りたいんですよ。端的に、時間が余りないものですからよろしく願います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そのことも入っておるといふふうに御理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） 企画財政部長、そういうことでよろしいですか。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 斎場のチームの編成については、市長から指示をいただいております。当然、市内全体の中でこの斎場問題も検討するような考え方でいます。

○議長（黒川重憲君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） ようやくクリアになってきましたけれども、要するに、最初から市長があそこの跡地には斎場をつくる方向で検討しなさいということで、庁内にチームを編成したということでございますね。それが分けて話されますと、一方では公営斎

場設立に関する事務ということで庁内チームをつくりました。また、別なときには、庁内に跡地利用の検討チームをつくりました。前提条件にはこれこれで、斎場のことは入っていませんということで説明あるわけですね。そうしますと、そこで終わっちゃうと、全く別なチームがあるように聞こえるわけですよ。ところが、全く同じチームなんですよ。ぜひ、こういう報告はやめてほしいんですよ、最初からわかりやすいように。もっとはっきり言えば、市長がこの行政報告の中で、公営斎場設立に対してのチームをつくりました。できれば、これは多摩平処理場の跡地に斎場をつくりたいということをお知らせして指示しましたと書けば、もう一番よくわかるんですよ。これでは、市民をごまかすことになるんですよ。これからは、資料を出すときあるいは答弁するときには、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

先ほど言いましたように、市長に質問しても処理場のことが長々と話されましたけれども、来年の5月に切りかえるということも、先ほど都市整備部長の方から話されているわけですから、もうその件は必要ないんですよ。その後のことを聞いているわけですから、もう斎場をつくるつもりだということだけ言っていただければいいわけですね。毎度私言ってますように、前置きあるいは余計な答弁が多過ぎるんですよ。私も1時間半の持ち時間あるんですけども、午後1時から質問入っていますから、もう皆さん方休憩をとりたいと思うんですよ。ですから、どうしても3時にやめないと、速記者が疲れるんですよ。ですから、私もそろそろやめたいと思えますけれども、ぜひこの跡地利用につきましては、請願のとおり斎場などつくりたく、その請願の内容に沿って、もう1度言いますと、黒川地区市民広場の確保並びに地区センター新設に向けて検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、申しわけないもう少し時間をいただきたいんですが、先般この地区で座談会がございまして、たまたまこの請願の紹介議員になっておりました夏井議員、下村議員、小川議員、そして私と4人がこの座談会に出させていただきました。その中でもはっきりと斎場はつくりたくない、こういう意見も出ているんですよ。ということは、市民の人がもう斎場をつくるという話を聞いているんですよ。どっかでだれかが言っているんだと思うんですよ。市長、この斎場というのはいつごろ自分の構想に入れたのか、それをちょっと確認したいんですけど。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市でいろいろな設備をだんだん整えていく……（「市長、簡単で結構です。いつごろ……」と呼ぶ者あり）わけでありませんが、どうしても必要な

ものが、冠婚葬祭に向けての施設が不足しているということで、かねてそういうことを考えておったという経過がございます。（「いつごろか時期をお願いしたい」と呼ぶ者あり）2年も3年も前から考えておりました。

○議長（黒川重憲君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） 市長、大分開き直ってきましたんで、二、三年前から考えていたということですけど、それはいいんですよね。いつから考えてもいいんですけども、市民が随分前から知っているらしいんですけど、市長が公言したのはいつごろでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市民に公言というような形で公表したことはありません。

○議長（黒川重憲君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） それでは、市長が公言したのはいつですか。企画財政部長はもう知っていたということですけども、それも含めて庁内並びにそういった公の場所で、一番最初明らかにしたのはいつなんでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これまで議会でも何人かの方も質問もございましたり、いずれある時点には実現を図らなければならないということで考えておるわけでありましてから、いい場所ができれば、当然その場所をというふうに、一応思い立つのは当然だろうと思っております。

私が庁内に話題として提言をしておりますのも、多分ここ1年あたりではなかろうかと思っております。

○議長（黒川重憲君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） 3月議会に請願の審査をしているときに、厚生委員会の中ではそういう話が出ていないんですよね。そういう出てないために、あの請願のとおり採択されているわけですね。そのときに、市長の方から3月議会のその委員会の中で、いやこういう請願が出てきたけど、実はこういうことを考えているんだということが出されれば、あの請願の採択ももう少し結果が変わったんじゃないかと思うんですね。ですから、その時点で市長が全くなかったんならいいんですけども、もしあったとすればそこで出すべきだと思うんですね。それが出てないで、今日まで来ちゃっているわけですから、ぜひ市長が公にする以前に、公にというのは、その構想だけじゃなくて、この跡地に斎場をつくるというのを公にする以前に、この請願も採択されているわけございま

すので、ぜひそういったことを含めて、この請願の趣旨を尊重して、今後検討していただきたい。

先ほど言いましたように、会派を超えて紹介議員がおりますので、この地区を囲んでこの地区には下村議員、そして北側には夏井議員、東側には小川議員、西側には私がおりますので、今後も関心を持っていきますので、今後の成り行きによっては、この質問については継続してやっていきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願います。

どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって23の1、「多摩平処理場廃止に伴う跡地利用は地域住民のために」の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時1分 休憩

午後3時33分 開議

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第63号、日野市の休日定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第64号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第65号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第66号、日野市職員の育児休業等に関する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 上程されました4議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第63号、日野市の休日定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方自治法の改正に伴い、完全週休2日制を実施するため、日野市の休日定める条例の一部を改正するものであります。

議案第64号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、週休2日制の実施及び育児休業制度の導入、並びに育児時間等を改めるため、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第65号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、完全週休2日制の実施に伴う、退職手当に係る基準勤続期間の改正、及び育児休業制度の導入に伴う、退職手当の勤続期間計算に係る該当条例の変更を行うため、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第66号、日野市職員の育児休業等に関する条例の制定について。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の施行に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるため、日野市職員の育児休業等に関する条例を制定するものであります。

以上4議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） 4議案について御説明申し上げます。

最初に、議案第63号、日野市の休日を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本議案につきましては、先ほど提案理由にございましたように、地方自治法の一部改正をする法律が本年5月1日に施行され、地方公共団体が条例ですべての土曜日を地方公共団体の休日と定めるよう改められたことに伴いまして、本市においても土曜閉庁方式による完全週休2日制を実施するため、休日条例の一部の改正をお願いするものでございます。

本市につきましては、付則にございますように7月12日から施行し、7月18日の土曜日から閉庁を実施する予定でございます。

次に、議案第64号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本議案は、提案理由にもございましたように、土曜閉庁方式による完全週休2日制の実施、育児休業制度の導入等のため、勤務時間条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表によって、御説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願いたいと

思います。

第2条は、勤務時間でございます。これは労働基準法では、その法定時間が週40時間とされておりますが、この週40時間を漸進的に実施するため、当面の暫定措置を政令で定めることになっております。その労働時間にかかわる暫定措置に関する政令が、昨年4月1日に施行されまして、平成3年4月1日から、法定労働時間が週44時間に定められたことに伴い、本条例におきましても勤務時間を週46時間から44時間に改めるものでございます。

次に、第3条でございます。完全週休2日制の実施に伴いまして、すべての土曜日が勤務を要しない日と改めるものでございます。

次に、第4条関係でございます。正規の勤務時間でございます。前条で、土曜日を勤務を要しない日と定めますので、勤務時間につきましては、月曜日から金曜日の5日間とするものであります。また、土曜日に閉庁が困難な職場の職員につきましては、特例を設ける必要から、任命権者が別段の定めをすることができる規定を設けてございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

第6条3項でございます。週40時間、1日8時間を勤務するため、休息時間の時限の設定に対応する改正をするものでございます。

次に、第7条の第2項でございます。休日が勤務を要しない日と重なった場合、その日は勤務を要しない日としまして、勤務を要しない日を優先させるわけでございます。ただし、土曜日に閉庁が困難な職場に勤務する職員につきましては、休日のうち、国民の祝日に限って、他の日に振りかえを行う規定を設けてございます。

次に、第10条育児時間でございます。育児休業法の施行と相まって、対象職員を女子職員と限っていたものを男子職員にも広げるとともに、その期間を生後1年から1年3カ月に延長し、時間につきましても30分から45分に改正するものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

10条の2は、育児休業制度の導入に伴いまして、育児休暇の規定を全部削除するものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

第15条、勤務を要しない日の振替等でございます。完全週休2日制の実施に伴いまして、閉庁職場を除いて土曜閉庁となり、半日勤務日がなくなりますので、半日勤務日を削除いたしまして、振替の規定を定めたものでございます。

次に、第16条、結婚休暇でございます。5日を7日に改正いたすものでございます。

次に、議案第65号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本議案は、先ほどの提案理由にもございましたように、完全週休2日制の実施、及び育児休業制度の導入に伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表によって御説明申し上げます。4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

10条関係でございます。失業者の退職手当でございますが、改正をお願いする内容は、日野市を退職し失業している場合、雇用保険の失業給付対象者とみなされ、失業給付日数を計算する必要が生じてきます。この失業給付日数を計算する基礎といたしまして、勤続の期間がございます。この期間を含める勤続実績を従来は月20日となっておりますのを、週休日が増加したことに伴いまして、国においても18日と改正しておりますので、これに倣い同様の改正を行うものでございます。

次に、11条関係でございます。6ページ、7ページでございます。

これは育児休業に基づく育児休業制度の導入に伴いまして、退職手当の勤続期間の計算の中で、従前の育児休暇制度を規定していた勤務時間条例から地方公務員の育児休業等に関する法律に該当法規を改めるものでございます。

次に、議案第66号、日野市職員の育児休業等に関する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

2ページ、3ページから御説明申し上げます。

本条例は、先ほど提案理由にもございましたように、本年4月、地方公務員の育児休業等に関する法律が施行されましたことに伴いまして、本市職員の育児休業に関する条例規定事項の制定、及び関連条例の改正を行うため、条例の制定をお願いするものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律につきましては、お手元に配付させていただいておりますが、これまで女子教育職員及び看護婦、保母等に限定されていた育児休業を一定の範囲で男女職員に拡大するとともに、1日の勤務時間から時間単位の休業取得を認める部分休業の制度を盛り込んだ内容になってございます。

それでは、逐条的に御説明申し上げます。

第1条関係は、条例制定の目的を定めたものでございます。

第2条は、育児休業することができない職員を列挙規定したものでございます。(1)から(6)まであります。

第3条につきましては、当該子について、既に育児休業をしたことがある職員が再度育児休業することができる理由を列挙規定したものでございます。これは、育児休業法では、再度の育児休業を原則として認めておりません。その例外として、条例で定めた特別の事情がある場合に限り、再度育児休業を認めているため、条例に規定したものでございます。

次に、第4条につきまして御説明申し上げます。育児休業の期間を延長した職員が、再度延長することができる事情を列挙規定したものであります。これは、育児休業法では、育児休業の期間の延長を1回に限ると規定しております。再度の延長については、前条と同じように条例で定める特別の事情がある場合に限り延長が認められるため、条例規定をしたものでございます。

次に、4ページ、5ページでございます。

第5条でございます。育児休業の承認の取消事由について規定したもので、育児休業法に規定している承認の執行事項の中で、その他条例で定める事由とし、本条で育児休業をしている当該子の一方の親が就業していない等、常態として子供を養育することができることになった場合と規定するものであります。

次に、第6条は、部分休業をすることができない職員の列挙規定をしたものでございます。

第7条は、部分休業の時間を2時間と上限しまして、育児時間を取得している職員については、その時間を減じた時間と規定しているものでございます。

第8条でございます。部分休業を認められた職員には、勤務しない時間について給料を減額して支給することを規定したものであります。

それから第9条は、部分休業の承認の取消事由については、育児休業の承認取消事由を準用するとしたものでございます。

次に、付則関係に移らせていただきます。

第1項は、この条例は平成4年7月1日から施行することといたしております。

この条例の施行の伴いまして、経過措置として、第2項から第6項までを規定してございます。第2項は、勤務時間条例により育児休業を受けていた職員については、育児休業法に基づく育児休業の承認とみなすことを規定したものでございます。

次に、6ページ、7ページでございます。

第3項は、本条例の施行の日前に7月1日以降に係る勤務時間条例による育児休暇の許可の申請については、前項と同様に育児休業の承認請求とみなすと規定したものでござ

ざいます。

それから第4項は、前2条と同様に、育児休業の期間延長の延長申請についても育児休業の期間の延長の請求とみなすと規定したものでございます。

それから第5項は、育児休業がこの条例の施行日前に終了している職員についても、本条第2条に規定する再度の育児休業をすることができる特別の事情に該当する場合は、育児休業が再度承認されることを規定しているものでございます。

第6項は、この条例の施行日前に育児休暇を取得し、施行日以後、育児休業を承認されるとみなれている職員については、本条第5条に規定しています承認の取消事由により育児休業の承認を取り消されることはないと規定したものでございます。

次、第7項及び8項関係は、女子教育職員、看護婦、保母等の職員については、育児休業法の附則の規定に基づきまして、当分の間、育児休業期間中、共済掛金相当額を給与として支給する規定をしたものでございます。

次に、9項及び10項は、給与条例の一部を改正するものでございます。9項は、育児休業法に基づく育児休業中の職員は、その期間中は給与を支給しないと規定したものでございます。

10項は、この条例の施行の際、勤務時間条例に基づく育児休暇を取得している職員で、本条例付則に基づく育児休業の承認を受けたものの給与の取扱いについては、従前どおり共済掛金及び互助会費相当額を支給すると規定したものでございます。

以上4議案、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。沢田研二君。

○1番（沢田研二君） それでは、何点かお伺いをしたいんですが、最初に基本的なことなんですが、この議案が追加議案という形で提出をされたわけなんです、学校5日制の改定が、明治5年から120年ぶりに改定されるほどではないにしても、この公務員の完全週休2日制というのは、それに近い、それに準ずるぐらいの大きな改革だというふうに思うんですが、これはもう国の方が既に実施に入っていて、地方公務員もそれに追随をしてということですから、私自身も基本的に、こういうことが可能な時期に来ているのであれば、当然できるところからやっていくということについては、何ら問題意識は持ってないんですが、ただ、これだけ重要な議案がなぜこういう追加のような形で、言うなればとっぴな出し方みたいな扱いになったのか。

3月議会でも、2人目の助役を追加議案のような形で出してきて、早速、広報なりあるいは私自身が出している市議会だよりなどを見て、市民の人から「なぜ2人制が必要

だったのか」あるいは「それを決めるまでには相当の期間を論議して決めたんでしょね」というような、やっぱりそういう声が当然のごとくあるわけですね。そのときも全協であったかこの会議場であったかわかりませんが、その辺のことを指摘させていただいたにもかかわらず、またこれだけ大事な問題をこんな形で提案をしてきているのは、一体どういうことだったのかどうか、まず、これ1点。

それからもう1点。当然ここまで詰めを行ってくる過程においては、同業といひましょるか、近隣他市だとかあるいは民間の現実がどうなっているか、いろんなことを検討しながら、これは労使と一緒に検討されてきていると思うんですが、そういうステップがあったと思うんですね。であるならば、当然今ここに出されている議案書だけではなくて、そういう判断しやすいような資料も一緒に提出してしかるべきではないかなというふうに思うんですが、そういうものは用意されていないのか。あるいは委員会で出せばいいというような感じなのか、まず基本的なこの2件についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

今、この週休2日制の実施に伴います休日を定める条例が追加議案ということで出された。なぜかということで御質問でございますが、私どもとしても、この問題については、既に昨年来、労使間でもいろいろ協議もし、それに基づいて事務的な検討も重ねてきたところでございます。したがって、当初から議案が御送付できるように、私どもとしても努力をしまいたったわけでございますが、最終的に労使間でこの問題に合意に達したのが6月の5日でしたか、というような感じで、なかなか労使間で合意に達するのに時間がかかってしまった。

それは、単に週休2日制の実施に伴う問題だけではなく、育児休業に関する問題等、一応、組合の方がこの春の闘争課題として掲げているその他のいろんな項目もございまして、そういったものが一括した形で合意に達しないと、その中の一部分だけ、仮にある程度意見のすり合わせができたからといって、それを認めるわけにいかない。全体として出されている問題については、一括して処理をしたいという形で、組合の方がずっと形で進めてきておりましたので、私どもとしては、こういう条例にかかわる部分につきましては、できるだけ早くこうしたものについては、当初から議案を御送付するのが一番御理解を得る上でも大変必要だということで、そういう点では誠心誠意努力をして

きたつもりでございますが、全体としての合意に達するのに時間がかかってしまったというようなことで、追加というような形にならざるを得なかったわけでございます。その点について、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

なお、労使間いろいろ協議したものの参考資料ということでございますが、とくに私ども文書として必要だと思われる分については、参考資料として一応お届けをしたつもりでございます。労使間の実際の協議の中でいろんな問題が、当然話し合われてはおりますけれども、それは口頭で話し合われておる問題でございますので、ここで文書の形で特に御提出はしていないわけでございます。御審議の中では、もちろんそういったことについては、また御報告もさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 遅くなったことについては、非常に遺憾ではありますけれども、労使間での信頼でき合うような状況をもって提案をしていくということについては、それはもうやむを得ないことだというふうに思うんですが、資料の問題は、別に話し合っている過程の資料という意味ではなくて、当然例えば結婚休暇をどうするだとか育児休暇の問題、これをどういうふうにするかといったようなときには、当然いろんなものを参考にしながら話し合いをしていると思うんです。ですから、そういうたぐいのものを、当然単なる話し合い、言葉上だけの問題ではなくて、お互いに資料を出し合って、今の水準はどうだからこうあるべきだとか、民間の一般的なものはこうだからこうだ、そういうような話し合いというのは当然されていると思うんですが、そういう意味での我々議会サイドとして、これから判断をしてしていく上に参考になるようなものが提出されてしかるべきではないのかという、そういう意味なんです、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） もちろん、労使間の協議の中で、それぞれの問題について協議する過程では、例えば国ではどうなっている、東京都ではどうなっている、あるいは他市、三多摩の各市ではどうなっているというふうなことについても、当然、例えば組合は組合で調べた資料がございますし、我々は我々の側で調べた資料もあるというような形で、その都度その都度、そういったもちろん調査資料等も参考にしながら、労使間の交渉というのは行われますけれども、ただ非常に多岐にわたっておりますし、それから調査時点、調査時点で、例えば資料が当然変わってくる場合がございます。

例えば、ある時点ではここまで各市はこういう状況だけれども、それから2週間たっ

た時点では、また違うデータになるというような形で変化もしてきておりますので、そんなことで、かなりそういう形で労使間の議論の際の資料という意味では、かなりいろんなものがたくさん、量的なものも含めましていろんなものが出ておりますので、ただ、私どもとして議会にそういう形で御提出をできるような形には、資料としてできるような形には現在なっておりませんので、現在の段階では提出はしていないということでございます。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 私も過去にそういうことの若干の経験ありますけれども、それが出せないということは全くおかしいと思いますよ。例えば平成3年の10月なら10月でもいいし、要するに、最新の参考としたデータはこういうものをベースにしていろいろ話し合った。その結果、こういう結論を出したというのがあって、では議会の方は何を参考にして、これから討議をすればいいんですか。ここに出されたものを「はい」と言って認めればいだけみたいになりますね。それは、やっぱりある程度市民に理解を得て、職員の方も胸を張って、今の時代に合わせた労働条件、処遇を受けているんだということを、やっぱり職員の皆さんだって、そういう気持ちになりたいと思うんですよ。私はあえてそういうことで質問をしているわけですから、その討議のときに参考にした資料もないんだというのは、ちょっと納得いきません。

であるならば、例えば具体的な話であれしますと、結婚休暇を5日を7日にした。今、世間では近隣他市の状況でもいいですし、あるいは民間でもいいですが、5日ぐらいのところはどのぐらいなのか。7日のところが多くなっているのか。10日のところが多くなるのか。そういうようなことは、当然何かを参考にしてやられていると思うんですね。そういうのは、7日にした背景というのは何なのかということは、やっぱり当然論議になると思います。

それから、育児休職期間の問題も、これは国の平成4年4月の段階でも1年間とするというようなことになっていると思うんですね。民間もほとんどが大体1年でございます。特例的に2年とか3年というのもありまして、それは、その2年の間に12カ月分を分散してとってもいいとか、3年の間に12カ月分を分散してとってもいいとか、いろんな形態は違いますけれども、それでもまだ民間の平均からしますと、50%まで1年間の育児休職期間がないぐらいだと思うんです。だから、それを今1年3カ月ですか15カ月にしようというには、何がしかの根拠があったと思うんです。それが、都なり近隣他市なりがそういう状況にあるから、日野もそれに合わせているんだというのであれば、それ

はそれで説得力がありますから、やっぱりある程度同業としてのレベル合わせということがあっていいと思うんですけどね。そういうのをちゃんと出していかないと、全然その討議のしようがないんじゃないんでしょうかね。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） もちろん、そういう検討材料というのは、個々の問題については、当然私どもも調査をしておりますので、ただ、本日のこの場で資料という形でそういったものを労使間で話し合いをしてきた過程で使われてきたいろんな資料について、あらかじめ資料として差し上げられるような状態にはなっていないということだけでございまして、御請求があれば、例えば資料提出ということは可能でございます。

私どもも、例えば週休2日制の問題なんかで言いますれば、国なりの法律あるいは育児休業の場合もそうですけど、国の法律なりそういったものをまず基本としまして、それと、都の考え方あるいは各市での実際の取り組み方、進め方、そういったものをその都度参考にしながら労使間での話し合いというのは進めてきております。したがって、その都度その都度の中で、例えば育児休暇時間を15カ月とっている自治体がある時点で幾つあるかというようなことについては、私ども当然資料としては持っておりますので、そういったものが討議の過程で必要だということであれば、私どもとしては、その分について提出することはできます。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） これから総務委員会の中で論議をされますので、その辺、当然いろんな意味の資料を参考にしながら論議をされていくと思いますので、これはぜひ出していただきたいと思います。それで、本当は委員会ですよりも、まずこの提案をされたときに一緒にいろんな資料を持ち合わせて、それやって全部出してくださいということではなくて、最終的にこれをこういうふうに判断した背景は、こういうことに基づいてのものである。これは当然の資料ではないでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それから、少し細かい話ですけども、例えば育児のための時間、30分を45分にするという、これなんかも我々民間のレベルと考えると随分進んだ改定だなと思うんです。これだって、世間の動向をもう少し資料で参考にして、世間がこうだから日野市としてもそういうふうに踏み切るんだとか、そういうのが必要だと思うんです。ぜひ、それは早急に資料を提出していただきたいなと思います。

それから、完全週休2日制、これはもう基本的には私も異存はないとこなんですけど、今現在の、これは今まで2度ほど本会議あるいは全協かどこかで伺ったんですが、結果

的にはうやむやで資料も何も出てきませんでしたけども、現在の所定内労働時間は一体何時間なのか。この前、奥住議員から一般質問に絡めて1,800時間を切ってるといいましたかね。千七百何時間とか、私100時間聞き違えたのかなと思ったんですが、もし、今現在1,800時間を切っているということであれば、相当な表に出てこない労使間の協定事項があるんじゃないのかなと思うんです。であるならば、それは、今まで民間の大手を中心にして、かなり完全週休2日制になっている状況がありますので、それにかわる形での特別休暇のような形をとってきた可能性はあると思うんです。もし、そうであるならば、ここで完全週休2日制にするんですから、そのあたりを、やっぱりまたもとへ戻さないとおかしなことになるんじゃないですか。

過去において、退職金制度で大変な問題が起きたその経過というのは、やっぱりそういうことだと思うんです。公務員の給料が非常に安かった。だから、月数でそれをカバーして民間に合わせていった。それが、普通民間の場合は金額で決めていきますから、それがどんどん給与水準が民間と変わらなくなってきた。そうした段階で、月数だけをそのままにしておいた結果、4,000万とか5,000万とかそういう異常な金額になっていったという大変な試練を過去に受けているわけですから、それと置きかえたら、もう当然こういうことも指摘されるまでもない話だというふうに思うんです。

それで、この提案した議案書を見ますと、改定する部分だけについて提案すればいい話ですから、それはそれでいいのかもしれませんが、例えば私ども新米の議員からしますと、この抜けている部分がどうなっているかによって、ここで改めて見直す部分が妥当かどうかということの判断が必要になってくると思うんです。

今、ちょっと事例として申し上げたように、特別休暇のような形で労使で確認をされたものがどれくらいあるのか。やっぱりこれも労働条件にかかわる、特に労働時間にかかわる部分の労働条件ですね、これについては、一度全部クリアーにしても間違いなく合意のもとにやっているんだということを、この際はっきりした方がいいんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） これは平成2年度関係の日野市の労働時間でございまして、記載したものがございまして、実労働時間は1,925時間になっております。そして、その中から年休が平均、平成2年には1人17日とっていますから、これ時間に直しますと127時間30分でございます。それを引きますと実労働時間が1,797時間という結果が出ております。

それから、平成2年度の1人当たりの1年間の超過勤務時間が1人87時間です。ですから、実労働時間ということになりますと、1,884時間30分という数字が出ております。これは、平成2年で試算したものでございます。

○議長（黒川重憲君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ちょっと、今口頭で説明いただいたんですけども、8時半から始まって5時に終了する。それで、その途中の休憩時間も規定と実際の運用の違いもあるというふうなことも伺ったことがあるんですが、そういうこともベテランの議員の人は、もう十分承知していることかもしれませんが、私もちょっとそういうこともよくわからないもんですから、その運用は運用で構わないと思うんです。それがどっから見てもおかしくないことであれば、その運用するのがおかしいという意味ではなくて、やっぱりやっていることをクリアーにして、その上で新しい方式を取り入れるなら取り入れる。

過去いろんないきさつの中でいろんなルールができ上がっているんだとすれば、新しい体制をつくるときは、それを見直しをしていくというのは、どこでもやられている、当然民間なんかではそれをきちっとやりながら現在に至っているわけですから、過去のものはずべて権利として確保しておいて、新たなものはどんどん世間に合わせる。これだと、ちょっと非常にいびつなものになってしまうし、後で何かがあったとき、議会は一切何をチェックしているんだと、我々の責任になっちゃうわけですから、そういう意味においても、ぜひ全体がわかるような、この今討議している関連についての確認書というんでしょうか、そういったものを出していただきたい。

それから、特に今回結婚休暇の問題だとか育児休職の問題だとか期間の問題だとかあるいは育児時間の問題だとか、改定にかかわる部分の資料、そういったものをぜひ出していただきたい。それについては、また総務委員会の中で当然具体的な論議をされると思いますので、お願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 今、沢田議員の質問の中で、ほとんど資料要求という形で出ましたんで、私ども二、三チェックはしてございました。そういう中で、沢田議員もそういう資料要求した関係から、細かく質疑をしなかったもんですから、あえて資料が出ればそこら辺の対応ができると思いますので、様子を見たいというふうに思いますが、特段に答えは結構なんですけども、やはり総体の44時間の関係は、当面の暫定措置という

ことで説明もありました。しかし、実態としてどうなのかなということになれば、4条関係で勤務時間の割り振り、このことは当然別にあります日野市職員の勤務時間、休憩時間等に関する規定ということで、今回の場合、この規定の関係がどういうふうに動かなというのが全然見えないわけですね。つまり、ここで言っていることが総体のことだけで、実態が全然本当に、今沢田議員の言うとおりに見えないんですよ。やっぱりそういったところは不親切というふうに我々はとらえます。ぜひそこら辺を直して、資料要求の後に対応したいと思いますし、特段に休憩時間等の、要するに今まで勤務時間の初めあるいは終わりに与えてはならないというふうな条項を削っていますよね、いわばこの段階で見れば。そういったこのやりとり、どうしてそういうふうになっているのかなというようにも、当然これはもうこの文面だけから見れば、判断がちょっとつかない部分でありますし、それから、期間の問題、1年3カ月というようなことで、当然休業法でいえば1年というところが、先ほど15カ月というような話ありましたけども、3カ月分の上乗せといいますかね、これは育児時間ですから休業とはまた違うということになりますけれども、やはりそこに期間のずれが出てきている。こういうところは、当然あると思います。

ぜひそこら辺のことと、それから、最終的には一番最後の方でも、例えば育児休暇者の給与の問題、これが今までは互助会等あるいは先ほど、共済組合の負担というような問題もちょっと説明の中にありましたけれども、こういったものは完全にないとなれば、このあれから見れば、もう一切、育児休業になった場合には給与関係がどうなるかというようなことも、当然出てこないわけです。これを見る限りは、もう完全にないんだなというふうに判断するのが正しいと、私は思いますけれども、そこら辺のことで裏取り引きでもあったとすれば、我々はこの問題はちょっと問題だなというふうに感じるところもありますんで、そこら辺、答えは結構ですけども、そういった視点でやっぱり見ると、この出された議案書だけだと、とても我々判断がつかない部分もありますので、この点は、今沢田議員のまとめのとおり、総務委員会で十分審議をしていただくという中で了解をしておりますので、たまたま最初に当たれば沢田議員と同じ質問になったということだけ申し上げて、一応質問の方は終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） 総務委員会にすべて譲るとして、沢田議員また土方議員とダブル面がかなりありますので、それはすべてやめにしまして、1点だけ質問したいと思

います。

その前に、先ほど総務部長の方から平成2年の実労働時間、いわゆる所定内ですね、1,925時間ということがあったんですが、私が一般質問の中で、平成5年の所定内労働時間、これを計算しますと1年365日、稼働日が235日、休日130日と、こうなるんですよ。夏休み全部入れましてね。そうなりますと、1日7時間30分、450分、これを掛け算しますと、1,762時間30分という数字が出てきます。したがって、1,800時間を大幅に割っている、こういうことで申し上げたところでございます。

1点だけ御質問したいのは、休憩時間について、今条例では正規の勤務時間4時間につき15分休憩時間を与えることができます。これは任命権者が与える与えないは自由ですから、実際には与えているわけです。そうしますと、8時半から5時まで7時間30分ですから、休憩時間が45分ございますので、15分与えればいいこととなりますが、それでよろしいかどうか。

もしよろしいのであれば、休憩時間と休憩時間の違い、これ数年前に私、一般質問したんですが、休憩時間というのは労基法できちんと定められている。6時間以上勤務する場合には45分与えなさいということですね。ですから、市の場合には45分の休憩時間がある。休憩時間というのは休憩時間でございますから、どっかへ行ってはいけませんよ。できるだけその職場の付近にいて、これは勤務時間ですから、いってみればお茶を飲んでるとか多少手を休めるとか、これが休憩時間ですから休憩じゃないんですね。ですから、12時から1時まで休憩というような形でもって、職員の方が席にいない、我々も何か1時前に仕事を頼むのを大変恐縮して、「お休みのところ、申しわけございません」ということがたびたびあるんですが、これは今度の改正では「正規の勤務時間に含まれるものとし」ということですから、8時半から5時までの間にどこに与えてもいいよということですね。

前は、勤務時間の初めまたは終わりには与えてはいけません。同じことなんですけれども、実際には、これは聞きますと都の方の指導があって、本当は10時に15分、3時はないですね。実際には4時間に15分ですから、8時間以上あれば15分、15分になるんですけれども、4時間につき15分の割ということは、15分だけ休憩時間を与えればいいのかどうか、ちょっとそのことが合っているのか間違っているのか、ちょっとその1点御回答ください。それで、もう1度お聞きします。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 休憩時間についての御質問でございます。

一応、おおむね4時間ごとに15分の休憩時間という形になっておりまして、人事院の行政実例の中では、おおむねというのは3時間半から4時間半を指すという実例がございます。したがって、通常、国家公務員、地方公務員の場合は、それぞれ半日内で15分ずつ与えられるという形になって、実際には運用されているということでございます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） そうしますと、この条例を改正しなければまずいですね。これを見ると、正規の勤務時間4時間につき15分の割と書いてあるんですよ。おおむねというのはどこにもないんです。正規の勤務時間4時間ですから、15分しか与えてはいけません。そういうことでしょうか。ですから、今、助役がおっしゃられたおおむねということは、3時間からその辺だよ、非常にあいまいなこと、こんなことは絶対にまずいんですよ、そういうやり方は。

そうすると、本来は何時から何時までいなきゃいけないんですか。今、15分で休憩をとっている方がいるのかどうか。12時45分に休憩が終わります。そうしますと、すぐそこから仕事をしなきゃいけないわけですよ、そうであればね、10時にとっているのであれば。ところが、その中に与えればいいのかということになっていますから、12時45分から1時までの15分間を休憩時間をそこへ持って行って1時間休んでいるという、こういうことです、現状はね。そういうことですね。ですから、ここにはおおむねというのはないんですよ。正規の勤務時間4時間ですから、ですから午前15分、午後15分というのは、ちょっと違うような気がするんですが、どうなんですかその辺は。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えします。

この改正前の休憩ですけども、これは特段にどこにということとは決めてないんです。ですから、一般的に職員が認識しているのは、お昼の1時間の中の45分は休憩で15分は休憩という形をとっていたわけですね。ですけども、今度の法改正で40時間にしなければいけないということが大前提になっているわけですね。そうすると、条例には細かく出てきませんが、日野市職員の勤務時間、休憩時間等に関する規定の一部を改正しなければいけないわけです。その中の休憩時間の第5条にあるんですけども、職員の休憩時間は、午後0時15分から1時までとすると、きちんと改正しなければなりません。それから、休憩につきましては、午後0時から15分まで及び午後5時から5時15分までを休憩時間とするということにして、週40時間を保つわけですね。40時間というのが大前提に

あるわけですね。ということで、そういう規定の中で、細かいことは改正するわけでございます。

それから、先ほど何人かの議員さんがおっしゃっていただけの資料、私たちも薄暗いことをやっているわけではございませんから、きちんとした資料は、遅くても委員会には提出して、それを見ていただいて判断していただければと思います。できるだけ早い場で提出できたらするということを申し上げておきたいと思ひます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） 日野市職員の勤務時間、休憩時間等に関する規定というのがございまして、この中で「月曜日から金曜日までは午前8時半から午後5時までとし」というのがあるんですね。土曜日は午前8時30分から午後0時15分までとすると、こういう規定がございまして。そうしますと、これ単純に計算すると7時間30分なんです。月～金は7時間30分。ですから、これと今回のこれを照らし合わせますと、条例の方ね。15分しかないんですね、休憩時間というのは。ですから、5時までとする。

今、8時間労働ということを前提に考えているようなんですけども、この辺がですね、中身はいいです、総務委員会で十分御論議していただくとして、一般市民がいまだに役所は9時から5時と思っているんですね。ですから、8時半からやっているというのと、「ああ、そんなに頑張っているんですか」というそういう方もいらっしゃいます。ですから、「一生懸命やっているんですね」というのは、皮肉じゃないんですよ。そういうふうに聞こえてくるんですが、実際に職員が何時から何時まで働いているかわかっていない方が非常に多いんです。

ですから、これ見ると8時半から午後5時までというふうになっている。そうしますと、休憩時間は、今助役がおっしゃられたように午前15分、午後15分と、こういうことにならないんですね。15分しかとれないことになるんですよ。正規の勤務時間4時間につき15分ですから、おおむねじゃないんですから。もし、おおむねだったらおおむねとどっかへ入れてください。そういう条例改正すればわかりますから。ところが、おおむねなんていうのは、労働時間の中にはとても入れられませんから、という解釈なんです。解釈をして、だから、職員の方は12時から12時45分までが休憩時間、45分から1時までが休憩時間、したがって、45分から1時まで15分は、自分のデスクに着いて、仕事はしなくてもいいからそこで休息していなさい、たばこでも吸ってなさい、お茶でも飲んでなさいということなんです。ただし、正規の勤務時間ですから、もし市民の方が何か来た場合には、仕事をやってはいけないということではないんですね、やっても

いいんですよ。ただ、皆さんは1時までが休みだと思っていますから、1時にならないと帰ってこない人もいるし、ですから、休憩時間と休憩時間というのをきちっと今後整理をしていただいて、週休2日制に向けてひとつ御努力をしていただきたい、要望だけしておきます。中身は委員会にお任せします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 市職員の完全週休2日制を実施する関係条例改正案がここで出されたわけで、これが可決されますと国家公務員、それから東京都も7月からというふうに聞いておりますが、日野市の場合には、この条例によりますと7月の土曜日から毎週土曜日と日曜日は完全閉庁ということになるわけです。今、いろいろ議論がありましたように、やはり我々にわかりやすく何がどう変わるかということ、ひとつ資料のようなもので説明をまずしていただきたいと思うんですね。その上で、今、土方議員やそれから沢田議員の方からもお話がありましたが、関係の資料というものを出示してもらいたい。私たちには、まず何がどう変わるかというようなもので、説明を一つはしていただきたいと思うんですが、そういう資料を出せるかどうか、まず一つお伺いをいたします。

それから、現状なんですけども、今は国家公務員の労働時間、勤務時間と比較をして、現状はどうか、この点、お答えをいただきたいと思ひます。

それから、議案第64号では、職員の勤務時間は1週間について44時間を超えない範囲内においてということになっているわけですが、土方議員の指摘もありましたように、実際は1日、目いっぱい8時間働いたとしても、5日間ですから40時間ということになるわけですね。条例を見ますと何か44時間市職員の方は1週間に労働の義務を追うといひますか、そういう条件下に置かれているように思うんですが、実際は8時間だとしても40時間。実際は、しかし今お話がありましたように、労働基準法に定められた休憩時間というものが入ってきますから、これは正規の勤務時間としてカウントする。そうすると1日に大体7時間45分ぐらいになるんじゃないかと、私は思うんです。その点どうか。実際は、ですから1週間に何時間の労働時間ということになるのか。この点、ひとつ教えていただきたい。

それから、年間の労働時間のお話がありましたが、私は以前、組合の幹部の実際の労働時間を調べましたら、大体1,600時間なんですね。職員組合の幹部のある職員、大体同じぐらいなんですね、ほとんど皆さんは。今1,800時間、欧米は年間労働時間、その程度だ。過労死だというようなことで、何かさも人類の味方のように、みんな働かない

方がいいよということで大騒ぎしていますが、市の職員の方の場合には、過労死ということとは全く縁遠いような気もするんですね。実際に、その運動の先頭に立っている方は、年間1,600時間ぐらいですね、働いている時間。これもおまけしてきちんと見てですよ。よくピラを配ったりして、ああいう時間も勤務時間に入っているんですね、実際は。それでその程度ですからね、ちょっと余り説得力ないような気がするんですが、この機会にやはりきちんと条例と実態を合わせておかなければいけないと思います。

さらにもう一つ質問いたしますが、話に出ております日野市職員の勤務時間、休憩時間等に関する規定、これはあるはずですね。この規定が組合との間に合意を見たというか、そういうことの話し合いも決着がついたから、この条例の提出ということになったと思うんです。当然、参考資料として、この細かい規定は出すべきですよ。これを読まなければ、休憩時間は何時から何時までなのか。休憩時間は何時から何時までの間に与えるかということがわからないわけですよ。それがあって、初めて審議の最低条件が整うわけですよ。規定を出していただきたいと思うんですけど、この点いかがでしょうか、前の質問とあわせてお答えください。

○議長（黒川重憲君） 砂川助役。

○助役（砂川雄一君） 週休2日制の実施に伴います条例の改正案を御提出をさせていただいておりますので、したがって、今までとどこがどういうふうに変ったかということを引きつと御理解をいただかなければなりませんので、それに関する資料については、御提出をしたいというふうに思います。

それから、国家公務員との比較の問題でのお話でしたが、この前も御質問があって御説明をしたことが、あるいはあったかというふうに思いますが、国家公務員の場合、一応労働基準法が現在の段階では適用されていないということが、地方公務員の場合との一つの違いでございますけれども、拘束されている時間は、平日で言いますれば8時30分から5時まででございます。ただ、その中で、労基法ではおおむね6時間を超える場合には45分という形で休憩時間を設けるということがございますが、国家公務員の場合は30分でございます。したがって、8時半から5時までの間で30分の休憩時間がございますので、一応労働時間は8時間という形になっております。そうすると5日でございますと、五八、四十時間という形になります。

地方公務員の場合は、一応中にとっております休憩時間が労基法で言います45分ということになりますので、15分不足する形になります。拘束されている時間は8時半から5時まででございますけれども、したがって、そのところが一つ地方公務員が週

休2日制を実施する場合の、週40時間労働という方からいうと、若干時間がそれより短くなってしまふという問題が一つあって、その辺が非常に大きな問題であったわけです。したがって、これは先ほど総務部長が答えましたように、労働時間を一応時間設定としては、5時15分までという形にいたしまして、全体として合わせなければならないということで、私どもとしては規定の方の整備は進めているところでございます。

国家公務員の場合、休憩時間については、それぞれ15分ずつ設けてございます。ですから、1日に30分の休憩時間というのが国の場合設けてある。これは地方公務員の場合も、それが準用されているわけでございますが、そういう形で今までは経緯をしてきているということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） ちょっと重複するかもしれませんが、労働時間の関係でございますけれども、国は今、助役が申し上げましたように、月曜日から金曜日が8時間、それから土曜日が4時間でございますから、44時間です。それから、土曜日が週休2日制になる場合は8時間勤務ですから、これが40時間でございます。それから、日野市の場合でございますけれども、現状は月曜日から金曜日までは7時間45分でございます。それで、土曜日があるときは3時間45分ですから、土曜日を勤務する日は42時間30分になります。週休2日制に当たります月曜日から金曜日までは土曜日がございませぬから38時間45分、この38時間45分では、40時間に最低しなければいけないものですから、1時間15分を月曜日から金曜日の中へ繰り込まなければいけないという姿になって、今度の改正ということになるわけでございます。

それから、いろいろ年間の実労働時間の問題が提起されておりますので、できるだけ早く、ちょっと私メモなものですから、時間をきちんとしたタイプし直してお手元の方へちゃんとお届けさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 一番最初の、私ども及び市民の立場から見て、今回の週休2日制の導入が図られると、市職員の皆さんの勤務時間及びその他の休暇等はどのように変わったかということが、やっぱりプロ中のプロしかわからないというような条例だけをもって説明するというのではいけないと思うんですね。何がどう変わったかということが理解できるものを出すということですので、それをできるだけ早く御提出を願いま

す。

それから、国家公務員との比較も、これはよく自治省からも言われていることなんです。地方公務員の場合は短くなっているんですよ。日野市の場合も、その例外ではない。これまでのことは置くとして、実際には、今回1週間の勤務時間は今の部長の話にもありましたように、8時半から午後5時まで拘束をされるわけですが、休憩時間を引きますと、1日7時間45分ということになって、これに5日間ですから、38時間45分ということになるわけですね。条例にもそのように書くということではまずいんですか、実際はそうなんです。44時間と書いてあって、実際には38時間45分なんです。もう労働基準法を先行っちゃってますよ。1週間40時間なんていうことは、もう過去のことなんです。このようにやっぱり書くべきじゃないですか、正直に実態をそのまま。条例にはこう書いてあるけれども、実際はこうだよというようなことはごまかしです。これは、うそなんです。ですから、労働基準法では、これから週40時間労働を目指すけれども、日野市ではもう40時間を切ってますよ、38時間45分ですと、そういうふうに決めたいというんだしたら、そう書いて提出すべきでしょう。この点について、私は間違っていないと思います。

それから、勤務時間、休憩時間等に関する規定、これは提出をするということですか、そうですね。これは、やはり私どもに今の時点で、本来は配られて手元にあるべきだと思いますよ。これがなければわからないんです。では、これは出すということですから、早く私どもの手元にお届けください。

細かいことは、今、奥住議員の方からも御指摘がありましたように、私もいろいろ足し算、引き算してみますと、この点はどうかというのはいろいろあるんですが、まず基本的に条例で定めなければならない職員の勤務時間は、1週間につき44時間ではない提案をしているわけですから、そういうふうを書くべきじゃないですか。この点についてだけお答えください。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

今まで日野市の条例は、他市の条例もそうなんですけれども、労働基準法に定められた労働時間の何々時間以内という形の決め方をしずっと来たわけです。ですから、将来的には、労働時間も週40時間に、さっきもちょっと説明しましたが、漸進的にやることになっておりますけれども、今回は、暫定措置を政令で決められましてこういう条例を、本当は46時間を44時間に直すと、これはもうさっきちょっと言いましたが、平

成3年4月から法定労働時間が44時間と定められたわけですね。ですから、怒られるかもしれませんが、本来的には3年の4月1日からですから、去年に出しておけばよかったと思います。そういう形で労働基準法を受けたのが、この勤務時間になっております。

今、古賀議員さんが実際の時間を書いたらどうだということは、何と申しますか、これも勉強させていただきたいと思います。他市の状況とかそういう条例も見まして、実態がどうなっているか、もう少し研究させていただきたいと思います。

現状は、労働基準法から政令でそうしなさいというもとでやっているということだけ、御認識いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 条例の準則だとか、それから条例をつくる際には、上級の法律の内容を参考にするというのは、これは当然ですね。今言われましたように、平成3年の4月から法定労働時間は1週間44時間ということになっているわけです。これは、40時間を目指していく一つの過程として、一度には1週間40時間労働というのはいけません。いろいろな事業所があったり、幾ら地方公務員や国家公務員が先駆けをなすんだとって力んだところで、世の中にはまだまだ40時間労働はとてとても無理だよという事業所なんか民間ではたくさんあるわけですね。そういう中で44時間というのが、一つの暫定的な中間の通過時点としてあることが法律でも認められているわけですね。そういうものをもって44時間というふうに、ここに使っているというふうに思うんですよ。

ですから、理屈は通っているんですけど、日野市に限って言えば、自治体は市長が言われるように可能性の宝庫なんです。我々が、日野市は40時間労働をもっと早く、それ以下をやっていますよということを自治体は条例を決めて、世界中に自慢してもいいわけですよ。いかなる法律にも触れませんが、これは。もしかすると、市民から住民監査請求が出るかもわかりませんが、世の中はまだ40時間労働にもいってないのに、日野市の市職員についてだけ38時間45分ということでは、ちょっと納税者として納得ができないという、真実を知った市民からはそういう声が寄せられる可能性はある。しかし、実際には、44時間という数字は余りにも現実とかけ離れているわけですよ。何もここに44時間を超えない範囲内という44時間を持つてくる理由は全くないわけですね。38時間45分を絶対に超えないんですよ、この条例がつけられますと。残業は別ですけどね。ですから、38時間45分を超えない範囲でというふうにした方が市民にもかわるし、実態

をそのままあらわしたことになるわけです。

研究、検討ということもあると思うんですけど、これは研究、検討の余地ないと思いますよ。実際に、こう決めたいということですから、そのまま書けばいいんじゃないですか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） これにつきましては、東京都の地方課等も議会でこういう提案があったということですので、一応問い合わせをしてみても研究させていただきたいと思います。

確かにおっしゃるとおり、今までずっとこの条例には労働基準法に基づいた時間を入れております。それで、細かいことは規定の中にすべて入っております。ですから、その点、前からいろんな問題が指摘されてますけども、その一つと受けとめております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 質問はいたしません、委員会で今いろいろ質疑がありました点を踏まえて、当然審議がなされると思いますが、やはり日本人はよく本音と建前というようにことを言ったりして、実態はこうだけれども、法律にはこう書いてあるとかこういう規則があるというようなことで、そういうことを割とうやむやにする嫌いがあったということも否定できないと思うんですが、やはり自治体というものは、市民の支持、理解という支えがなければ仕事ができないわけですから、こういうことは、別に本音とか建前の問題ではないと思うんですね。そのまま実際の姿を条例の中に、私は書くべきだと思います。こういう地方自治法が改正をされたということで、それに伴って今回の条例改正ということで、学校の週休2日制導入と同じように大変な、これ変革ですね。60歳の定年制を導入したことに続いての大幅な、これは改正が行われたというふうに、私も理解していますので、こういう機会に、実際の姿に条例もちゃんと合わせる。そういう考え方に立って、私は提案をしていただきたかったと思います。

以上申し上げて終わります。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○27番（市川資信君） 多くの議員が質疑されまして、私聞こうと思ったところは聞いていただいたんで、総務委員会に大なる検討をしていただきたいというわけですが、抽象的な心情的な感じでございますが、ちょっと一、二申し上げ、また一、二ちょっと質問をいたしたいと思います。

まず、この完全週休2日制の導入を国家公務員、国主導で急速に各近隣自治体にも高まってきているわけですが、まずこの週休2日制の導入は、御存じのように、日本の今国際的な地位に置かれている環境の中で、いわゆる経済大国となって厳しく長年にわたって、いわゆる働き過ぎという指摘の中から、これを改めざるを得ないということで、これは国も主導せざるを得なかった、導火線でございます、それが。したがって、国主導できて、地方公務員にもこれらの実施を指導しているわけですが、先ほどは共産党の米沢議員の一般質問でも、今日の経済情勢の厳しさ、いわゆるバブルがはじけた後の実態というものが、今年度の日野市におかれましても法人、市民税等の大幅な税収減ということで、端的にあらわれておるわけですが、きのう、きょうの日刊紙によれば、とにかく5年ぶりの株価の低落、あるいは日立ですら、かつては傍系会社に職員を派遣して職員の調整を図っていたものが、日野自動車の羽村工場に振り向けざるを得ないような緊急事態に陥っているというような実態でございます。大手企業ですら、そういう実態でございます。

私が申し上げたいのは、いわゆる地方公共団体が国主導でそういったことを、大いに結構だとは思いますが、しかし、基本的には今、古賀議員が指摘されましたように、公僕でございます。市民のとうとい税金で皆さんの給料は賄って市民のために尽くされるというときに、実態がどうも私はこの導入について、大企業ですらまだ完全週休2日制を導入していないところが多い中で、中小企業においてもなおさらのことなんですね。

先ほど、市長等はこれらについては、やはり自治体が率先垂範して、社会の一つの休息の環境づくりの先鞭をつけるんだというようなこともお話しされておりますけれども、事実、私は今日これを導入したときに中小企業からどのような反応があるかと言えば、古賀議員の言われたような市民からの監査請求ということの出るのは、全く道理だと思います。そういう中で、ましてやこの条例が質問されればされるほど不備といいますか、ちょっと理にかなってない点があるわけです。

そこで、私はそれらを踏まえて、今の私が申し上げた点について、市長はどのような感想を持ってこれに取り組まれたかということ、もう1度再度お聞きしたいということ、もう1点は、近隣自治体の、いわゆるこの導入を図っていつから実施かということのデータが出てないわけですから、このデータをまず1点出していただきたい。

それからもう一つは、週40時間の実働の中で、特別休暇等を整理した中で有給休暇、その他のものを入れて差し引いたものの実働労働時間はどのぐらいになるのかどうか。

先ほど平成3年のは、ここにデータ書いてございますが、これを導入した後の数値というものは一体どうなのかということの資料もあわせて、ひとつ総務委員会で諮っていたきたい。

とりあえず市長の、今申し上げた私の心情についてどのような考えで、議案を上程したかお聞かせいただきたい、かように存じます。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

市長。

○市長（森田喜美男君） 私は5月1日付の広報で「週休2日制社会に向かって」という記事を市民にお読みいただく機会を設けたわけですが、海外からの日本の経済成長に伴っていろいろな非難もあり、つまり労働時間の、国際水準からははるかに長時間労働で、いわゆる低コストの生産性の中で、海外のまた経済侵略をしているというふうにも言われている状況の中で、政府も、つまりこれは言うなれば率先をして週休2日制社会を日本につくっていかう、こういう一つの号令だろうと言ってよいと思います。したがって、恐らく革命といつていいぐらいな社会変革を伴う。そして、どちらかといいますと、公務員に対する厳しい批判の目も生まれてくる。とりわけ自治体は、なおさらそういう立場にあるという感じは受けとめざるを得ないわけですが、やはり大きい国際情勢に従って、公共機関という立場からも、日本の新しい社会に向かって準則にといひましようか、情勢に沿って順応していくべきだろう、このような判断に立ちました。

国では5月から、それから都ではもう7月から各自治体でも同じく7月からというのが、市長会等の共通の判断でございますので、日野市でもそれに順応する意味で、いろいろな情勢を整えながら、今日を迎えて提案をさせていただいたわけでありまして、確かに議案送付の時点で、既に調整を終えていなければならぬ性格のことではありますけど、御理解をいただいて今日の提案まで到達したということでありまして、本来ならば、市民サービスを低下させない一方の施策も十分用意をしておかなければなりません。まずなじんていただくということも大切な要素でございますので、サービス低下をさせない努力を行う条件で、このことを日野市でも実施していただくことを議会並びに

市民に御理解をお願いをしたい、このように考えて提案をさせていただきました。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○27番（市川資信君） 今のお答えで結構でございますけれども、ちょっと1点市長の答弁で、私納得できない点がありますので、あえてそのことを申し上げ、これは言い放しで結構ですから聞いていただきたいと思うのです。

市長は、低コストということは、いわゆる労働賃金の低コストということの意味しているのか、あるいは商品の低コストということの意味しているのかわかりませんが、いずれにいたしましても、働き過ぎで経済成長を遂げて世界中から非難を浴びたというようなことを申されましたけれども、私はそういうふうには受け取っておりません。今、日本のいわゆる経済を支えるものは優秀な労働力と、それから、近代科学技術を伴った生産性、そういうことによってローコストの優秀な商品を生み、賃金は決して世界に比較して最も高い水準にある国の一つであります。

それからもう一つ、長時間労働と今、言いましたけれども、それをたたかれた。これは事実でございますけれども、先般、古賀議員からも発言がございましたように、今ヨーロッパ、アメリカ等の労働時間は1,700時間から1,900時間、日本が今2,080時間ぐらいですか、ですから、そんなに極端な大きな開きというのがあるわけじゃないんですね。しかし、その勤勉、勤勉というのは働くことも勤勉でありましようし、いわゆる科学技術の導入を図って生産性を上げたということも大きな経済成長につながったわけで、そういうことで、決して労働時間が大幅に違うというふうなことは、ちょっと今市長の答弁では私と食い違いがありますので、一言御指摘申し上げて終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第63号、日野市の休日定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第64号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第65号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第66号、日野市職員の育児休業等に関する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第67号、日野市立シルバー人材センター条例の一部を改正する条例の制

定、議案第68号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第67号、日野市立シルバー人材センター条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、完全週休2日制の導入に伴い、市立シルバー人材センターの休館日及び使用時間を改めるため、日野市立シルバー人材センター条例の一部を改正するものであります。

議案第68号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、市立児童館の利用時間を改めるため、日野市立児童館設置条例の一部を改正するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） それでは、議案第67号、日野市立シルバー人材センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

4ページ、5ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思っております。

今回の改正は、週休2日制の導入によりましてシルバー人材センターの休館日あるいは使用時間、これら土曜日の規定を削除するものでございます。

それから、戻りまして2ページでございますが、付則でございます。

この条例は、平成4年7月12日から施行するものでございます。

続きまして、議案第68号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

4ページ、5ページの新旧対照表で御説明いたしたいと思っております。

児童館の利用時間は、今まで午前9時15分から5時というものでございましたが、これもやはり週休2日制の導入に伴いまして、利用時間を午前9時から午後5時までということで、15分延長するというものでございます。これにつきましては、児童館に勤務する職員の勤務の時間の割り振り、これは先ほど来の日野市職員の勤務時間、休憩時間

等に関する規定の中で、職員の勤務時間を9時15分から5時というものでございましたが、今度は通常の8時半から5時までということで、そのような勤務の振りかえになりますので、利用時間を15分延長したというものでございます。

この条例は、平成4年7月12日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 1点だけ確認いたしますが、今の説明の中で、児童館はこれはあくまで利用時間の関係で、職員は8時半から5時というお話であります。特に本庁関係と違って出先の場合には、子供たちが、当然遊びに来たりいろんな状況で使われているということで、勤務体系と閉館時間が同じという体制、今までも確かにそうだったと思うんですね、これ前が延びたわけですから、そこら辺には、実態としてどうなのかなというふうに、参考として伺いをしておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 今までは、職員の出勤時間が9時15分、それから利用時間が9時15分ということで、やはり職員が出勤して、若干の準備期間が必要であったというんですが、その辺かなり無理があったんですけども、今回、通常の勤務時間になりましたので、準備時間等もとれまして、そういう意味では改善が図られるのではないかと、いうふうに考えています。（「終わりの方」と呼ぶ者あり）

失礼しました。終わりにつきましては、従来どおり同じでございます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 私の質問の仕方があれだったんで、理解があれだったかもしれないんですが、本庁職員等は、5時でびたっとして帰れる状態というのが一般的だと思います。児童館等で、もしそういう子供たちがいるときに、5時が閉館時間で、それから閉めて片づけをしてということになると、そこら辺の体制の中でどうかなということでお伺いした段階です。これは、また委員会で、片方が可決で片方が反対というわけにもいかないでしょうから、連携をとる中に調整がされると思っておりますけれども、一つの参考として伺いした次第です。結構です。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第67号、日野市立シルバー人材センター条例の

一部を改正する条例の制定、議案第68号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第69号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-2）工事請負契約の締結、議案第70号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-3）工事請負契約の締結、議案第71号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-4）工事請負契約の締結、議案第72号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-5）工事請負契約の締結、議案第73号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-6）工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 上程されました5議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第69号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-2）工事請負契約の締結について。

本議案は、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-2）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、1億1,680万2,000円で篠崎土建株式会社が落札いたしました。

議案第70号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-3）工事請負契約の締結について。

本議案は、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-3）工事の請負契約を締結するものであります。

入札の結果、1億2,360万円で株式会社清水組が落札いたしました。

議案第71号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-4）工事請負契約の締結について。

本議案は、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-4）工事の請負契約を締結するものであります。

入札の結果、1億1,330万円で多摩住宅保全株式会社が落札いたしました。

議案第72号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-5）工事請負契約の締結について。

本議案は、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-5）工事の請負契約を締結するものであります。

入札の結果、1億7,448万2,000円で拓栄建設株式会社が落札いたしました。

議案第73号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-6）工事請負契約の締結について。

本議案は、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-6）工事の請負契約を締結するものであります。

入札の結果、1億3,987万4,000円で豊建設株式会社が落札いたしました。

以上5議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） それでは、5議案について御説明申し上げます。

議案第69号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-2）工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

契約金額は1億1,680万2,000円でございます。契約方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成5年3月17日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都日野市大字日野8番地、篠崎土建株式会社、代表取締役、篠崎盛之助でございます。

2ページ、3ページでございます。

入札の経過でございますが、現場説明を6月2日に行いまして、入札を6月15日に執行しました。入札の結果は下記の欄のとおりでございます。

3ページの工事の概要でございます。管布設工250ミリ、延長としまして1,096.7メートル、開削でございます。マンホール設置工31カ所でございます。工事の位置でございますが、下段の図面のとおりでございます。

次、議案第70号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-3）工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

契約金額は1億2,360万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成5年3月17日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都日野市大字石田410番地の6、株式会社清水組、代表取締役、清水保雄でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

入札の経過でございますけれども、現場説明を6月2日に行いました。入札を6月15日に執行いたしました。入札の結果は、下記のとおりでございます。

工事の概要でございます。3ページでございます。管布設工250ミリ、延長としまして1,400.5メートルで開削でございます。マンホール設置工37カ所でございます。工事の位置でございますが、図のとおりでございます。

次に、議案第71号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-4)工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

契約金額は1億1,330万円でございます。契約方法は指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から平成5年3月17日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都日野市多摩平二丁目9番地の8、多摩住宅保全株式会社、代表取締役、亀山栄でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

入札の経過でございますが、現場説明を6月2日に実施いたしました。入札を6月15日に執行いたしました。入札の結果は、下記のとおりでございます。

3ページでございます。工事の概要でございます。管布設工ですが250ミリでございます。延長875.4メートル、開削でございます。マンホール設置工30カ所でございます。工事の位置につきましては、下段の図面のとおりでございます。

次に、議案第72号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-5)工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

契約金額は1億7,448万2,000円でございます。契約方法は指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から平成5年3月17日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都八王子市下柚木1505番地、拓栄建設株式会社、代表取締役、千葉清次でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

入札の経過でございますが、現場説明を6月2日に実施いたしました。入札を6月15日に執行いたしました。入札の結果は、下記のとおりでございます。

3ページでございます。工事の概要でございます。管布設工250ミリ、延長として1,364.8メートル、開削でございます。マンホール設置工46カ所でございます。工事の位置は、下段の図面のとおりでございます。

次に、議案第73号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区(4-6)工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

契約金額は1億3,987万4,000円でございます。契約方法は指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から平成5年3月17日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都立川市栄町六丁目11番地の11、豊建設株式会社、代表取締役、網野卓男でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

入札の経過でございますけれども、現場説明を6月2日に実施いたしました。入札を6月15日に執行いたしました。入札の結果は、下記のとおりでございます。

3ページでございます。工事の概要でございます。管布設工250ミリで、延長1,404メートルでございます。開削でございます。マンホール設置工46カ所でございます。工事の位置でございますが、下段の図面のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(黒川重憲君) これより質疑に入ります。沢田研二君。

○1番(沢田研二君) 参考のために、ちょっとお伺いをしたいんですが、5件の契約の中で、この中で2件は日野市以外で契約をされております。指名競争入札という公平な手段を講じているわけですから、これはこれである意味ではいいんですけれども、この2件の日野市以外の契約者は、例えば日野市にも事務所があるとか、何かそういうかわり的なものがあるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長(黒川重憲君) 総務部長。

○総務部長(小林 修君) ちょっと内訳を申し上げますと、この5件の指名をした内容でございますけれども、日野市業者が12社、それから、日野に支店及び営業所を持っているものが13社でございます。それから、市外業者が10社でございます。3件については、おのおの支店なり営業所を持っているものでございます。

以上です。

○議長(黒川重憲君) 沢田研二君。

○1番(沢田研二君) 八王子、立川ですか、これはいずれも日野の市内にも営業所的なものを置いているという理解でよろしいわけですね。はい、では結構でございます。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を終結いたします。

お語りいたします。ただいま議題となっております本5件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本5件については、委員会付託を省略することに決しました。

本5件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本5件について採決いたします。本5件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第69号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-2）工事請負契約の締結、議案第70号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-3）工事請負契約の締結、議案第71号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-4）工事請負契約の締結、議案第72号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-5）工事請負契約の締結、議案第73号、日野市公共下水道事業日野第一旭が丘処理分区（4-6）工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第74号、日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区（4-4）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第74号、日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区（4-4）工事請負契約の締結について。

本議案は、日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区（4-4）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、9,187万6,000円で前田道路株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林 修君） 議案第74号、日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区（4-4）工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

契約金額は9,187万6,000円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成5年3月17日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都品川区上大崎三丁目14番12号、前田道路株式会社、代表取締役、刑部秀利でございます。

2ページ、3ページでございます。入札の経過でございますが、現場説明を6月2日に実施いたしました。入札を6月15日に執行いたしました。入札の結果は、下記のとおりでございます。

3ページでございます。工事の概要でございます。管布設工250ミリでございます。延長は931.6メートル、開削でございます。マンホール設置工39カ所でございます。工事の位置は下段の図面のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お語りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第74号、日野市公共下水道事業浅川右岸第六処理分区（4-4）工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には、日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は6月25日木曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願いま

す。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時23分 散会

6月25日 木曜日 (第7日)

平成4年 日野市議会会議録 (第22号)
第2回定例会

6月25日 木曜日 (第7日)

出席議員 (30名)

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	小川友一君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	斉藤令吉君	書記	鈴木俊之君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 大迫嘩子君

議事日程

平成4年6月25日(木)
午前10時開議

(訂正)

日程第1 議案第55号日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の訂正について

(議案審査報告) (総務委員会)

日程第2 議案第63号 日野市の休日定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3	議案第64号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第65号	日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第66号	日野市職員の育児休業等に関する条例の制定について (総務・厚生)
日程第6	議案第56号	平成4年度日野市一般会計補正予算(第1号) (厚生委員会)
日程第7	議案第54号	日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第67号	日野市立シルバー人材センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第68号	日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について (建設委員会)
日程第10	議案第55号	日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定について
日程第11	議案第57号	市道路線の一部廃止について
日程第12	議案第58号	市道路線の廃止について
日程第13	議案第59号	市道路線の認定について (請願審査報告) (文教委員会)
日程第14	請願第3-10号	学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情
日程第15	請願第3-23号	「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情 (厚生委員会)
日程第16	請願第3-30号	安心して飲める水道水の水質基準に関する請願
日程第17	請願第3-36号	日野市民葬斎場建設促進に関する請願
日程第18	請願第4-4号	乳幼児(3歳未満)医療費無料制度を求める陳情
日程第19	請願第4-6号	神明・大坂上地区に児童館(七小児童クラブを含む)

- (継続審査)
- 日程第 20 請願 第 3-11 号 日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願
- 日程第 21 請願 第 3-12 号 拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情
- 日程第 22 請願 第 4-1 号 米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情
- 日程第 23 請願 第 4-2 号 横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情
- 日程第 24 請願 第 4-3 号 労働時間短縮についての陳情
- 日程第 25 請願 第 4-7 号 請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情
- 日程第 26 請願 第 4-9 号 旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願
(文教委員会)
- 日程第 27 請願 第 4-8 号 七ツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情
(厚生委員会)
- 日程第 28 請願 第 2-24 号 「(仮称) 浅川公会堂建設」に関する請願
- 日程第 29 請願 第 2-25 号 中ホール建設に関する請願
- 日程第 30 請願 第 3-17 号 日野市市民多目的ホール新設に関する請願
- 日程第 31 請願 第 3-29 号 東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情
- 日程第 32 請願 第 4-5 号 日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情
(建設委員会)
- 日程第 33 請願 第 2-4 号 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願
- 日程第 34 請願 第 2-28 号 大坂上二丁目の「(仮称) 日野マンション」の建設計画に関する請願
- 日程第 35 請願 第 3-4 号 区画整理の諸点についてご配慮下さいの請願
- 日程第 36 請願 第 3-5 号 まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願

- 日程第 37 請願 第 3-19 号 高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願
- 日程第 38 請願 第 3-31 号 都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願
- 日程第 39 請願 第 3-33 号 山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願
- 日程第 40 請願 第 3-34 号 団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願
- 日程第 41 請願 第 4-10 号 多摩川自治会内の建築許可に関する請願
(継続審査議決)
- 日程第 42 議会運営委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 43 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 44 スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 45 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 46 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 46 まで

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時13分 休憩

午後8時16分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第1、議案第55号日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の訂正の件を議題といたします。

理事者から訂正理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 本市議会定例会に提案しております議案第55号の本文中、駐車場の設置の条項第12条第2項に「規則で定める。」とありますのを、「別表のとおりとする。」に訂正いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって日程第1、議案第55号日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の訂正の件は、これを承認することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 8 時 18 分 休憩

午後 9 時 32 分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第63号、日野市の休日定める条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（板垣正男君） 委員会の報告をいたします。

議案の第63号、日野市の休日定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

総務委員会は22日、そして本日、2日間にわたりまして審査を進めてまいりました。結論的には原案可決、付帯意見を付したということになったわけでございますが、この間の細かい質疑など省略させていただきますが、主な質疑といたしましては、この国の週休2日制の5月1日実施に引き続きまして、地方公務員の週休2日制の実施は、いわば民間企業などをもリードする役割、そういう積極的な意義を持っているものと考えて提案されたものかどうかといったような質疑がございました。さらには市民の窓口、あるいは施設等々の利用に対する、週休2日制に伴うサービス低下というようなことのないように考えているかどうかといったようなことであるとか、周知徹底のPR等十分対応を考えているかどうかといったようなことなども、質疑が行われました。さらには週休2日制の実施に当たって、一層これまでの行政の効率化、サービス低下させない体制をとることが必要であるが、しかしそれはなかなか難しいことではないか。庁内に検討委員会をつくって十分対応をされることではないかと思われるが、その点はどのように考えているかといったようなことなどが質疑されました。

さらに44時間と条例の改正案が提起されているが、この点の考え方はどうかといった質疑も行われました。さらには休憩時間の時間割について、5時以降の時間割設定は違法性がないかどうか、判例等の質疑も行われました。さらに東京都、あるいは他市とも休憩時間を含めた勤務時間となっている。特に違法性はないのではないか。市側の考えはどうかといったような質疑も行われました。

細かい点の議論は省かせていただきますけれども、付帯意見としてお手元に審査報告で

記載されてあるような意見を付しまして、全会一致原案可決されたものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 労働時間の短縮の問題は、これからも急速に進んでくるというふうに思います。特に政府の方で1988年に、1992年、本年ですが、週40時間の労働時間というふうな計画目標も立てているところですが、それにしましても市の対応の中で、市民の方になるべく市民生活の利便性といいますか、行政のサービスの低下のないようにという配慮が、個々具体的にはわかるわけですが、特に土日の本庁舎へ見えるような対応があるのですが、具体的に申し上げますと、例えば不幸なことがあって緊急に来たとか——私の経験ですが、結婚式の届け出の件とか、何点か、いわゆる守衛さんが対応しているようなケースがあるわけです。これは前にも総務部長に、その辺の対応はどうなっているのかということで、よく調べてもらいたいというふうなお話を申し上げました。本来、これは労働組合が守衛さんの中であれば、非常に論議を呼ぶところだと思いますが、要するに庁舎を管理をする、事故のないように防ぐという、いわゆるガードマン的な、守衛的な業務に携わっている方が、市の書類発行について携わるとい根本的な問題について、どういうふうにお考えになっているのか。サイクルによっては市の職員の方が対応している場面もあるのかもしれませんが、その辺どういうふうにされているのかです。今回の一般質問でも、行政サービスの低下がないようにということで、何人かの方の議論がございました。そういう角度からの質疑があれば御紹介していただきたいです。なければ、総務部長の方から御答弁いただきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君） 守衛が受け付けを行い、あるいは書類を扱っているということについての論議はありませんでしたけれど、今後の土曜、日曜日等の対応については、例えば窓口などは月曜から金曜日まで、七生支所でも税証明を取れるように今後検討していきたいという説明もありました。さらには金曜日の午後3時まで申し込みなどがあれば、その書類をつくって宿直室に置いて、本人に渡すというようなことなども今後考えていきたいという説明もありました。さらに自動交付機は現在の設置については未定であると、将来購入するということが可能であれば、検討していきたいということなどがございましたが、守衛の取り扱い云々については、特に質疑はございませんので、総務部長から説明してもらおうようにしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

土曜、日曜、また平日の夕方ですけれども、委託業者に建物の管理をお願いしているわけございまして、市の職員が当直者として3人おります。その職員が事務的なものは、今議員さんがおっしゃったような形のもの、対応しているのが現状でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 今の話で私が誤解をしていたのかもしれませんが、それではちょっと確認をさせてください。そうしますとさまざまな、緊急性が高くて、対応するようなものについては、今のお話のとおり守衛さんというのでしょうか、そういう民間から委託をされている職員の方は、それに一切携わっていない。また携われる前提もないので、要するに必ずそれは市の職員の方で対応してきていますということよろしいわけですね。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） そのとおりでございます。（「わかりました。」「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私は地方公務員、なかんずく日野市の職員の皆さんが、1週間に土曜日と日曜日を完全に休みにするということについては、もろ手を挙げて賛成するものであります。しかしながら市長が、今夏井議員の話にもありましたように、行政サービスが果たして低下するのかどうかということについては、仕方がありませんという市側の考え方はないわけですね。6月15日の日野市広報で、職員課の記事として、これは市長のすなわち考え方でありますが、「週休2日制土曜閉庁実施に向けての準備」ということで、「行政サービスの低下を来さないよう努めます」、こう書いてあるのです。「来さないよう努めます」ということは、行政サービスを低下させないということですから、この週休2日の実施を求め、必要な条例の改正案を提出すると同時に、並行して行政サービスは、今委員長報告にもあったような、今後検討するというのではなくて、例えば前の日の金曜日の午後3時まで電話で申し込みをすれば、翌日休みの日に、特定の窓口で住民票などを交付すると決めたものを、内部で決定したものを、この週休2日の条例案とともに、こういう代替案を考えているということで一緒に出してきて初めて、この週休2日制の条例案というものは、完全な形で議会に出されたということになると思うのです。それが今回全く欠落をしているわけです。この点一体どう

いう議論が市当局から述べられたのか、もう少しそういった点の詳しい説明をしていただきたいというふうに思います。

なお、これは市長にひとつ勤労に対する考え方を私聞いてみたいと思うのですが、我々は勤労や勤勉ということについては、古来より美徳だというふうに教えられてきたわけです。しかし今日さまざまな外圧もあるわけですが、何か働くことは悪徳であるかのような議論も展開されてきている。市長は勤労、勤勉ということについて、基本的にこれを美徳と考えるのか、悪徳と考えるのか、この点の市長の基本的な考え方もあわせてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君） 今回の週休2日制に関する条例の改正にあわせた形で、今議会に、例えば住民サービスを低下させないということに関連する、条例等の同時提案はどうかということの論議は、特にその問題での質疑はありませんでしたけれど、しかし今後行政の効率化、サービス低下をもたらさない、そういう方向での市の考え方についての質疑はありました。それは先ほど申し上げましたように今後庁内に検討委員会をつくって、必要な体制を取るなり、あるいは窓口サービスのあり方等についての検討を進めてまいりたいということであるとか、それから先ほど申し上げましたように、窓口での若干の改善等の考え方も示されたわけでありまして、そういう説明はありました。それ以上にわたる市長の考え云々については、当日は市長も出席しておりませんでしたので、その説明はなかったんですけど、以上のような質疑と、市側の説明はありました。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 週休2日制社会という記事を広報に載せておりますとおり、勤労は美徳であると、そういう人間性と言いましょるか、そうあるべきだと思っております。しかし休養ということもこれもまた美徳というふうに考えていいと思いますから、両立できるというふうにお答えをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 週休2日制が、もしこの条例の内容どおり可決をされて実施をされるということになりますと、7月、8月、9月、3カ月間は間違いなく行政サービスが低下するのです。今まで行われていた土曜日の市の仕事が全面的にストップするわけですから、その間行われていた市民に対するサービス業務は一切なくなる。すなわち低下ということになるわけです。なぜこれは一緒に条例の改正案を提出するという意

思決定を市長ないしは市当局がかためた段階で、同時に行政サービスを後退させないための諸準備をあわせて行わなかったのか。それをつけて、これを本来出すべきだというふうに私は思うのです。市民、住民が主人公の市政とかいう言葉はよく使われる。しかし主人公に迷惑をかけ、サービスを後退させておいて、こういうことは今後言えなくなるのではないかというふうに思うのです。

今、委員長が報告をした、例えば検討したいという内容については、果たしていつごろから具体的にどれとどれを実現するということは、今日の時点で言えるのかどうか、この点はいかがでしょうか。週休2日制を実施する以上、そのことをやはり議会にも示すということは、広報にも書かれているように市民にも示すことになるわけです。3カ月間はどうしても、最低でも3カ月間は明らかに行政サービスはなくなるわけです、土曜日の分については。それでも仕方がないというふうに市政の主人公に言うつもりなのか、いかがでしょうか、委員長、何かお答えになりたければどうぞ。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 大きな社会変化をつくらうという発想で、日本国民みんなで従来の週休が1日、あるいは1日半であったところを、2日にしようと、国際情勢に従おうというもので発議されたものですから、まずなじむということが当然の前提にあるはずでありますし、サービスを落とさないということと、それからなじむということとは、同義語と言っていいぐらい対応はあらゆる方法で手立てをする。しかしなじんでいただくということがまた一方の大切なことでもありますので、そういう論議は私は当たらないのではなかろうかと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 私はもう一つ市側ないしは委員会でやり取りがあった、委員長の報告の中にもあった件についてお尋ねしているのですが、土曜日を完全にすべて休みをすることに伴って、これから検討委員会のようなものを設けて代替措置を講じるということですが、そういうことは全く考えていないのですか。委員会の場での市側の発言も正式な発言ですが、一つ記録に残るところで、こういうことを考えているということをお場でもう一度――委員長の言葉を私は信用しないわけではないのですが、責任ある立場の方に、一体どのようなことを考えているのか、行政サービスの低下を来さないように努めますと書いてあるのですから、具体的にはどういうことをやはりお答えいただきたいと思うのです。どうでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（小林 修君） お答えいたします。

週休2日制の導入に当たりまして、庁内でも企画と職員課を中心に第1回の導入に当たる庁内チームというんですか、それを持ちまして、取りあえず第1回目は住民サービスに対するPR、これをどうしたらいいかということを検討し、そこで結論づけたものを今後PRしていこうと、今後ですね（「何をPRするのですか」と呼ぶ者あり）、週休2日制が7月から実施されるということ、住民に周知徹底させていくことです。どうしたら住民に理解を得られるかというためのPRということでございます。

それから今後はいわゆる窓口業務の件でございますけれども、これをどのように、今やっている例えば郵便局の新設の受け付けとか、電算がもちろんやっていますけれども、それを一層押し進めるということも当然必要になってきますでしょうし、それから日野市は昼休みの窓口をやっていますけど、この辺をもう少し拡大できないかということも、今やっている中でできるようになると思います。それから今後窓口の担当部門と、電話の予約制を取るということの検討もありますし、テレホンサービスに関する、そういうようなサービスの実施も取り入れていかなければいけないのではないかという検討も、これからしていきたいと思っております。

たださっきも委員長から御報告がありましたように、よく自動交付機というのが話題になりますけれど、これはまだ完全なものがそう出ているわけではないというので、これは今すぐ導入は、現実的にはできないだろうというようなこともありますので、取りあえず7月18日実施に向けて、今取りあえずできるだけ住民サービス低下のないように進めていく、準備をしていこうということをやっているところでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 歯切れが非常に悪いですね。

7月18日から実施をしたい、そのためにサービス低下を招かないための検討を行う、それが7月のその実施日から、例えば今おっしゃったような電話予約、テレホンサービスなどできるのですか。そういうことを検討して、本来であれば私はこの週休2日制をセットにして市民の皆さんの理解を得たい、PRしたいと先ほどおっしゃったでしょう。PRというのはそういうことを含んで行うのが筋ではないかと私は思うのです。

それでは、例えば電話の予約というのは具体的にはどういうことを指しているのですか。住民票について言えばどういうことになるのですか。そのほか何か検討されているということはどういうことなのですか。18日からやるのですか、それは。9月からにな

るのですか。それとも来年ですか、さっぱりわからないですね。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） それではお答え申し上げます。

この前委員会で、いわゆる住民の窓口関係のサービスの問題で御質問いただきました。先ほど委員長がおっしゃられましたとおりでございます。ただ基本的には、月曜日から金曜日の間に、できるだけ住民の方にも、いろんな証明につきましては、特にきょう、あしたという形でなく、大体普通何日かあるのです。ですからできるだけ郵便局を御利用いただく。あるいは手紙による請求、これは郵便局の窓口でなくとも、自分で手紙を書いて、定額小為替を入れていただければ、どこのポストに入れていただいてもそれが届けば、自宅にその証明を送り返すということも可能でございますので、できるだけその期間の中でお取りいただくということのPRを重ねていきたい。

なお土曜日しか役所に来られない方、それでもそういう方がいらっしゃる場合には、できるだけ金曜日の3時ごろまで電話で予約を受けて、その翌日の土曜日の午前中、本庁の宿直室で交付すると。これは住民票ということで今検討しておりますけれども、住民票、戸籍についても、本人確認というのは非常に問題でございまして、法務省の関係では、非常に現在の段階では好ましくないということでございますので、取りあえず住民票に限ってという考え方を持っております。なお戸籍につきましてもできるだけ関係市町村と協力して、法務局と折衝を重ねて、戸籍の謄抄本もできるだけ近い時期にできればいいということで、部内では検討しております。

したがって7月の18日までに、先ほど申し上げましたPRを郵便局、あるいは郵送による請求等のPRを重ねながら、電話予約についてもその時期にあわせて、住民票のみに限ってはやっていきたいというふうに、現在部内では検討しております。ただこれは先ほど言いましたように当直室の管轄、職員の管轄等がありますので、庁内でやはり検討委員会を設けて、その辺のすり合わせをしまして、できるだけ早い時期にやっていきたいと、このように思っております。

なお日常の業務で再三以前から要求のありました税の証明、これらにつきましては平常の中でサービスを充実しようということで、支所でも取れるようにしたい。ただこれにつきましては、ファックスで送らなければなりませんので、そういうこともまだ機械の購入等ありますので、7月18日即というわけにはいきませんが、できるだけ近い将来にはそれを実施したい、こういうふうに考えております。したがって7月18日にあわせて住民票の方はいきたい、このように思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 結局7月の18日になっても、市の今までの答弁を総合してとらえると、今まで行っている市のサービスの範囲内で、つまり月曜から金曜日までの間に窓口に来て、必要なものは取りなさい。さらにもう一つの方法である、郵便局を利用する方法もあるよということで、これは従来行っているサービスそのものですよ。ただ土曜日に仕事を一切市がやらなくなるわけですから、その分のサービスの後退はどうするかということは、本来であればこの週休2日の実施を前提として、十分検討を詰めたものを今議会に出すべきであったというふうに私は思うのです。市民部長の今のお話では、電話の予約の件も何とか18日からやりたいということで検討したいということなのですね。これはサービスの後退はどうしても発生するというのを認めざるを得ないのではないですか。格好のいいことだけを、行政サービスの低下を来さないなんということで、努力しますというようなことを、市民を欺いてはいけないと思うのです。市長も週休2日制の時代になったんだから、そのことをまず徹底させる。それも美德だというふうにおっしゃった。サービスの低下は仕方がないのでしょ、多少は。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） なじんだ結果ということでありまして、つまりお互いが、何と言いましょか、休日にはなるべくサービスを求めないような努力をするということと両々あいまって、この週休2日制社会を完成させるということが課題であると、こういうふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 土曜日や日曜日に市役所を利用するという発想を市民は捨てなさいということですよ、なじみなさいということですから。だからことさら市が何かその分を補う、つまり2日間休みになる。土曜日の午後から今までは休みでしたから、実質的には土曜日の午前中が休みになるわけですね、新しく。その分についてはあきらめなさいということですよ、なじみなさいということは。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） なじんでいただくということと、あわせてできるだけことは努力しますと、こういう考えであります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 後でまた意見のところ、別の議案になろうかと思いますが触れたいと思うのですが、日曜日も市役所の窓口を開いているところもあるのです、全国

の自治体の中では。市長の大好きな日本国憲法の中にも、日曜日、土曜日に市役所を開いてはいけませんとはどこにも書いてないんです。工夫次第によってはその代替措置は既に講じられているわけですから、そういうものをやはり参考にしながら、しかも市民サービス、住民サービスを市としては低下させるつもりはないということを広報にまで書いているわけですから、その内容をやはりPRをするというならば、かわりにこういう方法で、土曜日にはこういたしますと、前の日の3時まで電話をくださいと、そういうことをちゃんとまとめて、文書にして、議会に本来は私は出すべきだったというふうに思うのです。

市長が今考えておられる、なじんでもらうのが大前提だけれども、努力することは努力するというふうにおっしゃったんです。努力すべきことは努力をします。具体的には今市民部長が言ったような範囲のことなんですか。市長は何を考えているのですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） できるだけことは努力するというふうに、庁内に、もちろん体制を整えていくと、こういうことでありまして、我々が一番気にしましたのは病院の経営のことと、それから保育園の土曜日の業務のことでありまして、必要な人員はこれはふやさなければならない、こういうふうに考えておるといことも、この場でお答えしたつもりであります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） もう質疑はいたしません。私は、本来この週休2日制という公務員の制度がここで大きく変わるわけですから、それに伴って十分に庁舎内で今まで行ってきた行政サービスにどう今後対応していくのか、低下はいたし方ないのか、部分的には。完全にそれを補うのか、まずその基本方針がはっきりしてない。何かできることはやるようなニュアンスのお話もあるけれども、しかしなじんでもらうとも市長は言う。基本的な姿勢が全くはっきりしてないわけです。

この議案についてやはり提案をされる際には、そういったものを伴って提出すべきであったということをお私は指摘をしておきたいと思っております。付帯意見も付いておりますので、その点に期待をしたいと思うのですが、私が十何年市議会の中で仕事をさせていただいて、付帯意見を幾つか付けたことがありました。職務給の一部導入の際、あるいは高幡の浅川苑の建設、また日野山荘の建設に当たっても議会で付帯意見をつけたと思っておりますが、1回も付帯意見が守られたことはありませんでした。今回のこの付帯意見が同じ運命をたどらないことを私は祈っております。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第63号、日野市の休日定める条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第64号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件に対し、市川資信君ほか8名より、修正案が提出されました。よってこれを本件とあわせて議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（板垣正男君） 議案第64号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

委員会の審査の中で、小川友一君ほか1名から修正案が提出されました。この修正案は、条例改正の部分で第2条中、46時間を44時間に改めるとなっておりますが、「46時間を超えない範囲において40時間とし」というふうに修正するものであります。採決の結果、少数否決されました。

付帯意見を付しまして、多数で原案可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

次に、修正案の趣旨説明を提案者から求めます。市川資信君。

○27番（市川資信君） 議案第64号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、上記議案に対する修正案を、別紙のとおり地方自治法第115条の2、日野市議会会議規則第17条の規定により提出するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

修正案を含めた本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 修正案に賛成をし、原案に反対をする立場で自由民主党を代表して意見を申し述べます。

国の行政機関がことしの5月から、土曜日閉庁実施をいたしております。完全週休2日制、すなわち週40時間労働の実施にあわせて、それぞれの自治体での順次完全週休2日制に移行する、それぞれの措置を現在講じているところであります。

自治省でも住民の理解を得るためにも正規の労働時間1日8時間に改めた上で、完全週休2日制を実施するよう指導しているところであります。毎週土曜日市役所の窓口業務を休業とするわけであり、週休2日制では、名目で1日8時間の労働時間なる内容が日野市職員の勤務時間、休憩時間等に関する規定の中に、1週40時間とし云々と書かれております。しかし実態は従来どおりの運用によりまして実質7時間45分ということになるわけであり、私どもはいささかでも職員の勤務実態に近づけ、なおかつ平成元年訓令第1号の規定に整合させるために、当条例の勤務時間は、当然1週間について40時間としなければならないというふうに判断をするわけであり、勤務実態にあわせた条例の改正が当然求められるべきであります。市長原案にある44時間は、改正労働基準法に基づく政令によりまして、平成3年4月から定められたものでありまして、本来でありますと、4週6休体制下での時間であり、ですから昨年3月議会に提案をしなければならなかったものを、今ごろになって提案したこと事態、全くナンセンスであります。

国際的ないわゆる貿易摩擦の原因の一つに、日本人の働きすぎ、いわゆる日本人働きバチ説が云々されているわけであり、私どもは週休2日制の実施にももちろん賛成をするものでありますが、我が国は国民一人当たりのGNPは世界最高水準にありながら、生活の豊かさが確かに実感できないのも、一つには労働時間の問題があるからであります。

日本人の年間総労働時間は、昭和35年の2,432時間をピークに、年ごとに下降線をたどり、昭和50年代に入って横ばいとなり、ここのところ徐々に短縮されているものの、いまだに欧米各国に比べて年間200時間から500時間上回って働いているということになります。平成2年の数字で見ますと、2,088時間という実際の労働時間があげられております。

生活の中に自由な時間をふやして生活の豊かさを向上させ、我が国の経済的力にふさわしい、活力ある、ゆとりある社会の実現に向けてさらに労働時間の短縮を進める必要があるのは、私どもも同感するところであります。

昭和63年に閣議決定された「世界とともに生きる日本、経済運営5カ年計画」において、完全週休2日制の普及を基本に年次有休休暇の取得促進、連続休暇の普及拡大、所定外労働時間の削減等により、概ね計画期間中に週40時間労働の実現を期し、年間総労働時間を計画期間中に1,800時間程度に向け、できる限り短縮することを打ち出しております。

また労働基準法を昭和62年に改正をし、施行されましたが、その内容は第1に法定労働時間の段階的短縮をうたっております。週40時間労働制を本則に定めて、これを政令によって段階的に短縮するように規定をしているわけであり、

先ほど触れましたように、私どもの提案をいたしました修正案では、この段階的に短縮をしていく過程の44時間という今回の条例提案は、先ほども触れましたように、4週6休体制下での、これは1週間の労働時間ということになっているわけであり、この条例をもし本条例どおり可決したとしますと、この政令にも抵触をするということになってくるわけであり、このことに、私どもの提案の理由は一つあるわけであり、

第2は労働時間制度の弾力化ということで、具体的には労働時間を短縮するために、労働時間に関する法的な規制を弾力化するということになっております。具体的な内容では、よく言われておりますフレックスタイム制の導入、あるいは1カ月単位の変形労働時間制などがこれに当たるわけであり、

また第3に年次有給休暇制度の改善もこの中にうたわれているわけであり、労働時間の短縮に当たっては業種や事業所の規模等により、困難を伴うところも多く、その実情を踏まえた指導援助が必要であり、また社会的気運の醸成も不可欠であります。

今回の週休2日制の実施について、先ほどから申し上げましたとおり、このことが実施されることにはもちろん私どもは賛成をするわけであり、少なくとも法律や政令の規定に従ったものにまずすることが第1。しかも実際には1日8時間労働と規定をされているわけであり、規定の中にそうみずから市は書いているわけであり、5日間であれば当然40時間として実態に合うわけであり、この点を重ねて強調したいというふうに思います。要するに完全週休2日制、年次有給休暇20日間を付与し、20日間を取得するような考え方、あるいは残業の削減、そして連続休暇を大型化していく、そういうことが客観的には求められているわけであり、自治体が制定をする条例に、こういった瑕疵があってはならないということは論をまたないわけであり、

今日、時間短縮は賃金とともに労働交渉の重要な議題となっております。しかしながら労使交渉の結果、例え44時間ということで職員組合が合意をしたとしても、市当局は法令や、あるいはその他の規定に基づいて、きちんと諸法規に基づいた条例の提案をすべきです。

私ども議会の指摘、あるいは修正を待たずとも、この点については当然改めるべきでありました。労働時間を短縮をして心身の健康づくり、あるいは自己啓発のために努めることはもちろん大切なことであります。しかし先ほど申し上げましたとおり、社会的気運の醸成も不可欠であるということでもあります。

ここで市の職員の実際の勤務時間について触れておきたいというふうに思います。今回の提案では、私どもの議会での主張によって、総務委員会のメンバーの努力に負うところが大きいわけですが、実際に始業開始時間を取りあえず8時15分に規定の中で改めることによって、帳簿上、帳面は8時間労働ということになりました。しかし運用においては1日に7時間45分でありますので、1週間では38時間45分ということになるわけであります。この条例が1週間44時間と規定することが、いかに現実とかけ離れているか、このことも市当局はどの程度認識をしているのか、お聞きをしたいほどの疑問を感じるわけであります。

ちなみに38時間45分で年間働きますと、例えば夏休みが現在9日間ございます。有給の夏休み。年末年始の休暇が5日間、さらに国民の祝日が13日間、これにさらに年次有給休暇、職員1人当たり平均17日を消化をいたしておりますので、これらを差し引きいたしますと年間総労働時間は1,706時間ということになります。しかし超過勤務時間がございます。前年度実績で1人平均年間87時間の残業を行っているわけでありますので、この87時間を足したとしても、市職員の皆さんの年間実際の労働時間は1,739時間ということになります。官民挙げて1,800時間を年間実労働として目指そうというときに、職員の皆さんについては1,800時間をはるかに下回る、実際の労働時間ということになってくるわけであります。

実際に条例を見た市民は、1週間に44時間勤務をするというふうに、だれでもこれは読み取るわけでありまして、こういった条例上と実際の勤務時間との乖離、差というもの、私たちは一体どのように理解をすればいいのかということでもあります。であれば、少なくとも実際の労働時間に近づけた条例の制定というものが、法令の面からも求められるわけでありまして、議会がこれに対して40時間に改める、1日8時間労働掛ける5日間、 $5 \times 8 = 40$ 。40時間と定めることは当然のことではないかというふうに思うわけ

であります。

官民を挙げて時間短縮を合い言葉に現在取り組んでいるわけでありますが、公務員が、先ほどありましたように完全週休2日制実施の牽引車の役割を果たすということは、つまり官が民をリードしないといけない、確かに労働環境もあることは私どもも認めます。しかしいまだに民間では週休2日制も進行はしておりますが、完全週休2日制採用企業数の割合は、企業規模30人以上ではまだ全体で11.5%にとどまっているわけであります。市民に迷惑のかからない週休2日制でなくてはならないと思います。

なお行政サービスの低下につながらない工夫が何より必要でありまして、それらの提案がなされないことに、サービス低下の不安をだれしも感ずるのではないのでしょうか。間違いなく、最低でも先ほどの指摘のとおり、例え9月、10月から何らかの形で代替措置が取られたとしても、月4回の土曜日、現在では既に2日間は休みにしておりますので、土曜日2日のサービスの後退が数カ月間続くということは、市当局も認めざるを得ないはずであります。

先ほど私は日曜日も市役所の窓口をあけている、そういった工夫を行っている市があるということをお聞きしましたが、出雲市の例はどなたも御存じのことだと思います。やればできるわけでありまして、現在月2回の土曜日閉庁日をさらに日曜日も加えて、市内大手スーパーに開設したサービスコーナーで、窓口業務を既に今日実施をしているわけであります。こういったことも十分に私は勘案をしていただきたかったというふうに感ずるところであります。

条例の改正の内容と、私どもの修正の内容と直接かかわらないかも知れませんが、先ほど市長の話に、日本人が長い労働時間に耐えて、長時間労働を強いられているという話がありましたが、我が国の労働生産性は、諸外国に比べて著しく低くなっておりまして。日本は米国やカナダ、フランスなどに比べて、2割以上も生産性が低いわけでありまして。主要先進国11カ国の中では下から2番目、いわゆるブービー賞を取る位置に、日本は生産性の面ではあるわけでありまして。こういったことを考えますと、仮にいろいろな試算はあるわけでありまして、欧米の1,800時間に対抗するには、日本の現在の生産性からすると、1,950時間程度は1年間に日本人は労働しなければ、これからの経済競争に負けていくのではないかという指摘もあるわけでありまして。

私は勤勉は美德だと思いますし、私どもはそういう観点に立って、よりよい労働力を提供してもらうために、この週休2日制を市の職員の皆さんも積極的に生かしてもらいたいと思うわけでありまして、もう少し前向きな検討内容が提案されてしかるべきであ

りました。代替措置、行政サービスの後退を防ぐための具体的な提案はありませんでしたし、なおかつこういった条例の、明らかな実態とかけ離れた間違いもあるわけでありますので、私どもはあえて修正案の提案をしたところであります。

ちなみに組織や国家もそうでありますが、栄える時もあれば、衰亡の浮き目に遭遇することもあるわけであります。よく例に引かれるローマ帝国の場合には、最もローマ帝国の栄えた紀元前では、今日計算をいたしますと、年間実際の労働時間は、当時のローマ市民は2,300時間程度働いていたという数字があります。高度成長期の日本の労働時間に概ね匹敵をするわけであります。ところが最後の皇帝がその地位を追われた——社会科の歴史で覚えておられる方も多いと思いますが、紀元476年にはローマ帝国は滅びるわけであります。その時のローマ帝国の年間労働時間は、1,400時間と計算されております。週休3日プラス20日間の休みが当時の暦に記録をされております。しかも出生率は低下をして、いわゆる日本で言われている3Kの仕事、そういったものはすべて外国人に頼る、当時のローマ市民の姿が、何か私どもには非常に教訓めいて映ってくるわけであります。やはり勤勉は尊いものであり、美德であるという考え方に立ち、この週休2日制によって養われた良質の労働力を、さらに市民サービスに結びつけていただきたい。

最後にこの条例の修正案については、週休2日制の内容や本質に触れたものではなく、極めて事務的に1週間の労働時間を実態にあわせるべきだ。また労働基準法の改正に伴って、政令で決められている段階的な削減のその数字からも明らかに間違いでありますので、私どもはあえて提案をして、市当局にそのことの反省を求めているわけであります。羊頭狗肉になってはならないわけであります。看板には44時間と掲げて、中身をよく見たら38時間45分であったということでは、市民を欺くことになってしまうわけでありまして、この週休2日制が羊頭狗肉のそしりを受けないためにも、今回の修正案を提案をしたわけであります。

以上で市議会自由民主党を代表しての原案反対、修正案賛成の意見といたします。

○議長（黒川重憲君） これをもって意見を終結いたします。

これより修正案について採決をいたします。市川資信君ほか8名より提出された修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手少数であります。よって修正案は否決されました。

よって原案について挙手により採決いたします。原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって議案第64号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第65号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第66号、日野市職員の育児休業等に関する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（板垣正男君） 御報告いたします。

議案の第65号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号、日野市職員の育児休業等に関する条例の制定についてでございます。

総務委員会では慎重審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 続けて恐縮ですが、議案第66号の育児休業に関する条例の制定について、地方公務員の育児休業等に関する法律が施行されて、子育てに当たる職員の継続的な勤務と福祉増進の目的が確実に達成をされていくということを期待するものであります。ただ巷間言われているところでは、法律では育児休業をしている期間については給与を支給しないとなっておりますし、条例でも同様の条文の記述があるわけでありまして、しかしながらこの無給とするという規定があるにもかかわらず、給与を支給しないという法律の規定があるわけでありまして、聞くところによれば互助会の会費をもって、この共済年金の掛け金、あるいは互助会の会費を充てるということも、私ども聞き及んでいるところであります。間違っても地方公務員の育児休業法に関する法律に触れるようなことを自治体が行うということは想像だにできないわけでありまして、しかし今の森田市政ならばやりかねないとも同時にまた考えるのも私ひとりではないというふうに思います。

自治省や東京都の指導では、この給与見合いの支払いは支出根拠がなく、違法だという見解を取っておりますので、今後こういったことが行われるかどうか、議会は重大な関心を寄せるべきだと思いますが、この点多少の懸念を持ちますので、意見としてそういった違法行為がなされないよう、考え方、私どもの見解を述べておきたいと思っております。

なお、どうしても生活に困るから、何らかの形で給付を受けたいという職員の方があれば、貸付の形でならばどうぞお出しくださいという自治省、東京都の指導もあると聞いております。違法なことは繰り返されないよう、しとつ市当局ではきちんと法律の趣旨にのっとった育児休業法の運用を図っていただきたいことを、意見として申し述べておきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第65号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第66号、日野市職員の育児休業等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件を議題いたします。

本件については2常任委員会に分割付託をいたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（板垣正男君） 総務委員会に付託されました補正予算、歳入全般2,756万8,000円、歳出のうち総務費、総務管理費1,687万9,000円、第2表債務負担行為補正4億9,188万円でございます。

委員会で慎重審査をいたしました。意見といたしましては、債務負担行為については、庁内の調整がしっくりいってなかったのではないかと。計画を立てた段階から、しっかりとこうした予算関係についての見通しを持った取り組みをすべきではなかったかという意見が、出されました。さらに総務管理費については、人事案件の提案された際に当然予算措置が図られるべきものではなかったか。地方自治法に沿った執行をしっかりとやっていたらいいという意見が出されまして、全会一致可決すべきものと決しました。

よろしく御審議をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第56号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第1号）歳出のうち、民生費、衛生費についてであります。

民生費が母子寮措置経費として604万9,000円、衛生費がごみ処理施設経費として464万円計上されました。このうち衛生費について1件質疑がございました。まず衛生費の中身について御説明申し上げます。衛生費の464万円はごみ処理施設経費という内容になっておりまして、ことしに入り、ガスボンベの爆発が多発しておる。2月から6月までに計6回爆発している。こういう事故が発生しておる。その対策として破砕機に押し込み送風機というものを取りつけ、爆発を防止しようというもので、この機能についてわかりやすく申し上げますと、破砕機の内部に空気を強制的に送り込みまして、可燃ガスの濃度を薄める、結果として爆発が防げる。こういう働きをする装置でございます。

質疑の内容はガスボンベを捨てさせないために、また注意を促す意味で市民に対するPRが必要である。どのように考えておるか、こういう質問でございます。答弁としましては、広報、あるいはパンフレット等をお願いをする。さらにはプロパンガス業者にも回収をお願いしたい、このように考えているという答弁がございました。

慎重審議の結果、特に意見はなく全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第56号、平成4年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第54号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本議案は南平八丁目にございます「くまどう地区広場」を廃止するという内容です。理由は土地の持ち主より駐車場にしたいため返還をしてほしいと、こういうことで3月31日付で契約を解除したということです。

主な質疑としましては、生産緑地法との関連で残念であるが、他に代替地はないのか。過去にも事例はあったが、基本論としてやむを得ずあきらめるのか。あるいはほかに見つけるのか、考え方を聞きたい、この2点がございました。答弁としましては、利用するとなると、「かしまだい地区広場」になってしまいます。そこしかない。さらに現在個人から土地を借用しているところは、「あずまちょう地区広場」を残すだけである。しかし地区ごとに広場が必要であることは望ましいと考えている。このような答弁がございました。

慎重審査の結果特に意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

○議長（黒川重憲君） これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第54号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第67号、日野市立シルバー人材センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第68号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第67号、日野市立シルバー人材センター条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は週休2日制導入に伴いまして、毎週土曜日を休館日とする内容です。主な質疑としましては、土曜日が休みになるが、心配な点があれば教えていただきたい。それと勤務時間が訓令により8時30分から本日の総務委員会の中で、8時15分に改正された。シルバー人材センターの使用時間は8時半から5時となっておりますけれども、改正しなくてもよいのか、こういう質問がございました。答弁としましては、実際の就労については土曜も日曜もしている。事務所だけが全土曜日休館になるので、特に問題はない。それから2点目の質疑では、シルバー人材センターは人は別個の団体である、社団法人でございます。特にその指導については都の方からの指導が強い。したがって市としては、このことについて余り口を挟むことができない。職員もそこには派遣をしていない。こんなことから8時半から5時で問題はありませぬ。こういう答弁がございました。

慎重審議の結果特に意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして議案第68号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は児童館の利用時間を現行の午前9時15分からとなっているのを、午前9時からに改正するものでございます。

主な質疑としては、週休2日制導入で土曜日も休館になるのか。また将来的に学校が五日制になった場合どうなるのか。それと週休2日制導入で、いろいろな分野で問題が発生してくると思うが、職員の増員についてどのように考えているのかという二つの質疑がございまして、答弁としましては、土曜日通常どおり開館する。現在3名の職員で対応しているけども、ローテーションを組んで土曜日は2名で対応していきたい。将来的な考え方については、できるだけ開館をしていきたい。また学童クラブについては保護者と現在いろいろと協議をしているところである。それから職員の増員につきましては、児童館、学童クラブは現状の中でローテーションを考えている。保育所について

は人員増を考えている。このような答弁がございました。

慎重審議の結果特に意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決をいたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第67号、日野市立シルバー人材センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第68号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第55号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬 隆君） 建設委員会に付託されました議案第55号の審査報告を申し上げます。

議案第55号の建設委員会の審査は19日と本日行いました。19日の審査に当たって冒頭委員長より、11日の議案上程時、委員会付託前の本会議での指摘に対する検討も含めての議案の説明を求めました。この議案は日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の全部を改正するものであります。名称、その他の要望、文体をはっきりさせてわかりやすくしたこと、鉄道事業者等の責務を入れたこと、放置自転車の処置を実質6カ月だったものを、移動してから2カ月にしたこと。市営駐車を管理委託することができることなどが改正する特徴点として説明され、市営駐輪場の名称、位置を規則で定めることがそのまま説明されました。

質疑に入り、第12条2項の市営駐輪場は規則で定めるに質疑が集中しました。地方自治法244条の2により、規則ではなく条例で定めるべきで議論の余地はないという発言、これに関しての各市の状況はどうか。条例だったら不都合が生じるのか。条例にこだわる理由は何なのか。条例で定めて変更する必要があるら、専決でできないのかなどの

質疑がありました。途中で前田助役も加わって、提案者側の答弁は、他市の状況は36の市や区の中で、14の市区が条例で、5市区が規則で、17は定めてない。大田区では有料駐車場は規則で、無料駐車場は告示のみで運営されている。規則で行うのは弾力的運営ができる。公園や都道に置いている現状は形態が不安定であり、規則だと小回りがきくなどが答えられています。このほか保管場所で有料と無料があることなどの疑問点の指摘などがありました。条例か規則かということの是非の問題で、都の地方課との相談も含めて再検討せよということで、19日の委員会は継続審議といたしました。

そして本日9時半より建設委員会を再び開催しました。冒頭前田助役より、議案を訂正したい、条例で駐車を定めるようにしたいとの発言がありました。このことを定めた12条の訂正と、別表の追加のほか、幾つかの指摘についてはさらに検討したが、原案で問題はないものと判断した。運営上どうしても必要があれば、支障があれば考えていきたいということが付け加えられました。幾つかの質疑があった後、議案の訂正を委員会として認め、議案訂正の本会議のために委員会を休憩といたしました。先ほど開催されました本会議で訂正がされましたので、その後委員会を再開し、新たな原案について議案第55号を審査いたしました。採決の結果、全会一致原案を可決と決した次第でございます。

以上が建設委員会の審査報告であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君） ちょっと簡単に伺いますが、今の報告の中でそれぞれ本会議場での、私の方で指摘をした関係も検討されたというようなことで報告があったかと思うのですが、若干内容に触れて、最後までまとめたときに今後見直しをしていくのだというようなニュアンスで何か言っていたのかなと、ちょっと聞き取りがうまくいかなかったものがあるので、そこら辺の関係をどのようにとらえられているかということと、それから新たに規則から本則、要するに条例で決めた駐車場の場所が相当少なくなっているという現状が、今までの規則に出ていたものが即条例に載ったのではない事実があると思うのですが、この辺はどのように委員会としては対応されたのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 建設委員長。

○建設委員長（一ノ瀬 隆君） 本会議で土方議員が発言されたことの一つの条例で定むべきだということについては、最初の段階では規則でやるということで、そのまま発言があったわけです。それ以外についてはいろいろ申されたと思うのですが、検

討した結果、現状では問題がないと判断した。しかし今後運営していく中で、どうしても支障があれば考えていきたい。条例を見直すとか、あるいは予算をつけるということもあるでしょうから、そういうことで考えていくということでもあります。

それからたしか規則で載せられたものから、条例の別表に載せられたものは、六つでしたか（「八つ」と呼ぶ者あり）、八つかな。少なくなっております、その報告はありましたけども、それについての詳しい説明はございませんでした。必要であれば担当部長の方から答えさせますのでよろしく願いいたします。（「了解するわけないよ、建設委員はぼやっとしてないよ、ちゃんと説明があったよ、それで了解するには。正確に報告してください。」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（小俣雅義君） お答えいたします。

本則の別表に位置づけられているいわゆる市営駐輪場の数が減ったという御指摘は、そのとおりでございます。

委員会でも御説明いたしましたとおり、市営駐輪場と言われているものの中で、実態上財団法人自転車駐車場整備センターは実質的に所有となって、実質管理を行っている。これはもともと市が土地を提供して、上物、施設を自転車駐車場整備センターが整備をする、その一定期間は整備センターの所有物として運営をして、しかるべき後に市に無償で譲渡するというような、そういうような性質のものについてはすべて本則、別表から外したという経過でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 土方尚功君。

○15番（土方尚功君） 今の説明でわかりました。ただ前段の委員長の関係であります。市側がこれから検討、要するに手直しをする部分があればということが含まれておりますが、本来は完璧なものを出していただく。私の方は若干適正をちょっと欠く部分があるのじゃないかという視点から質疑もした背景もございまして、特に事例等で11条の関係等の一定の期間の、告示の期間というようなものも規則に定めているのは、告示をすることについては定めてますけども、その一定期間というのはどの程度なのかというように、明らかに今の規則を読んでもわかりません。今現在でもそうです。そのようなことがありまして大分指摘をしたい部分もあったのですが、いずれにしても市が今回はどうも完璧ではないという要素を、若干ニュアンスとしてとらえているようですから、ぜひそういった不都合な点はこれから積極的に手直しをかけていただく。本来は手直しをかけるのではなくて、これ完璧なんだというようなぜひ条例を出していただ

くというようなことで、立った質問の状況でありますから、そんなことを指摘させていただいて終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第55号、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第57号、市道路線の一部廃止、議案第58号、市道路線の廃止、議案第59号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○18番（一ノ瀬 隆君） 議案第57号、58号、59号の建設委員会での審査報告を申し上げます。

57号、58号は市道路線の廃止であります。ともに現況が廃滅して、道路としての機能を失っているため、民有地と道路用地の交換を行うため、廃止するというものです。

57号、58号ともに慎重審議の結果、全会一致可決と決した次第であります。

59号は市道路線の認定であります。国土調査法に基づいて、地積調査が完了したので、12本の道路を市道として認定するというものです。三沢の917番地から924番地にわたるところで、梅ヶ丘団地と呼ばれているところです。建設委員会として現地調査を行った後で、審査を行いました。この梅ヶ丘と同じような平山苑はどうなのか、こういうところは他にあるのか、この道路の今後の整備計画は。今まで改善要求はあったか。急坂の危険防止対策はなどの質疑がありました。今後よく検討して、市道として対処していく旨の答弁があり、採決の結果、全会一致可決と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第57号、市道路線の一部廃止、議案第58号、市道路線の廃止、議案第59号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第3-10号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（天野輝男君） 文教委員会の請願審査報告をいたします。

請願第3-10号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情について継続審査してまいりました。今回教育委員長からの説明があり、国庫補助金の半額は確保できているということでした。慎重審査の結果、本件につき採決いたしましたところ、挙手少数であり、不採択と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 本請願について一言意見を申し上げておきたいと思っております。

この請願第3-10号は文教委員会では、次の同趣旨の請願と一括審議がされたものであり、今の委員長報告によって不採択と決したということでもあります。しかしこの請願の要旨を見ますと、これは本会議において全会一致採択すべき趣旨のものであるということを感じますので、意見を申し上げておきたいと思っております。

請願の趣旨は、現行の学校事務職員、栄養職員等の給与費を、国庫負担を堅持してほしい。また教育費関係のカット削減されたものを復元してほしいという陳情でございます。御承知のとおり文部省も学校事務職員、栄養職員を学校教育に不可欠な機関職員と位置づけている。請願にそのように述べているとおり、現在そういうふうになっている

わけでございます。ところが1984年以来、数年間にわたりまして毎年、この学校事務職員、栄養職員の給与費半額国庫負担適用除外の動きが極めてあらわに大蔵省等からなされてまいったものでございます。

削除、カットされたものとしては、教材費、旅費が国庫負担から除外され、また恩給費が除外、一般財源化し、共済追加費用等の国庫負担が削減をされるなどの問題が、大きな政府の教育に関する予算編成の仕方として国民の間で問題になってきているわけでございます。これらの削減、除外されたものは、当然今の国の財政条状況から、中央政府が負担すべきであるというふうに私は思うものでございます。

そしてまた義務教育費の国庫負担、取りわけ教職員の給与の半額負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための重要な柱となっているわけでございます。これが地方自治体に負担が転嫁されますと、各自治体の財政力に左右されるようなことになっては、義務教育の考え方を根底から揺るがすことにもなるのでありまして、あくまでもこれは教育基本法、学校教育法の観点からも政府が全額負担をしていくのが筋であるというふうに思います。

文教委員会の質疑におきましても、教育長が答弁で指摘されておりました。今東京都が負担しているこれらの予算を、もし日野市に持ってこられると大変多額で、影響は大である、こういう趣旨の答弁をしているわけでございます。そのとおりでありまして、学校事務職員、栄養職員の給与は、年額約1,000億円に及んでおります。これが市町村などに転嫁されるということになれば、大きな財政困難を地方自治体にもたらすことは当然です。それに加えて最近政府の方は、国と地方の機能分担、費用分担のあり方を勘案し、引き続き見直しを行うということで、制度問題としてこのことを今後地方に負担させていこうというふうになってまいっております。

したがって今年度国民の運動によって現状維持の国庫負担がなされたとしても、来年度以降においてまた削除され、除外される方向が出てくることは日を見るよりも明らかでございます。

全国議長会等におきましても去る5月の27日、全国662市の議長ら関係者1,700人が東京日比谷公会堂に参集をいたしまして、第68回の定期総会を開いております。ここで最も強く政府に要求する決議として上がったのは、地方財政の充実強化に関する決議でございます。地方交付税のカット、これは絶対にしてはならない。そしてまた地方財源の確保を図るため、政府は大きな力を注ぐべきである、この趣旨の決議もしております。

さらにまた地方財政の問題では、全国自治体病院経営都市議会協議会、これも先日公

立病院、自治体病院の累積赤字解消の措置を政府が取るように強く要望をしているなど、今地方財政の中で政府の、特に教育費を負担してくれという声は強いわけでございます。このような観点からは、さきの議会でも全会一致でこの請願を採択したこともございますように、今回も全会一致で採択をすべきであるというふうに思うわけです。文教委員会の質疑の中では、継続審議の期間は政府の模様を見よう、あるいは調査しようということで継続審議になった向きもございました。ところが政府が国民の世論を受けて予算措置をした、そういう段階になると今度は請願の効用はもうなくなった、だから不採択にしようなどというそういう意見などが見られたわけでございます。これは請願者の趣旨、市民の意向を私は踏みにじるやり方ではないかというふうに思うわけでございます。

請願が継続審議であれ、あるいは今回の場合特に来年度のことも考えての請願となっているわけですので、そういう中で願意が達成されたならば、請願の趣旨も生きたのだということで、請願者の意向にこたえて積極的に採択をしていく。そして今後のこの願意の方向にもこたえていく。これが議会の立場であるというふうに思うわけでございます。そういう点から文教委員会では不採択となりましたけれども、良識ある全議員の皆さんのお力によって本会議では採択をされるように、心から切望するものであります。

次の請願も全く同趣旨の背景と要求から出ているものであるもので、文教委員会で一括審議となりましたけれども、次の請願のときは意見はもう差し控えますけれども、要望としては次の請願も全会一致で採択すべきであることを重ねて要望いたしまして、意見としておきます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君） 両請願2件については、委員会で不採択となりました委員長の報告を支持し、不採択賛成の立場から簡単に意見を申し述べたいと思います。

両請願については提出は、平成3年9月6日が請願第3-23号でありますし、請願第3-10号については平成3年6月11日に受け付けがなされたものであります。当然平成4年度の予算編成をにらんでの請願提出、これは陳情書でありますので、平成4年度予算が教育長答弁のとおり、また委員長の報告のとおり既に国庫負担の半額が実現しているという現実を直視いたしますと、本請願の趣旨は既に達成されたということから、請願の趣旨は失われたということが、意味を持たないということになるのは当然のことだというふうに思います。よって請願不採択ということに委員会としては決定をしたということで、私どももそのように主張した者のひとりであります。今、共産党の文教委

員の方から、国の負担のことについていろいろな見解が述べられました。国の財政状況から国が当然負担をすべきだということで、現在の制度ではもちろんそのようになっておりますし、平成4年度もそのことは何ら変わっていないわけでありましたが、果たして我が国は今意見でありましたように、国が負担を十分にするだけの能力を持っているかどうか。金持ちなのかどうかということを一応調べてみる必要があるというふうに思います。

日本の我が国の台所事情は一体どうかということも知っておく必要があるというふうに思います。税金を納めている国民がいるから、国の台所は常に潤っているとは限らないわけでありまして、結論を申し上げますと、日本の政府はもう余りお金を持っていないということになるわけでありまして、今の国の借金である国債の発行残高、これは174兆円に上っております。国民1億2,000万人でありますので、国民1人当たり136万円の借金をしているということになるわけでありまして、国の税収というものが大体約60兆円でありますから、年間税収の約3倍の借金をしているということになります。しかも毎年国債は利払い費だけでも12兆円に上っております。国民の税金の5分の1が、過去の借金の穴埋めに充てられているというのが、今日の政府の財政事情、台所状況ということになります。

また国際比較で財政状況を見てみましても、長期の政府債務残高の対GNP比を見てみますと日本が44.7%、アメリカも高く54.4%、ドイツが21.5%、イギリスが30.4%となっておりますので、日本とアメリカが巨大な借金国であるということがおわかりいただけるというふうに思います。こういった議論に対しては厚生年金、あるいは共済年金、社会保障基金などの積み立て、これが大幅にあるではないかという意見も反論として出されるかも知れませんが、これらは今後の高齢化社会に向けて、国民負担の大幅な増加を救うためにどうしても取り崩してはならない国の一つの資産、基本的な財源ということになるわけでありまして、確かに一生懸命日本人は働いて、貿易の黒字も年間1,000億ドルを超す状況であります。この黒字の金額は政府は全く自由にできない状況にあるわけでありまして、ほとんどが日本政府ではなくて、民間がこの黒字は所有しているわけでありまして、こういう貿易黒字をもってして、国は金を持っているという指摘は全く当たらないのであります。よって国の財政負担、財政状況からして国が今後とも永遠に負担をし続けるのは当たり前ということは、我が国の財政状況を見ると即座には断定できない客観状況があるということ、私たちは認めなくてはならないと思えます。

当面国庫負担の関係ではこの事務職員並びに栄養士については、今年度も維持をされておりますので、当面はこの方向が維持されるということは当然であります。臨時教育審議会の最終答申などに見られますように、永遠にこの割合を国が常に負担をすべきだという固定的な考え方は私はいかがかと思えます。常に教育にかかわる既存の制度、施策の全般にわたって、国と地方が適切に負担をしていく、そういったことは常に検討されてしかるべきでありますので、教育、財政が合理化され、効率化されて、国民がだれでもより向上した教育環境の中で教育を受けられるように、常に制度の検討を行っていくことは当然であります。

ですから今回は当面この請願については、国庫負担制度が維持をされているとういことで、この請願を採択する意味合いは失われている状況をかんがみ、私どもとしては当然不採択の結論を出すのが適切だというふうに思います。以上、意見といたします。

○議長（黒川重憲君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって請願第3-10号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情の件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第3-23号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（天野輝男君） 請願第3-23号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件について、文教委員会の審査報告を申し上げます。

文教委員会では第3-10号と一括審査してまいりました。そして先ほど私が申し上げましたように、教育長からの説明が決め手となったと私は判断しております。国庫補助金の半額確保ができた、そこに確保できているということが一番の決め手になったと私は思うわけであります。（「私はでない」と呼ぶ者あり）本件について慎重審査の結果採決しましたところ、挙手少数であり、不採択と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（黒川重憲君） 挙手多数であります。よって請願第3-23号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第3-30号、安心して飲める水道水の水質基準に関する請願、請願第3-36号、日野市民葬斎場建設促進に関する請願、請願第4-4号、乳幼児（3歳未満）医療費無料制度を求める陳情、請願第4-6号、神明・大坂上地区に児童館（七小児童クラブを含む）と図書館を設置することに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君） 請願第3-30号、安心して飲める水道水の水質基準に関する請願について厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は平成3年12月13日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでありまして、日本婦人会議日野支部代表、一ノ瀬佳子さんほか20名の方から、今日酸性雨、農薬などの影響で、水環境は深刻である。水質汚染も大きな社会問題となっている。そこで34年前に決められた水道法による水質基準を、今日的に見直しをするよう国に対し要望をしていただきたいという趣旨の請願でございます。

委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

請願第3-36号、日野市民葬斎場建設促進に関する請願につきまして、厚生委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本請願は平成3年12月20日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでありまして、日野市石田303の9、内匠照良さんから、住宅事情等により自宅で葬儀ができない。こういった状況にある。加えて地区センターも利用できないことを考えると、大変心配である。早急に市民葬斎場を建設していただきたいという趣旨の請願ござい

す。

委員会としましては慎重審査の結果、日野市にも葬斎場は必要である。全市的な問題としてとらえ、建設を検討すべきであるということで、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に請願第4-4号、乳幼児（3歳未満）医療費無料制度を求める陳情につきまして、厚生委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本請願は平成4年3月12日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでありまして、新日本婦人の会、日野支部長内山美知子さんから、乳幼児期全般は医学的保護が大きく必要とされる時期である。親の医療費負担の軽減も考えあわせ、現在の1歳未満無料を3歳未満無料にさせていただきたいという趣旨の陳情です。

委員会としましては慎重審査の結果、都議会における一般質問に対する答弁は、前向きに対処していきたいということになっております。したがって全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

請願第4-6号、神明・大坂上地区に児童館（七小小学童クラブを含む）と図書館を設置することに関する請願について、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は平成4年3月12日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでありまして、七小小学童クラブ父母会会長中野中さんほか5,615名の方から、神明大坂上地区に児童館と図書館を設置していただきたいという趣旨の請願です。委員会としましては慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本4件について採決いたします。本4件に対する委員長報告は採択であります。本4件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって請願第3-30号、安心して飲める水道水の水質基準に関する請願、請願第3-36号、日野市民葬斎場建設促進に関する請願、請願第4-4号、乳幼児（3歳未満）医療費無料制度を求める陳情、請願第

4-6号、神明・大坂上地区に児童館（七小小学童クラブを含む）と図書館を設置することに関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第3-11号、日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願、請願第3-12号、拙速なる日・朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情、請願第4-1号、米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情、請願第4-2号、横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情、請願第4-3号、労働時間短縮についての陳情、請願第4-7号、請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情、請願第4-9号、旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本7件については、総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第4-8号、七ツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本4件については、文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第2-24号、「(仮称)浅川公会堂建設」に関する請願、請願第2-25号、中ホール建設に関する請願、請願第3-17号、日野市市民多目的ホール新設に関する請願、請願第3-29号、東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情、請願第4-5号、日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本5件については、厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第2-4号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第2-28号、大坂上二丁目の「(仮称)日野マンション」の建設計画に関する請願、請願第3-4号、区画整理の諸点について御配慮下さいの請願、請願第3-5号、まちづくりに住民参加を大切に下さいの請願、請願第3-19号、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願、請願第3-31号、都住宅供給公社による仮称「コーシャハイム神明三丁目住宅」の建設に反対し計画の撤回を求める請願、請願第3-33号、山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願、請願第3-34号、団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願、請願第4-10号、多摩川自治会内の建築許可に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本9件については、建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされた

いとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第42、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第43、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第44、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒川重憲君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第45、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。
交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査に
されたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、
閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第46、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたし
ます。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中
の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、
閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後11時29分 休憩
後、再開に至らず閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定によ
り署名する。

日野市議会議長 黒川重憲

署名議員 名古屋史郎

署名議員 竹ノ上武俊

